

平成31年

島本町議会2月定例会議 会議録

平成31年 2月27日 開議

平成31年 3月27日 散会

平成31年 2月27日 (第1号)

平成31年 2月28日 (第2号)

平成31年 3月 1日 (第3号)

平成31年 3月 5日 (第4号)

平成31年 3月27日 (第5号)

島 本 町 議 会

平成31年島本町議会2月定例会議会議録目次

第 1 号 (2 月 2 7 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○諸般の報告	4
○一般質問	5
・福嶋議員	5
・戸田議員	17
・河野議員	27
・村上議員	37
・中田議員	41
・伊集院議員	55
○第1号議案 工事請負契約の締結について	60
○第2号議案 町道路線の廃止及び認定について	69
○第3号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額 等に関する条例の一部改正について	72
○延会の宣告	75

第 2 号 (2 月 2 8 日)

○出席議員	79
○議事日程	80
○開議の宣告	82
○第4号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止について	82
○第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第6号)	92
○第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	92
○延会の宣告	155

第 3 号 (3 月 1 日)

○出席議員	1 5 7
○議事日程	1 5 8
○開議の宣告	1 6 0
○第 5 号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第6号）	1 6 0
○第 6 号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	1 6 0
○第 7 号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	1 7 7
○第 8 号議案 平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）	1 8 0
○平成31年度 施政方針	1 8 2
○第 9 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	1 8 2
○第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	1 8 2
○第11号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 8 2
○第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	1 8 2
○第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について	1 8 2
○第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 8 2
○第15号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について	1 8 2
○第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	1 8 2
○第17号議案 島本町下水道条例の一部改正について	1 8 2
○第18号議案 島本町水道事業条例の一部改正について	1 8 2
○第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について	1 8 2
○第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について	1 8 2
○第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算	1 8 2
○第22号議案 平成31年度島本町土地取得事業特別会計予算	1 8 2
○第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	1 8 2
○第24号議案 平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	1 8 2
○第25号議案 平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算	1 8 2
○第26号議案 平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	1 8 2
○第27号議案 平成31年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	1 8 2
○第28号議案 平成31年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	1 8 2
○第29号議案 平成31年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	1 8 2
○第30号議案 平成31年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	1 8 2

○第31号議案 平成31年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	182
○第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算	182
○第33号議案 平成31年度島本町下水道事業会計予算	182
○大綱質疑（第9号議案から第33号議案まで）	222
・大阪維新の会（大久保議員）	222
・コミュニティネット（平井議員）	235
・人びとの新しい歩み（戸田議員）	246
○延会の宣告	259

第4号（3月5日）

○出席議員	261
○議事日程	262
○開議の宣告	264
○大綱質疑（第9号議案から第33号議案まで）	264
・自由民主党クラブ（清水議員）	264
・公明党（岡田議員）	281
・会派に所属しない議員（河野議員）	293
○第34号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第7号）	304
○延会の宣告	306

第5号（3月27日）

○出席議員	309
○議事日程	310
○開議の宣告	312
○各常任委員長報告（第9号議案から第33号議案まで）	312
○第9号議案から第33号議案までの討論・採決	313
○第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	365
○第35号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第8号）	366
○散会の宣告	389

※付議事件の議決結果	392
------------	-----

平成31年

島本町議会2月定例会議会議録

第1号

平成31年2月27日(水)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第1号)

年 月 日 平成31年2月27日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持田 学
総 合 政 策 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由岐 英	健 康 福 祉 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	都 市 創 造 部 理 事	柏木 栄一	上 下 水 道 部 長	水木 正也
消 防 長	近藤 治彦	教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢
教 育 こ ど も 部 次 長	川畑 幸也				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹藤 博美	書 記	村田 健一	書 記	小東 義明
---------	-------	-----	-------	-----	-------

議事日程第1号

平成31年2月27日(水) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

福嶋議員 1. 私立中学校・高校移転開校影響対策と地域貢献連携を問う

2. 地震・風水害への島本町の備えについて

戸田議員 1. JR島本駅西・地区計画案の問題点
～景観形成と適正人口規模をめざして その2～

2. ココが問題！文科省の改訂・放射線副読本

河野議員 1. 歩道のフラット化等—安全・安心の交通・道路施策について

2. JR島本駅西地区都市計画—駅前広場と保育所整備について

3. マンションライフの質向上へ—相談窓口と開発規制について

村上議員 1. 水無瀬駅周辺の商店の活性化について

2. 阪急水無瀬駅タクシー車庫跡地について

中田議員 住民は島本駅前に高層マンションができることをのぞんでいるのか？

伊集院議員 子育て世代・共働き家庭へのバックアップを！その1
～保育所選考の兄弟加点・兄弟枠について～

日程第4 第1号議案 工事請負契約の締結について

日程第5 第2号議案 町道路線の廃止及び認定について

日程第6 第3号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

日程第7 第4号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止について

日程第8 第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第6号)

日程第9 第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第10 第7号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

- 日程第11 第 8 号議案 平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 第 9 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第15号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について
- 第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について
- 第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 平成31年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 平成31年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 平成31年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 平成31年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 平成31年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 平成31年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算
- 第33号議案 平成31年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成31年島本町議会2月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から3月27日までの29日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 大久保議員及び12番 伊集院議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

淀川右岸水防事務組合議会議員の村上議員から、組合議会の結果報告があります。

村上議員 (登壇) おはようございます。それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る平成30年12月25日午後3時から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会定例会が開催されました。

案件についてですが、まず、報告第1号の平成29年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告については、監査委員の意見を付し報告があり、原案どおり認定されました。

報告第2号 平成30年度淀川右岸水防事務組合定期監査結果報告の提出については、「地方自治法」第199条第9項の規定により、平成30年度分の定期監査結果の報告がございました。

報告第3号 淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果報告の提出については、「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果の報告がございました。

次に、議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第15号 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第16号 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案の3件については、それぞれ審議を行い、原案どおり可決されました。

続いて、議案第17号 平成30年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案(第1回)については、歳入歳出それぞれ1,412万8千円を追加し、総額1億3,295万3千円とするもので、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

最後に議長より、国に対し「淀川堤防強化等治水事業促進について」の要望書を提出

した旨の報告がありました。

以上が概要のご報告であります。詳細につきましては、議会事務局に資料を保管いたしております。

以上、簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

川嶋議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、戸田議員、河野議員、村上議員、中田議員、伊集院議員の順で行います。

それでは、最初に、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ） おはようございます。通告に基づき、福嶋保雄の一般質問を行います。

1点目は、「私立中学校・高校移転開校影響対策と地域貢献連携を問う」と題して、お尋ねいたします。

若山台一丁目の研究所跡地に私立中学校・高校が移転される予定で、現在、建物の建築が進んでおります。そして、今年の下期には来春の開校に向けた様々なイベントが行われ、学校としての活動が始まるとのことです。

その学校は、どのような規模で、どのような施設を有する学校か、お尋ねいたします。

都市創造部長 おはようございます。それでは福嶋議員の一般質問のうち、1問目の「私立中学校・高校開校への影響と連携」について、ご答弁申し上げます。

まず、「学校の規模と施設について」でございます。

ご指摘の若山台一丁目の研究所跡地におきましては、現在、学校法人浪商学園により、大阪青凌中学校・高等学校の校舎新築工事が進められております。大阪青凌中学校・高等学校につきましては、現在、高槻市内に所在されておりますが、来年4月には、現在の高槻市内から本町内の新校舎に移転する予定であるとお聞きしております。

新設される学校の概要でございますが、敷地面積は約2万5,400㎡で、教室棟と体育館棟と、その他の小規模な建物6棟の合計8棟の建物、またグラウンド、テニスコート、職員駐車場、駐輪場、緑地等が計画されており、建物につきましては、全体で建築面積約4,600㎡、延床面積約1万1,100㎡の計画を立てておられます。また、生徒数につきましては、現在、中学校と高等学校を合わせて約850人の生徒が在籍されているとされており、本町への移転後におきましても、同程度の生徒が在籍されることになるものとお聞きしております。

以上でございます。

福嶋議員 生徒が約850名、敷地面積約2万5,400平米、建物延床面積1万1,100平米ということです。敷地面積としては二小・二中よりも一回り大きく、建物延床面積が倍、

生徒数も倍前後のイメージかと思えます。

ちなみに、生徒数の中学生・高校生の内訳イメージ、駐輪場のキャパシティ及び体育館の面積、イメージをご存じか、お尋ねいたします。

都市創造部長 中学生・高校生の生徒数の内訳でございますが、現在は約 50 名が中学生で、残りの約 800 名が高校生とお聞きしており、本町への移転後につきましても、同程度の人数になるものとお聞きしております。

また、体育館棟につきましては、延床面積が約 1,850 m²の 2 階建てで、体育館や部室、ランニングスペース等を計画されており、駐輪場につきましては床面積約 300 m²で、約 300 台分設置される計画をされております。

福嶋議員 体育館は 2 階建てで、二小の約 3 倍、二中の約 2 倍弱の延床面積という大きなものであり、自転車駐輪場は約 300 台を準備されるとのこと。結構、思ったよりも大規模で、来春以降、多くの生徒の通学が予想されますが、百山や若山台の住民への影響を最少減にすることを含め、交通環境整備等の状況について、お尋ねいたします。

都市創造部長 続きまして、「交通環境整備等の状況について」でございます。

役場前に位置する町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線においては、従来から歩行者の交通環境の改善が必要であると認識しておりましたが、来年 4 月に中高一貫校の開校が予定されており、多くの生徒の通学に伴い、さらに交通量が増加いたします。

これらのことから、現在、当該路線におきまして、役場前から学校までの一部区間、高木の移植や伐採、低木の除去などによる歩道拡幅工事を実施いたしております。進捗といたしましては、高木や低木の移植や伐採等が完了し、現在、横断防止柵の設置に着手しております。今後、仕上げとなる舗装工事を行い、3 月末までの竣工を目指し、整備を進めてまいります。

また、現在、JR 島本駅構内につきましても、朝の通勤時間帯におきましてはホームや改札が混雑しておりますことから、安全対策の観点から、ホーム柵の設置や改札口の増設について、鉄道事業者と協議を開始したところでございます。

福嶋議員 町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の歩道拡幅工事の計画的な推進をいただき、ありがとうございます。自転車の利用者を含め、安全で安心して利用いただけるよう、高槻から島本町への動線を含め、環境整備のご検討、ご推進をお願いいたします。

今回のように、学校が移転してくる場合、通学時等の安全対策・交通環境整備は不可欠ですが、それ以外にどのようなことが想定されているのか、お尋ねいたします。

総合政策部長 続きまして、「通学時等の安全対策・交通環境整備以外に、どのようなことが想定されるか」ということでございます。

一般的に想定される事項といたしましては、地域における生徒の行動やマナーに関することが考えられます。一例といたしまして、広がって歩かない・騒がない等の登下校マナーのほか、駅前や商業施設、住宅街などでの飲食やごみなどの問題、近接するふれ

あいセンターなど公共施設の利用マナーなどについて、留意が必要と考えております。

また、近隣自治会に対しましては、同校から開校に向けての説明等を行っていただいているところではございますが、教育活動に伴い発生する音などの問題についても、近隣の住環境との調和を図っていただけるよう、適切にご対応いただく必要があると認識をいたしております。

なお、同校の開校に伴う調整事項等につきましては、庁議において部局横断的な検討を行っており、今後も必要な協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 庁議において様々な視点から検討を行っていただいているとのこと、今後とも継続的に、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で想定される課題に対して、町としてどのように取り組む予定か、お尋ねいたします。

総合政策部長 続きまして、「想定される課題にどのように取り組む予定か」ということでございます。

歩道の混雑緩和や自転車事故等のリスクを軽減するためには、島本高校や町立小・中学校と通学時間が重ならないよう、時間帯をずらすなどの調整が必要であると考えており、今後、学校側と具体の協議をしてまいりたいと考えております。

また鉄道利用者が増加することから、特にＪＲ島本駅については改札機が少なく、現状でも混雑する状況があることや、ホームの危険性なども懸念されることから、ＪＲ西日本に対しまして、ホーム柵を設置することや改札機の増設に向け、引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

さらに、自転車での通学者については、交通ルールの徹底や、教職員による要所での指導や見守りのほか、生徒全体に対し、地域社会の一員としてのマナー等に関する指導についても、お願ひしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。

これまでに交通対策含め、協議されてきたかと思ひますが、具体的にどのような協議を学校側と行ってこられたのか、お尋ねいたします。

都市創造部長 続きまして、「学校側との協議内容について」でございます。

現時点における主な協議内容といたしましては、ＪＲ島本駅や阪急水無瀬駅からの通学に伴う増加が見込まれるため、開校以降の両駅からの通学経路や、駅構内の混雑緩和に向けた通学時間帯の配慮、また、先ほどご答弁申しあげました本町が実施する役場前周辺から学校までの整備区間における交通安全対策の内容などの協議を実施させていただいております。また、登下校時における学校関係者による生徒への安全確保に向けた通行整理などにつきましても、連携の協力依頼を行っております。

以上でございます。

福嶋議員 通学時の課題検討ということで、主に公共交通機関使用時の検討、歩道通行整備の協議をいただいているとのこと、ありがとうございます。

一般的に大学が移転してくる場合などの場合は、大学の地域貢献として、地域が抱える様々な課題に対して、地域の将来像や夢の実現に向けて、大学の持つ固有の「知」を活かして、地域との連携、協力しあいながら、その成果を地域に還元すると言われておりますが、今回の中高一貫校の移転で様々な連携が想定できると思います。どのようなことを想定されているのか、お尋ねいたします。

総合政策部長 続きまして、「学校との連携でどのようなことが想定されるか」でございます。

学校との連携については、施設面では、体育館やグラウンドなど学校施設の地域への開放や、イベント等における地域連携、また防災面では避難所指定などが考えられます。また教育面では、部活動や教員の研修交流などのほか、町内一斉清掃など、町や地域の行事等への生徒の参加などが想定されます。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。今、様々な想定のお話をいただきましたが、その想定されている連携について、具体的にどのように連携していく予定なのか、お尋ねいたします。

総合政策部長 「連携する具体的な予定」でございますが、連携については相手のあることでもございますことから、本町の意向だけで実現できるものではございませんが、一つひとつの事案について、学校と協議を重ね、実現に向けて精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ご答弁、ありがとうございます。学校開校前に様々な協議を開始いただいているとのこと、安心いたしました。各種のご準備をいただくとともに、ぜひとも島本町の各種団体と学校との顔合わせの機会もつくっていただき、みんなの知恵が集まる、より地域に根ざしたウイン・ウインの関係となれるよう、一層ご尽力いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に2点目として「地震・風水害への島本町の備え」について、お尋ねいたします。

昨年は6月の大阪北部地震から西日本豪雨、台風第21号等の複数の台風など、島本町の住民の生活を脅かす多くの自然災害と、大きな被害が発生しました。その結果、近隣自治体での甚大な被害に、島本町の備えは大丈夫なのか、もし島本町で同じ災害が発生していたら、どのような被害が出て、どのような対応になっていたのであろうか、何を準備していれば良かったのか、などのご相談を多くいただいております。

そこで今回は、比較的事前準備ができる水害への備えとして実施されている「まるごとまちごとハザードマップ」と、いつ発生するかわからない巨大地震発生時の対応について、質問いたします。

平成 27 年 7 月の「水防法」改正を踏まえ、一昨年、平成 29 年 6 月 14 日に新たな淀川水系の洪水浸水想定区域が公表され、昨年平成 30 年 3 月 19 日に、水無瀬駅前広場に淀川の想定最大規模洪水による浸水位の「まるごとまちごとハザードマップ」標識設置がされました。

まず、1 点目の質問でございますが、淀川の想定最大規模洪水による浸水位標識設置の目的について、お尋ねいたします。

総務部長 それでは、2 点目の「地震・風水害への備え」について、ご答弁申し上げます。

まず、「浸水位標識設置の目的について」でございます。本事業は淀川管内水害に強い地域づくり協議会の取組みとして、国土交通省と連携して行ったものでございます。近年、全国各地で洪水等の災害が頻発・激甚化していることから、生活空間である街中の水無瀬駅前広場に水防災にかかる情報を標示し、洪水ハザードマップのさらなる普及浸透、住民等の水害に対する危機意識の醸成、避難所等の認知度の向上を図ることを目的として、設置したものでございます。

以上です。

福嶋議員 洪水等の災害が頻発・激甚化していることから、街中に「水防災にかかる情報を標示し、洪水ハザードマップのさらなる普及浸透、住民等の水害に対する危機意識の醸成、避難所等の認知度の向上を図ることを目的に設置」とのことです。

大阪府下の自治体の「まるごとまちごとハザードマップ」標識設置状況と、淀川水系の想定最大規模洪水による浸水位標識設置状況について、お尋ねいたします。

総務部長 続きまして、「大阪府内の自治体における『まるごとまちごとハザードマップ』標識の設置状況及び淀川水系の想定最大規模洪水による浸水位標識設置状況について」でございます。

国土交通省におかれましては、平成 18 年に「浸水位標識設置の手引き」を作成され、全国各地で設置の取り組みを進められておりますが、淀川水系の想定最大規模洪水による浸水位標識は、大阪府内では、平成 29 年度に初めて摂津市で 9 ヶ所と、本町において 1 ヶ所設置されております。現在、大阪市、吹田市、枚方市、寝屋川市及び門真市において、設置に向けて調整中であると聞き及んでおります。

以上です。

福嶋議員 島本町において、浸水位標識を 1 ヶ所設置されたとのことですが、このときの雨はどのような降雨を想定されているのか、お尋ねいたします。

総務部長 「降雨想定について」でございます。

平成 14 年に、国土交通省が公表された最大浸水想定では、2 日間で 500 ミリの降雨が

あり、愛知県などで10名が亡くなられた平成12年の東海豪雨に相当すると発表されております。平成29年に公表されました淀川水系で想定し得る最大規模の降雨は、24時間で360ミリの、年超過確率1000分の1に改められたもので、国内を降雨特性が類似した15のブロックに区分し、当該河川の流域面積でブロック内の任意区域の最大雨量を調査し、設定されたものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 今回、想定している最大規模の降雨、24時間に360ミリの降雨という降雨は、およそ年超過確率1000分の1程度とのことですが、具体的にどのようなイメージの雨なのか。住民にもわかりやすい近年の雨と比較、例示があるか、お尋ねいたします。

総務部長 国土交通省の例示では、京都市内を中心に嵐山などで大きな被害が発生した平成25年台風第18号での降雨の1.3倍、とされております。

以上でございます。

福嶋議員 平成25年台風18号では、瀬田川洗堰の全閉操作及び淀川水系の七つのすべてのダムで洪水調節・防災操作、天ヶ瀬ダム及び日吉ダムでの異常洪水防災操作、木津川流域の5ダムで貯留を増やす操作をしつつ、堤防が危険な状態にあった桂川の水位低下のために放流量をさらに減らして貯留を増やし、この島本にある三川合流点の水位を低下させるという統合操作を実施した結果、甚大な被害の発生を防ぐことができた、当時の状況がまとめられております。

最大想定降雨としては、そのときの1.3倍が想定されるとのことですが、島本町は、先ほども述べましたように、その三川合流地点にあり、事前の心構えや準備などの備えが大切だと思います。そこで質問です。

先般の洪水浸水想定区域の公表と同時に、浸水継続時間と家屋倒壊等氾濫想定区域が公表されているかと思いますが、島本町では、具体的にどのような状況になると想定されているのか、お尋ねいたします。

総務部長 続きまして、「島本町における浸水継続時間と、家屋倒壊等氾濫想定区域の想定について」でございます。

まず、「浸水継続時間」につきましては、国土交通省が示す図面によりますと、主にJR東海道線の南側で24時間の浸水が予想される区域が広がり、長いところでは、高浜、江川及び桜井の一部で最長72時間の浸水が予想されております。国土交通省から提供されたデータによりますと、平成14年公表のデータは、最大浸水深が5.51m、平均浸水深が3.53m、浸水面積は216haであったものが、平成29年公表のデータでは最大浸水深が5.59m、平均浸水深が3.11m、浸水面積は187haと、わずかに最大浸水深は深くなりますが、浸水面積では、平成14年当時に比べ河川改修が進んだことや解析精度が向上したことにより、約13%縮小するものとされております。

次に、「家屋倒壊等氾濫想定」におきましては、江川と高浜の国道171号線より南側

の地域におきましては氾濫流の到達が想定されておりますが、倒壊家屋等のデータは示されておられません。

以上でございます。

福嶋議員 ご答弁の中で「図面」と表現されたものは、浸水想定区域図のことだと思いますが、浸水想定区域図は、どの地域で、どのような状態になるのかが一瞥できる大変便利なものですが、そのシミュレーションしている前提条件をしっかりと把握して活用すべきものだと認識しております。

浸水想定区域図は、どのような前提条件において作成、提供されたものか、お尋ねいたします。

総務部長 浸水想定区域図につきましては、「水防法」により平成14年6月に公表されたもので、同法が平成27年に改正されたことに伴い、想定最大規模降雨によるものに改められました。淀川水系につきましては、平成29年6月に公表されております。

市町村におきましては、避難勧告の対象区域の絞り込みや、住民の避難判断に活用できるもので、想定浸水深から洪水時に水平避難が必要な区域であるか、また垂直避難が可能な区域であるかの判断が可能となりますので、水災害による被害の軽減のため活用できるものでございます。

本町といたしましては、リスク情報の表示だけでなく、避難方法について住民の皆さんに丁寧に説明するとともに、自主防災会などの防災関係機関と連携し、住民の皆さんの迅速な避難に繋げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 避難について、住民への丁寧な説明を行うということが重要で、「自主防災会などの防災関係機関と連携し、住民の迅速な避難に繋げてまいりたい」とのこと、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

先ほどご答弁いただきましたが、主にJR東海道本線の南側で24時間の浸水、高浜・江川・桜井の一部で最長72時間の浸水が予想され、最大浸水深が5.59m、平均浸水深が3.11m、浸水面積187haのことです。家屋倒壊等氾濫想定において、江川と高浜の国道171号線より南側の地域は氾濫流の到達が予想されている、ということですね。

自治体には、早期に立ち退き避難が必要な区域を設定し、安全な場所への立ち退きを呼びかけることが求められていると思っておりますが、現状はどのような対応が行われているのか、お尋ねいたします。

総務部長 氾濫流が到達する地域につきましては、家屋そのものが流される危険性があるため、家屋の2階など上層階に避難する垂直避難ができない場合も考えられます。洪水などの水災害が発生するおそれがある場合につきましては、住民の皆さんへの避難情報の呼びかけは迅速に行ってまいります。要支援者等がおられる世帯におかれましては、近接する高層の建物に避難することも有効な手段の一つであると考えております。

このことから、町では立体駐車場や大型マンションなどの所有者等と協定を締結し、共有部分を避難場所に指定するなどの取り組みを進めているところでございます。あわせて、自治会や自主防災会等とも連携し、逃げ遅れを出さない避難誘導體制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。事前の備えとして、それ以外にも要支援者個別プランの作成、避難地の整備、その場所の明示など、まずは幾つかの事例をスピーディーに立ち上げ、訓練を通して課題の洗い出し、そして改善、多方面への展開を進めていただきたいと思っております。

再確認になりますが、最大想定規模の洪水が起こったら、ここまで、この高さまで浸水することを示す島本町内の「まるごとまちごとハザードマップ」標識設置状況について、お尋ねいたします。

総務部長 「まるごとまちごとハザードマップ」の標識の増設についてでございますが、今後、国土交通省と設置場所や設置数などの協議を行い、拡充できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 先ほど1ヵ所ということで、これから設置を進められるというところでお話をいただいたわけなんですけど、昨年、摂津市さんと島本町で、同時にこれの旗開きと言うんですか、やられたそうなんですけども、摂津市さんの設置数9個ということをお聞きしております。そしてまた島本町は1個というところでございますが、自治体規模で摂津市さん、人口規模8万人、島本町の3倍弱。面積規模は14.87㎏と、ほぼ島本町と同じ面積であります。島本町は林野とかがありますので、実際、その3分の1と言われておりますけども、そうすると面積規模は約3倍。人口3倍、面積も3倍という中で、人口密度もほぼほぼ一緒、というような形になりますが、そういう中で水防災に関わる情報の掲示、洪水ハザードマップのさらなる普及浸透、住民の水害に対する危機意識の醸成、避難場所認知の向上を図るという目的に対して、島本町が浸水想定区域でない水無瀬駅前に掲示を掛ける、そこの1ヵ所だけです、というのは、ちょっと少ないと思っております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

ぜひとも、島本町においても、先ほどご答弁いただきましたが、高浜、江川のほう、そして人通りの多いところじゃないといかんとしますので、その辺、難しいかとは思いますが、その辺、設置していくことをご検討、よろしく願いいたします。

引き続き、質問でございます。想定最大洪水による浸水位の情報というのは、今、例えば高浜・江川の場合、そんなに浸かるんか、何か来るんか、洪水流が来るんかということで、取り扱いを誤ると、単に住民を不安に陥れるということだけにもなりかねない情報です。そうですので、住民の生命と財産を守るためにも、取り扱いに注意いただき、

情報提供の方法にもご留意いただきながら、備えを着実に進めていただきたいというふうに思っております。

一応、水防関係、以上にさせていただきたいと思います。

引き続き、地震関連についてです。昨年、6月18日の大阪北部地震では、島本町においては震度5弱の震度となり、町内でも多くの被害が発生し、個別の対策、対応報告はいただいておりますが、昨年の6月18日地震の災害対応の全体取りまとめ、課題把握はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

総務部長 続きまして、「大阪北部地震における災害対応の取りまとめ、課題把握について」でございます。

昨年は、地震災害をはじめ豪雨、台風と、たて続けに自然災害が発生した災害の年でもございました。このことから、今回の災害対応を振り返り、今後活かしていくため、庁内の課ごとに課題抽出調査を実施し、その回答等を取りまとめた冊子を編集し、公表することといたしております。

以上でございます。

福嶋議員 現状、まだ取りまとめ、公表されていない状況ですので、「課ごとに課題抽出調査を実施」とのことですので、その調査が終わっている範囲で結構ですので、主な課題の内容と是正状況について、お尋ねいたします。

総務部長 「課題の主な内容と是正方法について」でございます。

大阪北部地震におきましては、JR東海道線の町域内で3編成分の列車が緊急停車し、多くの乗客が列車を降りられ、帰宅困難者として島本駅及び水無瀬駅付近で運行の再開を待たれました。このことから、避難所として開設していたふれあいセンターへの誘導に加え、新たに第一中学校と第一幼稚園を開放し、対応をいたしました。幸い、発災当日の22時頃に運行が再開されましたので何とか対応できましたが、運行停止が長期化した場合につきましては、本町の住民への対応を行う中での帰宅困難者への対応は、小規模自治体においては、避難所のキャパシティ、対応する職員数などにより、困難であったと考えております。

このことを受けて、大阪府に対し、1点目に、主要駅だけではなくそれ以外の駅においても帰宅困難者対策を講じること。2点目に、鉄道運行情報が自治体や避難者に迅速に伝わる仕組みづくり。3点目には、踏切の長時間閉鎖への対応について、要望をいたしました。それに対しましては、国の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」での議論を踏まえ鉄道事業者等関係者と協議をする、との回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 抽出された主な課題は、JR列車緊急停車で発生した帰宅困難者対応を行ったが、運行停止が長期化した場合は、避難所キャパシティ、対応する職員数などにより対

応困難であったと考える、とのことです。

それでは、近隣自治体では島本町よりも強い地震となって、結果的に長期間にわたって避難所を開設されるような状況でした。もし、島本町が震源であったなら、島本町は長期の避難所開設を行うときに、どのような対応になったのであろうか。現在、想定している運営方法でほぼ対応できるのか、等の検討が行われたのか、お尋ねいたします。

総務部長 続きまして、「北部地震と同等の地震が島本町を震源に発生した場合の検討について」でございます。

日本の災害対応は、災害が発生するごとに課題や対策を更新する不断の見直しに基づいております。本町でも、近年の災害における教訓等を「地域防災計画」に反映、更新を行い、災害に強いまちづくりを推進しているところでございます。

大阪北部地震につきましては、現在、「地域防災計画」で想定している地震災害よりも規模は小さいものでございますが、近隣市や国等で今後公表される課題、対策等にも着目し、本町の「地域防災計画」に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 事前に発生予測のできない地震発生時、事前に避難所は開設されません。住民視点で考えると、自宅に居続けることが危険な場合もあり、迅速な避難所開設が望まれます。

例えば、冬場の寒い時期、休日の未明に大きな地震が発生し、住民が、家が倒壊のおそれがある、避難所に避難しないといけないと判断されるような場合、住民の健康二次被害を起こさせないためにも、避難所は住民の行動に間に合うように開設できる仕組みが求められます。避難所開設をタイムライン的にご説明ください。

総務部長 続きまして、「避難所開設が住民の行動に間に合うような仕組みとなっているか」についてでございます。

発災後、職員は震度5弱で5次配備、5強以上で6次配備により自動参集いたし、災害対策本部を設置いたします。避難者につきましては、発災後、被災地である学校施設等のグラウンドなどで、揺れが収まるまで身を守る行動を取っていただき、職員により体育館などの施設が開場された後、受付、設営などにご協力をいただき、避難所として開設することを想定いたしております。

「タイムライン的に」ということでございますが、被災状況により、具体的な時間は前後いたしますが、発災後1時間程度で避難所となる施設の状況等を確認し、特段の問題がなければ、避難所として開設することを目安としております。今後、この時間をより短くするための検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。地震のように突発的に発生する災害において、避難所開設時間をより短くするための検討をされているとのこと、ありがとうございます。

広域な突発災害において、職員参集状況や全体状況を把握してから職員を割り当て、対応していくのも一つのやり方でしょうが、避難所などは事前に担当を決め、避難所へ直行する、すぐに現場確認を行い避難所の扉を開く。避難所開設や避難者対応は、地域の自主防災を中心に行ってもらい、職員しか対応できない調整・連絡業務を主に行う。全体像は後ほど本部から連絡が来るというやり方をしても、大きな支障は出ないかと思しますので、ぜひとも検討いただき、「地域防災計画」等への反映をよろしく願います。

そして、引き続いての質問ですが、災害発生時には特にデマ情報、もっともらしい噂に振り回されることのないよう、いかに正しい情報を入手し、入手した正しい情報を使って、自らが判断し行動するということが求められる、大事な時代になってきています。

地震、風水害、種々の災害が起こる可能性があります。発災直後、何が起こったのか、今の状況、避難を含めどんな対応策があるのかなど、災害対応時にまず必要な情報、知りたい情報があります。現在の島本町のホームページでは、職務分掌ごとの表示となっており、災害関連情報が一つの場所にまとまっておらず、短時間で様々な災害情報へのアクセスを求められる発災時には、大変使い勝手が悪いと認識しております。

近隣自治体では、地震発生時に、ホームページを災害関連情報にアクセスしやすい災害モードに切り替えたとのこと。島本町のホームページにも災害モードがあると聞きしております。まだ実際には運用された実績がない状況とのことですが、災害モード運用の必要性などについて、お考えをお尋ねいたします。

総合政策部長 続きまして、「町ホームページの災害モードの必要性について」でございます。

本町ホームページにつきましては、より見やすく、またスマートフォンでの閲覧にも対応するため、昨年7月からリニューアルしており、災害時には、トップページに「防災情報」という別枠を設け、避難所の開設や被災状況など、住民の皆さまに必要な情報を集約し、情報発信しているところでございます。

一般的にホームページのトップページは、当該ウェブサイトの顔であることから画像などで装飾されているため、データ量が多く、アクセスに時間がかかりますが、災害モードにつきましては、基本的にはテキスト情報で構成されておりますことから、迅速なアクセスができるというメリットがございます。

昨年の災害時には、町ホームページに災害モードの機能はございませんでしたが、本年1月にホームページ作成システムのアップデートがなされ、簡易版ではございますが、災害モードの機能が付加されたところでございます。現在、災害モードのページ構成を検討しているところであり、発災時に適切に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 災害モードでは、災害状況、避難所の開設状況、川の水位、電気・気温に加え、帰宅に必要な公共交通機関状況へのリンクなど、一瞥できることが大事です。気持ちに焦りがあるときにでも正しい判断ができるよう、島本町のホームページにおいて災害モードを早期に運用開始いただければと思います。

先ほど質問いたしました住民の安全確保のための避難所運営、安心醸成のための広報活動など、限られた職員での通常業務推進と災害対策活動を求められるわけですが、勤務内容への指示はどうされたのか、お尋ねいたします。

わかりやすく言い直せば、すべての職員の方々が日々担当されている100%の仕事に、災害対策活動が付加されます。また、参集できない職員もおられることでしょうか。そういう状況で、勤務時間内ですべてをやりきることはできない状況だと。普段の担当業務と災害対策業務、どちらが優先業務で、他方の業務については日程を遅らせる、あるいは残業や休日出勤対応で日程を守るかなど、組織全体で決定されていたと思うのですが、どのような指示を出して対応されていたのか、お教えてください。

総務部長 続きまして、「通常・災害対応並行稼働時の勤務内容への指示について」でございます。

今年度の災害対応に従事した職員の延べ人数は、北部地震において328人、7月豪雨において537人、台風第21号において681人と、非常に多くに及びました。災害配備で24時間勤務をした職員の翌日の休暇の優先取得や、来庁者に災害対応中のため一部の業務ができない旨の表示を行うなどの対応をいたしました。災害対応が長期化したことによる通常業務の停滞と、職員の健康面が大きな課題となっております。

そのようなことから、通常の配備体制では特定の職員の勤務が連続してしまうことから、配備を拡大して、より多くの職員を対象に動員を行う対応や、災害対策本部会議に出席するメンバーについて、次長級などの職員の代理出席を可能とするなどの対応を行ったところでございます。また各職場におきましては、「業務継続計画」策定時に定めた各業務の優先度に従い、所属長の判断で遅延できる業務は遅延して、長時間勤務となる職員を帰宅させるなどの対応を取ったところでございます。

いずれにいたしましても、対応が長期化する災害につきましては、「業務継続計画」を発動する必要があると考えておりますので、今後、具体的な発動の基準の設定と、職員の長時間勤務対策等について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ご答弁、ありがとうございます。

今回、2点目として「地震・風水害への島本町の備えについて」と題して、淀川の想定最大規模洪水による浸水位への対応と、地震など突発災害発生時の初動対応、情報提供について質問いたしました。

近年は様々な情報があふれ、大変便利な時代になった一方、一面的な理解で誤った判

断になる事例もありますし、デマ情報も多く流されております。質問しました想定最大規模洪水による浸水位の一つひとつの細切れ情報では、例え正しい情報であったとしても、地域の住民が不安になることは容易に想像がつくことと思います。

島本町におかれては、正しい情報を提供することは当たり前ですが、島本町が判断に使用されている様々な関連情報と組み合わせ、島本町の動きがわかり、住民が正しい判断ができ、安全で安心な生活ができるよう適切に情報提供し、事業を推進いただくこと。また発災時の迅速な初動対応をいただく体制づくり、災害対応業務と優先順位をつけた通常業務を推進するためのBCPの発動による職員勤務の適正化をお願いし、一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時49分～午前11時00分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) 平成31年2月定例会議、一般質問を行います。

(I)「JR島本駅西・地区計画案の問題点 ～景観形成と適正人口規模を目指して その2～」

町・府都市計画公聴会で公述された住民の皆さんの町政への深い関心に心打たれました。地権者側からの意見も複数述べられ、民主主義の醍醐味を実感しました。ただし、「都市計画案」に反映させられなければ、その真の価値は失われてしまいます。

1) 点目. JR島本駅西地区は、第6回・第7回北部大阪都市計画区域区分の変更において、保留区域に設定されています。土地区画整理事業が実施されることが確実な区域であることを、市街化区域への編入の基準としています。このことの是非はともかく、このたび「組合施行の土地区画整理事業の実現が確実となった」とおっしゃる、その根拠をお示しく下さい。

都市創造部長 それでは、戸田議員の一般質問のうち、I問目の「JR島本駅西・地区計画案」について、ご答弁申し上げます。

まず、「組合施行における土地区画整理事業の実現性の担保について」でございます。

一般的な土地区画整理事業の手法を鑑みますと、事業の実現性の判断につきましては、区域内の地権者の合意形成や地権者の意向に基づく土地利用計画の策定、保留地処分先の担保、事業収支等の事業計画案などから判断することとなるものと考えております。また、それらに加え、業務代行方式の採用により民間事業者のノウハウを活用し、土地区画整理事業の実現性を左右する保留地処分を円滑に行うことが期待でき、事業資金の確保がより確実性を増すなど、これらを総合的に判断することによって、事業の実現性を判断するものと認識いたしております。

なお、当地区における事業につきましては、区域内の地権者の同意率が9割を超えており、現時点において一定の土地利用計画案や事業計画案が作成されていることに加え、平成28年度に業務代行予定者を選定され、業務代行予定者と連携して事業を進められていることなどから、事業の実現性については一定担保されているものと判断し、平成27年度に設定した保留区域を解除し、市街化区域へ編入すべく、大阪府との協議を開始し、都市計画手続を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 しかし、住民には、その内容が未だ明らかにされていません。私は、保留区域の解除による市街化区域には反対です。このあたりは、平成31年度の予算審議にも関わりますから、ここでの質疑は一定控えておきます。

土地区画整理事業は、現在、基本構想、計画設計、基本設計など、どの段階にあるのでしょうか。

保留地処分金が「土地区画整理事業の実現性を左右する」とおっしゃいました。公共減歩で地区計画の駅前道路、駅前広場、公園・緑地の土地を確保し——緑道部分も入りますね、保留地減歩の集積である保留地を売却することで整備事業費を捻出すると、このような理解でよろしいですか。

都市創造部理事 それでは、答弁させていただきます。1点目の、「土地区画整理事業はどの段階であるか」というところでございます。

現在、準備組合において、現地の土地の境界を明確にするための境界測量や、道路・公園・調整池などの基盤整備に関する基本設計や関係者協議など、土地区画整理事業としての事業計画の案を作成されているところでございます。また、立地施設などについては検討中と聞いております。

2点目のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、公共減歩により区画道路などの用地を確保し、あわせて保留地を売却することによって、インフラ整備にかかる事業費を捻出することとなります。

以上でございます。

戸田議員 保留地処分先は、阪急阪神不動産。準備組合の事業計画案によると、保留地処分金は35億6,200万円。この35億6,200万円により区域内の公共インフラ整備を行う。事業者には利益を得る必要も使命もあり、保留地において収入を確保しなければならない。街区のあるべき姿を形成するための地区計画が、土地区画整理事業の採算性を担保するため、市場原理に基づいて、地権者と、その業務代行予定者の意向によって定められていく。50年に一度あるかないかの政策決定なのに、市民参画、情報公開、対話による合意形成がなされていません。

「都市計画運用指針」、「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」は、市街化区域の規模は目標年次における市街地に配置すべき人口を適切に

収納し得る規模とする、としています。けれども、町の地区計画案は区域内の人口計画に基づき、適切な土地利用を誘導するものでは断じてありません。都市計画の人口フレーム方式に反するものであり、問題ではありませんか。

都市創造部長 続きまして、「計画人口について」でございます。

議員ご指摘のとおり、「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」や「都市計画運用指針」におきましては、市街化区域の規模について、「目標年次において必要と見込まれる人口や産業を予測した上で、その範囲内において区域区分の変更を行うこと」とされております。

今回の都市計画における土地区画整理事業区域の計画人口につきましては、こうした基本方針や運用指針を踏まえ、現行の大阪府が策定されております「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の期間、つまり、平成 32 年までにおける人口フレームとして 1,250 人という計画人口をお示していることに加え、平成 28 年度に JR 島本駅西土地区画整理準備組合の事務局として業務代行予定者を募集するにあたり、募集時の参考資料においても計画人口を明記しておりましたことから、準備組合及び業務代行予定者とされても、それらを踏まえた土地区画整理事業計画を作成されているものと認識いたしております。

この計画人口は、まちづくりの詳細が明らかになっていない計画段階において、町内の人口集中地区の人口密度に事業区域面積を乗じて算出したものであり、地区計画案をベースに計画人口を積み上げたものではなく、土地利用の誘導に関して問題があるか否かを判断できる状況ではございませんが、今後、まちづくりの詳細を検討していくに際しては、適切な土地利用の誘導を行うべく、準備組合との協議を進めてまいりたいと考えております。

これらを踏まえると、町といたしましては、「都市計画運用指針」などを踏まえた現行の「都市計画区域マスタープラン」の目標年次における計画人口をお示しさせていただき、当該準備組合とも、計画人口に基づくまちづくりの協議をさせていただき予定であることから、都市計画の人口フレーム方式には反していないものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 認識や協議では駄目だと、私は申し上げている。問題があるか否かを判断するのではなく、地区計画によって島本町が誘導しなければならない。

平成 32 年までの人口フレームとおっしゃる。では、平成 32 年以降の開発なら、1,250 人という計画人口に基づかなくとも良いのか、そのときに何を基準にするのか、そういう議論になる。私が、保留フレーム解除での市街化区域に編入するのに反対する最大の理由です。

「総合計画」で定める平成 31 年度の目標人口、「都市計画マスタープラン」で定める平

成 33 年の目標人口、3 万 2 千人が、今、達成されようとしています。人口フレーム方式における保留設定の意義は失われています。その認識がありますか。島本町の政策課題としても、これ以上の市街化区域の拡充は、例え、それが鉄道駅周辺 500m 圏であったとしても、慎重にならざるを得ないはず。見解を問います。

都市創造部長 続きまして、「『総合計画』や『都市計画マスタープラン』における目標人口について」でございます。

「第四次総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の目標人口については、現在の町内における住宅開発等の状況を勘案すると、現行計画の期間中に到達する可能性は十分にあるものと認識いたしております。しかしながら、目標人口については、あくまでも概ね 10 年後の目指す人口規模を示したものであり、必ずしも超えてはならないものという認識はございません。

従いまして、町といたしましては、当地区の農業従事者の状況や、地権者の皆様が主体となって土地区画整理事業を進められている状況であることや、JR 島本駅西地区は住民の皆様が暮らしやすい多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりを行うためのポテンシャルを十分に兼ね備えていることなど、様々な観点から熟議を重ね、将来的に本町の発展に繋がるものとして、当該地区のまちづくりの必要性を総合的に判断し、取り組んでいるものでございます。

以上でございます。

戸田議員 駅前という中心市街地にある都市農業振興地としてのポテンシャル、これがトレンド。駅西は一周遅れの奇跡のトップランナー。病院の立地までを妨げるものではない。公共・公益性の必要性を、私は訴えています。一貫した、これが私の主張なんです。

いかなる反対意見があっても、「総合計画」を根拠に計画を進めてこられた。しかし、人口目標設定はもっと意味が重い。町のあらゆる施策に関わるからです。例えば、町全域に最高限度高度地区を定めて一定の規制をかけるなど、適切な都市計画がこれまでなされていたのであれば、「鉄道駅からの徒歩圏の区域に限る」という例外規定による市街化区域編入は理にかなったことであったかも知れません。

が、しかし、島本町は予測できる社会情勢に向き合い、戦略を持って都市の美しさ、暮らしやすさを維持・発展させる都市計画を行ってこなかった。その結果、高度成長期、都市に流れる人口に対応した時代に類似する急激な人口増を招き、保育の過密化、率・数、ともに府内で最も多い待機児童、小学校普通教室の不足など、声をあげられない子ども達に深刻な影響を及ぼしています。

今、新たな市街化区域編入、しかも、計画を上回る人口誘導を行えば、あらゆる施策において、さらなる深刻な影響をもたらします。それを減っていく人口、減少する税収で解決しなければならない。その負担を次世代に課し、行政運営の厳しさを次世代の職員に強いることになる。私は、ここを見逃すことができません。

J R 島本駅西地区は、府の「景観計画」の緑地軸、北摂山系区域に含まれています。高さが 20m を超える建物や、建築面積が 2 千平米以上を超える建物の建築行為を行う場合、府は届出を義務づけています。すなわち、本来的には 20m を超えない高さ、2 千平米を超えない建築面積の建物の立地が、ここには望ましい。けれども、地区画案には敷地面積の最低限度が 5 千平米、高さの最高限度 50m とされる「住宅エリア①」が存在します。住宅エリア①は、府の「景観条例・景観計画の届出」を必要としない範囲に止めおくべきではないでしょうか。地区計画案の見直しが必要ではありませんか。それができないのであれば、その理由をご説明ください。

都市創造部長 続きまして、「大阪府の『景観条例』や計画と、地区計画にかかる規制の関係性について」でございます。

大阪府の「景観条例」や計画において、J R 島本駅西地区については「北摂山系区域」に位置づけられており、高さが 20m を超えるもの、または建築面積が 2 千㎡を超えるような建築物等の建築行為等を行う場合、建物の外観や色彩などの形態について、特定行政庁である大阪府へ、工事着手の 30 日前までに届出を義務付けしているところでございます。これらは、景観上、影響が比較的大きいことを理由に、一定規模の建築物について配慮事項を定めたものではございますが、建築物等の建築行為を制限するものではなく、その高さや建築面積が景観上、あるいは都市計画上、望ましくないという根拠にはならないものと考えております。

「景観計画」が色彩基準など比較的緩やかな規制であるのに対して、地区計画につきましては、「都市計画法」に基づき建築物の高さの最高限度や敷地面積の最低限度などを定め、数値基準をもって規制しております。また地区計画においては、遵守しなかった場合、申請者に対して「建築条例」に基づく罰則規定もあり、法的拘束力が強い規制となっております。

現在、大阪府の「景観条例」や計画においては、建築物の高さの最高限度や敷地面積の最低限度など、数値基準をもって規制しておらず、また、法定拘束力の強い景観地区も定めておりません。従いまして、建築物の高さについて、景観計画と地区計画において二重の規制とはなっておらず、現行の地区計画案の見直しは必要ないものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 ご答弁は一定、理解できるものです。しかし、おっしゃっていることはすべて、島本町が地区計画によって定量的に数値基準をもって規制することの必要性・重要性を述べているに等しい。現行の地区計画案を見直さない限り、景観は守れません。敷地面積の最低限度が 5 千平米、高さの最高限度 50m の住宅エリア①は、土地区画整理事業の保留地。ここに、市場原理に基づく事業の採算性を担保するための都市計画のありようが見えるのです。

住宅エリア①の敷地面積最低限度を5千平米、高さの最高限度を50mとされた根拠は一体どこにあるのでしょうか。

都市創造部長 ご指摘の住宅エリア①の建築物の敷地面積の最低限度につきましては、開放的な街並みと良質な住宅環境を備えた、ゆとりのある中高層住宅を主体とするエリアであり、戸建て住宅の立地予定がないことから、敷地面積の最低限度を5千㎡とさせていただいたものです。また、建築物の高さの最高限度につきましては、事業費をまかなうための保留地処分金にも影響を及ぼすことから慎重に取り扱う必要があります、駅前という地理的条件や、町内の他の建築物の高さを鑑み、最高限度を50mとさせていただいたものでございます。

戸田議員 「町内の他の建築物の高さを鑑み」とおっしゃっている。ここは納得できません。高さ50mまでOKですよという緩さで、法的拘束力や罰則規定から申請者を守り、景観上、影響が大きいとお認めになっている建物の立地を許し、守るべき緑地軸、北摂山系を台無しにしてしまう地区計画案。高さ50mを可能にする地区計画案は、府の「景観計画」に基づいて事業を行っていただくよう指導する立場にある島本町が、自ら、その役割を放棄していると言っても過言ではありません。

まちの将来像を、この市場原理に丸ごとゆだねることになった原因は、入り口のところで市民的議論を経ていないから。「基本構想・基本計画」が作られていない、駅前なのにですよ。それを踏まえて区画整理事業が行われることを、担保していない。これを踏まえて、業務代行予定者の公募が行われていない。ここに根源的な問題があると、私は思います。計画人口に基づいた適切な土地利用を誘導することなく、市場原理に基づいた土地区画整理事業の採算性と実現性を担保する地区計画案は、まちのあらゆる施策を大きくゆがめることとなります。過日の公聴会でも、多くの公述人が指摘されていました。

すでに、保育の需要増は顕在化しています。当該地区による人口増は、「島本町保育基盤整備加速化方針」の枠内ではなく、当該地の開発計画の中で考えるべきではないでしょうか。見解を尋ねます。

教育子ども部長 続きまして、「保育需要増への対応について」でございます。

本町においては、保育提供区域を地域ごとに設定していないことから、個別の開発に伴って当該エリア内での保育スペースの設置ではなく、本町全域における保育の需要量に対する供給量を確保するための対策を考えているところでございます。

しかしながら、JR島本駅西側の開発が児童増の大きな要因となることから、現在、土地区画整理準備組合に対して、地区内での保育所などの児童福祉施設設置の検討について、要請をしているところでございます。今後、土地区画整理準備組合とのさらなる協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 協議・要請では、実現は難しいのではないのでしょうか。

「都市緑地法」「都市公園法」の改正、特区特例の一般措置化により、都市公園での保育所の設置が可能になっていると思います。この点について、説明を求めます。

都市創造部長 平成29年の「都市公園法」の改正により、国家戦略特区特例の一般措置化により、都市公園での保育所等の設置が、特区以外の都市でも可能となったところでございます。

「都市公園法」の改正の趣旨においては、基本的には、既存の公園の敷地の機能を損なわない範囲で、一部を保育所設置等のために占用許可を与えることを前提とし、許可するものと認識しております。そのため、現時点においては新たな公園施設を設置する段階であり、「都市公園法」に基づく保育所用地を前提に、公共減歩として確保することは想定しておりません。

また、国土交通省が発行した『公園・保育所に係るリーフレット』において、これまでの公園利用者と保育所利用者の共存に配慮するための対応例として、基本的にオープンスペース機能を損なわない範囲で占用を許可するよう記載があるため、町内の既存の都市公園での適用についても慎重に判断すべきと考えております。

以上でございます。

戸田議員 これについては、鋭意検討が必要かなと思うんですが、いずれにしても、町の課題を解決しようとする姿勢、公共・公益性がない駅前周辺の整備に、住民は希望を持つことができません。

これまでに止め、二つ目のテーマに移ります。「ココが問題！ 文科省の改訂・放射線副読本」。

昨年の秋、文部科学省の『放射線副読本』が改訂され、全国の小学校・中学校・高等学校に、直接、児童生徒に教師分を加えた部数が配布されました。今、この2018年改訂版の撤回を求める全国的な市民運動が展開されています。

島本町においては、どういう対応がなされているのか。配布に至る経緯と、各学校の対応について、説明を求めます。

教育こども部長 次に、2点目の文科省の『改訂・放射線副読本』についてご答弁申し上げます。

まず、「『放射線副読本』の配布に至る経過と各学校の対応について」でございます。

まず、中学校に対する配布に至るまでの経過でございますが、平成30年10月1日付けで、文部科学省から、中学生・高校生用の『放射線副読本』を、在籍生徒数に学校及び教師等分を加えた部数を配布する旨の通知が出されたことについて、大阪府を經由して通知がございました。本通知を受けまして、本町教育委員会といたしましては各中学校に同内容の通知を行ったところでございます。また、10月10日付けで大阪府教育庁から、配送にあたっては、文部科学省の指定配送業者を通じて各学校に直接配送される

という配送方法について通知がありましたので、再度、各中学校に通知を行い、その後、各中学校に副読本が配布されたところでございます。

次に、小学校に対する配布に至るまでの経過でございますが、平成30年10月1日付けで、文部科学省から、小学生用の『放射線副読本』を、在籍生徒数に学校・教師等分を加えた人数分を配布すること、また配送にあたっては、文部科学省の指定配送業者を通じて各学校に直接配送されるという通知が発出されたことについて、大阪府を經由して通知がありましたので、同じく本町教育委員会といたしましては、各小学校に同内容について通知を行い、その後、各小学校に副読本が配布されたところでございます。

次に、「各学校の対応状況について」でございます。

本町には小・中学校あわせて6校でございますが、4校が児童生徒に配布済み、2校が今後配布予定となっております。

以上でございます。

戸田議員 福島原子力発電所事故を受けて、放射線について正しい知識を生徒児童に伝えることを否定するものではありません。しかし、今回、改訂された副読本には多くの問題があります。

改訂のポイントの一つは、「避難児童生徒に対するいじめを防止する内容を抜本的に拡充すること」だそうです。「第2章 原子力発電所の事故と復興の歩み 風評被害や差別、いじめ」には、「根拠のない思い込みから生じる風評に惑わされることなく、信頼できる情報かどうかを確認し、科学的根拠や事実に基づいて行動していくことが必要です。」とある。しかし、この副読本、事実と異なる信頼できない情報に満ちています。

一例、「第2章 原子力発電所の事故と復興の歩み 食べ物の安全性」、食品中の放射性物質に関する指標等にある数字です。ここに書かれている日本の食品基準値は平常時のもの。EU、アメリカ、コーデックスの基準値は緊急時の値で、前提条件が異なる値を比べて、「世界で最も厳しいレベルの基準を設定している」と記述しています。

これについては、2018年8月9日、立憲民主党・阿部知子衆議院議員の申し入れにより、飲料水・食品の放射能基準値の国際比較を巡って、「放射線被曝を学習する会」が政府交渉を行われています。厚労省、消費者庁、復興庁、3省庁交渉により、不適切な表現が起きた経緯が明らかになりました。つまり、「不適切である」ということを3省庁は認めた。これがそのまま、『放射線副読本』に引用されていると、こういうことになります。このことは、認識しておられますか。

教育こども部長 本件につきまして、事前にお聞かせいただいておりますので、国において、そのようなやりとりがあったということは確認をいたしました。しかしながら、大阪府教育庁に確認をいたしました。国からの訂正等の通知はないというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

戸田議員 文科省は、まず自ら、「信頼できる情報」「化学的根拠」、事実に基づいたものに改めなければなりません。「根拠のない思い込みから生じる風評」という考え方は、避難者を追いつめることにもなります。

東日本から避難してきたご家族や子ども達を差別したり、いじめたりすることは、人権問題として取り扱うべき課題。すり替えてはいけません。避難は、家族や個人の移住の選択、憲法 13 条に定められている「生命、自由及び幸福」追求に対する国民の権利であり、最大の尊重が必要であることを、まず、生徒児童に伝えなければなりません。病気を発見する目的で受ける医療用放射線被曝と、事故による無差別被曝を同等に扱うべきではない。他の分野の放射線利用と一括りにして、安全性を訴えるようなことがあってはならない。

地震と事故を混同してはいけない。原子力発電における事故は、自然災害ではなく、日本史上最大級の公害なのです。この副読本の扱いについては、校長会で学校長の意見なども聞きながら、慎重に検討する必要があると思います。

本来ならば、学校で保管し、必要があれば「学習指導要領」に基づいて教員が指導して活用する、これが原理原則ではないでしょうか。事実、これまでそうしてきたはずで、教育委員会として、今回もそのように通知する必要があると思いますが、なぜ、そうはしなかった、あるいはできなかったのか。説明をお願いいたします。

教育こども部長 続きまして、「活用にあたっての教育委員会からの各学校への通知について」でございます。

平成 23 年に『放射線副読本』が作成された際には、全児童生徒数に応じた冊数が配布されなかったことから、学校保管とするよう、各学校に対し通知を行ったところでございます。しかしながら、今年度改訂された『放射線副読本』につきましては、在籍生徒数に学校教師等分を加えた人数分を国のほうから各学校に直接配布されたものであり、一人ひとりに配布が可能であることから、全児童生徒へ配布したものでございます。

また、当時の通知には、「配布するだけにとどまらないこと」「正しい知識を持って指導を行うこと」などの留意事項を記載いたしておりましたが、これらの内容については当然の内容であり、また、同時に送付している文部科学省通知にも同様の内容が記載されていることから、今回は改めての記載は行っておりません。しかしながら、すでに使用している学校においては、学校長から教職員に対し、使用にあたっての説明がなされており、これらの留意事項については十分伝達されているものと認識をいたしております。

いずれにいたしましても、文部科学省作成の副読本につきましては、各学校において教材として活用する方向性には変わりはありませんので、今後も、有効な活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 そもそも、これは「副読本」と呼べるようなものではないと、私は思います。

ここで振りかざしてお見せしたいと思ったんですけど、残念ながら、自席に置いてきてしまいました。小学生版は、漢字、意味、内容、すべてにおいて1・2・3年生には理解できる内容ではありません。誰が見てもおかしい。

このあたりは教育長にも、後ほど時間が許す限りお尋ねしたいと思っているのですが、低学年・中学年・高学年を分けることなく一括したもので、これを「副読本」と呼ぶには相当な無理がある。子どもを通じて各家庭に配布し、広く社会に行き渡らせようとする意図があると、私は思います。事実、最終ページには、「この副読本で学んだことを振り返りながら、災害を乗り越えて未来に向かうために、私たちが何をしていくべきか、お家の人と一緒に話し合ってみよう。」、私たちではなく、責任があるのは東電じゃないですか。「副読本」という名を借りて、児童生徒を通して確実に各家庭に届け、あたかも安心できるかのように世論操作を行おうとしている。小学生版 700 万部、中学生版 750 万部、その費用約 1.8 億円と、文科省に確認しました。

復興大臣のもと、関係省庁からなる原子力災害による風評被害を含む影響への対外タスクフォースの延長線上にあり、復興庁、内閣府原子力災害対策本部、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制庁、福島県災害対策本部、福島県教育委員会が協力して作成されたのが、この副読本です。政府による「原子力緊急事態宣言」は発令されたまま、解除されていないのではないのでしょうか。

これは教育への不当かつ不適切な介入と、私は思います。はたして、このような副読本がほかにあるのか。そもそも学校教育において副読本とはどういう位置づけになっているのか。一度、調査、把握しておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

教育子ども部長 学校教育における副読本の位置づけといたしましては、「学校教育法」第 34 条で「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」と定められております。また、平成 27 年 3 月 4 日付け文部科学省初等中等教育局長からの通知「学校における補助教材の適正な取り扱いについて」では、補助教材には副読本の他、一般に市販・自作等を問わず、例えば解説書、資料集、学習帳、問題集等の他、プリント類、視聴覚教材、掛け図、新聞等も含まれるとなっております。

本町で使用する副読本といたしましては、社会科で使用しております『しまもと』などがございますが、小・中学校全体で、そのほかどのようなものを副読本として使用しているかにつきましては、改めて調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 調査をお願いしたいです。

茨木市教育委員会のように、配布はせず学校で保管、活用する場合は教員の指導のもと、「学習指導要領」に基づき活用するよう指示されたところもあります。教育長におかれましては、このあたり、どのように認識されてどのようにお考えでしょうか。お尋

ねいたします。

持田教育長 先ほど来、文科省の作成された副読本についてでございますけれども、これについては、教材として活用する方向には変わりはありませんが、ただ、各年齢に応じたところには、適切な指導が必要だというふうに思っております。他の副読本、教材にいたしましても、各年齢に応じたものが適切に学校で行われるよう、今後も指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

戸田議員 私は、市民運動に期待したい。署名も始まっています。全国的な運動になると思います。とんでもない本だなと、多くの方が思われていると思います。国が、まず改めるべき。このようなものを各市町村に降ろしてくるということは、もう許し難いことです。

『放射線副読本』の特殊性を理解していただき、副読本として扱えるものなのか、現場の教師が真剣に考える機会が必要と訴えまして、今回の質問は終わります。

以上です。ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 38 分～午後 0 時 50 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員 (質問者席へ) 日本共産党・河野恵子です。一般質問を行わせていただきます。

大きい質問項目が 3 題ございますけれども、3、2、1 の順に質問をさせていただきます。ご了承願います。

1 点目です。「マンションライフの質向上へ——相談窓口と開発規制」について、質問いたします。

①点目です。「島本町開発指導要綱」の条例化について、過去に日本共産党及び複数会派から必要性が示されてきました。島本町としての検討経過を伺います。

続いて、東京都江東区の実情・先例に学び、マンション条例の検討を求めたいと思います。見解を伺います。

③点目です。マンション相談窓口の設置について。直近の住宅土地統計調査の結果を踏まえて、集合住宅の占める人口動態について伺います。

よろしく願いいたします。

都市創造部長 それでは、河野議員の一般質問のうち、「マンション関係」のご質問について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「開発指導要綱の条例化の検討経過について」でございます。

現在、町内における開発行為につきましては、「島本町開発行為等の適正化及び環境

保全等に関する指導要綱」、いわゆる開発指導要綱に基づき行政指導を行っているところでございます。

開発指導要綱の条例化につきましては、これまでにおいてもご指摘いただいているところであり、本町といたしましては、大阪府内の先進都市等の情報収集に努めているところでございます。府内の状況につきまして、一部の開発許可権限を有する大規模な市におかれましては条例を制定されている事例がある一方で、多くの中規模以下の市におかれましては、現在も開発指導要綱において運用されている状況でございます。また、本町のような開発許可権限を有しない市町村におきましては、条例を制定しているところは確認できない状況でございます。

開発指導要綱につきましては、事業者の任意の協力に基づき行政指導を行っているものではございますが、本町におきましては、ほとんどのケースで適切に手続きや基準等を遵守され事業を進められている状況であり、また手続きや基準の運用、要綱改正等によって柔軟な対応が可能なことなど、メリットも多いことから、現時点におきましては、開発指導要綱による運用を継続しているものでございます。

今後につきましても、大阪府内の先進都市等の情報収集に努めるとともに、他の都道府県における本町と同規模の市町村等の先進事例等につきましても情報収集を行い、調査・研究を進めたうえで条例制定の是非について判断してまいりたいと考えております。

続きまして、「マンション条例の検討について」でございます。

最初に、東京都江東区が制定されております「マンション等の建設に関する条例」につきましては、本町といたしましても一定把握いたしているところでございます。本条例につきましては、マンション等の建設に関し基本的な事項を定めることにより、事業者と行政が協働して、良好な住宅及び住環境の整備並びに市街地環境の形成を促進し、もって安全で快適なまちづくりの推進に寄与することを目的に、制定されているものでございます。

本条例では、一定規模以上のマンション等を建設する場合には事前協議等を行い、公開スペースの整備や駐車場の設置、敷地の緑化、公共施設整備等への協力などについて指導を行われているものであり、条例の趣旨や指導内容等につきましては、今後の開発指導行政の参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして、「マンション相談窓口の設置について」でございます。

初めに、「住宅土地統計調査における集合住宅の占める人口について」でございますが、住宅土地統計調査につきましては、全戸調査ではなく一部の地域を抽出し調査が行われるため、調査区などが調査年度ごとに大きなばらつきがあり、町全体としての実態を正確に反映していないケースもございます。

参考までに、住宅土地統計調査の結果でございますが、平成20年度の調査では、調査した戸数に占める共同住宅の戸数の割合は、集合住宅が集中する調査区での調査となっ

たため、57.62%となっております。また25年度の調査では、戸建てが集中する調査区での調査となったため、4.35%となっております。

このことから、現在、全人口に占める集合住宅の人口の割合につきましては、正確には把握できていない状況ではございますが、昨今の集合住宅の建設等もあり、現状は多くの皆様が集合住宅に居住されているものと認識いたしております。

また、「相談窓口の設置」の件でございますが、本町におきましても、今後マンションの修繕、改修、建替え等が増加してくるものと考えておりますが、現在のところマンションに関する相談はほとんどいただいている状況でございます。

なお、相談があった際には、大阪府等が設置されております「大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム相談窓口」をご紹介させていただいております。

今後とも、マンション相談窓口の設置につきましては、町内の各種相談の需要や府内の先進都市等の情報収集に努めるとともに、専門性の高い業務であることから、本町の職員配置の現状も踏まえたうえで、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 開発指導要綱、島本町の持っている要綱の条例化という点については、何度もこの場で質問させていただいてきましたが、様々、開発許可の権限などの問題もあって困難であるということ、数回、今までも示されてきております。

私自身も、44年前にマンション開発とともに転入してきた住民でもありますし、ただ、周囲の景観に影響を大きく与えながらも、歩道と車道をしっかり確保しているとか、例えばテニスコートやプール、児童公園を完備して、周辺住民の子育て・スポーツにも寄与をすとか、緑地帯を確保すとか、そういうような開発がマンション開発であったというふうな出会いをしております。ですので、金輪際マンションは駄目、という立場ではありません。

しかし、今回、東京都江東区「マンション条例」をご紹介させていただいたきっかけは、昨年2018年11月8日、民生教育消防常任委員会で情報モラルの教育行政をテーマに視察をさせていただいた際に、当区の職員さんが、区政の紹介や、視察後の立ち話、会話の範囲の副産物というものであります。豊洲新市場開業に伴って、マンション建設のラッシュを受け、保育所だけでなく小学校増設も余儀なくされている江東区が、条例を改正された直後でありました。区の職員の皆さんが、この条例の話をするときには、非常に安堵感と自信を持って行政推進ができるというようなPRをされていたことが印象と記憶に残りまして、まさに島本町も類似の状況に、今、陥っており、JR島本駅西地区開発をはじめ今後の町内市街地でのマンション開発に向けて、現行の町開発指導要綱、協力金制度ではとても対応しきれないものと痛感し、江東区の条例の趣旨を紹介させていただいたものです。

これは議会図書室の機関誌にもあります。『自治体フォーム研究』No.28(2012年春号)

に、この江東区の「マンション建設計画の調整に関する条例」制定に至る背景や経緯が詳しく示されておりました。受け入れ困難地区を指定することや協力要請をはじめとして、2003年に制定されています。2007年には、事前届出に関する条例を制定され、以降、2018年10月には、生活利便施設または地域貢献施設の設置、緊急車両等を停留させるための自動車駐車場の設置、障害者用自動車駐車場の設置、90平米以上の住戸を世帯用住戸数の10%以上——これはちょっと東京都の関係だと思いますが——設置。25平米以上40平米未満の住戸を世帯用住戸数の20%以上設置、バリアフリー住戸の設置を求める事前協議の位置づけを図っておられます。

島本町にとっても非常に参考になり、ただ、参考にするだけではもう間に合わないような事態が差し迫っておりますので、早急なる検討を強く求めておきます。

そのうえで、2点目に行きます。「JR島本駅西地区都市計画——駅前広場と保育所整備」について、伺います。

①点目です。当地区（開発地域）駅前広場について、JR西日本との協議経過及び協定など、契約行為の見通しやスケジュールについての説明を求めます。

及び②点目、JR西日本株式会社及び国・大阪府の補助、負担についての見通しを伺います。

都市創造部長 次に、2問目の「JR島本駅西地区都市計画」について、ご答弁申し上げます。

まず、「駅前広場にかかるJR西日本との協議経過等について」でございます。

ご質問の、JR島本駅西土地区画整理事業において整備予定の駅前広場につきましては、地区計画における地区施設として位置づけさせていただいているため、駅前広場や面積について、JR西日本や警察等の関係機関と協議を実施させていただいたところでございます。このうち、JR西日本との協議につきましては昨年10月から実施しており、事前協議事項においては「意見なし」との回答を得ているところでございます。

今後につきましては、JR島本駅西土地区画整理準備組合において、より詳細な計画案を作成された段階において、関係機関であるJR西日本や警察等と、より詳細な協議を実施してまいりたいと考えております。

なお、当該施設につきましては、都市計画決定の対象外となることから、費用負担等を定めるJR西日本との都市計画による駅前広場の造成に関する協定の締結などの予定はございません。

続きまして、「JR西日本及び国、府の補助・負担の見通しについて」でございます。

前のご質問でもご答弁申しあげました理由により、当該駅前広場につきましては、都市計画道路としての都市計画決定は困難であるため、JR西日本による費用負担を求めることは非常に難しいものと考えております。また、当該駅前広場は土地区画整理事業の中での施行を予定いたしていることから、町が、国費や府費を活用して事業費を計上

する予定はございません。

なお、土地区画整理事業に関連し、町が防災機能の向上や環境保全の推進を最優先とし、安全・安心を基準に判断のうえ、汚水管の整備や既設水路の付け替え等を実施することといたしており、このような町負担工事のうち、国や府の特定財源の利用が可能なメニューについては、積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 このJR島本駅西地区都市計画については、過日、島本町としては町政史上初の島本町の都市計画公聴会が開かれております。また2月18日には、今年7月の大阪府都市計画審議会への付議を踏まえての公聴会が開かれました。私も僭越ながら、二つの公聴会に公述をさせていただきました。その一部を、この質問に関わって申し上げます。

大阪府・島本町とも共通項としては、前提条件として、島本町民の意向が反映されていません。これは今、島本町、私たち議員のもとにも配られております「総合計画基本構想」の、次の「総合計画」を策定するにあたっての住民意向調査をされ、そこでのまちづくりの将来像、水と緑の豊かなまちづくりを求める住民が、どの世代においても圧倒的多数であったこと。それから、景観や自然環境という自由記述欄には、80人を超える方が自由意見を述べられ、私のカウントの範囲ではありますが、75の方が、もうマンションはやめて欲しい、水と緑を守って欲しいということを記述なさっております。

これはまさに、島本町という公がなさった意向調査でもありますし、科学的根拠もある。そういった意向を反映してまちづくりを進めるべきであるところを、それが反映され変更点が加えられていないまま、本日に至っております。そのことを、まず指摘させていただきます。

島本町に対しましては、JR島本駅西地区の施設である駅前広場整備は、整備した直後から施設管理や維持管理費用は島本町の責任、負担に属するものになり、整備財源充当の国費等公金は町歳入歳出となる明らかに公共事業であると。今すぐ計画、収支は住民、議会の論議に付すべきものだということを申し上げさせていただきました。これは島本町に対して申し上げます。

大阪府に対しましては、本件は2018年12月時点で島本町の区域区分変更、計画人口に変更を生じており、大阪府の準備する北部大阪都市計画上の計画人口とは整合せず乖離を生じたため、このまま大阪府都市計画審議会に付議することは手続き上問題があり、島本町に差し戻す必要がある、と述べさせていただきます。二つ目は、用途地域の変更等でダブルスタンダードが発生している。これを修正させるべきだということを申し上げました。大阪府に報告された計画人口との乖離、不整合は修復改善されておらず、このままでは不誠実で不確実な根拠によるまちづくりを大阪府が許すことになることを申し上げました。

ただ一方で、保育・教育環境の公共施設用地を確保することが、住民、島本町議会、

島本町都市計画審議会から繰り返し指摘がされています。この点で、島本町が踏みとどまり、誠実に、慎重に計画人口を推し量ること。高さ制限をさらに加え、既存の住民の住環境、小学校からの眺望を守ること。車も自転車も不要の徒歩圏に、豊かな保育・学校教育環境を保障し、加えて島本町の誇り、昭和の名水百選に選ばれた地下水の浸水・涵養などを可能にする緑地・農地のさらなる確保、拡充があつてこそ、冒頭で述べた本計画に対する住民の多数の合意を得られ、北部大阪都市計画との矛盾乖離は解決するものと確信しています。

このように、大阪府の公聴会では述べさせていただきました。もう、担当部局のほうは十分に承知しておられるものと思っております。

そういう中で、先ほど戸田議員のほうからも引用があり、ご答弁で詳しい説明がありました。これもちょっと議会図書室からお借りしてきたんですけども、平成29年対応、改正対応、「新しい都市緑地・農地・公園の活用」のQ&Aの本があります。まさに、この本に書いてある改正点は、J R 島本駅西地区のために法律を国が改正したと言っても過言ではないような内容がちりばめられていますし、保育所が、こういった都市計画の範囲で、都市公園の範囲で整備することも可能にする、占用することを認める、そういったことが書かれております。当然、その施設の種類の中には保育所、障がい児通所支援事業や老人デイサービスセンター、幼保連携型認定こども園などが示されております。こういったことをしっかりと踏まえて見直しをかける、そして圧倒的な合意を得る。

先ほどの町の答弁を聞いておりますと、もう情報公開もしない、住民の意向も一切、ほとんど反映しない。そういう中で、結果として島本町が公共事業として捉えていない部分で、かえって地権者の皆さんの負担が増え、結果として高層マンションを建てざるを得ない。本来、あれだけの田園風景を守ってこられた地権者の方が、あのような高層マンション計画を求めておられるとは、にわかには信じがたい。望まない開発を余儀なくされている。どちらも、町も、地権者の皆さん、土地区画整理事業準備組合の皆さんも、もうこれ以上後に戻れないような、そういったことが住民参加を拒む、この都市計画の進め方において、かえって、そういったことを推し進める結果となっていて、最終的には地権者の皆さんが望まないまちづくりが実現しかねないという状況に、今、来ていると思います。

その点で、先ほど申しあげました駅前広場は公共事業であるということをしかりと認識し、その後、島本町の維持管理に属する負担を考えて、どのような駅前広場を造るのかということについては、当然住民の意見を聞くと、情報公開をするということをしなければ、このまま、双方に望まないまちづくりが起こることになりかねません。

その点を厳しく指摘をしながら、③点目に移ります。

「J R 西日本との協議対象に、ホームドア設置を加えるべき」だと考えます。見解を求めたいと思います。

これは先ほどの福嶋議員の一般質問でも、サラッと答弁をされていたと思いますが、私も町議になりまして2期目の最後のほうで、JR山崎駅での高齢者の、ホームから降りられて、その後、助けてもらったのに、また改札を抜けて踏切横断をされて進入され、電車との接触で命を落とされた。こういったことを目の当たりにしてきました。

それ以来、このホームドアの設置を強く求め、JR西日本本社にも申し入れなどを行ってまいりました。ようやく、その点について、今、西地区の関係でJR西日本との協議などが頻繁に行われる。こういったときだからこそ協議対象に加えるべきだと考え、質問をいたします。答弁を求めます。

都市創造部長 続きまして、「JR西日本とのホームドア協議について」でございます。

ホームドアやホーム柵などの可動柵設置につきましては、JR島本駅開業前からもJR西日本と協議を行ってきております。平成22年当時は、JR島本駅が位置するJR東海道本線において、同一ホームに停止する車両のドア位置が異なるため、柵の設置について技術的な課題等がある旨、鉄道事業者から回答をいただいております。しかしながら、近年では、ドア位置が異なる車両にも対応できる昇降式ホーム柵が開発され、近隣ではJR高槻駅等のホームに設置されております。

本町といたしましても、JR島本駅西土地区画整理事業のみならず、大型開発や中高一貫校の開校により、JR島本駅の利用者が増加することも踏まえ、鉄道事業者と可動柵の設置にかかる協議を開始したところでございます。

以上でございます。

河野議員 先ほどから、これはホーム柵ですので、西地区の開発と直接関わりがないというふうにも思われますけれども、実質的には駅施設の整備に関わる問題であります。

先ほど島本町が、もう2億3千万……とはおっしゃってませんが、公共下水道のインフラのみしか、島本町としては公共として公金を投入してやっていくということがもうできない、それ以外のことは土地区画整理事業準備組合さんで進めていくんだということを何度も繰り返し言うておられます。そういったところで、結果的に駅前広場の整備に対しても、JR西日本にもやはり負担を求めることが非常に困難になっている、そういった状況に陥っていると思います。

例えば高槻市では、今、整備を概ね済まされた周辺都市基盤整備、プラットフォーム等増設は、総事業費47億2,972万2千円と聞いております。しかし、この点では、しっかりとJR西日本と協定を結ばれ、ホームドアも含めて3分の2が高槻市、3分の1がJR西日本負担という、破格の負担をJR西日本から導いている。お隣の大山崎町においても、JR山崎駅でエレベーター2基設置。上下線ホーム昇降用エレベーター1基ずつですね。多機能トイレ設置、概ね5億2,900万の事業費と言われていますが、この点もJR西日本と協定を巻き、大山崎町の負担は6分の1と聞いております。

このままで行けば、駅前広場は土地区画整理事業準備組合さんが必死で負担をしなけ

ればいけない。ホームドアについても十分なJRの負担を導くような協議になるとは、到底思えません。結果、島本町の大きな負担になってくる、地権者の負担になってくる。そういったことを考えたときに、ホームドアも含めて、駅広と公共事業の一環として、やはり負担軽減のために地権者及び住民のために働くという、そういったことでしっかりとやっていただきたいと思います。これは要望に止めます。

最後です。「保育所用地の確保は必須条件であり、これまでの土地区画整理事業準備組合及び事業協力者との協議の進捗と課題」について、伺います。

都市創造部長 続きまして、「保育所用地の確保にかかる協議状況について」でございます。

JR島本駅西土地区画整理事業区域内におけるまちづくりにおいて、一定数の保育需要の増加が見込まれることから、現在、土地区画整理事業区域内における保育施設の設置に関しましては準備組合との協議を開始しており、用地等の確保などの具体的な内容について、引き続き協議を進めてまいります。

以上でございます。

河野議員 引き続き、よろしくお願いいたします。

3点目です。「歩道のフラット化等——安全・安心の交通・道路施策」について、伺います。

①点目です。役場前から桜井跨線橋の間の町道においては、10t積載トラック、大型車両が通行する際の振動・騒音のレベル測定など、実態、原因を把握しているでしょうか。

役場前駐車場、駐輪場の敷地は、第四保育所移転新築の予定地とされていますが、私は日々3階議会棟執務室窓際で、相当の振動・騒音を日々体感しております。乳幼児の午睡——お昼寝です——や心身の発達に悪影響を及ぼすレベルではないか、保育部署には現状認識はあるのでしょうか。改善方法は検討されているのでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長 続きまして、「交通・道路施策」について、ご答弁申し上げます。

まず、「役場前から桜井跨線橋の間の町道における騒音等について」でございます。

役場前駐車場に面する町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線につきましては、10tトラックや牽引車などの大型車両の通行がある道路でございます。

町内における騒音・振動の測定状況でございますが、まず騒音につきまして、町では、環境騒音測定として交通騒音と生活騒音を隔年で測定しており、交通騒音のうち道路交通騒音につきましては、国道171号に近接する高浜一丁目、町道高浜桜井幹線に近接する水無瀬二丁目、名神高速道路に近接する東大寺三丁目の3ヵ所で測定しております。

役場前駐車場につきましては、「都市計画法」に規定される第二種住居地域の道路に面する地域であり、騒音にかかる環境基準は昼間で65デシベル以下、夜間で60デシベル以下となっております。当該地域付近では騒音測定しておりませんが、中心市街地で

ある水無瀬二丁目における直近の測定結果においても、昼間で 63 デシベル、夜間で 57 デシベルであったことから、当該地域付近においても、概ね環境基準に適合しているものと考えられます。

また振動につきまして、当該地域における「振動規制法」に基づく要請限度は、昼間で 70 デシベル以下、夜間で 65 デシベル以下となっておりますが、町として、昼間で 65 デシベル以下、夜間で 60 デシベル以下に設定しております。現時点で、当該数値を超過していないものと考えておりますが、そのような場合には、大阪府公安委員会等に交通規制の改善等を要請できるものでございます。

議員ご指摘の、役場前における大型車両通行時の振動や騒音の原因については、交通量が多い主要幹線であり、スピードを出している車両の揺れなどによるものと考えておりますが、現時点におきまして詳細な原因把握はしておりません。

なお、路面整備など交通環境の改善の必要が今後生じることとなった場合においては、適宜対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長 続きまして、「役場前来客者用駐車場における保育所への影響」について、教育こども部からご答弁申し上げます。

役場前の来客者用駐車場におきましては、「島本町保育基盤整備加速化方針」においてお示しいたしておりますとおり第四保育所の移転新築を予定しており、本 2 月定例会議における一般会計補正予算第 6 号において、当該設計費用を予算計上させていただいているところでございます。

当該整備予定地の前面道路である町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線につきましては、大型車両が通行することもあり、そのことによる当該土地に与える振動や騒音等の影響が懸念される場所ではございますが、施設整備の設計において、園舎の配置や防音素材の使用などにより、可能な範囲での軽減対策を講じ、適切な環境の中での保育が実践できるよう取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

河野議員 双方から、ご答弁をいただきました。この騒音の問題について、非常に懸念しております。仮園舎ではなく、これからずっとそこで保育所をする方向性を、昨年、打ち出されておりますが、議員はみんな、この振動を知っていると思います。騒音というよりも振動ですね、ドスンッという。もしかしたら、道路の継ぎ目を往来するときが発生するのも知れませんが、鉄道騒音などでよくそういうことが言われますので。一番心配な点は、原因がまだわかっていないということです。原因がわからないのに、どうやって対策を講じるのかということになります。

ですので、やはり水無瀬駅前と同一視せずに、島本町が所持している、都市創造部が所持していると聞き及んでおります、せめて簡易測定だけでも行う、早急に行うべきで

はありませんか。その点を、再度求めます。

都市創造部長 まず、原因究明ができていないというご指摘でございます。あくまでも今現在考え得る原因でございますが、やはり、大型の牽引車が加速をする、もしくは減速するときに、要は車体と荷台の継ぎ目で、一定、音が鳴っているんじゃないかなという事は、今、想定しているところでございます。

あと、簡易であれ測定すべきという部分については、一定、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 早急にやっていただきたいと思えますし、私が大変懸念しているのは、こういった振動・騒音、何もすべてのトラックが相当なスピードを出して、目の前に何かが現れて急ブレーキを踏んでいることで、あれだけ毎日頻繁に、1時間のうちに何回も振動があるとは到底考えがたい。私もある意味、ここでの生活者でありますので。

ただ、このことを保育士さん、第四保育所の保育士さんと保護者が十分にご存じない可能性がある。そういうことがありますし、今、一番懸念しておりますのは、第四保育所を耐震化するための仮移転や、以前であれば第二幼稚園の民間認定こども園をどのようにするのかということについては、町長は精力的に、教育こども部も含めて超精力的にタウンミーティングしていただいていたいました。しかし、第四保育所の耐震化というのが一番のミッションですから、それをどこに、どのような規模で、どのような環境のもとで建てるかということについては、まだ1回もタウンミーティングしてません。

ですので、それが非常に怖いのです。今まで、おびたしいタウンミーティングをやってこられましたけど、このことについては1回もやってません。このことを外して大丈夫、大丈夫ということで進めて、まして騒音や、この頻繁な交通量のあるところということになることに、非常に懸念を抱いておりますので、それはまた後の議案があるということですから、この点に止めますけれども、そういった現状において、保護者、保育士さんにも、この現状を知っていただきたい。そういった周知の義務は島本町にあると考えます。

最後の②点目に行きます。「町道水無瀬山崎幹線歩道整備」。

歩道のフラット化・バリアフリー化につきまして、以前から要望してまいりましたが、雨水幹線整備の進捗と関連し、今後の見通しを伺います。

都市創造部長 続きまして、「町道水無瀬山崎幹線の歩道整備について」でございます。

町道水無瀬山崎幹線の歩道整備につきましては、平成23年度に、急勾配な一部区間におきまして勾配緩和対策を実施した経過がございます。当該歩道の形状が、水路上に設置しております張出し歩道となっておりますことから、現状で対応が可能な措置として対策を講じたものでございます。

そのため、抜本的な歩道のフラット化につきましては大規模な土木工事となりますこ

とから、財政面での課題も生じるため、将来的な水路整備の際に検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

河野議員 まずは、その雨水幹線自身が町の管轄ということで、いつできるかわからないという中では、今のマウンドアップの狭い歩道が改善される見通しが非常に厳しいというふうに、お聞きしておりました感じております。

ただ、やはり少しずつでも改善をするということでは、せめてのり面側、同じ幹線の鉄道側ののり面の水路上に歩行スペースを確保する。このことも以前から、高槻市五領小学校の通学路などを参考に申し上げてまいりましたが、その点ではいかがでしょうか。

都市創造部長 阪急京都線沿線における側溝蓋の設置についてでございますが、当該路線の鉄道側側溝部におきましては、自転車通行される方々への安全確保の観点から、過去に鉄道事業者と協議を行った経過がございます。当該側溝部分につきましては、鉄道事業者の所有地であり、本町として対策を講じることができない箇所となっております。

なお、当初協議した際には、仮に鉄道事業者が側溝蓋を設置する場合においても、鉄道敷の擁壁を活用した構造にする必要があり、技術的に課題が多いため困難である旨、聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

川嶋議長 時間、30秒です。

河野議員 はい。なかなか難しいということですが、もう、あの歩道・車道については非常に往来が厳しく、クレームも非常にたくさん聞いております。そういう意味では、今後、今あるフラットの、横を流れる水路に対して、例えば張り出し工法、新たな開発にあててフラット化をすることについても、やっていただきたい。いかがでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長 一体的な整備については、なかなか、先ほども答弁させていただきましたとおり、厳しい面もございます。しかしながら、部分部分、開発等が行われる場合には、鋭意、積極的に協議等を行い、より安全・安心に通行できるような歩道整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

引き続き、村上議員の発言を許します。

村上議員（質問者席へ） 自由民主クラブの村上毅です。一般質問を行います。

1点目ですが、「水無瀬駅周辺の商店の活性化」について伺います。

これまでも、水無瀬駅周辺の商店の活性化については議論をされてきているところですが、一向に成果が出ていないのが現状であります。水無瀬駅周辺の商店の活性化について、これまでどのような施策が検討されてきたのか、お伺いします。

都市創造部長 それでは、村上議員の一般質問の1問目、「阪急水無瀬駅周辺の商店の活性化」について、ご答弁申し上げます。

平成30年度におきましては、一般財団法人地域活性化センターの地方創生アドバイザー事業助成金を活用し、水無瀬駅周辺を含む町内にある商店街の活性化を目的に、各関係機関や消費者にご参画いただき、「商店街元気づくり・タウンミーティング」を実施させていただきました。

このタウンミーティングにおいては参加者同士が現状と課題を共有したうえで、商店街はもとより金融機関や商工会、役場などの各機関が、地域の活性化のためにそれぞれの役割を明確化し、今後も課題解決に向けての協議を進めていくこととなりました。そのため、このタウンミーティングの後も、「商店街サミット」と題して概ね月1回、商店街の代表者、商工会、役場などが参画する継続的な意見交換の場が生まれております。

なお、現在、商店街サミットにおいては、具体的な取り組みを実践しようと、フリーペーパーの作成や、他地域の商店街の現地視察を検討するなど、協議を進めているところでございます。

今後におきましても、継続的な意見交換の場である商店街サミットへの支援を通じて、本町にとって必要な施策についての意見を吸い上げるとともに、参加者間の連携を強化し、各組織の取り組みが地域全体のにぎわいづくりに繋がるよう、行政として継続的に施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員 今、お話のありました一般財団法人地域活性化センターの地方創生アドバイザー事業補助金を利用して、水無瀬駅周辺を含め町内にある商店街の活性化を目的に、関係機関や消費者に集まっていたいただいて、商店街の元気づくりタウンミーティングを実施されたとのことですが、その助成金は幾ら入っているのか、また主に何に使われているのか、お伺いします。

都市創造部長 地方創生アドバイザー事業助成金につきましては20万円を予定しております。現在、実績報告書を地域活性化センターへ提出している状況でございます。

また、当該助成金の使途につきましては、本タウンミーティングで講師を務めてくださった講師の方への謝礼となっております。1回当たり4万円の5回分となっております。

以上でございます。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

(午後1時33分～午後1時34分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村上議員 再質問をさせていただきます。

今、話のありました一般財団法人地域活性化センターの地方創生アドバイザー事業助成金を利用して、水無瀬駅周辺を含め町内にある商店街の活性化を目的に、関係機関や

消費者に集まっていただき、商店街の元気づくりタウンミーティングを実施されたとのことですが、その助成金は幾ら入るか、また主に何に使われているか、伺います。さっき、ちょっと訊いたんですが、再度。

タウンミーティングを実施され、その成果として参加者同士が地域の活性化のため、役割を明確にして協議を進めていくことになったとのことですが、もう少し具体的な役割分担の内容について伺いますとともに、そのミーティングの中で、商店街を活性化するために何が一番必要な課題であったか、伺います。

都市創造部長 地方創生アドバイザー事業助成金についての、まず再度のお尋ねの部分でございます。現時点では、助成金については20万円を予定いたしており、現在、本町のほうからセンターに対しまして実績報告書を提出しているところでございます。また助成金の使途については、本タウンミーティングで講師を務めていただきました講師の方への謝礼となっております、1回当たり4万円の5回分となっているところでございます。

次に、課題の部分でございます。タウンミーティングでは「人が集まる商店街」というテーマのもと、各機関の役割を明確化いたしております。行政におきましては、継続した意見交換の場の創設や、創業支援の補助金創設の検討、広報誌やホームページなどで情報発信などが、今後の取り組みとしてあげられます。また商店街としては、地域とのコラボレーションや商店街マップの作成、空き店舗の有効活用や、家主との積極的な交渉などがあげられます。これらの取り組みを、今後、商店街サミットの中で具体化していくこととしているところでございます。

このタウンミーティングでは、商店街を活性化するにあたり、一番必要な課題としては、やはりどのように人を集めるかということが大きな課題であることから、そのために何が必要かを考えていかなければならないと認識いたしているところでございます。

以上でございます。

村上議員 次に、ちょっと関連質問ですが、山田町長に伺います。

現職になられる前、山田町長は立候補にあたって、「水無瀬駅周辺の産業や地域を活性化し、町内に小さくてもきらりと光る魅力あるカフェやショップ、様々な商品を集めます。」と発信しておられましたが、その成果はどのようなものか、伺います。また、商工会や住民全体で取り組んでいる活動と連携し、空家店舗の活用や商店街の活性化を支援していくとのことでしたが、これまでどのような支援策を打ってこられたのか、伺います。

今後の水無瀬駅周辺の商店の活性化について、山田町長はどのようなビジョンを持っておられるのか、伺います。

山田町長 それでは、村上議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、「水無瀬駅周辺の商店の活性化」につきましては、先ほど担当部長からござい

ました商店街元気づくりタウンミーティング、こちらに私も参加をさせていただき、関係機関の皆様と様々な意見交換をさせていただきました。

中でも空き店舗の解消というテーマにおいては、様々な課題があり、即座に結果を出すことは困難であると現在においては認識をしておりますが、継続的な意見交換の場である商店街サミットへの参加などを通して、引き続き、地域の活性化に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

村上議員 この水無瀬駅周辺の活性化については、山田町長が立候補にあたって、有権者の皆さんに公約の一つとして発信されてきた案件であったかと思っておりますので、少しでも早く公約の実現をしていただきたいと思います。

次に、2点目ですが、「阪急水無瀬駅タクシー車庫跡地」について、お伺いします。

平成28年度の施政方針では、阪急水無瀬駅タクシー車庫跡地について、「今後のあり方をはじめ阪急駅前のまちづくりについては、中心市街地の活性化を目指し、引き続き検討してまいります。」とのことでしたが、現在、阪急水無瀬駅タクシー車庫跡地は有料駐車場として年間約180万円で貸し出されております。それはあくまでも跡地利用について検討されてきた、その成果が出るまでの対策であると理解しておりますが、それではよろしいでしょうか、伺います。これまでの検討の成果についても、お伺いします。

総合政策部長 それでは、「阪急水無瀬駅タクシー車庫跡地」について、ご答弁を申し上げます。

当該地につきましては、過去に、駅前での公共的機能を含めた検討を行った経過がございます。しかしながら、本町では「公共施設総合管理計画」において公共施設の総量圧縮の方針をお示しし、老朽化施設の更新や統廃合による建て替えを除き、原則として新たな施設の整備は行わないこととしております。また施設の配置・整備にあたっては、できる限り多機能・複合化施設に統合していくことも、あわせてお示しいたしております。また、住宅開発により水無瀬駅前に求められるニーズが変化していくことも想定され、これらの状況を見定めながら、慎重に、今後の当該地のあり方を検討する必要があるものと考えております。あわせて、現状、駅前駐車場としてのご利用がありますことから、駅前における路上駐車防止等に寄与している側面もあるものと認識しております。

従いまして、今後、具体的な方策を見出すことができれば、必要な手続きを経て、その実施に向け取り組んでまいりたいと考えておりますが、それまでの間は、財源確保の観点からも、現在の駅前駐車場としての活用を継続することが現実的であろうと考えているところでございます。このため、現時点で具体的な方針は決まっておりますが、検討につきましては引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員 また、このタクシー車庫跡地は駅前であり、立地条件も大変良いところであり
ます。その場所に地域住民の皆様が喜ばれる施設、集える場所として、一日でも早く建
設されることを期待するもので、そのことにより商店街の活性化にも繋がっていくもの
と考えます。

本件については、当然のことながら、1点目で質問しました水無瀬駅周辺の商店街の
活性化と切っても切り離せない関係にあるものと思っています。タクシー車庫跡地に人
が集まる施設ができることによって、水無瀬駅周辺の商店の活性化に影響を与えるもの
と思っております。その点についての考えをお伺いします。

総合政策部長 当該地の今後のあり方につきましては、駅前という立地条件を踏まえ、駅
周辺の活性化等の要素も含め、慎重に検討を行ってまいりたいというふうに考えており
ます。

以上でございます。

村上議員 ぜひ、この地域の活性化のためには、いかに水無瀬駅周辺に多くの人が集まっ
てくるかが一番の課題であることはわかっているわけですから、水無瀬駅周辺の商店の
活性化の商店街サミットに、駅前のタクシー車庫跡地利用も含めて検討されることを期
待して、終わります。

川嶋議長 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時45分～午後1時55分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員 (質問者席へ) 2019年2月定例会議一般質問を行います。

「住民は島本駅前に高層マンションができることをのぞんでいるのか？」です。

先ほど、河野議員からも言及がありました。先日、「第五次島本町総合計画」策定の
ためのアンケート調査結果報告書が出ました。無作為抽出で選ばれた3千人のうち、回
答した1,615人の方の希望する将来の町の姿として、最も多かったのが「水や緑が豊か
なまち」でした。また、自由記入欄では「マンション建て過ぎ」「自然を残して」と、
これ以上の開発に疑問を呈する声が圧倒的でした。加えて、駅西の高層マンション建設
計画の見直しを求める署名は、すでに4千筆を超えています。

さらに、ここ数年は、計画見直しを求めて多くの住民が声をあげています。現行の駅
西地区の都市計画案には、多くの住民が不満を感じているということです。

この件について、町長の見解を求めます。

山田町長 それでは、中田議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

まず、「アンケート、また署名等をいただいたことに関する見解について」でござい
ます。

町といたしましては、これまでにいただいたご意見に加え、「第五次島本町総合計画」の策定に関する住民アンケートや、町内外各所からいただいた4千通を超えるご署名については、重く受け止めさせていただいているところでございます。

一方、土地区画整理事業を計画されております準備組合における地権者等のご意見についても住民の皆様のご意見であり、すべての住民の皆様にご理解をいただきながら、円滑にまちづくりを進めていくことは、非常に難しいことであるものと認識をしております。

このような状況を踏まえ、町といたしましては様々な観点から熟議を重ね、JR島本駅西地区は、住民の皆様が暮らしやすい多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりを行うためのポテンシャルを十分に兼ね備えていることから、当該地区のまちづくりは必要であり、今後、予測される急激な人口減少の流れを少しでも食い止め、生産年齢人口の増加により町全体の活性化に繋げていくとともに、町の玄関口としてふさわしい地域にしていきたいと思いますと考えております。

なお、いただいたご意見やご署名については、その趣旨等について、町のまちづくりの参考とさせていただくとともに、よりよいまちづくりを実施するために必要があると判断したものににつきましては、事業に反映していただけるよう、事業主体でございますJR島本駅西土地区画整理準備組合と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 今、最後のご答弁で「事業に反映」とか「準備組合と協議」という答弁がありました。この件に関しては、私は一貫して都市計画について問うています。住民は、高層マンションが建てられることを可能にする都市計画を考え直して、と言っているのです。確認ですが、都市計画の主体は誰ですか。

山田町長 都市計画の主体は、町でございます。

中田議員 私も住民の皆さんも、主体が町である都市計画について意見しています。事業のことについては論じていません。前提条件として、準備組合はあくまで民間です。町の決めた都市計画のもとで事業をするべきであるという、この前提条件を確認しておきたいと思えます。

続けて質問です。ご答弁から、現行計画を進めていくと理解されたのですが、高層マンションが要らないという住民の意見がとても多いという、先ほど「重く受け止める」と言われましたが、高層マンションが要らないという住民の意見がとても多いという認識はありますか。

山田町長 先ほどご答弁を申し上げましたとおり、「第五次島本町総合計画」の策定に関する住民アンケートでの自由回答や、町内外各所からいただいた4千通を超えるご署名などを踏まえると、多くの方が関心を持たれ、反対のご意向を持っておられるものと認識をしております。

以上でございます。

中田議員 反対の意向持つ住民が多くいるという認識がありながら、現行計画を進めていくと言っていると。それが問題がないと考えているのでしょうか。その根拠は何ですか。

山田町長 先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、マンション建設について多くの方が関心を持たれ、反対のご意向を持っておられることについては認識をいたしております。一方、現行の都市計画原案における駅前の住宅エリア①におきましては、高さの最高限度を50mとしており、本エリアにつきましては、事業費をまかなうための保留地処分金にも影響を及ぼすことから、慎重に取り扱う必要があるものと考えております。

これらを鑑み、本町といたしましては、町の玄関口である当該地区の無秩序な開発を防ぎ、組合施行の区画整理事業を確実に実施するため、本地区における都市計画の変更につきましては、適正であるものと考えております。

なお、いただいたご意見につきましては、町といたしましても重く受け止めており、まちづくりの参考とさせていただくとともに、より良いまちづくりを実施するために必要と判断したものにつきましては、事業に反映していただけるよう、準備組合の皆さんと協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 行政は、住民アンケートの結果を受けても、都市計画の変更について適正であると言っているということは、行政判断の考えに誤りはないと考えているのでしょうか。であれば、その根拠は何ですか。多数の住民が反対の意向を持っていると認識している。それでも、行政として計画を進めるというのであれば、その住民意向が誤っていると主張されているのでしょうか。

この3点について、町長の見解を問います。

山田町長 住民意見に関するご質問でございます。

先ほど来、ご答弁を申し上げているとおり、住民アンケート等でいただいたご意見も、土地区画整理事業を実施されている地権者の皆様のご意見も、住民意見であるものと認識をいたしております。当然ながら、「第五次島本町総合計画」策定に際してのアンケート調査の結果につきましては重く受け止める必要があるものと考えておりますが、町の各種計画における当地区の位置づけ等踏まえますと、行政としての判断に誤りはないものと考えております。

なお、住民の皆様におけるご意見につきましては、様々なご意見をお持ちであることから、いずれのご意見につきましても、誤りであるとの認識はございません。

以上でございます。

中田議員 いずれの住民意見も誤りでないということはよくわかるのですが、私が問うているのは、多くの反対の意向があると認識しているのに、このまま進めるという行政判断は、多くの反対の意向は間違っていると言っているのに等しいということです。

先ほど、各種計画も判断の根拠としてあげられていますが、その件は後で質疑します。

そして、言い換えれば、多くの反対の意向を持つ住民意見を聞くことは町のためにならないと判断していると理解できるのですが、お尋ねです。「町のため」というのは誰が決めるのかということです。行政の考え、判断は、住民の同意があつてはじめて正当性を持つものです。町長は、住民の希望を間違っていると退けるのでしょうか。行政に判断権がある根拠は何ですか。

山田町長 反対意見を含め、様々な意見や価値観が存在するという事は、多様性のある健全な社会において必要な要素であり、他者の人格を否定するような極端な場合を除きましては、多くの場合、いずれかの意見が絶対的に正しく、あるいは間違っているということではないというふうに考えております。

「総合計画」策定にかかる住民アンケートの自由意見では、行政に対する様々なご意見が寄せられました。このうち、マンションの増加を懸念する趣旨のご意見が100件程度あり、これが回答者全体の約6%にあたりますことから、他の様々なご意見とともに、一定の住民意向として受け止めていく必要があると考えております。

一方で、あまりにも住民の意向と乖離した判断は、行政としてすべきではないものと考えております。しかしながら、住民の代表である議会において意思決定されたものについては尊重する必要がありますし、また、議決事件以外の部分においても一定の配慮が必要であると考えております。そのため、これまでの経過を踏まえたうえで、行政として意思決定をさせていただいたことは、計画的に事業を推進していく必要があると考えております。

従いまして、改めて申し上げますけれども、反対のご意向がすなわち間違っているという認識ではないことだけは申し添えておきます。

以上でございます。

中田議員 言うまでもないことですが、行政には単独で意思決定をする権限はありません。あるとしたら、選挙で選ばれた町長だけですが、町長も本質的には住民の代理人です。住民の意思に拘束されるわけです。先ほども言われましたように、住民の意向と乖離した意思決定にならないよう、よろしく願いいたします、行政としてですね。

二つ目の質問に行きます。1月18日・19日に行われた駅西の都市計画案に関する説明会、参加人数と、住民の皆さんから出された質問について、伺います。

都市創造部長 続きまして、「都市計画案に関する説明会について」でございます。

本年1月18日及び19日に開催いたしました都市計画案に関する説明会につきましては、1月18日に103名、19日に145名のご参加をいただきました。

当日は、「都市計画の案については、今後も住民意見を反映させることはできるのか」「50mのマンションが建築可能となる最高限度高度地区を見直すべき」「もっと農との共生を図るべき」といった都市計画案に関するご意見や、「財政効果について、支出の

内容が出ていないものがある」、保育需要について「現在も待機児童が発生しているにも関わらず、さらに人口が増加するような計画を町は良しとしているのか」といった人口増加への対応に関するご意見や、「このまちづくりを進めることの必要性については、住民全員に聞くべきではないのか」といった町の方針等に関するご意見を頂戴したほか、「地権者も高齢化しているので早く進めてほしい」といった事業の早期着工にかかるご意見等、様々なご意見、ご質問をいただきました。

なお、当日いただいたご意見・ご質問のうち、後日お示しさせていただくことといたしておりました財政効果の詳細や、「都市緑地法」の認識、調整池の容量計算の詳細については、現在、町ホームページ及び文化・情報コーナーでもお示ししております。

以上でございます。

中田議員 後日、ホームページ等に示されたものですが、そのうちの「財政効果」についてです。

財政効果についての回答は、答えたことになっていなかったと思います。行政は、人口2,250人シナリオで三小の増築を認めています。財政効果の計算に組み込む必要があることについては、住民から再三指摘があったのに、やっていない状態で回答されました。そして、それをしない根拠も到底納得できません。組み込まない根拠は「不確定だから」というものですが、そもそも試算というものはすべて不確定なものです。その二つのどこが違うのか、説明を求めます。

総務部長 「財政効果について」でございます。現在、お示ししております財政効果につきましては、現時点で算定することが可能である数値をもとに算定させていただいているものでございます。

なお、第三小学校に関わる施設整備費用につきましては、将来的に対応が必要となった場合の整備内容・手法等について、現時点で不確定要素が多いことから、具体的な費用の算出は困難であるため、町ホームページには過去の事例をお示しさせていただいたものでございます。

以上でございます。

中田議員 行政として、三小の児童数予測まで、もう12月に出しているにも関わらず、数値が出ないというのは意味がわかりません。財政課には、これまでも再三、この出費については示すように住民からも、私からも言っているところですが、ここに至ってもしないということは、財政課には算定をする気がないと言っているに等しく感じられます。であれば、新しい事業などに手をつけるべきではないと考えます。

次の質問に移ります。説明会では、人口フレームについて質問がありました。「第四次総合計画」の人口フレームは、これについては河野議員と戸田議員が再三質問をされたところですが、私もこれについて問います。

人口フレームは、駅西の開発の前に達成されることが見込まれています。計画との整

合性がないという意見に、総合政策部長が審議中の「第五次総合計画」の中で話し合われると回答されました。今回の都市計画の人口フレームは、第四次と第五次の、どちらの計画に基づいているのでしょうか。

総合政策部長 「総合計画」等における人口目標につきましては、あくまで新たな住宅開発や既成市街地の活性化等も視野に入れ、概ね10年後の人口規模の目安として設定しているものであり、目標値の超過または不足に対して制限を設けるものではございません。

ご指摘の説明会においては、このような前提を踏まえ、「第四次島本町総合計画」においては3万2千人という目標を立てている状況であり、現在、「総合計画」の見直しの時期であるため、今後10年間の計画の見直しとしての人口推計は、これから総合計画審議会でご審議いただく、ということをお願いいたします。

なお、JR島本駅西地区のまちづくりにつきましては、本町におけるこれまでの「総合計画」に位置づけられた取り組みですが、「第四次総合計画」の目標人口は、今回の都市計画の人口フレームとしてお示ししている1,250人というような、個々の詳細な数値を積み上げて作成したものではございません。

以上でございます。

中田議員 3万2千人が積み上げた数字でないことはわかります。しかし、人口はすべてのいろんな計画の、まちづくりなどの根底になる数字であり、ここを行政としてコントロールしようとしなないというのであれば、計画そのものが無意味になります。目標を定める以上、その実現に向けて努力するのは行政の責務であり、今回のこのご発言は、それを放棄すると言っているに等しいです。

質問です。今回の市街化区域の編入にあたって、市街化は人口を誘導するためにあるものだと思います。この地区に、これだけの人口を誘導したいから都市計画を変更するのだと、そういう理解でよろしいですか。

都市創造部長 議員ご指摘のとおり、当地区の市街化区域の編入に際しましては、駅前という地理的な特性等を鑑み、一定の人口を誘導し、もって今後予測される急速な人口減少の流れを少しでも食い止め、生産年齢人口の増加により、町全体の活性化等に繋げてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

中田議員 人口を誘導するための市街化ということです。住民の出生数が増えるなどして、自然とその値を人口が超えてしまうというのでは問題ありませんが、「第四次総合計画」の人口フレーム3万2千人が達成される見込みであれば、わざわざ行政として主導して人口を増やす必要はないのです。もし、人口を誘導するというのであれば、すべての計画を立て直す必要があります。もしくは今回の都市計画案の中身を変更し、すべてを学校なり公園なり、住宅以外ですね、人口を誘導するもの以外で埋め尽くすのであれば、整合性があります。計画を作り直すべきだと考えますが、いかがですか。

総合政策部長 先ほどもご答弁いたしましたとおり、「総合計画」等における人口目標につきましては、あくまで新たな住宅開発や既成市街地の活性化等も視野に入れ、概ね10年後の人口規模の目安として設定しているものであり、目標の超過または不足に対して、何ら制限を設けるものではございません。

以上でございます。

都市創造部長 今回の都市計画における土地区画整理事業区域の計画人口につきましては、現行の大阪府が策定されております「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の期間、つまり、平成32年までにおける人口フレームとして1,250人という計画人口となっております。

従いまして、「第四次総合計画」の目標を達成したという理由により、現在進めております都市計画の内容を変更しなくてはいけないという認識はございません。

以上でございます。

中田議員 総合政策部長によって何度も言われています、計画に制限されるものではないと、つまり拘束されるものではないということですが、これで「計画」と言えるのでしょうか。町長、お答えください。

山田町長 「総合計画」はまちづくりの基本的な指針であり、今後、目指すべき方向性や目標などをお示しするものでございますので、それに沿った形で町政運営を進めるということは必要であると考えております。ただ一方で、全国のほとんどの自治体で「総合計画」が策定されており、また、その中で人口推計や目標人口が掲げられておりますけれども、議員のご指摘のような、「総合計画」において地域内人口の許容上限を定めたり、人口が目標値に達する見込みを根拠に、その制限を行うといった事例もまた、今のところ、私は承知をしておりません。

ただ一方で、計画に基づき、総合的に行政を推進していくうえで、本町においては特に保育環境など、人口増加に伴う基盤整備が十分に追いついていない状況にあることは課題でございます。今後のまちづくりも踏まえた計画的な対応を行っていく必要があることにつきましては、十分、認識をしているところでございます。

以上でございます。

中田議員 目標というのは、そこに向けて努力する必要があるということを含意しています。計画とは、辞書によると「物事を行うために、その方法、手順などを、筋道を立てて企てること」とあります。ここで人口3万2千人を入れ込んで見ると、人口3万2千にするために住宅開発や市街地の活性化を企てる、というふうにも言えます。それは近々達成されるわけです。つまり、人口を誘導するために行う駅西の開発は、「総合計画」と整合しないとと言えます。

今、町長も言われました。想定以上のスピードで人口が増えれば、保育・教育施設その他、社会インフラの整備が必要になります。無尽蔵に予算があるわけではありません

から、計画的に整備していかなければならないという状況にあたって、その根拠となる人口をコントロールする努力を行政としてしないのであれば、インフラ整備も場当たり的になり、非効率かつ施設需要に整備が追いつかないという、今のような状態がさらに加速化します。今も保育所問題で起こっていることが、まさにそれです。このような無責任な行政の被害を受けるのは町民です。西側の市街化区域編入も、同じことが起こり得ます。

質問です。先ほど、都市創造部長が府の計画に基づいていると言われました。町の未来を、府の計画だけにゆだねるといえることですか。町の自主性はないのですか。

都市創造部長 今回、大阪府が策定されております「都市計画区域マスタープラン」をあげさせていただいたのは、区域区分変更の実施主体が大阪府であるためでございます。当然ながら、区域区分の変更につきましては、当該地区でまちづくりを実施する可能性が高まったため、町のほうから大阪府との協議を進めさせていただいているものであり、町の未来を大阪府の計画にゆだねるといった認識はございません。

以上でございます。

中田議員 改めて、町が主体的にされているということが確認されました。

では、質問の冒頭、町の判断の根拠として各種計画をあげておられましたが、そもそも町の最上位計画である「総合計画」のどこに、西側を開発する根拠があるのか。島本駅周辺の「市街地の整備」や「活性化が期待される」という文言はありますが、西側とは書いていません。東側でも良いわけです。西側を特定しないので、やらなくてはいけない根拠にはなりません。しかも、現状では目標人口と駅西開発の方向性との間に矛盾が生じています。そのような状態で、町が率先して駅西の市街化を進めるべきではありません。一度、この点について整理が必要な状態であると考えます。幸い、「第五次総合計画」策定のタイミングです。いったん、一から駅西の市街化については、よく考え直すべきだと考えます。

次の質問です。説明会の話に戻ります。

2日目にも、多くの挙手がある中、時間か来たからと行政は説明会を打ち切りました。住民にとっては、多くの疑問が残ったままの説明会でした。説明会では、先ほどあげていただいた質問のほか、行政の回答期限を決めて、というものもありましたが、結局、回答が示されたのは公聴会の当日でした。その他、説明会後に町に寄せられた都市計画に関する質問の回答は、まだできていないと聞いています。

そのような状態で、住民は公聴会の日を迎え、口述を行うことになりました。都市計画運用指針によると、公聴会は、住民がその内容を十分に把握したうえで、公開の場で意見陳述を行うための場であるとされています。今回の町のやり方は、公聴会を形骸化させていると考えますが、いかがですか。

都市創造部長 1月18日・19日に開催いたしました都市計画案に関する説明会につきま

しては、都市計画の内容だけでなく、多くのご意見、ご質問をいただくことを想定し、関係部局の担当部長以下関係職員が出席させていただきました。

当日は、都市計画の内容そのものではなく、都市計画から派生したまちづくりに関する財政効果などのご質問をいただいたため、公聴会までにお答えできなかったものもございしますが、都市計画の内容そのものについて説明不足であったという認識はないため、また現に多くの方々に公聴会にご参加いただいております、公聴会が形骸化しているとの認識はございません。

以上でございます。

中田議員 問題がないとの認識の根拠は何でしょうか。私は、情報公開請求をしました。

先ほども申し上げたとおり、説明会后に、説明会に関する質問・要望・苦情が17件もありました。説明会に対する不満の内容でした。それは認識していますか。

都市創造部長 ご指摘のとおり、1月18日・19日に開催いたしました都市計画にかかる説明会以降、追加の質問にかかる文書をいただいております、町からの説明内容に対し、ご納得いただいていない方がいらっしゃった等の認識を持っているところではございます。しかしながら、先ほどもお答えいたしましたとおり、これによって都市計画の内容そのものについて説明不足であったという認識や、公聴会を形骸化しているという認識はございません。

以上でございます。

中田議員 説明不足ではなかったという認識・主張には、説得力がないように感じます。

公聴会は十分な理解のもと、行われるべきものです。それが満たされていないのに、外形的に公聴会に人が来たんだからいいんだという答弁自体が、形式に墮していることの証明ではないでしょうか。

質問に移ります。そもそも、回答ができないような状態で説明会をしたということが問題です。財政効果も調整池も、説明会で初めて出された意見ではありませんでした。なぜ、答えが出せないような状態で説明会をしたのですか。

都市創造部長 財政効果や調整池にかかるご意見やご質問については、タウンミーティング等においてもご質問いただき、その場でお答えできるものについてはお答えさせていただきます。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、財政効果や調整池などについては、都市計画の内容そのものではなく、都市計画から派生したまちづくりに関するご質問であるため、内容が多岐にわたり、すぐにはお答えできないものや、お答えすること自体が容易ではないものもあることについて、ご理解いただきたいと考えております。

なお、説明会当日、後日、お示しさせていただくことといたしておりました内容につきましては、現在、町ホームページ及び文化情報コーナーにおいてお示ししております。

今後につきましても、ご質問等いただいた内容につきましては、可能な限り、お答えできるよう努めてまいりたいと考えております。

中田議員 たびたび言いますが、説明会で出された質問は、その場で初めて出たものではありません。答弁にもあったように、タウンミーティングや意見書などで散々問われていたことであり、また答えられないというのは、単なる怠慢だと住民は捉えることだと思います。

一方で、職員の皆さんが熱心に仕事をされていることは承知しています。結局、キャパオーバーではないかと、行政の仕事が、感じます。拙速に計画を進めるのではなく、いったん時間をかけて、住民の納得、合意形成のために、今回の都市計画案の変更手続きを見送り、時間をかけて取り組むべきと考えますが、いかがですか。

都市創造部長 先ほどもご答弁申し上げましたが、事前にタウンミーティングや意見書などにおいて、ご意見いただいても、お答えすること自体が容易ではないものがあるものと考えております。しかしながら、当該地区のまちづくりにつきましては、本町の各種計画に位置づけられたものであり、当該施策の実施により町全体の活性化に繋げていく必要があると考えていることから、町といたしましては、最少限の人材で最大限の効用を得るべく、当該施策を進めていく必要があるものと考えております。

中田議員 この期に及んでも答えられないというのは、この計画が矛盾の塊だからではないのでしょうか。進めるべきではないことの証拠だと感じます。

次の質問に移ります。「総合計画」のアンケートでは、空家対策を求める声も多数ありました。すでに日本は住宅過剰社会です。駅西開発は、3割の町内移動を見込んでいます。つまり、空家問題をさらに悪化させるものです。限られた人材と予算の中にあつては、駅西の開発はいったん時間をかけて考え直し、空家対策こそ優先的に対応することが町民の望むものではないですか。いかがですか。

都市創造部長 空家対策につきましては、全国的にも重要な課題であると認識いたしており、JR島本駅西地区におけるまちづくりと空家対策のいずれかを優先的に対応するということは考えておらず、町といたしましては両施策とも重要課題として認識のうえ、取り組んでまいりたいと考えております。

中田議員 駅西の開発をしなければ、空家問題も軽減されます。これこそ効率的な施策です。答弁で言われたことは、穴を掘って、自分で埋めるようなものです。予算を使った空家対策をする一方で、自ら空家を誘導することになる住宅開発を進めるという状態です。矛盾し過ぎです。

次の質問に移ります。2月14日に町で、18日に府で行われた公聴会当日の人数と、その内容について伺います。

都市創造部長 続きまして、「町及び府で開催された公聴会について」でございます。

2月14日に開催いたしました平成30年度島本町都市計画公聴会につきましては19

件の公述があり、21名の方の傍聴がありました。また、2月18日に開催されました平成30年度大阪府第3回都市計画公聴会につきましては14件の公述があり、5名の方の傍聴があったと聞き及んでおります。

島本町の公聴会では、「各エリアの最高限度高度地区を見直すべき」といった用途地域及び地区計画に関すること、「保育士や学童施設の不足が予想される中、これ以上人口を増やすべきでない」といった人口増加に関すること、「『第五次総合計画』策定のアンケートではマンション乱立に反対する意見が多かった」といった各種計画に関連すること、「災害対策や子どもたちの教育のために農空間を残してほしい」といった農地保全に関すること、「住民、地権者、事業者の意見のすりあわせを行って欲しい」といった都市計画を進める手続きに関すること、「市街化区域に編入し、下水道整備をしてほしい」といった市街化区域編入後の整備に関すること、などといったご意見をいただきました。これら、町が実施いたしました公聴会においていただいたご意見については、後日、ホームページや文化・情報コーナー等で公表させていただく予定です。

なお、大阪府の公聴会においては、島本町の公聴会でも公述された方も多く、町公聴会でいただいたご意見の内容とほぼ同内容の理由により、都市計画原案に反対される公述があったものと認識しております。

以上でございます。

中田議員 府の公述では、すべての方が反対していたということでしょうか。大阪府では、都市計画を進めて欲しいという意見は皆無だったと思います。すべてが見直しを求めるものだったということですね。

都市創造部長 大阪府における都市計画公聴会での公述意見につきましては、すべて計画の見直しを求める意見であったものと認識しております。

中田議員 また、1案件につき公述した人数は、少なくともここ10年の府の公述で最多でした。その認識はありますか。

都市創造部長 大阪府の都市計画公聴会における公述の件数については、大阪府ホームページに掲載されている平成18年度以降においては、最多であったものと認識いたしております。

中田議員 ここからも、住民の関心の高さ、現行の都市計画案の見直しを求める住民の意向が強いことが見て取れます。

次の質問です。町の公述の時間設定を10分にしたこと、また10分で杓子定規に時間を切り、ほとんど一言も話させなかったことは、都市計画運用指針に反します。運用指針には、「意見陳述を希望する者には、物理的、時間的に対応が可能な範囲で、できるだけ意見陳述を認める」とあります。町の公聴会では、ほとんどの方が時間いっぱい公述をし、時間が足りず、途中で公述をやめさせられた方もいました。こういったことは、形式的にならないよう、わざわざ運用指針で指摘されているのにです。

府の対応と比べてみても、よくわかります。町の公聴会の対応は、極めて不適切であったと思います。どうして、このような運用方法にしたのでしょうか。

都市創造部長 今年2月14日に開催した島本町都市計画公聴会につきましては、近隣では導入されていない自治体もある中、今回から、新たに導入させていただいたものでございます。

公述時間については、島本町都市計画公聴会規則に基づき、公述時間を定め、事前に公述される方に通知をさせていただいたため、厳密かつ公平に10分間以内で公述を終了していただくよう運用したことについて、不適切であったとは考えておりません。

なお、大阪府においても、公述時間は10分以内とする旨のご案内をされておられたとお聞きしております。

また、他の市町村で実施された事例を参考にするなどして、公述時間を10分以内とさせていただきますましたが、今回の内容を踏まえ、今後、公聴会を開催する際の運用につきましては、改めて検討してまいりたいと考えております。

中田議員 ぜひ、検討、見直しをよろしく願いいたします。

次の質問です。都市計画運用指針には、説明会、公聴会は、住民の意見を反映させるものであり、都市計画案の作成の段階でも住民意見をできるだけ反映させようという趣旨で設けられている、と書いてあります。説明会、公述意見、そしてこれまであげられた数々の住民意見からわかるのは、少なくとも住民は駅前に高層マンションができることを望んでいない、ということです。

住民意見の反映の観点から、特に駅前に50mの高さの建物を建てることを許容する、現行の地区計画案には見直しが必要だと考えます。町長の見解を求めます。

山田町長 続きまして、「住民意見の反映の観点からの現行地区計画案の見直しについて」でございます。

本町におきましては、「都市計画法」等に基づき、住民意見を反映させるため、説明会及び公聴会のほか、「都市計画法」等に基づかない説明会、意見募集、タウンミーティングの開催により、様々なご意見を頂戴しているところでございます。

しかしながら、ご指摘の地区計画につきましては、用途地域や高度地区とは異なり、区域内の地権者の合意形成を前提に権利を制限することになり、駅前の地区計画については、事業費をまかなう保留地処分金への影響を考慮しつつ、駅前という地理的条件や、町内の他の建築物の高さを鑑みて設定しているものでございます。

先ほども申し上げましたとおり、町といたしましては、JR島本駅西地区は、住民の皆様が暮らしやすい多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりを行うためのポテンシャルを十分に兼ね備えていることから、当該地区のまちづくりは必要であり、今後予測される急激な人口減少の流れを少しでも食い止め、生産年齢人口の増加により町全体の活性化に繋げていくとともに、町の玄関口としてふさわしい地域にしてまいり

たいと考えております。

以上でございます。

中田議員 地区計画が、地権者の同意が要するというのであれば、行政として、住民意見の反映のために地権者の同意を取る努力をしていただきたいと思います。

ほかに、町の判断で駅前に高層マンションの建設を可能にしない手段はあるのでしょうか。

都市創造部長 ご指摘の手法といたしましては、例えば、低層系住宅の用途地域の設定や、最高限度高度地区の設定など、中高層の集合住宅建設に対して制限する手法は、ほかに存在するものと考えております。

中田議員 都市計画の観点で高層マンションが建てられないようにという住民意向を反映させるためには、今、言われたほかに市街化区域にしないという手法もあり得ますよね。

都市創造部長 ご指摘のとおり、現在、進めている区域区分の変更手続き、つまり、市街化区域への編入を取りやめることにより、当該地区は市街化調整区域のまま残ることになるため、マンション建設ができなくなるものと考えられますが、現時点におきましては、そのような選択肢は想定いたしておりません。

中田議員 市街化区域の編入取りやめも、選択肢の一つとして考慮すべきです。

質問です。重ねて言いますが、これまで様々な住民意見、そして無作為抽出の住民アンケート、公述の数々から、少なくとも、住民は駅前に高層マンションは要らないと思っていることは明らかです。都市計画の案の作成の段階でも、住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨で、説明会と公聴会は行われているものです。そして、町長もそれを重く受け止めているのであれば、地区計画及びその他の部分で、その住民意見を反映するために都市計画案を変更すべきと考えますが、いかがですか。

都市創造部長 低層系住宅の用途地域設定や、最高限度高度地区の設定につきましても、地区計画による土地利用の制限と同様に、土地所有者に厳しい制限がかかることや、事業費をまかなうための保留地処分金にも影響を及ぼすこととなり、地権者の合意形成を図ることは非常に困難であるものと考えております。

また、町といたしましてもJR島本駅西地区は、住民の皆様が暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりを行うためのポテンシャルを兼ね備えていることを鑑み、低層系住宅の用途地域の設定は想定いたしておりません。

中田議員 先ほど来、保留地処分金の影響など事業の実現性を引き合いに出されていますが、今は都市計画について議論をしています。それはいったん置いて考えるべきです。

公益性の点から、都市計画を設定し、事業はその都市計画のもとで遂行されるべきことは先ほども申し上げました。高層マンションは要らないという住民意見が多数である現状では、この住民意見を反映した都市計画を設定するのは行政の責務です。地区計画であっても用途地域の設定でも良いです。市街化調整区域のまま止めるのも良いです。

繰り返しますが、事業の実現性と切り離れた状態で町としてこれらを決め、しかるう
えで事業の中身を考えるのが筋です。そこを一緒くたにして話を進めてきたからこそ、
このような矛盾の塊のような計画になっているのです。きちんと論点を整理し直すべき
だと考えます。

次の質問です。人口減少社会において自治体がうまくやっていくためには、住民参加
が必要不可欠だということは論を待ちません。都市計画運用指針の都市計画決定にかか
る基本的考え方にも、住民参加と住民合意の形成の重要性が説かれています。都市計画
だけではありません。あらゆる人が、あらゆるところで、今後のまちづくりにおいては
住民参加と合意形成が必要不可欠だと述べています。島本町の「まちづくり基本条例」
もそう言っています。

確かに昨年度来、町はタウンミーティングや公聴会を行ったことは評価できますが、
住民意見の反映や合意形成がなければ不十分です。そのことにより、町の未来を損ねて
いるとも言えます。町の将来を真摯に考えている住民意見を聞かずに、反映できる意見
がなかったから、ということは通りません。

対立構造ではなく、お互いの理解を深めあい、合意形成するため、地権者や住民、行
政とのオープンな場での、駅西のまちづくりのあり方について対話の場が必要だと考え
ます。そういう場を設けることを求めますが、いかがですか。

山田町長 ご指摘のように、近年、多方面で住民参画によるまちづくりがうたわれ、その
重要性が高まっているものと認識をいたしております。町といたしましても、住民参画
の機会を増やし、これまで以上に住民意見を反映させるため、説明会及び公聴会のほか、
「都市計画法」等に基づかない説明会、意見募集、タウンミーティングなど、開催して
きたところでございます。

しかしながら、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、町といたしましては、JR島
本駅西地区は、住民の皆様が暮らしやすい多様な都市機能がコンパクトに集約されたま
ちづくりを行うためのポテンシャルを十分に兼ね備えていることから、当該地区のまち
づくりは必要であり、今後予測される急激な人口減少の流れを少しでも食い止め、生産
年齢人口の増加により町全体の活性化に繋げていくとともに、町の玄関口としてふさわ
しい地域にしていまいりたいと考えております。

なお、本事業につきましては、地権者の意向に基づき計画されている土地利用ではご
ざいますけれども、ご指摘いただいた、オープンな場における駅西のまちづくりのあり
方について、対話・議論の場の検討など、準備組合と協議を行ってまいりたいと考えて
おります。

以上でございます。

中田議員 都市計画についての住民の合意形成の話です。都市計画の主体は町ですから、
議論の場の検討は準備組合と協議するものではないと思いますが、ぜひ町として検討を

よろしく申し上げます。

山田町長は、「小さなまちの豊かな暮らし」をスローガンに選挙に当選されました。私は、このスローガンに深く共鳴しますし、多くの住民もそうだと思います。だからこそ、高層マンションは要らないという声がこれほどまでに大きいのです。進むべき未来を正しく示しています。

地方都市の持続可能性という観点からは、ほかにない魅力を伸ばすことこそ重要です。島本町の持つ、どの町にもない魅力は駅前の農地です。準絶滅危惧種のドジョウや、ケリやヒメボタルもいます。「農のある風景」とともに子ども達が成長することができる空間です。こんな駅前がほかにあるか、ありません。住民の声を正しく……（質問時間終了のベル音）……、そのことを捉えています。行政も島本町の未来のために、この……。

川嶋議長 終わってください。時間、過ぎています。

（「発言の途中なので……」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 40 分～午後 2 時 43 分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩いたします。

（午後 2 時 43 分～午後 2 時 43 分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ） それでは、一般質問を行います。

「子育て世代、共働き家庭へのバックアップを！ その 1 ～ 保育所選考の兄弟加点・兄弟枠について ～」

補正予算や当初予算等の審議が控えていますので、重複を避けなければならず、議案や予算等、できるだけ踏み込まず、1 カ点のみの一般質問とさせていただきます。

「国民経済計算（内閣府）」の平成 29 年データによると、日本の雇用所得は 3 年連続で増加しています。この雇用所得増加の牽引役は雇用者数の増加、とりわけ女性雇用者の増加と言えます。総務省の「労働力調査」では、平成 28 年の雇用者数は前年比 89 万人増加しましたが、そのうち女性が 57 万人を占めていました。安倍政権発足後の平成 25 年と比較すると、雇用者は 176 万人増加し、女性は 125 万人増と、7 割越えを占めております。さらに、正規の職員・従業員では、平成 25 年比 62 万人増のうち女性は 50 万人にのびます。こういったデータも出ております。

女性の中でも、近年は共働き、こういった女性の増加が際立っておりますし、共働き世帯比率は平成 25 年頃から、トレンドより上振れされる形で上昇してきました。年齢別で言いますと、いずれの年齢層でも共働き女性は増加しており、特に 25 歳～34 歳、35

歳～44歳、45歳～54歳の増加が顕著となっています。

そこで、本町の子ども・子育て、とりわけ保育所において、現在、右往左往されている状況でありますので、そこに輪をかけるのは避けまして、これからの島本町において、共働き時代へのバックアップ施策に、保育所選定のいわゆる兄弟枠について、お伺いしていきます。

①. 現在の保育所選定において軸とされている規則の中で、兄弟加点などを含め、どういった状況であるのか、改めてお伺いいたします。

教育こども部長 それでは伊集院議員の一般質問、「子育て世代・共働き家庭へのバックアップを」について、ご答弁申し上げます。

まず、「兄弟加点などの状況」でございます。

本町におきましては、保育所入所審査基準表を作成しており、この基準表に基づき、入所の優先度を決定しております。この基準表は、入所申し込みをされる保護者にも配布するとともに、本町ホームページにも掲載をいたしております。基準表における兄弟加点については、新規入所や転園に関わらず、町内保育所に兄弟がすでに入所されている児童を対象に加点を行っております。

例えば、年長の子どもが保育所に入所している世帯で、年少の子どもが新たに入所申し込みをされる場合、その年少の子どもには3点を加点しております。他には、入所している児童以外の子の育児休業期間前にいったん退所し、育児休業明けに兄弟同時に申し込みをされる場合は、兄弟ともに5点を加点いたしております。また、兄弟が同じ施設に入所できるように、利用調整においてできる限りの配慮をしておりますが、希望される施設によっては、受け入れ枠がないために、やむを得ず別々の施設に入所されるケースもございます。

以上でございます。

伊集院議員 その「受け入れ枠がないため、やむを得ず」という状況ですね。そのケースというのは、現時点では何件ほどそういったご家庭があるのか、お伺いいたします。

教育こども部長 兄弟が別々の保育所に入所されているケースでございますが、平成31年1月末現在で6世帯おられます。

以上です。

伊集院議員 その6世帯というのは、要は先ほどありました3点と5点と事例をあげていただいたんですが、3点の方々が多いただろうとは推測するんですが、その6世帯の家庭の内訳、そういった状況をお伺いさせていただきます。

教育こども部長 6世帯のうち5世帯は、年長の子どもが保育所に入所している世帯で、年少の子どもが新たに入所申し込みされる場合、3点加点するケースでございます。残り1世帯は、兄弟同時入所のため加点はされておらず、優先順位や施設ごとの空き状況から、分かれての入所となったものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 となると、実質上、点数という部分でもないような気もしますが、5点、ちょっと大きな数字になるんで、いったん退所されて、再度、兄弟同時に申し込みされると、それぞれ5点というような答弁であったかと思えますけども、例えばどういった、事例的なものをちょっとあげていただけるとわかりやすいので、お願いいたします。

教育こども部長 年少の子どもにかかる育児休業の取得にあわせ、その期間中、保育所に入所している年長の子どもと一緒に家庭で保育するため、いったん保育所を退所するといった場合がございます。そして、育児休業を終えて復職する日から、その育児休業にかかる年少の子どもと、一度退所した年長の子どもを同時に入所させたいとの申し込みがあった場合に、その家庭の保育の優先度の高さを鑑み、年長の子どもが再び入所しやすくなるように、かつ兄弟が揃って入所しやすくなるようにするため、それぞれに5点を加点するように取り扱っているものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 では、その5点加点のケースというのは、近年、実際あるのかどうか、お伺いいたします。

教育こども部長 今現在、6世帯ございますが、そのような5点加点のケースはございません。

以上でございます。

伊集院議員 その6世帯にこだわらず、点数を付けられている中で、この5点加点されるような世帯というのは、近年あるのかどうか、ちょっと、再度お伺いいたします。

教育こども部長 近年はございません。

伊集院議員 近年はないということではありますが、ニーズ的にはない状況であるんだろうと、少なくなっているというのだろうか。ちょっと、どちらなのかわかりませんが、5点という世帯で言えば、兄弟ともども5点ずつと。世帯の観点で言うと、10点が加算されて大きいなという部分になるんですけども、ここの5点にされている町の意図、思惑というか、そういったものはどういう思いで、この5点という評価をされているのかをお伺いします。

教育こども部長 5点という加点基準を設定している理由でございますが、保育所の保育ニーズが高まりを見せている状況において、育児休業により保護者が家庭にいることから、兄弟ともに家庭保育をしてもらうことで、他の保育を必要とする家庭への入所の機会を設けていただく代わりに、職場復帰の際、兄弟とも保育所に入りやすくするとの考えから設定したものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 要は、他の保育を必要とする家庭へのチャンスというようなのが主なのかなというとらまえ方を、今のことではわかります。待機児童対策とも言えるんだろうとも

推測します。

少しさみしい理由だなとは思いますが、基本的には、おっしゃるように母親と、両親ともに過ごす時間というのは、やはり少しでも多いほうが親子の愛を育む大切な時間帯という部分で考えますので、その点数に対して疑義があるわけではありませんし、なるほど、というような気はします。

ただ、もう一方の3点の加点ですね。希望される兄弟ともに同じ場所への送り迎えができない世帯が、実際、先ほど6世帯という答弁ありましたが、今後の状況で行けば、兄弟で別々の保育所に通う世帯は増えるという見込みをしているのかどうか。町の見込みをお伺いいたします。

教育こども部長 本町のように人口が増加している自治体においては、同時に就学前人口も児童人口も増加いたしております。また社会経済情勢の変化等に伴い、ますます保育ニーズは高まりを見せておりますので、待機児童数の増加に連動して、兄弟で別々の保育所を案内しなければならないケースは、今後も増加するものと見込まれております。

以上でございます。

伊集院議員 それはそうですね。

そういった中で、一応、ちょっと②のほうに入りますけども、例えば他自治体の状況というのは、どんな状況とか内容になってるのか。一定、そういうことも調べられたのか、お伺いいたします。

教育こども部長 「他自治体の状況について」でございます。

近隣自治体においても、それぞれ独自の基準表を作成されており、本町と同様に兄弟が入所している場合の加点をされております。基準表は自治体ごとに独自に作成しているものでありますことから、ある自治体では第3子以降の児童である場合に加点されるなど、本町とは異なる加点項目を設定されている自治体もございます。細かな点においては自治体ごとに異なる基準を作成されているものの、いずれも、入所の優先度における公平性を踏まえながら、可能な範囲で、兄弟が同じ施設に入所できるように一定の配慮がなされているものと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 他自治体でも、独自性を持った中で加点をされていると、事例もあげていただきました。いろいろお伺いすると、要は財政とかまちづくりだけではなくて、やっぱり根幹的には施設のキャパシティとか、受け入れ枠が根幹になっているように分析できるといふふうに思われます。

兄弟で別々の保育所に送り迎えする世帯が今後増えるというご答弁も、見込みもされているということですので、各々の保育ニーズを満たすには待機児童の解消、これがまた兄弟枠にも繋がってくるんだろうとは思いますが、こういった受け入れ枠が必要という要因がはっきりしているんだろうなと思う場合、では共働きのご家庭へのバックア

ップのための抜本的な打開策、解決に導くのは何が必要というふうに考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

教育子ども部長 昨年、策定をいたしましてお示しをいたしました「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づきまして、小規模保育事業所、保育園、認定こども園の整備を現在進める予定でございますが、それらの施設整備によって保育定員の拡充を進めることが、待機児童や兄弟での同一施設入所に関する課題の、まずは解決に繋がるものという認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 ご答弁で、そうですね、方針の話も出ましたが、保育定員の拡充という部分を進めることが、町としての解決策だろうという部分の見解は理解いたしました。

その「加速化方針」と言えども、まだ解決に至るには、もし、それがそのままいったとしても時間がかかるという部分もありますし、これ以上踏み込むと補正に入ってしまうので、前にあった入所の審査基準、兄弟に関する家庭について、さらに今の時点で優先的に取り扱うような、園ごとの兄弟枠の確保も、方策として検討していくことはできないかということをお伺いいたします。

教育子ども部長 あくまで「保育基盤整備加速化方針」に基づいての定員拡充を進めるものでございますが、兄弟ケースの取り扱いについては、近隣自治体の取り組みについて調査・研究はこれからもしてまいりたいと考えております。しかしながら、兄弟ケース以外にも、第1候補の保育所への入所を切望される家庭もありますことから、必要性等、総合的な判断のもと、家庭間の公平性のバランスを考慮して、基準の設定等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 今の答弁の後半の部分ですね、「しかしながら」という部分も一定理解いたします。それは、要は町長が示された「加速化方針」、その待機児童の解消に繋がれば、多少なりとも第1希望の方、候補の可能性というのは今よりは高くなるだろうと。高くならなければ、加速化にしている意義はないというふうに受け取れますので。さらに公であれ民であれ、それぞれの独自性とか保育理念、また保育の質ですね。そういったものを町民の皆さんが選択肢をたくさん増やしてもらおう。そして競争理念が各保育所、園とかの相乗に繋がって、ニーズの獲得、また保育の向上に努めてもらいたい。そのことによって保育所、保護者の第1希望が分散されることが、やはり本来の島本町の保育の質に繋がるというふうに思われますので、一定の公だけでなく、民だけでもなく、それぞれの協力をしていただきたいと思います。

これ以上入ると、ちょっと方針に入りますので、後の議案と重複しないように、先ほどの答弁の「調査・研究はしてまいりたい」ということであります。この調査・研究、ちょっと今、質問でやりとりしてきた中で感じたのは、先ほどありました家庭間のバラ

ンス、公平性のバランスという答弁がありましたけども、「家庭」というと、私としては1世帯と見ますね。先ほどの点数の加点の仕方を聞いていると、児童1人に5点と。お子様お一人で見るのと、1世帯と見る、この違いが、ちょっと見えてくるんですね。

その中で、今の点数の付け方が間違っているとか、そういうわけではなくて、「子ども・子育て支援法」もできましたし、「教育基本法」もそうですし「児童福祉法」、それぞれも改正されております。そして、結構その中にも家庭保育という部分が一定見えてきてますし、町としては、そこにフォローアップ、支援をしていかなければならないという根幹がありますので、法は理念的な大枠の中の、さらにその規則とか指針とかがありますので一概には言えないんで、要は世帯で鑑みていくのか、1人の児童で見えていくのか。こういう算数、方程式の中の根幹の部分を、町としてはまた、見直しまでは行かないんで、調査・研究していただけるなら、一定、大きな枠での調査・研究をしていただきたい。これを前向きにさせていただけるどうかを、最後、答弁を求めます。

教育こども部長 再度のお尋ねでございますが、当然、島本町の今までのやり方というのは、今までの信念があって、やってまいりました。ですので、今までの根幹自身を覆して新たなものということは、当然、考えておりません。ただ、他市町村のいろんな先進自治体の事例がございますので、それらを踏まえて、より良い制度となるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 では、幅広く研究していただいて、それが正しいかどうかというのは、私も別に答えを持っているわけでもないですし、それぞれまた町長の考え方もありますでしょうし、まちづくりにおいて、どういうふうな形にしていくのか。一定、研究をされた後、また、今「その1」ということでさせてもらいますので、また追々訊いていきたいと思っております。

以上で、今回の一般質問を終わらせていただきます。

川嶋議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時02分～午後3時50分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第1号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長 (登壇) それでは、第1号議案 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約につきましては、昨年12月の定例会議においてご可決いただきました、一般会計補正予算(第5号)の中で債務負担行為の設定させていただいた第二幼稚園解体工事

の契約でございまして、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

契約にあたりましては、予定価格 5,000 万円以上の解体工事でありますことから、解体、とび・土工・コンクリートの特定建設業許可を取得している町内業者及び過去に島本町が発注した解体工事で指名実績があり、かつ解体、とび・土工・コンクリートを希望業種の 1～3 位としている大阪府内業者を選定し、指名競争入札により請負業者を決定いたしました。

指名競争入札の執行にあたりましては、平成 31 年 1 月 21 日に 7 社に対し指名通知を行い、1 社から入札辞退届が提出され、同年 2 月 5 日に 6 社による入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案資料 1 ページをお開きください。

入札調書のとおり、6 社により指名競争入札を行い、3 社が最低入札価格での応札があり、抽選の結果、株式会社落合組を落札候補者として、議案資料 2 ページのとおり、平成 31 年 2 月 8 日に、仮契約金額 4,045 万 8,960 円で、仮契約を締結したものでございます。

契約期間は、議会の議決日から、平成 31 年 6 月 30 日まででございます。

それでは、工事内容につきまして、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

では、議案参考資料（1）をご覧ください。本図面は町立第二幼稚園の配置図・付近見取図でございまして、図面上に着色いたしております箇所が、今回解体を行います園舎でございます。園舎は鉄骨造平屋建てで、延べ床面積が 1,307 ㎡となっております。

次に、議案参考資料（2）をご覧ください。本図面は、解体園舎の立面図でございます。

次に、議案参考資料（3）をご覧ください。本図面は、解体園舎の断面図でございます。

次に、議案参考資料（4）をご覧ください。本図面は、屋外撤去配置図でございまして、付帯施設、遊具や植栽など、撤去リストで示してあるものを撤去することといたしております。

次に、議案参考資料（5）をご覧ください。本図面は仮設計画図でございます。

緑で着色している箇所は、解体工事期間中に設置する仮囲いを示しております。また、青で着色している箇所は、建物解体時に設置する防音シート張りの足場を示しております。工事期間中におきましては、図面で示す工事車両出入口付近に交通誘導員を 1 人常駐で配置し、通行の安全対策には万全を期し、解体工事を実施してまいります。

次に、議案参考資料（6）をご覧ください。工程計画表（案）でございます。

工事工程につきましては、契約同意をいただければ、直ちに請負業者と協議し、正式な工程表を作成いたしますが、現在の案といたしましては、3 月は幼稚園が開園中

でありますことから、解体工事の準備作業を進める予定でございます。現場での本格的な工事開始は、幼稚園が閉園となった後の4月初旬を予定しており、まず仮囲いを行う予定でございます。順次、解体作業を進め、6月末までには全ての解体作業が完了する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第1号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

岡田議員 過去に、島本町でアスベストの調査をいたしましたところ、この第二幼稚園というのは、アスベストがあるということの対象の幼稚園になっていたかと思えます。

その点、今回、落合組さんが落札されておりますが、このアスベストがあるということも落合組さんにご存じの中で今回の入札に入られたのか。それとあわせて、このアスベストの除去に関しましては、どこにアスベストがあつて、そして、アスベストの除去をどのような形で撤去されるか。その辺のことを1点、まずお訊きしたいことと、それと、この第二幼稚園の排水管というのは、お隣が第二中学なんです、第二中学の排水管と途中からマッチングしていると思うんです。第二中学の排水管が町道を通って水無瀬川に排水される仕組みになっているんですね。その排水管がよく詰まりまして、だから、町道を通って水無瀬川に流れるんじゃなくて道路のほうに流れ出てくるのを、私、何度か目撃しておりまして、町のほうにお伝えをして、詰まっていると。要するに運動場の土で詰まっているということで、何度か工事をされていると思うんですけれども、この排水管の件に関しましては、また同じように二中とあわせて、この第二幼稚園の工事をするときにも同じような形を取られるのかどうか。ちょっと、そこが気になりますので、解体工事のときに、同じような通路で接続するのかどうか。そこら辺が、相当老朽化していると思うんですけれども、そこが1点、気になります。

もう1点は、この工事の解体の契約資料を拝見いたしますと、樹木の解体撤去というのが入っているんですけれども、この樹木というのは農道のほう側にある樹木のことなんですか。できるだけ、そういうものに関しては撤去しないで、私は置いておくほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どこのことを指しているのか。ちょっと、この図面上ではわかりづらかったので、説明をお願いしたいと思います。

以上、3点です。

教育こども部長 岡田議員からのご質問、3点でございます。

まず、アスベストでございますが、当然、今回、落札をいただきました落合組さんにおかれましては、アスベストについてはご存じでございます。解体設計業務において、解体の対象となる施設に使用されている建材のうち、アスベスト含有の有無が不確かなものについてサンプリング及び分析調査を行いました。その結果、一部でアスベストが含有されていることが確認されております。

場所としては、園舎の屋根、そして園舎軒裏、園舎多目的ホール天井、プロパン庫の屋根というところに存在するというふうに確認されております。屋内消火栓の配管に配置されている保温材や、消火ポンプ室の配管に配置されている保温材についてもサンプリング・分析調査を行いました。アスベストは含有されておりました。

そして、アスベストが含有されていることがわかった建材は、いずれもアスベスト含有の成型板に該当いたしております。板状に固められたアスベスト含有成型板は、吹付アスベストと異なりまして、通常の使用状態ではアスベストが飛散する可能性は低いと言われております。解体の際は、アスベストの成型板の破断・粉砕等によりアスベスト繊維を飛散させるおそれがあるため、原則、手作業により、アスベスト含有成型板を原型のまま撤去することといたしております。やむを得ず機械等による撤去をする場合は、散水等によってアスベスト成型板からアスベスト飛散防止措置を講ずることといたしております。

そして、排水管についてでございますが、第二幼稚園地内に設けられております第二中学校からの埋設排水管につきましては、本工事においては既設のまま使用することといたしております。ご指摘の内容につきましては、現地で一応確認を行いまして、第二中学校の排水が適切に処理されるよう対応してまいりたいと考えておりますが、整備運営事業者が決定して新たな合併浄化槽を整備することとなりますが、その管につきましては、最終の止め枡へ直接、単独で埋設することとなりますことから、二中の埋設排水管に接続するというにはなっておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

その他の植栽部分でございますが、主に、確かに農道側でございますが、敷地内全体にまたがったものでございまして、先ほどご説明させていただきましたように、今の予定では、すべて撤去するという予定でございます。

以上でございます。

岡田議員 アスベストの件はわかりました。手作業という今、答弁がございましたが、これは同じように落合組さんがあわせてされるというような理解でよろしいんですかね。

それとあわせて、この第二幼稚園の作業中というのは、近くの自治会等に関しての説明というんですか、やはり何やかんや言ってもアスベストが、どういう形であったとしても含まれてますので、神経質になることは神経質になると思うんですね。その辺は、近くの自治会さんとの話し合いというのは今後されるのか、もうすでにされているのかね。その辺がちょっと心配になっております。

第二中学とのあれはわかりました、排水管のことはわかりました。

それと最後に、農道ギリギリに、要するに桜の木がずっとあるんですけども、あれ、なぜ取るんですか。取らなくていいじゃないですか。どうして、そういう生できれいに咲いてる木を取ろうという考え方、発想が、ちょっと私には理解できないんですけども、置くほうが、例えば次の認定こども園を建設するにあたって、あの桜の木があ

るから、第二幼稚園はすばらしくいい環境なんですよ。なのに、その桜の木を取るとい
う、私、その気持ちがわからないんですけど、その辺、すいません、もう一度、ご説明い
ただけますか。

教育こども部長 アスベストに関する除去でございますが、当然、落合組さんがやるわけ
でございますが、その中にはアスベスト取り扱いに関しては資格が必要ですので、落合
組さんのほうで、その資格所有者がおられるというふうに聞いております。

また、自治会への説明でございますが、当然のことながら、説明会という形は考えて
おりませんが、工事工程等が決まりましたら、近隣自治会にはご通知はさせていただき
たいと考えております。

また、植栽の関係でございますが、今後、どのようなコンセプトを持って保育をされ
る、教育されていく認定こども園事業者が来られるかわかりませんので、取りあえずとい
いますか、今、考えておりますのは、その事業者が自由に画が描けるように、あくまで
も遊具も含めてすべて撤去して、更地のままで、自分らで画を描いてもらうようにして
いきたいという思いから、今回は植栽も含めて撤去を予定しておるところでございます。

以上でございます。

岡田議員 私、ほんと、言いたくないですけどね、やはり生の木を取るといのは、どこ
の事業所がああ跡、認定こども園を建てるにしても、置いてあげてもいいんじゃない
かなと思うんですよ。万が一、それがさわるのであれば、嫌なのであればね、そこの業
者の方がそのとき判断されたらいいことであって、せつかく、きれいに咲いてる桜の木
を、しかも農道のほう側ですよ。前はどうしても水無瀬川になってますので、出入り口
があるというのもあるんですが、農道のほう側に、あのきれいな桜の木を取るといのは、
長年、そこで第二幼稚園に通っていた、その子ども達も、その桜の木とともに入園
してきているんですよ。やはり、そういうことを考えたら、心の部分でね、生の木を、
桜の木を、私は取るということに関しては反対です。でも、教育委員会がそれをあえて
とおっしゃるのであれば、もう、それはそれでおまかせしますが、住民の代表として、
私はそういう桜の木というんですか、生の木をほんとに取ってしまうこと自体が、私は
賛成はできませんので、私の気持ちだけをお伝えしておきます。

そのアスベストの件も、落合さんの中にはそういう資格者がいるということですので、
安心はしましたが、何でもそうなんですけれども、やはり自治会長さんだけに言えばす
べて住民の方に言ったというような、そういう考えはやめていただきたい。教育委員会
だけではないです。ほかの課もそうですが、自治会長さんだけに言えば、その住民さ
んがすべて理解している、了解したってというような、そういう考え方は私はやめてい
いただきたい。自治会長さんは自治会長さんで、その自治会によって違いますが、1年1年、
交代する自治会もございませぬ。ですから、自治会長さんに報告すれば、すべてその自
治会が了解したものだというような、そういう町の考え方は、私は改めていただきたい

と思っておりますので。

以上です。もしも、ご意見があったらお聞かせください。

教育子ども部長 自治会への対応につきましては、真摯に対応して、周りのご理解も深めながら、期間内に終わられるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 工期の点、アスベストの件、今までの質疑で一定理解はいたしました。

今、桜の木の話があったんですけどね。私もその辺、ちょっと議案書をいただいてから本日に至るまで、樹木の解体撤去ということは十分書いてあるんですが、すべて取り除くということについて十分認識ができていなかったと、ちょっと反省しております。今までの質疑の中で、はたして、その農道沿いの桜の木を伐採しないままということになる場合には、すでに今、再募集をされている募集要項にも抵触してしまうのか。その点をお訊きしたいと思います。

それから、まっさらの状態だと執行部おっしゃったんですけども、そもそも、この第二幼稚園を取り巻く環境に見合った、自然豊かな保育をしたいという、そういう法人さんを募集するという前提においては、そういった桜の木を残すということについては反対や抵抗はないのではないかというイメージを持っているんですけどね、勝手に想像しているんですけどね。その辺のことで、募集要項との齟齬も含めて、本来の第二幼稚園らしい、自然豊かな保育・幼児教育ということについては、その樹木の存在というのは大きな位置を占めていたのではないかと思うので、そこまで気を使わなければいけないのかなと思っております。いずれにしても、募集要項の関係が関わってきます。答弁を求めます。

もう1点は、議決の日から、これは今の落札業者との契約が発効するということが、3月16日が卒園式とご案内をいただいてまして、過日の、かつての一般会計補正予算の中でも、記念行事をされるということも聞いております。学校とかいうものは3月31日をもって、その在園児さんは正式に卒園をなさることになりますので、一定、卒園式終わった後でも、何人かの方々、卒園生、保護者の方が訪ねてこられるということは想像できますので、そういったことは特に危険を伴わないという意味での契約の発効ということで認識してよろしいのでしょうか。答弁を求めます。

教育子ども部長 募集要項との整合でございますが、募集要項の整備概要の中で、町立第二幼稚園が、町が解体撤去した跡地に新たに幼保連携型認定こども園事業者が建設すること、と書かれています。「解体撤去」という表現でございます。具体的にすべて更地かどうかまでは書いてはおりません。

そして、3月中の第二幼稚園の跡地なんですけど、ここは事務作業しておりますので、実際の解体に入るのは4月に入ってからということでございます。

以上でございます。

河野議員 第二幼稚園のあとの民間認定こども園の募集、再募集ということですが、今の見通しであれば、その募集の選定、法人の決定というのは、この工程計画表のどの辺りになるのか、改めてご説明をお願いいたします。

教育こども部長 再募集の関係でございますが、2月19日から募集要項、申請書類の配付を行っております。

今後の予定といたしましては、現地説明会を3月1日に予定しております、応募書類の受付期間としては3月29日までと。そして、応募書類に関して確認事業者ヒアリングを4月の中旬まで行いまして、社会福祉施設整備審査委員会のもとで4月中に審査をし、5月には事業者の決定をしたいというふうに考えておるところでございます。31年度中に施設整備を行い、32年度中の認定こども園の開設を目指しております。

以上でございます。

河野議員 じゃ、工期との関係と、次に来られる民間認定こども園の経営される法人が決まるという時期と、この工程計画を見た際に、はたして先ほどの樹木の撤去ということについて、決められた法人さんと協議をする暇が可能性としてあるのかですね。先ほどの募集要項で言えば、樹木も完全に除去されるというようなことを決定づけるというふうに私は理解してないんですけども、その点について、一番困るのは請負業者ですので、そういうことになると工期が、段取りが狂ってしまうということになりますので、その点も総合して、ちょっと、ご答弁をお願いしたいと思います。

教育こども部長 先ほどご答弁させていただきましたように、事業者の決定が5月でございます。本工事は4月から開始しておりますので、そういう意味からすると、植栽の伐採には入っておる可能性が高いというふうには考えます。

いずれにいたしましても、今、現時点での予定では植栽伐採のもとでやっていこうというふうに考えてはおるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

戸田議員 まず1点、スケジュールの中で、4、5、6、つまり夏休みではないところで工事が行われる。騒音と防音対策について、お伺いしたいと思います。

第二中学校に隣接しています。新学期から1学期にかけて、この間に解体撤去工事が行われるということ。これに若干の疑義があるというか、スケジュールが急いでいらっしゃるのわかるんですが、夏休みの工事とはされていませんので、そのあたり、どういう対策がなされるのか、確認したいと思います。

もう1点は、先ほど指摘があったアスベストの除去に関することです。資格を有する方がいらっしゃるというご答弁でした。この「聞いている」イコール確認にはならないと私は思います。入札の条件に入っていたのか、文書等で確認しているのか、一般論としてどうなのか、今回の件、落合組さんの件としてどうなのか。ご答弁というか、ご説明をお願いしたいと思います。また、再委託されるというようなことは

ないのでしょうか。その是非はどうなのか。「いると聞いている」というご答弁に不安を感じての質問、確認です。よろしくご答弁、お願いいたします。

教育子ども部長 まず、防音などの対策でございますが、こちらは先ほど申しましたように、防音に対しては防音シートを張ったり、成形鋼板によって周りに粉塵などが流れないような対応を十分して工事に取りかかるというふうに、当然、これは思っておりますので、その辺については万全を期してまいりたいと考えております。

そして、アスベストに関してでございますが、先ほど「思っている」という発言、それは私としては、確認はしてないという意味ではなくて、この作業、アスベストの除去に取り組む事業者については「労働安全衛生法」第14条の規定に基づきまして、アスベスト等取り扱う作業に労働者を従事させる場合は、「都道府県労働局長に登録する者が行う石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任して、作業の指揮や、その他規則で定められた職務を行わなければならない」となっておりますことから、落合組さんの中におられるどうのこうのじゃなくて、このアスベストの除去に携わるには、この資格を有しておられる方でないといけないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

戸田議員 アスベストに関しては、当然、そうだと思います。いらっしゃるということは、落合組にそういう方がいらっしゃるということですか。それとも、再委託等をされて作業をされるということなのか。そのあたり、ちょっと明確にさせていただきたいと思います。

教育子ども部長 再委託も含めて、その先のことについては今現在わかりませんが、当然、この作業に関わる方については、この資格を有していなければならないということでございます。

以上でございます。

東田議員 先ほどからのアスベストの資格があれですけど、これ、そもそも指名競争入札ですよ。指名する際にね、そもそも、アスベストの除去工事ができる有資格者は持っている業者を指名しているんやと思うんですけど、みんな適当に指名して、結果的に持ってた・持たないじゃなくて、最初からそういう業者を選んで指名しているんじゃないんですか、これ、当初。

教育子ども部長 東田議員おっしゃるとおりでございますが、先ほど申しましたように、指名業者選定にあたっては、解体、とび・土工・コンクリートの特定建設業許可を取得している業者ということで、当然、資格取得者が対応する事業者を選定しております。

以上でございます。

中田議員 工事期間の交通安全対策について、伺います。

工程表を見ると、近隣の二小と二中の学期中に行われることになっています。二幼の周りと言え、二小と二中の通学路にもなっていますので、その点、お伺いします。

教育子ども部長 通学路の問題でございますが、確かにここ、二小の通学路になっております。工事自体は、通常月曜日から土曜日までの8時半から17時半までの間で行う予定といたしております。工事車両につきましては、通学時間帯については通行させないよう対応する予定でございます。また、工事期間中の工事時間帯につきましては、先ほど申しました警備員を常駐させます。

いずれにいたしましても、正式契約後には、事業者とともに第二小学校、第二中学校に工事工程等について説明にまいりまして、各学校との連携を密にして、安全対策には万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 1点、確認したいんですけど、撤去、建て屋ということなんですけど地中の埋設物、それから浄化槽等の地中部分の撤去というのは、どこまでやられるんですか。

教育子ども部長 埋設物の取り扱いでございますが、合併浄化槽及びそれに関係する管、水道・電気、現在の園に関する埋設物は撤去いたします。残すものとしては、敷地全周囲の擁壁及びメッシュフェンスは既存のまま、二中からの先ほど出ました埋設排水管も、現時点では既設のままというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 地中部、基礎もたぶん撤去されると思うんですけど、撤去した後というのは更地と言われてましたけど、一枚ペタと言うたらおかしいんですけど、段で2段にするのか。今、現地、たぶん段差があるように思っているんですけど、撤去の後というのはどういう状態になるんですかね。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後4時21分～午後4時23分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育子ども部長 失礼いたしました。園庭内で、園舎が建っているところとグラウンドでレベルが違いますので、その部分については道路に向かって、できる限り平地に合わせていくような形で整地していくということでございます。

以上でございます。

清水議員 更地にされて、面一、土になるんですけど、次の業者が来るまで、梅雨時期、今年雨が多いということで、排水なんかはどういう形で、最終撤去したときに考えられているんですか。

教育子ども部長 雨水対策でございますが、解体工事完了後は、場内をならしにより整地を行う。排水の最終止め柵付近に素掘りかま場を設け、敷地内に間隔で溝切りを行い、かま場に向かって雨水を流す計画としております。かま場に溜まった雨水を最終止め柵に放流して、排水処理を行うことといたしております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第1号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表し賛成の討論を行います。

本契約は、第二幼稚園の園舎等の撤去工事を行うもの、その必要性を認めるものです。

昭和50年開園の第二幼稚園は、来月で43年の歴史とともに閉園します。背後には山、目の前には水無瀬川や畑や田んぼと、自然環境に囲まれた素晴らしい幼稚園でした。幼稚園需要減により第一幼稚園に統合されるわけですが、ここで培われてきた自然や自主性を活かした優れた教育が、今後、第二幼稚園で働かれてきた先生方とともに、島本町の今後の保育・教育に受け継がれ、活かされることを願ってやみません。

先ほど質疑でありました桜の木に関してですが、もし募集要項に抵触せず、その民間の事業者が残してもいいということであれば、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

3月16日には、閉園式が行われるとのこと。多くの保護者や園児の思い出の場所がなくなるわけです。これまで関係のあった、できるだけ多くの方に声をかけて行っていただきたいと思います。

工事にあたっては、周辺の二小と二中の通学路でもあることから、安全に気をつけて解体作業を行ってください。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第2号議案 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇） それでは、第2号議案 町道路線の廃止及び認定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2の1ページをお開きください。

道路を新設するにあたり、「道路法」第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線の廃止及び認定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

路線の廃止・認定手続きにつきましては、廃止する旧路線と認定する新路線で、起点もしくは終点またはそのいずれもが変更する場合、路線の変更の手続きによることができず、旧路線の廃止と新路線の認定の手続きを別々に行う必要がございます。また路線の認定につきましては、住民の生活に直結した新設の道路を、道路管理者である本町が適切に維持管理し、住民福祉の増進を図るため行うものでございます。

それでは、議案の概要につきまして、議案書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書の2の4ページに、今回廃止する路線の路線番号・路線名・起終点地番及び重要な経過地を、また2の6ページに、今回認定する路線の路線番号・路線名・起終点地番及び重要な経過地を記載いたしております。

今回、廃止する路線は1路線、新規に認定する路線は6路線となっており、路線の廃止及び認定予定日は、議案書2の6ページの次に添付しております議案資料のとおり、平成31年3月29日でございます。

次に議案参考資料でございます。資料2ページには、路線廃止図に廃止する路線の位置を、次の資料3ページには、路線認定図に認定する路線の位置を記載しております。

各路線の概要につきまして、資料4ページからの廃止及び認定詳細図に基づき、順次ご説明申し上げます。黒丸表示箇所が起点を、黒三角表示箇所が終点を示してございます。

まず資料4ページ、5ページをあわせてご覧ください。路線番号3064、路線名・百山13号線についてでございます。

戸建住宅の開発行為のうち、昨年度未着手となっていた残りの開発区域について道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものでございます。

なお、新設道路の認定に伴い、旧路線の起点及び終点に変更が生じることから、いったん旧路線の廃止手続きを行い、新たに認定するもので、新設後は路線延長175.3m、幅員が最大・最小とも6.0mでございます。

次に、同じく資料5ページをご覧ください。路線番号3067、路線名・百山16号線及び路線番号3068、路線名・百山17号線でございます。

前述と同一の住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものでございます。百山16号線につきましては路線延長187.1m、幅員が最大・最小とも5.0mであり、百山17号線につきましては路線延長13.5m、幅員が最大・最小

とも 2.0mでございます。

なお、百山 17 号線につきましては、車・自転車等の通行はできない歩行者専用道路として整備されているため、「道路法」第 48 条の 13 第 3 項の規定に基づく指定を、本認定にあわせて行う予定でございます。

次に、資料の 6 ページをご覧ください。路線番号 3 0 6 9、路線名・百山 18 号線でございます。

住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものがございます。路線延長 56.8m で、幅員が最大・最小とも 4.7m でございます。いずれの路線につきましても、広瀬桜井幹線、百山 3 号線、もしくは今回新設いたします道路に接道することから、今後、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路となります。

次に、資料の 7 ページをご覧ください。路線番号 5 0 5 8、路線名・桜井 54 号線でございます。

住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものがございます。路線延長 122.4m で、幅員が最大・最小とも 4.7m でございます。

最後に、資料の 8 ページをご覧ください。路線番号 6 0 3 5、路線名・水無瀬 33 号線でございます。

本道路につきましては、昭和 48 年 11 月 6 日に、個人が土地を所有する位置指定道路として大阪府より認定された道路であります。このたび複数名の所有者から寄附の申し出をいただき、現状、道路の維持管理に支障がない状態であると判断できるため、寄附を受けたものがございます。路線延長 27.5m で、幅員が最大 7 m ・最小 4.7m でございます。

なお、位置指定道路につきましては、適切な道路の維持管理の観点より、その構造に支障がないと判断できる場合は寄附を受けております。

以上、簡単ではございますが、第 2 号議案 町道路線の廃止及び認定につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 町道水無瀬 33 号線の路線認定について、質問します。

一定、ご説明をいただいたわけなんですけれども、土地所有者との協議の経過、町に移管することになったいきさつについて、説明を求めます。また、こういう場合、どういう契約を交わすのか、合意形成のプロセスについても確認しておきたいと思っております。お願いいたします。

都市創造部長 当該道路につきましては、平成 30 年 2 月頃に所有者の方から維持管理が困難であるとのご相談を受け、町といたしましては平成 30 年 3 月に現地確認を実施いたし、舗装表面や道路構造上の問題がなかったため、町として移管を受けさせていただく方向で協議を開始いたしました。こうした協議を踏まえ、平成 30 年 6 月頃に、5 世帯で

計7人の方から寄附採納願をご提出いただき、平成30年11月に町から大阪法務局に所有権移転の手続きを行い、登記完了書の交付を受けたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 質問というか、現地、確認しました。こういった道路を「位置指定道路」と呼ぶようですが、私の目で見ても、これは移管していただいても大丈夫かなと。また民間で維持管理されていくのは非常に難しいなという印象を受けました。特に疑義がありません。ご説明、一定納得いたしました。質問はやめておきます。ありがとうございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第2号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第3号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育子ども部長 (登壇) それでは、第3号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、「子ども・子育て支援法施行令」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

国におきましては、昨年8月末日に政省令を改正して、保育料基準額の算定基礎となる市町村民税やその所得割の算定について、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例に関する規定を盛り込み、同年9月分の保育料基準額から適用いたしております。

改正の主な内容でございますが、1点目といたしましては、未婚のひとり親を寡婦等

とみなす特例につきましては、本町の保育料算定においては平成28年度当初から独自に運用しているものでございます。その概要としましては、現行の税法上、寡婦等に対する控除や非課税適用を受けられない未婚のひとり親について、保育料を算定する場合にあっては、これを寡婦等とみなしたうえで、市町村民税を算定するというものでございます。

2点目といたしましては、都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例の概要といたしまして、平成30年度分から市町村民税の税率が、一般の市町村は6%、都道府県が4%であるのに対し、指定都市、いわゆる大阪市や京都市など政令指定都市につきましては8%、都道府県が2%に改められました。このことにより、課税所得が同じであるにもかかわらず、課税を受ける住所地の違いで市町村民税の所得割額に差が生ずることとなり、保育料階層が市町村民税の所得割額によっても決まる関係上、同一課税所得世帯の間で保育料が異なるおそれが出てまいります。このため、このような不均衡が生じないように、保育料の算定においては、指定都市で課税された者も本町で課税された者とみなして、すなわち税率を6%として、所得割額を算定するというものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をもとに、ご説明申し上げます。新旧対照表の2ページ、別表第1の備考の部分をお開きください。

まず、改正案の備考1から備考3までにつきましては、表中の用語を、政令の関係規定中の用語に紐付けて定義するものでございます。

先ほど、政省令の改正のところで述べました未婚のひとり親に関する特例のうち、寡婦等とみなした場合に市町村民税を課されないこととなる者につきましては、備考2で引用する政令第4条第2項第7号に規定されている「市町村民税を課されない者」の中で定義されておりますことから、これを引用することによって、本町の保育料算定においても同様に扱うこととするものでございます。

次に、改正案の備考4につきましては、本町の保育料算定において用いる市町村民税の所得割額を、国の保育料基準額にかかる市町村民税の所得割額と同じ方法により算定する旨を定めるものでございます。

先ほどの政省令の改正のところで述べました未婚のひとり親に関する特例のうち、寡婦等とみなして寡婦（夫）控除を適用することや指定都市への税源移譲に伴う特例につきましては、所得割額の算定方法にかかる事項として、ともに省令に定められていることから、本町の保育料算定においても、これらの算定方法にならって所得割額を算定することとするものでございます。

新旧対照表3ページの別表第2の備考につきましても、別表第1の備考と同趣旨の改正でございます。

その他の改正につきましては、文言の整理と、保育料にかかる市町村民税の算定方法に関する規定の仕方を、これまでの政省令の規定に準じた個別具体の規定ぶりから、政

省令の関係規定に紐付けする形での規定ぶりに見直すことにより、今後、国において同様の改正があった場合でも、その内容を保育料事務に迅速に反映できるよう改めたものでございます。

最後に、施行期日は公布の日で、平成30年9月分の保育料に遡及して適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 本町においては、平成28年度から独自に保育料を算定しているのご説明がありました。すでに、みなし控除が行われているということだと思います。これまでに寡婦控除のみなし適用について、実態を把握し、必要に応じて適切な措置をしてきました。島本町におけるみなし寡婦控除について、これまでの対象となった事例について、その影響額も含めて、わかる範囲内でお示してください。これが1点。

確認なんですけど、これはまず「税法」において、本来国が是正するべきであろうと思うわけなんですけど、今回のこの措置は条例から見て、税制措置ではなくて、あくまでも保育料の算定のみということでは間違いはありませんか。下水道等、様々な課題があったと思いますが、これは保育料に関してのみ、みなし寡婦とするということではよいでしょうか。確認いたします。

教育こども部長 2点でございますが、まず、今回、保育所に未婚のひとり親を含めた過去の実績でございますが、平成29年度には2世帯おられました。ただし、いずれの世帯も「税法」上の非課税世帯に該当していたため、実際にみなし寡婦の規定を適用した例は今のところはございません。

また、先ほど出てました、あくまでも「税法」上じゃなくて、これは保育料算定に対して用いるということだけでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第3号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

事前説明のときにお示しいただいた資料によって発言いたしますが、平成28年、通常国会で成立した「児童扶養手当法の一部を改正する法律」に対する付帯決議において、一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、「その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること」とされたことを踏まえ、未婚のひとり親を「地方税法」上の寡婦等とみなしたうえで、特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業者の利用者負担上限に関わる課税算定を行い、そして、ひとり親家庭支援の充実を図るものということです。

しかしながら、本来であれば、「税法」において国が是正すべきと私は考えます。婚姻関係の有無とその解消の理由、すなわち死別なのか、離別なのか、あるいは結婚していないのか。そういったことによって法的に順序を付けるものとして問題があると、かねてより指摘がされてきました。また、子どもの権利という立場から見ると、このことは大変問題があると思います。しかしながら、今回、利用者負担が軽減された。このことについては何の異議もなく、賛成するものです。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第3号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日2月28日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日2月28日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

(午後 4 時 4 7 分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

福嶋議員 1. 私立中学校・高校移転開校影響対策と地域貢献連携を問う
2. 地震・風水害への島本町の備えについて

戸田議員 1. JR島本駅西・地区計画案の問題点
～景観形成と適正人口規模をめざして その2～
2. ココが問題！文科省の改訂・放射線副読本

河野議員 1. 歩道のフラット化等―安全・安心の交通・道路施策について
2. JR島本駅西地区都市計画―駅前広場と保育所整備について
3. マンションライフの質向上へ―相談窓口と開発規制について

村上議員 1. 水無瀬駅周辺の商店の活性化について
2. 阪急水無瀬駅タクシー車庫跡地について

中田議員 住民は島本駅前に高層マンションができることをのぞんでいるのか？

伊集院議員 子育て世代・共働き家庭へのバックアップを！その1
～保育所選考の兄弟加点・兄弟枠について～

第1号議案 工事請負契約の締結について

第2号議案 町道路線の廃止及び認定について

第3号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

平成31年

島本町議会2月定例会議会議録

第2号

平成31年2月28日(木)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第2号)

年 月 日 平成31年2月28日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持田 学
総 合 政 策 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 長	原山 郁子
都 市 創 造 部	名越 誠治	都 市 創 造 部 理 事	柏木 栄一	上 下 水 道 部 長	水木 正也
消 防 長	近藤 治彦	教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢
教 育 こ ど も 部 次 長	川畑 幸也	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中嶋 友典	健 康 福 祉 部 福 祉 推 進 課 長	杉木 利徳

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹藤 博美	書 記	村田 健一	書 記	小東 義明
---------	-------	-----	-------	-----	-------

議事日程第2号

平成31年2月28日(木) 午前10時開議

- 日程第1 第4号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止について
- 日程第2 第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第3 第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第4 第7号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算
(第5号)
- 日程第5 第8号議案 平成30年度島本町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第6 第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正につ
いて
- 第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ
いて
- 第11号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について
- 第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正に
ついて
- 第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に
ついて
- 第15号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について
- 第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について
- 第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 平成31年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算

- 第26号議案 平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
予算
- 第27号議案 平成31年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 平成31年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 平成31年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 平成31年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 平成31年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算
- 第33号議案 平成31年度島本町下水道事業会計予算
- 日程第7 第34号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第7号）

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第4号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長 (登壇) それでは、第4号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止について、ご説明申し上げます。

提案理由は、町立やまぶき園を閉鎖するため、廃止するものでございます。

なお、町立やまぶき園の後継施設として、社会福祉法人南山城学園が経営する地域生活支援拠点施設が平成31年4月1日に開設予定でございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上で、島本町立やまぶき園設置条例の廃止についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 島本町立やまぶき園ですね、長い期間、島本町として、町立施設として頑張っていた施設が、いよいよ廃止ということで、ただ、先ほど部長から説明があったように、今、ふれあいセンターの横の敷地において、さらに事業内容も大幅に拡大し、拠点施設が新たな別の民間法人の運営によって再スタートをするという意味では、大きな意味では、発展的解消という「廃止」であるというふうには認識しておりますが、未だ自分自身が施設の廃止に賛成をするのかと思うと、信じられないような気持ちということとは正直なところです。

そこで、質問です。第二幼稚園の廃止条例と前後して、一般会計補正予算では記念行事とか記念の冊子の特別な予算を組んでおられたと思うんですが、仮に指定管理者制度であり委託であるとは言え、このやまぶき園について……（「廃止条例やで」と呼ぶ者あり）……、もう、そういうことやめましょうよ、そんな、まだ質問聞いてへんのにね。伊集院議員がね、廃止条例やでと言いますけども、最後まで聞いてください。

そういったものについて、最後の、この施設の終わりを確認するためのものについての記録及び様々な書類関係について、記念のもの、何かお考えがあるのかということですね。

それと、6月18日の北部地震発生の後、立ち入れなくなりました。廃止をするということですが、4月1日以降、基本的には当然、四天王寺福祉事業団の職員は立ち入れないということになります。被災した職場の中でのパソコン、LANケーブルなどが、

外へ持ち出すことができなかったという中での書類の引き継ぎ、ケース記録の移管などについてはどのように行われてきたのか、確認をさせていただきたいと思います。

あとは、四天王寺福祉事業団の職員の方には、6月18日の北部地震発生以後、現地を使えないということで、役場駐車場、地下1階とふれあいセンターの学習室を転々として作業指導にあたっていただいた。利用者を含めて大変なご苦勞をかけたと思っております。日々、あの酷暑の中で、いったん役場地下1階職員休憩室に送迎をされた後、重複障がいの方は車いすで、日々、ふれあいセンターの施設へと、あの傾斜のある道を送迎をされていたと思うんですが、労働衛生上、四天王寺福祉事業団の職員に課題は残らなかったのか。その点について把握はされていますか。答弁を求めます。

健康福祉部長 3点、ご質問をいただいております。

まず、やまぶき園の閉園にあたりましての記念冊子的なものの作成についてでございますが、記念冊子等の作成は予定はしておりませんが、四天王寺福祉事業団のほうのイベントというか、そのプログラムの中では、お別れ会を企画しているというふうに聞き及んでおります。

続きまして、2点目の書類等の引き継ぎについてでございます。すでに本年1月から、社会福祉法人南山城学園のほうが共同支援ということで、今現在も四天王寺福祉事業団と合同で支援に入っております。その中で、個々のケース記録の引き継ぎなどについては遺漏がないように行っております。また、町のほうで移管を受ける書類などもございますので、現在、その整理作業を行っているところでございます。

3点目の、指定管理事業者において、場所が変わったことによる、特に健康上の影響がなかったのかというふうなご質問でございますが、本町といたしましては特に指定管理事業者のほうから、そのような事象が発生したというような報告は受けておりません。

以上でございます。

(議場内、私語多し)

川嶋議長 お静かに願います。

東田議員 おはようございます。このやまぶき園設置条例の廃止ですけれども、この廃止するにあたってはね、4月1日から新たな施設も設けられる。それで、当然ハード面も良くなっていると思いますし、ソフト面、事業でも拡充されていくと思いますので、廃止に関しては異議はないんですけども、この廃止した後、今、立ち入りが禁止されているとか、入れない、このやまぶき園の施設については、その後はどうされるかというのは考えておられるのか、お伺いします。

健康福祉部長 廃止をいたしました町立やまぶき園の建物、また跡地の活用につきましては、現時点では方向は定まっておりますので、今後、庁舎内の関係部局といろいろと調整のうえ、活用方法を検討する予定となっております。

以上でございます。

東田議員 今のところは何も検討されていないということですが、北部地震を受けて、もう立ち入りができないような状態だということを判断した施設を、そのままずっと置いておくというのも、いかがなものかなというふうに思います。これはもう通行人の方もそうですし、近隣にも迷惑がかかることがあるかも知れないので、これは早急に検討していただきたい。

それと、今後の活用ですね。できることなら地域の皆さんにご意見を伺うとかいうのもやっていただいたらどうかというふうには思いますけども、いかがですか。

健康福祉部長 確かに議員ご指摘のとおり、北部地震の影響により、被災度区分判定におきまして、今現在、要注意というような判定を受けておりまして、直ちに倒壊等の危険はないものの立ち入りについては注意を要する、というような判定になっております。

このまま、ずっとこの建物を残置しておくということにつきましては、担当部局としても不適切であると考えておりますので、次年度、早急に関係部局で協議を進めますとともに、必要に応じて地域の皆様のご意見なども聞いていきたいとは考えております。

以上でございます。

河野議員 施設を廃止するということは、ハード面の問題、そして、それまで担っていた利用者の今後の移動先ということについても確認しておかないといけないと思っております。6月18日以降、この施設に立ち入りできなくなったということを機に、当時、利用されていた方々がどういう状況になって、この3月31日付け、4月1日付けということですが、施設を廃止した前後において、無事に新たな場所が、行き先がきっちりと、当時おられた方すべてが行き先の保障がなされているのか。個人情報に関わらない範囲で、ご説明を求めたいと思います。

健康福祉部長 北部地震発生当時、やまぶき園の利用者につきましては34名いらっしゃいました。北部地震の影響等で、そのうち3名が他の事業所に移転をされたんですけども、うち2名の方は、新設されます新拠点施設である南山城学園の施設のほうにまた戻ってこられるというか、利用される予定であると聞いております。あと1名の方につきましては、北部地震を機に町内の他の事業所に移転をされ、そのままご利用されているというふうに把握しております。

以上でございます。

河野議員 最後の質問です。今、お聞きしまして、すべての利用者が北部地震をきっかけに他の施設への移動ということもあったということですが、十分に職員さんとの話し合いや状況把握のもとで行き先を定めておられるということを知って、ちょっと安堵しております。

最後ですけれども、このやまぶき園が施設として廃止されて、条例が廃止をされるということにおいて、今後、この条例の例規集には、やまぶき園というものがなくなっていくということにはなるんですが、その点について、今後の町史という形について、こ

ういった施設を島本町が持っていたということについての、しっかりとした歴史認識を持っておく必要があると思っております。

最後のやまぶき園に関わる条例、指定管理者の指定という条例提案が、平成で言う 28 年にされていますが、この当時の部長の説明においては、「平成 4 年に公設民営の知的障害者通所施設として開設し」と書いてあります。もちろん、条例上はそれで間違いはないのですが、もともと、この施設は「手をつなぐ親の会」という、当時の障がい者の親の会が無認可作業所を立ち上げられて、それを当時の島本町が町立施設として引き上げたということでは、非常に全国にも稀な事例として、その世界では有名な話でした。この条例を見る限りでは、その歴史は見えていないということになります。

それを町立施設として引き上げたこと、そしてまた「親の会」の運動があったということと、当時のいろんな時代的背景もあったということですが、全国の自治体としては珍しい。無認可作業所は無認可作業所として全国では頑張っておられるわけですが、島本町はしっかりと町の責務として障がい者施設を認可したということになりますので、その点の歴史も踏まえましてね、今後、その辺をしっかりと何らかの形に明記し、新しい職員にも、そういった島本町の福祉、障がい者福祉の歴史として引き継いでいくという責務はあるというふうに思っております。

その点について、町長のほうではどのようにお考えなのか。例規集を見るだけではわからないということになります。その点は、しっかりと何らかの形で記録にとどめるということと、これは副町長にもお願いですけれども、副町長も——現職ではありませんが、かつて「障害者自立支援法」導入の元年のときに、大阪府で奮闘されていたと聞いております。その点について、この島本町、来られてまだ間がない、まして北部地震がありましたので、現場に立ち入ることさえ許されなかったという点では、施設の内容を詳しく知ることには限界があったと思いますが、この島本町の貴重な財産であるやまぶき園についての一定の評価、今後、南山城学園の職員も含めて町職員にも引き継いでいくという点について、必要な点、お感じになっていることがありましたら、これは最後の質問ですので、よろしく願いいたします。

小田副町長 お答え申し上げます。先ほど、議員のほうからもお話がありましたとおり、町立やまぶき園につきましては、保護者の方々を中心とする「手をつなぐ親の育成会」が昭和 54 年に作られた福祉共同作業所が前身と伺っております。その後、町が福祉共同作業所の事業を引き継ぎ、旧第三保育所の場所への移転などを経て、今日では指定管理者である四天王寺福祉事業団において生活介護、就労支援 B 型、特定相談支援事業を実施していただいているところでございます。

先ほど部長からの答弁にもありましたとおり、この 4 月からやまぶき園の事業を引き継ぐ南山城学園さんとの共同支援がすでにスタートし、また、来年度からは生活介護、就労支援 B 型、特定相談支援事業に加えて、新たに短期入所の事業も実施されると伺っ

ております。

3月末でやまぶき園は廃止となりますが、これまでやまぶき園で培われてきた事業の引き継ぎが円滑になされ、利用者の利便性の向上とともに、島本町全体の障害者福祉の充実に繋げていければというふうに考えております。

以上でございます。

山田町長 やまぶき園につきましては、私の手元の資料によりますと、昭和48年の町立第三保育所建設というところから建物自体は始まっているということで、長年、この島本町においては、様々な役割で利用されてきたというところでございます。

その間、先ほど副町長からもありましたように、昭和56年、町が「手をつなぐ親の会」から園の運営を引き継ぐというところで、その後、シルバー人材センターの敷地があったところ、そして第三保育所が廃止されたのは平成2年。その後、大規模改修を経て、平成の4年に現在の地に移転をされて、町の直営から公設民営施設になったというような経緯がございます。

この間、障害福祉においては、本町においても中核的な役割を果たしてこられましたし、積極的に町内のイベントに参加をさせていただいたり、また地域に開かれた施設として納涼会を開催されるなど、積極的に地域の障害福祉というサービス提供においては、しっかりと果たしていただいているものと感じております。関係者の皆様には、ほんとうに感謝の思いで一杯でございます。

こういうやまぶき園の概要を、沿革等々についても、今、まとめたものもございまして、違う施設に引き継がれるとは言え、本町の培ってきた歴史というものを職員がしっかりと把握をして、次の施設でもそういう障害福祉の対応にあたるといったところは必要であると思っておりますので、何らかの形で、そういう引き継ぎができていけばいいなという思いではございます。

以上でございます。

伊集院議員 先ほどお話しがありましたように、やまぶき園の移転と地域の拠点の分で、基本方針を平成28年11月に策定していただいて、ホームページにも載ってます。この内容を見ますと、ほんとに歴史をちゃんと記載していただいておりますので、冊子の形にはならないとしても、その努力はしていただいていると把握しております。

その点で、ちょっと1点、質問させてもらいたい、確認したいのは、先ほど、ちょっと例規集の話がありました。これは消え去るんですかね。基本的には廃止条例というのが載ってくるというふうに思ってますので、例規集から消え去るという認識はないんですが、そこを確認させていただきます。プールの廃止においても、廃止条例という形で条例の中に記載してくるという部分でありますので、例規集の取り扱いについて確認させてもらいます。

総務部長 ご指摘いただきました町立プールと同様に、例規集の中では、やまぶき園条例

を廃止するという記載は残るものというふうには認識をいたしております。

以上です。

岡田議員 今回、やまぶき園の廃止条例ということになっておりますが、今はやまぶき園、前は町立第三保育所。もっと前を言えば、ここは島本町のごみの焼却場だったんですよ。それをね、その後、土壌調査等もされたと思いますが、私は、これはもう島本町がこの後に保育所を建てたり、やまぶき園を建てたり、こういうことをしていたこと自体に、すごい私は怒りを覚えているんです。

こういうごみの焼却施設に保育所建てるといふ、こういう島本町の考え方にはね、私はその当時、もう古い話ですから、こういう意見も言えませんでした。そういう場所だということを知っていながら、また今回、それをまたどうするかということ、近隣住民と話し合うということ、これを答弁されておられますけれども、私は、ここはしっかりと、そういう場所であるということもきちんと、新しい住民はご存じない方も多いと思いますので、しっかりと理解をしていただいたうえで近隣住民と話し合いをするということが大事になってくるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長 議員ご指摘のとおり、町立やまぶき園につきましては、昭和48年、第三保育所が開設されるまでは焼却炉がございまして、当時、焼却炉に覆土、盛り土を1mほどして、開設したというふうなことは十分認識をしております。また跡地の利用、建物の利用につきましては、庁舎内の関係部局でしっかりと、迅速に、方向性を見定めたいと、私、先ほど必要に応じて地域の住民の方のご意見をお伺いするというふうに申し上げたと思うんですが、きちんと町としての方向性を固めたいと、正しい情報を地域の方にもお伝えする必要があるかなというふうに考えておりますので、その点につきましては、しっかりと実践してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

岡田議員 そういうことですので、ぜひ、むやみやたらに住民さんに希望を持たせるような、そういう話し合いではなくってね、しっかりと町の方針もお伝えし、そして理解をしていただきながら、近隣住民の方としっかりと話し合いをする。私は、こういう形をぜひ取っていただきたい。そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

戸田議員 やまぶき園の歴史が、今、改めて胸に落ちました。まさに島本町の障害者福祉の歴史であると。町長は、ご答弁で引き継ぎでというふうにおっしゃいましたけれども、歴史認識のため、振り返りの冊子をぜひ作るべきであると私も思います。記録に留めておくべきではありませんか。再度、ご答弁をお願いいたします。

もう1点、確認したいことがあります。3月末で廃止される、廃止条例により。現在、新たな施設をふれあいセンターの敷地内に設置される準備をされてますけれども、この建設は当初より大変遅れておりました。4月1日に、もし、仮に新たな施設のオープンが間に合わなかった場合、現在3カ所と認識していますが、役場庁舎、職員休憩室等に分

散してサービスを受けておられる利用者の皆様は、どのようなサービスを、どのような位置づけで受けられることになるのでしょうか。あつてはならないことですが、仮に何かのことで間に合わなかった場合、どのようになっておりますか。ご答弁、お願いいたします。

健康福祉部長 町立やまぶき園の後継施設として、ふれあいセンターに地域生活支援拠点施設を今、建設しているところでございますが、幸いなことに、工事の遅れもございましたが、現時点におきましては、4月1日に生活介護、そして就労支援のB型、相談支援、また24時間の相談対応というふうな部分につきましては、きっちりと4月1日から開設する予定というふうに聞いております。

しかしながら、地震等、もし不測の事態が生じた際には、もちろん開設が遅れる場合もございます。その場合につきましては、社会福祉法人南山城学園のほうが、現在の役場庁舎の場所で生活介護と、ふれあいセンター1カ所、今は旧職員休憩室等で1カ所、ふれあいセンターの旧展示室で1カ所、2カ所にわたりまして事業をしていただいておりますので、その事業を引き継ぐ形になるかと考えております。

以上でございます。

山田町長 記念冊子等々、形に残るもので作るべきかどうかということも含めて、今後、検討はさせていただきたいと思えます。もちろん、職員が仕事をするうえで過去の経緯を知っておくということは、これは必要なことですので、そのあたりも含めて検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

戸田議員 現在は、2カ所に分かれてサービスを受けておられるということでした。位置づけ、わかりました。大変厳しい状況にあるのだなということだと思います。

廃止条例ということで、ここままで止めておきますけれども、冊子については検討するとおっしゃってくださった。先ほど、焼却場の後に保育所を建てた、島本町の姿勢がここに歴史的にあるなど改めて思うわけなんですけれども、こういったことはあつてはならない。今回、町史をひもといてみたけれども、あまり記載がなかったのです。ですから、この議場で他の議員の方がおっしゃったこと、私も知らないことがたくさんありました。ぜひとも記録に留めおく冊子を作っていただきたいと思えます。質問というより、意見に止めておきます。ありがとうございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第4号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止についてに対し、自由民主党を代表いたし討論を行います。

昭和48年に建設された、あの滑り台がうらやましかった第三保育所の廃止により、平成2年やまぶき園訓練施設開設へと転用され、平成3年に大規模改修し、現在に至る建物であります。

我が会派としては過去より、この施設建設前からの、先ほどもありました塵芥処理施設であったり、要は土地活用や運用等の歴史を継承してきたからこそ、この建設建物の老朽化・アスベスト・未耐震等の問題に、過去より一貫として現地での対応は難しいと主張してまいりました。

町とされても、やまぶき園の移転に向けた検討を進められ、やまぶき園の機能と地域生活支援拠点の機能をあわせ持つ新拠点施設として、今までになかった短期入所、いわゆるショートステイに一般相談支援事業、さらには運営法人提案事業として日中一時支援事業、生活訓練、居宅介護、移動支援などの追加も想定される施設を予定されております。民間の活力を活用されたふれあいセンターの一部の敷地での運用予定により、この老朽化・未耐震・アスベストの問題への終結に、現在のこのやまぶき園設置条例を廃止されます。

最後に申し添えると、平成4年に町直営から公設民営施設として委託事業者、また平成18年に指定管理者制度開始からの事業者である四天王寺福祉事業団の皆様には、長年、島本町障害者施設へ寄与いただいていたことに感謝を申し上げますとともに、今後の新拠点施設への期待も込め、この町立やまぶき園設置条例の廃止に賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第4号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

まさに島本町の障害者福祉の歴史そのもの、これを廃止するということになります。しかしながら、概ね利用者がなかったふれあいセンターのゲートボールスペースや、隣接する倉庫の撤去を行い、敷地内で施設整備されることで、これまで出口が見いだせなかった老朽化・アスベストの課題、耐震化等の問題に解決の光が差ししました。

住民が多く集う公共施設敷地内の障害者福祉施設の設置については、基本的に評価するところです。しかしながら、実際には日々起こり得る様々な課題と向き合うことになるかも知れませんが、そこに共生・多様性への寛容が生まれると信じています。

当事者家族や関係団体からの意見を丁寧に聞き取り、審議会等に諮られながら計画的に進められました。事実上の民営化ということにはなりますが、これらのプロセスが施

設整備に活かされ、そして町の新たな障害者福祉の充実に寄与するものと期待しています。施設運営を担っていただく社会福祉法人南山城学園による、障害者雇用地域生活支援拠点としての機能にも期待するところです。

最後に、昨年6月、大阪北部地震により未耐震かつアスベスト含有の現施設は使えなくなりました。役場庁舎職員休憩室、ふれあいセンター内で、現在、2カ所に分散してのサービス提供を強いています。利用者、施設職員ともに、心身ともに厳しい環境が続いていました。計画どおり、平成31年4月1日の開設を目指し、鋭意施設整備を進めていただきますよう求めまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第4号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

「断腸の思い」という言葉は、過日の議会で様々な公立施設、公共施設を廃止する条例に私もたびたび賛成という立場を取らせていただいておりますので、使い古されているとは思いますが、まさに、この町立やまぶき園の廃止ということに対しては断腸の思いであります。

先ほど、山田町長、そして小田副町長から、はなむけとも思えます、この施設に対する思いや経緯について語っていただきました。当時、島本町の「手をつなぐ親の会」が養護学校卒業後の進路がない、働く場・生きる場として奔走され、少なくない当時の町の職員も、役場のカウンター業務を超えてともに活動され、設立。その後、町立施設として再スタートを切った、全国でも希少な施設として私は伺っております。

私自身のことで恐縮ですが、1987年4月に知的障害者福祉、現時点では「手をつなぐ育成会」法人事務局に就職しましたときに、当時の事務局長から、島本町は親の会活動の中心である、作業所運動でも全国でも稀な公立施設への発展的解消を遂げた活動であり、島本町がそういう自治体であること、それが全国の「親の会」の活動の羨望の的でもあり、またその活動の成果でもあったということ、よく認識しておくようにと教育を受けたことを思い出します。

もちろん、島本町は昭和の時代から全国に先駆けて、法律上、町村では任意設置である福祉事務所も、その数年前に先駆けて設置されています。福祉職員、今では五法担当、介護も含めれば福祉・介護の専門職を数多く配置し、地方自治の本旨である、また基本的人権を規定する憲法第25条を体現する、住民福祉の増進を身をもって実践する、小さくても輝く、公民ともに福祉・保育の熱意と公的責任を果たそうとする職員さんを多く有する島本町の懐の深さを表す施設であるというふうに認識してまいりました。

一方で、私自身は現場を多少なり知っている者として、町立やまぶき園、四天王寺福祉事業団の職員さんにも相当厳しい注文も付けてまいりました。非常に、そのことには全身全霊をもって応えていただいたと、職員の皆様には感謝を申し上げたい気持ちでい

っばいです。

そもそも、平成4年(1992年)に第三保育所を廃止し、跡地に移転後は公設民営、当時は一般企業に就労を目指す、全国的には通過施設と言われる知的障がい者の更生施設ではなく授産施設を選択されて、再スタートをされています。2006年度から指定管理者制度を導入、公募選定を経て、今まで26年間、四天王寺福祉事業団の職員さんが、この現場を担っていただいております。

一昨年の納涼会でも町長には申し上げましたが、私たちは納涼会に1年に一度招かれますが、楽しい行事のさなかであります、町長には2階の奥まで見に行ってくださいました。もともと、保育所という設備の相当限られた狭いスペースの中、18歳以上の大人がそこで過ごすということについて、はたして適切かどうかということについては、知的障がい者福祉を担う職員からは様々な批判もあったところですが、その厳しい制約の中で、様々な工夫をされ、最終的には身体障がいをあわせ持つ重度心身障がい者の利用も受け入れながら、その福祉に貢献をしていただいた。ご利用者、保護者ともども作ってこられた施設だと思っております。

様々、質問がありましたので、そこは省略いたしますが、現施設の今後については、すでに新たな拠点施設の職員の方、南山城学園の法人職員の方、相当高度な知識と経験を有するベテランの職員さんが3人も、今、現地に入られ、十分な引き継ぎを行っていただいていると聞いております。これも他の自治体では見られないような引き継ぎ内容、高い引き継ぎの内容だと安堵をしているところです。

また、施設ハード面そのものについても質疑がありました。もともと、相当環境的には課題のあった土地であるということ。今、もちろん住民の皆さんも施設が一つ廃止されると、その後何ができるのか、何に使えるのかと、確かに相当希望を持って質問をされますが、そういうことが可能にならない土地であり建物であるということ、しっかりと町も、この施設の廃止に伴って周知徹底をしていただきたい。そして、財政上厳しいからということではなく、やはり、この建物をあまり長く保存するということのないように、思い出の多い建物ではありますが、財政上の課題だけを先行させて、次の大災害のときにアスベストの飛散ということに繋がらないような、しっかりとした公共施設の維持管理についての課題解決も図っていただきたいと思っております。

最後になりますが、2月5日の障害者施策推進協議会で議論にもなっておりました。やまぶき園としてはなかなか課題があり果たせなかったショートステイ、三つの障がいに対応する専門相談、そういったことについて新たな拠点施設では実施されます。しかしながら、6月18日以降、北部地震があった際に、そもそもの通所者、利用者の利用時間が一部短縮をされています。場所が変わったことによって、利用する時間が短縮されていることによって、新たな施設にどのような引き継ぎがされるのかという懸念をされる声もありました。

また一方では、重度重複の加算、ショートステイも10床ということでは、非常に利用者や、私たち日本共産党、かつて議員団が求めてきた、そういった島本町としての独自事業も検討されているということも聞いておりますので、そういったところは大いに期待し、発展的解消ということで、最後の最後まで四天王寺福祉事業団の方にはご苦労をかけますが、感謝の気持ちを持って、この廃止条例には賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第4号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第2、第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第6号)及び日程第3、第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第6号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5の1ページでございます。今回の補正予算につきましては、歳入では、公立学校施設における災害復旧及び空調機器整備の国庫支出金、その他事業費確定に伴う特定財源などを補正させていただくものでございます。また歳出では、「保育基盤整備加速化方針」に基づく小規模保育事業所整備にかかる事業者への補助、ふれあいセンター改修工事設計、第四保育所移転新築工事設計のほか、中学校特別教室への空調機器設置工事、事業費の決算見込みなどを勘案し、補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億3,287万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を115億4,929万1千円とするもので、款項別の内容は、5の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

5の9ページをお開き願います。「第2表 繰越明許費補正」でございます。

繰越の理由につきましては、議案参考資料の1ページから3ページに記載していると

おりでございます。

次に、5の11ページをお開き願います。「第3表 債務負担行為補正」でございます。

事業内容及び追加設定の理由につきましては、議案参考資料の4ページに記載させていただいているとおりでございます。

5の12ページをお開き願います。「第4表 地方債補正」でございます。いずれも決算見込みに伴い、起債を補正させていただくものでございます。

まず、第1点目の「一般単独事業債」につきましては、衛生化学処理場撤去事業及び避難所におけるブロック塀改修事業にかかる財源でございます。2点目の「学校教育施設等整備事業債」につきましては、第四小学校校舎改修事業、第三小学校体育館屋根改修事業及び中学校特別教室空調機器設置事業にかかる財源でございます。3点目の「災害復旧事業債」につきましては、本年度の地震等の被害に要した災害復旧費にかかる財源として発行するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、年度末でもあり、基本的に決算見込みを勘案し補正させていただくものでございます。説明につきましては決算見込みによるものを除き、増額するものなど、特に説明を要するものについてご説明させていただきます。

5の16ページをお開き願います。「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第3目 災害復旧費国庫負担金740万8千円の増額につきましては、公立学校施設災害復旧工事にかかる負担金の内定によるものでございます。5の17ページ上段の第5目 教育費国庫補助金、第1節 教育総務費補助金468万1千円の増額につきましては、中学校特別教室の空調機器設置工事にかかる補助金の内定によるものでございます。

5の18ページの第15款 府支出金、第2項 府補助金、第2目 民生費府補助金、第1節 地域福祉・子育て支援交付金234万3千円の減額につきましては、制度変更による地域福祉・高齢者福祉交付金からの振替及び補助金の内定によるものでございます。第3節 児童福祉費補助金のうち、安心こども基金事業補助金2,953万6千円の増額につきましては、新たに開園する小規模保育事業所2園分の整備にかかる補助金でございます。

5の19ページ、第3項 府委託金、第1目 総務費府委託金41万4千円の増額につきましては、大阪府議会議員選挙にかかる委託金でございます。

第17款 寄附金、第1項 寄附金、第3目 民生費寄附金1,100万円の増額につきましては、住宅開発事業者から子育て支援協力金として寄附をいただいたものでございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金1億3,518万5千円の減額につきましては、財源調整のため減額するものでございます。

第19款 諸収入、第5項 雑入、第2目 消防団員退職報償金66万円の増額につきましては、歳出事業の特定財源として、消防団員等公務災害補償等共済基金から歳入をす

るものでございます。5の20ページ、第4目 雑入のうち、夜間休日応急診療所管理運営費返還金21万9千円の増額につきましては、平成29年度分の負担金の精算金でございます。

第20款 町債、第1項 町債3,840万円の減額につきましては、「第4表 地方債補正」で、ご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、5の22ページからの「歳出」でございます。

歳入の際にご説明申し上げましたとおり、増額など特に説明を要するものについて、説明させていただきます。また、人件費の補正につきましては、各費目にわたりますので、最後に一括してご説明申し上げます。

5の28ページをお開き願います。第2款 総務費、第4項 選挙費、第3目 大阪府議会議員選挙費41万4千円の増額につきましては、大阪府議会議員選挙の日程が例年より早まったことによるものでございます。

5の31ページをお開き願います。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障害者福祉費のうち、次のページの第20節 扶助費4,777万8千円の増額につきましては、「障害者総合支援法」に基づく各種事業の対象者数等の増加によるものでございます。第6目 後期高齢者医療費782万7千円の増額につきましては、後期高齢者医療広域連合との平成29年度療養給付費負担金の精算によるものでございます。5の33ページ、第7目 介護保険費145万3千円の増額につきましては、介護予防・生活支援サービスの現行相当型サービスの利用者が当初の見込み数より増加したことによるものでございます。

第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費のうち、次のページの第23節 償還金、利子及び割引料9万円の増額につきましては、平成29年度の所要額が、子ども・子育て支援交付金決定額を下回ったことに伴う交付金の返還でございます。第2目 児童措置費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち、小規模保育設置促進事業補助23万円の増額及び次のページの小規模保育改修費等支援事業補助3,300万円の増額につきましては、新たに開園する小規模保育事業所2園分の整備にかかる補助金でございます。5の36ページ、第3目 児童福祉施設費、第13節 委託料のうち、ふれあいセンター改修工事設計業務738万8千円の増額につきましては、ふれあいセンター内に第四保育所分室を整備するため、改修工事にかかる実施設計業務を行うものでございます。5の37ページ、第四保育所新築工事設計業務2,144万5千円の増額につきましては、役場前客用駐車場に第四保育所を移転新築するため、実施設計業務を行うものでございます。

5の43ページ、第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第3目 農業振興費10万6千円の増額につきましては、有害鳥獣であるアライグマの捕獲頭数の増に伴う処分料でございます。

5の45ページ、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費5,700万円の減額につきましては、記載の工事の入札不調によるものでございます。なお、当

該2件の工事につきましては、改めて新年度予算に計上させていただいております。

5の46ページ、第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費66万円の増額につきましては、消防団員の退職に伴い、退職報償金に不足が生じるものでございます。

5の49ページ、第9款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費のうち第13節 委託料225万8千円の増額及び第15節 工事請負費1,164万7千円の増額につきましては、中学校の特別教室に空調機器を設置するものでございます。第18節 備品購入費28万8千円の増額につきましては、新年度の第一中学校の生徒数の増加を見込み、不足する備品を購入するものでございます。

5の50ページ、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費のうち、次のページの第18節 備品購入費99万3千円の増額につきましては、第二幼稚園及び第四保育所の園児・児童の受入れに伴い、備品を購入するものでございます。

5の55ページ、第5項 社会教育費、第7目 図書館費48万4千円の増額につきましては、臨時職員賃金において予算に不足が生じたものでございます。

続きまして、5の58ページからの人件費の補正について、ご説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、特別職については非常勤嘱託職員にかかる報酬の決算見込みによる減、一般職については育児休業者等の給与・共済費の確定や、退職者の給与及び退職手当の反映など、決算見込みによる減でございます。

以上、簡単でございますが、平成30年度島本町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇） 続きまして、第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の6の1ページでございます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、保険者機能強化推進交付金の受け入れ及び介護予防・生活支援サービス事業費の増額によるものでございます。

第1条は、歳入歳出の総額から、それぞれ1,162万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を24億7,803万2千円とするもので、款項別の内容は、6の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書6の7ページからの歳入でございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金19万9千円の増額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、国負担分のうち、調整交付金分を増額するものでございます。続きまして、第2目 地域支援事業交付金232万5千円の増額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、法

定負担割合に基づき、国負担分を増額するものでございます。次に、第4目 保険者機能強化推進交付金 421万1千円の増額につきましては、「介護保険法」の改正により、本年度から新たに交付されることとなった保険者機能強化推進交付金の受け入れによるものでございます。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第2目 地域支援事業支援交付金 313万8千円の増額、次の第5款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 地域支援事業交付金 145万3千円の増額、議案書6の8ページの第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第2目 地域支援事業繰入金 143万3千円の増額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に対し、第2号被保険者、府、町の負担分をそれぞれの法定負担割合に基づき、増額するものでございます。

次に、第7款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 介護保険給付準備基金繰入金 115万6千円の減額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴う第1号被保険者保険料負担分並びに保険者機能強化推進交付金の受け入れに伴うものでございます。

次に、6の9ページの歳出でございます。

第3款 地域支援事業費 第1項 介護予防・生活支援サービス事業費、第1目 介護予防・生活支援サービス事業費 1,162万3千円の増額につきましては、生活支援サービス事業費において、現行相当サービスの利用者が増加したことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

（午前10時57分～午前11時10分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案2件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

大久保議員 お願いします。今回の一般会計補正予算は、繰越明許費の中に重要な予算がたくさん入っていると思います。その中の新庁舎建設基本計画策定等業務について、お伺いします。

我が会派は、新庁舎建設基本計画策定にあたり、床面積の削減のため、ふれあいセンターの活用を要望しておりますが、あわせまして他の公共施設も含めた活用の検討はできないのでしょうか。お伺いします。

総務部長 新庁舎の建て替えの基本計画に関わって、ふれあいセンターへの移転というようなご質問だったと思うんですけども、現在、ふれあいセンターの地域包括支援セン

ターの民間委託に向けて事業を進めている状況でございますが、これが実現した際に現在の当該部屋、その部屋が仮に空いたということになった場合につきましては、本町の公共施設の「総合管理計画」に基づき、今後、内部で検討していく必要があるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

大久保議員 新庁舎の建て替えは、島本町の10年後、20年後の将来像に非常に影響のあるものだとして私たちは認識をしております。そのために、今後も床面積の削減のための努力、そしてまたふれあいセンターですね、活用できるものはどんどん利用していただきたいと要望をいたします。

以上です。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

岡田議員 まず冒頭に、町長に確認させていただきます。ご答弁は、後で結構です。

今回、第5号議案の30年度一般会計補正予算におきまして、町長は、この補正予算を納得されて提出されていると理解してよろしいのでしょうか。後で、ご答弁をお願いいたします。

この中で、今、大久保議員からもございましたが、私も第2表の繰越明許費の補正で、児童福祉費のふれあいセンター改修工事設計業務について、お尋ねいたします。委託料といたしまして、これはふれあいセンターのほうに第四保育所の子ども達を移動させるという、そのための補修工事であると理解をしておりますが、738万8千円が計上されております。

そこでお尋ねしますが、子どもの命を守ること、この1点は、私も同じ気持ちでございます。平成24年度に島本町は耐震診断をされました、第四保育所ですよ。そして6年が経過いたしております。この間、第三小学校へ移転新築を考え、そこからスタートされておられますが、これも見送りをされました。そして、最終的には第二幼稚園の跡地に認定こども園を整備をして、そこに移転をさせて、この間、この第四保育所の補修工事をするという計画が出ていたかと思えます。

それで昨年度、平成30年に大阪北部地震が発生しまして、それで子ども達を受ける、この受け皿もはっきりしないまま、1年前倒しにするという、そういう教育委員会が計画を発せられました。このことは保護者の皆さんだけでなく、住民全員を不安と混乱させていると言っても過言でないと思っております。どこに行っても、住民の皆さんから第四保育所のことはどうなったの、そうやって訊かれます。また、ふれあいセンターをどういうふうに使ったらいいのか、それも混乱している状態になっております。これは、私は全庁の責任であると、このように言っても過言ではないと思えます。

子どもの命を守ると考えて、このような行動を取られたのであれば、地震があつてからどうこう慌てるのではなく、この6年間、しっかりと議会の中でも全議員が、この学

校・保育所の耐震診断を急ぐことを皆さんで訴えてまいりました。そして、島本町は特に遅い状況で、文科省のほうからも注意の文書が届いております。これはほんとに、今までこの6年間、引っ張ってきた町の責任は、私は重たいと思っておりますし、また、議会である私たちにも全く責任はないと思っております。しっかりと責任はあると思って、反省もいたしております。

そこで質問をいたしますが、ふれあいセンターという、この文化施設は町民全員の文化施設でございます。この文化施設の一部を第四保育所として使うのであれば、絶対に住民全員の、まずご意見を聞き、説明会を取るのが最初ではなかったのでしょうか……（「そうだ」と傍聴席から声あり）……。この説明会を取られましたか。また、ほんとに住民投票もされ、皆さん、納得して、そして第四保育所いいよって、この理解を得てはじめて、これは第四保育所の改修工事に入るという結論を出すべきではなかったのですか。ここをしっかりと、町が改めるべきです。

このセンターを使うことを、第四保育所ありきで、後で住民に理解してもらおう。これは反対ですよ。やり方、へたくそですよ。住民の皆さんにまず理解をしていただく、そして第四保育所を移す。この順序でなかったら、ほんとに住民の皆さんから、例え移転していただいても第四保育所の子供達、保護者の方達はかわいそうですよ。絶対に、なんていうんですか、小さい思いをして、いろんな思いをして、ふれあいセンターに子供達を入れていかなければならないんですよ。こんなかわいそうなことを、どうして町は考えるんですか。まず、ここ。住民の皆さんにきちんと理解をされるような、こういう体制を取ったかどうか、まず、この1点をお伺いします。

それと、この保育所を造るにあたりましては、しっかりと法律が必要でございます。この法律の中には、セキュリティがまず第1であって、そして、一般者としてしっかりと隔離できているかとか、避難階段は2方向に確保できているか、このようなことをしっかりと法律にうたわれております。また、保育室の採光・排煙を確保できるのか。採光面積は床面積の5分の1以上あるのか、排煙面積は床面積の50分の1あるのか、こういう法律がきちんと守られなければ、保育所としての機能はできないことになっております。このことはどうですか。きちんとできるんでしょうか。この点もしっかりと、法律に基づいてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、ここの答弁からお願いいたします。1点目は、以上でございます。

川嶋議長 傍聴の方に関しまして、ご静粛に願いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

山田町長 まず、今回の補正予算が、私が納得して出しているのかというご質問でございますけれども、プロセスといたしましては、私もいろいろと思悩むことはございましたが、最終的には納得したうえで出させていただいております。

以上でございます。

教育こども部長 2点、ご質問いただいております。ふれあいセンター活用にあたって、ふれあいセンターを利用されておられる方々の、まずご意見を聞くべきであったということでございます。

先ほどご紹介いただきましたように、第四保育所につきましては、平成24年度に耐震診断を実施し、これまで第三小学校との合築、そして第二幼稚園跡地の民間認定こども園を主たる受け入れ先として移っていただくという方向で前に進めて来たという経過がございますが、今現在の結果としては、未耐震のまま子ども達を受け入れて保育をしているということでは、大変、保護者の皆様にはご心配をおかけしていること、お詫び申し上げます。

今回、6月に大阪北部地震が起きまして、教育委員会として、保育現場のほうからも、自力で逃げるができない子ども達を、あの保育所で預かっておくのは困難であるというお声を聞きまして、私どもといたしましても、やはり、その声を重く受け止めて、当然、他の教育施設もできていないところもありますが、自分の意思で動けない子ども達をまず救う必要があるということで、第四保育所の他の施設への移転、転園ということを主眼に検討に入りました。

現在、島本町にある施設の中で他の施設に転園できる場所ということになれば、様々検討したんですが、やはり、今後、今現在おられる方が1歳、5歳児になっていく中では、170人という規模になりますので、それらの人数を、当初は3歳～5歳でしたが、受け入れる施設としてはもうふれあいセンターしかないということで決断して、検討に入ってきたわけでございます。

当然、そのときには、もともとの最初はふれあいセンターの1室、女性交流室のみを使って、その他は民間の施設を活用してということを進めてまいったわけですが、保護者の皆様のご意見を聞いている中で、やはり3歳～5歳児、異年齢保育をやっている子ども達を分断するわけにいかない。そして、1歳～2歳児の皆さんについても、提案した内容が民間の内容ばかりでしたので、やはり1歳～2歳児もふれあいセンターでできないのかというようなお声もいただきました。その中で、最終的には1歳～5歳児、すべてをふれあいセンターで受け入れたいということで、庁舎内で町長も含めて議論させていただいて、今回、こういう経過となったところでございます。

先ほど岡田議員がおっしゃった、ふれあいセンター、3万人の皆さんが使っておられる施設ということは、私たち教育委員会としても十分に認識して検討に入ってきておりましたが、その方々に対する説明が、今回、2月20日付けですか、総務部長から、関係団体には各担当する部局から説明するよというご通知をいただきまして、現在、理解を求めて動いてるところでございますが、その分が後先になったことについては申しわけなく思っております。

また、法的な部分のクリアというところでございますが、当然のことながら、検討す

るにあたっては、本町にいます1級建築士、そして参考として設計事務所にも入っていただきながら、各施設を歩いて検討してまいりました。今回の補正予算をあげましたのは、各現場の保育所長、管理監督職、そして主任等も入って、このふれあいセンターを使うのであれば、こういう改修を一応提案するというのでいただいたものをすべて、いったん設計としてさせていただいて、その後、設計としてあがってきたものについてどこまでやっていくのかということを考えてうえで、工事費を改めて議会でご提案させていただきたいと考えております。

その際には、当然、法的な部分を十分クリアして事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

岡田議員 2問目に入りますが、先ほど、法的にこの施設がきちんとクリアできているかどうかということをお二点、質問いたしておりますので、次の段階で、ご答弁をお願いします。

まずね、子どもの命を守るというのは、6年前も一緒ですよ。どうして、地震があったから慌てるんですか。地震があってもなくっても、地震なんていうのはね、ほんとに今日来るか明日来るか、わからへん状態なんですよ。地震があったから走るのではなくって、ほんとに子どもの命を考えていらっしゃるのであればね、6年前から、もう早急にやっていくのが当たり前だったんですよ。それをしっかりと議会でも訴えさせていただきました。

どうですか。町のほうは、財政が厳しいから、財政が厳しいから、優先順位、優先順位って、いままでそうやって、ずっと言われてきたんじゃないですか。にもかかわらず、庁舎の建設はほぼ100%ぐらい近くまで、借金をしてでも庁舎の建設をされるんじゃないですか。それだったら、どうして6年前からしっかりと準備をして、少々借金があっても、子どもの命を守っていかなければならないということはわかってたはずですよ。

保育所というのは、それは逃げられない子どもがたくさんいるのも当然のことですよ。こんなもの、保育所の先生から言われてわかるなんて、おかしいですよ。みんな小さい、0歳の子から入っているのが保育所でしょう。そうしますと、逃げられませんよ、それは。そんなもの、保育所の先生から言われたからどうこうなんて言うのは、そんなの通用しませんよ、はっきり言うて。もっと早くやるべきでした。ほんとにこれは町の責任は重たいということをお考えいただきたい。今の体制になって、去年ですよ。教育長も、部長も、町長も代わられたの。前々から、やはりこの責任は重大ですよ。しっかりと議会をはじめ反省していくべき、私はこのように思っております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

それと、一生懸命、職員の方が走られてる、それはもう十分、私も理解しております。ほんとに教育委員会の職員が身体を壊すのではないかと、私は毎日毎日、それ心配してきたぐらい、教育委員会の職員はほんとに走りに走っていらっしゃったということはよく

理解をしております。でもね、今回、資料請求がありまして、資料請求のところで、保護者の方の要望ですか、というのの最後のところを読みましたとき、ほんとに一生懸命職員がやってくださっているんだけど、保護者の気持ちを理解できてない。これが大きな欠点ですよ、はっきり言って。一生懸命仕事をしてますけど、保護者は何を考え、どうしたいのかという保護者の気持ちがわからないまま、保護者と気持ちがかけ離れた、職員が一生懸命してたんじゃないか、私はこのように思いましたよ。

「幾ら改修工事をして、児童の安全を確保できるものではなく、一般利用者への理解も得られない。例え児童全員を受け入れるとしても反対。保護者としても一町民としても、双方の立場から考えて、賛成できるものではない。」これ保護者の結論なんですよ。

私はね、一生懸命仕事をしている職員に対して、ほんとに申しわけない言い方なんですけど、一生懸命してる割にはね、保護者の気持ちとかけ離れたところで仕事をされているんだなって、これをほんとに思いました。保護者の気持ちの結論は、これなんですよ。これと反対方向に職員が走っておりまして、この町の走っている方向に保護者を向けていこうとするから、そこで火花が散っているんですよ。そこをしっかりと理解する必要があると私は思っております。

なぜ、仮設の資料もいただいておりますが、申しわけないけど、私もいろんなところから聞きましたが、なんですか、この1,400平米で2年近くもかかって4億2,500万。こんなもの、素人でもわかるって、私、笑われましたよ。仮設というのはね、何が目的かと言ったら、安くて早くするというのが仮設の目的なんですよ。幾ら保育所であってもね、こんな長いことかかるような仮設をどこがするんですか。島本町、仮設のいろんなところをあたったっておっしゃってましたので、一回、何か所ぐらいあたったのか、教えてくださいよ。

私は私で、やっぱり、こういうことを言う限りには、私のほうもしっかりと調べさせていただきました。こんな工程の長い期間おいて、しかも4億2千万というような、こんな高い仮設なんてありませんよ。こんなの、建てるよりも高いって、ほんとに素人でも理解できるって、私、笑われましたよ、設計事務所のほうから。もう少し、私も設計事務所のほうから、しっかりと金額とか工程表もきちんとお聞きしたり書類も取り寄せておりますが、こんなことで仮設が駄目だという結論づけるということはね、私はあまりにも町が建築に関して、勉強不足の職員が多いなって感じました。言い方は申しわけない言い方ですけども、思いました。もう少ししっかりと、慎重に結論を出してきて欲しかったですね。

そういうふうに感じましたので、まず、何か所あたって、どういう工程で、どういう金額を出されて、こういう仮設にしては駄目だという結論を出されたのか。ここをちょっと答弁をお願いしたいのと、各種団体の了解を取ったというようなこともお聞きしておりますが、何団体取って、どのような形で各種団体の長の方に了解を得られたのか。

その辺もちょっと詳しく、ご答弁をお願いします。各種団体に入っていらっしゃる方は、そのようなことは聞いていらっしゃいませんよ。一番、責任者の方だけに了解を取ったということではないでしょうか。

いずれにいたしましてもね、ふれあいセンターというのは、皆さんが使う場所なんですよ。一生懸命、島本町がセキュリティの問題に力を入れたとしてもね、こんなもの住民の皆さんが、保護者の皆さんが納得できるような、そういうものは私はできないと思っておりますが、一度、この各種団体の手の打ち方と、そしてプレハブが駄目だといった、その経過をご説明いただけますか。

教育こども部長 数点でございます。まず1点目、法的な部分につきましては、すみません、先ほどご答弁させていただいたんですが、ちょっと説明不足があったようで、あくまでもすべての法令に対して現在クリアできているかというところにつきましては、その専門業者が、町のほうでは職員おりませんので、その部分については、今後、設計していく中で、当然のことながら、法的にクリアした対応をしまいたいと考えております。

また、仮設に関しましては、担当課のほうで4社ほど事業者をあたりまして、4社とも、こちらのほうで面談をして、話をさせていただいたわけですが、数ヵ月で建つというようなお話に関しては、皆さん、目で見える形で建て始めてからであれば数ヵ月で建つんですが、それ以外に建築確認でありますとか、様々な部分での申請等の手続き、そして基礎工事等もありますので、こちらが確認した4社におきましては、4社とも1年から1年半程度の期間は、その申請手続き等からすればかかる、というふうに言われております。

そして、プレハブの先ほどの金額の面でございますが、これはあくまでも設計も何も出しておりません。1,400平米程度の建物を建てるのであればということで、それはリースとなれば当然最低制限価格もかかりませんので、もっと下がりますが、あくまでも建設コストとして出したときには、一つの建物で建てるのであれば、その程度のコストがかかるということでいただいたもので、当然のことながら、その建物をもう少し設計する段階で細かい仕様を出して行って、そしてリースになれば、当然入札もありますので、価格は下がってくるものと思います。

また各種団体の件につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、ふれあいセンターを所管する総務部のほうから各部局長宛てに、所管する各種団体に対して、今回の内容を説明して調整を図るようという指示が出てまいったところでございますので、今から、ご理解を得られるように各部局が調整に入るということでございます。

以上でございます。

岡田議員 部長ね、一生懸命されているんで、私、ほんとに言いにくいんですけどもね。保育所ありきでどんどん進めながらね、後から説明、後から理解してもらえる、そんな

んばかりですやんか。まず、理解をしてもら。きちんとしたところから第四保育所を持っていくとか持っていけないとかっていう、そういう順序が全部、ちょっと掛け違っているんじゃないかなというふうに、ほんとに一生懸命していらっしやる割には、残念です、そういう結果になっていることがね。

それと、とにかく、このふれあいセンターが第四保育所として本当に安全で保育ができる環境かどうか。私は、こう訊かれたときには、無理、絶対無理、これは。それで要望書の中にはエレベーターを何時から何時まで保育所の子ども達だけのために使わせて欲しいとか、いろいろ要望書来てますよ。それを、できる限り聞いてあげるとというのが町の姿勢だとは思いますがね。けど、いろんな方が自由に出入りするこのふれあいセンターに、幾ら町が努力しても、安全で保育できるっていう保障は、私は無理だと思っております。

だから、私はできることであれば、もう少ししっかりと、プレハブで、ほんとに短い期間、できることをしっかりと探していただいて——私は探しておりますよ——そして、私はプレハブで、ほんとに保護者の方に安心して、やっぱり入っていただける。それとあわせて、ふれあいセンターも住民の皆さんが喜んで自由に使っていただける。ほんとに住民の皆さんが全員喜んで使っていただくためにはね、やはり仮設か、あるいはふれあいセンターの工事等がございまして遅れているということで、10月頃か秋ぐらいまでは入れないということも、町の担当者のほうからお聞きいたしておりますので、できるだけ早く、この新しい第四保育所、来客用の駐車場を予定されて、今回も予算出ますけれども、ほんとに緊急性で、早く、この保育所を建ててあげる努力をしていただくか、それでなければ住民を二つに分けてしまいますよ。はっきり申し上げますよ。これを賛成するか反対するか。それは住民の皆さんは自由に使いたいですよ、ふれあいセンターを。保育所の皆さんも、いろんなことをしていただいても、私たちは反対ですって、ちゃんと要望書にも書いていらっしやるじゃないですか。

こういう中でね、やっぱり今回の議案、補正予算ですが、出されたことは、これは住民を二分化する、こういう形を持っていく、私は議案だと思っておりますので、こういう住民を二分化するような議案を議会で採決するような、そういうことは絶対、行政のほうにはしていただきたくない……（「そうだ」と傍聴席から声あり）……。そのように思いますよ。住民は、島本町全員ですよ。こっちが良ければこっちが悪い、こっちが悪ければこっちが良い、こんなやり方をする行政は、私は駄目だと思います。島本町全員の人が喜んでやっていただける、その方向に持っていく。そのような議案を議会には提出していただきたい。住民を二つに分けるような、そういう議案を提出していただくことはやめていただきたい。そのように思っておりますが、どうでしょうか。最後、お答えください。

川嶋議長 再度申し上げますが、傍聴の皆様はお静かに願います。

教育こども部長 再度のお尋ねでございます。先ほど来、ご答弁させていただいておりますように、確かに、まず説明が不足していたということについては、本当に申しわけなかったと思っております。

先ほど来、ご答弁させていただいておりますが、北部地震が発生して未耐震の施設、診断をしてから6年が経過しておるわけでございますが、その未耐震の施設の子ども達をまず救うということで、必死になっているろんな、各方面、大阪府も含めてあたってきたわけでございますが、それらの児童、子ども達を受け入れるにはふれあいセンターしかない、という決断に至った。まずは、あの施設から、次に改めて地震が起きたときに、そのような危険にさらすことのないように、あの未耐震の施設から、子ども達をまず他の施設に移すんだということの思いから、今回、こういう提案に至ったということは、ご理解を賜りたいと思います。

先ほど言っておりました、仮称ですが、新第四保育所の移転の施設、役場前駐車場に今、検討しておりますが、これを早くということにつきましては、私たちも同様の思いを持っておりまして、もともとは当初予算でという思いがありましたが、今回、補正予算で設計予算を計上させていただいておりますのは、少しでも早く、その画が描けて、早く新たな（仮称）新第四保育所ができて、ふれあいセンターからの新たな受け入れができるようにという思いで、教育委員会一丸となって事務を進めておるところでございますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

伊集院議員 数点、確認させていただきますが、先ほど出ました保育所、ふれあいセンターの改修工事ですね、この辺の予算があがっております。そもそも、この要因の中では第四保育所の関係が入ってきております。拙速な動きにおいては、やっぱり私も断固反対ということで、一般質問も12月にさせていただきました。

その当時、町長の答弁では、今回の件につきましては、私は自分の裁量の範囲でさせていただいた、という答弁をいただいております。この「自分の裁量の範囲でさせていただいた」と言い切られた中で、この状況、大きく我々にも影響してきている状況ですし、しっかりと「方針」をしていかなければならない、「方針」自体が全否定ではないんですよ。ですけれども、要は行政ともこれまで、ちょっと、ほんとに遺憾でしたので、我々も行政職員らと話をしてきました。保護者の方々の要望にもね、一定、やっぱり努力をしてもらいたい、どこまでできるんだということを散々言わせていただいて、職員もほんとに昼夜を問わず頑張っていた背中を見ております。これを無にするのも、ちょっとしんどいという思いもあります。

まずは1点、確認したいのが、最終的に何人の方で、今、何人までご理解をいただいているのかという数字は、しっかりと、ちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

それと、先ほどありました、仮設においては建築確認も入れますと、実質上、政令市

と中核市、その辺の方々の部分は一定の権限持っていらっしゃいますが、島本町の場合は衛星市ということで、権限がほぼない状況ですね。要は大阪府や、いろんなところで調整をしてもらわないといけないと。先ほど1年ほどかかるというような答弁がありましたが、この点が、要は政令市や中核市ならそこまでかからないのか。本町の場合だから1年か、その時差がどれぐらい想定されるのかがわかれば、お教えいただきたいと思っています。

ほんとに、子どもの安全を考えた未耐震の部分ですね。その施設に入れられない、町としても、要は自分の自力で歩行できない児童、その部分を早く出さなければならないという思いに駆られるのは、重々わかっております。この点においては、行政としてはやっぱり動かなければならないと。最終的に町長として、それにGoをかけられて、ご自身の裁量ですということをおっしゃったんで、うちとしてはお訊きしたいのが、今回、その設計業務の部分、改修工事ですね、費用入ってますが、例えば年長者の方々、社会福祉協議会さんも使用されております調理室の問題ですね。この辺も、初めは半分半分使えるんじゃないかという話をお聞きしてましたが、そうではないという状況になってきております。ここにおいても裁量でされるのであれば、年長者の方々とか、社会福祉協議会の方々ですね。ボランティアでやってもらってきた、平成4年から続けている配食ボランティア。こういった部分も考えたら、代替が一定考えられるのか。今回の予算の中には、全く、その予算というのは含まれてませんし、保護者の方々の思いの部分は載ってますが、要は年長者の方々、ほかに使用されているの方々、このの方々に対してどういう対応ができるのか。その点の答弁をいただかないと、ちょっと我々としては採決に至れないと思っておりますので、その答弁をお願いします。

それと、補正予算の中の戦没者追悼式舞台装置、音響、照明等ですね。16万2千円ほどの減額が出ております。今回、初めての競争入札的な話をお聞きしてましたが、この点がどうなって、どう減額されたのか。入札の努力なのか、それとも入札ではない方法になってしまったのか。その現状をお伺いしたいと思います。

ちょっと細かい点は他にもありますけど、一定、その点をお願いいたします。

教育こども部長 教育委員会から2点、お答えさせていただきます。

まず、第四保育所の現在在籍されておられる方、来年度1歳～5歳児になられる方々は全部で170人おられますが、その方々の利用の希望調査というのを行いましたが、今現在、166人の方にご提出をいただいております。

そして、先ほど来出てます仮設園舎等の建設にあたっての、1年から1年半程度とお答えさせていただいたところが政令市・中核市だったら早まるのかということについては、私ども、そこは理解をいたしておりません。

以上でございます。

健康福祉部長 戦没者追悼式にかかるご質問をいただいております。

戦没者追悼式の舞台装飾や音響、照明などの業務につきましては、毎回、指名でご登録いただいている業者が1社でございましたので、毎年、1社に対しまして随意契約をさせていただきました。しかしながら、今年度から舞台装飾の事業者登録が2社になりましたので、本年度、入札を実施をしております。結果的には2社とも失格となり、不調ということで、入札につきましては成立はいたしませんでしたが、再度、入札を行う暇がございましたので、関係部局で協議をした後、見積もり合わせを行いまして決定したものでございます。それによる減額というふうな形になっております。

以上でございます。

総合政策部長 今回のふれあいセンターを保育所として活用するにあたりましては、全庁的に当然取り組んでまいるのでございます。今、ご指摘がございました施設の代替という部分につきましては、今、各種団体も含めまして意見聴取をしている段階でございますので、そのご意見をお聞きをして、必要な部分については町として全力で対応していくということで考えております。特に調理実習室につきましては、年長者の方々の安否確認も含めた配食サービスということでもご利用されている部分がございますので、町のあらゆる施設を活用して、実施が継続できるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

山田町長 先ほど、「私の裁量の範囲で」というお話が出たかと思うんですけども、私の記憶が確かであれば、それは「保育緊急事態宣言」のことについてお話をさせていただいたときのことだったかと思えます。

ただ、今回の進め方については、スピード感を持ってやる必要もあったということで、多々、関係者の皆様にはご迷惑をおかけしている部分があることは確かでございます。ですので、この議会の場で、議員の皆様にもしっかりとご審議をいただきまして、最終的な結論をお示ししていただきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

伊集院議員 まず、戦没者のほうですね。不調になった理由というのは何なのか。見積り合わせという部分でありましたので、随契になったということなのか。ですから、それが随契なのか、一応確認しますね。

それを1点と、今、まず「全力で対応していただく」という答弁はいただきました。全力でというのは、例えば費用がかかってくる部分がありますよね、配食サービスでしたら釜が足りないとか、いろんな問題が出てきます。この予算というのは、一体どの辺で考えて出てくるのか。要は、今回は入ってませんから、全力で対応していただくと言いながらも、次の補正予算に入れていただけるのかどうかですよね。今、当初予算ももうすでに出てますから、そこに入ってませんので。そこはしっかりと答弁いただかないと、賛成できない状況になります。

この点は、やはり今、要は公共として通路で使ってはる方々はそのまま使えるんだろうと思います。仕切りが出て使えるのかどうかという部分ですよね。一定の、1階のロビーとか下とか、たくさん使われている部分ありますけど、それは使われると。一定の部分を見ますと、年長者座敷もそのまま使える状況になってますね。対応してもらってる部分はあるんですけど、あの中で対応できないものの代替ですね。その予算はいつ出てくるかの答弁はいただきたいと思います。

それと、先ほど町長がおっしゃったように裁量の部分、「宣言」の部分で答弁があったと言いましたが、その後、全協でもそうですけど、「宣言」と「方針」はセットだとおっしゃっておりますが、ここ、セットなのか違うのか、ちょっとはっきりさせていただきたいと思います。

健康福祉部長 戦没者追悼式にかかる再度のお尋ねでございます。

指名をいたしました2社につきましては、入札の予定時刻に2社とも遅参をされたということにより、入札執行ができなかったものでございます。

先ほど、私のご答弁が不十分でございましたが、見積り合わせにより決定した事業者と随意契約を行ったものでございます。

以上でございます。

総合政策部長 現在、各種団体も含めましてご意見を聴取していく段階でございますので、中身にもよりますが、内容が固まりましたら、補正予算という形になるかと思えます。内容の如何によっては、臨時議会ということもお願いする必要が出てくるかなと思えますし、備品購入で対応できるような内容であれば、次の5月の議会にも提案できるかなというふうに思っておりますけども、いずれにいたしましても、詳細が固まり次第、予算についての対応は考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

山田町長 まず、「私の裁量で」という話の部分におきましては、当時、「保育緊急事態宣言」を出すときに、議員の皆様にも事前の説明やご相談がなかったということについて、ご質問があったかと思えます。その際に、私は「自分の裁量の範囲で出させていただいた」というお答えをさせていただいたと思えます。基盤整備の「加速化方針」のほうにつきましては、これは子ども・子育て会議や総合教育会議の場でもご相談をさせていただいておりますし、議員の皆様にも事前のご説明、ご相談は一定させていただいているかと思えますので。

もちろん、セットでというのは思っておりますけれども、どういうふうなプロセスでそれを出したか、進めてきたかという部分において、「保育緊急事態宣言」のほうについては、私は自分の裁量の範囲で出させていただいたということで、お答えさせていただいたかと思えます。

以上でございます。

川嶋議長 暫時休憩します。

(午前 11 時 55 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案 2 件に対する質疑を続行いたします。

ほかに質疑ありませんか。

福嶋議員 今回、第四保育所の支所の件、設計のところですけども、去年 6 月 18 日に地震が起きて、そして教育子ども部中心に、そういう避難できない子ども達がいるということに対して対応していかないかと。やはり役場としてはそういうことがあってはいけない、そういう場所に行かせてはいけないというところで判断されたんだと思うんですけども、昨年秋、方針を発表されて、その時点では 3 歳～5 歳児、それをふれあいセンターに、そして使う部屋も貸し館ではない、役場で管理している部屋でということで、町民への影響が最少限、そして利用者の方に関しては、やはり避難できない子ども達がちゃんと生活できるようにというか、その場合は 3 歳～5 歳ですから、1 歳・2 歳・0 歳児は他の施設ということだったと思うんですけども、そういうのでスタートされた中、今日現在に至るまで、相当、利用者の方に寄り添われて、聞けるところは全部取り込もうという努力をされて、現在では 1 歳～5 歳の方が 1 ヶ所に入れると、監視もちゃんとできるようなところに入れるよ、というようなことでお聞きしているわけなんですけども、そういう中で結果的に貸し館部分にまで部屋が拡大してしまった。そして、部屋も玉突きになっている部分があるというところでお聞きしているわけなんですけども、実際、そこまで行くと町民全体が、やはり自分事として考えざるを得ない。そしてまた、ある程度許容しなきゃいけないというような状況になっているかと思います。

そういう中で、どういう部屋の玉突きになっていて、現状、その玉突きで部屋が割り当てられてないところというのがどのような状況になっていて、それに対して今、ヒアリングをされているというようなお話でしたけども、それを今後、ヒアリングの結果も踏まえてどうされていこうと思っているのかということについて、お教えてください。

教育子ども部長 第四保育所耐震化に伴うふれあいセンターでの保育室整備に関してでございます。

先ほど来ご答弁させていただいておりますとおり、今また福嶋議員からご紹介がありましたように、当初は女性交流室 1 室、ふれあいセンターの 1 室を使って、そのほかは既存にある民間の保育所等を活用してということで考えておりましたが、事前に、日数が非常に短期間でありましたが、保護者の皆様のアンケート調査を取った結果、そのときにふれあいセンターで見られないのか、という声をたくさんいただきました。そしてまた卒業する園児達をクラス、バラバラにしないで欲しいという声がありましたことを受けまして、「加速化方針」の発表に至る際には、3 歳・4 歳・5 歳児についてはふれあいセンターで受け入れるという方針を示させていただいたところです。

ただ、その際にも提案させていただきましたのは、確かにコミュニティルームでありますとか、4階の自由に学習していただいている部屋でありますとか、そういうところについてはご自由にお使いいただける場所として皆さんに使っていただいていたんですが、貸し館施設ではなかったということで、貸し館施設のない範囲での対応を考慮しておたわけでございます。ただ、今回、説明会等させていただく中で、やはり1歳～2歳児の受け入れ体制が不十分ではないかということもございまして、今回、1歳～5歳児すべてをふれあいセンターで受け入れるキャパシティを設けたいということで教育委員会としては決断に至り、全庁的に話をさせていただいて、町としての方向性として出させていただいたという経緯がございます。

先ほどもご披露いただきました第1学習室から第3学習室については、貸し館施設をなくすのではなくて、他の部屋で第1学習室から第3学習室を設ける。ただ、機能回復訓練室と調理実習室、これについては、このふれあいセンターの中で対応することができないということがございます。その点については、先ほどご紹介させていただいた2月20日付けで総務部長から各部局長に対して、各種ご利用いただいている団体に対してご照会させていただいて、そのときには、例えば調理実習室であれば人権文化センターでありますとか、町営住宅の調理実習室がありますよ、ということをご案内をするようにという指示がありましたので、今、各部局が所管する各団体にご照会をさせていただいて、協力を求めているというところでございます。

以上でございます。

中田議員 ふれあいセンター改修案の設計につきまして、質問いたします。いろんな論点、立場があると思いますが、私は保護者の方の立場から質問させていただきます。

一つ目は、子ども達の健全な発育のためには自主性・自発性が育つような環境を整えることが重要です。また、外遊びが子どもの社会性を高める一方で、室内遊びとか過密は攻撃性を高めることや、自然体験が子どもの自己肯定感を高めることが知られています。行政として、そういう認識がありますか。「はい」か「いいえ」でお答えください。

二つ目の質問です。1月18日に保護者専任チームから出された要望書には、移動先に関して、「真に適切な方法を選択するため、町職員のみではなく、第三者である保育士、児童福祉の有識者の意見を取り入れて推進して欲しい。」とありました。ふれあいセンター移動に関して、第三者の意見を聞きましたか。また、その意見を取り入れましたか、聞いたとして。

三つ目、行政がプレハブの園舎、仮設園舎を検討したときの書類について、住民の方が情報公開請求をしたと聞いています。その結果、工期については「不存在」だと言われたということを聞いていますが、それは本当ですか。見積りの中で、値段のことはあったんですけども、1年とか1年半とか時間がかかるということに関しての、工期に関しての書類はなかった、不存在だったとお答えしたのは本当ですか。

それから、ふれセン案に関しては、受動喫煙に関して質問です。「健康増進法」の改正によって、来年度から庁舎の敷地内禁煙になりますね。その場合、たぶん庁舎でたばこを吸われていた方は、一番近い公共施設ということではふれあいセンターになると思うんですが、そちらに移動して吸われることが想定されると思うんです……（「それはわからへん」と呼ぶ者あり）……。

一方で、ふれあいセンターの喫煙所というのは、テラスの下の辺り、今後、ふれセンへ移動した子ども達が、移動してテラスで遊ぶことになったときの、その下の辺りにあると思うんです。そして、「健康増進法」では受動喫煙のところの、いろんな運用指針とかガイドラインがあると思うんですが、その中で、高齢者や子どもなど、より健康に被害が想定される方達にはより配慮をするようにというような指導が入っていると思うんですが、厚生労働省から。その点、ふれセンに移動したときの子ども達の受動喫煙に関してどう捉えているのか、お答えください。

そしてもう一つは、新四保の移転先、役場前の来客用駐車場への移転についてです。四保の移転先を駐車場に、役場前にした理由は、できるだけ早く新四保を建設するためと先ほどもご答弁されていましたが、例えば、いろいろ検討されたと思うんですが、現四保の土地で、解体してから新築建て替えをする場合と、時間はどれぐらい違うのか、お答えください。

よろしく申し上げます。

教育こども部次長 まず、1点目に関しましてでございますけれども、これについて単純にイエスかノーかでお答えするのは、なかなか難しいというふうに考えておまして、外で遊ぶのと室内遊びというのは、それぞれメリットといいますかデメリットといいますか、効果に関しましては、それぞれあるかなというふうに思っております。

外遊びに関しましては、やはり自然環境が昔ほどは豊かではない中で、園庭であるとか人工物で、例えばロッククライミングを造るなどということ運動神経を養うのであるとか、また、やはり怪我しながらも社会性を養っていくということについては、議員ご指摘のとおりかなというふうには考えております。一方では室内遊びにつきましても、コンパクトな中で、確かに身体に寄り添いながら遊びを創造していくということで、それはそれで保育現場の中でもコーナー保育というようなところも導入いたしておりますので、外遊び、室内遊び、それぞれ効能というところはあるかなと思っております。

それと、今回、ふれあいセンターにおきまして保育室という代替機能を持たせることでございますけれども、確かに園庭はふれあいセンターには備えていないわけですが、今回、それぞれの階層におきまして、テラスについて、一部転倒防止のためのクッションを敷くとか、またはUVカットスクリーンなどによりまして、外での遊びについて健康を害することのないようであるとか、砂場を設置するというので、一定、代替措置については講じておりますので、ふれあいセンターに移動していただいた中に

おきましても、外遊び・室内遊びについては十分、子ども達の育ちの中で保障できるものではないかなというふうに考えておるところでございます。

それから、受動喫煙についての配慮でございますけれども、今回、ふれあいセンターについて、当初は各階層におきまして部屋が、一部2階と4階については一定、一つの部屋に集約がされていたわけでございますけれども、3階については少し部屋が分散していたような状況でございました。それらについてはゾーン化することによって、一般の不特定多数の方と保育の子ども達が混じったりしない、動線が輻輳することのないように配慮いたしておりますので、そういった意味からも受動喫煙という、大人が吸うておられるようなことについて子どもが影響を受けることについては、ハード面ではないのかなというふうに認識いたしているところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 その他の部分について、ご答弁申し上げます。

まず、有識者の意見聴取ということでございますが、今回の「島本町保育基盤整備加速化方針」、これは11月28日に子ども・子育て会議でお示しをさせていただいたわけでございますが、その中には、大学の教授、有識者の方おられまして、その中でのご意見をお聞きしております。

そして、情報公開請求において、工期に関しての資料が「不存在」ということで担当が説明したということでございますが、その分につきましては、その時点ではあくまでもヒアリングで、事業者と話をした資料がなかったので、口頭でご説明させていただいたという経緯。今回、資料請求で議会の中で資料請求をいただいたときには、その期間がありましたので、資料として作成したものを今回、付けさせていただいております。

すいません、あと工期なんですけど、この役場前駐車場で建てた場合でございますが、今現在、「加速化方針」の中では第四保育所の移転新築、役場前駐車場でできるのが33年4月、そして四保跡地の認定こども園整備が33年4月と、これは大きく取っておりますが、この部分については、四保跡地の部分については、今から解体工事なども入りますので、これはあくまでも、その当時の、まだ何も予定が立っていない段階のものでございまして、今回、第四保育所新築の役場前駐車場に建設する部分についての設計予算も、この2月に補正予算であげさせていただいておりますので、その分、前倒しになる分、当然のことながら、前での建設が数ヵ月間は十分早くなるかなというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 先ほどの質問ですが、外遊びと中遊びという話ではなくて、子ども達の健全な発育のためには「自主性・自発性が育つような環境を整える」というところが、私は一番訊きたかったところなんですけど、その点に関しては、外と中に関してはいいです。

そういう意味で——もうご答弁はいいですが、その件に関しては——子ども達の健全な育ちの環境という観点から、ふれあいセンターの案には問題があると考えます。確か

に地震対策という防災上の問題はクリアしていますが、一方で、不特定多数が出入りする施設であるふれあいセンターにおける保育は、防犯上と、子ども達の健やかな育ちという観点で不安が残ります。1月18日に保護者耐震化の専任チームの方からの要望書では、「災害が発生した場合の安全と、日常の保育における安全及び適切な保育環境は、秤に掛けて、どちらか一方を取り、どちらか一方は妥協してやむなしというものではない」と訴えておられます。これが、まさにそのことです。行政は命を、確かに命が大事だというのはわかりますが、こういったことを差し置いて、命を人質にとって自分達のプランを押しつけているという認識をお持ちでしょうか。このことをお尋ねします。

それからもう一つは、防犯上の点で質問です。大阪府の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第6条の児童福祉の一般原則においては、「危害の防止に十分な考慮を払って施設を設けなければならない」とされています。ふれあいセンターでの保育に関しては、この「危害の防止」について十分な考慮が払われているかというところは疑念が残りますので、その点、どのような配慮をされているのか、質問します。

それから、仮設の見積りについてお答えいただきましたが、当時、情報公開請求したときには文書がなかった、「不存在」と答えられたということですね。そして今回、議会で資料請求をした際には工期についての資料をつけました、ということでしたが、その資料というの、教育子ども部が書いたA4の数行の、工期は問い合わせ結果、全体で1年から1年半程度でしたという、教育子ども部が作った書類なわけです。こういうことではなくて、ほんとうに見積りやら取ったときに、業者からどういう答えを得たかという、その業者からの書類が必要だと考えるんですが、これで、その代わりになるということとはちょっと考えられません。こういったことで保護者の納得が得られると思っているのかということも、お尋ねしたいです。

もう一つは、受動喫煙のことですね。ハード面的に問題がないということでしたが、保育室で受動喫煙があるということではなく、ふれあいセンターの中で保育をするということは、いろんな場所を動きますね、外に出たり中に入ったりするときに、やっぱり喫煙場所、テラスを使ったとき、それから出入りをするときに喫煙場所の近くを通ることもあると思うんです。そういったことで、喫煙場所が施設の中にあるということが、そもそも不適切ではないかということも、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、四保の新築の件ですね。役場前に新四保を建てる件ですが、数ヶ月間違うということでしたね。現四保に建て替える場合と、役場前に建てる場合では数ヶ月間違うということでした。その工期のトレードオフとして、ちょっとお尋ねしたいんですが、先日来、河野議員から指摘があるように、現四保の跡地と役場前の環境とではだいぶ違うわけですね。

例えば、前面に大型トラックが通るような道路があつたりとか、それから周りをマンションや住宅で囲まれているという点でも、その保育環境としてどうかということも気

になりますし、もう一つは規模の縮小ですね、定員の。150人から90人になるということは、公立の定員が4割、四保として定員が4割も減らされるということですね。こういった公共施設の再配置は大きな問題で、町の保育の将来のあり方として適切かどうかというのは議論が必要だと思うんです。それこそ、河野議員が言われたようにタウンミーティングなり、それから保育や児童福祉の専門家の方といった第三者に検討してもらうことが望ましいと考えます。確かに、これまで耐震化だけをしようとしていたというときに、新築をするという決断をされたことはいいと思うんですが、四保の役場前の新築については議論が必要だと考えますが、この点はいかがお考えでしょうか。

それから有識者の検討に関して、子ども・子育て会議にかけたということですが、それはもうずいぶん前のことですよ。ふれセン案をどういじっていくかという話の中で子ども・子育て会議があったという記憶はないので、それは理由にならないと思います。

それだけです、よろしくお願いします。

教育こども部長 数点いただいておりますので、何点か、私のほうから答えさせていただいて、もう1点は次長のほうから答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。防犯、防災、いずれも重要で比べものにならない、私もそのとおりだと思っております。先ほど出た、中田議員の中で「命を人質にとってなどは考えておられないですね」ということは、当然、考えておりません。防災面を前面に出すからといって、命を人質にとって、その考えをのんで欲しいなどということは一切考えておりません。防災上に関しては、やはり、その施設の問題ですから、その施設から出ることしか、今、命を守ることができないと思っております。

防犯上の問題、この問題については、確かにふれあいセンターは保育施設でもございませんので、100%、こちらも望むような保育ができる施設であるかといったらそうではありませんが、この部分については様々な、保育所長を含めて案を出し合って、警備員の皆さんを置くとか、そしてパーティションで仕切るとか、様々な策を講じることで高めていける、防犯上の部分は高めていけると考えておりますので、今回、ふれあいセンターでの代替施設という案を出しました。

そして、先ほど「危害」の部分でございますが、この部分を先ほど来ご答弁させていただいておりますように、セキュリティ対策については関係職員、そして設計事務所も含めて、専門家の意見も聞きながら、万全を期して臨んでまいりたいと考えております。

また、今回の資料ですが、こちらが作成した資料ということでございますが、確かに、ヒアリングしたのは担当課と設計事業者のほうで話をさせていただいておるわけですが、ただ、そのときのヒアリング内容といいますか、そういうものについて、こちらで取りまとめて一つの資料とするというのは、今回に限ったことではなく、今までそうやっておりました。また、先ほど来、見積りとか工期の資料などを業者から取り寄せるべきだということでございますが、業者のほうも再々見積り資料などは出して

ただけるものではなくて、資料によっては当然有料で見積りということもあり得ます。ヒアリングをして、事業者から直接聞いた内容として、今回、お示しさせていただいておるといことで、ご認識を賜りたいと思います。

また、役場前の工期の内容でございますが、私、数ヵ月と申しましたが、あくまでもまだ設計は何もしてない段階でございます。今後、設計をした段階で明確な工期が明らかになりますので、その辺は付け加えさせて、お伝えさせていただかなあかんかなと思っております。

また、90人から120人の定員ということでございますが、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、まず第四保育所から転園して、未耐震の施設から子ども達を出す。そして、その出した先に、保護者の皆さんとお話させていただいている中で、やはり第四保育所、早期の、また戻れるような体制を組んで欲しいという声もありました。私たちもそのように思っております。保育施設として十分ではないふれあいセンターで受け入れている期間を少しでも短くして対応していこうということも踏まえて検討した結果、一定規模があるのは、この役場前の駐車場であろうということで判断をいたしました。この駐車場の面積であれば、キャパシティとしては90人規模が妥当であろうということで、今回、90人という定員を設定させていただいて、少しでも早く新保育所が建設できるようにという思いで、今、事務を進めているところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

教育こども部次長 4点目にいただきました受動喫煙に関してでございますけれども、ハード面に関しましては、前に申し上げたとおり、ふれあいセンターの中で占有のゾーンを設けることによって、一定、不特定多数の方とは隔離するというようなことでございますけれども、その動線の中で、たばこを吸うていっしやる方とすれ違うというようなことが想定されるということでございます。確かに出入口、ふれあいセンターにおいて、そういったゾーンにおいては、そういった可能性もあるわけでございますけれども、子どもに関しまして、移動の際には必ず保育士が同伴いたしておりまして、安全面であるとか、またそういったたばこ、受動喫煙に関しまして子どもが影響を受けることのないように、十分に、その動線の中で配慮、工夫して、ふれあいセンターの中で過ごしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 いろいろお答えいただきましたが、やっぱり、まず根底となるのが、仮設を建てるのが時間的にできないということの根拠が、何を言われても不十分であると思えます。そのうえで何か、ふれセンと言われても、なかなか納得できるものではないと。そして、ふれセンの中での対応として、セキュリティに万全を期すということでしたが、例えばパーティションで仕切って、それから警備員さんを置くということになるとは思うんですが、そういうことをすると、一方でそれをすればするほど、子ども達の自主性・

自発性を損なうような環境になっていくと思うんです。この二つは、相反するものだと思うんです。自主性を育てようと思えば、自由に動き回れる空間が必要です。一方で、その防犯性を高めようと思えば、より人の目と、警備と、空間を区切ることになると思うんです。

こういった意味でふれあいセンターで、もともと保育というものを想定していないところに無理矢理、今のような状態で保育をするということ自体が、子育てというもの、子どもの育ちの場である保育所というものにとって、あまりにも無理がある発想だということをお伝えしておきます。その点、やはり私はこのふれあいセンター案というものには賛成ができないものです。

それから、受動喫煙に関して、幾ら動線をとっても、たばこの煙は煙ですしね、上にも上がっていきますし、避けられるものではありません、喫煙所があれば。その点は、保育所を無理矢理にそちらに、100名を超える方が入る施設ですから、そこはもう今回、役場として全庁的に対応するというのであれば、喫煙所の件は、もう廃止するという方向で検討するのが筋だと思います。ということですので、いかがですか。この件の答弁を求めます。

総務部長 喫煙所の件でございますけれども、「健康増進法」の改正を受けて、今年の4月から庁舎については敷地内全面禁煙ということにさせていただいておりますが、ふれあいセンターにつきましては、不特定多数の利用者がある施設でもありますことから、現時点では敷地内禁煙という措置は取っておりません。これはもう、ご承知のとおりでございますけれども。この点については、「健康増進法」の今後の動きみたいなものを注視していく必要がありますし、ふれあいセンターで喫煙を続けることについての今後の影響、そういったものにも注視していく必要があるということで、今後の検討課題であるというふうには考えております。

以上でございます。

塚田議員 四保のことに関してですけれども、先ほど、他の議員からも質問出ておりましたけれども、ふれあいセンターの今、利用されている方への説明の点なんですけれども、今の段階では十分とは言えないということで、私もそういう認識なんですけど、今後、四保を利用される方とふれあいセンターを利用される方が、お互い嫌な気持ちで利用することにならないように丁寧な説明というのを要望したいんですが、具体的にふれあいセンターを利用されている方々に対しての今後の説明のあり方について、何か決まっていること等あれば、ちょっと教えていただきたいのが1点と、あと、これも先ほどちょっと質問で出て、答弁で返ってきている分なんですけれども、四保の定員に対して意向確認を取られて、170名中166名でしたかね、今、返答が返ってきているということだったかと思うんですが、この確認の方法について、ご答弁をお願いします。

総務部長 ふれあいセンターに第四保育所の分室が移転するということについての、その

利用者への説明で決まっていることということでございますけれども、先ほど来出ております本年2月18日付けの通知文、依頼文ですね、総務部のほうから各部局長へ出させていただいているんですけれども、その中では、各部局で所管する事業等で影響の出るものについては、各部局で把握している各種関係団体の利用者への説明と調整をお願いしたい、ということをお願いをしているところでございます。一般利用の方々につきましては、3月の広報で、「議会で審議中ではありますけれども」ということで注意を入れて、お示しをさせていただいているところでございます。

あと、貸し館施設ではないけれども、自習ですとか読書ですとか、そういった用途で利用されている部屋、コミュニティルームでありますとか多目的室、そういった部分についても、当然、広報でもお示ししますし、当該施設に貼り紙等をして、十分周知を図っていききたい、このように考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 転園先の利用希望の調査の件でございますが、こちらにつきましては、次年度1歳児～5歳児になられる保護者の方々に対して、第四保育所のほうで直接、その調査票をお配りをさせていただいて、その後、第四保育所で回収を行ったということで、170人のうち166人の保護者の方々からいただいております。あと4人、提出いただいておりますので、今、現場の保育所長を中心としてお話をさせていただいております。今後、それでもかなわない場合につきましては、私ども含めて保育所長と一緒に説明にあがって、ご理解をしていただけるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 まず、ふれあいセンターの利用者への説明のご答弁いただいたんですけれども、広報と貼り紙が主体ということだというふうに思うんですが、情報の出し方としては、ちょっと一方的になってしまっているかなというふうに思いますので、ほかのヒアリングできるような対応方法というのでも検討いただければなというふうに思います。

今、もう一つのほう、保護者への意向確認ということですが、これは転園への意向の中身、数字というのを具体的にお答えいただくことはできませんでしょうか。

教育子ども部長 転園希望の調査の結果でございますが、170人のうち166人、今、提出いただいておりますが、そのうち125の方がふれあいセンターをご希望されておられます。そして第一幼稚園が10人、高浜学園が9人、新たにできるRICホープみなせ保育園が12人、そして利用調整の結果、第二保育所4人、山崎保育園6人という結果になっております。調査未提出の方々、まだ提出いただいてないの方々については、一応、今のところふれあいセンターでというふうに考えておりますが、今、除いた数、125というのは、その4人を除いた数でございます。

以上でございます。

戸田議員 第5号議案 平成30年度一般会計補正予算(第6号)ですか、私の感覚と記憶

では、かつてないほど重たい内容がたくさん入っています。1点、1点、質疑していきたいと思います。頑張ります。

まず、歳入からです。5の19にある子育て支援協力金1,100万ですか。今回、初めて開発業者からいただいた協力金というものが歳入に計上されています。財政調整基金に繰り入れるというふうに認識していますが、繰り入れてしまって、何に使われるかわからないようでは困ります。必ず子育て関係のものに使っていただかなければならない。これについてどのように、具体的に何にお使いになるか、お考えをお示してください。また、現時点でお考えがなければ、これをどのように原課で管理されるのか。まぜこぜになってわからない、というようなことがないように確認しておきます。

初めに、子育て関連も含めた繰越明許から問います。幼保連携型認定こども園整備運営事業者再募集のための募集要項です。保育実績が少ないところの募集を可能にされた理由をお示してください。子ども・子育て会議において、政令指定都市で許可に関わっておられた委員のご発言がありました。「保育事業は利益が得られるとして参入してくるところが多い。直近3年の決算書類の提出を通常求めるが、3年ないとわからないのです」と、つまり、非常に決算処理が大事だと。しかし、保育実績が少ない、3年の決算書類が提出できないところを対象に島本町はしている。ここは認可審査で厳しくチェックし、第三者評価をやるのが重要なのだという発言が、2月12日の子ども・子育て会議でありました。傍聴しました。民間保育園からも、経営基盤は重要ですよ、保育内容は年数に必ずしもリンクしないが、ここは非常に重要なのだとおっしゃっていますので、これについて、保育実績が少ないところの募集を可能にした理由をお示してください。

第四保育所の転園数です。先ほど中田議員からも発言がありました。第二幼稚園跡地の認定こども園は民間に、そして第四保育所の定員数を150人から90人に縮小するという、60人も減るんです。これだけの待機児童、保育ニーズを抱えながら、なぜ今、公立保育所の定員を縮小されるのですか。四保の跡地に、なぜ150人の公立保育所を建てられないのか、ご説明ください。

さらに、建設予定地は、昨日より種々指摘があります。私は大気汚染調査が必要であると考えています。データをお持ちですか。非常に空気が悪い環境になります。ここに保育所で園庭があるというのは、できれば避けたい。これについて、データはありますかという問にします。

さらに考えを述べますと、庁舎前の駐輪・駐車場は保育所の整備ではなく、庁舎と一体的に利用できる広場的なものとしておく必要があると私は考えています。よく言う防災広場というようなものが適切だと思います。さらに、庁舎工事中には民地を借りて工事車両のための駐車場を確保する、ここには土地賃借料が必要になるわけです。プレハブを建てて、例え民地でもという思いは、お金がないからとおっしゃる。しかし、庁舎を建てるときは駐車場、工事車両用の駐車場のための土地賃借料が発生するかも知れない。

そういうことが背景になっています。私は、ここは駐車場として、広場として、残しておくべきだと思います。

質問としては、環境調査、必要ではありませんか、ということにいたします。さらに、第四保育所は元の場所に公立で建ててこそ、耐震化のための転園と言えるのではないですか。以上が、それに関する質問。

あと、繰越明許に関しましては、新庁舎建設基本計画策定業務です。これについてはパブコメを実施されるという。パブコメは検討中とおっしゃってましたが、絶対取ってくださいと言ってましたので、これは良かったと思います。内容の精査に時間を要するため繰越明許とされましたが、「内容の精査に時間を要する」という、こここのところの具体的な説明を求めます。

あとは、町道水無瀬青葉2号幹線歩道整備の工事についてです。さらに尺代の橋、長鳥橋ですか、補修工事。これが入札の不調により全額マイナス補正になっております。その要因として、入札の不調として想定できる、考えておられる内容があれば、ご説明いただきたい。特に水無瀬青葉2号幹線歩道、ここは高齢者の方からキャスターが大変引っかかるんだと、再三、声をいただいております。ということは、ベビーバギーも通りにくいわけです。こういったところの歩道の工事がなぜできないのか。入札不調になった要因をお示しください。これについては当初予算にあげておられるので、不調の原因だけ、お尋ねしておきます。

介護保険です。こちらは第6号議案になるのでしょうか、介護保険、お尋ねします。

保険者機能強化推進交付金という新たな交付金が421万1千円ですか、歳入にあがっております。これはどういった内容の交付金なのでしょうか。どういった機能を強化するものなのか、少し具体的にお示しください。さらに、この数字の根拠、これはどのようにして決まるのですか。今回、初めてこの交付を受けて、見えてきた課題というものがありませんでしょうか。ご説明をお願いいたします。3点です。

そして、一番議論になっている第四保育所の耐震化課題です。これ耐震化課題、課題とみんな言ってますけども、これ耐震化の課題じゃなくて、もう保育の問題。この言葉の使い方は、非常に誤解を招くなと思いつつながら質問を組み立てていました。

委託料、ふれあいセンター改修工事設計義務について。まず、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 第5章 保育所」に基づいて、数点、順々確認していきます。

乳児室、保育室または遊戯室を2、3、4階に設ける場合の要件について、幾つかの規定があります。その中で、2階には常用の屋内階段、屋外階段が一つ以上あることとありますが、そのどちらを備えているのですか。避難用です。1～4までのうち、設けられているのはどれになりますか。「建築基準法」と関係しています。「建築基準法」には、当然、ふれあいセンターは則って建てられているわけです。しかし、そこに保育

機能を入れることによって、様々な改修を行う。さらに、この保育には別に、先ほど申し上げた条例があるわけです。この保育の条例に則れていますか、という質問です。

3階に至っては、規定されている屋内・屋外階段、どちらかを備えていなければならない。さらに避難用として1から3と条例に明記してある、別表にね、設けられている。これは、どれを採用しますか。4階、同じく常用の他に、避難用1から3までのうち設けられているのはどれになりますか。これらは避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30m以下となるよう、条例どおりに設けられているのでしょうか。私たちの足の歩幅と、子ども達の歩幅は全然違います。つまり、この30mというのが改修工事にきっちり当てはまるか、ここはどのように確認して、どのような方法で確認しましたか、現場へ行かれましたか、という問です。

次、調理室について問います。「調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること」とあります。現在の調理室は当然、「建築基準法」等々、いろいろ消防とか則っているでしょう。しかし、この調理室を改修して、保育所、子ども達のものを作ると。そうすると、何食分を調理するのですか。在籍見込み+アレルギーの子どもさん、そのためにどのような改修工事を行う予定ですか。それによって、条例にある「調理器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置」を付けられるのか。かつ「当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置」を、どのように講じるのか。あるいは、すでに講じられているのか。誰が、どこで確認しましたか。説明を求めます。

一番重要な、心配している転落防止です。「保育室等、その他乳児が出入りし、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること」と条例にはあります。転落事故防止設備どころか、大型の吹き抜け構造にふれあいセンターはなっています。ここが、私はとても心配。防火シャッターを降ろすと、当初、おっしゃっていました。けれども、指摘しましたよ、実際には誰も降ろしたところを見たことがなかった、そうおっしゃった。現場検証を求めました。真っ暗でした。非現実的でした。では今、ネットを張ると説明されていますが、業者、専門家とともに現場検証をしてのご提案でしょうか。ご答弁をお願いします。

また、テラスからの転落の可能性も否定できないんです。発達障害のあるお子様にとってはさらに危険度が高まる。興味がつき、本当に生まれてくるとき。ここはどうなっているんだろうと、今までと同じような感じで覗かしたら大変なことにならないかと、私は心配するわけです。そのあたり、ご答弁を求めます。

障害児保育について問います。障害児保育についての考えをお聞かせください。保育所ではないところで障害児保育をするということは、大変厳しい環境になると思います。私が今まで知る限りは、常に走り回っているというお子さん、いらっしゃいました。最近、そういったお子さんが複数いらっしゃって、保育の現場がいかに大変かというこ

とは、これまで一般質問でも述べてきました。これについて、ふれあいセンターで、はたしてできるのか。先ほども、職員の方がものすごく頑張っている、お願いだから倒れんといてねと、思う気持ちで毎日いるのですが、ここは議場でしっかり問うておきたい。

第51条に、「保育所は定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない」とあります。現在、町立保育所には第三者機関を設けていないと認識していますが、仮にふれあいセンターで保育する場合は、頻繁に専門的・地域的視点で常時評価し、改善していかなければならないと思います。その結果を公表し、保護者がそれを確認できるということが重要です。議会も確認しなくちゃいけない。第三者機関は設置しますか。

少し視点を変えます。施設管理の課題です。これは総務にお尋ねすることになるかも知れません。保育は7時半から行われます。しかし、施設のオープンは9時なんです、ふれあいセンター。施設管理責任者は総務です。この間、指定管理者の方は受付に責任者として勤務しておられますか。管理責任者不在で保育施設を中に入れるのは問題です。私は考えられない。保育所長、あるいは保育士だけで、あの広い施設の中で、施設管理者不在のまま、早朝、少人数で過ごすなど論外です。指定管理者との契約を変更して、人を適切に配置するものと考えて良いですか。また、この間、エレベーターは動かしますか。

入り口はどこに設置するのでしょうか。施設の位置からして、車での送迎を認めることになる。入り口は1階です。徒歩や自転車の送迎の場合は地下階からということにならないと得ません。2カ所に、保育所関係者のみ入館を可能とする受付機能が必要になるのではないのでしょうか。これに対して、新たな人員配置が必要です。

もう一つ、施設使用料の設定について、お尋ねします。改修後、第1・2・3学習室の利用料はどのように設定されますか。保育室に改修予定の第1・第3学習室、第2会議室でしたでしょうか、これはそれぞれ規模が異なり、使用料も稼働率も全く違います。改修後の使用料は、どういう設定にされますか。例えば第3学習室の規模と価格は、私たちが小規模の市民活動をするときには大変ありがたい存在でした。しかし、これが金額が上がるかも知れない。あるいは、一方では第2会議室の稼働率は上がるかも知れない。そういったところ総務としてどのように検討されているのか。確認しておきます。

もう一つ、総務関係で不安材料があります。空調施設の工事を行う場合、休館にする必要があるのか。これは今、検討中ということで、もう結果が出ていると思います。お示してください。仮に、この空調工事を延期することで不具合が生じた場合、保育が困難になります。去年は猛暑でした。このふれあいセンターで、空調なしで子ども達を預かるということが起こり得るかも知れない。1歳児、2歳児も受け入れることになりました。そうすると、私の中で残念ながら懸念が倍増してしまいました。

保護者の声を最大限活かして、要望に応じておられるという、これは私は真摯な態度だと思っています。頑張っておられる。でも、その頑張りと実際の問題点の乖離と、ここを迫及するのが私たち議会の役割だと思いますので、あえて訊きます。現場の指定管理者の人も、ここを一番心配されてますので、お考えをお聞かせください。

以上です。

教育子ども部長 多岐にわたりますので、もし抜けておりましたら、また言っていたらと思います。

まず、子育て支援協力金でございますが、こちらのほうは、島本町開発行為等における子育て支援協力金に関する要綱というものを平成 27 年 7 月 1 日に施行いたしております。その中の第 5 条におきまして、協力金は「地域型保育事業所の整備事業、その他地域における子育て環境の充実のため町長が特に必要と認めた事業」にその費用を充当するというので、目的が明らかになっております。また、そのお金に関しては財政課とも話しておきまして、いずれも台帳で管理をして、その金額の中の使途を確認しあっていくということになっております。

そして、募集要項でございます。今回、保育実績の期間を短縮したのは、ということでございますが、こちらのほうは短縮ではなく期間を長めました。年数としては同じ 3 年でございますが、この部分につきましては、やはり、なぜ今回募集要項を見直したかという点につきましては、当初、公募をかけたときに、どの事業所もあがってこなかったということで、もともと提案はいただけなかったですけど引き合いがあったところ、また現場説明に来ていただいたところなどに、今回、なぜ手をあげていただくことができなかったのかというヒアリングを丁寧にやりまして、その中で何点かあるうちの 1 点が、このような案があったと。

それを踏まえて、今回、改正させていただいたわけでございますが、この部分については、先ほど戸田議員のほうからもご紹介がありましたように、子ども・子育て会議の中で委員のほうから、その年数、やはり 3 年ぐらいの実績がなくてはならないのではないかとということがございましたが、ただ、第三者評価をやることが重要であると。それで対応できるのではないかとのご提案もいただきましたので、もともとは子ども・子育て会議に諮った時点では、その項目がなかったのですが、今回、最終的に募集要項として広く公募でお示しさせていただいた中には、2 年から 3 年の間に第三者評価を実施することという項目を設けて対応することといたしました。

そして、第四保育所の跡地に定員 150 人を建てられないのか、ということでございますが、この部分につきましては、やはり保育施設ではないふれあいセンターで保育を実施いたしますので、できる限り早く新たな第四保育所の建設をしていきたいということから場所を選定してまいりましたので、その中で、今、島本町が保有している土地の中では、この役場前駐車場が最も適当であろうということで、今回、場所を選定させてい

ただきました。その中で定員が、この土地の大きさでは90人規模であろうということで判断をしたところでございます。

また、大気についての測定でございますが、この部分につきましては、役場前駐車場ではありませんが、この役場庁舎の屋上に365日・24時間、大気の観測をしております、問題ないというふうに把握はいたしております。

そして、第四保育所耐震化の課題ということで、屋内階段・屋外階段が1以上あること、ということでございますが、まず、ふれあいセンターに屋外階段というのはございませんので、屋内階段での対応となりますが、この辺につきましては、当然30m以内という内容も知っておりますし、当然、この条例に基づいた対応というのが、ふれあいセンターで保育施設を整備するにあたっては要件としてなっておりますので、今後、設計の段階で、当然、法的な部分のクリアとして対応してまいりたいと考えております。

そして、調理室で作る喫食数でございますが、今、1歳児・2歳児、そしてアレルギー児を想定しておりますが、それで60食程度というふうに考えております。まだ今、現時点での案としてお示しさせていただいておりますのが、1歳・2歳児ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、自動式消火装置等につきましては、もともと付いておりますが、その他法令等につきましては当然遵守して、保育施設として利用できるように整備してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

転落防止でございますが、当初、ご説明させていただいておりますときには防火シャッターを閉めての対応ということでございましたが、現地を議員の皆様にもお越しいただいた確認したときに、非常に、全面が閉まった中では暗かったということもありまして、その後、設計事業者、そして1級建築士等とも現場を確認しに行きまして、その中で、今、考え得る案としてはネットでの対応がいいのではないかと考えておりますが、こちらも今後設計していく中でさらなる妙案が出てきたら、それで対応していきたい。まずは、何が大切かということになると、この吹き抜けの中に子ども達が登って落ちないようにするというのが大前提でございますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

他の機関の評価ということでございますが、こちらは確かに今現在、公立保育所の第三者評価というものはございませんが、今回、保育施設ではないふれあいセンターを使っている保育ということでございますので、今、考えておりますのは、整備ができて、子ども達に転園してきていただける前に、子ども・子育て会議の委員の皆さんに確認をいただく。そして、定期的に委員の皆様には確認に来ていただいて、随時、その結果というものを公表してまいりたいと考えております。

入り口の件でございますが、確かにセキュリティの面を考慮いたしますと、開場する入り口は1ヵ所が望ましいと考えておりますが、駐輪場、駐車場の位置が離れておりま

すことから、保護者の皆様の送迎方法によって利用しやすい入り口は異なることが想定されますので、開所時間前のみ1階入り口付近に駐輪することを可能とするなど、セキュリティ面と保護者の皆様の利便性の双方の観点から、施設所管課と調整をしながら、よりよい方策を講じられるよう努めてまいりたいと考えております。

あと空調の問題で、今後、ふれあいセンターが空調の対応にあたるということでございます。止まったときの対応はどうかということにつきましては、今回、設計をやるにあたりまして、保育所長を含めて現場からあがってきた声の中で、その声もありましたので、今回、設計費用の中には、それらの声も含めて、ありとあらゆる設計をやってみようということで作らせていただきますが、その中には当然、部屋の中に壁掛けや備え付けなどのサーキュレータの設置などもできるような設計も含めて考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部次長 ふれあいセンターでの障害児保育の対応についてでございます。

障害児保育につきましては、前にもご答弁申し上げましたとおり、転落防止のためのネットであったりとか、また各保育室において指詰め防止というようなことも保護者の皆様からご提案いただいたところでございますので、十分に、そのほかの子ども達、障害を持つ子ども達にとっても、安全対策については十分ハード整備を行いますとともに、人的な加配ということで、もともと障害児保育の対象者の方につきましては1対1等の加配による保育士配置もいたしておりますし、この平成30年度から介護員ということで、1対1加配で対象の児童を特定するのではなくて、それ以外の子どもさんにつきましても、例えば飛び出しであったりとか、何らか他者に対して、自分に対して危害を加えるというようなことに対して、十分に配慮を加えるように人的に十分に、分厚く配置を行っておりますので、そういった面で、ふれあいセンターについても同様に障害児保育を対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 それでは、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の繰越明許費補正の関係でございますが、新庁舎建設基本計画策定等業務についてでございますが、この事業の内容、そして重要性に鑑みまして、パブリックコメントを実施したいというふうに考えております。そして実施後、住民の皆さんから多くの意見等が寄せられるのではないかと考えておりますので、それに対する回答の作成期間、そしてその内容を計画に反映できるかどうか、反映するとすればどういうふうな内容にしていくのか、そういったことについて精査する時間を頂戴したいのでということで、今回、繰越明許費の補正をさせていただいております。

それから、ふれあいセンターの使用料の関係のご質問でございますけれども、今回の転園、その関係をもって、ふれあいセンターの貸し館施設の使用料を引き上げるとか変

更する、そういった予定はございません。

以上でございます。

都市創造部長 町道水無瀬青葉2号幹線歩道整備工事並びに長鳥橋補修工事の2件に関わって、全額を減額させていただくにあたって、契約等が、入札が不調になった理由についてでございます。

両工事に言えますのが、技術者の不足により応札が困難ということを数社からは確認いたしております。加えまして、町道水無瀬青葉2号幹線につきましては、道路も狭設であり、鉄道横ということもございまして、現場の作業環境が良くないということも伺っております。

なお、当該道路の工事につきましては、舗装を行うだけではなくて、無名橋、名もない小さな橋なんですけども、2橋について付け替えを含む工事内容となっております、その中身について、工場作成の橋を持ってきて、クレーンで吊って付けるというような、相当難工事となっておりますことから、そういう部分で応札がなかった、皆さん、辞退されたという理由でございます。

以上でございます。

健康福祉部長 保険者機能強化推進交付金につきましてのお尋ねにつきまして、ご答弁させていただきます。

本交付金につきましては、ご説明でも申し上げましたとおり、本年度から新たに創設された交付金でございまして、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する様々な取り組みの達成状況に関して、評価指標を国が設定したうえで交付されるものでございます。

この評価指標につきましては、大きく分けて三つの項目がございまして、1点目につきましては「PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化」でございまして、これが9項目ございます。2点目といたしまして「自立支援・重症化防止等に関する施策の推進」、これについては46項目。3点目の「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」につきまして8項目ございまして、全部で63項目ございます。これらの評価指数がすべて達成できた、つまり満点になりますと612点、配点されることになるんですが、本町につきましては424点ということで、満点に対しまして約7割程度、ポイントが取れているような状況となっております。

今年度の評価を受けての課題といたしましては、三つあります項目の中の「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」というところの項目が、少し点数が取れていないような状況でございますので、今後、ケアプラン点検等、また給付実績を活用した給付の適正化事業などに力を入れていくことで、もう少し、このポイントが上がってくるものではないかなと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 1点、漏れておりました。申しわけありません。指定管理者が7時半から9時おられない、不審者の対応ということでございますが、当然、ふれあいセンターは9時から開きますので、それまでは開いていない。それを保育所の利用者のみ入場いただけるようにしますので、不特定多数の方が入ることは、まずできないと考えておりますが、ただ2階、3階、4階に、今、考えておりますのは各フロアに警備員を配置しますので、入り口、できる限り1カ所にしたいとは考えておりますが、今後、皆様と考えていくわけでございますが、その入り口については、警備員の方を入り口で止めるために配置するというのも踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時05分～午後2時20分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

戸田議員 たくさんの項目、ご答弁いただきました。

介護保険事業や繰越明許については、今後の委員会等々での議論にゆだねるとして、幼保連携型認定こども園の再募集に関わることです。第三者評価プログラム、大阪社会福祉協議会が持っておられる、このプログラムの実施を募集要項に明記したとおっしゃいました。確認しました。これは良かったと思います。子ども・子育て会議がだんだん専門性を持った発言をされていることに期待しています。

さらに、そのときに施設長の資格要件を緩和しているというご指摘もありました。私も、これはちょっと、エツと思いました。施設長は非常に重要、面接することが重要ということでした。大手の場合、開発部から素晴らしい人材を持ってきて、短期間で移動させてしまうということもある、との経験豊かな方の発言もありました。面接で問い、確認する必要があると認識しましたが、いかがですか。施設長の重要性です。

第四保育所の定員数です。これについては、私、絶対に譲ることができない。今回の第四保育所の新しい実施設計というか、それは役場庁舎前であがっていると思います。しかしながら、あくまでも方針であると、子ども・子育て会議でもおっしゃってました。方針を示した、計画の段階ではないんです。ですから、これはもう慎重審議、やって欲しい。ここで通ったからといって、庁舎前に建てるというふうにはならないでいただきたい。150人の定員数を、もとの第四保育所の跡地で確保してこそ、ふれあいセンターにやむにやまれぬ転園を保護者に強いていると言えるのです。そうではなくて、戻るところが90しかなく、しかも、場所が違うというのは、これはもう滅茶苦茶だと私は思っています。今回のことに乗じた民営化への「加速化方針」だと言われてもやむを得ないような事態に、結果的になってしまっていると。ここは、ほんとに慎重審議、お願いしたいと思っています。絶対に譲れない。

だったらば、あのふれあいセンターの転園がいいのかというと、私、もうこれはなんとも言いようがありません。絶対無理です、とおっしゃる。それは確かにそのとおりでと思います。プレハブ等検討してくださいとおっしゃってた。そのことも含めて、立ち止まって見直すということもあり得るのではないかと思います。

ここで申し上げたいことは、「保育施設ではないふれあいセンターで保育する」という表現があったんです。であるから、できるだけ早く第四保育所を設置したいと。この、この入り口に無理があるんです。そうすると、そうなのかな、ああというふうに、待機児童の問題と、この第四保育所の問題が絡まり合ってしまう。これは相互に密接はしていますけれども、まず個別に第四保育所のことを考えなければいけない。そして、それは耐震化ではなく、第四保育所の子ども達の保育だということ。そこを見落としているのではないのでしょうか。それは議会、反省するべきだと先ほどおっしゃった。私たちにも大いに責任があると思います。

こんな声を、保護者からいただいています。「保育の問題で、日々の生活の中での命の危険と未耐震の施設で過ごす命の危険、どちらも同じ命であって、生活が大事である。どの階の保育も一般の方と隣り合わせ、不審者、トイレの共有が心配です。4～5歳になっても1人でトイレに行けない環境が、自立性と自主性を損なわれるように思う。保育とは、そういうものではないのでしょうか。「先生、おしっこ」と声をかけても、先生が手を離せなくてお漏らししてしまう。そのことで自尊心が失われたりもする。日々、そういうことが起こるのです。保育、生活、そういうものがわかってもらえないまま、納得させられているような気がしてつらい。今はまだ案です、決まっていないという説明ばかりで、転園先を決めなければならない。待機児童の課題など十分理解はできていても、セキュリティ面に不安が多く、転園先として答えられないという思いでいっぱいです。」、そういう声をいただいています。

ようやくランドデザインを描かれたという点で、私は「加速化方針」を評価しました。今でも評価しています。しかし、これはあくまでも「方針」、計画として、もっと練り直して昇華させていただきたい。そして、検証が必要です。第四保育所の定数削減には絶対に同意できかねる。敷地面積が問題で縮小するというなら、場所はここにはせず、元に戻すべきです、第四保育所に。そこを民間にゆだねるというなら、これはもう民営化以外の何物でもない。戻るところは、もとの四保の場所、これが原則。耐震化のため、ふれあいセンターに転園、しかし、元の場所は民営。町立第四保育所に戻るときは以前と違う場所。そんな状態で、ふれあいセンターに転園してください、とおっしゃっているのです。以前よりも周辺の環境は劣ります。騒音、それから大気汚染、園庭も少なくなります。そんな酷なことはない、あまりに気の毒であるなというのは、私、思います。

そして、これはガバナンスの問題です。庁議で、これはちょっと無理じゃないかとい

う声はどこからもあがらなかったのかと。対話と議論、できているんでしょうか、山田町長のもと。ここが、私は不思議で、残念でなりません。結果的に必要な経費が、このままでは膨らみ続けるのではないかと、第三小学校の基本構想のときに抱いた懸念、私、必死で反対しました。でも、やむを得ないかなということも、どっかで思っていました。しかし、それが今の事態を招いているわけです、三小の耐震化、仮設の問題。よりたくさんのお金かかっている。ふれあいセンターも、これから、先ほど条例に対して改修でやっていく、やっていくと、おっしゃってました。どんどんどんどん経費が膨らんでいくように思う。そして、気がついたら期間も長くなる。そういうふうにならないかと、本当に心配。それを、この議会が通すんですか、という思いがある。

しかし、これを通さなければ、保育のほかの課題はどうなるんだと、そういう選択を、この補正予算で迫っておられる。これはほんとに問題があると思います。しかし、皆さんの問題じゃない。長年の政策決定の問題です。今の職員は、精一杯やっています。ただ、その精一杯やっている方向性がちょっとずれて、だんだん、それがベクトルがずれたために拡がってしまっている。これはもう私としてはどうしていいか。あの議決、賛否は正しかったのであろうかと、後に寝られないぐらいの覚悟で向かってますかと、ある学者さんに言われたことがあります。これはまさに、それに匹敵する案件。本当に難しい。

何とかならないかなというので今日を迎えています、拙速に進めるというのは、ほんとに無理があると思います。ネットの問題、給食室の問題、様々に指摘しました。第三者機関は、子ども・子育て会議を活用するとおっしゃった……。

川嶋議長 質疑をしてください。お願いします。

戸田議員 はい。私、岡田議員を見習って頑張ってやっています。先ほど岡田議員は質問よりも、皆さんに訴える。それは先輩として、ほんと、素晴らしいなと思いました……（「頑張って」と呼ぶ者あり）……。頑張ります、ありがとうございます。

様々、訊きました。質疑の前に1点、言っておきたいことがある。広報しまもとへの掲載が必要ですね。すでに入稿済みということになります、スケジュール的には。議会の議決を待たずに、一般の皆様へふれあいセンターの問題をお知らせしなければならない状況です。するな、とは言ってません。ここに議会軽視と言わざるを得ない状況もある。その文言、入れてくださいねと私、言いましたよ。勝手に、この改修の費用もまだ議決されてないのに広報に載せるなんて、とんでもない。そういう事態を招いてしまった。もしも、数で通ると思っておられたとしたら、それは本当に困ります、議会軽視です。しっかりと議論をしていただきたい、いかなければならないと思っています。

先ほど調理室に関して、何食分を調理するのか、そのためには、というところがありました。私の認識では、在籍見込み18+32、1歳～2歳児、それにアレルギーの方が入ってくると思います。何食ぐらいの規模なのか。それは調理室の改修に大きく関わるこ

となので、ちょっと細かいことですが、確認しておきます。

仮に、ふれあいセンターですするというならば、幾つか質疑があります。質疑というか、改修にあたって幾つか提言しておき、見解を問いたいことがあります。3点です。

1階、池のエリアを活用して、園庭として、子どもの遊び場に改修する。センター内に子どもの遊び場を設ける声は、以前から根強くありました。プレイルームにも連続している外遊びのスペースとして、保育所機能があるべき姿に移設された後も有効的に活用でき、保育所、幼稚園に通わない在宅子育て支援となります。プレイルームには水場もあり、外遊びとの相互活用が可能と考えます。これを、外部の人が入らない状況で、池のエリアを改修して、四保の子どもさんだけの遊びのスペースにしていきたい、池のエリアを。そして近くに喫煙場所がありますが、それはもう中田議員が先ほどおっしゃったので、繰り返しません。

2点目、3階OA教室を保育に関わる備品、道具、あるいは災害対応備品の収納庫。子どもさんのための備品が要りますよ、新たに別途。あるいは職員の休憩室などに活用する。近年、稼働率は著しく低くなっています。施設の開設から年月が経ち、OA教室は一定所期の役割は終えたと考えています。ここを保育に活用していただきたい。ぜひ、これは総務部長のご答弁をいただきたいと思います。全庁あげてとおっしゃっているのですから。

もう一つは、CAPプログラムの導入です。子どもの暴力防止の英語の頭文字を取って、日本ではそう呼んでいます。子どもが自ら、誘拐、痴漢、性暴力、体罰、虐待、いじめなどの暴力から自分の心と体を守るための、暴力防止のための教育プログラムがあります。危険を察して自ら身を守るための知識は、将来にわたって財産となります。アメリカで生まれたものですが、日本には1985年に紹介され、すでに成熟しています。子ども、保護者、保育士等の対象プログラムがそれぞれに確立されている。これを導入していただきたい。養成講座を受けた講師の派遣、それに基づく保育士の知識向上を、組織的・継続的に行っていただく。そうして、不特定多数の人が行き交う施設内での保育に思いがけない危険、事件が潜んでいることを子どもに伝え、そしてソフト面で対応していく。教育によって、子どもの安全を守る。これをぜひ導入しなければならないと思っています。ハードだけでは駄目です、警備だけでは駄目です。

この3点につき、見解、ご答弁をお願いします。

もう一つあります。先ほど指定管理者の問題、7時半から9時まで指定管理者が存在しない、つまり総務が関わっていないということです。警備員とおっしゃいましたが、それは警備員の仕事であって、施設管理の仕事は総務、指定管理者の仕事です。このところをどうするのか、総務部長のご答弁をいただけていませんので、お願いいたします。

教育こども部長 それでは、教育委員会分について、ご答弁させていただきます。

まず、施設長の要件緩和でございますが、こちらのほうも、今回、確かに施設長の要件を変えております。前回提示した施設長の要件というのは、非常に内容が高いものでありまして、複数の事業者からは、非常にこの要件が高いというお声をいただきました。その声を受けて、本町にある民間の幼稚園・保育所について、当初設定した募集要項に載せました要件を満たしているかどうかを確認いたしましたところ、町内の三つの民間保育園・幼稚園でも、そのような要件を満たしている施設長がおられないというように高い要件であったということを確認いたしましたので、今回、要件の内容を変更させていただいたものでございます。

また、今回の新第四保育所の——仮称ですが、設計費用、もう場所は決まっているのかということでございますが、当然、予算をあげさせていただくにあたっては、役場前の駐車場を利用しての設計ということで見積もりを取って、予算計上させていただいているところでございます。

また、プレイルームの横にあります池のエリアを遊び場にすることはできないかということでございますが、プレイルームからの出入りが容易という部分においては、使い勝手の良い場所ということは十分認識をいたしておりますが、プレイルームは他の事業でも使用する——今回は保育所として押さえておりませんので、事業でも使用する部屋でありますので、常時使用することが難しい。そして、現時点では各階のテラスを一部改修することで、園庭代替の機能を持たせていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

教育こども部次長 子どもが自分で身を守るCAPの導入についてということで、ご質問いただいております。

これにつきましては、子どもがいじめ・体罰・暴力から、自分自らの力でそれを撥ねのけるというようなプログラムではございますけれども、何度も申し上げておりますとおり、今回、ふれあいセンターで第四保育所の代替機能を果たすために、ハード面での整備はもちろん、保育士や、そういった警備員の配置によりまして、人的な措置によってセキュリティを担保いたしたいと考えておりますので、今、予防教育プログラムの導入によって、そういう対策を講じるということは考えてはおりません。

以上でございます……（戸田議員・自席から「何か考えて」と発言）……。このCAPの導入は、予定いたしておりません。

総務部長 それでは、OA教室の関係について、ご答弁をさせていただきます。

OA教室を保育室にということでございますけれども、確かにOA教室の使用率というものは年々低下しているというふうに認識をしておりますが、現時点でも年間約1千名の方がお使いになられている施設でございます。ふれあいセンターへの転園については、一般利用者の影響を最少減にする必要があるというふうに考えておりますし、OA

教室を保育室にということについては、私にということをごさいましたので、私はそれは考えておりません。

それから、セキュリティの関係でございませけれども、ふれあいセンターは条例上、9時から21時まで貸し館施設ということで規定をしておりますが、指定管理者が出勤しますのは朝8時半頃というふうに聞いております。ただし、24時間常駐の警備員がおりますので、その警備員、そして先ほどから教育委員会のほうで答弁がある新たな警備員、そして開場に伴う保育士の配置、そういったこともございますので、そういったスタッフで、セキュリティに万全を期していくということなろうかというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員 ちょっと数点にわたり、お伺いします。他の議員とちょっと重複するところもあるとは思いますが、まず、ふれあいセンター改修の設計業務ですけれども、皆さん、当然、いろいろ疑問もあろうかと思うし、質問も多かったと思うんですが、これはそもそも、今、四保に通っておられる児童を転園していただくために、今、足りない機能であるとか安全面を担保するとか、そういうのを満たすためにどういうことをしたらいいんだというのを、この設計業務出して、お金がどれぐらいかかるんだっていうのを、ここから選択するための設計業務であるというふうに、私、これまでのヒアリングで理解しておったんですが、その認識で間違いがないのかということが1点。

それで、先ほどからネットありますよね。これほんとに皆さん、当然心配事で、私ももしものことがあったらならないと。シャッター降ろしたときに、あんまりと言えぱあんまりだったのも私も感じたのも当然ですし、ネットを張るというアイデア自体はね、いいと思うんですよ。しかしながら、このネット張るために、今、既存の施設の形状なり形で求められる加重、それを満たした設置ができるのかとか、そのうえでさらに子どもがもし落ちたときに、ほんとに落ちないように隙間なくネットを張ることができるのかとか、そういうのを調べていくために、この設計業務があるというふうに思っているんですよ。

そのうえで、先ほど皆さんからも、当然、セキュリティもあると思うんですが、ガートマン配置するというふうにおっしゃっておられるんですが、今、この答弁の中だけで、ちょっとガートマン配置したらどうなるんだというのも、実際、理解しづらいところもあると思うんですよ。それで設計図があがってきたときに、当然入札をかけると値段は下がると思うんですが、それでも、それなりのお金払って設計していただくんですから、パーティションとかそういうものの配置があつて、そのうえでセキュリティの面も当然考慮されると思うんですよ。そこでガートマンをどういうふうに配置するんだとか、その設計業務にはセキュリティ面も含めて設計していただくというか、ガートマンの配置がここにあったら、こういう経路ですねというのは、当然、この設計

業務で考えていただけるのかなというふうに、ちょっと、これもお伺いしておきます。

それと、この設計業務があがってきて、必要である、当然、できる限りのことはやっていただきたいと思うんですけども、その後に改修工事というのが議会に上程されると思います。そこでね、実際に私たちが判断するときが来るのかなというふうに思っているんですよ。そこでセキュリティで、これ、危ないでというようなのがあがってきたら、当然、ちょっと待ちなさいよという話にもなると思いますけども。そこをしっかりと、この改修、お金かけて何をしなければならぬであるとかいうのは、当然、しっかり注文付けて設計業務あたっていただくというのは、一個、お願いしておきます。

それと、ふれあいセンターの他の利用者の人に対するご理解を求めるといえるのか、先ほど、これも他の議員からありましたけども、通知出したりポスター、ビラ貼るんですか。一方的だなというのをおっしゃっておられた。僕も全く同感だと思います。その通知出して、こうなりましたよというような出し方で、保護者の方が考えておられるような不安が払拭できるとは思えないんですね。子ども達が居心地悪いような環境で、ここの保育所を、ふれあいセンターに新しく、仮になりますけども設置した保育所へ通うときに、保護者の方々はそういうことも心配されておられるわけじゃないですか。通知出して、こうですよって。それだけで、その不安が払拭できるとは到底思えない。それをまた問い合わせなりあったときに、どういうふうにご理解を求めていく姿勢なのかなというのが見えてこないと思うんですよ。そこをちょっと、お伺いしたいと思います。

それと、これも他の議員からもありましたけど、町道水無瀬青葉2号幹線歩道整備工事ですね。これ、入札不調になって、今回、全額を減額補正ということになってます。長鳥橋もそうですけども、現場が狭隘であるとか技術者が足りないということやと思うんですけども、問題になってくるのは現場が狭隘なことかなというふうに思うんですよ。それで、実際、設計業務やって、積算、当然しますよね。それで工事出して、時期的な問題であるとか技術者が足りないというのも一つの理由でしょうけど、もしかしたら設計と、現地の施工するにあたって状況がうまく合っていないんじゃないのかなと。その設計の状態を取りかかって、業者が利益上げることができないと判断したから、入札されていないんじゃないのかというふうに思うんですよ。数回にわたって不調になったってお伺いしてますけども、その間にね、この設計内容、細かい部分で工程の見直しとか、使用機械の大きさを変えるとか、その分、回数を増やすとか、そういう内容の精査というのとはされたんですかね。

教育子ども部長 まず、教育委員会所管分から、お答えをさせていただきます。

今回の設計費用につきましては、当然のことながら、今、東田議員からありましたように、足りない機能を、これを警備面、防犯面をどのように維持、そして保育所でない施設で保育をやるにあたって、どのような面を補完していけば少しでもより良い保育ができるのかというところを考えて、今回、設計をあげて考えていただくというところが、

当然、メインで入っております。そしてネットのこと、警備員をどこに配置すれば、より効果的に防犯上の対策となるのかということも含めての検討でございます。

今回は、保育所長含めて、保育士のメンバーからなる方々も一緒に、担当課と一緒に現場を歩き回って、保育所のほうから一定要望書というものがあがってきましたので、そのすべての要望に応えるために設計をして、その工事費にどれぐらいかかるかということ、今回、設計の中でやっていきたいと考えております。その中から取捨選択して、工事費用として計上し、皆さんにお示しさせていただいて、その工事費の中でご判断いただけるようにというふうに考えておるところでございます。

また、ふれあいセンターご利用の皆様に対して、今、各部局から関係団体に打診をしていっておるわけですが、先ほどおっしゃっていただいたように、その対応の仕方ということは、今、各部局からそれぞれ個別に対応しておると聞いておるところでございますが、当然のことながら、子ども達が騒ぐというようなことがあったときには保育所の担当者が対応し、そして、まず何かありましたら本庁から駆けつけて、私ども行政職員が、保育所のものの苦情に対しては真摯に対応していくという姿勢で臨んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 町道水無瀬青葉2号幹線歩道整備工事等にかかります、ご質問でございます。

議員からご指摘といただいたところではございますが、今回、第1回、第2回、入札を業者を入れ替えて実施いたしました。不調に終わりましたことから、大阪府のほうに相談をさせていただき、3回目として見積り合わせを行ったところでございます。これも全社辞退でございます。

それで、第4回目といたしまして、ここの町道水無瀬青葉2号幹線歩道整備工事に、これも長鳥橋も不調になったこともございまして、あわせて第4回目として入札を執行したんですけども、これも全社辞退ということになっておりまして、議員ご指摘いただいたような設計対応の見直し自体は行っておりません。

しかしながら、先ほどご指摘いただきましたとおり、本町で行った設計と現地での作業環境との乖離という分についても、やはり、それが原因かなという部分、今、強く感じているところでございます。この件については、ご指摘いただいた件も含めまして、来年度にはなりますけども、一定考慮したうえで入札の執行を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 まず、ふれあいセンターのほうですけども、子どもが騒いでほかの方に迷惑があったときには、というところで、もうすでにちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですよ。保育所なんですから、子ども騒いで当たり前ですし、そこを謝

りに行かなあかんというのが、一番の不安になるんじゃないのかというふうに思います。

だから、ほかの利用者の方々に、やっぱり最初に、今、こういう状況ですからご協力くださいと。3万人の皆さんの施設ですけど、子どもは島本の宝です、というのを全庁的に各担当の人が共有して願います。この姿勢がないから、みんな不安なんですよ…（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。まず、それを共有していくというのが、やらないかんことやと思うんですけども、これは町長の仕事やと思いますよ。それはちょっと、お伺いしておきます。

それと、水無瀬青葉2号幹線の歩道整備工事、これは精査はされると思うんですけども、確かに発注のタイミングも、人材不足というのも、ここ数年、よく言われてますからわかるんですけども、やっぱりあがって来た設計と、現場で施工する際に、それがほんとに可能なかっていうのをしっかり精査していただいてね、あがって来た資材の搬入の方法であるとか、潰したものの搬出の方法であるとか、実際また新たに橋架けるときにね、設計で見ているクレーンが、ほんまにそこで機能するのかとかね。そういうのをしっかりと精査していただいて発注していただかないと、これまた一緒のことが起こるんじゃないかなというふうに思うんですよ。その辺については、要望というか、指摘ということにさせていただきます。

山田町長 今、東田議員からご指摘をいただきました点についてでございますけれども、確かに、本来であれば、ある程度の時間を取って、先に町全体に関わることでですから、住民の皆さんにお話をさせていただいてお願いをしておく、ということが必要であったとというふうに感じております。もちろん、急がなければいけないという気持ちでやってきておりますので、その部分で、先にいろいろと動きがあったところではございますけれども、今からでも早急に、そういったお願いも含めてさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

河野議員 相当質疑が出ておりますけれども、私としては繰越明許にあげられたふれあいセンターの改修費及び第四保育所の設計の関連予算、第四保育所新築工事設計業務について、特にお訊きしたいと思っております。その後に教育費の中学校費、空調整備事業、これはちょっと確認のための質問をさせていただきたいと思っております。

ふれあいセンターの改修工事設計業務では、昨年、町長の「加速化方針」「緊急事態宣言」の発表によって、一気に第四保育所の耐震化を前倒しすると。当初は第二幼稚園の跡地、2年先に民間認定こども園に移っていただくというような、かなり非現実的な、これはこれで、またそれをそのまま進めていったとしても、その目前になって大騒ぎになっていたと思いますので、これは繰り返しません。今年度の予算のときに相当質疑をしておりますので繰り返しはしませんが、もともとは、この耐震化を急がなければいけないというのは、北部地震を契機にしたということは、皆、同じ認識だと思いますが、

本来、耐震化をしなければいけない、耐震基準を満たしていない施設として、かつて第三小学校のグラウンドに移設するという事で、高額な基本方針を出すための予算も組みました。

当時から求めておりますが、耐震化をするという仕事は当然、当たり前の仕事であって、そのことについて保護者や関係者に説明会をすることなどは全く問題のない、それをすることによって何か問題が後になるということなどなく、より耐震化について保護者の危機感とか理解が深まるものとして、平成の25年あたりですね、説明会をせよということはずっと言ってまいりました。しかし、結局、この方針を変更されるまでずっと、原課にファイルで方針を置いておくだけで、説明会はしなかった。その間に、今の事態に至るまでに、現地改修に方針がいったん変わった。しかし、北部地震を契機に前倒しでやるということになった。

今回、町長が緊急事態だというふうに認識されたことは当然のことだと思っておりますので、それはそれで適切だと思っておりますが、この間に一度も、第四保育所をどこにどう耐震化するのか、どのような施設に新たにしていくのか、安心な施設にしていくのかということについては、一度もまだタウンミーティングはされていません。これは昨日、一般質問でも指摘をさせていただいております。

それが、この第四保育所新築工事設計業務で、昨年、オープンにして、「加速化方針」の中に役場庁舎駐車場に造りますということは公言されてますし、一定、第四保育所の保護者にも説明は済んでいるものというふうに思いますが、それ以降今日までは、ひたすら耐震化をするために、まず、どこに仮に移転していただくかという、ふれあいセンター改修の問題に、皆さん、今、集中されています。当然のことですよ。

しかし、本来、何のためにこれだけの苦勞をしているかということ、それを経た後に、安心した公立第四保育所に生まれ変わるということがあって、苦勞のし甲斐がありますし、職員も頭を下げる、回っていただくふれあいセンターの圧倒的多数の、不特定多数の利用者にも我慢を強いるということについて、我慢をしていただくんですが、その後に出てくる完成品の第四保育所が、保護者の意見を十分に聞く暇もなく、本日のこの設計業務で、この場所ということで、もう確定してしまっているというふうに物事が進むということについて、非常に危惧しております。

その危惧しているということは、住民合意ということについてもありますし、関係者の意見を十分に聴取しないうちに、役場駐車場に決めたということになってしまいますので、その点を、やはり、まずは近隣住民に対して、ここが第四保育所の候補地ですと、建て替え移転の候補地であるということ、一日も早く近隣の住民、法人も含めて、案内なり、そういうことがありますよということを提供する。これがまずは、もう入居されている方においては、広報でしか知り得ることがありません。業者の方が説明するのは、これから販売する方には説明されますが、もう昨年に入居されている方にわ

ざわざ、ここが実は保育所ができますよ、なんてことを通知する義務はありませんので、広報でしか知り得ない。

先日、私、日曜日に回りました。ほとんど留守で、全員留守でした。しかし、たぶん、今、お住まいになっている方は自分の真下に保育所ができるということはご存じないと思いますよと、ちょっと道を通っている方にお訊きしますと、たぶん、ご存じないのではないかと。これから販売される方には説明を業者がするであろうと。これは立ち話ですので、参考までにお伝えします。

そういう中で、設計したわ、いきなり着工だというときにあって、今時、大変残念ではありますが、施設コンフリクトの一環で、保育所整備でも反対の声が起こるという時勢でありますし、R I Cホープ株式会社の保育所でも、民間法人の整備であっても、島本町の職員が同席をし、ずいぶん厳しい意見が近隣住民から寄せられたという経験を持っておられると思います。ですので、ここに建てるということについて、まず近隣住民が先か、ちょっとわかりませんが、保育所保護者、そして保育士さんの意見を十分に聞いて、例えば、昨日、私が申し上げました。毎日、何十回と10tトラックの振動がドンドン、ドンドンというわけですよ。それでほんとに大丈夫なのか。簡易測定もまだしていないという中でね。これからずっと、ここで保育をする場所が決まってしまうわけですから、仮移転先のことをやるのと同程度なぐらいの神経を注がないといけないはずの第四保育所新築工事設計業務の議論が、あまり時間が割けないということになってしまっています。その点では、候補地であるという前提で「加速化方針」ありきで、騒音がしようが振動があろうが、何とか対策を講じればいいんじゃないかということで進めるべきではない。

また、90人の規模に縮小したということについても、たぶん第四保育所の保護者が、今後、戻ろうと思っている方の中では大きな違和感を持っておられる方は少なくありません。今、それを言う場所がないだけ、言う時間がないだけで、なんで90人なの、ということ合理的な説明と、安心感を得るだけの時間が取れてません。

そのうえで、もうここありきということで進めることは、結局、必死で苦勞して、ふれあいセンターで苦勞したとして、仮移転してもらったのに、戻ったときに、先ほど戸田議員もおっしゃったように、障がい児保育の受け皿も一気に減ってしまいます。今、やはり公立保育所が中心になって、特に重度のお子さんの障がい児保育を受け入れてますので、この枠が60人、定員が減ることによって影響を受けるということは十分に考えられます。民間の新しくできる保育園が、すぐに障がい児保育ができるとは到底思えないということでは、定員の問題なども十分に保護者の皆さんとも意見交換をし、最終的に場所を定めていくということが必要ではないかと思いますが、その点の余地は残されているのか。答弁を求めます。

ふれあいセンターの改修について、ご質問させていただきます。

まずは、防犯上の問題も含めて、私も超個人的ではありますが、日頃から保育問題でいろいろとご教示をいただいている有識者とか運動体の方とか、いろいろお聞きをしました。現地を見ていただくこともありました。皆さん、異口同音に、ここはやめたほうがいいとおっしゃいます。仮に公聴会でも開けば、圧倒的多数がやめたほうがいいと言われるのかなというふうに思っておりますが、そこをあえて保護者のご協力や、利用者のご理解と、相当な費用を投じながら、防犯・防災上の対策を講じていくということになる、ということになるというふうに想定しますが、有識者の意見としては、子ども・子育て会議の意見を聞いているということ、いつもおっしゃいますが、では、子ども・子育て会議の皆さんは、ふれあいセンターの今回改修する対象の部屋は下見はされたのか。子ども・子育て会議として、現地チェックはされたのでしょうか。私は、されないまま机上というか、会議上でお決めになったんじゃないかなと。

しかし、全員の方がふれあいセンターの機能をすべて熟知されているのであれば、そのうえで立って議論をされたと思いますが、いかがでしょうか。会長をはじめふれあいセンターの機能、日頃の利用者の状況などを十分に把握されたうえで、そういう説明があって、現地確認をしたうえでの判断であったのかということをお訊きいたします。たぶん年末の防火シャッターの視察のときには来られていなかったと。その対象ではなかったと、子ども・子育て会議の委員さんがね、と思います。

あとは、資料請求について申し上げます。ここはちょっと、ほんとに苦言を申したいんですが、先ほど岡田議員が「加速化方針」と、今回、私、請求させていただきました。プレハブや仮園舎ユニットハウスについて、どこまで検討したのかがわかるものを出してくださいと請求しまして、河3ですね、「移転新築の検討結果（プレハブ・ユニットハウスの仮園舎対応との比較検討経過 相見積もり等を含む）のわかるもの」をしまして、今、議員には配られております。しかし、これは6月以降、いろいろと議論している中で、ずっと行政が、無理、無理、無理、工期もお金も無理ということで、口頭でおっしゃってることの裏打ちになるものだと思いますが、ただ、先ほど岡田議員も独自で調査をされたとお聞きしております。そういったものの検討経過が入っておりません。

仮に、議員が口頭で情報提供した、自らの調査でやったというものであっても、ここに出てくるべきものではなかったのかと思っております。岡田議員の質問を私が理解した範囲では、工期も費用も、これ以下で抑えることができるのではないかという話でしたが、それがやっぱりできないのであれば、岡田議員のおっしゃった情報の範囲で、なぜできないのかということ、ここできっちりと説明していただきたい。本来であれば、ペーパーで出していただきたい。私はそこまでの資料を求めておりました。

それと、私も、大変岡田議員と比べて不十分ではありますが、電話での聞き取りをしております。中核市の保育所担当者、高槻市内の民間社会福祉法人の150人定員の保育園の園長先生、それと同じく高槻市内の学校法人の民間認定こども園の園長先生、ア

ポイントも取らずに、いきなり電話をして、たまたまおられたところを捕まえてのヒアリングですから非常に不十分ですが、これも昨年の12月7日から10日に電話で照会をかけたものを、島本町議会議員河野恵子事務処理メモとして、自分の控えて持つてるものを子育て支援課にはお渡しをしております。

これも含めて、できるかも知れないという情報について、では、どのように検証され、確認をされたのか。そのうえで、できないと断定されたのはいつなのか、ということですね。再度、きっちりとした説明をいただきたい。ここを、もうできないものとして、ふれあいセンターありきで進めてきたということになると、今後、住民の方のご理解を得るときに、一般的には仮設園舎を建てるものだという認識が多い中で、その検討をきっちりやらなかった、議会も求めた、資料も提供したということで、やっていただいたのでしょうか。私は、4カ所のところにすべて、また追って島本町の保育行政担当者から照会や資料提供の依頼が来るかも知れないので、そのおりによろしくお願ひ申すと申し上げまして、先方も了解しましたと、電話口ではおっしゃっていただいております。すべて照会をかけ、可能性は測っていただいたのかということ再度確認をします。できましたら、資料としてペーパーで提供を求めたいと思います。これは議長を通じて、資料不十分ということで、この資料提供の追加を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。これは後の議会運営委員会などで諮っていただいたらと思います。

そういったことをしっかり点検しないと、ふれセンありき、仮に保護者がふれセンでは駄目なのかと言ったとしても、それだからといって、ありきで進めていいのかということが問われます。その辺は、行政としての責任で、どこまでおやりになったのか、誠実にお答えいただきたい。

これは、私は6月18日の北部地震の直後、6月25日に住民の有志から、町長、教育長、議会議長宛てに、「島本町立第四保育所の耐震化に関わる緊急要望書」、ここにはほんとに子育て中の方、OBの方、市民の方が名を連ねておられます。皆さんも北部地震のさなかに、ご自身の暮らしの不安や仕事を抱えながら、こういった要望書を出していただいたということを聞いております。そういうことを真摯に受け止めたとすれば、この6月25日以降に、真剣にプレハブは建てられないのかという議論をすべきであったと思いますし、私もその直後の25日の本会議ではいろいろと申し上げておりますが、非常に自分の後悔、反省としては、はっきりと町に、プレハブや仮園舎の仮設計の予算を計上せよ、と言っておくべきであったなと思っております。

それから、半年以上経っております。はたして、島本町できっちりとした検証はされたのか。あるいはプレハブ仮園舎は高額であるからやめたほうがいいという意見があったのであれば、どの部署での判断であったのか。教育子ども部だけの判断ではなかったと思います。財政担当部局、総合政策部局も含めて、仮園舎は本格的に仮設計もしない、本当の意味での見積もりを取らない、有料での見積もりを取らないと判断したのはどこ

なのかということをお答えいただきたい。答弁を求めます。

それから、ふれあいセンターの改修のところで、ほんとに一部の要望を端折って言うのは心苦しいんですが、時間の問題です。ふれあいセンターに、今の第四保育所から移ることによって、多少、距離が駅から遠のくということで、保育所の保護者にとってはね、公共交通機関を使って通勤される方は、1分でも門が開くのが遅れると電車1台遅れる、という世界なんです。まして、勾配のある坂道を上がって、ふれセンに送り迎えをして、電車に乗り降りをして通勤される方にとっては、5分以上、その時間を要する場合は、朝晩について、その必要な時間の開園の延長が必要になってくるのではないかと。これは実際に意見があったと聞いております。これについて、町としては対応するというふうになっていないのではないかと思います。

しかし、そのことによって仕事が続けられない、あるいは今でも朝の7時30分から夜の7時の保育であっても、残業のために保育サポーターを使って二重保育をされている保護者は多いと思いますので、ここに園の開園時間が5分、10分、送迎時間が増えることによって仕事が困難になるということにおいては、やはり現状を悪化させないという対応は、これはそれほど苦勞しないのではないかと思います。もしかしたら延長保育をされている保育士さんにとっては労働時間を延長することになりますので、労働強化にもなりますし、労働条件が変わるということですから、職員との協議も必要かとは思いますが、そのところは、今、真摯に協議を進めていただいているのかどうか、答弁を求めます。

あと、中学校のエアコン設置です。これはほんとに必要な予算であるというふうに認識しております。昨年の北部地震の前後において、宮原たけし府会議員も含めて、日本共産党も様々な要望をさせていただきました。もちろん他の会派も同様だと思いますが、あの猛暑において、公立中学校、小学校の普通教室にエアコンがないと、全国での大きな問題になりました。島本町は、すでに普通教室は完備されています。町立中学校で、はたして、この空調整備事業で、すべての中学校の特別教室はエアコン完備が果たせるのかどうか。第一小学校の図書室が残るのではないかとというような話もお聞きしておりますが、それも含めて、特別教室完備するということの見通しはどのようになるのか、答弁を求めます。

教育こども部長 複数にわたっておりますので、すべてお答えさせていただきますが、まず耐震化、第四保育所、新たな保育所を前に建てることについて周辺への説明ということでございますが、こちらのほうは、「加速化方針」が出て、直ちにマンションのディベロッパーさん、そして戸建ての事業者様には情報提供させていただいております。マンション事業者のほうにつきましては、まだ入居が始まっておられないということで、大事な内容の変更にもあたってくるということで、用途地域の変更が、今回、都市計画のほうから検討されておる内容、そして、この前に保育所が建つ予定であるというような

内容は、順次、入居前にお伝えしておるといふふうに聞いております。ただ、戸建てのほうについては、事業者にお伝えをさせていただいたんですが、正式な決定の予算が通った暁に、改めて、未確定の情報なので、決定の後にまたお伝えしていくといふふうには聞いております。

ただ、先ほど来出ておりますように、周囲の住民説明会もしないのか、ということですが、水無瀬神宮の敷地内に今回、保育所ができます。その事業者の方々は、一定の設計ができあがったときに設計図面を示してご説明されておられますので、私もといたしましても、一定の設計図面があがってきた段階で、周囲の方々にはご説明が要るかなと。ただ、この敷地が保育所の移転新築先ということが、今、周囲にわからない状況ではないかということですので、この点については、どういう形になるかわかりませんが、予定地であるということの前に掲げるようなものを、今現在、所属の中で検討して、作成をする予定といたしておるところでございます。

また、事前にふれあいセンターを子ども・子育て会議のメンバーは見ておられるのか、ということにつきましては、町内の保育施設等の委員さんもおられますので、そういう方々であれば見ていただいておりますが、すべての子ども・子育て会議のメンバーの皆さんに、ふれあいセンターを移転先であるという案内のもと、見ていただいたということはありません。

また、プレハブの件でございますが、先ほど河野議員からご紹介ありました中核市の状況ということで、事前に事業者を担当のほうにお知らせをいただいたというのは認識をいたしております。その事業者に対しては担当課のほうからご連絡させていただいて、こちら、島本町の役場のほうに足を運んでいただいて話をした、先ほど申しました3社のうちの1社が、その事業者でありまして、その事業者については、やはり1年以上かかるというような期間を示されておられます。

エアコンでございますが、今回は第一中学校2室、第二中学校4室の特別教室に空調設備を設置するということですが、これで両中学については特別教室の空調設備はすべて整います。そのほか、第三小学校のほうにもまだ2室、特別教室で空調が設置されていないところがございます。また、一小的の図工室もでございますが、三小については、今現在、A棟建て替えを考えておりますので、その中で対応していきたい。一小については適宜対応していきたいということで、できるだけ早い段階で、すべての特別教室の空調が設置できるというふうに事務を進めてまいりたいと考えております。

今回、ふれあいセンターで第四保育所の転園先として保育を行っていくわけですが、その保育時間については、現在の第四保育所と同じ7時半から7時の間での保育ということで考えております。

以上でございます……（河野議員・自席から「保護者、関係者への説明会」と発言）……。保育士の皆さんの意見を聞きながらということですが、当然、前に設計

をしていく段においては、私ら行政職だけではなくて、保育士の視点というものが大切でございますので、意見を聴取しながら設計業務にあたっていきたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 たくさん質問しておりますけれども、申し上げてる第四保育所の設計業務が、予定地という表現は、まだ受け入れられる表現であると思いますが、第四保育所を役場駐車場のところに建築ありき、どこかに定めないと設計はできませんけれども、その設計に本格的にかかる前に、1回ぐらい、耐震化をどうするか、どんなところに耐震化して、どんな施設にするかということについては、1回も今まで、この過去6年間、やってないんですよ、島本町は。

今は、言ったら対症療法のところ、それもすごく大事ですけども、対症療法のところ、ものすごい時間をかけなければいけない事態に陥っているんですけども、それはそれで大事ですが、ここに90人建てますよ、これが最終目標の第四保育所のありようですよ、ということについて、「加速化方針」で発表しただけで、意見交換をしていないと思います。それは、結局、ふれあいセンターの改修でいかに思いを割いてやったとしても、それは我慢している期間、一時的な期間でありますので、最終的な成果品というか完成体がどうなるのかということが、もうおまかせになってしまっているのか、ということですね。今までも一度も、耐震化するときはどうしたいのかとか、どのぐらいの規模を求めているのかとかいうことは、保護者から意見を聞く気はなかったんです。第三小学校のグラウンドのときから説明会してこなかったんです、一度も。

ここまで来るとね、何か悪意を感じてしまうように、これは言い方が悪いですよ。でも、今までの町長のタウンミーティングの姿勢と、去年の夏の第二幼稚園の民間認定こども園どうするかという、そんなことではタウンミーティングしているのに、90人の第四保育所については、あえてそれを特化して説明会や意見聴取はしない。

今、それどころじゃないですよ、何か一つ、入所決定通知を出していただいたり、仮移転先が決まらないと、そのような意見を出せる余裕がないという状況だと思いますので、その点を時宜を得てやるべきだと思いますし、必須条件だと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど、プレハブについてはお金の問題。では、岡田議員の示された内容についても、工期や値段も、それよりも軽易にできる、工期も短くてできるという、その辺の調査内容も、再調査した結果、できないという確信を得たということによろしいのでしょうか。そこを、私はペーパーで出して欲しいと申し上げたんです。口頭での答弁では、人に説明ができないからです。これをこれから議員も、一つの方向が決まったときに、議員としても、あらゆる方向で説明を求められるときに、なんでプレハブ造らへんかったんやって、必ず訊かれますよ。そのときに、なんかお金かかるらしいみたいなどころでは、それではやっぱり説明責任を果たしたと議員も言えない。これはもう6月以降、ずっと

申し上げてますので、未だにペーパーが出てこないというのは、ちょっと不備があるのではないかと。できないという判断は、財政部局、町長、教育長の段階で、どこで最終的にはプレハブは無理と判断されたのかということも訊いておりますが、答弁漏れです。よろしくお願いたします。

それから、第四保育所の保護者の説明会を、どこかの段階で、90人という規模で障がい児保育ができるのかということも含めて、ただでさえ障がい児保育枠はまだ狭く、子どもさんは増えているのに、20人のままで止めてしまっているという状況でやっているのに、ますます定員を少なくするということは、その辺の保障にはなっておりません。その点についてどうするのかということ、ここそ意見を聞くべきだと思いますし、するという約束はやっぱりしていただきたい。これ、第三小学校のグラウンドのときみたいにね、説明会を避けて避けて通っていくと、次、何かあったときには、もう合意は得られないと思います。その点は誠実にやっていただきたいですし、今までの町政、この1年、2年の町政を踏まえたら、ここだけはタウンミーティングをしませんというのなり、保護者との意見交換会しませんというのは、非常に不自然です。そこは指摘しておきますが、はっきりとした、明確な答弁を求めます。

7時半から7時の保育でやってまいりますと、あっさりと返事いただきましたけど、そこところがね、これは絶対条件かと言われたらどうかわかりませんが、車とかで通勤される方は、1分早まる時には1分早く出ればいいという世界ですが、電車とか公共交通機関の場合は、1分ずれることで15分、30分と、早い電車に乗らないといけません。これは、今の非常に厳しい労働条件、正規労働が厳しいと言われている中で、そういう働く若い世代にとっては非常なストレスになり、もしかすれば二重保育の必要性が発生する。そうなる前に仕事を辞めてしまう、というような会話も交わされたことを聞いております。もう続けていけないね、という声も、言われていたということも、人伝で聞いております。それでは、仮移転して安全を守ります、ということにはならないと。働く若い世代の実態がわかっていないと。その辺はたぶん、今、島本町役場で保育所を利用して働いている職員に訊いてみてください。みんな言いますよ、それは10分遅くなったら間に合いません、9時にはって。そのぐらいのことはね、今の若い世代がたくさんいる行政の中でも、保育所のことを知らなくても、訊けばわかることです。それは未だに検討しないということは、ちょっと危険やなと思っております。

ハード面でも様々不備が指摘されておりますけれども、そういうソフトの面というのですか、そこは保護者のほうで努力してと、近くに住んでる人に送迎を頼むとかいうことなんでしょうか。私自身もかつて第二保育所と第四保育所、どちらかと言われたときに、電車通勤では到底間に合わない、第二保育所しかできませんと、待たなければいけないという状況もありました。そのぐらい、どこの保育所に預けるかということとは通勤に大いに支障になりますので、まして、それを町の事情によって前倒しにする

ということですから、十分にそこは自己責任ではなく、検討すべきではないでしょうか。町として解決することによって、個人個人の責任で努力しなくても済む問題が、ここには十分含まれていると思っておりますので、答弁を求めます。

教育こども部次長 これまでの第四保育所の耐震化の経過についてでございますけれども、一番初め、24年度に耐震診断を行いまして、25年になり、その結果が判明し、耐震性能を満たしていないということから、庁内でもいろいろ協議いたして、まず第1段といたしましては、三小の耐震補強と同時に第四保育所を移転新築するということにつきまして、これについては保護者の皆様との説明会という形ではございませんでしたけれども、その整備にあたりまして全体像をお示しした中で、パブリックコメントというようなことで、種々、様々なご意見をいただいて、以降の事業計画に反映させていただいたということでございます。

それから、一度も、今回のこの四保の耐震のあり方について保護者の方と話し合いの場を設けていないということで、ご指摘いただいたところではあるんですが、一昨年、平成29年の秋におきまして、第二幼稚園をいったん年度末で閉園し、その後に民間によってなのか、また、それから認定こども園を整備するのかということで、広く、二幼の保護者の方だけではなくて全町的な課題ということで、町内の町立保育所、幼稚園を会場といたしまして、今、子育てに取り組んでおられる方を対象としましてタウンミーティングをしたところでございます。その中で特に第四保育所を会場としたときについては、二幼の跡地の問題についてはそうではございますけれども、その次の段階として第四保育所を耐震化するにあたっては、やはり子どもさんすべてが、一度は退室いただいて、いずれかの施設に動いていただかなければならない。その候補の一つとして、第二幼稚園跡地の民間認定こども園といいますか、そのハードがあるということで、種々、四保の保護者の皆様からご意見をいただいたところでございます。

その中では、例えば、今の四保よりも少し場所が遠くなるのでバスを巡回させるとか、または延長保育料がかかってしまうかもわからないので、補助金が必要であるとかいうことについては、一定、意見交換させていただいた経過があるということで、ご報告はさせていただきます。

それから、プレハブの整備にあたりまして、その工期について、町としては1年から1年半程度ということで資料をお示ししたとおりはあるんですけれども、その中で、いずれにしてもいろいろな情報で、例えばユニットハウスであれば非常に工期は短くて、着手してから竣工までが短いんだと、いろんな意見、情報についてはいただいたところではあります。それから、ホームページ上でそういったユニットハウスを取り扱っておられる業者さんについて、3社程度、町に来ていただいて、実際にセールスの方とお話しさせていただいて、いずれの方も申しておられたのが、確かに建てることについて、見た目については、みるみる建っていくかもわからないけれども、その前さばきとして実

際には基本設計も実施設計もあるし、建築確認や、また開発に関われば、様々な諸手続きがあつて時間がかかると。その前さばきで少なくとも1年程度はかかり、そこから、見た目には早いかわからないけれども、数ヶ月で建つか建たないかというようなところで、結果的には1年から1年半程度、いずれも時間はかかってしまうんだということで、いずれの、早く建つという情報をもとにして、その業者に確認したところであつても、そのような回答をいただいたということでございます。

今でも、工期は短くできるということで業者さんの情報はいただいているんですが、実際のところ、建築確認でやはり数ヶ月かかるところが同じような期間で建つということが、はたしてできるものなのかどうなのか。実際にそのスケジュール感、工期について図示したものを提案いただきたいということで業者にはお願いしているんですけれども、そういったものは、今、いただいております。

それから、第四保育所の90人規模の設定についてなんですけれども、これについては確かに90人ということで縮小はいたしておりますけれども、保護者説明会の中で、「加速化方針」については冒頭で詳しく、90人の定員ということで設定することについてはご説明申し上げてもおりますし、今後、障害児保育にあたりまして、やはり町立保育所として長く障害児保育を導入してきた、推進してきたという経過がございますので、90人とは言えども、引き続き民間の保育所も含めてリーダーシップを発揮して、障害児保育については推進していくということと、重度の障害の方については、いきおい公立の保育所で受け入れるということになってしまうというご指摘があつたんですけれども、今、そういうことではなくて、今は二保と四保と山崎保育園、3園で、このふれあいセンター開設前については20人の定員枠で見てもおるんですが、山崎保育園さんで軽微な程度の子どもさんをお預かりいただいているということは決してなくて、子どもさんの希望に応じて軽重にかかわらず受け入れはさせていただいているということと、今後の第二幼稚園の跡地についての事業者の公募にあたりましては、障害児保育の導入について明記をいたしておりますので、町立のみならず民間園についても、今後、整備していく中で、障害児保育の枠については広がっていくものだというふうに認識いたしております。

以上でございます……（河野議員・自席から「開園時間は」と発言）……、開園時間につきましてですが、公立ということで、今回、ふれあいセンターでも7時半から7時の開設では予定はいたしておるんですけれども、それ以外の様々な諸事情によりまして、保護者の皆様には選択肢をお示しいたしております。例えば、高浜学園などにつきましても一定枠については事前にご用意いたしておりますので、民間園について、今、7時半ではなくて、朝の7時から開設いたしておりますので、様々なご家庭の事情に応じて選択いただけたのではないかなというふうに認識しております。

以上でございます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 28 分～午後 4 時 05 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

戸田議員 3 回目の質問になります。

ご答弁を聞いていたら、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた保育ができるのか、そういう改修になるのかということが、未だ不透明と言わざるを得ないという印象です。幾つか、再確認したいことがあります。

今、私が一番気になっているのは、保育の時間、朝 7 時半から 9 時までの間、この間に警備員を置くとおっしゃいましたけど、今、私はセキュリティの問題を言っているではありません。ガバナンスの問題、施設の管理責任者は総務です、ふれあいセンターの。この間、指定管理者の方が受付に責任者として勤務されているのがベスト。そうでもない状態で、保育施設を中に入れるということが考えられない。エレベーターは動かすのですか、と先ほどお尋ねしました。つまり、誰がエレベーターを動かすのと。機械整備の方は 24 時間いらっしゃるんです。でも、その方の職務は、あくまでも機械と向き合う仕事。人と向き合う仕事を受付で、総務がしっかり担当していただかなくちゃいけない、施設をオープンするわけですから。保育関係者以外の人は入れないとおっしゃるけれども、ふれあいセンターを保育所にして、そこを使うと、全庁あげてやるとおっしゃっているんですから、この 7 時半から 9 時の空白、ものすごく気になります。ガバナンスの問題として、どうお考えなのか。これはもう教育委員会の問題ですとは言えないと、私は思います。

あと、総務部長に続けてお尋ねしたいのですが、池のエリア、あそこは葉っぱが池の水に入って浮かんで、あまり美しくなく、ときに匂いもしたり詰まったりというのを繰り返していると思います。この際、園庭として、子どもの遊び場にする。ぜひとも、こうおっしゃっていただきたい。今、この議場で私が申し上げて、はい、そうですねとは当然おっしゃっていただけないと思っています。少なくとも、検討します、というご答弁はいただきたい。

同じく 3 階の OA 教室です。確かに使っていらっしゃる方が年間千名ですか、いらっしゃると思う。でも、それはすべての学習室、会議室においても同じです。調理室なんかは、もっと使われているかも知れない。従って、OA 教室は教育委員会からはあがってきてはいません。けれども、現場のことを考えたら、職員さん、保育士のジャケットとか冬場の服とかどこに置くんやろとか、防災に関する子どものものをどこに置くんやろと思ったとき、図面とにらめっこしたら、ここを何とか開放していただきたいと思ったわけです。これは私の思い込み、あるいは事実誤認とかがあるかも知れない。ですから、はい、やりますというご答弁は必要ありません。皆さんで検討していただいて、仮

にふれあいセンターで保育をなさるといっているのであれば、ここは、ぜひ検討していただきたい。

もう一度、教育委員会にお尋ねします。できれば教育長のお答えもいただきたい。保護者からいただいたお声、これがもし学校の生徒、それから児童の保護者からの声だったら、どのように思われますか、ということです。ふれあいセンター、こういった環境で学校教育ができるのか。そして、保育はもっと生活の場です。教育長はどのように思っているのか。この点について、ご答弁というか、ご説明をお願いしたいと思っております。

さらに、部長、そして教育長にお答えいただきたいのはCAPプログラムの導入です。保護者の皆さんの不安、わかります。私の息子の小さい頃を思い出しても、いろいろと心配なことがある。自ら自分で身を守る、事故や事件、そしてトイレも一般の人と共有するかも知れないんですから、4歳、5歳になると、言うのもつらいような事件が起こるかも知れない。でも、子どもは自分で、これがおかしいことだと言えないんです。ですから、CAPプログラムの導入をお願いしたいと申し上げた。しかし、考えていませんと、はっきりとおっしゃった。私は、そのご答弁は納得できない。せめて検討しますとか、保護者の皆さんと相談しますとか、財政的な措置を考えますとか、そういうお答え、いただけないでしょうか。CAPプログラムの導入にあたり、教育長、部長のご答弁をお願いいたします。

以上にしておきます。答弁漏れがないよう、よろしく願いいたします。

総務部長 それでは総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、ガバナンスの問題ということでございますけれども、先ほど来、ご答弁をさせていただいているとおり、ふれあいセンターにつきましてもは不特定多数の利用者がある施設であって、施設設備についても保育を想定したものではありません。ですから、今回は緊急事態ということで、第四保育所を転園させるということになっています。

セキュリティの問題以外ということで、ガバナンスということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、ふれあいセンターには24時間の常駐の警備員がおりますし、今回、この補正が可決をいただいて、この事務が進められるようになりましたら、新たな警備員、教育委員会のほうで委託する新たな警備員、それから7時半の保護者の入館に伴う保育士の配置、そういったことも、これは実施していく必要があると思っておりますので、そういう対応で対応していく必要があるのではないかというふうに考えております。

それから、ふれあいセンターのプレイルームの横の池ということでございますが、現在のところ、具体的な改修の予定はございません。しかしながら、議員もご指摘いただきましたように、排水管が詰まっていたり、落ち葉が溜まっていたりと、あまり衛生上良くないような状況にあるのは十分認識をいたしておりますので、あそこをどうにかし

たいという気持ちは私も持っています。ただ、補修につきましては財政状況等も勘案する必要がございますので、今後、検討していきたいというふうに考えております。

それから、OA教室を保育室、あるいは倉庫的な利用にできないのかということでございますけれども、今回、ご提案させていただいておりますふれあいセンターへの移転につきましては、町としてご提案させていただいている内容でございます。現在の状況から勘案して、お示しさせていただいている貸し館施設を保育室に整備することで、何とか万全とは言えないながらも保育を実施していけるという見込みのもとにご提案させていただいているものでございます。そこには、やっぱりふれあいセンターの一般の利用者の方への影響を必要最少減にする必要があるという考え方から来ているものでございますので、現時点で、OA教室を第四保育所の分室にという考えはないということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

持田教育長 教育と保育のことについて、お尋ねでございます。

私ども教育委員会として、教育・保育につきまして、保護者の皆さんからお子様をお預かりをして、教育・保育をさせていただいているところでございます。どちらも重い仕事やというふうに思っていますし、保護者の皆さん、それから地域の皆様方から、この子ども達にとってふさわしい教育・保育を進めていただく期待を背負って、その責務で仕事をしているところでございます。

今回、本当に6月の地震がありまして、そのとき、どこに避難するか、即座に対応したんですけど、なかなか動けないということがございます。それと、検査をさせていただきましたけれども、休めないのか、保育所としては就労されている皆さん方の生活もありますし、そういったところで対応しなければいけない機関と、ほんとに肝に銘じさせていただいたところでございます。

それから何ヵ月間、いろんなところを考えさせていただいて、最終的に11月の計画を示させていただいて、12月の議会にお示ししたところでございます。その後については、保護者の皆さんの、ほんとに意見を聞きながら進めさせていただいて、ふれあいセンターという形に、今、ご提案をさせていただいております。これについても、ふれあいが3万人の町の皆さんにご利用いただいていることは、もう十二分に理解しているところでございますが、そこを曲げてお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、もう一つは、いち早く、仮称ではございますけれども、新しい四保を建設させていただいて、そのところで、ふれあいからそちらのほうに移っていただくような、そういった計画を進めさせていただきたいということを願って、今回、補正をあげさせていただいているところでございます。

また、もう一つのCAPの研修につきましては、研修の一環として、私どものほうの

保育士でありますとか、他の先生方の研修の一環については考えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 だいぶと時間が経ってしまいましたが、2回、質問をさせていただいて、3回目になります。

先ほど答弁いただきました戦没者追悼関係ですね。不調になった理由がわかりましたので、それで随契になったということで一定理解しました。ちょっと変わった理由ではあったんですが、今後、こういうことがないようにご努力をお願いいたします。

あと、町長に2回目のときに私、答弁を求めた内容が、要は「緊急事態宣言」と「方針」とはセットであるというのを、全協でも回答いただいているんですが、ここがセットなのかセットじゃないのか、はっきりしてください、ということをお求めました。いただいた答弁が、ちょっと、よくわからなかったもので、再度、お伺いします。その内容において、3回目を質問させてもらうつもりだったんですが、ちょっと要らんことまで言うかも知れませんが、回答がない時点ですので、一定、お話をさせていただく。

その当時、大体、ご答弁でいただいている内容においては、やはり加速して取り組まなければならないという決意を示していただいたということで、おっしゃっておいりました。大体、この「方針」が出されているので、約2年半後には達成できるというような、再度、2年半後ぐらいに、この「宣言」の解除を考えたいというお話がありました。ということは2年半を目標にされているということが、一定、12月の時点で理解をしているところであります。

となると、やはり、これだけ急ぐ形になるので、急がないで欲しいという要望はさせていただいたんですが、残念ながら進み出しているという状況でありました。一定、その中で行政、教育委員会とも話して、すごい、お一人お一人の対応などをしていただいて、ご努力もいただいたと思っております。

先ほど、塚田議員の質問のご答弁で、ふれあいセンターを要望されたり第一幼稚園、高浜、内訳をお聞きしました。その内訳の中で、要は私立とか行くと制服とかの準備も要るでしょうし、その点というのは、もう親御さんで一定され始めていると聞き及びますけど、そういった状況なのか、把握されているかどうか、その確認をさせていただきます。

それともう1点は、第2次補正が国のほうでも可決されまして、平成30年度の文部科学省の第2次補正の中、今回、空調機能とか入っている部分がありますが、待機児童対策としての認定こども園の施設整備。国全体では84億入っております。ここに挙手をされてると思いますけど、募集をされて、結局募集の途中、期間中に「宣言」が出されまして、その後、手をあげるところがなかったと聞き及んで、再度今、2回目の募集をされているという状況ですが、この補助金というのは一応確保できているのか。繰越明許も

見ますけれども、これはあくまでも選定事業内容の内容になっているので、この補正予算の中にはちょっとあがってないかなと思うんですが、その点を確認させていただきます。

最後ですので、漏れてる部分のご答弁をよろしく願いいたします。

山田町長 「緊急事態宣言」と「加速化方針」がセットであるか、というお話の部分でございますけれども、当時、本来であれば「緊急事態宣言」を出して、その後に「加速化方針」を出すべきだったというのは、お答えさせていただいたと思うんですけれども、やはり現状を鑑みて、今が緊急事態であるということを私は先に出したかった。そのプロセスの関係で少し時間がかかったというのもありましたので、それが前後したというところではあるんですけれども、セットである、セットでない、というところでは言いますと、緊急事態であるという宣言を出して、「加速化方針」を出すという流れで、本来はそれでやりたかった。ただ、今回、逆になってしまっている部分はあるんですけれども、一定、それは、そういう緊急事態だからこそ「加速化方針」を進めていきたいという思いがありますので、そこは、ある意味ではセットで考えていただいても結構かとは思いますが。

以上でございます。

教育こども部長 2点でございますが、まず、今回、他園に転園される方々が用品用意されているかということにつきましては、こちらのほうでは把握はいたしておりません。ただ、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、転園希望の170人のうち166人の方が希望いただいた。また、そのほか新規での受付もやって、今現在、利用調整を行っているところでございまして、最終的に決定通知というのは、まだ発出しておりませんので、今後、発出したうえで決まった暁に対応されていくんじゃないかなというふうに考えております。

もう1点、認定こども園施設整備費の補助金でございますが、こちらのほう、第二幼稚園の跡地に民間認定こども園につきましては、ご説明させていただきましたように4月に社会福祉施設整備審査委員会をやりまして、5月に事業者決定という形になってまいりますので、この獲得については31年度予算というふうに考えておりますので、当初予算のほうに、保育機能の分については保育所等整備交付金、幼稚園機能のほうについては認定こども園施設整備費補助金ということで計上しておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 先ほど質問、2問目までさせていただいて、しつこいかも知れませんが、このふれあいセンター改修業務、まさに第四保育所耐震化の仮移転に対する対処の予算であります。こうせざるを得なかったというところの入り口が、先ほどから何度も質問しております仮設プレハブ園舎、ユニットハウスについて、どうだったのかということがきっちりとした形で、例えば「加速化方針」のような、こういった様式で、そうした場合は、どうなっていたのか、予算も含めてということで比較検討して出されていくとい

うことが私は望ましかつたと思っておりますし、今からでも遅くはないと。そのことについて、質疑をしております。

これを出さないまま、1年ぐらいかかりますとか、そういう感じで答弁と、議会の答弁も正式なものですけれども、これがコンパクトに住民や関係者や、これからいろいろと影響のある住民の方に説明するときに、なぜ、そうせざるを得なかったのかという入り口のところを、もうちょっとしっかり押さえておく必要があると思いますので、先ほどの答弁では、岡田議員が調査なさった、一定担当課にも情報提供なさったことがA案ということであれば、私はB、C、D案というか、B案ですね、4社の電話でのヒアリングをお渡ししたということについて、丸めて1年以上かかるという答弁だったと思いますね。その点について間違いはないのですか、ということです。議員の調べたものすべてが無理だったということであるのかということで、それがきっちりにご答弁をいただきたい。区別して、ちゃんと答弁をいただきましたかと思っております。

ただ、そうあったときに、本来、工期的には可能性があるというふうな、もし答弁があるのであれば、じゃ、それはなぜ採用しなかったのですかということもあわせて、お答えください。それも含めて、なぜしなかったのかということですね、工期のうえでは可能であったのではないかと一つ案が浮上していたわけですから、その点について、きっちり、誰が聞いてもわかるようにお答えいただきたいと思っておりますし、後日、そういったことをちゃんとプリントにして、まずは保育所保護者、そして、これからふれあいセンターの改修にあたる関係団体の皆さんに、なんでここでやらないあかんのやと、プレハブ造ったらええやんか、というのは、必ずおっしゃいますから、そのときに口頭ではなく、ちゃんとプリントでスケジュールも含めて説明できるということをするべきであると思っております。その点はいかがですか、ということで、漏れのないようお願いいたします。二つ、訊いております。

それから、「加速化方針」に基づいてということですが、すでに「加速化方針」は11月下旬に発表されて以降、第四保育所の保護者の切実な願い、なぜ1歳～3歳、2歳は民間園にばらまかれることになるのかということで、ここはすでに修正をされた結果、今回、提案をされています。私ももちろん、なぜすべて未満児さんが民間園なのかということは言わせていただいたと思っております。その点は修正をかけておられます。そういう修正がもうあるということが前提ですので、この方針どおりということにはなっていないという認識を持たなければいけません。

そのうえで、この10ページに掲載された「今後のスケジュールについて」というところでは、役場前の駐車場に設置しなければいけないという理由の一つは、少しでも早くということをおっしゃっていましたが、この「加速化方針」で示されたスケジュールで言えば、四保移転新築・役場前客用駐車場90人と、認定こども園整備・四保跡地150人の開設という時期は、ほぼ同時期になっていると。少しでも早くという部長の答弁と、

この「加速化方針」とは整合していませんので、いつ、これがどう変更されたのか。そうであれば、四保移転新築・役場前客用駐車場が工期が早まる、あるいは認定こども園整備・四保跡地の事業者選定、設計・建設工事が後に遅れるという。そういうものが出てこない、と、答弁が、この「方針」とは全く違うということになります。

ただ、私はこの「方針」に沿って、若干修正も入ってますけども、四保の移転新築という点については特に修正はされておられませんので、この間。そうなれば、四保の跡地でも整備が可能ではないのかというふうに、この表を見る限りは言わざるを得ません。まして、もう保育所用地として目的のためにある用地でもありますので、もっと早く前倒しでできるのではないかと、開設できるのではないかと。より、跡地にやるほうが早くできるのではないかとというふうに、この表からはそうなりますので、これがもうすでに変更を生じていて、役場前駐車場のほうが早いというふうに、はっきりおっしゃっているんですけどね。「できるだけ早く」という根拠をお示しいただきたいし、そうであれば、これをもう即座に差し替えていただきたい。でないと、議員はこれを見て訊いているわけですよ。そこは、何かいつの間に、何が変わったんですかということ、それが前提で答弁されているのはちょっと困る、ということなんです。

わかっただけだと思うんですけどね、それで私たちも納得したら駄目なんですよ。「方針」から話が変わっているやないか、解釈が違うのか、すり替えているというふうに言われても仕方がないので、そこはちょっと言い方が悪かったですけれども、なぜ、この開設時期が役場駐車場のほうが早いということになるのかということ、わかりやすく……（「そんな話は」と呼ぶ者あり）……、でも、「方針」にはそう書いてるんですよ。初め説明されたときに、本来、四保跡地のほうよりも役場のほうが早くなるんだと、ここにそう書かれてるはずなんですよ、書かれてないんですよ、当然ということ。あえて、そうされた理由ですね、当時。それと今は何が違うのかということについて、きっちり答弁をいただきたい。でなければ、「方針」と答弁が合っていない、不一致があるということでは、あっさり、それを判断の基準にはできないということなんです。議会答弁というのはそういうものですし、ペーパーで出された「方針」を変更するなら、差し替えを出してください、今すぐ。か、わかりやすく何かで表示してください。ぜひ、よろしく願いいたします……（「案だ」と呼ぶ者あり）……。案は案だとか言ってます、そんな勝手な解釈したら駄目なんですよ。

正式に出されたペーパーで言えば、小規模、第四保育所の仮移転先は確かに今、小規模保育、高浜学園と違って、ふれあいセンターを中心ということに変えられたということは再三説明を受けておりますし、広報の記事などでも説明を受けております。しかし、この開設時期が、いつの間に、時期の前後が変わったのかということは、1回も説明を受けておられませんので、そういったことは厳密にやっていただきたい。それを見て、私は役場駐車場ありきではなく、ここに説明会を保護者、保育者に対応して、そのうえ

で予定地ということについては最終決定をしていただきたいというふうに思っております。この点については、この最終決定に至るプロセスについて、保護者会の説明会の必要性については、教育長及び町長の答弁を求めたいと思います。それがもう全くする気がないということであれば、考えざるを得ない。

出口のところで失敗するのではないか、近隣の住民の理解が得られないのではないかな。最終的には最悪の事態、このような産業用道路のような、10tトラックが毎日通るような道にこれ以上の通行制限はかけられませんので、ここで日々、90人のお子さんを迎えるに保護者が行かれて、お迎えに行かれて門前なんかで話をされたり、ホッとした時間を過ごされるけれども、10tトラックが通りますので、手握って離したらあかんとか、そういう規制は相当生じるものと思いますので、そういった保育所が誕生するということについて、再度、利用者の意見を聞く必要がある。それは、この「加速化方針」上、その暇は十分にあるとは思っておりますので、その点について、再度検証する必要がある。予定地であるという前提を抜本的に全部撤回せえ、とまでは私は言うておりません。その点は、説明会、利用者の声を聞いて最終判断をするということを含めて言うておりますので、相当譲歩しているつもりです。教育長、町長、お答えください。

以上です。

教育こども部次長 プレハブ・ユニットハウスの整備についてということでございます。

この事業者につきまして、最終的には5社、一番初めに訊いたところ以降に5社の方、事業者から、その内容については聴取いたしております。その5社につきましては、議員の方から紹介いただいたところ、それから要望等いただいた議員でない方からのご紹介のところで聞き取りをした設計業者もいらっしゃいます。その5社の業者の中には、中核市におきます実績について実際把握しているといえますか、現場を管理している者から話を伺ったところでございますけれども、いずれにわたりましても、すべて前さばきも含め1年から1年半程度かかるということと、うち1社につきましては、かいつまんだ作業工程の中で、ここは数ヵ月、ここは数ヵ月というようなことで、実際にそれを計算しますと数ヵ月にはなるんですけども、実際に着手してから竣工するまでのスケジュール感というのを月数で落としたような内容で、一体、ほんとに始め、その期間についてはすべてで幾らになるのかということについては、未だいただけてはいないような状況でございます。

それから、こういった整備、対策につきまして、プレハブ・ユニットハウスでこれに盛り込んだ場合のスケジュール感についてでございますけれども、今、申し上げましたとおり、聞き取りの中で、すでに1年から1年半というような時期がかかるということ聞いておりますので、その以前の話として、ここの中に盛り込むようなことはできないのではないかな。そういった見込みのもと、今回、「加速化方針」の中で、ふれあいセンターほか転園に基づいての策ということを、このスケジュール感で落としたものでござ

ざいます。

以上でございます。

教育こども部長 「加速化方針」に基づく役場前客用駐車場にお示ししております（仮称）第四保育所の新設の部分でございますが、「加速化方針」10ページの中では、あくまでも「加速化方針」、方向性の案としてスケジュールをお示しさせていただいております。ただ、この時点では、いつ予算が上がるのか、そのようなものは決まっておりましたが、今回、もともと当初予算で考えておったものを、少しでも早くということとで補正予算に計上させていただいておるところで、まず、少なくとも1カ月は短縮できるものというふうに考えておりますので、ここはあくまでも、遅くともこういう予定でいきたいなという思いでやっておりますので、少しでも前に倒せるような形で進めていきたいというふうに考えたことで、前の駐車場でやるほうが早いということをお示しさせていただいたところでございます。

以上でございます。

持田教育長 ふれあいでの保育につきましても、本来、保育所ではございませんし、私ども、保護者の皆さんにご無理を願って入っていただくと申しますか、保育所に来ていただくというふうに思っていますし、それから、ふれあいセンターをご利用いただいている住民の皆さんにつきましても、できるだけ短い期間で、もとの状態に戻したいというふうに考えておるところではございます。

そういった意味からも、私ども、次の新しい仮称の第四保育所をどこにするかということにつきましては、今あります駐車場に建設するのが一番早いというふうなことから、こういった状況になっておるところでございます。

以上でございます。

山田町長 新第四保育所の建設地等々についてですけれども、これについては先ほど来、担当部長、教育長からもありましたように、やはり、できるだけ急いで建てる必要があるということでは思っております、今回のスケジュールについては、遅くとも、この33年4月には開園をしておく必要があるということでお示しをさせていただいておるスケジュールでございます。ですので、これをいかに縮めていくかということは、今後、我々が取り組んでいかなければならない課題でございまして、その中で、今回においては当初予算ではなく補正予算で予算をあげさせていただいたということでございます。

その中で、場所においては、役場前の駐車場でこれは進めていきたいというふうに思っております。ただ、整備を進める中でハードであったり、ソフトについては、基本的には第四保育所の建て替えということですので、先生方も基本的には町の職員が担いますので、その文化というものは引き継いでいきたいと思っておりますし、ただハードの面で、例えば、もっとこういうものが必要だとか、そういったご意見については、今後、保護者や保育士の先生方、また議員の皆様や住民の皆様といったところから、ご意見を

頂戴する機会はあるものと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 暫時休憩します。

(午後4時36分～午後4時39分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育こども部長 1点、私のほうから補足をさせていただきますが、先ほど担当次長のほうからご説明させていただいた内容は、当然、今回、予算をあげさせていただいている見積りというものは、本町のほうで事業者から取った見積りに基づいて予算を計上させていただいています。先ほど担当次長から話をさせていただいたのは、工期を短くしているような事業者があるという情報を聞きました。ただ、それがほんとにそういう事業者があるのか、私らの確認した中では、そういう事業者がないという認識をしておりますので、その確認のために、そういう事業者があるのかというところを確認をさせていただきました。

ただ、結果としては、その1社を除いては、すべてそういう情報提供の内容は間違っておりまして、私らの言っておりますように1年から1年半、やはり工期はかかるという確認が得られました。もう1社については、短期間でできるというお声はあがったんですが、ただ、私どもとしては、その内容では、そのお言葉だけでは信用できないというか、やはり、私らの今まで聞いてきた業者と全く違う回答でしたので、それであれば工程表を提示していただきたいということで要請をいたしました。その工程表が一切あがってきませんでしたので、その情報については、この議会の中での資料としては採用していないということでございます。

以上でございます。

清水議員 多々、他の議員も質問されているんですが、ふれあいセンターへの第四保育所の児童の移転ということなんですが、主たる目的というたらおかしいけど、去年の6月の地震があったということで、一日も早くどこかへ移転させたいと。昨日のニュースを見てても、南海トラフも7.8、マグニチュード9レベルの地震も30年以内に80%起こるようなニュースも出てたので、いつ起こるかわからない、まず、子どもの命が一番やとは思いますが。

それと、施設面においては、これから詳細設計されるんですが、安全面、要は保育所に適合した条例にかなうように必ずやらしてもらえんことを答弁欲しいのと、あと、今、利用されている方についてなんですが、1・2・3学習室については代用施設があると。なくなるのが多目的室、展示室、それからコミュニティールームと。団体さんではない、個人が使われてます。それに対しての周知はどうするのかというのと、調理実習

室については、私らが一番気になるのは、社協さん、地区社協さんが配食サービスとかいろいろなことをやられていると思うんですが、具体的にはどんな事業をされているのかと。それと、現調理実習室についてはどこの管理になるのかというのを、お伺いします。

教育子ども部長 今回、第四保育所の子ども達を、未耐震のこの第四保育所から移して、ふれあいセンターを受け入れ先として事務を進めておることにつきまして、今回、設計予算をあげておりますが、今ありましたように、当然、保育機能を有していない、このふれあいセンターの中で保育所機能を持たせて子ども達を受け入れる以上、万全を尽くして、保育所に近い機能として受け入れられるよう準備を整えていきたいということで、今回、設計費用をあげさせていただいております。この設計に基づいて出てきた様々な内容について、改めて工事費用として提供させていただいて、ご審議をいただくところでございますが、私どもとしては保育環境を十分整えて、秋に転園先として子ども達を受け入れていきたい、その決意でございます。

以上でございます。

健康福祉部長 調理実習室の使用状況につきまして、健康福祉部所管分につきましてご答弁申し上げます。

調理実習室につきましては、主に本町からの受託事業であります高齢者の方を対象にした会食会を、ほぼ週1回、実施をさせていただいております。昨年度、ちょっと合同の会食会等を抜きますと、大体年間で40回程度。また31年度の年間事業におきましても、年間で40回程度使用をしております。

また、社会福祉協議会におかれましては、小地域ネットワーク活動の一環といたしまして、各地区福祉委員さんが、高齢の方であるとか障害のある方に対して、安否確認を目的とした配食サービスを精力的に実施しておられまして、その際にも調理実習室を使用しておられます。昨年度につきましては年間で56回、実施をさせていただいております。地域福祉の増進に非常に貢献していただいております。

担当部局といたしましては、これらの地区福祉委員会の活動につきましても、十分な手立てが講じられてはいない状況ではございますが、引き続き社会福祉協議会と協議を重ねまして、できるだけ、こういった地域福祉の推進に支障がないように、いろんな工夫につきまして話し合っていきたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 調理実習室の所管ということでございますが、管理運営につきましては指定管理者のほうでお願いしておりますけれども、行政部局の所管ということになりますと、総務部で担当しているところでございます。

それから、一般利用者への周知ということでございますが、先ほどご答弁申し上げましたように3月号の広報で周知するほか、施設にそういった周知用のビラといいますか、チラシといいますか、ポスターといいますか、そういったもので周知するほか、先ほど

町長のほうからご答弁させていただきましたように、利用者の皆さんにご説明する場について検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

清水議員 保育所の施設については、できるだけ安全、保護者の方の意向に添えるような形。今、170人中166人、ふれセンに行かれる方が125人とは先ほどの答弁ありましたが、苦渋の選択でたぶん出されている。ベタベタで出されている方ばかりじゃないと思うんで、その辺は所管部として肝に銘じておいていただきたいと思います。

それと、調理実習室については総務部所管ということなんですが、今、健康福祉部がこういう事業、町の事業、見守りも含めた配食サービスをやっているということが部署として認識があったかというのと、あとは、そういう事業をされている方のふれセンでは代替施設がないということは明白なので、その後の代替施設についてはどのような配慮をされるつもりですか。

総合政策部長 代替施設については、午前中もご答弁させていただきましたけども、今、各種団体等から使用状況も含めて情報を収集していく状況でございますので、それを踏まえまして、まずは町が所有している施設の中で、代替として利用できるのかどうかも含めて取り組んでいきたいというふうに思っています。その必要な経費につきましては、当然、補正予算という形で、これも午前中、ご答弁させていただいたと思いますが、適切に補正予算という形で必要な費用については、またご審議をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日3月1日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日3月1日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

(午後4時49分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第 4 号議案 島本町立やまぶき園設置条例の廃止について

第 5 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）

第 6 号議案 平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成31年

島本町議会2月定例会議会議録

第3号

平成31年3月1日(金)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第3号)

年 月 日 平成31年3月1日 (金)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 長	原 山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	都 市 創 造 部 理 事	柏 木 栄一	上 下 水 道 部 長	水 木 正也
消 防 長	近藤 治彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢
上 下 水 道 部 工 務 課 長	梅 若 英夫				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博美	書 記	村 田 健一	書 記	小 東 義明
---------	--------	-----	--------	-----	--------

議事日程第3号

平成31年3月1日（金）午前10時開議

- 日程第1 第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第6号）
第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第2 第7号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算
（第5号）
- 日程第3 第8号議案 平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第4 第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正につ
いて
第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい
て
第11号議案 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について
第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正に
ついて
第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に
ついて
第15号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に関する基準を定める条例の一部改正について
第17号議案 島本町下水道条例の一部改正について
第18号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について
第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について
第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算
第22号議案 平成31年度島本町土地取得事業特別会計予算
第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第24号議案 平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第25号議案 平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算
第26号議案 平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
予算

- 第27号議案 平成31年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第28号議案 平成31年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第29号議案 平成31年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第30号議案 平成31年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第31号議案 平成31年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算
第33号議案 平成31年度島本町下水道事業会計予算
日程第5 第34号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第7号）

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第6号)及び第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の2件を一括議題とし、昨日の議事を継続いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第6号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算について、反対の討論を行います。

本町では、昨年11月と12月に「保育基盤整備加速化方針」及び「保育緊急事態宣言」が示されました。全国的に待機児童が問題となる中、島本町は2018年4月時点で待機児童率が府下で断トツのワースト1です。また、保育環境の過密状況や保育士不足も深刻です。これらに対応するため、町が昨年11月と12月に先ほどの方針と宣言を示しました。前者の「方針」は、新たな保育施設の複数の整備や既存施設の耐震化についてのもので、2021年には待機児童をゼロにするための具体的な案であり、後者の「宣言」は、待機児童や過密・未耐震の施設の状況を包み隠さず提示し、今後は現場目線で、より良い保育環境のために総力をあげて問題の解消に努めていく決意を示されたものでした。

私は、基本的には、この両者を大変評価するものです。今回の補正は、これらに係る予算を複数計上しています。そのうち、待機児童の多い0～2歳児に対応するための小規模保育事業整備補助や、小規模保育施設設置促進事業補助は必要と認めるものです。しかし、「加速化方針」で示されている以下の2点については、大きな疑義があるため、予算執行を認めることが大変困難です。

一つ目、ふれあいセンター改修工事設計業務についてです。

公立第四保育所の耐震化を1年前倒しにするために、その受け皿として、ふれあいセンターを改修して活用するためのものですが、四保の耐震化に関しては、これまで様々な紆余曲折がありました。平成24年に耐震が必要と診断されてから、三小の校庭内に移転新築する案や、第二幼稚園との一体的整備、そして昨年起こった大阪北部地震を受けて1年前倒しの耐震化の案です。普通は、耐震化の際にはプレハブなどの仮設園舎を用意します。しかし、今回はそうでなく、保育施設として造られていないふれ

あいセンターを改修して、一時的に移動していただき、その間に耐震化をするという案です。

このように通常とは異なる手法を行う場合、そうせざるを得ないという説得力のある根拠が必要です。今回、仮設園舎は時間がかかるからふれあいセンターしか選択肢がなかったと、行政は何度も答弁しておられますが、仮設園舎の用意に時間がかかると、それは本当なのでしょうか。住民の方の情報公開請求によると、工期に関する検討資料は文書として残っていないため「不存在」だったとのこと。今回の資料として提出されたものも——行政が提出した工期が書いてある書類も、大変簡易なものでした。

一方で、今回の審議の中で、岡田議員の調査により工期も予算も全く違う内容で仮設園舎が建てられるかも知れない可能性が示唆されています。行政が、これまで複数業者に見積りを依頼したことは評価できるのですが、このような重要な見積りは、予算を取って、もっと真剣に取り組むべきです。今回のふれセン改修案——設計業務です——は、子ども達にも、ふれセンを利用する住民にも、保育関係者にも、すべてにおいて負担を強いるものです。簡易な見積りで駄目だったからということでは、到底納得できるものではありません。

行政が、根底となる仮設への移動の可能性の可否を真剣に検討したとは言えない状況で、本当にふれあいセンターの案しかないのか、判断することはできません。ここを精査せずに、この案を通すことは適切ではないと考えます。今回の件は、確かに丸ごと移動や、ふれセン内での居室の割り当てなど、行政が譲歩した部分は評価します。しかし、一連のことを見ていると、ふれセン案ありきは、どう見ても筋が通りません。筋が通らないものには賛成しかねます。

保護者の方が本当に、真に要望されておられるのは、仮設園舎を建てて欲しいということ。当たり前のことです。また、要望書には「余儀なく、望まない選択を強いられている」と書いてありました。このように、保護者の皆さんの仮設園舎を希望する声を押さえ込んで、不利益を強いることはできません。しかも、今回、不利益を被るのは自分では声をあげられない子ども達です。繰り返しますが、それ以外の道がないということであれば、説得力のある理由を提示していただきたい。

また、そもそも、今回の耐震化前倒しは、それほどまでに急を要するものなのでしょうか。つい先日まで、行政はあと1年、第四保育所をそのまま利用する予定をしていました。また、大阪北部地震を受けて一刻も早くの耐震化とのことですが、地震の前後で——これは私が12月の一般質問でも申したことですが、地震の起こる確率が変化したわけでもありません。

行政は、多数の者が利用する建築物等の応急危険度判定を地震後に実施しており、四保はA判定を受けています。つまり、建築物の被災程度は小さく、建築物の使用は

可能ということです。やまぶき園のようにB判定で、建物に立ち入るには十分に注意が必要となる要注意とされたのであれば、暫定的に場所を移動することは理解できませんが、四保はA判定で、建物の使用は可能とされているわけです。そもそも未耐震かつ大阪北部地震後の判定がAだった施設という意味では、三小のA棟も、役場庁舎も、体育館も同じです。それなのに、なぜ四保だけ急に転園を迫られるのかと保護者の方が思われるのは当然です。

もちろん、A判定だからといって絶対安全というわけではなく、未耐震であることに変わりはありません。ほかの施設の利用者と違って、園児は自分で避難することが難しい、ということもあるかも知れません。そして何より命が優先ということもわかりますが、それを盾に、保護者の方に四保に残りたいという選択肢を作らせない、言わせない雰囲気を作っていること自体がフェアではないと感じます。

二つ目、ふれセン移転・移動後の防犯面と、子ども達の健やかな育ちの面での保育環境に関する不安が多数あることが反対の理由です。

ふれあいセンターに移動することで、防災上の安全は早期に得られたとして、日々の防犯と、子ども達の健やかな成長という観点に不安が残ります。実際問題、自立心が芽生える大切な時期に、トイレに一人で自由に行けないような、また園庭が近くにないような環境で、1年半もの時間を過ごさせるということはありません。「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第6条、児童福祉の一般原則においても、設備は「危害の防止に十分な考慮を払って設けなければならない」と書いてあります。ふれあいセンターでの保育は、その「危害の防止」について十分な考慮が払われているのでしょうか。

防犯面も、子どもの健やかな育ちも、どちらも大事ですが、不特定多数が出入りする施設において、この危害を防ぐことは非常に困難です。防犯性を高めれば高めるほど、子ども達が自主的に活動する範囲が狭められるわけです。防犯性と子ども達の健やかな育ちを育む環境は、言わば「あちらを立てればこちらが立たず」の関係にあるわけで、危険の防止に最大限の配慮が必要な保育というものを不特定多数が利用する複合施設で行おうということ自体が無理なことなのです。そこで、相当な無理が生じるのは当たり前です。その結果、施設を利用する住民の皆さんにも、保育を行う保育士さん達にも、そして何より子ども達の健全な育ちにも無理を強いていることになっています。

また、ほかにも保育をする施設、ふれあいセンターに喫煙場所が設けられていることも問題です。「健康増進法」に関連する厚生労働省の文書では、「子どもなど二十歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること」としています。ふれあいセンターで保育をするというのであれば、そして全庁的に対応す

るといふのであれば、敷地内禁煙とすることが必須です。

また、四保の子ども達が移動することにより、ふれあいセンターの利用を制限されることになる一般住民の方への説明の不十分です。すでに町内に配布されている広報に、利用が制限されていることが周知されていますが、本来であれば、その前の段階で説明会を開くなり、納得をいただいてから決定するのが筋です。このようなやり方では反発を招きます。そして、その結果、保育所としてふれあいセンターを利用する園児や保護者、保育士の皆さんに不満の矛先が向くことも考えられます。

このように、あまりにも、このふれあいセンターの施設への移動案については不備が多いため、納得できるものではありません。解決策はあるかも知れませんが、これからでも遅くありません。お金をかけて、真剣に仮設園舎の検討をし、保育環境を確保でき、かつ住民の負担とならない案を練り直してください。

また、第四保育所移転新築工事設計業務についても疑義があります。これについては、移転が適切かどうかをさることながら、定員を4割減らすことに関しての検討が不十分です。「加速化方針」によって保育施設の整備をすることは、先ほども申しましたように評価をするものですが、町全体の保育・教育施設の将来のあり方については、タウンミーティングを開くことや、また保育や児童福祉の有識者を入れた第三者を加えた検討が必要です。

役場前の来客用駐車場が適切かどうかという点では、環境の面もあります。前面には大型トラックが多数行き来する道路、騒音もあります。大気の汚染のこともあります。そして背後、横には、保育園全体を見渡すに十分な高さのマンションと住宅がすでに取り囲んでいます。プライバシーの問題もさることながら、近隣に遠慮して、子ども達がのびのびとした保育ができる環境なのかどうか。役場前駐車場は、保育環境として、明らかに現四保が立っている場所と比較して悪化します。

もう一つの懸念事項は、「より早く」というのが、今回、役場前を選んだ理由にも関わらず、近隣住民の納得を得られずに、結果的に整備により時間がかかったという、もしくは最悪の場合は施設の整備ができなかったというリスクをはらんでいる点です。より早く新四保をとという気持ちはわかりますが、拙速に計画を進めることで計画が台無しになっては本末転倒です。「より早く」という数ヶ月のために、わざわざ現四保の土地を手放し、より狭く、環境の悪い役場前に来ることがいいことかどうか。また、定員の規模の縮小は、今後の島本町の保育・教育環境にとって望ましいのかどうか、その熟議なしに計画が進むことには納得がいきません。

先日、私のところにも待機児童を抱えるご家庭の方から、これでは生活が立ちゆかなくなり途方に暮れていると、行政は、議会は、一体何をしているのだという大変悲痛なお声を寄せていただきました。待機児童の解消も大切なことです。ですが、今回の四保の耐震化については、またそれとは別の点ですので、これは別と考える問題で

す。

今回の補正については、保育環境の整備のほか新庁舎建設基本計画策定業務等、また町立中学校空調機整備事業など、必要とされる多くの予算が含まれるものです。これらに反対することは大変心苦しく感じるころではありますが、以上の2点の予算執行に関しては到底納得できるものではないことから、反対とさせていただきます。また、先ほど申しましたが、お金をかけて真剣に仮設園舎の検討をすること、保育環境を確保し、かつ住民の負担とならない案を練り直すことを強く要望して、反対の討論とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第6号)について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

本補正予算につきましては、年度の最後の――7号がありますので、全く最後ではないですけど、ほぼほぼ事業確定による減額補正というのが主なものだと思います。その中には、大幅な減額な部分もありますし、事業確定にしてはちょっと大きな増額かなというのもございますけども、いずれにせよ事業確定によるものが大半だと思います。

その中で、昨日の質疑でも問題となっておりましたふれあいセンター改修工事設計業務、これにつきましては、第四保育所に今現在通っておられる児童の皆さんをふれあいセンターに転園していただくと。この決定をしたのは昨年の大阪北部地震、これを受けての児童の安全の確保を最優先にするという判断から、このような計画をされたということです。そこに至るまでに、手続き上の問題でもいろいろあったと思います。なかなかうまくできなかつたと思いますけども、結果的に保護者の皆さんを不安な気持ちにさせ、混乱も生じたとは思いますが。それをいかに早く解消するかというのが、やはり、今、全力で取り組まなければならないことであるというふうに思いますし、それをもちますと、やっぱり、このふれあいセンター改修工事設計業務、保護者の皆さんの不安、安全面もそうですし、セキュリティもそうですし、それをいかに解消していくんだというのを、この設計業務の中でしっかりと設計していただいて、その後の改修工事として今後上程されてくるとは思いますけども、ふれあいセンターの改修の際には、私たちが納得できるような案をしっかりと出していただきたいと思えます。

それと、仮設園舎の話もいろいろ、皆さんもご意見あるとは思いますが、ふれあいセンターに転園していただいて、できる限り早く新しい第四保育所に戻っていただくということになりますと、一番早い方法は、今から仮設園舎を造って、また新しい保育所造るというよりも、いきなり第四保育所を新築するというのが、これが一番早いというのは、もう自明の理であると思えます。その場所であるとか規模であるとか、

皆さん、ご意見あるというのは当然理解をしますけども、スピードを考えると、これが一番早いというのは当然でないかなというふうに思います。

それと、今、第四保育所の児童達が、保護者の皆さん方にご意見伺って、どこに移転するんだというのを皆さん、大多数の人がもう答えを出していると思うんですけども、今、これをしっかりと進めていかなければ、その人達が混乱することになるのではないかと。これ以上の混乱を招くようなことは絶対できない。もし、これまでいろいろ、不安な気持ちを抱えてこられて、今、このような判断下して、もし、この設計案なりがここで可決されないと、もっと延びていくことになりまして、第四保育所で児童の安全を担保できないという中に、ずっといることになるというのは当然であると思います。

それと、ふれあいセンターに移転する際、利用者の皆さんにもご理解いただかなければならないと思うんですけども、やはり、お子さん達が大きな声出したり、泣いたり笑ったりするのは当たり前のことですし、それを島本町の役場の皆さんだけじゃなくて、島本町の3万人の住民の皆さんにご理解いただくために、子どもは町の宝であると、皆さん、全員で育ててくださいというのを、やっぱりお願いするべきだと思うんですよ。そのうえで、多くの方に見守られて育ったお子さん達が、島本町に愛着を持って育っていく、高齢者の方とか大切に作る、それ、まちづくりじゃないですか。そういう姿勢で、しっかりと挑んでいただきたい。

それと、町道水無瀬青葉2号幹線歩道整備工事と長鳥橋補修工事、これも入札が不調に終わったということで、そっくりそのままの減額補正となっておりますけども、次の来年度に工事発注する際には、工程なり設計の内容、しっかりと見直して、これが本当に、入札する業者がそこに入札されなかった理由というのを精査して、次はしっかりと実現していただきたいと思います。

以上、申し添えまして、コミュニティネットを代表して、平成30年度島本町一般会計補正予算（第6号）に対して賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

岡田議員 第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算、反対の討論をいたします。

反対の理由は、児童福祉費ふれあいセンター改修工事設計業務、委託料に関するのみです。他の補正予算には賛成をするものです。

子どもの命を守ることの1点においては、同じ気持ちです。子どもの行き場所がないまま、1年前倒しで第四保育所の建て替えに踏み切られました。ふれあいセンターを転園場所として決められたということです。ふれあいセンターは住民全員の建物であり、誰もが自由に入れる場所です。今、住民の皆さんを不安と混乱させています。ご存じですか。職員の皆さんは、まず、現場を知らなければいけないと思います。

今回の議案に関して、自分ではなかなか結論を出すことが難しく、毎日、悩みながら眠れないときもあり、それぐらい悩んでまいりました。たくさんの先輩議員にも相談、そして町内を歩いて、たくさんの住民の意見も聞いてまいりました。でも、最終的に私の心を決定させたのは、四保の保護者からいただいた要望書の最後の思いで、腹を決めさせていただきました。保護者の皆さんは、幾ら改修工事をして児童の安全を確保できるものではなく、一般利用者への理解も得られない、例え児童全員を受け入れるとしても反対、保護者ともに一町民としても双方の立場から考えて賛成できるものではない。私は、この保護者の要望書の文章を読んで、決断いたしました。

どうか、住民全員のふれあいセンターでございます。しっかりと説明会をまず取っていただいて、住民の理解をしていただきたい。このことから、まずスタートしていただきたいのです。この議案が可決・否決になったとしても、住民の望まないことをするべきではないと思います。もう一度、全管理職の皆さんで、これでいいのか、しっかりと話し合われてはどうでしょうか。私は、ほんとに職員の皆さんが一生懸命になられている、この姿を私は存じ上げておりますが、どう考えても、住民の皆さんの考え、そして保護者の意に添わない方向で一生懸命になっていらっしゃるのではないかと、そのように思えて仕方がありません。どうか、議員をはじめ職員の皆さんは、保護者そして住民の思いをしっかりと理解をした、そういう仕事を私はしていただきたい、このように思うものです。

今回の選択は、私は正しくないと思っております。そして、新しく建て替えをする、この決断をされたのですから、早急にこの工事に取りかかるべきです。なぜなら、ふれあいセンターを補修工事されても、秋までは入れないという結論になっております。どうか、この新しく建て替えをされること、早急によりしくお願いしたいと思います。

職員の皆さんにお願いです。ほんとに、住民を二分にするような、こういう議案の出し方はやめていただきたい。そして一生懸命仕事をしていただいている、これは議員の私たちにも十分理解ができておりますが、住民の意に添わない方向での仕事は、ぜひ控えていただきたい。このことを最後に要望いたしまして、反対の討論とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第5号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第6号）について、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,287万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億4,929万1千円とするものです。

本一般会計補正内容は、認定こども園整備運営事業者選定事業をはじめとする保育基盤を整備し、待機児童を本町よりなくす重要な予算が編成されているものと理解します。特に第四保育所の耐震化は、昨年のおおしな地震を受け、私たちの大切な子ど

も達の命を守るために、次の大地震に向けた準備をしっかりと、早急に実施する必要があるためと理解をいたします。しかしながら、第四保育所耐震化の受け皿となるふれあいセンター内の整備に関しましては、まだまだいろいろな課題が残っているものと認識をします。今後、ますます保護者の方の目線に寄り添ったきめ細やかな対応をお願いいたします。

新庁舎建設基本計画策定等業務につきましては、床面積の削減にさらなる努力をお願いするとともに、ふれあいセンターの活用を町内の公共施設の集約もあわせて、ご検討をよろしくお願いいたします。

以上、要望事項も多々ありますが、補正予算編成にあたりましては概ね妥当と判断し、賛成の討論とします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第5号議案 2018年度島本町一般会計補正予算（第6号）に対しまして、日本共産党・河野恵子としての討論を行います。

まず初めに、「島本町第三・第四次総合計画」による20年余りの町政により、総じてJR島本駅誘致を前提に、人口増加を3万2千人を目指す基本構想のもと進められてきました。しかし、一方では次世代就業人口の流入を期待しながらも、男女共同参画、女性の社会進出、共働きの急増を視野から外し、1991年には第三保育所の廃止、2001年には第一保育所とも、2カ所も廃止をするという驚くべき町政が続いておりました。国の公立保育所潰し、民間保育所を増やさずに、児童福祉施設最低基準を認可定員の弾力的運用による積み込め政策も重なって、2001年度以降は一気に過密化が進行しております。その次には待機児童が一気に増加したのが、この島本町の保育行政の歴史です。

JR島本駅設置、都市計画変更もされていたのに、「次世代対策推進法」で当時求められていたコーホート要因法での人口推計も度外視した、就学前人口が減少するというような子育ての見通しを作り、一時は公立保育所3カ所目の第二保育所まで廃止・民営化方針を6年越しで強行しようと図ってきたのが、過去の町政です。一方で、行政責任で当たり前に行うべき学校施設の耐震化、第三小学校耐震化と第四保育所を運動場に移転新築という二兎を追いつける方針に、3年以上も固執し続けたのも過去の町政です。小学校施設整備指針を軽視し、少数議員の指摘に耳を貸さず、PTA会員、保育所保護者会説明会を開催しないまま、パブリックコメントには当然不信感が噴出し、最終的には、なんと法令・条例上の課題と安全性の課題により、この基本構想は断念させられるに至っております。これが、耐震化が遅れた大きな原因です。

政治や財政よりも、義務教育施設、公立保育所耐震化という第一義の仕事を公明正大に島本町が進めることができなかつたのは、説明責任を回避し続け、現場・有識者の意見に謙虚に耳を傾けない。つど、保育士配置基準を改悪しようなども見え隠れす

る。また、保育士については20年以上、退職者の不補充による正規保育士を採用してこなかったなどという、公立保育に対する公的責任を後回しにするという対応があったからだと考えております。

今の保育所過密化は、役場の内部通報により要望書の不存在ということも問われ、公文書偽造ではないかとの議論も、この本会議場ではありましたが、数年前、3会派の過密化に対する改善の要望書が出されております。その他の会派議員、もちろん私たち日本共産党議員団も保育所の過密化対策を早くから求めてきたことから、議会として、保育所過密化はもう今や共通認識であり、今さら保育所は過密化ではないという論議の蒸し返しは問題解決に何ら繋がっておりません。

この20数年にわたる公立保育所を軽視し、拡充を後回しにした政策は、過日の総合計画審議会の論議でも厳しい指摘が相次ぎました。「子育て後回し」というふうに指摘がされています。その中で、山田町長の「保育緊急事態宣言」「保育基盤整備加速化方針」を発した時流の判断、そして過去の町政の反省、そして従来保育、耐震化解決をたらい回しにしてきた保育政策や、第二幼稚園跡地に民間認定こども園を誘致し、第四保育所児童を200人近く移動させるという耐震化方針——かつての耐震化方針ですが、このあり得ない、非現実性を見極め取り下げたという点では、山田町長の昨年の対応は大いに支持するものです。

また、「方針」は方針として、すでに第四保育所の保護者の指摘により、第四保育所の乳児、3歳未満児童を民間にすべて振り分ける内容については是正をされ、公立施設、保育所職員でまとまった形で受け止める方向へと方向転換をされたことを前提に、今、協議をされていることも大いに評価をしております。同時に、待機児童対策に資する小規模保育整備2カ所についてもすぐに着手され、その尽力とあわせ、努力は大いに評価するものです。

遡れば、2018年6月18日、北部地震を契機に、第四保育所耐震化待ったなしだとする明確な要望、良質な保育を提案する住民からの提言、あの地震直後の混乱と不安の中でも提出された6月25日付け、教育長、町長、そして私たち議員全員に提出された、市民、子育て世代の住民の計り知れない努力にも敬意を表するものです。

一方で、6月北部地震以降、第四保育所耐震化を急げ、待機児童の対策をとということを、私自身も限られた一般質問1人分の時間ではありましたが、毎回、質問で取り上げてまいりました。その内容に照らし、そして、おびただしく多くの土日・夜間を割いて、保護者がお仕事と子育ての合間を縫って努力をされた中で、多くの要望書をいただいております。そして昨日、この審議終了の後、今朝に至るまでも、様々な意見を集約した結果、賛成しがたいというふうな対応をせざるを得ない。その中で、この補正予算に対する表決の理由を、順次申し上げます。

まず、賛成すべき点について申し上げます。

人件費、予算の入札執行による事業費の確定、これは賛成すべき点です。有害鳥獣対策の増額、猛暑対策——これはほんとに切実なもので、政府の緊急補正予算による町立中学校空調機整備事業設計及び改修費、新庁舎建設基本計画策定業務、民間保育園整備事業補助などをはじめとする、こういった増額補正、繰越明許等には賛成すべき点だと考えております。

しかしながら、先ほど前提として申し上げました検討を加えるべき点が2点ある。この点について、この予算をスッと通すわけにはいかない。修正案や組み替え動議、様々な動議も考えはいたしましたが、成立が難しいということもありまして、反対の討論に代えさせていただきます。このふれあいセンター改修工事設計業務及び第四保育所新築工事、この2点の取り扱いについて不備があり、そして今後の結果、成果品についても大いに不安が残るという点です。

待機児童対策で保育所をさらに増やす、第四保育所の耐震化を前倒しにする「方針」の内容が確定しないということが、今、多くの保育所入所申請の調整・振り分けを教育こども部がすることができず、約1ヵ月の遅れを来しております。次世代の若者、労働者が、4月から職場復帰できるかわからない。町内の保育所に入れず、町外の認可外保育所を二重に保育料を払って押さえなければならない。高額なローンを組み一戸建てやマンションを購入したのに、また共働きでなければ払えない高額の長期のローンを組んでいるのに、転居したものの、未だ保育所に入れるか全く見通しが立たないため住民票の移動もできない。前の住所のまま、前の家賃も支払い続け、二重生活を余儀なくされている。これらの方がおられることは、過日の一般質問でもご紹介をさせていただきました。

これらについては、すでに昨年11月末に、もう発生している事態であります。以来2ヵ月以上、経過をしております。このような子育て世代の実態を鑑みて、これについては12月の本会議において待機児童の実態調査を行い、そして認可外の保育所や二重保育、あるいは保育サポーター、ベビーシッターに頼らなければ職場復帰ができない。こういった待機児童家庭に対しては、過重な負担となる保育料に補助制度を作れというふうに求めておりますが、これも未だ実現される見通しが立てられておりません。

ふれあいセンターへの仮移転、施設整備のこの許認可は、あくまで島本町であるということ、大阪府ではなく島本町であるということですので、私たち島本町議会が、この第四保育所耐震化に伴うふれあいセンターへの仮移転にチェックをかけるということが、最大のチェック機関という、今日が最後のチャンスだということになり、大いなる責任があるわけです。しかしながら、他の議員の質疑にもありました。「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第6条第5項などをはじめとした、「危害の防止に十分な考慮を払って設けなければならない」とする基準。

また「児童福祉法施設基準」、大阪府の「福祉のまちづくり条例」、「建築基準法」「保育指針」をはじめとした法令順守、説明責任を果たしていただくことは当然のことではありますが、その点についても、一部漏れがあるのではないかと。最大の課題は防犯上の問題です。これは私自身も一議員として、あるいは複数の議員と共同で有識者の意見を聴取する、そしてもちろんふれあいセンターの現場を見ていただいたうえで、意見をいただいております。防犯上の課題が最大に残るということが、未だに指摘されています。

保育所専任の動線上の警備員配置はすでに予定をされていますが、ふれあいセンターが一般的に開放されている開所時間以前に、保育所の送り時間にあたること、朝の職員の入退所、保護者送り時間の入退室が、別途出入口を設けなければならないと考えます。また、指定管理者職員による管理体制の強化という他の議員の指摘に明確な答弁がなかったということが、大きな不安材料であります。結果、それは保育士さん、そして保護者が安心して、日々、保育を実施する環境が整わないおそれがあります。

二つ目は、保育士、保護者の負担軽減に努めること。そして引き続きの協議を必要とする点についても質疑をいたしました。

受け入れ時間が、ふれあいセンターに場所を移すことによって、保護者が今の勤務条件のまま、仮移転先に子どもを送り届けなければならない。そこに時間のロスが発生いたします。保護者が今の就労を継続することができるよう、開所時間を10分、15分調整することも申し上げておりますが、ここは断固として認めないという行政の姿勢でした。せめて夕方の延長保育料の発生時間をずらすなど、変更するなどをして、新たに発生する物理的・経済的負担軽減などは講じなければなりません。その時間の遅れによって有料の延長保育料を払わなければならない世帯が発生するからです。

この点は、ふれあいセンター改修業務を執行したという前提のもとで申し上げておりますが、以下に申し上げる点は、もともと第四保育所を耐震化しなければならない、急ぐという大事なミッションの入り口である仮園舎検討についての不十分さ、そして、この議場において十分な審議ができなかった。結果として不透明であるということをおぼろげに得ません。

仮園舎の検討着手の遅れに重なり、そもそも住民の6月25日付けの第四保育所の耐震化を急げという緊急要望書には、こう示されておりました。「2019年度中に第四保育所の建て替えに取り組むことを要望します。本年度中に住民ホール跡地等に安全な保育施設を建て、第四保育所の子ども達を移転させ」とあります。しかし、執行部は地震による耐震化の緊急実施という要望事項だけを取り入れられ、プレハブ設置等の手法は、「加速化方針」を出す前に早々に除外されています。9月に見積もりを取っておられるのですが、そういうことになっております。肝心の要望点を外して、現在に至ってしまっております。この入り口の部分の説明、納得なくして、ふれあいセン

ターの一般の利用者及び第四保育所保護者の安心・納得は得られないと考えます。そして、誠心誠意改修設計をされるとしても、防犯上の懸念が残る。見直しを余儀なくされ、結果、この改修予算が水泡に帰すおそれもあるというふうに懸念しております。

保護者、一般利用者、住民に対し、ふれあいセンターでの保育を余儀なくされた最大要因である仮園舎、プレハブ、ユニットハウスでは、工費面よりも仮移転時期の先送り、工期の長期化により断念したという検討経過について、議会答弁を踏まえ説明することを再三求めました。一定の答弁はいただけたと思っておりますが、昨日、私自身、議会運営委員ではありませんが、休憩中の発言により、議会運営委員を通じた執行分に対しての資料の追加、これがなされなかったこと。検討された複数の検討経過の資料が提出されなかったこと。議員としては、この明確な仮園舎手法の検証が議場においては十分にできなかったということが、私自身の反対せざるを得ない理由の大きな1点です……（「請求の締め切りを過ぎていた」と呼ぶ者あり）……。事実ですよ、事実。

川嶋議長 続けてください。

河野議員 何か、ちょっと見当違いですね。

次の理由を申し上げます。第四保育所予定候補地の安全性、保育所としての望ましい環境への懸念が残ります。これも再三質疑をさせていただきました。この役場前駐車場が第四保育所の新築移転の予定として、今回、第四保育所の設計予算が提案されています。騒音・振動の測定を即時実施することは、過日の一般質問で求めています。そして、保護者の意見を再聴取することも大前提です。施設コンフリクトとあって、今は保育所にまで反対運動が全国的に発生する傾向がある中で、近隣住民の反対意見などがないか、十分に推し量るというリスク管理が必要です。

そしてまた、設置をされたとしても、自転車、歩行者、送迎用車両、保育所給食などの搬入車両の動線も勘案する必要があります。日々、前を10tトラックが跨線橋通過時に減速、スピードアップをする真ん前に園舎が位置すると想定されています。当該地は住宅開発地に隣接した場所でもありますので、徒歩での保育所送迎者も多いものと私は想像しております。これが2人以上のお子さんを送迎する場合、園舎敷地から出たやいなや、絶対に子どもから手を離せられない。大型車両が通行する道路に子どもが飛び出すかも知れない。朝の8時前後は新設私立の中高生の徒歩通学、自転車通学時間帯と重なる。そこへ保育所への自動車での送迎の車両が出入りする。現在の歩道整備でも、すでに十分かどうかの検証が必要となります。さらに、そこへ西側開発の影響も加わることを想定に入れなければなりません。

さらに、90人定員に減らすという問題も生じております。重度の障がいのある児童の保育は、今、概ね公立保育所で受け止めるという状況にあります。児童数増加に見合っている障がい児保育枠が全く今、増やされていません。結果的に、障がい児保育

枠は縮小されているという実情です。第四保育所は建設当初、島本町が肝いりで障がい児保育の療育室を特別に設け、ワンサイドミラーを配備した遊戯療法の観察室、第一保育所が廃止されるまでは一時保育事業も実施をしておりました。このような、第四保育所の設置当初の原点も忘れ去られたかのような新築移転の構想になっていることも懸念されます。

最後に、同じことの繰り返しにもなりますが、第四保育所耐震化を十分に実行する仮移転、新築の見通しが立つまでは、第四保育所跡地を公立保育所候補地として担保することが絶対条件です。「加速化方針」どおりに、今から逸って民間認定こども園誘致を同時並行で拙速に進めると、過去の失敗経験からも、その間にまた新たな災害が発生したときには、もう島本町の保育所用地はない、役割を果たせないということが起こる可能性があります。あるいは、このような事務を同時並行で進めるのは、職員が大変疲弊するということが想像できます。

昨日の答弁と照合しますと、むしろ第四保育所跡地で新築するほうが、公募選定期、事務作業時期が不要となり、工期が早められるという可能性も生じます。何よりも、長期にわたり仮移転生活を余儀なくされた児童、保育士にとって、もとの場所に戻れるという安心感、満足感、総合すると第四保育所を選んで良かった、第四保育所に残っていて良かったということに繋がると思います。役場前駐車場建設では、この点には反対の問題が起こることが大いに想像できます。

本補正では、第四保育所耐震化の早期着工というのが最大のミッションだと多くの議員の皆さんもおっしゃっておられます。その入り口の仮園舎の検討と、有識者の意見聴取の論議の不十分さ、また議会でのチェックの不十分さ、ふれあいセンター仮移転の出口である第四保育所の完成した姿に懸念があります。

以上、島本町の小学校・保育所耐震化施策の2016年度までの数年の経験だけでも、地域の同意を得たとして、道路の渋滞解消のために町道高浜幹線の測量事務を経たけれども、結局、住民意向で中止をしたことや、第三小学校グラウンドへの第四保育所移転の基本構想が、保護者意見よりも法令遵守で望ましくない、不適切だという判断に至ったこと。肝心の第三小学校耐震化は、一番安い事業費だと当初説明しておきながら、結局、プレハブの設置、工期にも遅れを生じさせたという当初の見込みの甘さ、拙速さで、足下から耐震化の根拠が崩れ白紙に戻された例は、この島本町に枚挙に暇がありません。

二兎を追う第四保育所の耐震工事を別で急ぐという観点は、理解はできる場所ではありますが、無事着工する前に、現第四保育所を手放す事務を先行させるなどは誠に慎んでいただきたい。あくまで移転新築の第四保育所は耐震化改修後の児童の命、騒音・振動、交通事故にさらされない状態に原状復帰させる……。

川嶋議長 討論、まとめていただけますか。

河野議員 ことが第一義であるということを最後に申し上げまして、現在、意見聴取中のふれあいセンター利用者、関係団体の声も、近日、つまびらかに議会に報告することを強く求め、反対の討論といたします。

以上です。

(「休憩を」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 暫時休憩いたします。

(午前 10 時 48 分～午前 10 時 52 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 平成 30 年度島本町一般会計補正予算(第 6 号)について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

一般会計補正予算の全体像としましては、歳入歳出予算に 1 億 3,287 万 7 千円を追加し、歳入歳出総額を 115 億 4,929 万 1 千円とするものであり、主な歳入では国からの普通交付税等の交付、大阪府の負担金等の確定、財政調整基金の減額繰入金、主な補正の内容です。その中で、子育て支援協力金をジオ阪急水無瀬ハートスクエアから 600 万円、アーバン島本シティより 500 万円の、合計 1,100 万円の協力金をいただけたことに、一定評価をいたします。

歳出では、各議員が質疑をさせていただいており、主なものを述べますが、児童福祉施設費委託料のふれあいセンター改修工事設計業務 738 万 9 千円につきまして、第四保育所の移転建て替えに伴うふれあいセンター分室としての一時的な転用の設計業務です。「宣言」と「加速化方針」について、何よりも子ども達の命を守ることを最優先に考えての町長、教育長の熱い思いではありますが、ふれあいセンターを転用するという点について、文化の醸成、住民福祉の向上と、自発的に貸し館利用されている住民の皆さんへの配慮が行き届いているとは言い難い状況です。

特に、現状で移転先が決まっていない調理室については、週 1 回の会食会開催や、社会福祉協議会の事業の一つである配食ボランティア、延べ人数 4,340 名の方々が 6,276 回の配食をされるなど、ご高齢者の皆様を中心とした平成 4 年から開始したサービスであり、命をつなぐ大事な事業として活用されています。見守りと生きがい、そして災害時の安否確認の一つにもなるなど、事業が絶え間なく存続することは、ふれあいセンターを保育所の支所として活用するうえで代替案を用意しなければならない必須事項であると考えます。早急に代替案の検討と決定及び実施に動かれることを検討してください。

第四保育所新築工事設計業務について、移転先を検討されている場所、役場前駐車場は一般利用者の方の利用を想定した駐車場です。新築工事中はもちろんのこと、代替駐車場を確実に事前に手配し、庁舎敷地内の駐車場が使えなくなる期間も想定のう

え、利用者に不便がないように、よろしく願いいたします。

また、平成 30 年度政府の第 1 次補正の可決により、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、島本第一中学校と第二中学校の特別教室へエアコンの設置ができることも、一定評価いたします。

次に、繰越明許費について。

新庁舎建設基本計画策定業務に対し、市町村役場機能緊急保全事業に該当する地方債措置の拡充は、充当率 90%、後交付税措置分が 75%であり、交付税措置率 30%と、大変有利な国の施策です。適用期間内に業務が完了できるだけでなく、速やかに建設着手するよう、前倒しできる内容は前もって実施するといった、危機感を持って事業にあたってくださるようお願いいたします。

「地域防災計画」修正事業については、多数の災害に見舞われた年であった本年(度)、次に活かせるような事業検証が、より災害を軽微に抑えると信じ、より新規住民の皆様と連携が必要な昨今に、適切な計画となるよう業務完了をお願いいたします。

認定こども園整備運営事業者選定事業について、第二幼稚園跡地の事業者選定募集をされましたが、募集期間内で「緊急宣言」が町内外へ発信されました。その後、手をあげる事業者はなく、現在、二度目の募集をされます。社会情勢に柔軟に対応が可能であり、歳出の抑制への寄与が大きい民営での運営は、今後、切迫する島本町の財政状況を鑑みた際に必須事項です。再度の募集、そして社会福祉施設整備審査委員会の実施など、スピード感を持って実行をお願いします。

最後に、再度となりますが、このたびの補正予算内で各種議論となっております第四保育所の解体に際し、ふれあいセンターを含む次の移転先を、第四保育所の 170 名の子ども達のうち 166 名までが次の移転先を提出されている状況とのこと。保護者の皆様お一人お一人が苦渋の決断をされた結果を真摯に受け止めるとともに、残り 4 名の方々にも現場の保育士、関係者とともに丁寧な対応をお願いいたします。

これ以上子ども達、そして保護者の皆さんを振り回さないような計画と、丁寧な意思疎通を行うこと、そして、ふれあいセンター施設の代替案については高齢者等の社会的孤立を防ぐためにもくれぐれも予算をはっきりとお示しいただくことを前提とし、緊急事態に対し、この難局を互いに少しずつ譲り合いながら乗り越えようという意思を持つ自由民主クラブ会派を代表し、賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

戸田議員 第 5 号議案 一般会計補正予算(第 6 号)に、私・戸田より保留の討論をさ

せていただきます。

第四保育所の耐震化に関わり、その転園先となるふれあいセンター改修工事設計業務並びに第四保育所新築工事設計業務、この二つの予算執行を認めることができかね、この数ヵ月、迷いに迷い、保留とするものです。

その理由。一つ、第四保育所の定員数削減を認めるわけにはいきません。設置場所に検討を要するという判断もございます。二つ、ふれあいセンターにおける保育について、施設管理の課題として、早朝7時半から9時までの間、管理責任者の不在の状況で保育が行われることになるのではないかという懸念。セキュリティのみならずガバナンスの問題があります。保育所長、保育士の負担が重すぎます。3点目、改修工事の設計を進めていくうえで、府の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に反する事態が生じないかという懸念。4点目、課題を解決していくうちに、際限なく予算が膨らんでいくのではないかという不安。様々な事情により、予定日程より遅れていくのではないかという懸念。いただいたご答弁からは、これらの懸念が払拭できませんでした。また質疑では申し上げなかったのですが、ふれあいセンターの改修工事中、様々な安全対策にも相当の注力が要ると思います。

さて、昨年6月の大阪北部地震では、幸いにも本町の保育施設・幼稚園施設には大きな被害はありませんでしたが、もしも、保育中に大きな揺れが起こったら、子ども達の命と安全をどう守ればよいのか、保育士に大きな不安が拡がりました。保護者の方で、ああ、もう子どもは生きていないなとつぶやいたとおっしゃっていた方がいらっしやうと聞き及んでいます。2011年、第一幼稚園の就労支援型預かり保育が創設されましたが、このとき新たな保育所を整備していたら、長引く過密保育に現場が疲弊することは免れたかも知れない。もしもあのかき保育所を造っていたら、あのかきの政策判断に誤りがあったと思わざるを得ません。あのかき、私は会派から出た要望書を巡って文書改ざん疑惑があったのではないかと追及しました。今、思い出しても、あのかきの政策判断が間違っていたのだと悔しい思いでいっぱいです。

ふれあいセンターでの代替保育を現場の保育士が容認せざるを得ない状況を生んだのは、必ず未耐震だけが理由ではない。未耐震施設での過密保育にあると私は思います。地震が早朝ではなく保育中に起こったら、余震が、あるいは本震が来たらどうなるのだろうという保育士の不安が過密保育にあることを忘れてはいけません。生産人口は増やしたいが、子どもはやがて減るから保育所は増やさない。この政策のゆがみが招いた悲劇が、今、次世代に、子ども達に降りかかっています。今、これだけの待機児童、保育ニーズを抱えながら、なぜ今、保育所の定員を縮小するのか。現在の場所に、もとの第四保育所の場所に、150人規模の町立第四保育所を建てる。第四保育所の元の場所に町立で建ててこそ、耐震化のための転園と言えるのではありませんか。

「保育基盤整備加速化方針」は、検証が必要です。第2期の子ども・子育て支援事

業計画を前倒しするという位置づけのもと、子ども・子育て会議で継続して審議していくことを求めている。

しかし、どうか間違わないでいただきたい。今回、ようやく保育のグランドデザインを描こうとされたこと、私は大変評価しています。評価されるべきです。山田町長でなければできていなかったかも知れない。何とかしなければならないと、政策的課題を目指した職員を批判することなど、私にはできません。ここにいる誰も、新しい議員さんを除いて誰も批判などできないと思いますよ。この予算が仮に執行され、その場合には、私はさらに住民の声を聞き、この施策を全面的にサポートするように努めます。しかし、第二幼稚園の廃園提案同様、進め方は拙速、強引でした。第四保育所は耐震化のため緊急的に転園、しかし受け皿はなし、元の場所は民営で、町立第四保育所は規模縮小。入園できたとしても、以前よりも周辺環境が劣る。こんな酷なことはありません。あまりに気の毒です。

しかしながら、私は今回、反対の立場には立ちません。保護者の皆さんは、マクロからの政策の事情はよくわかっておられる。そのうえで精一杯声をあげてくださっている。私、多くの気づきをいただきました。いただいたお便り、要望書は胸に突き刺さりました。政策にはマクロの視点が欠かせません。私は今回、このマクロの視点に立ちます。しかし、子どもの保育や教育はミクロから見ないといけません。数字から見ると、必ず失敗します。ここを島本町、改めなあかんと思います。いつも数字から見ている。子どもの最善の利益から考える、保育士の人権から見る、この大事なことを見失わないでいきたいと肝に銘じ、私は今回、覚悟を持って保留という選択をさせていただきます。

最後に、UR空き店舗を活用しての小規模保育所2園の整備、中学校特別教室の空調整備など、子どもに関わる事業の拡充が多くなされています。これは山田町長になって、教育・子どもに関わる予算が拡充されていると実感しております。評価すべき内容が多く含まれています。

以上のような理由で、前に述べたような理由で、第5号議案 一般会計補正予算(第6号)には賛成できかねますが、評価するべき点も大変多いということで、保留とさせていただきます。

以上です。

(午前11時06分 戸田議員退席)

川嶋議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第5号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

(午前11時07分 戸田議員出席)

引き続き、第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第6号議案 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の補正予算は、介護予防・生活支援サービス等事業費1,162万3千円を増額して、歳入歳出をそれぞれ24億7,803万2千円とするものです。

その増額の内容は、生活支援サービス費が1,162万3千円となっており、その財源は国庫支出金252万4千円、府支出金145万3千円、その他764万6千円となっています。いずれも特定財源からの補正されるものです。この事業は、市町村が主体となって、地域の実情に応じて独自の判断でサービス内容を決定することができるもので、介護保険制度におけるサービスだけでは支援が行き届かなかった部分まで、切れ目なくサービスを提供することが可能となっています。従って、高齢者の皆さんが健康で、安心して、住み慣れた地域で暮らせるよう、在宅生活等を支えるものです。

今回の地域支援事業費の増額の要因については、介護予防・生活支援サービスの現行相当額サービスの利用者が、当初見込み数より増額したことによって負担額が増加したものであり、必要経費であると判断し、賛成の討論とします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第6号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第2、第7号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） それでは、第7号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の7の1ページでございます。今回の補正予算につきましては、歳入では、負担金、基金繰入金、雑入及び町債の補正を、歳出では、共済費の補正のほか、淀川右岸流域下水道建設負担金及び決算見込みを勘案した補正予算について、ご提案をさせていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ120万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億899万8千円とするもので、款項別の内容につきましては、7の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、7の5ページの「第2表 地方債補正」にお示ししております。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7の8ページからの「歳入」でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第2目 下水道費負担金265万2千円の増額につきましては、昨今の大雨の影響により実施しました山崎雨水ポンプ場浚渫工事及び重油の補充にかかる費用について、大山崎町と応分の負担に関する協議が整いましたので、今回、増額をお願いするものでございます。

第5款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金1,965万6千円の減額につきましては、収支の調整による減額でございます。

第6款 諸収入、第1項 雑入、第1目 雑入1,179万6千円の増額につきましては、流域下水道維持管理負担金過年度精算金による増額でございます。

第7款 町債、第1項 町債、第1目 下水道債400万円の増額につきましては、歳出で出てまいります淀川右岸流域下水道建設負担金の増額による地方債の増額でございます。

続きまして、7の9ページからの「歳出」でございます。

共済費の補正につきましては、各費目にわたりますので、最後に一括してご説明申し上げます。

第1款 下水道費、第1項 下水道総務費、第1目 一般管理費20万7千円の増額のうち、第8節 報償費の増額につきましては、受益者負担金の納期前納付にかかる報奨金で、当初見込みよりも納期前納付を選択された方が増加したことによる増額でございます。第12節 役務費の増額につきましては、山崎ポンプ場電話回線使用料について、決算見込みを勘案し不足が生じることから増額するものでございます。第27節 公課費の増額につきましては、平成29年度決算に基づく消費税額について、納付

額に不足が生じることから増額するものでございます。

第1款 下水道費、第2項 下水道整備費、第1目 下水道建設費 424万5千円の増額のうち、第19節 負担金、補助及び交付金の増額につきましては、大阪北部地震による流域下水道施設の破損箇所の災害復旧及び前島ポンプ場の雨水ポンプ設備更新工事にかかる国の追加補正に対応するための増額でございます。

第2款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子 566万円の減額につきましては、支払い利子の確定見込みによる減額でございます。

続きまして、7の10ページ、給与費明細書でございます。共済費の補正について、ご説明申し上げます。今回の共済費の補正につきましては、決算見込みを勘案したものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 公共下水道費負担金、山崎ポンプ場大山崎町負担金 265万2千円についてです。この時期に負担金が歳入としてあがっている理由、これをまずお示してください。それから、「応分の負担に関する協議が整った」とおっしゃいましたが、協議によって整った「応分の負担」とはどのようなものか、何に対する負担なのか。そして、その積算根拠は何か、ご説明をお願いいたします

上下水道部長 それでは、戸田議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の大山崎町との負担に関しましては、昨年7月豪雨の際に、山崎ポンプ場の特に雨水施設の沈砂池に土砂が堆積をしたことから、非常にポンプへの影響があるということで、本町におきましては、その浚渫工事を計画させていただいたところでございます。これまでも山崎ポンプ場の維持管理につきましては、大山崎町と協定書等の中で、ご負担について協議を重ねてきた経過がございます。

今回の案件につきましても、大山崎町の負担について協議が必要という判断をさせていただきまして、昨年8月27日に協議をさせていただいたところでございます。その際には、概ね概要についてご説明をさせていただきまして、費用負担についても一定の算出をし、概算費用ということでお示しをさせていただいたところでございます。それ以後、詳細な負担金の額につきましても調整をさせていただきまして、最終的に大山崎町との確認が取れたということで、協議が整ったということでございますので、今回の2月定例会議におきまして負担金の増額補正をお願いしたものでございます。

負担金の算出の根拠につきましては、協定書と、それから覚書を締結をさせていただいておりますことから、双方の内容に基づきまして、負担金の算出をさせていただ

ているものでございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第7号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、第8号議案 平成30年度島本町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第8号議案 平成30年度島本町水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の8の1ページでございます。今回の補正予算につきましては、事業費及び決算の確定見込みによります補正予算について、ご提案をさせていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第2条の収益的支出につきましては、955万3千円を増額するものでございます。

8の2ページ、第3条の資本的支出につきましては、資本的支出で2,464万3千円を減額するものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費で44万円を増額するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明申し上げます。

8の5ページでございます。「収益的支出」でございます。

人件費につきましては、各費目にわたりますので、最後にまとめてご説明申し上げます。

ます。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費 592万1千円の減額うち、節 工事請負費の減額につきましては、深井戸揚水試験の結果を受け、深井戸改修工事が不要となったことによる減額でございます。第2目 配水及び給水費 4万6千円の増額及び第3目 受託工事費 14万7千円の減額につきましては、人件費の補正として最後にまとめてご説明申し上げます。第4目 総係費 442万5千円の減額のうち、節 委託料の減額につきましては、指定代理納付システム導入業務は、今年度、クレジット決済の導入を進めておりましたが、現行の水道料金システムで利用可能なクレジットカードによる公金収納代行サービス会社において、今年度、新システムの構築に取り組み、年度内の新規の申込みが困難となったため、不執行となったものでございます。馬渡外2取水場境界確定業務は落札減によるもので、旧第二浄水池等耐震診断業務につきましては、上下水道部庁舎における耐震診断業務で、耐震基準を満たしていると判定されたことによる業務内容の精査及び落札減による減額でございます。

8の6ページでございます。第2項 営業外費用、第2目 消費税及び地方消費税 2,000万円の増額でございますが、事業費の減額等、決算状況を勘案した結果、平成30年度にかかる消費税及び地方消費税の申告税額に不足が生じることから、増額するものでございます。

「資本的支出」でございます。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 事務費 1千円の増額につきましては、法定福利費の補正として最後にまとめてご説明申し上げます。第2目 施設整備事業費、節 工事請負費 2,000万円の減額につきましては、老朽配水管布設替工事にかかる落札減及び業務内容の精査による減額でございます。第3目 固定資産取得費、節 量水器 464万4千円の減額につきましては、量水器、新規給水申し込みやメーター替え等に伴う水道メーター購入費用の確定による減額でございます。

それでは、人件費の補正についてでございます。8の7ページの給与費明細書でございます。

今回の人件費の補正につきましては、期末手当及び勤勉手当にかかる賞与引当金繰入額を計上しておりますが、これは平成31年度予算を策定するにあたり、来年度の6月に支払う期末勤勉手当に必要な賞与引当金について引当金に不足が生じますことから、繰り入れをするものでございます。また法定福利費につきましては、決算見込みを勘案するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第8号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時26分～午前11時40分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてから、第33号議案 平成31年度島本町下水道事業会計予算までの25件を一括議題といたします。

まず、町長から平成31年度の施政方針について、説明がございます。

山田町長(登壇) 平成31年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算のご審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員の皆様はもとより住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町政運営の重責を担ってから3年目を迎え、1期4年の任期の後半に入ろうとしています。昨年を振り返りますと、地震・豪雨・台風と、自然災害が多く発生した1年でした。本町においても、家屋や公共施設、道路、山林などに被害が発生し、住民生活にも支障が生じましたが、近隣自治体や関係機関、ボランティアなどの皆様のご協力により、復旧を進めることができました。しかしながら、山林については、いまだに復旧できていない箇所も多数あり、完全復旧には至っていないのが現状です。今後も住民の皆様が安全に暮らせるよう、引き続き「災害に強いまちづくり」に取り組むとともに、災害時に迅速な対応が図れる体制づくりを進め、地域の防災力を高めてまいります。

本年は、「平成」の時代が終わりを告げ、新たな時代が始まる変化とスタートの年となります。本町におきましては、「保育基盤整備加速化方針」に基づく保育施設の整備をはじめ役場庁舎の建替え、町全体の活性化を見据えたJR島本駅西地区のまちづくり、今後10年のまちづくりの基本指針となる「第五次総合計画」の策定など、将来の島本町の方向性を定める一年となります。

この大切な年の町政運営にあたり、私は、これまでも申し上げてきた「まちづくりの根幹は人づくり」と「協働のまちづくり」の理念のもと、「小さな町の豊かな暮らし」の実現を目指し、議会や住民の皆様との対話を重ねながら、職員一丸となって、精力的にまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

さて、我が国の経済状況の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、世界経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意しなければならない状況にあります。こうした中で、平成31年度の国の地方財政対策では、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前年度と同水準を確保することとされたところでございます。

本年度の一般会計予算は、保育基盤の整備や子ども医療費助成の拡充などの「子育て環境」の充実、小・中学校の施設整備などの「教育環境」の充実、橋りょうの長寿命化など「安全なまちづくり」の取り組みなどを重点に据え、予算編成させていただいたものです。

歳入においては、町税及び地方交付税は前年度を上回る見込みであり、総額では、昨年度に比べて約4億円の増額を見込んでおります。一方、歳出においては、一般財源での歳出が増加しており、多額の財源不足を補うため、積立基金を約5億円取り崩すなど、厳しい財政状況が続いております。このため、今後も歳入の確保と歳出の削減に努めることはもちろん、住民の皆様と行政が協働し、適切に役割を分担しながら、創意工夫をもって、厳しい財政状況の中でも魅力あるまちづくりを進められるよう努力してまいります。

これらの方針のもとに編成いたしました平成31年度当初予算の予算規模は、

一般会計	115億2,900万円
各特別会計	65億9,252万2千円
水道事業会計	9億7,920万円
下水道事業会計	20億3,860万円
合計	211億3,932万2千円

でございます。

それでは、平成31年度の主要施策について申し述べます。

(1) 平和と基本的人権尊重のまちづくり

まず、「平和と基本的人権尊重のまちづくり」についてでございます。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、人権三法など関係法の趣旨を踏まえ、すべての人の人権が尊重される、差別のない社会の実現に向け努力を重ねてまいります。また、本年4月に発足する「人権まちづくり協会」などの関係団体と連携し、効果的な事業実施に努めてまいります。

あわせて、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和意識の普及・高揚に努めてまいります。

男女共同参画については、性別に関わりなく一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向けて、「しまもとスマイルプラン～第2期男女共同参画社会をめざす計画～」に基づく取り組みを進めてまいります。

人権文化センターについては、老朽化の著しい給排水管・ガス管などの改修を行い、より多くの住民の皆様に快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

(2) 歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり

次に、「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり」についてでございます。

自然環境の保全、地下水の涵養、防災対策等を目的として、サントリー天然水の森事業による企業との連携や保安林整備事業の活用を通し、森林整備を積極的に推進してまいります。また、森林ボランティアの養成講座を大山崎町と共同で開催し、より広域的に担い手の発掘に努めてまいります。

国民運動「COOL CHOICE（クール チョイス）」に賛同し、住民の皆様の地球温暖化対策への理解と自発的な取組の機運を醸成するため、引き続き普及啓発に取り組みます。

清掃工場については、精密機能検査の結果を踏まえ、施設の長寿命化に向けた適切な維持補修に努めるとともに、粗大ごみ処理施設運転業務に新たに清掃工場受付業務を追加し業務委託を行います。

し尿処理の高槻市への事務委託に伴い閉鎖した衛生化学処理場については、平成31年度中に撤去を完了できるよう、工事を進めてまいります。

昨年発生した大阪府北部地震及び台風第21号により、本町も大きな被害を受けたことを踏まえ、「地域防災計画」の見直しを行います。

また、大阪府及び防災関係機関と連携し、水無瀬川の洪水や土砂災害に対する事前防災行動計画である「タイムライン」を作成いたします。

大雨による被害を未然に軽減するため、本町が管理する沈砂池や水路を点検し、必要な箇所の浚渫工事等を実施いたします。

多様な媒体により迅速に防災情報を発信するため、「災害情報ツイッター」を開始する

とともに、携帯と保存に便利な「防災タウンページ」を町内全戸に配布するなど、災害に関する情報発信や啓発の充実を図ってまいります。

また、住民の皆様の防災意識の向上のため、自治会及び自主防災会への出張講座や地域の防災訓練への参加を行い、各地域における防災力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

高齢化の進展に伴い、救急出動件数が増加傾向にあることから、救急車の適正利用とともに、応急手当の普及啓発に努めてまいります。また、救急救命士を気管挿管などの各種研修に継続して派遣し、救急隊員の資質の向上に努め、住民の皆様の救急要請に的確に対応してまいります。

消防施設では、女性消防職員の勤務に対応した施設の整備・充実を図ります。

また、継続して住宅用火災警報器設置の啓発活動を行い、火災をはじめとする各種災害による被害の抑制・軽減に努め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

高槻警察署をはじめ防犯委員会、高槻警察署管内防犯協議会等の関係機関との連携をより一層深め、近年、増加傾向にある侵入盗や特殊詐欺被害等、犯罪防止に努めてまいります。

また、引き続き、街頭防犯カメラを設置する自治会への補助を行い、地域における防犯活動を支援いたします。

農業委員会と連携しながら、新規就農者が参入しやすい環境づくりを目指すとともに都市農業の振興を図るため、ファミリー農園の制度の見直しを進めてまいります。

商店街等の活性化を目的として、商業団体への支援補助金を創設いたします。

(3) 住民参加と時代の変化に対応したまちづくり

次に、「住民参加と時代の変化に対応したまちづくり」についてでございます。

「広報しまもと」については、昨年8月号が近畿市町村広報紙コンクールで優良賞を受賞いたしました。引き続き各種広報媒体を活用し、わかりやすく親しみの持てる情報発信に努めてまいります。

また、町広報番組の「しまもとプラザ」については、番組内容を見直してから3年目となることから、効果の検証を行い、今後の番組のあり方を検討してまいります。

タウンミーティングや町長席については、より多くの住民の皆様と対話できるよう、引き続き実施してまいります。

住民団体等が自主的かつ自発的に行う公益性のある事業を支援する「公募型公益活動補助制度」の導入について、検討してまいります。

町内の住宅開発に伴う新たな地域コミュニティの形成や、各地域における防災力の向上を目指し、自治会及び自主防災会の結成について支援してまいります。

大沢地区については、高齢化が著しく進み、運転免許の所持者も減少していることなど

から、大沢地区乗合タクシー配車サービス事業の拡充を図ります。

ボランティア情報センターについては、体制を見直し、役場庁舎に機能を移し、引き続き情報発信に努めてまいります。

(4) 安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり

次に、「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」についてでございます。

J R 島本駅西地区については、市街化区域への編入とあわせて、用途地域の指定等の都市計画手続きを進めてまいります。また、J R 島本駅西土地区画整理準備組合に対し引き続き技術的支援を行うことで、駅周辺の活性化を図るとともに、良好なまちづくりを誘導してまいります。

百山地区については、用途地域の変更等の都市計画手続きを進め、建築物等の規制・誘導を行うことにより、産業の拠点として研究施設などが集積する、良好な市街地形成を推進してまいります。

適正管理が行われていない空家等について、総合的かつ継続的に対策を講じるため、平成30年度に実施した空家等実態把握調査の情報をもとに、「空家等対策計画」を策定いたします。

橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修工事等を進めてまいります。また桜井跨線橋については、平成30年度に行った実施設計をもとに補修・補強工事を進めてまいります。

町域内において、一時的に車両が集中し混雑する道路があることから、高槻警察署などの関係機関との協議を重ねながら、交通環境の改善に取り組んでまいります。

水道事業については、平成30年度から平成33年度までを計画期間とする「水道事業財政計画」に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、引き続き大阪広域水道企業団から年間配水量の約1割の高度浄水処理水を受水し、水道水の安定供給に努めてまいります。

また、本年度は、給水開始から60年の節目の年にあたることから、地下水100%のボトルドウォーターを作製し、水道事業のPRに努めるとともに、水道料金及び下水道使用料の支払いにかかる利便性向上のため、「LINE Pay (ライン ペイ)」を活用した決済サービスを導入いたします。

水道施設の整備については、引き続き「水道管路更新等計画」に基づき、老朽配水管の布設替えと耐震化を図るとともに、大藪浄水場管理棟改修工事及び関連施設の耐震化等に向けた取り組みを進めてまいります。

あわせて、本年度は、平成24年7月に策定した「地域水道ビジョン」の評価を行い、今後の経営戦略を踏まえた概ね10年間を計画期間とする次期「水道事業ビジョン」の策定に向けた取り組みを進めるとともに、より一層、安全かつ強靱で持続可能な水道事業の運営に努めてまいります。

公共下水道事業については、本年度から公営企業会計に移行いたします。今後も平成30年度から平成33年度までを計画期間とする「公共下水道事業財政健全化計画」に基づき、引き続き財政状況を注視しながら計画的に事業を進めるとともに、公共用水域の水質保全や町域内の浸水防除等に努めてまいります。

また、JR島本駅西土地区画整理事業との整合を図るため、「都市計画法」及び「下水道法」に基づき、事業計画の変更の手続きを進めてまいります。

下水道整備のうち、汚水整備については、引き続き供用開始区域の拡大に努めてまいります。

雨水整備については、平成32年度の完成を目途とする五反田雨水幹線の整備を継続するとともに、流域下水道高槻島本雨水幹線の接続工事の完成に向け、高槻市と連携を図ってまいります。

既存の下水道施設については、老朽化等に起因する破損などにより住民生活や社会活動に影響を及ぼさないよう、社会資本整備総合交付金の整備計画の見直しを行うとともに、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用し、計画的かつ効率的な維持管理に努めてまいります。

(5) 少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり

次に、「少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり」についてでございます。

健康づくりの推進のため、引き続き「健康マイレージ事業」に取り組むとともに、がん検診の受診率の向上に努め、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めてまいります。また胃内視鏡検診の導入に向け、本年度は実施体制の整備に向けて検討を進めてまいります。

成人歯科健康診査については、対象年齢を18歳以上に拡大するとともに、妊産婦の方については、18歳未満でも受診できる体制を整備いたします。

三島二次医療圏域における安定した三次救急医療体制の維持に向け、大阪府三島救命救急センターの大阪医科大学附属病院への移転に関する事務が円滑に進むよう、大阪府や3市1町（高槻市・茨木市・摂津市・島本町）の関係機関等と連携し、取り組んでまいります。また、高槻島本夜間休日応急診療所における初期救急医療事業のあり方について、引き続き関係機関と検討を進めてまいります。

風しんの感染拡大を防止するため、現在39歳から56歳の男性に対し、風しんの抗体検査や定期の予防接種を実施します。

国民健康保険については、持続可能な国民健康保険制度の構築を目指す「大阪府国民健康保険運営方針」を踏まえた事務の実施に努めてまいります。

また、本年3月策定の「第2期データヘルス計画」に基づき、レセプトなどの健康・医療情報を活用した効果的な保健事業の実施を図ってまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大阪府

後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な事業運営に努めてまいります。

介護保険については、「第7期保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごしていけるように、引き続き「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各サービスが、切れ目なく一体的に提供できる体制整備に努めてまいります。

また、地域包括支援センターの運営については、平成32年度からの民間委託での事業実施に向け、必要な事務を進めてまいります。

介護予防や重度化防止に向けた取り組みを推進するため、引き続き「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」の地域展開などに対し、積極的な支援を行ってまいります。

福祉ふれあいバスについては、運行目的を「高齢者等の町内への外出支援」とし、運行ルートの一部を変更したうえで、新たに特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方についても利用していただけるように、対象者を拡大いたします。

本年3月策定の「第4期地域福祉計画」及び「第1期自殺対策計画」に基づき、子どもから高齢者まで、誰もが安心していきいきと生活できる地域づくりを進めてまいります。

生活困窮者自立支援制度については、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、生活保護には至らない低所得の方に対する各種支援事業を引き続き実施してまいります。また生活保護事業についても、相談や申請時には適切に対応するとともに、被保護者の就労を支援し、自立に繋がるよう努めてまいります。

平成32年度から平成36年度までを計画期間とする「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるとともに、社会づくりを進めてまいります。

障害者施策については、「第3次障害者計画」及び「第5期障害福祉計画」に基づき、各種施策やサービス提供の充実を図ってまいります。

本年4月開設の「障害者地域生活支援拠点施設」については、町立やまぶき園の事業を継承しつつ、新たな拠点機能として相談支援事業と短期入所事業を開始いたします。また支援体制の充実を図るため、町内の事業所を対象に、短期入所安心配置事業及び重度重複障害者支援事業の補助制度を創設いたします。

「第6次行財政改革プラン」に基づき各種個人給付の見直しを行うとともに、子ども医療費助成については、通院費助成の対象を中学校3年生までに拡大し、子どもの健康保持増進及び子育て支援の充実を図ってまいります。

「保育基盤整備加速化方針」に基づき、第四保育所の耐震対策並びに就学前児童の待機児童対策として、小規模保育事業所2ヵ所、水無瀬神宮境内の民間保育園の開設、第四保育所移転新築など、保育施設の整備を進めます。また、現第四保育所が未耐震であることによる代替施設として、ふれあいセンターの改修、他園での児童の受入れを進めてまいります。

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本町の教育・保育ニーズや国の動向等を踏まえ、次期計画を策定します。

保育士確保が大きな課題でありますことから、民間保育園への支援策である保育士等臨時給付金制度等と、町立保育所での派遣業者による保育士確保事業を引き続き実施するとともに、さらなる保育士確保策の調査・研究を行ってまいります。

(6) 生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり

次に、「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり」についてでございます。

小学6年生において、支援学級在籍児童を含めた40人以下学級を編制するため、学級担任外教員として、補助教員を新たに任用いたします。

次期学習指導要領に対応した、わかりやすく深まる授業の実現を目指し、中学校コンピュータ教室の機器更新にあわせて、タブレットパソコンの導入や普通教室へのプロジェクターの設置など、ICT（情報通信技術）環境を整備いたします。

中学校で新たに始まる「特別の教科 道徳」については、生徒が、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として、他者とともによりよく生きるための基礎となる道徳性を醸成できるよう、教育活動全体を通じた取り組みを推進してまいります。

英語教育については、引き続き外国語指導助手による就学前の英語活動及び文部科学省の教育課程特例校としての取り組み、実用英語技能検定受験者への補助等を通じ、中学校卒業時に英検3級程度の学力が身につくよう取り組みます。

教育相談については、年々、増加する相談に適切に対応するため相談体制を見直し、保幼小中における連続した相談体制の充実を図ってまいります。

生徒指導については、いじめ・不登校（虐待）対策連絡会の開催や、関係機関とのさらなる連携を図り、組織的な取り組みを推進してまいります。

就学援助費の支給については、「第6次行財政改革プラン」に基づき認定基準を見直すとともに、小学校入学時における一時的な保護者負担の軽減を図るため、小学校新入学児童の学用品費等を小学校入学前に支給できるようにいたします。

学校施設の整備については、第三小学校新A棟の建築工事に向け、事務を着実に進めてまいります。

また、第四小学校との親子方式による完全給食の実施に向け、第一小学校給食室の改修工事を実施するとともに、第二中学校の一部未実施であった校舎の屋上防水工事及び外壁塗装工事を実施いたします。

本年3月末で閉園となる、第二幼稚園の解体工事を進めます。

また、民間活力により、第二幼稚園及び第四保育所跡地に、教育と保育の機能をあわせ

持つ認定こども園の整備を進めてまいります。

町立体育館の整備については、役場庁舎の耐震化など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら、さらに検討を進めてまいります。

歴史文化資料館については、国宝2点の複製を中心とした展示を行い、町内外からの来館者に本町の文化財をPRしてまいります。また、駅前という立地を踏まえた「にぎわいづくり」の資源として、正面広場や史跡桜井駅跡のより一層の活用に努めてまいります。

夏休みの「子どもの居場所づくり事業」については、より多くの子どもたちに参加していただけるよう、これまでの取り組みで得た意見などを検証し、工夫・改善に努めてまいります。

(7) 住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営

最後に、「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営」についてでございます。

今後10年のまちづくりの基本指針となる「第五次総合計画」の策定作業を昨年からは開始しています。人口減少社会への対応と地方創生、子育て・教育環境の充実、頻発する災害への対応など、様々な状況や課題に的確に対応し、住民サービスの維持・充実に努めていくための中長期的な展望に立った計画として策定してまいります。

昨年8月に策定いたしました「第6次行財政改革プラン」に基づき、事務事業の見直しや効率化、財源の確保、経費の節減、人材の育成など、限られた資源を有効活用し、今後も持続的に行政運営を行っていくための取り組みを積極的に進めてまいります。

また、これまで以上に近隣自治体との連携・協力を進め、広域的な行政課題に対応できるよう努力してまいります。

平成32年度の町制施行80周年に向け、記念事業等の検討を進めてまいります。

自治体クラウドについては、電算関係経費の節減、業務負担の軽減、災害時におけるデータバックアップ等を目的として、導入に向けた取り組みを進めてまいります。

夜間や休日においても各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスについては、現時点での導入を見合わせ、夜間や休日における住民票の予約受け取りサービスの実施に向けた検討を進めてまいります。

「働き方改革関連法」の成立等を踏まえ、職員の超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得などを一層促進し、健康でいきいきと働き、その能力を最大限発揮することができる職場環境づくりに努めてまいります。

また、「地方公務員法」及び「地方自治法」の改正を踏まえ、平成32年度からの会計年度任用職員制度の導入に向け、取り組んでまいります。

役場庁舎の耐震化については、昨年4月に策定した「役場庁舎耐震化方針」に基づき、できるだけ早期に実施できるよう、「新庁舎建設基本計画」の策定をはじめ適切に取り組むを進めてまいります。

以上、平成31年度の町政運営の基本方針及び主要施策の大綱を申し述べました。これらの施策を実行し、安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めていくためには、議会や住民の皆様、その他の関係機関や団体の皆様のご理解とご協力が不可欠です。そのためには、互いに「情報」や「ビジョン」を共有し、対話を重ね、ともに考え、それぞれが役割分担しながら、課題解決に向け取り組んでいくことが重要となります。

島本町は来年、80周年を迎えます。互いに顔の見える小さなまちの良さを生かして適切に情報共有や意見交換を行い、「小さな町の豊かな暮らし」を持続していけるよう、そしてさらに魅力を高め、未来の世代に繋いでいけるよう、皆様と話し合い、考え、行動してまいります。議員の皆様のご指導とご鞭撻、住民の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申しあげ、施政方針とさせていただきます。

川嶋議長 続いて各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いたします。

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について(案)説明

それでは、引き続きまして、第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、島本町社会福祉施設整備審査委員会の担任する事務に係る事項を追加するため、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、島本町社会福祉施設整備審査委員会において、島本町地域包括支援センターの運營業務の委託事業者の審査及び選定ができるよう、当該委員会が担任する事務の対象施設に、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46に規定する施設を追加するとともに、当該委員会の名称を島本町社会福祉施設等整備審査委員会へ改正するものです。

施行期日は、平成31年4月1日です。

以上、簡単ではありますが、島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、時間外勤務命令の上限の設定等に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、長時間労働の是正を図るための措置として、民間労働法制及び国家公務員にかかる人事院規則において、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置が平成31年4月1日より適用される予定であることから、本町においても同様に適用することとし、改正するものです。

具体的に職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則で定める内容について、まずは、時間外勤務命令の上限時間として、1ヵ月について45時間以下、1年について360時間以下を原則とし、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員は1ヵ月について100時間未満、2～6月平均で80時間以下、1年について720時間以下とするものです。次に、上限時間の特例として、災害への対応などの重要性・緊急性が高い業務に従事する職員に対しては、上限時間を超えて時間外勤務を命じることができ、また、時間外勤務縮減に向けた対策の実施として、上限時間を超えた場合には事後的な検証を実施することとしています。

施行期日は、平成31年4月1日です。

以上、簡単ではありますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第11号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び発達相談員を非常勤嘱託員として配置することに伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正について、現行では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び発達相談員が職務に従事した際には報償費、いわゆる謝礼として支給していますが、従事内容からは、非常勤嘱託員としての位置付けがより適切であるとの考えのもと、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に新たに位置付け、報酬額は謝礼として支給していた額と同額です。

施行期日は、平成31年4月1日です。

以上、簡単ではありますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、保育所副所長の配置並びに臨時的任用職員にかかる介護員の職種名の変更及び補助教員の配置に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正について、まずは保育所副所長の配置についてですが、現行の幼稚園には管理職として園長、教頭の職を配置し、保育所には管理職として所長の職のみを配置しているところであり、幼稚園と保育所の組織体制が異なっていることから、両者の均衡を図るとともに、保育所における組織管理体制の充実を図るため、新たに保育所副所長を配置するものです。

また、臨時的任用職員にかかる介護員の職種名の変更については、現在小・中学校等で任用している介護員の職務内容に関して、身体的介助だけでなく、情緒障害児等への支援という部分が大きくなっている実態があることから、実態に即して、支援員に名称変更するものです。

最後に、補助教員の配置について、本町の学級編制は、支援学級在籍児童を除いて、小学校1・2年生は35人学級で、3年生からは40人学級となっており、支援学級在籍児童を含めると、40人を超える場合があります。特に、体が大きくなる6年生では、過密による精神的ストレスがかかり、学習環境として過酷な状態となることが想定されます。このため、教育委員会では児童に快適な学習環境を提供するため、本来であれば担任外で教科指導に専念すべき教員に学級担任を担わせることで、6年生について、支援学級在籍児童を含めた40人以下学級を編制する予定です。

これに伴い生じる欠員を、学校内の努力のみで補うことができない場合に、町費負担により、授業のみを担当する補助教員を配置するものです。

施行期日は、平成31年4月1日です。

以上、簡単ではありますが、職員の勤務時間、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「第6次行財政改革プラン」に基づく個人給付の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、本条例の改正内容について、改正条文に沿ってご説明申し上げます。

別表（第5条関係）について、父母の両方がいない児童の月額支給金額を、2,000円から2,500円に、父母の一方がいない児童の月額支給金額を1,000円から1,500円に改正するものです。

施行期日は、平成32年4月1日です。

以上で、島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、子どもの健康の保持増進及び子育て支援の充実を図るため、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、通院費助成の対象者を中学校3年生まで拡大するものです。

それでは、本条例の改正内容について、改正条文に沿ってご説明申し上げます。

第2条第2号については、中学生に関しての定義を削除するとともに各号数を繰り上げるものです。

第4条第1項ただし書については、中学生に対する助成は入院医療費のみと規定していますが、通院費助成も受けられるよう改正することから、削除するものです。

第4条第3項については、第2条各号の繰上げに伴い参照号数の改正を行うものです。

第5条第1項については、中学生以外は現物給付による助成を規定していますが、中学生も同様の助成を受けることができるように改正することから、中学生の文言を削除するものです。

第5条第2項については、中学生への助成は償還払いのみを規定していますが、現物給付も受けられるように改正することから削除するものです。

第6条第2項については、第5条第2項を削除するため、参照条文の改正を行うものです。

第9条については、第4条第1項ただし書を削除するため、参照条文の改正を行うもの

です。

施行期日は、平成32年1月1日です。

以上で、島本町子どもの医療費の助成に関する条例を一部改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町国民健康保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第15号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「国民健康保険法施行令」の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、平成31年1月25日付けで公布された「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」「国民健康保険条例参考例の一部改正」及び「大阪府国民健康保険運営方針」に基づく事務運用によるものです。

それでは、本条例の改正内容について、改正条文に沿ってご説明申し上げます。

第11条の2については、一般被保険者にかかる保険料の基礎賦課総額に対して算入する特別調整交付金の項目を追加するものです。

第15条の5については、事務運用に基づき保険料の端数処理を10円未満から1円未満に変更するものです。

第20条については、現在、一定所得以下の世帯において保険料の応益割を2割・5割・7割と軽減していますが、今回、2割と5割の軽減対象世帯を拡大するものです。2割軽減については、現行の「33万円+50万円×被保険者数」から「33万円+51万円×被保険者数」に、5割軽減については、現行の「33万円+27万5千円×被保険者数」から「33万円+28万円×被保険者数」となります。

施行期日は、平成31年4月1日です。

なお、附則において、条例による改正後の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によることを規定しています。

以上、簡単ではありますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、地域包括支援センター運営協議会の位置付けを明確にするほか、所要の改正を行うものです。

それでは、本条例の改正内容について、改正条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条については、「介護保険法」の改正により発生した条ずれ箇所を改正するものです。

第3条については、「介護保険法施行規則」において地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を確保するために意見を聴取し、審議する場として規定されている地域包括支援センター運営協議会を、本町においては島本町介護保険事業運営委員会がそれにあたるものと明確に位置付けるために、改正を行うものです。

施行期日は、公布の日からです。

以上、簡単ではありますが、島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町下水道条例の一部改正について（案） 説明

それでは、引き続きまして、第17号議案 島本町下水道条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うものです。それでは、本条例の改正内容について、改正条文に沿って、ご説明申し上げます。

第20条の使用料の額については、「100分の108を乗じて得た」額を「消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額に相当する額を加算した」額に改正するものです。

施行期日は、平成31年10月1日です。

以上、簡単ではありますが、島本町下水道条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町水道事業条例の一部改正について（案） 説明

それでは、引き続きまして、第18号議案 島本町水道事業条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うものです。それでは、本条例の改正内容について、改正条文に沿って、ご説明申し上げます。

第26条の料金のうち、第1項については「100分の108を乗じて得た」額を「消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額に相当する額を加算した」額に改正するものです。

施行期日は、平成31年10月1日です。

以上、簡単ではありますが、島本町水道事業条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町障害者福祉金条例の廃止について（説明）

それでは、引き続きまして、第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「第6次行財政改革プラン」に基づく個人給付の見直しに伴い、廃止するものです。

本条例については、制度が創設された昭和40年代と比較し、「障害者総合支援法」の施行等に伴い各種障害福祉サービスが充実しており、これまでの現金支給の支援から、福祉サービスや基盤整備に重点を置いた障害福祉サービスを提供することができるよう財源

を確保するため、廃止するものです。

施行期日は、平成32年1月1日です。

以上で、島本町障害者福祉金条例の廃止についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町難病者福祉金支給条例の廃止について（説明）

それでは、引き続きまして、第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「第6次行財政改革プラン」に基づく個人給付の見直しに伴い、廃止するものです。

本条例については、制度が創設された昭和50年代と比較し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い指定難病の対象となる疾患が大幅に拡充され、各種障害福祉サービスの利用が可能となっており、これまでの現金支給の支援から、福祉サービスや基盤整備に重点を置いた障害福祉サービスを提供することができるよう財源を確保するため、廃止するものです。

施行期日は、平成32年1月1日です。

以上で、島本町難病者福祉金支給条例の廃止についての説明を、終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町一般会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

我が国の経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意しなければならない状況にあります。

このような中で、平成31年度の国の地方財政対策では、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前年度と同水準を確保することとされたところです。

本町の平成31年度当初予算については、歳入では、町の自主財源の多くを占める町税が住宅開発や一部企業の業績好調により増額となり、また地方交付税についても増額となるなど、町税、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などの一般財源は、前年度比約4億7,000万円の増額を見込んでいます。

一方、歳出については、民間認定こども園開設に向けた支援、人権文化センターの施設

整備、小中学校の施設整備、子ども医療費助成の拡充、商業団体支援補助金の創設、空家等対策計画策定、橋りょう長寿命化などの予算計上を行っていることなどにより、一般財源での歳出は増加しており、多額の財源不足を補うため、約5億円の積立基金を取り崩すこととなりました。

このような厳しい財政状況の中で、住民福祉の維持向上を図るために調製した当該予算案について、議会の皆様方に審議していただくため、提案させていただくものです。

なお、平成31年度当初予算案は、予算調製時点における国の方針に基づいて策定しており、今後、新たに国の方針の詳細が示されれば、年度中の補正予算において、改めて審議していただきたいと考えています。

平成31年度当初予算は、第1条に定めるとおり、歳入歳出総額115億2,900万円を計上しています。予算規模としては、前年度当初予算に比べ4億6,000万円、率にして4.2%の増となっています。

第2条の債務負担行為の設定は、「第2表 債務負担行為」でお示ししています。

圧着機賃貸借については、契約期間が6ヵ年度にまたがるため設定するものです。

住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借については、契約期間が6ヵ年度にまたがるため設定するものです。

桜井跨線橋補修・補強事業については、契約期間が2ヵ年度にまたがるため設定するものです。

教育用コンピュータ賃貸借（中学校）については、契約期間が6ヵ年度にまたがるため設定するものです。

第3条の地方債は、「第3表 地方債」でお示ししています。

人権文化センター整備事業債では、給排水等設備の整備に係る財源として4,800万円を計上しています。

民間認定こども園整備事業債では、第二幼稚園跡地における民間認定こども園整備にかかる補助の財源として、6,420万円を計上しています。

清掃施設整備事業債では、清掃工場の整備にかかる財源として7,500万円を計上しています。

公営住宅整備事業債では、町営住宅の整備にかかる財源として3,580万円を計上しています。

衛生化学処理場撤去事業債では、前年度からの継続事業である衛生化学処理場撤去にかかる財源として2億1,110万円を計上しています。

道路・橋りょう事業債では、道路整備事業、橋りょう補修・補強事業、通学路安全プログラム対策事業にかかる財源として5,920万円を計上しています。

消防施設整備事業債では、庁舎敷地内道路の整備にかかる財源として430万円を計上しています。

学校教育施設等整備事業債では、8,970万円を計上しています。その内訳としては、第一小学校給食室改修工事にかかる財源として4,460万円、第二中学校外壁及び屋上防水工事にかかる財源として4,510万円となっています。

幼稚園撤去事業債では、第二幼稚園撤去に係る財源として、5,040万円を計上しています。

臨時財政対策債は、5億円を計上しています。

第4条の「一時借入金」の借入最高額は、前年度と同額の5億円を設定しています。

歳入

[1] 町税は、前年度に比べ2億6,351万2千円、率にして5.55%増の総額50億4,012万9千円を計上しています。

①町民税個人分は、前年度に比べ6,467万3千円増の17億8,544万5千円を計上しています。これは主に、納税義務者数の増等によるものです。

②町民税法人分は、前年度に比べ1億2,274万6千円増の7億9,250万2千円を計上しています。これは主に、一部企業の業績が好調なことによるものです。

③固定資産税は、前年度に比べ5,950万円増の19億2,290万円を計上しています。これは主に、住宅開発に伴う新築家屋の増及び一部企業の設備投資等によるものです。

④国有資産等所在市町村交付金は、前年度に比べ20万7千円増の2,626万3千円を計上しています。

⑤軽自動車税は、前年度に比べ1万9千円減の2,965万3千円を計上しています。

⑥環境性能割は、106万1千円を計上しています。これは車体課税の見直しに伴い、新たに課税されるものです。

⑦町たばこ税は、前年度に比べ340万7千円減の9,844万1千円を計上しています。これは主に、健康志向の高まりによる販売本数の減少が見込まれることによるものです。

⑧特別土地保有税は、滞納分として科目設定1千円を計上しています。

⑨都市計画税は、前年度に比べ1,875万1千円増の3億8,386万3千円を計上しています。これは主に、住宅開発により増となるものです。

[2] 地方譲与税は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、5,382万3千円を計上しています。なお、本年度から森林整備等に係る経費の財源として、森林環境譲与税が新たに交付されます。

[3] 利子割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、1,300万円を計上しています。

[4] 配当割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、3,400万円を計上して

います。

[5] 株式等譲渡所得割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、3,000万円を計上しています。

[6] 地方消費税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、4億7,600万円を計上しています。

なお、このうち、社会保障財源交付金2億3,200万円については、「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

[7] ゴルフ場利用税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、3,800万円を計上しています。

[8] 自動車取得税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、1,200万円を計上しています。

[9] 環境性能割交付金については、道府県税である自動車税環境性能割の一定割合が市町村に交付されるもので、地方財政対策を勘案し、900万円を計上しています。

[10] 地方特例交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、3,700万円を計上しています。

[11] 地方交付税は、10億9,000万円を計上しています。

①普通交付税については、10億5,000万円を計上しています。

普通交付税については、基準財政収入額と基準財政需要額の差を財源補填するために交付されています。本年度の積算に当たっては、前年度の確定額、地方財政対策等を勘案しました。

②特別交付税については、前年度と同額の4,000万円を計上しています。

[12] 交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の350万円を計上しています。

[13] 分担金及び負担金については、前年度に比べ2万7千円、率にして1.6%増の174万7千円を計上しています。

[14] 使用料及び手数料については、前年度に比べ2,518万3千円、率にして5.5%増の

4億8,222万1千円を計上しています。これは主に、平成31年度中に開園予定の民間保育所にかかる使用料を計上していることによるものです。

[15] 国庫支出金は、前年度に比べ1億6,470万5千円、率にして10.9%増の16億7,996万円を計上しています。

①国庫負担金については、前年度に比べ1億2,744万7千円、率にして11.9%増の11億9,854万3千円を計上しています。

これは主に、障害者自立支援給付費負担金において対象者数が増となったこと、施設型給付費負担金及び地域型保育給付費負担金において小規模保育事業所数が増となったことによるものです。

②国庫補助金は、前年度に比べ2,543万3千円、率にして5.8%増の4億6,324万円を計上しています。

民生費国庫補助金の保育所等整備交付金については、第二幼稚園跡地に幼保連携型認定こども園を整備する事業者への補助金の財源として計上しています。

③国庫委託金は、前年度に比べ1,182万5千円、率にして186.2%増の1,817万7千円を計上しています。

総務費国庫委託金の参議院議員選挙事務委託金については、参議院議員選挙の事務費にかかる財源として計上しています。

[16] 府支出金は、前年度に比べ1億3,962万2千円、率にして20.7%増の8億1,445万5千円を計上しています。

①府負担金は、前年度に比べ5,479万5千円、率にして12.7%増の4億8,471万7千円を計上しています。

これは主に、障害者自立支援給付費負担金において対象者数が増となったこと、施設型給付費負担金及び地域型保育給付費負担金において保育所数及び小規模保育事業所数が増となったことによるものです。

②府補助金は、前年度に比べ7,018万4千円、率にして37.6%増の2億5,690万4千円を計上しています。

教育費府補助金の認定こども園整備補助金については、第二幼稚園跡地に幼保連携型認定こども園を整備する事業者への補助金の財源として計上しています。

③府委託金は、前年度に比べ1,464万3千円、率にして25.2%増の7,283万4千円を計上しています。

総務費府委託金の大阪府議会議員選挙事務委託金及び大阪府知事選挙事務委託金については、それぞれの選挙の事務費にかかる財源として計上しています。

[17] 財産収入は、前年度に比べ99万9千円、率にして21.3%減の369万1千円を計上しています。これは主に、利率の見込みを見直したことによる各基金の利子の減によるものです。

[18] 寄附金は、前年度に比べ142万1千円、率にして22.0%減の503万2千円を計上しています。

[19] 繰入金は、前年度に比べ3億6,333万7千円、率にして41.9%減の5億430万1千円を計上しています。

本年度の基金からの繰入金の内訳については、次のとおりです。

- ①公共施設整備積立基金繰入金1億1,374万5千円については、清掃工場の整備、衛生化学処理場の解体、小中学校施設の改修及び橋りょうの改修にかかる財源として繰り入れるものです。
- ②財政調整基金繰入金3億4,055万6千円については、その他一般財源の不足分を補うため繰り入れるものです。
- ③減債基金繰入金5,000万円については、町営緑地公園住宅にかかる町債償還の財源として繰り入れるものです。

[20] 諸収入は、前年度に比べ98万5千円、率にして0.9%増の1億6,641万1千円を計上しています。

[21] 町債については、前年度に比べ1,590万円、率にして1.5%増の10億9,450万円を計上しています。その内訳は「第3表 地方債」のとおりです。

歳 出

[1] 議会費は、ほぼ前年度並みの1億3,119万6千円を計上しています。

[2] 総務費は、前年度に比べ5,068万8千円、率にして4.1%減の11億9,016万2千円を計上しています。

(1) 総務管理費

- ①一般管理費は、前年度に比べ4,331万7千円、率にして7.5%減の5億3,696万4千円を計上しています。
- ②財産管理費は、前年度に比べ455万9千円、率にして7.0%減の6,083万4千円を計上しています。これは主に、前年度に役場庁舎排煙装置修繕工事にかかる経費を計上していたことによるものです。

③防災計画費は、前年度に比べ832万9千円、率にして34.0%減の1,617万6千円を計上しています。これは主に、前年度に「地域防災計画」等の見直しを行う委託料を計上していたことによるものです。

④電算処理費は、前年度に比べ354万3千円、率にして3.1%増の1億1,819万2千円を計上しています。

⑤財務会計費は、前年度に比べ146万7千円、率にして16.9%減の720万1千円を計上しています。これは主に、前年度に平成31年の天皇陛下の退位に伴う元号変更に対応するため、財務会計システムを改修する経費を計上していたことによるものです。

⑥企画費は、前年度に比べ1,054万円、率にして925.4%増の1,167万9千円を計上しています。これは主に、次期総合計画策定にかかる審議会経費及び策定業務委託料等を計上したことによるものです。

⑦広報費は、前年度に比べ107万1千円、率にして4.3%減の2,406万9千円を計上しています。

⑧自治推進費は、前年度に比べ221万3千円、率にして20.7%減の846万4千円を計上しています。これは主に、住民委員会に関するバスの借り上げ代や補助金が減となったこと及びボランティア情報センターを本庁へ移転することに伴う臨時職員賃金等の減によるものです。

⑨人権推進費は、前年度に比べ134万9千円、率にして42.2%増の454万9千円を計上しています。

⑩男女共同参画推進費は、前年度に比べ33万4千円、率にして30.4%増の143万4千円を計上しています。

⑪人権文化センター費は、前年度に比べ2,038万3千円、率にして177.4%増の3,187万5千円を計上しています。本年度は、地方改善施設整備費補助金を活用し、老朽化した給排水・ガス管等の改修を予定しています。

⑫公平委員会費は、前年度と同額の16万3千円を計上しています。

⑬財政調整基金等積立金は、前年度に比べ100万7千円、率にして14.9%減の575万9千円を計上しています。

⑭ふれあいセンター管理費は、前年度に比べ3,351万8千円、率にして20.5%減の1億3,023万5千円を計上しています。これは主に、前年度にカメラ等更新工事等にかかる経費を計上していたことによるものです。

(2) 徴税費

①税務総務費は、前年度に比べ181万6千円、率にして1.7%増の1億843万6千円を計上しています。

②賦課徴収費は、前年度に比べ362万円、率にして9.9%減の3,306万3千円を計上しています。これは主に、前年度に平成31年度の稼働を予定している地方税共通納税シ

システムの整備にかかる経費を計上していたことによるものです。

③固定資産評価審査委員会費は、前年度に比べ5万8千円、率にして28.6%減の14万5千円を計上しています。

(3) 戸籍住民基本台帳費

戸籍住民基本台帳費は、前年度に比べ1,385万5千円、率にして19.1%減の5,864万3千円を計上しています。これは主に、前年度に住民基本台帳システム改修業務にかかる費用を計上していたことによるものです。

(4) 選挙費

①選挙管理委員会費は、前年度に比べ117万1千円、率にして66.2%減の59万9千円を計上しています。これは主に、前年度に平成31年の天皇陛下の退位に伴う元号変更に対応するため、選挙システムの改修にかかる経費を計上していたことによるものです。

②選挙常時啓発事業費は、10万7千円を計上しています。

③参議院議員選挙費は、平成31年7月執行予定の参議院議員選挙にかかる経費として1,228万円を計上しています。

④大阪府議会議員選挙費は、平成31年4月執行予定の大阪府議会議員選挙にかかる経費として665万6千円を計上しています。

⑤大阪府知事選挙費は、平成31年11月執行予定の大阪府知事選挙にかかる経費として1,071万4千円を計上しています。

(5) 統計調査費

諸統計費は、前年度に比べ99万円、率にして46.6%減の113万3千円を計上しています。本年度は、本年度は農林業センサスの実施年度であることから、調査実施に必要な経費を計上しています。

(6) 監査委員費

監査委員費は、前年度に比べ3万2千円、率にして3.9%減の79万2千円を計上しています。

[3] 民生費は、前年度に比べ5億7,197万5千円、率にして12.8%増の50億790万4千円を計上しています。

(1) 社会福祉費

①社会福祉総務費は、前年度に比べ234万5千円、率にして1.3%減の1億8,399万1千円を計上しています。これは主に、前年度に地域福祉計画の次期計画の策定にかかる経費を計上していたこと及び「第6次行財政改革プラン」に基づく個人給付の見直しに伴い、水道料金助成及び難病者福祉金を、本年12月末をもって廃止することによるものです。また、本年度は平成32年度からの地域包括支援センターの運営委

託に向け、事業者を選定するための社会福祉施設等整備審査委員会にかかる経費を計上しています。

②障害者福祉費は、前年度に比べ8,205万5千円、率にして12.7%増の7億2,797万9千円を計上しています。これは主に、本年4月開設予定の障害者地域生活支援拠点施設を中心として、一般相談支援事業の一元化及び短期入所安心配置事業等の創設などの、障害者が安心して生活することができる環境づくりの整備のための経費を計上していることによるものです。

③行旅病人及び死亡人取扱費は、前年度と同額の34万2千円を計上しています。

④年長者福祉費は、前年度に比べ49万4千円、率にして1.6%増の3,115万7千円を計上しています。

⑤国民健康保険費は、前年度に比べ1,597万6千円、率にして5.4%増の3億1,112万1千円を計上しています。これは主に、オンライン資格確認等への対応に向けた国民健康保険システムの改修にかかる経費の繰出金及び保険基盤安定繰出金が増となったことによるものです。

⑥後期高齢者医療費は、前年度に比べ1,043万6千円、率にして2.6%増の4億1,182万9千円を計上しています。これは主に、後期高齢者医療療養給付費負担金の増によるものです。

⑦介護保険費は、前年度に比べ1,012万5千円、率にして2.6%増の4億153万6千円を計上しています。これは主に、保険給付費の増に伴う繰出金の増によるものです。

⑧福祉医療助成費は、前年度に比べ1,346万2千円、率にして6.5%増の2億1,989万3千円を計上しています。これは主に、実績を踏まえた各医療の給付見込みの見直し及び平成32年1月から子ども医療費のうち通院費の助成を、中学生までに拡充するための経費を計上していることによるものです。

(2) 児童福祉費

①児童福祉総務費は、前年度に比べ4億1,565万8千円、率にして207.8%増の6億1,570万3千円を計上しています。これは主に、認定こども園の施設整備を行う事業者に対する補助金を計上していることによるものです。また、本年度は「第2期島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。また、認定こども園の施設整備を行う事業者に対し、補助金を交付します。

②児童措置費は、前年度に比べ401万6千円、率にして0.5%減の7億6,589万7千円を計上しています。

③児童福祉施設費は、前年度に比べ3,134万3千円、率にして9.2%減の3億854万円を計上しています。これは主に、正職員の保育士が増となることから、臨時職員の保育士が減となることによるものです。

④ひとり親家庭福祉費は、前年度に比べ2,736万5千円、率にして22.7%増の1億4,

812万9千円を計上しています。これは主に、児童扶養手当の支払月の変更に伴い、平成31年度に15ヵ月分を支給するための経費を計上していることによるものです。

⑤児童手当費は、前年度に比べ1,888万4千円、率にして3.3%増の5億8,910万円を計上しています。

(3) 生活保護費

①生活保護総務費は、前年度に比べ97万1千円、率にして2.8%増の3,544万9千円を計上しています。

②扶助費は、前年度に比べ1,475万1千円、率にして5.2%増の3億82万9千円を計上しています。これは主に、医療扶助の給付見込みの増によるものです。

(4) 国民年金費

国民年金総務費は、前年度に比べ49万8千円、率にして7.2%減の640万8千円を計上しています。

(5) 災害救助費

災害救助費は、科目設定として災害弔慰金1千円を計上しています。

[4] 衛生費は、前年度に比べ1億7,435万4千円、率にして17.6%増の11億6,652万3千円を計上しています。

(1) 保健衛生費

①保健衛生総務費は、前年度に比べ86万2千円、率にして0.6%減の1億4,064万円を計上しています。

②保健ヘルス事業費は、前年度に比べ303万円、率にして2.8%増の1億1,004万4千円を計上しています。

③予防費は、前年度に比べ306万9千円、率にして3.4%減の8,647万6千円を計上しています。本年度は、風しんの定期予防接種について、接種対象者が拡大されたことに伴う経費を計上しています。

④特設水道費は、大沢地区特設水道施設事業特別会計への繰出金として452万円を計上しています。

(2) 環境衛生費

①生活環境総務費は、前年度に比べ260万5千円、率にして7.1%減の3,423万7千円を計上しています。

②環境保全費は、前年度に比べ35万円、率にして2.9%増の1,247万6千円を計上しています。

(3) 清掃費

①清掃総務費は、前年度に比べ880万8千円、率にして66.5%増の2,205万2千円を計上しています。

②塵芥処理費は、前年度に比べ347万1千円、率にして0.7%増の4億8,429万6千円を計上しています。

③し尿処理費は、前年度に比べ1億6,379万1千円、率にして151.7%増の2億7,178万2千円を計上しています。本年度は、衛生化学処理場解体事業について、前年度に未施工であったものの施工を予定しています。

[5] 農林水産業費は、前年度に比べ683万4千円、率にして9.2%増の8,148万5千円を計上しています。

(1) 農業費

①農業委員会費は、前年度に比べ12万5千円、率にして5.6%減の209万円を計上しています。

②農業総務費は、前年度に比べ568万円、率にして27.8%増の2,607万9千円を計上しています。

③農業振興費は、前年度に比べ28万円、率にして11.2%増の278万1千円を計上しています。

④農業土木費は、前年度に比べ49万4千円、率にして1.1%減の4,620万2千円を計上しています。

(2) 林業費

林業振興費は、前年度に比べ149万3千円、率にして52.6%増の433万3千円を計上しています。これは主に、本年度から交付される森林環境譲与税を森林保全整備基金に積み立てることによるものです。

[6] 商工費は、前年度に比べ48万5千円、率にして2.4%減の1,994万円を計上しています。

①商工振興費は、前年度に比べ36万3千円、率にして2.1%減の1,652万2千円を計上しています。本年度は、商店街などの商業団体の活性化を目的とした商業団体支援補助金を新設します。

②消費対策費は、前年度に比べ12万2千円、率にして3.4%減の341万8千円を計上しています。

[7] 土木費は、前年度に比べ8,470万4千円、率にして8.1%減の9億6,131万5千円を計上しています。

(1) 土木管理費

①土木総務費は、前年度に比べ415万1千円、率にして6.4%減の6,074万47千円を計上しています。

②美化推進費は、前年度に比べ43万9千円、率にして0.9%増の4,912万8千円を計上しています。

(2) 道路橋りょう費

道路維持費は、前年度に比べ1億5,105万9千円、率にして47.2%減の1億6,894万円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き国の道路更新防災等対策事業費補助金を活用し、桜井跨線橋の補修・補強事業を予定しています。また、防災・安全交付金を活用し、北浦橋外2橋補修工事、町道水無瀬青葉2号幹線外橋梁架替等工事等を予定しています。

(3) 河川費

河川維持費は、前年度に比べ1,290万6千円、率にして58.2%増の3,507万8千円を計上しています。これは主に、JR島本駅西土地地区画整理事業に伴う既設水路の付替工事を実施するため、津梅原水路外付替実施設計業務を計上していることによるものです。

(4) 都市計画費

①都市計画総務費は、前年度に比べ595万9千円、率にして7.5%増の8,549万3千円を計上しています。これは主に、JR島本駅西周辺地区及び百山地区における区域区分の変更や用途地域の指定及び変更等、民間住宅・建築物の耐震診断・設計・改修等並びにブロック塀等撤去にかかる補助金を計上していることによるものです。

②浸水対策事業費は、前年度に比べ419万5千円、率にして62.8%減の248万8千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き台風等の大雨時における道路浸水等の被害を防ぐため、水路等において対策工事を予定しています。

③公園費は、前年度に比べ172万3千円、率にして10.9%増の1,757万6千円を計上しています。

④公共下水道費は、前年度と同額の4億2,500万円を計上しています。

(5) 住宅費

住宅管理費は、前年度に比べ4,655万8千円、率にして206.1%増の6,915万2千円を計上しています。これは主に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行による島本町における空家等対策計画策定業務及び島本町営住宅長寿命化計画に基づく、御茶屋住宅外壁等改修事業にかかる経費を計上していることによるものです。

(6) 交通防犯対策費

①交通安全対策費は、前年度に比べ779万6千円、率にして41.0%増の2,678万9千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き防災・安全交付金を活用し、通学路安全プログラム対策工事を予定しています。

②防犯費は、前年度に比べ68万円、率にして3.1%減の2,092万4千円を計上しています。これは主に、前年度の防犯カメラ設置補助申請件数を勘案し、補助件数の見込みを見直したことによるものです。

[8] 消防費は、前年度に比べ1億3,973万3千円、率にして25.3%減の4億1,281万8千円を計上しています。

①非常備消防費は、前年度に比べ98万円、率にして4.7%増の2,191万3千円を計上しています。

②常備消防費は、前年度に比べ1,827万8千円、率にして5.0%増の3億8,383万9千円を計上しています。

③消防施設費は、前年度に比べ1億5,899万1千円、率にして95.7%減の706万6千円を計上しています。これは主に、前年度に平成12年に購入した山崎分団・東大寺分団の小型動力ポンプ積載車、平成15年に購入した救助工作車、平成18年に購入した救急車の更新及び消防庁舎ガレージ照明器具LED化工事にかかる経費を計上していたことによるものです。本年度は、老朽化している庁舎裏道路及び消防用設備にかかる改修を予定しています。

[9] 教育費は、前年度に比べ8,846万7千円、率にして6.0%減の13億7,668万5千円を計上しています。

(1) 教育総務費

①教育委員会費は、前年度に比べ17万1千円、率にして17.3%増の115万8千円を計上しています。

②事務局費は、前年度に比べ160万6千円、率にして0.9%増の1億8,485万6千円を計上しています。

③教育センター費は、前年度に比べ16万3千円、率にして1.3%増の1,319万8千円を計上しています。

④放課後子ども支援費は、ほぼ前年度並みの1億2,487万4千円を計上しています。

(2) 小学校費

①学校管理費は、前年度に比べ1億5,679万円、率にして32.3%減の3億2,915万円を計上しています。これは主に、前年度に第三小学校屋内運動場屋根の改修工事、第四小学校校舎改修等工事及び第一小学校給食室改修設計業務を実施したことによるものです。本年度は、第一小学校給食室の改修工事を予定しています。

②教育振興費は、前年度に比べ3,641万5千円、率にして44.8%減の4,480万2千円を計上しています。これは主に、前年度に小学校におけるICT教育環境の整備を行ったことによるものです。本年度は、就学援助費の支給費目のうち新入学児童にかかる学用品費等について小学校入学前の早期支給を予定しています。

(3) 中学校費

①学校管理費は、前年度に比べ4,640万1千円、率にして31.2%増の1億9,517万3千

円を計上しています。本年度は、第二中学校校舎の外壁及び屋上防水改修工事等を予定しています。

②教育振興費は、前年度に比べ2,081万7千円、率にして60.0%増の5,553万4千円を計上しています。本年度は、中学校におけるICT教育環境の整備を行うため、タブレットパソコン等の購入を予定しています。

(4) 幼稚園費

幼稚園費は、前年度に比べ3,167万1千円、率にして18.8%増の2億8万1千円を計上しています。本年度は、第二幼稚園の施設解体を実施します。

(5) 社会教育費

①社会教育総務費は、前年度に比べ881万6千円、率にして8.5%増の1億1,297万6千円を計上しています。

②青少年費は、前年度に比べ202万6千円、率にして20.3%減の797万8千円を計上しています。これは主に、前年度まで町立キャンプ場にかかる経費を計上していたことによるものです。

③文化財保護費は、前年度に比べ49万円、率にして2.9%減の1,643万2千円を計上しています。これは主に、前年度に水無瀬神宮所有の国宝2点の複製を作成したことによるものです。

④歴史文化資料館管理費は、前年度に比べ91万1千円、率にして13.0%減の609万4千円を計上しています。これは主に、前年度に複合機等備品を更新したことによるものです。

⑤史跡桜井駅跡管理費は、前年度に比べ8万3千円、率にして5.3%減の148万5千円を計上しています。

⑥生涯学習費は、前年度に比べ12万3千円、率にして1.6%減の744万9千円を計上しています。

⑦図書館費は、前年度に比べ49万4千円、率にして1.3%減の3,667万9千円を計上しています。これは主に、前年度まで町立図書館の職員体制を補うため、臨時職員の事務職1名を雇用していたことによるものです。

⑧スポーツ推進費は、前年度に比べ74万2千円、率にして1.9%減の3,876万6千円を計上しています。これは主に前年度に複合機等備品を更新したことによるものです。

[10] 災害復旧費は、前年度に比べ224万円、率にして9.6%増の2,566万4千円を計上しています。これは主に、前年度の災害対応を鑑みた職員の時間外勤務手当の増によるものです。

[11] 公債費は、前年度に比べ6,920万2千円、率にして6.8%増の10億9,030万8千円を計上しています。

元金については、前年度に比べ8,999万6千円、率にして9.9%増の10億255万4千円を計上しています。これは主に、平成27年度に借入れした中学校給食施設整備、学校施設耐震化などで発行した町債の元金償還が開始されることによるものです。

次に、利子については、前年度に比べ2,079万4千円、率にして19.2%減の8,775万4千円を計上しています。これは、金利が低水準で推移していることによるものです。

一時借入金利子については、年度内の一時的な資金需要に対応するため計上しています。なお、本年度についても、基金保有残高を踏まえ、基金からの資金流用を優先することとし、175万7千円を計上しています。

[12] 予備費は、前年度と同額の1,500万円を計上しています。

なお、予算のプロフィール（重点項目、予算内訳表、主な普通建設事業等の参考資料）も参照していただきたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町土地取得事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第22号議案 平成31年度島本町土地取得事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

土地取得事業特別会計は、土地開発基金の活用及び公共用地先行取得等事業債の借入れにより自主的かつ主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

平成31年度予算総額は、第1条のとおり歳入歳出総額2億7,395万円で、前年度より10万円の増額となっています。

「歳入」ですが、財産収入の利子及び配当金では、土地開発基金の利子収入として、前年度と同額の15万円を計上しています。

次に、繰入金の土地開発基金繰入金では、公共用地の先行取得が円滑に行えるように、土地開発基金保有額の範囲内である2億7,380万円を計上しています。

「歳出」ですが、公共用地先行取得費では、土地開発基金保有額の範囲内で事業実施できるよう、2億7,380万を計上しています。

諸支出金の土地開発基金費15万円については、土地開発基金から生じる利子収入を当該基金に積み立てるため、歳入と同額を計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町土地取得事業特別会計の説明を終わらせ

ていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

大阪府から示されました平成31年度国民健康保険事業納付金の算定にかかる係数等に基づき編成した平成31年度の予算総額は33億50万円で、前年度に比べ1億5,900万円、率にして4.6%の減となっています。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、保険料については、大阪府から通知された市町村国保事業費納付金に必要な額を保険料として賦課する仕組みとなっています。本年度の保険料については、前年度に比べ、一般被保険者の保険料総額で359万5千円の減となっています。

年間平均被保険者数は453人の減が見込まれ、現年の1人当たり年間保険料は11万618円と、前年度に比べ7,514円、率にして7.3%の増となっています。

退職被保険者の保険料総額は、被保険者数の減に伴い、前年度に比べ320万7千円の減となっています。

次に、府支出金については、都道府県が保険給付に必要な費用の全額を市町村に交付する普通交付分として22億8,315万6千円を計上しています。また、保険者努力支援分、特別調整交付分、府繰入金、特定健診等負担金の特別交付分として、2,522万円を計上しています。

次に、一般会計繰入金については、3億1,112万1千円で、前年度に比べ1,597万6千円の増となっています。保険基盤安定繰入金については標準保険料による平成31年度見込額を、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金については法定繰入れ分を、財政安定化支援事業繰入金については平成30年度実績をもとに計上しています。また、その他一般会計繰入金については、地方単独事業の減額調整分として461万5千円を計上しています。

次に、「歳出」です。

総務費については、前年度に比べ271万1千円の増となっています。この主な要因は、平成31年度に詳細が示されるオンライン資格確認システム導入に向けたシステム改修費等を計上することによるものです。

次に、保険給付費については、大阪府から通知された医療費総額をもとに、過去の医療費の実績を勘案して推計しています。一般被保険者療養給付費については19億2,290万2千円を計上し、前年度に比べ1億1,127万4千円の減となっています。

また、療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費についても、過去の実績、対象被保険者数等を精査し、所要額を計上しています。

なお、本年度1人当たりの医療費については、一般被保険者で37万9,468円を見込んでいます。

次に、国民健康保険事業費納付金については、大阪府内の市町村ごとの被保険者数や所得水準によって按分された額が大阪府から通知されたものであり、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金を、あわせて9億1,903万9千円を計上しています。

次に、保健事業費については、特定健康診査等事業費で2,637万円を計上しています。

また、疾病予防費では、本町が実施している各種検診(健診を含む)の自己負担金助成、前立腺がん検査、ピロリ菌検査、大阪府統一基準で実施している人間ドック助成、医療費分析をはじめとする医療費適正化関係業務等に、1,399万8千円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算(案)説明

それでは、引き続きまして、第24号議案 平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、財政運営は都道府県を単位として全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収等を市町村が行うものです。

平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額4億7,842万2千円、前年度と比較して1,128万6千円の増、率にして2.4%の増となっています。

それでは、「歳入」の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、保険料については、被保険者の一人ひとりが等しく負担する均等割額(応益分)と、被保険者がそれぞれの所得に応じて負担する所得割額(応能分)の合計で構成されています。また保険料率及び賦課限度額については、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例で定められています。

平成31年度においては、平成30年度と変わらず、均等割額が5万1,491円と、所得割率が9.90%、賦課限度額が62万円となっています。

本町の被保険者数を4,057人と見込んで算出した保険料現年度分は、3億8,636万5千円で、保険料軽減後の1人当たりの賦課額は9万5,234円です。

次に、一般会計繰入金で、事務費繰入金については、職員2人の人件費を含めた事務費2,562万8千円、保険基盤安定繰入金については均等割の軽減総額6,534万9千円を計上しています。

次に、「歳出」です。

総務費については、職員2人分の人件費、委託料等として2,506万8千円を計上し、前

年度と比べ1,520万1千円の減となっています。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金を合わせ、4億5,211万4千円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第25号議案 平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算につきましては、予算総額25億3,500万円、前年度と比較して1億8,200万円の増、率にして7.7%の増となっています。

平成31年度は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間とする「第7期島本町介護保険事業計画」の中間年度であり、おおむね計画に沿った予算計上を行ったものです。

それでは、「歳入」の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、保険料については、65歳以上の方の介護保険料として5億7,645万5千円を計上しています。

次に、国庫支出金のうち介護給付費負担金については、法定負担割合に基づき、施設分にかかる保険給付費の15%相当額及びその他の保険給付費の20%相当額の4億1,895万9千円を計上しています。

また、国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金として保険給付費、介護予防・日常生活支援総合事業の1.80%相当額4,301万5千円と、地域支援事業交付金3,236万1千円の、合計7,537万6千円を計上しています。

次に、支払基金交付金については、介護給付費交付金として40歳から64歳までの方が、それぞれ加入している各医療保険から徴収される第2号被保険者の介護保険料相当額6億2,362万3千円、地域支援事業支援交付金2,161万円の、合計6億4,523万3千円を計上しています。

次に、府支出金のうち、介護給付費負担金については施設分にかかる保険給付費の17.5%相当額及びその他の保険給付費の12.5%相当額の3億3,169万8千円を計上しています。

また、府補助金の地域支援事業交付金につきましては、1,818万5千円を計上しています。

次に、繰入金のうち、一般会計繰入金については、介護給付費繰入金が2億8,871万4千円、地域支援事業繰入金が1,818万5千円、職員給与費等繰入金が3,737万7千円、低所

得者保険料軽減繰入金が409万5千円、その他一般会計繰入金が4,213万9千円の、合計3億9,051万円を計上しています。

また、基金繰入金については、保険料上昇の抑制等を目的とし、介護保険給付準備基金からの取り崩し6,799万2千円を計上しています。

そのほか、諸収入で、第三者納付金、国民健康保険団体連合会返納金をそれぞれ1千円、介護予防ケアマネジメント費収入で1,048万8千円を計上しています。

次に、「歳出」です。

総務費の総務管理費については、介護保険担当職員5人分の人件費、介護保険システム運用支援、介護保険システム改修等で5,587万4千円を計上しています。

次に、介護認定審査会費については、介護認定審査会委員報酬、訪問調査員賃金、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料等で2,139万9千円を計上しています。

次に、保険給付費については、「第7期介護保険事業計画」に基づき、平成31年度の介護サービスの提供量及び介護予防サービス提供量にかかる保険者負担総額並びにこれらサービス利用にかかる審査支払手数料として、介護サービス等諸費で21億124万6千円、介護予防サービス等諸費で7,629万8千円、高額介護サービス費で5,747万5千円、高額介護予防サービス費で50万円、高額医療合算介護サービス費で751万2千円、高額医療合算介護予防サービス費で10万円、介護保険給付準備基金利息で2千円、特定入所者介護サービス費で6,613万3千円、特定入所者介護予防サービス費で45万円の、合計23億971万6千円を計上しています。

次に、地域支援事業費については、平成29年度から実施している「総合事業」として、介護予防・生活支援サービス事業費で1億144万円、一般介護予防事業費で119万4千円、地域包括支援センターの運営経費を包括的支援事業費で3,743万3千円、任意事業費で50万1千円をそれぞれ計上しています。

そのほか、諸支出金で過年度保険料還付金として50万円、還付加算金で5万円、予備費として234万3千円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第26号議案 平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本事業会計は、大沢地区の飲料水の確保と安定供給を図るため設置しています。

それでは、予算書に基づき、ご説明します。

平成31年度の予算の総額については、第1条に定めていますとおり、歳入歳出それぞれ

前年度と比べ145万円増の465万円を計上しています。

「歳入」ですが、水道使用料については、大沢地区の12件の使用水量を勘案し、前年度と比べ1万円増の13万円を計上しています。

本事業会計の収入は、この水道使用料のみで、適切な施設の維持を図るためには一般会計からの繰入れが必要不可欠でありますことから、一般会計繰入金として452万円を計上しています。

一方、「歳出」については、一般管理費で464万円を、予備費で1万円を、合計で465万円を計上しています。

主なものとして、委託料として、水質検査等業務220万円及び水道施設補修業務77万円を、工事請負費として、UF膜浄水装置取替工事38万5千円並びに砂及び活性炭取替工事72万円などを計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町大字各財産区特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第27号議案 平成31年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から第31号議案 平成31年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までについて、ご説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計予算では、歳入予算額155万2千円に対し、歳出予算額は35万円で、差引残金は120万2千円です。

次に、大字広瀬財産区特別会計予算では、歳入予算額159万3千円に対し、歳出予算額は15万円で、差引残金は144万3千円です。

次に、大字桜井財産区特別会計予算では、歳入予算額1億2,050万9千円に対し、歳出予算額は445万円で、差引残金は1億1,605万9千円です。

次に、大字東大寺財産区特別会計予算では、歳入予算額71万6千円に対し、歳出予算額は22万5千円で、差引残金は49万1千円です。

最後に、大字大沢財産区特別会計予算では、歳入予算額152万3千円に対し、歳出予算額は40万円で、差引残金は112万3千円です。

5財産区特別会計の歳入予算総額は1億2,589万3千円で、その主な内容は、平成30年度からの繰越金です。

一方、歳出予算総額は557万5千円で、その内容は、各財産区の管理経費及び自治会に対する運営補助金です。

なお、各予算とも、それぞれの財産区管理会から、あらかじめ同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から平成31年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町水道事業会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条 総則では、平成31年度の予算を定めています。

第2条 業務の予定量では、住宅開発等による転入増も見込んでいますが、最近の人口動態や節水器具の普及状況を勘案し、給水戸数を1万3,301戸と、給水人口を3万1,365人と、年間総配水量を3,235k m³と、一日平均配水量を8.863m³としています。

また、建設改良事業の事業費総額については、4億2,967万2千円（対前年度比270.5%増）を計上しています。そのうち、施設整備事業については4億433万円（対前年度比416.4%増）を計上しています。

第3条 収益的収入及び支出のうち、まず「収入」ですが、第1款 水道事業収益では、6億1,650万円（対前年度比14.5%減）を計上しています。

第1項 営業収益では、5億4,305万1千円（対前年度比1.4%減）を計上しています。そのうち、水道事業の収入の大半を占める給水収益については、5億4,052万円（対前年度比1.8%増）を見込んでいます。

第2項 営業外収益では、7,344万9千円（対前年度比56.8%減）を計上しています。その内訳として、負担金では245万円を、受取利息では7万6千円を、下水道受託収益では1,263万1千円を、他会計繰入金では384万円を、長期前受金戻入れでは5,388万1千円を、雑収益では57万1千円を計上しています。

次に、「支出」ですが、第1款、水道事業費用では、5億3,390万円（対前年度比13.5%減）を計上しています。

第1項 営業費用では、5億646万4千円（対前年度比14.0%減）を計上しています。その内訳として、原水及び浄水費では1億6,678万9千円を、配水及び給水費では4,953万円を、受託工事費では539万6千円を、総係費では9,113万7千円を、減価償却費では1億9,277万円を、資産減耗費では84万2千円を計上しています。

また、複数水源による安定供給を図るため、引き続き大阪広域水道企業団から年間配水量の概ね10%の量の高度浄水処理水を受水する予定です。

第2項 営業外費用では、1,743万6千円（対前年度比1.7%減）を計上しています。その内訳として、企業債支払利息では743万6千円を、消費税及び地方消費税では1,000万円を計上しています。

第3項 予備費では、円滑な企業活動を期するため、前年度と同額の1,000万円を計上しています。

以上、収益的収支では8,260万円の利益を見込んでいますが、この中には、長期前受金戻入5,388万1千円が含まれています。

第4条 資本的収入及び支出のうち、まず「収入」ですが、第1款 資本的収入では、590万3千円（対前年度比96.6%減）を計上しています。

第1項 加入金では430万円（対前年度比97.2%減）を、第2項 出資金では160万3千円（対前年度比2.0%増）を計上しています。

次に、「支出」ですが、第1款 資本的支出では、4億4,530万円（対前年度比239.1%増）を計上しています。

第1項 建設改良費では、4億2,967万2千円（対前年度比270.5%増）を計上しています。主なものとして、施設整備事業費の委託料では第三低区配水池補修設計業務550万円、工事請負費では老朽配水管布設替工事1億2,100万円、第一曝気塔新設工事1億4,000万円、蕨浄水場管理棟改修工事6,700万円、低区配水場受配電設備工事368万円、低区配水場自家発電設備更新工事4,115万円及び上下水道部庁舎等改修工事2,600万円を計上しています。

第2項 企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金1,562万8千円（対前年度比2.0%増）を計上しています。

第5条 債務負担行為では、島本町水道事業ビジョン策定業務委託に関わる事項、期間及び限度額を定めています。

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象となる経費を、水道事業会計の職員10人分の職員給与費6,973万6千円（対前年度比23.0%減）と定めています。

第7条 たな卸資産購入限度額では、たな卸資産の購入限度額を1,620万円と定めています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度島本町下水道事業会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第33号議案 平成31年度島本町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

下水道事業については、平成31年4月1日から「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」の全部適用となることから、会計制度が変更され、前年度と比べ、表現等が大きく変わっています。

第1条 総則では、平成31年度の予算を定めています。

第2条 業務の予定量では、山崎五丁目及び高浜二丁目の一部区域における約1.2haの整備を予定していますので、排水区域を304.1ha、年間有収水量を326万4km³と、一日平均有収水量を8,942m³としています。

また、建設改良事業の事業費総額については、6億7,051万9千円を計上しています。そのうち、公共下水道整備事業については5億9,569万5千円を計上しています。

第3条 収益的収入及び支出のうち、まず「収入」ですが、第1款 下水道事業収益では、8億4,270万円を計上しています。

第1項 営業収益では、5億7,310万6千円を計上しています。そのうち、下水道事業の収入の大半を占める下水道使用料については4億2,099万9千円を見込んでおり、雨水処理費用に対する一般会計からの負担金として、雨水処理負担金では1億5,197万5千円を計上しています。

第2項 営業外収益では、2億6,959万4千円を計上しています。その内訳として、受取利息では1万5千円を、他会計補助金では8,706万9千円を、長期前受金戻入では1億7,707万9千円を、資本費繰入収益では37万8千円を、雑収益では505万3千円を計上しています。

次に、「支出」ですが、第1款 下水道事業費用では、8億3,360万円を計上しています。

第1項 営業費用では、7億819万5千円を計上しています。その内訳として、管渠にかかる施設の維持管理及び作業に要する費用である管渠費では1,808万9千円を、山崎ポンプ場の維持管理及び作業に要する費用であるポンプ場費では2,353万4千円を、下水道普及指導に要する費用である普及指導費では37万円を、受益者負担金及び下水道使用料の徴収に要する費用である業務費では1,447万4千円を、事業活動全般に関する費用である総係費では1,496万7千円を、安威川・淀川右岸流域下水道の維持管理に要する負担金等として流域下水道維持管理負担金では1億9,507万1千円を、減価償却費では4億4,169万円を計上しています。

第2項 営業外費用では、1億2,299万1千円を計上しています。その内訳として、企業債利息及び企業債取扱諸費では1億1,288万1千円を、雑支出では11万円を、消費税及び地方消費税では1,000万円を計上しています。

第3項 特別損失では、過年度の期末勤勉手当及び過年度の貸倒引当金として91万4千円を計上しています。

第4項 予備費では、円滑な企業活動を期するため150万円を計上しています。

以上、収益的収支では、910万円の利益を見込んでいます。

第4条 資本的収入及び支出のうち、まず「収入」ですが、第1款 資本的収入では、8億7,151万3千円を計上しています。

第1項 企業債では4億5,100万円を、第2項 国庫補助金では2億3,350万円を、第3項 受益者負担金では105万7千円を、第4項 出資金では1億8,595万6千円を計上しています。

次に、「支出」ですが、第1款 資本的支出では、12億500万円を計上しています。

第1項 建設改良費では、6億7,051万9千円を計上しています。主なものとして、公共下水道整備事業費のうち、委託料では、淀川右岸流域関連公共下水道事業計画変更業務1,000万円、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（軌道横断部）工事委託3億7,211万9千円及び公共下水道島本2号汚水幹線外管内調査業務950万円を、工事請負費では、公共下水道汚水管渠築造工事7,000万円、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第2期）3,090万9千円、公共下水道マンホール蓋取替工事1,500万円、公共下水道島本1号汚水幹線改築工事4,800万円及び山崎ポンプ場放流渠ゲート取替工事750万円を計上しています。

第2項 企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金5億3,448万1千円を計上しています。

第4条の2 特例的収入及び支出では、法の適用の日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債権または債務にかかる未収金及び未払金の金額を、それぞれ8,215万1千円及び1,820万9千円と定めています。

第5条 債務負担行為では、島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償及び島本町下水道事業経営戦略策定業務委託に関わる事項、期間及び限度額を定めています。

第6条 企業債では、公共下水道事業債2億6,740万円、流域下水道事業債6,360万円及び資本費平準化債1億2,000万円を定めています。

第7条 一時借入金の限度額は、4億円と定めています。

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象となる経費を、下水道事業会計の職員5人分の職員給与費4,312万8千円と定めています。

第9条 他会計からの補助金では、一般会計からの補助を受ける金額として、収益的収入では8,706万9千円を、資本的収入では1億8,595万6千円と定めています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、平成31年度島本町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 以上で、町長の施政方針並びに各議案についての説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後0時13分～午後1時15分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これより町長の施政方針並びに第9号議案から第33号議案までの25件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑の順は、大阪維新の会、コミュニティネット、人びとの新しい歩み、自由民主クラブ、公明党、河野議員の順で行います。

なお、本案25件は各常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは最初に、大阪維新の会の発言を許します。

大久保議員（登壇） それでは平成31年度、山田町長の施政方針及び予算に対し、大阪維新の会を代表いたしまして大綱質疑を行います。

昨年は、大阪万博の開催が決定され、本年はG20が大阪で開催されるなど、大阪、関西の発展にとって大きな起爆剤となることが大いに期待されます。また、本年はおおよそ200年ぶりで、明治以降では初めての天皇陛下の譲位と御代替わりに伴う儀式や行事が執り行われる予定であり、新しい元号の公表時期について、政府は本年4月1日に行うと発表しました。また、米中貿易戦争や朝鮮半島問題による世界情勢の激動もあわせて、我が日本国においても統一地方選挙、参議院選挙などが行われ、激動の1年になると予想されます。

私たちの島本町におきましては、第四保育所の耐震化をはじめとする保育基盤整備、新庁舎の建て替え、一步も進まない清掃工場の建て替え問題など、町政は様々な問題を抱え、停滞しているのが現状ではないでしょうか。

山田町長におかれましては、就任2年を終わろうとする中、いろいろとご苦労はあろうかと思いますが、まずは進展の見られない広域・合併問題をどのようにお考えか。私たちの島本町も超少子高齢化を迎え、このまま現状の体制運営で存続可能な自治体となり得るのか、町長のお考えをお伺いするとともに、以下、具体的な内容について、お伺いします。

1点目。「平和と基本的人権尊重のまちづくり」について。

本町は、「『島本町人権擁護に関する基本条例』」に基づき、人権三法など関係法の趣旨を踏まえ、すべての人々の人権が尊重される、差別のない社会の実現に向け、努力を重ねる」とのことです。しかしながら、学校教育において、北朝鮮による日本人拉致問題の取り組みは一向に進んでいないのが現状ではないでしょうか。

この問題は、日本国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害問題であり、私たちの大阪府におきましても、政府認定が1名、拉致濃厚が2名、その他特定失踪者26名の情報があります。拉致問題は、現在も進行形です。私たちの大切な子ども達を守るためにも、また拉致問題の早期解決のためにも、しっかりと学校教育の取り組みを心からお願いしたいと思います。教育長のご見解をお願いします。

2点目。「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり」について。

①点目。森林整備は、中長期的視点と財源が必要と考えます。今後、どのように森林整備を進めていかれるのか。また、森林ボランティアの養成講座の具体的な内容、タイムス

スケジュールをお伺いします。

②点目．昨年度より実施された国民運動「COOL CHOICE」について．昨年度の検証と成果について伺うとともに、今年度の取り組みについて．

③点目．清掃工場について．精密機能検査の結果をどのように分析されているのか、お伺いします．また、「粗大ごみ処理施設運転業務に新たに清掃工場受付を追加し、業務委託を行う」とのことですが、この業務委託の内容と、その必要性をお伺いします．

④点目．大災害に備えて「地域防災計画」の見直し、「水無瀬川の洪水や土砂災害に対する事前防災行動計画であるタイムラインを作成」されるとのことですが、いつまでに、どのような内容を作成されるのか、お伺いします．

⑤点目．「防災意識の向上のため、自治会及び自主防災会への出張講座や、地域の防災訓練への参加を行い、各地域における防災力向上に向け取り組む」とのことですが、自治会や自主防災会の存在しない空白地域への取り組みはどのようにお考えか、お伺いします．

⑥点目．新規に創設された商業団体への支援補助金制度について．制度創設に至った経緯と、制度を利用するための条件をお伺いします．

3点目．「住民参加と時代の変化に対応したまちづくり」について．

①点目．「町内の住宅開発に伴う新たな地域コミュニティの形成や、各地域における防災力の向上を目指し、自治会及び自主防災会の結成について支援する」とのことですが、具体的にどのような支援をされるのか、お伺いします．

②点目．ボランティア情報センターについて、どのように体制を見直すか、また役場庁舎へ機能を移す理由について、お伺いします．

4点目．「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」について．

①点目．JR島本駅西地区開発に伴い、「駅周辺の活性化を図るとともに、良好なまちづくりを誘導する」とのことですが、この地区に50メートルの高さのマンションが建設された場合、台風などによって起こるビル風による周辺民家への被害や対応策は想定されておられますか．また、このマンションで火災発生時の対応としては、35mの消防はしご車が本町消防本部には1台、高槻市消防本部には40mの消防はしご車が1台と聞いております．この現状で、火災発生時に十分に対応できるとお考えでしょうか．見解をお伺いします．

②点目．「平成30年度に実施した空家等実態把握調査の情報をもとに、『空家等対策計画』を策定」されるとのことですが、調査結果についての見解をお伺いします．

③点目．「町域内において、一般的に車両が集中し、混雑する道路があることから、高槻警察署などの関係機関との協議を重ねながら、交通機関の改善に取り組む」とのことですが、具体的に、どの場所で、どのような取り組みをされるのか、お伺いします．

④点目．公共下水道事業について．汚水整備は「引き続き、供用開始区域の拡大に努める」とのことですが、今後の供用開始区域の拡大の計画、タイムスケジュールをお示しく

ださい。

5点目. 「少子高齢化社会に対応し、福祉の充実したまちづくり」について。

①点目. 「風しんの感染拡大を防止するため、現在39歳から56歳の男性に対し、風しんの抗体検査や定期的予防接種を実施」されるとのことですが、現在の島本町と周辺地域の感染状況について、お伺いします。

②点目. 国民健康保険について。「本年3月策定の『第2期データヘルス計画』に基づき、レセプトなどの健康・医療情報を活用した効果的な保健事業の実施を図る」とのことですが、具体的な内容と、専任の人員の配置、専門職の採用、外部委託等に要する財政的な措置を講ずるなどの施策をお考えでしょうか。お伺いします。

③点目. 「保育基盤整備加速化方針」について。「現第四保育所が未耐震であることによる代替施設として、ふれあいセンターの改修、他園での児童の受け入れを進める」とのことです。担当部局におかれましては、大変なご苦労があったことと推察をします。しかしながら、0歳から2歳の子どもさんに関しましては、ご家庭で保育をしていただけるような環境づくりも必要ではないでしょうか。保育士の確保は全国的に難しい状況です。そうであるならば、ご家庭で保育をしていただけるよう、補助金の設定も有効と考えますが、見解をお伺いします。

6点目. 「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり」について。

生徒指導について、「『いじめ・不登校（虐待）対策連絡会』の開催や、関係機関とのさらなる連携を図り、組織的な取り組みを推進」されるとのことですが、昨年の児童虐待数は、警視庁のまとめによりますと、全国で統計を取り始めた2004年以降最悪の8万104人にのぼるとのことです。本町のいじめ・不登校（虐待）の現状と、具体的な取り組みをお伺いします。

7点目. 「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営」について。

①点目. 「第五次総合計画」の策定作業について。未だ経験したことのない人口減少社会の到来に備え、対応を迫られる時期であります。そのような中で、「住民サービスの維持・充実を図るための中長期的な展望に立った計画の策定」は非常に難しいテーマであると考えます。どのようなビジョンを持ち、この難解なテーマに取り組まれるのか、お伺いします。

②点目. 「第6次行財政改革プラン」について。「これまで以上に近隣自治体との連携・協力を進め、広域的な行政課題に対応できるよう努力」をされるとのことですが、今後10年のまちづくりを考えれば、合併問題を見据えた広域連携でなければ現実的ではありません。島本町は、一体どのような近隣自治体との連携・協力を進めようとしているのか、お伺いします。

③点目. 役場庁舎の耐震化について。担当部局より「新庁舎建設基本計画」の案について、ご説明を受けました。この案によりますと、費用対効果は、コスト削減よりも工期短縮

に重点を置かれたものと判断します。これは、いつ起こるかわからない大震災を考慮したものと思いますが、10年、20年後の島本町のまちづくりを考えれば、コスト削減は重要な課題であります。約34億円の町債を町民の皆様をお願いするにあたり、デザインビルド方式やPFI方式を採用しない根拠と、採用した場合の設計・施工に長い時間を要する根拠をお示しください。

また、ふれあいセンターの活用についても、何も触れられていないのはなぜでしょうか。新庁舎の床面積を必要最小限に止める努力はされないのでしょうか。見解をお願いします。

8点目、通学路交通安全プログラム対策工事について。

島本町通学路交通安全プログラムに基づき通学路の安全を確保するため、通学路の舗装修繕や区画線等を設置する工事を行うとのことですが、工事の具体的な計画内容をお示しください。また、来年、本町に青凌高校が移転開校することにより、通勤・通学時間帯のJR島本駅構内の混雑が懸念されます。駅構内での転落防止対策を町としてどのようにお考えか、お伺いします。

以上です。

山田町長 それでは、大阪維新の会を代表されましての大久保議員の大綱質疑に、順次ご答弁を申し上げます。

まず、冒頭部分の「広域連携及び市町村合併に対する考えについて」でございます。

本町のような小規模自治体が基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには、広域連携を進めることが重要な課題であると考えております。

また、事務の委託のような「地方自治法」に基づく事務の共同処理はもとより、個別施策におけます各種協定等に基づく広域連携も含めまして、その推進に取り組んでまいりたいと考えております。直近では、本年2月22日に、高槻市と「観光振興に関する連携協定」を締結させていただきましたが、これは大阪万博など世界的に注目を集めるイベントの開催を控え、今後、観光振興の分野におきまして、両市町が連携・協力して、より効果的に施策を実現することを目的とするものでございます。

なお、広域連携は、連携する自治体との相互の信頼関係が極めて重要であるとともに、いずれの団体にとりましても、住民サービスの向上や事務事業の効率化に繋がるものでなければ、その実現は困難であります。私といたしましては、引き続き様々な形で近隣自治体との連携を目指してまいります。

次に、「市町村合併」に対する私の考えでございますが、本町を含むすべての自治体にとりまして、効率的かつ効果的な行政運営を追求していくうえで、市町村合併はその選択肢の一つであり、私も否定するものではございません。ただし、自治体としての存続に関わる極めて重大な問題でありますので、議会や住民の皆様としっかりと議論を重ねていく必要があるものと考えております。

なお、「超少子高齢化を迎え、現状で存続可能か」とのご意見につきましては、限られた行政資源をできるだけ有効に活用し、持続可能な自治体経営を進めるため、引き続き広域連携はもとより、行財政改革の取り組みを着実に推進し、安定的かつ継続的な行政サービスの提供に努めるとともに、将来にわたる住民福祉の維持向上に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり」のうち、「森林整備とボランティア養成講座について」でございます。

森林整備につきましては、現在、本町ではサントリーをはじめとする民間活力や森林ボランティア団体、保安林内における大阪府の森林整備等を十分に活用しながら、継続的に整備を進めております。今後におきましても、引き続き関係機関と連携し、また新たに始まる森林環境譲与税の活用の検討なども視野に入れ、自然環境の保全に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、「森林ボランティア養成講座」につきましては、座学講義では森林に関する基礎知識、整備方法、森林ボランティアとしての心得などを学び、実習では森林・竹林等の整備、間伐、余材活用等に関することをはじめ救急救命講習、植物の観察会などを実施しております。

なお、平成31年度事業につきましては大山崎町と共同開催を予定しておりますが、実施期間については未定でございます。今後、具体的な内容について協議を行ってまいります。

続きまして、「COOL CHOICE について」でございます。

COOL CHOICE普及啓発業務は、二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止対策を推進するため、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域と連携したCO₂排出削減促進事業）」を活用し、国が実施する国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発活動を行うものでございます。

平成30年度は、町内の全小学校において、2年生の児童を対象とした環境啓発授業を実施したほか、社会や総合の授業の中で環境問題等について学習する4年生の児童に啓発パンフレットを配付いたしました。また、省エネに関するセミナーや、町内各種イベントでの啓発物の掲示や体験イベントの実施、ポスター等の啓発物の作成・掲示などを行っております。

成果と検証につきましては、特に小学生を対象とした環境啓発授業については、熱心に聞く児童も多く、また家庭での取り組みも踏まえた内容であったことから、児童のみならずご家族を含めた環境意識の向上に寄与したものと認識しております。また、セミナーや啓発活動につきましては、参加者が少なかった日もあったため、開催時期や周知方法の工夫が必要であったと考えております。

なお、平成31年度の具体的な取り組み内容につきましては、内容を検討しているところ

でございますが、児童を対象とした事業など、効果のあった取り組みについては継続的に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、「清掃工場について」でございます。

清掃工場の精密機能検査につきましては、清掃工場の機能を維持・保全するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づき、施設の概要、運転実績、設備の状況等を調査・把握すべく実施しているもので、現在、平成 30 年度に実施いたしました検査結果の取りまとめを行っているところでございます。今後、本業務の結果を踏まえまして、施設の最適な運営方法や改修工事の内容を検討してまいりたいと考えております。

次に、粗大ごみ処理施設運転・分別作業業務に清掃工場の受付業務を追加した「業務委託の内容と必要性について」でございます。

清掃工場における受付業務につきましては、住民の皆様や事業者が持ち込むごみの内容確認や計量をはじめ大型・引っ越しごみの予約受付、ごみ分別に関する問合せ対応、ごみ焼却にかかる薬品類の発注、工場内従事事業者間の調整等、多種多様な業務を行っており、現在はすべて本町職員により対応しております。しかしながら、本年 3 月末をもって職員 1 名の再任用期間が終了することや、今後の職員配置も勘案し、委託業者と協同で受付業務を行うことが望ましいと判断したものでございます。

なお、受付業務に加えて、これまで分割発注しておりました粗大ごみ処理後の可燃物に混入している金属類の手選別作業業務を、粗大ごみ処理の一環として新たに業務として追加するとともに、施設設置当初から使用しており老朽化している場内作業車を更新すべく、車両の維持管理につきましても業務として追加しているものでございます。

続きまして、「地域防災計画の見直しと、タイムラインの作成について」でございます。

「島本町地域防災計画」の見直しにつきましては、「水防法」の改正により要配慮者施設における避難確保計画の作成義務が生じたことなどの法改正への対応、近年の大規模災害を教訓とした受援体制の強化などを反映させるべく、平成 30 年度に予算を計上し作業を進めてまいりましたが、昨年立て続けに発生した災害について、その振り返りを行うとともに、課題や対策について「地域防災計画」に反映すべく、平成 31 年度に作業を繰り越して行うものでございます。

次に、事前防災行動計画である「タイムライン」につきましては、台風上陸などの災害発生時を基準として、防災行動に必要な時間を定め、どのタイミングで、誰が、どのような防災行動をとるかを整理したもので、アメリカにおいてハリケーンの襲来に際し多くの住民の避難を実現するなど、効果があったとされるものでございます。

本町におきましても、河川氾濫に対する避難勧告等の発令に着目したタイムラインを平成 28 年度に策定し運用しておりますが、今回、多くの防災機関の事前行動を図示し共有する多機関連携型タイムラインを、土砂災害と水無瀬川の氾濫を対象に、大阪府や近隣自治体及び防災関係機関で構成しております三島地域水防災連絡協議会の事業として、平成 31

年度中の完成を目指して策定に着手したものでございます。

続きまして、防災意識の向上にかかる「自治会、自主防災会の空白地域への取り組みについて」でございます。

本町では、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、毎年1月の「防災とボランティア週間」に、広く住民の防災意識などが高まるよう防災とボランティア訓練を実施するとともに、防災行動等を記載した島本町ハザードマップの全戸配布や、6月の「土砂災害防止月間」の主旨等を広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等での特集により周知するなど、住民の防災意識向上等の啓発に努めているところでございます。

出張講座につきましても、自主防災会・自治会に限らず、申し出に応じて対応しているところであり、今後におきましても、空白地域に対しての支援を行ってまいりたいと考えております。また、自治会、自主防災会の新規設置につきましても、関係部局と連携し、働きかけと支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「商業団体支援補助金について」でございます。

平成30年度におきましては、一般財団法人地域活性化センターの地方創生アドバイザー事業助成金を活用し、水無瀬駅周辺を含め町内にある商店街の活性化を目的に、各関係機関や消費者にご参画いただき、「商店街元気づくり・タウンミーティング」を実施させていただきました。

このタウンミーティングにおいては、参加者同士が現状と課題を共有したうえで、商店街はもとより金融機関や商工会、役場などの各機関が、地域の活性化のためにそれぞれの役割を明確化し、今後も課題解決に向けての協議を進めていくこととなりました。その際、行政に求められる役割として、商業団体への財政的な支援が必要というお声を多くいただいたことや、他市においても同様の制度を設けている自治体があることなどが、補助制度創設に至った主な経緯でございます。

本制度では、商店街や一定店舗が集まり、新規イベントや空き店舗の活用、情報発信の強化や共同施設の整備などを実施する際に、補助率2分の1、20万円を上限として、補助金を交付する予定としております。

次に、3点目の「住民参画と時代の変化に対応したまちづくり」のうち、「自治会及び自主防災会の結成への支援について」でございます。

現在、町内で複数の大型開発が進んでおり、新たに開発された地域につきましても、地域の繋がりができるよう、自治会及び自主防災会の結成が望ましいと考えております。関西電力グラウンド跡地の百山地区戸建住宅開発につきましては、本年1月19日に当該地区の居住者に対して自治会及び自主防災会の結成にかかる説明会を行い、現在、自治会の結成に向けて準備を進められている状況でございます。また、関西電力グラウンド跡地のアーバン島本シティ及びサントリー倉庫跡地のジオ阪急水無瀬ハートスクエアにつきましても、現在、開発事業者に対して働きかけをしているところであり、管理組合が組織され次

第、説明に伺う予定としております。

しかしながら、近年、管理組合を組織しているマンションにつきましては自治会等の組織率が低くなっていることから、本町といたしましては、自治会という括りにこだわらず、マンション管理組合も地域コミュニティの一つとして、自治会などと連携していく枠組みを検討してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、住宅開発に伴う新たな地域コミュニティの形成や、各地域における防災力の向上を目指し、支援してまいりたいと考えております。

続きまして、「ボランティア情報センターの体制見直しについて」でございます。

ボランティア情報センターにつきましては、平成26年2月にふれあいセンター3階に開設し、ボランティアに「参加したい方」と「参加してほしい方」を“情報”で繋ぎ、どのような活動があつて、どこに問合せをすればよいのかなどの情報を、ホームページなどで広く提供することにより、ボランティア活動の活性化に寄与することを目的としております。

今般、効率的な事業実施の観点や、ふれあいセンターに保育室を整備する予定であることを踏まえ、役場庁舎のコミュニティ推進課にボランティア情報センターの機能を移転する予定でございます。業務内容の変更予定はございませんが、職員体制につきましては、臨時職員2名での対応が、コミュニティ推進課の職員と臨時職員1名での対応となり、営業時間につきましては平日の9時から16時45分まででしたが、役場庁舎に合わせて17時30分までに拡充となります。

次に、4点目の「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」のうち、「JR島本駅西地区のまちづくりについて」でございます。

まず、「ビル風への対応」についてですが、一般的に、中高層の建築物が建設された場合、台風時等、建物の側面に強い風が吹く、いわゆる「ビル風」が発生する可能性がございます。他地域においてはビル風を軽減するために、防風植栽やフェンス等を設置されている事例があり、その他にも建物の隅切りを行う、上層階を階段状にセットバックするなど、建物の構造に手を加えることにより、ビル風を軽減する効果があるということも聞き及んでおります。本地区においても、他地域と同様、ビル風が発生する可能性があることから、土地区画整理事業の主体であります準備組合と協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「火災発生時の対応について」でございます。

消防本部には、35m級のはしご車1台を配備しており、マンションの12階付近まで接梯することが可能でございます。国内の消防はしご車につきましては50m級が最長となり、はしご車が接梯することができない場所につきましては、2方向避難を確保することとしており、万が一火災が発生しても複数の避難経路を利用して避難する対策を講じております。

消防本部におきましては、高層建物が建設される際には、消防活動を行うために必要な進入路、消防活動用空地または2方向避難や、消防水利等の消防用設備につきまして、「消防法」や条例に基づき整備するように指導しております。

ご質問にありますように、仮に50mの高さのマンションが建設される場合には、一般的には2方向避難を確保するとともに、主要構造は耐火構造で、1住戸を100㎡以下として防火区画を行います。これにより、火災が発生した際には、1時間は周囲に延焼しない構造となり、その間に避難や消火活動を行います。また、消防隊がホースを延長する際にも時間と労力が必要となることから、必ず連結送水管を設置することとしており、消防隊は、各階に設置されている放水口を活用し、消火活動を行います。

なお、建物の形状によりましては、スプリンクラー設備や、火災が発生しても使用ができる非常用エレベーターを設置することもあり、より厳しい規制によりまして、火災発生時の対応ができるものと考えております。

続きまして、「空家等対策計画」策定の基礎資料となる「空家等実態把握調査の結果について」でございます。

当該調査結果につきましては、現在、詳細の取りまとめを行っており、3月中旬には最終の結果が確定する予定でございます。現段階の速報値といたしましては、水道の閉栓データなどをもとに行った机上調査で抽出した空家候補286件について現地調査を行い、町内全域において129件を「空家」と判定しているところでございます。それら空家のうち、国土交通省の手引きを参考に、AからDまで4段階で危険度判定を行い、Aの「危険度が高く解体が必要」やBの「老朽化が著しい」と判定された空家は、合計10件となっております。

なお、調査結果を受けての見解につきましては、改修工事や小規模の修繕で再利用が可能と思われる空家等が全体の9割以上を占めており、これらの空家のうち、多くが市街地部に立地していることを把握いたしております。これらを踏まえ、空家の適正な管理など、他の自治体の事例も参考にさせていただきながら、「空家等対策計画」を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、「交通渋滞対策について」でございます。

現在、町域内におきまして、一時的に車両が集中し、混雑する路線がございます。主な路線といたしましては、阪急水無瀬駅とJR島本駅を結ぶ町道高浜桜井幹線であり、特に阪急水無瀬駅前周辺の交差点につきましては、現時点におきましても、時間帯によっては一時的に車両が集中し、国道まで混雑が発生している状況となっております。

このことから、当該交差点周辺におきまして、歩行者の横断状況や、通行車両の右左折・直進の状況など、渋滞緩和対策として様々な視点から、交通管理者である大阪府警本部及び高槻警察署と具体的な協議を開始したところでございます。今後も引き続き、交通管理者と現地の状況も踏まえ、協議を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、「公共下水道事業について」でございます。

平成 31 年度の事業内容につきましては、高浜地区及び山崎地区における污水管渠築造工事を予定しております。今後の整備計画につきましては、平成 33 年度末までに高浜地区における污水整備の完了を見込んでおります。

また、JR 島本駅西地区に関連する都市計画決定を踏まえた「下水道事業計画」の変更を平成 31 年度に予定しております。その後、同事業計画に基づき、桜井地区及び桜井台地区の未整備区域につきましても事業に着手するとともに、町域内の土地利用等の状況も踏まえながら、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し、効果的かつ効率的な整備区域の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、5 点目の「少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり」のうち、「風しんの抗体検査や定期の予防接種について」でございます。

現在 39 歳から 56 歳の男性を対象とした、風しんの抗体検査及び定期の予防接種につきましては、平成 30 年 7 月以降に、特に関東地方において風しんの患者数が増加したこと、その大半が 30 代から 50 代の男性であったことから、追加的対策としまして、約 3 年間で、対象世代の男性の抗体保有率を 90%に引き上げることを目標として実施するものでございます。

現在の島本町と周辺地域での状況につきましては、大阪府感染症発生動向調査によりますと、本年 1 月から 2 月 10 日時点において風しん患者の報告数は、三島ブロック（高槻市、茨木市、摂津市及び島本町）が 0 件、大阪府内が 39 件となっております。

次に、「第 2 期データヘルス計画について」でございます。

「データヘルス計画」は、厚生労働省告示「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき策定する計画で、健康・医療情報を活用した被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを目的としております。今回、策定いたしますのは第 2 期計画であり、計画期間を平成 31 年度から平成 35 年度までとしております。

本町におきましては、健康寿命は男女ともに国や大阪府より長く、国民健康保険被保険者の 1 人当たり医療費は国や大阪府の水準を上回っております。また、死因割合は悪性新生物が、主要疾病標準化死亡比では腎不全が、最も高く、いずれも国や大阪府より高くなっている状況でありますことから、特定健診と特定保健指導、重症化予防の取り組みの充実、がん検診の充実などを目標に盛り込み、策定作業を進めているところでございます。

なお、医療費の適正化に向け、レセプトの分析やジェネリック医薬品差額通知につきましては、現在、外部へ委託しているところでございます。また人員配置につきましては、今後、特定健診受診率及び特定保健指導実施率が向上するよう、必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営」のうち、「第五次総合計画について」でございます。

平成23年の「地方自治法」改正により、基本構想の策定義務は撤廃されましたが、本町においては、引き続き総合的・計画的に町政運営を進めていくためのまちづくりの基本指針として、「島本町まちづくり基本条例」及び「島本町総合計画基本構想の議決に関する条例」に基づき、総合計画の策定に向けた事務を進めております。人口減少社会への対応、子育て・教育環境の充実、頻発する災害への対応など、様々な課題や社会動向などを適切に踏まえながら、本町の魅力を高め、未来に希望が持てる、いつまでも住みたいと思えるまちづくりを進め、持続的に住民福祉の維持向上を図っていただけるよう、中長期的な展望に立った総合計画の策定に、取り組んでおります。

続きまして、行財政改革プランに関連しての「広域連携及び市町村合併に対する考えについて」でございます。

広域連携及び市町村合併に対する私の考えは、先ほどご答弁させていただいたとおり、小規模自治体にとりまして、広域連携による効率的な行政運営の推進は重要な課題であると認識をいたしておりますので、引き続き連携する自治体との信頼関係の醸成に努めながら、様々な形で近隣自治体との連携を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、「役場庁舎の耐震化について」でございます。

役場庁舎の耐震化につきましては、平成30年4月に策定いたしました島本町役場庁舎耐震化方針に基づき、できる限り総事業費を抑制して取り組むこととしております。耐震化を進める事業手法の比較検討にあたりましても、速やかに事業を実施することによって有利な財源を確保するなど、同方針に基づいて、総合的な観点から最も適切と思われる手法を選択してまいりたいと考えております。

デザインビルド方式の場合は設計と施工を一括で発注することから、事業者選定前に詳細な要求水準書を別途作成するなどの準備期間や、事業提案者から具体的な提案を受けて事業者を選定するための期間が必要となります。またPFI方式の場合は、新庁舎建設事業が、PFI方式を採用することにより経済的かつ効率的な整備・運営が可能となるかを検証する導入可能性調査や、PFI事業者の公募・選定にかかる期間が必要となり、いずれの方式も、設計及び施工の期間は短縮されるとしても、事業期間全体では従来方式と比べて長期にわたるものと見込まれます。

以上のことから、速やかな事業の実施により有利な財源を確保し、また大規模地震に備え、早期に耐震化を実現する必要があることを勘案して、従来方式を採用することとしたものでございます。

次に、「ふれあいセンターの活用について」でございます。ふれあいセンターは、住民の福祉、保健及び文化教養の充実向上を図り、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とした公の施設であり、内部の各施設において、それぞれの目的に即した利用をしてい

ることから、役場庁舎の機能を移設するにはスペース等の課題がございます。また、同センターを庁舎に転用すると、住民福祉の増進のための利用が将来にわたって恒久的に制約を受けることから、現状では困難であると考えております。

続きまして、8点目の「通学路安全プログラムの工事内容及び中高一貫校開校に伴う交通安全対策について」でございます。

まず、当該プログラムの主な内容といたしましては、阪急水無瀬駅前周辺と第一小学校周辺の2ヵ所について、安全対策の実施予定をしております。1ヵ所目の阪急水無瀬駅周辺の住宅内道路が交差する五差路の交差点におきまして、通過車両の運転手に対する視認性の確保や、自転車や歩行者の方々が、安全に通行していただけるよう、区画線や路面標示等の設置を予定しております。2ヵ所目の第一小学校周辺につきましては、正門から西側に位置する路線におきまして、児童の歩行空間確保を目的にグリーンベルトの設置を予定いたしております。

次に、「JR島本駅構内の安全対策について」でございます。中高一貫校の開校により、駅利用者の増加が見込まれます。現時点におきましても、JR島本駅構内では、朝の通勤時間帯にホームや改札が混雑しておりますことから、ホーム柵の設置や改札口の増設について対応が可能かどうか、鉄道事業者と協議を開始したところでございます。

今後も交通安全対策の強化を目指し、協議を重ねてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

はじめに、1点目の「学校教育における拉致問題の取り組みについて」でございます。

拉致問題の啓発の重要性につきましては、拉致行為そのものは犯罪行為であり、決して許されるべきものではなく、人権侵害事象として啓発することは非常に重要であると認識いたしております。

教職員をはじめ、児童生徒一人ひとりが拉致問題について考えることの大切さを認識できるよう、引き続き各学校や関係機関と十分連携を図りながら、授業の実施方法等も含め調査研究してまいりたいと考えております。

次に、5点目のうち、「家庭で保育を実施する方に対しての補助金制度の創設について」でございます。

女性の社会進出などにより共働き世帯が増加し、保育ニーズが高まっている中、また少子高齢化、人口減少社会において、労働力の確保が難しくなっている社会情勢におきまして、保育士不足などにより待機児童が発生している状況ではあるとはいえ、家庭での保育を推奨することは、さらなる労働力の減少や、女性の社会進出の妨げにもなり得るものであるため、難しい判断を要するものであると考えております。

いずれにいたしましても、待機児童を多く抱える本町といたしましては、平成30年11月に発表いたしました「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき、第四保育所の耐震化

とともに平成33年度当初には待機児童が解消できるよう、諸施策を推進してまいります。

次に、6点目の「いじめ・不登校（虐待）の現状と具体的な取り組みについて」でござい
ます。

平成29年度のいじめの発生件数につきましては、小学校13件、中学校4件です。また1
年間に継続または断続して30日以上欠席した児童・生徒数は、小学生6名、中学生15名で
あり、児童虐待が疑われる事例件数は、小学生23件、中学生14件でござい
ます。

次に、具体的な取り組みといたしましては、各学校におきましては定期的な生徒指導会
議を開催し、特にいじめ、不登校及び虐待事案につきましては、情報共有を行い、組織的
に対応しております。さらに、「島本町いじめ・不登校（虐待）対策連絡会」を定期的に
開催し、本連絡会にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加し、町
内での事案についての情報共有、事案対応方法及び虐待の可能性の有無を検討し、事案に
よっては、他部局とも連携して対応しておるところでござい
ます。

以上でござい
ます。

大久保議員 再質問をお願いします。

まず、予算編成にあたりましては、毎年、町債の増額及び民生費の自然増額が懸念され
ているところだと思
います。こういった現状を考
えて、超少子高齢化を迎
え島本町は存続可能か、
再度、質問をしたいと思います。

これに関連をしまして、「行財政改革の取り組みを着実に推進する」とのご答弁です
けれども、昨年の人事院勧告で公務員の給料が増額になりました。私たち議員は一定
ですけども、増額に対しての議論がありました。町長はご自分のお給料に対して、ど
のような思いがあるんで
しょうか。第四保育所の耐震化も、町民の皆様に負担をおかけするほど財政の
ほうが厳しいという状況です。どのようにお考えか、お尋ねします。

山田町長 まず、本町における今後の財政の問題ですけれども、基本的には「第6次行財政
改革プラン」に掲げます各種事務事業の見直しや効率化、また財源の確保や財政健全化に
向けた取り組みなどを、しっかりとまず推進していくというところで邁進してまいり
たいなという思いがござ
います。また、必要な事業の精査と選択によりまして、財源を集中させることによ
って、効率的な行財政運営に努めてまいりたいというふうにも考えております。

また、私の給料の部分につきましてはですけども、これにつきましては、私からどう
こう申し上げる部分ではあまりないのかなというふうにも考えております。世論の
高まりであったり、議員の皆様のご判断等々があれば、報酬審議会を開いていただき、
そこで決めていただく必要があるものと考えております。

以上でござい
ます。

大久保議員 山田町長はまだお若いので、ご自分の給料はご自分で判断されるべきか
なと思
います。私たちがあんまり口を挟むべきことではありませんが、私が言いたいのは、
それだけ財政が厳しいのであるならば、ほんとにそういう覚悟を持って進んでもら
いたいと、

このように申し上げております。

いろいろとありましたが、ご答弁、ありがとうございました。細部につきましては、各常任委員会で質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。

川嶋議長 以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時09分～午後2時20分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、コミュニティネットの発言を許します。

平井議員(登壇) それでは、平成31年度町長の施政方針並びに予算編成に対し、コミュニティネットを代表して大綱質疑を行います。

平成最後の年を迎え、この30年間を振り返ると、テクノロジーが急速な発展を遂げてきた時代でもございました。インターネットの普及やスマートフォンの登場、背景に情報通信インフラが整い、キャッシュレス化や人工知能を活用したビジネスが当たり前になりつつあります。今後も、テクノロジーの進展は加速していくものと思っております。

こうした中で、少子高齢化の急速な進展に加え、人生100年時代が現実味を帯びてきています。長寿社会における健康への配慮に加え、豊かな生活を送っていただくためにも、行政の果たすべき役割はますます重要になって来ているものと思っております。このような社会変化を踏まえ、施政方針を拝見しましたが、町長の思いが伝わらない部分もあるので、以下、質疑を行います。

山田町長が町政運営を担って早2年が経過するが、就任して苦労の連続であったとは思いますが、2年間を振り返ると、どのようなところに重点を置き、課題解決に取り組んでこられたのか。また、今期の後半の2年間を、どのようなところに重点を置き取り組んでいこうとしているのか、まず、お伺いをいたします。

次に、町長は「『まちづくりの根幹は人づくり』と『協働のまちづくり』の理念のもと、『小さなまちの豊かな暮らし』の実現を目指し、議会や住民の皆様との対話を重ねながら、職員一丸となって精力的にまちづくりに取り組む」と、冒頭申されています。確かに住民の皆様と対話し、意見を聞く、議会とも意見交換をすることも必要だと思うが、職員の皆さんが一丸となって業務を遂行していただくには、町長の決断力と、一度、決断したことについては何があっても考え方がぶれることなく、職員の先頭に立って成し遂げていく姿勢が問われているものと思うが、見解をお伺いいたします。

1点目、「財政基盤」について。

①. 厳しい財政状況の中で、今後、「保育基盤整備加速化方針」に基づく保育施設の整備、役場庁舎の建て替え、JR島本駅西地区整備の課題等が山積しているが、島本町の将来を見据えたときには、財政状況が厳しくてもやり遂げなければいけない事業である。このように財政負担が続く中で、町長は「歳入の確保と歳出の削減、住民の皆さんと行政が

協働し、適切に役割を分担しながら、創意工夫をもって、厳しい財政状況の中でも魅力あるまちづくりを進めたい」と言っておられますが、具体的にどのように歳入の確保策と歳出削減をしていくのか、お伺いをいたします。

②. 財政基盤を整え、住民サービスを維持向上させてこそ、魅力ある町になっていくのではないですか。町長が言われている「小さなまちの豊かな暮らし」の実現に向けても、財政基盤を整えなければ豊かな暮らしに繋がらないと思うが、見解をお伺いいたします。

2点目. 「職場環境づくり」について。

①. 働き方改革の趣旨を踏まえ、「超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得を推進する」とありますが、勤務時間を抑制しても業務量が減少しなければ、どこかにしわ寄せが来ると思う。結果的に管理職に負担がかかると思うが、管理職の勤務実態については誰が把握するのか。一般職と同じように管理すべきと考えるが、いかがですか。

②. 業務の質の低下と長時間労働とは比例しないと思うが、オーバーワークとなった場合、業務の質の低下を招くおそれもあると思うが、いかがですか。

③. 勤務時間を抑制し、今までと同じ業務量をこなすには、より一層の業務の効率化を進めていくことが必要不可欠と思うが、実際、限られた職員数の中で可能なのか、見解をお伺いいたします。

3点目. 「防災」について。

①. 昨年発生した大阪北部地震及び台風 21 号で、島本町も甚大な被害を受けたことを踏まえ、「『地域防災計画』の見直しをする」とのことであるが、住民の皆さんの安全・安心を守るために、どこを、どのように見直そうとしているのか、具体的に示されたい。

②. 「大阪府及び防災関係機関と連携し、水無瀬川の洪水や土砂災害に対する事前防災計画である『タイムライン』の作成をする」とのことであるが、雨期に入るまでに作成しようとしているのか。また、その内容についてお伺いをいたします。

③. 「住民の皆さんの防災意識向上のため、自治会及び自主防災会への出張講座や地域の防災訓練への参加」により、地域の防災力向上に取り組むことは必要と認識しているが、地域の課題は、毎年、自治会の役員が代わる、高齢化の進展による自主防災会の機能低下等、様々な課題がある。このような中で、出張講座においても自治会の役員及び自主防災会の関係者だけの参加ではなく、多くの方々に来ていただくことが重要であり、防災関係機関とも連携を図り、住民の安全確保を第一にした取り組みが必要と思うが、見解をお伺いいたします。

また、自然災害発生の際に、増水した水路に転落したといった災害も発生していることを考えると、講座の内容についても、きめ細かいところに気配りをしていただきたいと思っているが、見解をお伺いする。

4点目. 「空家対策」について。

①. 空家等実態把握調査の結果は、いつ頃になるのか。その中で、特に倒壊の危険性の

ある空き家はどの程度存在するのか。現時点でわかる範囲でお示しいただきたい。

②. 空家対策については全国的な問題であり、特に所有者が不明、長年放置したままで住環境への影響、衛生面での問題が深刻であり、島本町においても今後ますます増加していくことが予想されますが、空家対策については実態把握の後、所有者の意向を確認したうえで不動産業者と連携するなど、民間の事業者を活用することはできないのか。自治体単位でできることも限られると思うが、倒壊の危険がある空家については放置しておくわけにもいかないことから、何らかの取り組みが必要と考えるが、見解を伺います。

5点目。「清掃工場の今後」について。

清掃工場については耐用年数が大幅に経過し、毎年、維持補修を繰り返し、施設の長寿命化を行ってきているが、いつまで今の状況が続けていくのか、伺う。

6点目。「福祉ふれあいバス」について。

福祉ふれあいバスの運行の目的を「高齢者等の町内への外出支援」とし、「運行ルートの一部を変更したうえで、新たに特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方についても利用していただけるように対象者を拡大いたします。」とのことですが、福祉ふれあいバスの運行目的については、今日まで、会派としても高齢者等の外出支援への変更を要望してきました。今回の運行ルートの変更等について、具体的にお伺いいたします。

7点目。「第4期地域福祉計画」及び「第1期自殺対策計画」について。

「本年3月策定の『第4期地域福祉計画』及び『第1期自殺対策計画』に基づき、子どもから高齢者まで、誰もが安心していきいきと生活できる地域づくり」を進めていかれるわけだが、地域のセーフティネットを強化するとともに、教育現場との連携が重要であると考えているが、見解を伺う。

8点目。「保育基盤整備加速化方針」について。

この①と②については、昨日の補正予算並びに今日の討論の中で多く語られておりますので、重複している内容だと思いますが、改めてお伺いをしておきます。

①. 第四保育所の未耐震については今日まで取り組んで来たものの、結果が伴わなかったことに対し、私たちも大変申しわけなく反省をしているところです。しかし、第四保育所の現状を考えると、「保育基盤整備加速化方針」を着実に進めることが行政の役割であり、私たちの責任でもあると認識しているところです。

そこで確認しますが、説明会で出た主な意見はどのようなものであったのか。また、転園先の希望を保護者の皆様から聞いたと思うが、結果について示されたい。

②. ふれあいセンターを整備し、転園先としているが、保育所に現在在籍している児童の保護者の皆さんをはじめふれあいセンターを利用している方々の理解が必要不可欠であるが、大丈夫なのか、伺う。

③. 町長の判断で「保育緊急事態宣言」が発令されましたが、現在、待機率は大阪府下1位であり、まさに緊急事態であるにも関わらず、保育士の配置基準を手厚い状態で維持

し続けている。確かに保育士の町の配置基準は質の高い保育に繋がっているが、保育所が整備できるまでの間だけでも、近隣自治体と同じように保育士の配置基準を国基準にし、少しでも待機児童を減少させる努力を優先すべきと思うが、町長の見解をお伺いいたします。また待機児童の保護者の声にも、町長は耳を傾けていただきたいと思っているが、いかがですか。考えをお伺いいたします。

最後、9点目。「JR島本駅西側土地区画整理事業」について。

JR島本駅西側土地区画整理事業に伴い下水道の事業計画も変更されるが、従前より多くの指摘があったJR高架下のマンボの冠水問題について、JR島本駅西側土地区画整理事業の中で調整池を利用するなどして改善を図るなど、これまで長きにわたり懸案であった問題を解決するチャンスであると思うが、考えをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

山田町長 それでは、コミュニティネットを代表されての平井議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

まず、冒頭部分の「これまでの取り組みと今後の取り組みについて」でございます。

私が町政運営の重責を担ってから3年目を迎え、1期4年の折り返しとなりますが、振り返りますと、行政経験のなかった私にとりましては、すべてが初めてのことであり、行政の仕事の進め方や議会对応など、戸惑いも多々ございました。

このような中、私といたしましては、施政方針でも触れさせていただいたとおり、「まちづくりの根幹は人づくり」と「協働のまちづくり」の理念のもと、「小さな町の豊かな暮らし」の実現に向け取り組んでまいりました。

その一つに、私自身が先頭に立ち、住民の皆様との対話を大切にする取り組みとして、タウンミーティングや町長席、各種説明会やワークショップの開催でございます。また、職員に対しましても、一人ひとりの考えや悩み、仕事への向き合い方など、直接会話することにより、職場の課題などを行政運営に反映したく面談も実施してまいりました。

一方、施策では、特に、保育所の待機児童対策をはじめ学童保育室の整備や学校施設の充実、次期学習指導要領に対応したICTの取り組みなど、子育てや教育の充実に取り組んでまいりました。

また、JR島本駅西地区の土地区画整理事業の推進や障害者地域生活支援拠点等施設の整備、役場庁舎建て替えに向けた取り組みのほか、懸案事項であった第二幼稚園廃止や町立キャンプ場の廃止という決断もいたしました。

今後、残りの任期中につきましては、特に、「保育基盤整備加速化方針」に基づく待機児童対策を着実に推進するとともに、JR島本駅西地区の土地区画整理事業や役場庁舎の建て替えに向けた取り組みなど、施政方針でお示しいたしました各種施策に全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、「私の決断力と、一度決断したことを成し遂げるという姿勢について」ござい

ます。

私は、行政のトップとして、リーダーシップと決断力が求められる重責を担っていることは十分認識しているところでございますが、決断をするうえでは、町財政や将来のまちづくり、各種計画との整合性等を十分吟味し、議員の皆様や住民の皆様のご意見も聞いたうえで、総合的に判断しなければなりません。また、多くの場合は条例や予算が伴うことから、議会で審議していただき、その過程で様々な意見を出し合っていただき、最終的な意思決定をしていただく必要があると認識しております。そのため、私が判断し、議会で意思決定していただいたことにつきましては、執行機関として、目標に向かって、職員一丸となって取り組んでいかなければならないと考えております。

その一方で、町として意思決定した後に、当初は想定できなかった課題の発生など、事情の変化が生じる場合もあり、当初に立てた計画に必要以上に固執して、結果的に計画自体が失敗に終わってしまう、ということもあり得ます。計画を成功に導くために、変更が求められる場合もあるのではないかと考えております。

ご指摘のとおり、決断力があり、考え方がブレないということはもちろん大切ですが、要所要所では、これまでの歩みを振り返り、大局的な視点から進むべき方向性を確認しながら計画を進めていくこともまた、重要なことであると考えております。

続きまして、1点目の「財政基盤について」でございます。

今後の財政状況につきましては、ご指摘のとおり、「保育基盤整備加速化方針」に基づく保育施設の整備や公共施設の老朽化対策などの課題が山積しており、本町の行財政運営を取り巻く状況は厳しさを増していくことが見込まれております。

このような状況の中、課題解決に向けた各種事業を実施するためには、歳入の確保と歳出の削減に努め、安定的な行財政基盤を確立する必要があるものと考えております。具体的には、「第6次行財政改革プラン」に掲げる各種事務事業の見直しや効率化、財源確保や財政健全化に向けた取り組みなどを推進し、必要な事業の精査と選択により、財源を集中させることによって、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、2点目の「職場環境づくりについて」でございます。

まず、「管理職の負担」につきましては、国家公務員におきましては時間外勤務命令の上限の設定等について、本年4月から適用すべく人事院規則が改正され、時間外勤務手当が支給されない管理職員を含め、全ての職員が対象とされております。

本町においても、職員の健康保持の観点から、管理職を含む全ての職員について、長時間労働の是正に向けた取り組みを進める必要があると考えておりますことから、管理職の勤務実態につきましても、人事担当及び各所属長において、これまで以上に正確な把握に努めてまいります。

次に「業務の質の低下」につきましては、オーバーワークが公務能率の低下を招く恐れがあることは、ご質問のとおりであると認識しております。長時間労働を是正し、職員の

健康保持・増進及び仕事と家庭生活の調和を図ることが、心身のリフレッシュを促進し、結果として職員の士気を高め、公務能率を向上させることに繋がるとの認識のもと、時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、「業務効率化」につきましては、職員数の大幅な増員が困難な現状の中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応して行政運営を継続していくためには、行政職員が担うべき業務の範囲を絶えず精査し、業務の総量を抑えながら、より必要性の高いサービスに、優先的に人的資源を投入していくことが必要不可欠であると認識しております。このため、「第6次行財政改革プラン」に基づき、これまで以上に、事務事業の見直しや業務の効率化・簡素化に積極的に取り組み、限られた人員のもと総労働時間の短縮を目指しながら、持続可能な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「防災について」でございます。

まず、「地域防災計画の見直しについて」でございますが、「島本町地域防災計画」の見直しにつきましては、「水防法」の改正により要配慮者施設における避難確保計画の作成義務が生じたことなどの法改正への対応、近年の大規模災害を教訓とした受援体制の強化などを反映させるべく、平成30年度に予算を計上し、作業を進めてまいりましたが、昨年立て続けに発生した災害について、その振り返りを行うとともに、課題や対策について「地域防災計画」に反映すべく、平成31年度に作業を繰り越して行うものでございます。

続きまして、「タイムラインについて」でございます。

事前防災行動計画であるタイムラインにつきましては、台風上陸などの災害発生時を基準として、防災行動に必要な時間を定め、どのタイミングで、誰が、どのような防災行動をとるかを整理したもので、アメリカにおいてハリケーンの襲来に際し多くの住民の避難を実現するなど、効果があったとされるものでございます。

本町におきましても、河川氾濫に対する避難勧告等の発令に着目したタイムラインを平成28年度に策定し運用しておりますが、今回、多くの防災機関の事前行動を図示し共有する多機関連携型タイムラインを、土砂災害と水無瀬川の氾濫を対象に、大阪府や近隣自治体及び防災関係機関で構成しております三島地域水防災連絡協議会の事業として、大阪府茨木土木事務所とともに実施しているものでございます。先行する策定事例からも、試行版を一定期間運用することが想定されるため、今年の雨期には間に合いませんが、平成31年度中に完成する予定としております。

続きまして、「出張講座について」でございます。

発災時には、公助の手が及ぶまで自助・共助の取り組みが重要となります。このような防災意識の醸成のため、町では出張講座を開催しております。今年度のお出張講座の開催状況でございますが、本日現在で17回864名の方々を対象に開催しております。

出張講座の内容につきましても、町で取り組んでいる雨水整備等の内容や進捗状況、防災施設の見学等、要請に応じて幅広く実施しておりますが、大阪府や気象台等の関係機関

と連携して開催することも可能となっております。引き続き住民の防災意識の向上などのため、積極的に出張講座を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の「空家対策について」でございます。

まず、「空家等実態把握調査の結果について」でございますが、当該調査結果につきましては、現在、詳細の取りまとめを行っており、3月中旬には最終の結果が確定する予定でございます。現段階の速報値といたしましては、水道の閉栓データなどをもとに行った机上調査で抽出した空家候補286件について、現地調査を行い、町内全域において129件を「空家」と判定しているところでございます。

それら空家のうち、国土交通省の手引きを参考に、AからDまで4段階で危険度判定を行い、Aの「危険度が高く解体が必要」やBの「老朽化が著しい」と判定された空家は、合計10件となっております。

続きまして、「具体的な空家対策について」でございます。現在、空家等実態把握調査の中で、空家の所有者に対し、空家の管理や活用に関する意向調査を実施いたしております。現時点の速報値では、「いつでも使用できる」「軽微な修繕をすれば使用できる」と回答された所有者が半数以上を占めており、改修工事や小規模の修繕で再利用が可能と思われる空家等については、多くが市街地部に立地しております。

一方で、管理意向調査によると、約22%の所有者が建物の維持管理をほとんど行っていないとの結果を得ており、こうした空家の状態が悪化しないよう、適正管理のための情報発信など、所有者に対して自主的に管理いただくことを促す取り組みが今後必要になってくるものと考えております。

こうしたことを踏まえ、空家の有効利用や不良空家の除却など、空家等対策にかかる諸課題に対する取り組みとして、民間事業者との連携・支援などを行っている他市の先進事例なども参考のうえ、「空家等対策計画」を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の「清掃工場の今後について」でございます。

ご指摘のとおり、本町の清掃工場は、建設後すでに27年が経過しておりますが、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めているところでございます。平成30年度におきましては、現時点における施設の機能状況を把握すべく精密機能検査を実施し、現在、その結果を取りまとめているところでございます。

今後におきましても、ごみの処理は、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためにも非常に重要な事務であると認識しておりますことから、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、精密機能検査の結果を踏まえた現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、6点目の「福祉ふれあいバスについて」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、平成30年度に福祉ふれあいバス検討プロジェクトチ

ームを立ち上げ、運行目的、対象者のあり方等を検討してまいりました。

平成31年4月から、運行目的につきましては、これまでの「公共施設の巡回」としていたものを「高齢者等の町内への外出支援」に拡充し、対象者につきましては、これまでの65歳以上の方、40歳から64歳の方で介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方、障害者手帳をお持ちの方、妊婦の方と同伴する就学前の児童、4ヵ月児健康診査受診児とその保護者に加え、新たに「指定難病の特定医療費受給者証をお持ちの方」と、「BCG集団予防接種の受診児とその保護者」も対象とし、介助される方につきましても、1名まで一緒に利用できるよう拡大いたします。さらに、「停留箇所」につきましては、運行ルートの一部見直しを行い、人権文化センターへは、1日2便であったものを1日4便に拡大いたします。

次に、7点目の「第4期地域福祉計画」及び「第1期自殺対策計画について」でございます。

「第4期地域福祉計画」につきましては、現在策定作業を進めているところであり、基本目標の一つを、「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」としております。当該目標としましては、相談支援体制の強化を盛り込み、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員、コミュニティーソーシャルワーカーなど、様々な相談を受けられる体制を整えることで、適切な福祉サービスの提供、支援が必要な高齢者・障害者・児童などの相談・見守り・個別支援を行うこと、さらには虐待の早期発見、生活困窮者への自立支援などへの繋ぎができることを目的に、地域のセーフティネットの強化が図られるものと考えております。

また、同じく策定作業を進めております「第1期自殺対策計画」におきましては、基本施策の一つを「地域のネットワークの強化」としており、町をはじめとする様々な機関が連携・協働の体制をつくり、住民同士の支え合いの促進を促すとともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指していくよう取り組んでまいります。

次に、8点目の「『保育基盤整備加速化方針』について」のうち、「保育士の配置基準について」でございます。

本町においては、ここ数年来、府内で最も高い比率で待機児童が発生している自治体となっており、年度末には100人近い人数となっております。待機児童が発生する要因の一つとして保育士不足があげられますことから、「第6次行財政改革プラン」におきまして、保育士の配置基準については、今後5年間での検討課題といたしております。しかしながら、今般、第四保育所の代替施設として、ふれあいセンターで保育を実施するにあたり、子どもの安全を確保する観点から保育士を手厚く配置する考えでありますこと、また定員を大きく上回る受け入れを余儀なくされている現状を考慮しますと、まず施設面での整備が一定整うまでは、現在の配置基準を維持する必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、府内でも多くの自治体が国基準に移行している現状からも、

特に、一部の歳児の配置基準については検討すべき課題と重く受け止めており、引き続き配置基準のあり方については検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、9点目の「JR島本駅西土地地区画整理事業区域付近の浸水対策について」でございます。

JR京都線高架下のマンボトンネルにつきましては、両側の既設道路よりも地形的に低くなっており、雨天時には当該マンボ内へ流入しやすい状況となっております。そのため平成24年8月の集中豪雨をはじめ大型台風や突発的な大雨の際には、過去から浸水被害が発生している経過がございます。

現在までの浸水対策といたしましては、トンネル内の側溝に雨水が逆流しないよう下流側に逆流防止弁を設置いたしております。しかしながら、過去からの浸水状況を踏まえ、当該土地地区画整理事業で実施される調整池設置の有無に関わらず、町域内における総合的な浸水対策の一つとして、当該箇所改善が必要であると認識しております。このことから、現段階では具体的な整備内容は決定しておりませんが、当該マンボ内へ表面水の流入を抑制し、排水機能が向上できるような対策について、周辺の既設水路の高さなども考慮したうえで、検討してまいりたいと考えております。今後、議員ご指摘の方法も含め、効果的な対策を検討し、浸水被害の軽減に向け取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

はじめに、7点目の「第4期地域福祉計画及び第1期自殺対策計画について」のうち、「教育現場の取り組みについて」でございます。

小・中学校の教育現場におきましても、命の大切さを学ぶこと、伝えていくことが重要であることから、道徳をはじめ様々な場面で命や暮らしの危機に直面したとき、誰かに、どうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよい、ということをおぼく教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、8点目の「保育基盤整備加速化方針について」のうち、「保護者説明会における主な意見と希望転園先結果について」でございます。

第四保育所の保護者を対象とした説明会につきましては、昨年12月15日及び16日に計4回、今年2月3日に2回開催いたしました。主な意見といたしまして、プレハブなどの仮設園舎の建設、兄弟の同一施設での受け入れ、そして、ふれあいセンターを代替施設とする場合の1歳から5歳児までの受け入れ、セキュリティの確保、ワンフロアでの保育の実施などがございます。

「転園先の希望結果について」でございます。ふれあいセンターを希望とされている方が最も多く、8割程度の方が希望されています。その他の方は、第一幼稚園や民間保育園等を希望されておられます。

続きまして、「ふれあいセンター利用者の理解について」でございます。

ふれあいセンターは、平成8年に開設以来、20年以上が経過しておりますが、今も毎年、多くの皆様にご利用をいただいております。第四保育所が未耐震であることから、緊急的にふれあいセンターを保育所として利用する必要がある旨、広報しまもと3月号において、広く一般利用者向けに記事を掲載し、理解を求めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、庁内各部局の協力を得ながら、関係団体などへは丁寧な説明を行い、ご理解いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 保育所の関係についてね、保育士の配置基準については、私は国基準にしろなさいと言っているんじゃないんですが、やはり今は緊急事態だと。大阪府下で一番、待機児童ワースト1の中で保育士不足。そういう状況の中でね、やはり待機されている保護者の皆さんからの声は、少しでも私たちが救っていただきたいというのが声なんですよ……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。それから言ったら、昔は保育士も十分に手当てできて、待機児童もない時代がありました。そのときからずっと、この配置基準は変わらず来ておるんですけどね。それではやっぱり待機児童の保護者の皆さんは気の毒ですよ。それから言ったら、箱物できて保育士が手立てできないとかね、そういうときはしっかりと救う手立てを考えなければいけないというふうに思っているんで、それについて、改めて見解を伺っておきたいというふうに思います。

今回の四保の未耐震の関係についてはね、昨日から補正予算の中でいろいろと賛否あったわけですが、反対意見も当然だと思うし、賛成意見も当然だと思います。しかし、保護者の皆さんにしたら苦渋の選択で転園先を選択したんだと思います。やっぱり、一方は安心して預けられる高浜を選択した人もおられるようには聞いております。今まで保育士と児童、児童と児童、保育士と保護者の皆さんの絆を大切にして、やはり同じところを選択した人もおられると思いますし、通勤に便利な、預けやすいところを選択している人も多くおられるというふうには聞いております。

しかし、納得して行ったわけじゃないんで、しっかりと安全対策については考えていただきたい。やっぱり責任持って預けていただきたいと、私たちが責任持って守るんだという、その姿勢が大事だと思いますよ。マイナス面ばかり言うたら保護者も不安なんで、やはり地域で子どもを守るんだという姿勢からいったら、ふれあいにおいても、ある一定の抑止効果も働くんですよ。そういった意味では、しっかりと、その辺も含めて利用者の皆さんにもご協力いただいてね、しっかりと守っていただきたいというふうに思っております。

やっぱり、これからのまちづくりは、しっかりと町長が先頭になって、町長の思いを職員も理解して一丸となって取り組んでいくと。そういう姿勢が町長に求められているというふうに思っておりますので、その辺について、再度、見解がございましたらお伺いして

おきたいというふうに思います。

山田町長 まず、保育士の配置基準についてでございますけれども、過密の状態の中でこれを緩和していくということについては、やはりお子様を預かる身といたしましては、なかなか許容できない部分もございます。ただ、もちろん待機でお待ちをいただいている保護者の皆様のお気持ちも、私も経験もございますので、それはわかる部分はあるんですけれども、ただ、預かったわ、で、そこが安全でないとか、そういうふうになってしまうと、これは元も子もない話ですので、やはり一定の水準を維持した状態でお預かりするということが、我々に求められている部分であるというふうに考えております。

また、そういう点においては、ふれあいセンターを使うということについては大きなご心配があるということも、それも理解はいたすところでございますけれども、できるだけ、その保育の質を維持できるように努めてまいりたい。そこは私も教育長と一緒に、先頭に立ってやっていきたいと思っております。そういう意味におきましては、町全体で一丸となってやっていくという姿勢はもちろん持っておりますので、邁進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

持田教育長 昨日来、皆様方にはたくさんのご意見をいただきまして、四保の子ども達を、ふれあいセンターで保育をさせていただく計画を進めさせていただきたいと思っております。ただ、昨日からいただいておりますご意見につきましては十分に精査させていただきまして、今度の設計の中に盛り込んでいきたいと思っておりますし、これからの保育の内容につきましても、保育所の先生や、それから保護者の皆さんと、よく相談させていただきながら運営をしていきたいと思っております。

ただ、「加速化方針」にございますように、全体のキャパというものは、保育所ニーズと、お待ちになっている皆さん方がいらっしゃると思っておりますので、その方の計画に従って進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

平井議員 今の状況の過密化の中で、それを見直して、ただ待機児童を入れとは言うてへん。それは当たり前のことや。やっぱり、きっちりと箱物が整備できて、それでなおかつ保育士が募集をかけてもなかなか手立てできないと、町基準で。そういう場合に、ある程度、そういうことも考えていかないと、一向にワースト1は解消できないというふうに思っているんで、その辺、ちょっとしっかりと、誤解のないようにだけ言うておきます。

あとは委員会もございますので、細部は委員会にゆだねたいというふうに思います。以上で終わります。

川嶋議長 以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時06分～午後3時15分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

戸田議員（登壇） 人びとの新しい歩みを代表して、平成 31 年度予算に対する大綱質疑並びに代表質問を行います、町長の施政方針に対する。

1. 「小さなまちの豊かな暮らしと協働のまちづくり」

早いもので、山田町長が就任されて 3 年目、1 期 4 年の折り返し地点です。今こそ、町長に聞きたい。私たちの小さなまちと町民の豊かな暮らしに、これ以上の住宅戸数が必要と、心の底からお考えですか。国土交通省「空家対策について（平成 30 年 5 月）」は、その冒頭で、住宅ストック数約 60 万戸は、総世帯数約 5,250 万世帯に対し約 6 % も多く、量的には充足していることを示しています。

J R 島本駅西地区の住宅開発を中心とした面的整備が、未来の町民に何をもたらすか。町長も、職員も、すでに気づいておられるはず。しかし、それを口にすることができないまま、事業の実現を目標に邁進しておられる。人生の多くの時間を島本町で過ごす職員の皆さんが、あれは我が人生で思い出に残る充実した仕事であった、大変であったが誇りであると、将来、自分にも家族にも胸を張って言える。はたして、そういう仕事になっているのでしょうか。

山田町長は、就任以来、住民への説明や意見聴取については、これまでとは比べものにならないほど丁寧に進められています。それにより、住民の多くがまちづくりについて真剣に考えるようになりました。山田町長の最大の功績と言えます。が、残念なことに、耳は傾けるが意見の反映はできない、という姿勢を貫いておられる。住民の合意形成のプロセスを経て、一定の納得が得られているとは到底言えない。山田町長が目指す「協働のまちづくり」とは、一体どのようなものなのでしょう。町民とともに歩む姿勢は、形だけのものだったのでしょうか。

2. 「J R 島本駅西地区の保留フレーム解除は時期尚早です」。

施政方針において、今なお「駅周辺の活性化、良好なまちづくりを誘導してまいります。」と、抽象的な発言を繰り返しておられることに、驚きを隠せません。町の都市計画公聴会では 19 件の公述があり、様々な角度から、当該地区の市街化編入について意見が述べられました。お二人の地権者が、開発推進の立場から思いを述べられました。開発を容認する方は 1 件。しかし、高層マンションの建設にはきっぱりと反対されていました。府の公聴会においては、14 件すべての公述人が保留フレーム解除、市街化区域編入に反対でした。

が、それでもなお、このまま都市計画手続きを進めるのですか。区域区分変更の基本方針は、土地所有者から都市計画の変更の提案があり、計画提案を踏まえて都市計画の変更を行う場合においても、原則としては概ね 5 年ごとの区域区分の変更にあわせて行うこと、としています。原則を遵守するべきではありませんか。

なぜ、そんなに急ぐ必要があるのか。保留フレーム解除により市街化区域編入は時期尚

早。開発プランの内容も明らかにされないまま、保留フレーム解除を行わなければならない都市計画上の正当な理由をお示しください。

3. 「地域防災計画と事前防災行動計画タイムライン」。

「地域防災計画」のさらなる見直し、水無瀬川の洪水や土砂災害に対する事前防災行動計画、すなわちタイムラインの作成について、具体的な説明を求めます。

近年、複数の大型住宅開発により、住宅戸数が大幅に増えている島本町では、発災時に必要な対応も質・量ともに増えています。定数を削減した職員数での対応が求められますが、そこには自ずと限界があり、日常の延長線上にある住民の防災意識の向上が重要です。防災出張講座は、自治会及び自主防災会に限らず、一定の人数が集まれば、誰でもがもつと活用できる仕組み、そしてメニューの充実が必要と考えます。いかがでしょう。

4. 「男女共同参画の視点からの防災意識向上」。

発災時、例えば避難所の運営には女性、子ども、障害者やその家族、外国人、ペットなどへの配慮が欠かせません。すなわち、人の尊厳、動物愛護の課題を濃密に突きつけられることとなります。防災出張講座のメニューの充実には、避難所設営のワークショップや、災害時の女性相談養成講座など、人権文化センターと協働した企画・運営が欠かせません。他団体の取り組みへの認識を問います。

課題であった女性消防職員の採用に向け、勤務に応じた「施設の整備・充実を行う」とのことですが、どのような整備・充実をお考えですか。具体的な採用計画があるのでしょうか。また、女性消防員に求めること、期待することはどのようなものですか。

5. 「選挙管理委員会への適切な職員配置を」。

本来ならば、「行政委員会事務局」と申し上げたほうが良かったかと思いますが、通告どおりに発言させていただきます。

2019年は、4年に一度の統一地方選と3年ごとの参議院議員選挙が重なる、12年に一度の亥年です。選挙管理委員会の人員配置、投開票事務の職員体制について、どのような対策を考えておられますか。ここ大阪府では、現職知事と現職市長が任期途中で辞職し、入れ替え選によって4年の任期を確保しようという、そういう方針が示されたりもしています。住民投票ですでに結果が出ている大阪都構想を実現しようとするもので、およそ市民感覚からかけ離れたものです。

2017年10月、衆議院選挙の際、ダブル選挙となったことで、甲賀市選挙委員会の幹部職員が重圧に耐えかねて精神的に疲弊、白票を水増しし、「公職選挙法」に違反するという事件が起っています。第三者委員会は最終報告において、重圧に支配された結果の法令遵守意識欠如、職員増員がなく、一部の職員に負担が偏ったことなどを要因にあげています。強引で無茶なダブル選挙によって職員が思わぬミスを犯してしまうなど、あってはならないことです。選挙管理委員会の人員配置、投開票事務の職員体制について、限られた職員に重圧がかかることがないように万全の体制を求めます。

6. 「ボランティア情報センターと姉妹都市」。

ボランティア情報センターの機能を庁舎内に移すとのことですが、具体的にはどのような組織になるのでしょうか。業務の内容は、はたしてこれまでのように情報発信だけで良いのでしょうか。ボランティア養成基礎講座など、基本的なことを踏まえて市民参画を促す必要がありませんか。

姉妹都市フランクフォート市から迎える生徒や教師へのホスト・ホストファミリーの養成は、姉妹都市提携の円滑・円満な継続に欠かせない課題となっています。姉妹都市関連の事務局機能を置き、職員採用に一定の英語能力を追加するなど、同センターによる姉妹都市提携の推進を求めるものです。見解を問います。

7. 「全国にある住宅の13.5%が空家」です。2013年10月の総務省の公表によるものです。

平成30年度に実施した空家等実態把握のためのアンケート調査結果、データベースなどを分析し、空家対策の計画策定に取り組まれるとのことですが、委託する業務内容の範囲はどのようなものですか。実態把握調査や台帳作成、対策協議会組織の会議支援も含まれていると考えて良いのでしょうか。受託事業者の選定には、価格のみならず業務実績や専門性、比較力、創造性などについて、総合的見地から判断し、最適な事業者と契約することが重要です。成果品の質によって、対策の充実が大きく左右されます。多くの自治体が、入札ではなく公募型比較提案、いわゆるプロポーザル方式での選定を行っておられますが、島本町もそうあるべきです。認識を問います。

8. 「虐待が疑われる子どもの保護者にどう向き合うか」。

千葉県野田市小学校の女子児童が住宅の浴室で死亡、傷害容疑で両親が逮捕されました。あまりに痛ましく、ここに心からの冥福をお祈りいたします。

報道によると、家庭での虐待を訴えた学校アンケートの結果を、市教委が、父親の強い求めに応じて渡していました。そのことが虐待リスクを高めた可能性は否定できません。島本町において、これまでに虐待の可能性のある子どもの保護者から不当な要求をされた事例がありますか。そういった場合、どのように対応することとしていますか。

父親による母親へのDVとともに、子どもへの虐待が行われていることが少なくないため、母親への配慮、ケアも含めて子どもを救わなければなりません。事件を受けて、欠席が続いている子どもの安全確認の重要性が認識されていますが、島本町では、こういった子ども達にこれまでどのような対応を行ってきましたか。児童相談所、いわゆる子ども家庭センターとの連携は取れていますか。

一方、不登校の生徒児童に対して、教師の家庭訪問は、ときに慎重でなければなりません。学校側は難しい対応を迫られることにはなりますが、この点について、認識を問います。

9. 「不登校の子の保護者をつなぎ、支える新規事業」。

「孤立しがちな不登校の子どもに寄り添う保護者を支える事業」とは、どのようなもの

ですか。これに教育委員はどのように関わりますか。保護者の交流の場において、どのような資格を有する方が、どういった専門性を持って、どのように関与するのでしょうか。事業の目的と目標をお示してください。

当事者の気持ちにより添える専門性に加えて、本人の進路形成に資する相談や情報提供ができてこそ、「支援」と言えるのではありませんか。児童生徒を学校に復帰・進学させることが目的になってはいけません。各家庭の課題解決に、多様な選択肢があるのだということを広い視野から示し、必要なときに、必要な情報を提供し、ときに関係機関に繋ぐことも重要です。認識を問います。

10. 「第四保育所の定員数を減らさないでください」。

第二幼稚園の跡地の認定こども園を民間としたうえ、第四保育所の定員数を縮小することは認めがたいものです。これだけの待機児童、保育ニーズを抱えながら、なぜ、今、公立保育所の定員を縮小するのか、理解しがたいものがあります。第四保育所の跡地に、現在の土地に、なぜ150人の公立保育所を建てられないのでしょうか。明確な理由をお示してください。

公立保育所を望む声が多い理由の一つに、町が培ってきた障害児保育への評価があります。今では「インクルーシブ」と呼ばれている先駆的な保育が、島本町にはありました。保育の過密化が、その継続を困難にし、理念さえ失われつつあると危惧します。「保育基盤整備加速化方針」は、障害児の定員数には触れていません。障害児保育の定員数について、お考えをお示してください。

11. 「学童保育指導員の配置基準と面積基準」。

専用区域の面積は、児童一人につき1.65㎡以上、あくまでも「以上」です。島本町の「放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」は、第4条において最低基準の向上について定めています。第5条2では、「最低基準を超えて設備を有し、または運営をしている事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。」としています。守られていないのではありませんか。

第四保育室は、50人以上の子ども達が一つの部屋で過ごしているのではないかと懸念しています。支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下、すなわち指導員の配置は概ね40人に1人であり、仮に50人にもなれば、「概ね」と認めるわけにはいきません。適切な人員配置が行われているのでしょうか。

学童保育室の入所希望者の増加が見込まれますが、基準緩和による過密化は断じて避けなければなりません。今後も、最低基準面積1.65㎡×在籍人数の堅持を求めるものです。見解を。

12. 「第三小学校の耐震化と駅西地区開発計画」。

未耐震のA棟耐震化の対応が急がれますが、当初予算に改修に関わる予算が計上されていません。遅れている理由、課題について、説明を求めます。

土地区画整理事業は、島本駅西地区を一体的に、面的に整備するものと主張されてきました。第三小学校は、その区域内にあるにも関わらず、一体的整備から忘れ去られたような扱いを受けています。児童の増加が明らかであるにも関わらず、老朽化した躯体を改修工事で耐震改修するという方針を貫き、予定していなかった仮設校舎を建てる必要性にも迫られました。工事の音で授業ができなくなるという声は、教育現場からも、技術職員からも、聞こえてこなかったのか、あるいは、あっても聞き入れられなかったのか。どちらにしても、今となっては後戻りできません。

ならば、今、保留フレームの解除こそ見直すべきではないでしょうか。教育環境の充実を含めた政策的熟議を経るべきです。

13. 「文化の薫るまちづくりと水無瀬離宮」。

なぜ、桜井の田園風景は、これほどに人びとを魅了するのか。後鳥羽上皇の水無瀬離宮庭園に連なる重要なエリアであったことによる、と考えることができます。後に池泉回遊式庭園と呼ばれる庭園形式の原点が、ここにあった可能性が否定できません。修学院離宮の周辺と百山・桜井には、地形的な類似性を見ることができますが、修学院離宮は田園を庭園内に有しています。すなわち桜井の田園は、離宮の庭園を構成する重要な要素であった可能性が極めて高く、背後の山並み、北の天王山、淀川対岸の男山をも意識した景勝地であったと思われれます。

水無瀬離宮は、1221年の承久の変、あるいは承久の乱、最近では承久の兵乱とも呼ばれていますが、このときをもって幕を閉じたと言えます。2021年は、承久の変から800年目にあたり、2020年度の町政施行80周年は、後鳥羽上皇が注目されるであろう時期と重なります。考古学的なアプローチに止まらない、多角的な研究を市民と共有する、またとない機会となるはずで、認識を問います。

以上です。

山田町長 それでは、人びとの新しい歩みを代表されての戸田議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「小さな町の豊かな暮らしと協働のまちづくりについて」でございます。

人口減少社会への対応が求められる今日、本町においては一時的な人口増加が見込まれる状況にはありますが、長期的には全国の多くの自治体と同様、人口減少は避けて通れない問題でございます。

そうした現実を見据えて、本町が向かうべき方向性を考えますと、「小さくても魅力あるまちづくり」を進め、この「小さな町の豊かな暮らし」を、次の世代に引き継いでいく必要があります。将来にわたって一定の人口規模を維持していくことは、本町の活力を維持するうえで不可欠であると考えております。

こうした中、「JR島本駅西地区のまちづくり」につきましては、大都市圏にあるJR京都線の駅前という好立地であり、この地域に人口を集積することで、町全体の活性化に

も繋げてまいりたいと考えております。

また、本年度、「空家等対策計画」を策定することとしており、既存の市街地における空家等対策につきましても、並行して進めてまいります。

「職員が誇りを持てる仕事になっているか」とのお尋ねにつきましては、確かに、都市創造部をはじめ職員には様々な面で苦勞を掛けている状況でございますが、そのような中でも、このプロジェクトに関与する職員は、将来にわたって親しまれるまちの実現を目指し、仕事への大きなやりがいと誇りをもって、日々の業務に取り組んでいると認識しているところでございます。

次に、「協働のまちづくり」に対する私の思いにつきましては、平成30年度の施政方針でもお示しさせていただいておりますが、近年、都市型の生活スタイルの広がりや、高齢化による担い手の減少などにより、地域における自治機能の低下が懸念されております。

私は、住民の皆様からのご意見を直接お伺いするだけでなく、住民の皆様が自ら地域の課題を考え、ともに解決に取り組んでいただけるような地域社会を、これまで以上に醸成してまいりたいと考えております。そのため、地域住民、事業者、ボランティア団体などの皆様、それぞれの特性を生かしながら、適切な役割分担のもと、町政や地域活動に参加する「協働のまちづくり」の一層の推進を目指し、地道な努力を重ねてまいったところでございます。

具体的には、タウンミーティングや町長席、各種説明会やワークショップの開催など、私自身が住民の皆様と直接対話させていただく機会を設けてまいりました。その一方で、行政に対するご要望につきましては、私といたしましても、可能な限り反映したい思いはございますが、町財政等も勘案して総合的に判断しなければなりませんし、議会制民主主義の下で、議会での審議も踏まえ、決断しなければならない立場にございますことをご理解いただきたく存じます。

次に、2点目の「JR島本駅西地区の保留フレーム解除について」でございます。今回の島本町及び大阪府における都市計画公聴会におきまして、ご指摘のような意見をいただいた一方で、土地区画整理事業を実施されております準備組合における地権者のご意見につきましても住民の皆様のご意見と捉えており、すべての住民の皆様にご理解をいただきながら、円滑にまちづくりを進めていくことは、非常に難しいことであるものと認識しています。

本町といたしましては、当地区の農業従事者の状況や、地権者の皆様が主体となって土地区画整理事業を進められている状況に加え、当該地区は、住民の皆様が暮らしやすい多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりを行うためのポテンシャルを兼ね備えていることなどを鑑み、現在お示しさせていただいている内容で進めていくことが、本町のまちづくりにとって望ましいものと、総合的に判断させていただいたものです。

また、市街化区域に編入するタイミングにつきましては、5年ごとの区域区分の一斉見

直しの際に行うことが原則ではございますが、当地区に関しましては、「第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」と整合を図ったうえで策定されている「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」において、市街化区域への編入を保留する制度の要件を満たしていることから、平成27年度に保留区域として設定されたものでございます。

その後、本町におきましては都市計画の主体として、土地区画整理事業の主体である準備組合との協議を重ね、市街化区域への編入条件を一定満たしていることに加え、準備組合から早期の都市計画の変更を望む要望書が提出されたことなどを踏まえ、総合的に判断いたしました結果、都市計画手続きを進めているところでございます。

次に、3点目の「地域防災計画と事前防災行動計画タイムラインについて」でございます。

「島本町地域防災計画」の見直しにつきましては、「水防法」の改正により要配慮者施設における避難確保計画の作成義務が生じたことなどの法改正への対応、近年の大規模災害を教訓とした受援体制の強化などを反映させるべく、平成30年度に予算を計上し、作業を進めてまいりましたが、昨年立て続けに発生した災害について、その振り返りを行うとともに、課題や対策について「地域防災計画」に反映すべく、平成31年度に作業を繰り越して行うものでございます。

次に、事前防災行動計画であるタイムラインにつきましては、台風上陸などの災害発生時を基準として、防災行動に必要な時間を定め、どのタイミングで、誰が、どの様な防災行動をとるかを整理したもので、アメリカにおいてハリケーンの襲来に際し多くの住民の避難を実現するなど、効果があったとされるものでございます。

本町におきましても、河川氾濫に対する避難勧告等の発令に着目したタイムラインを平成28年度に策定し、運用しておりますが、今回、多くの防災機関の事前行動を図示し共有する多機関連携型タイムラインを、土砂災害と水無瀬川の氾濫を対象に、大阪府や近隣自治体及び防災関係機関で構成しております三島地域水防災連絡協議会の事業として、平成31年度中の完成を目指し、策定に着手したものでございます。

次に、「出張講座の活用について」でございます。発災時には公助の手が及ぶまで、自助・共助の取り組みが重要となります。このような防災意識の醸成のため、町では出張講座を開催しております。

今年度のお出張講座の開催状況でございますが、本日現在で17回・864名の方々を対象に開催しております。主催団体につきましては、自主防災会、自治会の主催によるものが7回ございますが、ほかにも施設職員や中学生、年長者料理教室など、多種多様な団体等においても開催させていただいており、人数規模につきましても10名程度でも対応しているところでございます。また、講座メニューにつきましては、大阪府や气象台等の防災関係機関と連携した講座の開催も可能となっており、メニューの充実に努めてまいりたいと考

えます。

今後におきましても、主催者のニーズにあわせた防災講座が実施できますよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の「男女共同参画の視点からの防災意識向上について」でございます。

まず、「災害時における避難所の運営」につきましては、避難所において、あらゆる方が生活するうえで支障をきたしている点について学び、運営に活かしていくことが大変重要であると認識しております。その中で、防災施策に男女共同参画などの視点が反映されるよう、関係者がその必要性を共有することが不可欠であると考えております。

本町におきましても、阪神・淡路大震災、東日本大震災での教訓や、熊本地震被災自治体の取り組みなどを活かし、人権文化センターとも引き続き協働し、よりよい避難所運営を行っていきたいと考えております。

次に、「女性消防職員の勤務に対応した施設の整備について」でございます。

消防署におきまして24時間の交替勤務をするうえで必要な施設は、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室、更衣室、洗面、洗濯スペースを考えております。これらの施設につきましては、本年度におきまして、消防本部3階の研修室の一部と、既存の女性用トイレ及び男性用トイレを改修し、整備を予定しております。本年4月1日付で、女性1名の採用が決定しており、4月3日から9月末までの消防学校に入校する6ヵ月間を利用し、施設の改修工事を実施したく考えております。

また、「女性職員の具体的な採用計画について」でございますが、女性に特化した採用計画はございません。職員の採用につきましては、「地方公務員法」第13条における平等取扱の原則に基づきまして、男女の区別なく平等な受験機会が与えられており、これからも、試験において平等に採用の判断を行いたく考えております。

「女性消防職員に求めること、期待することについて」でございますが、女性の活躍を組織的に推進することは、男性だけの視点だけではなく、多様な視点でものごとを捉える組織風土が生まれます。消防の業務につきましては、非常に公共性の高い業務であり、特に救急業務におきましては、女性傷病者に対しまして、抵抗感をより少なくして活動ができるなど、女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによりまして、子どもや高齢者、災害時に、様々な状況にある住民の皆様への対応力が向上していくものと考えております。これらのことを踏まえまして、性別にとらわれることなく、適材適所の配置や人材活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の「選挙管理委員会へ職員配置について」でございます。

本年は、4年に一度の統一地方選挙の年でありますことから、選挙事務が一定期間に集中し、担当職員には、多大な負担が生じます。このようなことから、これまでも選挙の有無にかかわらず、総務部長と総務・債権管理課の一般職員につきましては、行政委員会事務局との兼務発令を行っているほか、すでにご案内のとおり、本年2月15日付けで一般職

員1名を、危機管理室から行政委員会事務局に異動する人事を行い、体制強化を図ったところでございます。

いずれにいたしましても、選挙事務は、全庁的な協力体制のもと取り組まなければならない重要な事務であると認識しておりますので、職員一丸となって、適切に選挙事務を執行してまいりたいと考えております。

次に、6点目の「ボランティア情報センターについて」でございます。

ボランティア情報センターにつきましては、効率的な事業実施の観点や、ふれあいセンターに保育室を整備する予定であることを踏まえ、役場庁舎のコミュニティ推進課にボランティア情報センターの機能を移転する予定でございます。業務内容の変更予定はございませんが、職員体制につきましては、臨時職員2名での対応が、コミュニティ推進課の職員と臨時職員1名での対応となり、営業時間につきましては、平日の9時から16時45分まででしたが、役場庁舎にあわせて17時30分までに拡充となります。

また、姉妹都市につきましては、本町といたしましてはスモールスタートと位置付けて始めた交流ですが、昨年7月には、フランクフォート市から16人の中学生が約2週間滞在し、人的交流も行ったところでございます。今回の滞在にあたりましては様々な団体にボランティアとしてご協力いただきましたが、今後の姉妹都市交流を図るうえで一定の体制が必要であることは認識しております。その受け皿としては、様々な手法が考えられるところであり、ボランティア情報センターを活用する方法も一案であると考えております。

次に、7点目の「空家等対策計画の策定について」でございます。

平成30年度の空家等実態把握調査の結果を踏まえ、現状分析をしたうえで、空家等の調査に関する事項、所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、特定空家等に対する措置に関する事項、空家等に関する対策の実施体制に関する事項など、「空家法」第6条第2項に掲げる事項を定め、空家等対策の基本的な取り組み方針を明らかにする予定でございます。計画策定にあたっては、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対処するだけでなく、空家等の発生抑制や空家等の利活用の観点についても検討してまいりたいと考えております。

なお、「空家台帳」につきましては、平成30年度業務で整備する予定であり、改めて計画策定業務の中での実施は予定いたしておりません。

また、空家等対策計画の策定に際して、「空家法」第7条に基づく法定協議会を新たに組織することは現時点では考えておりませんが、庁内の関係部局で組織する「島本町空家等対策調整会議」を、昨年6月1日に要綱制定のうえ設置しているため、委託業務内容に当該調整会議の支援も含める予定でございます。

最後に、受託事業者の選定にあたっては、従来的一般競争入札ではなく、公募型企画提案（プロポーザル）方式とする方向で、検討しているところでございます。

次に、12点目の「第三小学校の耐震化と駅西開発計画について」でございます。

先ほどのご質問でもご答弁申し上げておりますとおり、本町におきましては、都市計画の主体として、土地区画整理事業の主体である準備組合との協議を重ね、市街化区域への編入条件を一定満たしていることに加え、準備組合から早期の都市計画の変更を望む要望書が提出されたことなどを踏まえ、総合的に判断いたしました結果、都市計画手続きを進めているところでございます。

なお、第三小学校は、土地区画整理事業区域内に位置するものの、土地利用等の変更は伴わず、換地や減歩も発生しないことから、他の用地と取り扱いが異なるものと考えております。また、周辺における工事の際には、事業者に対して可能な限り教育環境に影響が及ばないように、十分な配慮を求めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

初めに、8点目の「虐待が疑われる子どもの保護者にどう向き合うかについて」でございます。

まず、「虐待の可能性のある子どもの保護者から不当な要求をされた事例」については、本町ではございません。もし不当な要求があった場合でも、町として毅然とした姿勢で臨み、必要に応じて大阪府子ども家庭センター等、複数の関係機関と速やかに情報共有し、組織的に連携して対応してまいります。

次に、「欠席が続いている子どもの安全確認」につきましては、小中学校等児童・生徒が所属する機関に対し、欠席が続くようであれば、子育て支援課に連絡するよう指示しております。その他、日常においても見守りを続ける家庭に関し、年3回、所属機関に出欠の状況や普段の様子、気になる点などないか、文書により報告を受けているところでございます。

欠席が続く事案については、まず所属機関である学校等で当該家庭への連絡や訪問により状況を確認し、必要に応じて指導を行っており、虐待が疑われる場合には、本町の家庭児童相談員がともに訪問するなどの支援を行っております。また、状況に変化が見られない場合はリスクが高いものと判断し、直ちに大阪府子ども家庭センターと連絡し、一時保護も視野に入れて対応しているものでございます。

また、不登校の児童生徒に対しましては、まず学校において保護者との意思疎通が必要であり、家庭訪問に際しては、児童・生徒の心情に配慮して慎重な対応を心がける必要がございます。虐待の疑いがある場合であって保護者が虐待を認めない、家庭訪問を拒否するなど、関わりを避ける場合には、リスクが高いものと判断して、大阪府子ども家庭センターと連携を図り、一時保護や立ち入り調査も行うことが必要と国から示されているものでございます。

次に、9点目の「不登校の子の保護者をつなぎ、支える新規事業について」でございます。

本事業は、主には孤立しがちな不登校児童生徒を持つ保護者や、不登校支援に関心のある者が繋がり、情報交換を行うことができる場の提供と、専門的な立場から、児童生徒が社会的自立ができるよう、進路形成に資する必要な情報提供等を行うことにより、保護者を支援するものでございます。本事業の運営につきましては、他自治体で同様の事業を行い、不登校対応の専門家が所属する法人に、進行役を担っていただくことを検討しております。

次に、10点目の「第四保育所の定員数について」でございます。

役場前来客用駐車場に移転新築する第四保育所につきましては、90人の定員で計画しております。これは、第四保育所については、昨年度までは現施設を活かして耐震補強工事を行うことといたしておりましたが、その方針を変更し、移転新築を行うことといたしました。第四保育所に入所いただいている児童の皆さんに、ふれあいセンターを主たる受け入れ先として転園をお願いすることとなりますが、保育施設ではないふれあいセンターで恒常的に保育を行うことは、現実的ではなく、可能な限り早期に新たな第四保育所を整備し、優先的に転園できるよう多くの皆さんからお声をいただいております。

これらの早期対応を考慮するとともに、第四保育所周辺での本町が所有する土地を踏まえ検討した結果、役場前駐車場での移転新築が望ましいとの判断に至りました。また、当該駐車場の形状を踏まえ建設可能面積から判断いたしますと、定員については、90人程度が妥当であるものと考えております。

「支援保育の定員数について」でございますが、平成31年度は、町内全体で15人の定員を設けております。今後、新設される保育所においても支援保育を行うこととなっておりますので、定員を増やしていくことも可能であると認識いたしております。

続きまして、11点目の「学童保育室に関する指導員の配置基準と面積基準について」でございます。

学童保育室につきましては、国の基準省令である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められた配置基準に従い、また、国の面積基準を参酌し、本町が定める基準条例に基づいて、設置・運営しております。

まず、児童1人当たりの専用区画の面積につきましては、国基準が「概ね1.65平方メートル以上」とされているところ、本町の条例では、一定の水準を確保するため、上乘せして「1.65平方メートル以上」と定め、この面積を常に下回ることはないようにしているところでございます。クラスごとの定員につきましても、基本的に、この1.65㎡をもとに算出して設定しておりますことから、仮に、定員と同数の児童が在籍することになった場合であっても、基準に基づいた運営となっているものでございます。

次に、「指導員の配置基準」につきましては、本町は、「支援の単位ごとに2人以上」などとする国基準どおりの基準を定めており、これらの基準に基づいて、支援の単位ごとに2人の指導員を置き、うち1人には、放課後児童支援員としての研修を修了した者また

は平成32年3月31日までに修了予定である者を置いております。

ここでいう「支援の単位」とは、指導員が一度にまとめて対応する児童の集団といった意味合いのものであり、基準では、この集団を構成する児童の数は、おおむね40人以下と定めております。現在のところ、実際に2人の指導員が見ている児童の数は、いずれの学童保育室のクラスにおきましても、年間を通じて40人を下回っておりますことから、指導員の配置につきましても、現状、基準に適合しているものと認識しております。

次年度以降、一部の学童保育室におきましては、在籍児童の更なる増加が見込まれるところでございますが、指導員の配置につきましては、今後も基準条例の定めるところにより、適正に行ってまいります。

なお、昨年12月の閣議決定により、国基準に関して、現在は「従うべき基準」とされている指導員の資格や配置人数に関する基準が、今後、「参酌すべき基準」に緩和されることとなりましたが、本町といたしましては、学童保育室における安全や質の確保等を図るため、これらの基準に関しましては、現行を維持してまいりたいと考えております。

次に、12点目の「第三小学校の耐震化と駅西地区開発計画」のうち、「第三小学校の耐震化について」でございます。

第三小学校A棟建て替え工事につきましては、平成30年12月定例会議におきまして、整備設計等業務の予算をご可決いただき、事務を進めているところでございます。本設計業務では、省エネ適合性判定、構造適合性判定、建築確認申請、また、A棟建て替え工事で必要となる仮設校舎についての基本設計を行うこととしております。

現在の進捗状況につきましては、A棟建て替え工事で必要となる仮設校舎の配置やプランについて、関係者と協議を行っているところでございます。また、主な課題でございますが、仮設校舎の通常教室と既設校舎の特別教室の移動、運動場のスペース確保や安全対策等でございます。

いずれにいたしましても、今後、仮設校舎の基本設計及びA棟建て替えにかかる各種申請手続き等を進め、順次必要となる工事費等予算を計上し、平成33年8月を目途として、一日でも早くA棟建て替えを終えることができるよう事務を進めてまいります。

次に、13点目の「文化の薫るまちづくりと水無瀬離宮について」でございます。

水無瀬離宮につきましては、本町の歴史のみならず、日本史における転換期に関わる重要な存在として位置付けられるものと認識いたしております。しかしながら、現時点におきましては、限られた文献史料に基づく研究が中心となっており、その全容は明らかにされていないところでございます。

本町といたしましては、今後も、埋蔵文化財調査における成果を積み重ねるとともに、考古学・歴史学・地理学といった様々な分野の情報収集に努め、報告書や展示を通じて、広く住民の皆様と共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 民生教育消防委員会に関わるものについて、1点、再質問を行います。

「子どもの最善の利益」です。今こそ、体罰・暴力・暴言に頼らない子育て、教育指導をこの国に根付かすときです。それが、亡くなった児童への最大の供養となると私は思います。命あるものを育てるのに、罰など必要はありません。子どもの最善の利益から考える。罰で、言うことを聞くことを覚えさせることは、とても危険なことです。体罰、暴言、暴力に頼らない、そういう社会にしていかなければなりません。

しかしながら、日本では「民法」第822条によって、懲戒権が残されています。これによって、親が、子どもの躰のために暴力を振るう。子どものための躰であるという主張がまかり通ってしまっているのではありませんか。「民法」820条、822条についての認識を問います。

教育こども部長 「民法」に規定する懲戒権につきましては、「民法」第820条において「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定がございます。また、同法第822条に「親権を行う者は、監護または教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる。」と規定されております。実際の保護者が持つ親権を強く規定されているものであり、なおかつ「懲戒できる」との定めは、児童を虐待する保護者に対し、行政として注意勧告や指導を行ううえで、ときとして大きな障害となり得るものとは考えております。

近隣からの通告等に基づき家庭訪問を行った際、保護者が言うこととして、「自分は保護者であり教育する義務がある」「躰の一環として行っていること」などがあり、躰と称した、法を逸脱した懲戒を正当化するケースもございます。町として、子どもへの対応を十分聞き取りし、状況から判断して虐待と認められるケースについては、その対応は、躰ではなく虐待であること、また決して虐待を行ってはならないことを、厳しく指導等を行っているところでございます。

現在、国におきましても、この懲戒権のあり方については、条文での躰での体罰禁止規定の追加、または懲戒権の規定自体の削除など、法律の整理を検討されていると聞き及んでおり、その動向を注視したいと考えておりますが、いずれにいたしましても、児童虐待の対応の現場において、このような規定の有無にかかわらず、子どもを虐待から必ず守るとの強い信念を持って職務に精励する所存です。

以上でございます。

戸田議員 国においても、懲戒権については超党派で見直していこう、なくしていこうという動きがあるようです。これに期待したいと思います。「躰」という文字は、身体の「身」に「美」と書きます。暴力とは対極のものです、本来。「民法」第822条、懲戒権は廃止されるべきと私は思っています。

また、東京都においては、この春、子どもへの虐待防止に関する条例（仮称）の制定に向けて、議会での議論が始まっています。大阪府においても、ぜひそうあってほしい。カ

ジノより子どもと、私は思っています。閉じられた家庭という空間で起こる子どもへの暴力、虐待に対して、「民法」における懲戒権の歴史的背景を踏まえて、この問題を考えていかなければなりません。

躰は権利だという親の主張を、そのまま鵜呑みにすることができない。そういう悲しい事態がたくさん起こっています。このことを訴えまして、質問はいたしません、これに関しては再質問は。

以上をもって、私の大綱質疑を終わりますが、詳細については各所管委員会において行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

川嶋議長 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時07分～午後4時25分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、3月4日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、3月4日を休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会とし、次会は3月5日午前10時から会議を開きます。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時25分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 5 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 6 号議案 平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 7 号議案 平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 8 号議案 平成 30 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 9 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第 10 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 11 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 12 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 13 号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について
- 第 14 号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 15 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 16 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17 号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 第 18 号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 第 19 号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について
- 第 20 号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について
- 第 21 号議案 平成 31 年度島本町一般会計予算
- 第 22 号議案 平成 31 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 23 号議案 平成 31 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 24 号議案 平成 31 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 25 号議案 平成 31 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 26 号議案 平成 31 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 27 号議案 平成 31 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 28 号議案 平成 31 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 29 号議案 平成 31 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 30 号議案 平成 31 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 31 号議案 平成 31 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 32 号議案 平成 31 年度島本町水道事業会計予算
- 第 33 号議案 平成 31 年度島本町下水道事業会計予算

平成31年

島本町議会2月定例会議会議録

第4号

平成31年3月5日(火)

島本町議会 2月定例会議 会議録（第4号）

年 月 日 平成31年3月5日（火）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 長	原 山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	都 市 創 造 部 理 事	柏 木 栄一	上 下 水 道 部 長	水 木 正也
消 防 長	近藤 治彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博美	書 記	村 田 健一	書 記	小 東 義明
---------	--------	-----	--------	-----	--------

議事日程第4号

平成31年3月5日(火) 午前10時開議

- 日程第1 第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第15号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について
- 第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について
- 第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 平成31年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 平成31年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 平成31年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 平成31年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 平成31年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 平成31年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算

第 3 3 号議案 平成 3 1 年度島本町下水道事業会計予算
日程第 2 第 3 4 号議案 平成 3 0 年度島本町一般会計補正予算 (第 7 号)

(午前 10 時 00 分 開議)

川嶋議長 おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、第 9 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてから、第 33 号議案 平成 31 年度島本町下水道事業会計予算までの 25 件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

それでは、自由民主クラブの発言を許します。

清水議員(登壇) おはようございます。それでは、平成 31 年度山田町長の施政方針及び当初予算に対し、自由民主クラブを代表し大綱質疑を行います。

我が国の経済状況は、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、世界経済の不確実性、金融市場の変動の影響等に留意しなければならない状況にあります。

また、昨年は 6 月の大阪北部地震、7 月の豪雨、9 月の台風 21 号等の多くの自然災害が発生し、本町においても家屋や公共施設、道路・山林などに被害が発生し、山林においては多くの爪痕が現在も残っており、復旧には至っていません。昨年の多くの自然災害を経験し、防災・減災の備えが重要であると、多くの住民も気づかされたことと思います。

住民が安心して、健やかに暮らせるまちづくりを進めるための施政方針である「まちづくりの根幹はひとづくり」と「協働のまちづくり」を理念に、「小さなまちの豊かな暮らし」の実現に向けた施策について伺います。

1) 「財政状況」について。

①. 収支予測について。平成 31 年度当初予算の算定において参考にされた、現時点での平成 30 年度の収支予測について、伺います。

②. 中長期の財政収支見通しについて。今回の一般会計の総額は 115 億円で、前年に比べ増額した予算規模となっていますが、今後の中長期の財政収支見通しについて、伺います。

③. 財政の健全化について。財政の健全化については、財政基盤の確立が不可欠です。今回の考え方と、その施策を伺います。

2) 「広域行政」について。

①. 清掃工場について。清掃工場は、長年にわたり、毎年約 1 億円前後の補修工事等をしており、現状のままでは、今後もこういった延命策が続くものと思われます。施設の長寿命化、運営方法の検討についての進捗状況と今後のスケジュールを伺うとともに、広域化に向けた取り組みについても伺います。

②. 広域連携について。近隣市町村や他市町村との連携は、当町の PR や災害時の援

助等について非常に有意義なものであると、我が会派は考えています。島本町として、近隣市町村や大阪府と広域連携についての施策を伺うとともに、今後の市町村との広域連携の計画についても伺います。

3) 「公共施設の適正化」について。

町内の公共施設は、耐震対策や、多くの施設が老朽化し更新時期が近づいています。すべての施設の耐震・更新をするには多額の財源が必要であり、自主財源である町税は増加傾向にあります。早急に公共施設の適正化を図り、維持管理費等の経費削減を打ち出し、子ども、孫の時代に多くの借金を残さないよう対応する必要があります。

「島本町公共施設総合管理計画」の進捗状況及び今後のスケジュール並びに役場庁舎耐震化方針の進捗状況を伺います。

4) 「危機管理」について。

①. 街頭防犯カメラの設置補助について。防犯カメラは、犯罪等の抑止や再犯防止対策に有用なものです。自治会への街頭防犯カメラ設置補助事業を開始してからの成果(設置台数等)と、31年度の事業内容及び今後のスケジュールを伺います。

②. 地域防災計画について。「地域防災計画」の見直しに至った経緯と、見直しの内容を伺います。

③. タイムラインについて。水無瀬川の洪水や土砂災害に対する事前防災計画(タイムライン)の内容を伺います。

④. 災害情報ツイッターについて。目的と事業内容、対象を伺います。

⑤. 防災タウンページについて。目的と事業内容、対象を伺います。

⑥. 地域防災力について。施政方針にある「災害に強いまちづくり」、災害時に迅速な対応が図れる体制づくりを進め、地域防災力を高める具体的な施策について伺います。

⑦. 大雨による被害軽減について。大雨による被害を未然に軽減するための沈砂池・水路の浚渫工事等の内容を伺うとともに、沈砂池・水路に流入する土砂量の低減に対する施策があれば伺います。

5) 「まちづくり」について。

①. 街路・公園灯のLED化について。街路・公園灯の水銀灯のLED化検討業務の内容、対象器具数と、スケジュール等について伺います。

②. 「橋梁長寿命化修繕計画」について。「橋梁長寿命化修繕計画」の進捗状況と、今後のスケジュール等を伺います。

③. コンビニ交付サービスについて。コンビニ交付サービスの実施に向けて進めてきたのに、現時点で見合わせるようになった経緯と、夜間や休日における住民票の予約受け取りサービスの事業内容を伺います。

④. 「第五次総合計画」策定について。進捗状況と、今後のスケジュール等を伺います。

⑤. 「第6次行財政改革プラン」について。町長は、子育て世代の拡充を示され、難病者・障害者福祉給付金等の、いわゆる弱者への条例の廃止を示されているが、町長の見解を伺います。

⑥. JR西地区まちづくりについて。JR西地区まちづくりに向けての支援内容と、進捗状況及び今後のスケジュール等について伺います。

⑦. 公募型公益活動補助制度について。目的と事業内容、対象等を伺います。

⑧. 「空家等対策計画」策定業務について。事業内容と、今後のスケジュール等を伺います。

⑨. 大沢地区乗り合いタクシー配車サービス事業について。大沢地区乗り合いタクシー配車サービス事業の拡充の内容等を伺います。

6) 「森林保全」について。

本町の約7割は山岳丘陵地で、身近に豊かで大切な自然があります。しかし、森林面積のほとんどが私有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により整備が怠られ、荒廃が進んでいます。また、昨年、台風21号等の爪痕が多く、山林で残り、復旧の目途が立ってないと考えます。

①. 森林環境譲与税について。31年度から導入される森林環境譲与税の内容と、活用方法について伺います。

②. 森林整備について。今回の森林整備に関する施策を伺います。

7) 「福祉・医療」について。

①. 障害者地域生活支援拠点施設について。事業内容とスケジュール等を伺います。

②. 福祉ふれあいバスについて。31年度の福祉ふれあいバスの事業内容と、変更スケジュールについて伺います。

③. 三島救命救急センターについて。三次救急医療体制の維持に向けて、移転に対するスケジュールを伺うとともに、高槻島本夜間休日応急診療所の今後のあり方について伺います。

8) 「子育て・教育」について。

①. 「保育基盤整備加速化方針」について。進捗状況と、現状での課題及び今後のスケジュールを伺います。

②. 次期学習指導要領について。施策の内容とスケジュールを伺います。

③. 第三小学校新A棟建築工事について。進捗状況と今後のスケジュールを伺います。

9) 「水道事業」について。

水は、生きていくうえでなくてはならないもので、水道事業は住民に安全で安心な飲料水を供給しています。災害時には、大切なライフラインとなります。

①. 「水道管路更新計画」について。進捗状況及び31年度の計画と、更新完了予定時期、総額の概算費用を伺います。

②. 「LINE pay」について。水道料金及び下水道使用料の支払いについて、利便性向上のためにLINE payを導入されますが、どのようなメリット、デメリットがあるのか。またセキュリティ面で不安がないのか、伺います。

③. 地下水100%の「ボトルドウォーター」について。地下水100%のボトルドウォーターの作成目的と、事業内容、対象等を伺います。

10) 「公共下水道」について。

①. 事業計画について。「都市計画法」及び「下水道法」に基づく事業計画の変更スケジュールを伺います。

②. 汚水整備について。下水道整備のうち、汚水整備についての供用開始地区の拡大について、現状の進捗状況及び31年度の事業内容と、未整備地区の計画について、伺います。

③. 雨水水路整備について。流域下水道高槻・島本雨水幹線（2-6）接続点の進捗状況及び31年度の雨水水路に関する施策を伺うとともに、今後のスケジュールも伺います。

11) 「観光・商工業」について。

①. 商業団体支援補助金について。商業団体支援補助金制度の目的と、事業内容及び対象等を伺います。

②. ふるさと納税について。現在までのふるさと納税額の推移と、平成31年度の事業内容、目標額を伺います。

③. 2025年大阪万博について。2025年の大阪万博に向けて、当町のPR等、観光に関する施策があれば伺います。

山田町長 それでは、自由民主クラブを代表されての清水議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「財政状況について」のうち、「収支予測について」でございます。

平成30年度予算の収支予測につきましては、現時点では、前年度に引き続き実質収支は黒字になるものと見込んでおりますが、これは積立基金を繰り入れたものであり、実質的には厳しい財政状況にあるものと考えております。

このような状況の中、平成31年度当初予算につきましては、国が示す「地方財政計画」及び平成30年度の決算見込みなどを踏まえ、早期に解決すべき課題に重点を置き、策定したものでございます。

続きまして、「中長期見通しについて」でございます。

平成31年度一般会計当初予算につきましては、115億2,900万円と、前年度に比べ4億6,000万円の増額となっておりますが、これは子育て支援対策として実施する認定こども園の施設整備補助や民間保育園への運営補助のほか、し尿処理施設撤去費用などの予算化に伴うものでございます。

今後におきましても、第三小学校A棟の建て替え、第四保育所移転新築、役場新庁舎建設などの大規模な建設事業の実施を予定しており、これらの実施にあたっては、特定財源の確保に努めることが重要となってまいります。

また経常的経費につきましては、自主財源の多くを占める町税収入の大幅な伸びが望めない中で、社会保障関係経費は年々増加いたしており、本町の行財政運営は、依然として大変厳しい状況が続くものと考えております。

続きまして、「健全化・財政基盤について」でございます。

平成31年度予算編成にあたっての考え方とその施策でございますが、本年度は、すでに予定しております認定こども園の施設整備などの普通建設事業の増加や、民間保育所への運営補助、社会保障関係の扶助費の増大などにより、多額の基金を繰り入れるものとなっております。これらの事業につきましては、保育基盤の整備や子ども医療費助成の拡充などの子育て環境の充実、小中学校の施設整備などの教育環境の充実、橋梁の長寿命化などの安全なまちづくりの取り組みなど、いずれも本町の課題解決に向けた事業であることから、適正に執行してまいりたいと考えております。

今後におきましても、歳入の確保に努めるとともに、既存事業の見直しなど、昨年8月に策定いたしました「第6次島本町行財政改革プラン」に基づき、引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「広域行政について」のうち、「清掃工場について」でございます。

ご指摘のとおり、本町の清掃工場は建設後すでに27年が経過しております。しかしながら、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めているところでございます。現在のごみ処理業務に関する考え方といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

また、運営方法の一つである包括運営委託の導入につきましては、平成26年度に有識者4名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において、「包括運営委託を導入するのが望ましいものの、導入にあたっては、他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲を早急に決定する必要がある。また、施設整備の実施時期や範囲の決定に際しては、精密機能検査等の実施や清掃工場の維持管理業者等と協議を行い、施設の状態を把握する必要がある。」と提言を受けております。

これを受け、本町では、平成27年度に実施した精密機能検査や毎年の保守点検の結果等を踏まえ、予算との整合性を図りながら施設整備を進めてきたところであり、また、平成30年度におきましては、現時点における施設の機能状況を把握すべく精密機能検査を実施いたしました。現在、その結果を取りまとめているところであり、今後につきましては、当該検査結果を踏まえた検討が必要になってくるものと考えております。

なお、広域化に向けた取り組みにつきましては、北摂地域7市3町で構成するごみ処理広域化北大阪ブロック会議に参画し、意見交換や情報共有を行っているところです。また、大阪府では「大阪府ごみ処理広域化計画」が更新される予定であることから、大阪府をはじめ近隣自治体の動向を注視しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「広域連携について」でございます。

小規模自治体である本町にとりまして、広域連携は、効率的・効果的な行財政運営を推進するための重要な施策であると認識しております。本町では、北摂地域などの近隣自治体と、医療、消防、防災等の分野で連携・協力しており、近年では、高槻市への旅券発給事務及びし尿処理事務の委託、北摂地域での図書館共同利用の取り組みを開始したほか、本年2月にも、高槻市と観光連携に関する協定を締結したところです。

今後におきましても、本町が抱える課題の解決や、新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化を図るための有効な選択肢として、幅広い分野において、近隣自治体等との広域連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「公共施設の適正化について」でございます。

まず、「公共施設総合管理計画」の進捗状況及びスケジュールについてですが、公共建築物については、施設類型別の主要課題のうち、やまぶき園の移転建て替え、第二幼稚園の老朽化対応、学童保育室の需要増加への対応、衛生化学処理場の老朽化対応につきましては、それぞれ、民間施設の整備、新棟整備による定員増、既存施設の撤去等の取り組みが進んでおります。また、役場庁舎の建て替え、第三小学校の耐震化についても、整備に向けた事務に着手しているところです。また橋梁・水道施設等のインフラ施設についても、「長寿命化計画」等に基づき、計画的な維持・補修に努めているところです。

今後の課題といたしましては、保育基盤整備の進捗状況や財政状況との整合等を図りながら、老朽化の課題を抱える町立体育館・教育センター・清掃工場への対応についての検討をさらに進めるとともに、施設類型別の個別施設計画の策定にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「役場庁舎耐震化方針」の進捗状況につきましては、現在、島本町新庁舎建設基本計画の策定に向けて取り組んでおり、今後、住民からの意見公募を実施したうえで、平成31年度の早期に策定する予定としております。

次に、4点目の「危機管理」について、ご答弁申し上げます。

まず、「防犯カメラ設置補助について」ですが、街頭防犯カメラ設置補助事業につきましては、平成28年度に開始して以来、3ヵ年を経過しており、この間、7自治会において、15台のカメラが設置されております。

本町の犯罪の認知件数につきましては、大阪府警察本部が公表しているデータにより

ますと、制度創設前の平成 27 年に 191 件であったものが、平成 28 年には 151 件、平成 29 年には 123 件と減少しており、平成 30 年につきましても、暫定値ではありますが、119 件と減少しております。この傾向が一概に防犯カメラの効果であると断言はできませんが、犯罪抑止という当初の目的を果たしているのではないかと考えております。平成 31 年度におきましても、自治会長連絡協議会総会等において制度の周知を行い、昨年と同様の内容で募集を行いたいと考えております。

今後におきましても、地域の実情を把握するとともに、実績等勘案し、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「地域防災計画について」でございます。

「島本町地域防災計画」の見直しにつきましては、「水防法」の改正により要配慮者施設における避難確保計画の作成義務が生じたことなどの法改正への対応、近年の大規模災害を教訓とした受援体制の強化などを反映させるべく、平成 30 年度に予算を計上し作業を進めてまいりましたが、昨年、立て続けに発生した災害について、その振り返りを行うとともに、課題や対策について「地域防災計画」に反映すべく、平成 31 年度に作業を繰り越して行うものでございます。

続きまして、「タイムラインについて」でございます。

事前防災行動計画であるタイムラインにつきましては、台風上陸などの災害発生時を基準として、防災行動に必要な時間を定め、どのタイミングで、誰が、どのような防災行動を取るかを整理したもので、アメリカにおいて、ハリケーンの襲来に際し多くの住民の避難を実現するなど、効果があったとされるものでございます。

本町におきましても、河川氾濫に対する避難勧告等の発令に着目したタイムラインを平成 28 年度に策定し運用しておりますが、今回、多くの防災機関の事前行動を図示し共有する多機関連携型タイムラインを、土砂災害と水無瀬川の氾濫を対象に、大阪府や近隣自治体及び防災関係機関で構成しております三島地域水防災連絡協議会の事業として、平成 31 年度中の完成を目指し、策定に着手したものでございます。

続きまして、「災害情報ツイッターについて」でございます。

災害情報につきましては、現在、災害に関する情報を防災行政無線、町ホームページ、広報車、携帯メール、自主防災会へのファックス、テレビのテロップなどにより、住民の皆さんにお知らせしておりますが、近年、多くの方が利用されている SNS（ソーシャルネットワークサービス）のうち、情報の即時性と拡散性に優れているツイッターを活用した広報手段を新たに導入し、よりタイムリーに情報を提供するものでございます。具体的には、災害発生時に避難所開設情報や道路の閉塞状況などを考えており、早期の導入に向け事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「防災タウンページについて」でございます。

平成 30 年 2 月に、大阪府と N T T タウンページ株式会社の間に防災・減災に関する啓

発活動への協力に関する協定が締結されており、この協定に基づき、平成 31 年 4 月を期して、大阪府内の市町村全てに独自の避難所情報等が掲載された防災タウンページが発行されます。

本町におきましても、知名度が高く、保存性に優れたこのタウンページに、現在の島本町ハザードマップ発行以降に大阪府により公表された土砂災害警戒区域及び国土交通省により公表された淀川の最大浸水想定による浸水区域図と浸水継続時間の図面を掲載して、配布するものでございます。

続きまして、「地域防災力について」でございます。

昨年は、本町におきまして、地震・豪雨・台風と、度重なる大きな災害が発生し、これまで経験したことがないような災害対応を行いました。住民の皆さんの防災意識についても、一層高まっているところでございます。このことから、昨年の災害を振り返り、課題と対策について検討を進めるとともに、多機関タイムラインの構築を行う等、災害対応が迅速に行えるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、地域防災の中核として共助の中心的な役割を担う自主防災会等に対し、運営の補助等の支援を引き続き行うとともに、防災タウンページの配布や防災ツイッターによる情報伝達を行うなど、今後、一層多様化・大規模化することが懸念される災害に対応するため、地域防災力をより一段と高め、自助・共助・公助が有機的に繋がり、地域防災力が一層発揮され、被害の軽減が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「大雨による被害軽減について」でございます。

平成 31 年度につきましても、本町が管理する沈砂池や主要な水路におきまして、梅雨や本格的な台風シーズンまでに、職員による点検を実施いたします。その結果に基づき、浚渫が必要な箇所につきましては、適宜対応してまいります。また、土砂流出の低減対策といたしまして、当該沈砂池の上流域には、大阪府が管理されておられる堰堤が設置されており、当該堰堤の状況などを踏まえ、新たな施設の設置や維持管理にかかる効果的な対策について、過去から、大阪府と協議いたしております。あわせて、上流域における山間部の森林保全についても、治山対策の観点から重要であると認識いたしておりますので、下流域への影響が軽減できるよう、関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5 点目の「まちづくりについて」について、ご答弁申し上げます。

まず、「街路・公園灯の LED 化について」でございます。

現在、本町が管理しております、街路灯や公園灯につきましては主に水銀灯を使用しておりますが、「水銀に関する水俣条約」により、平成 32 年度末をもって水銀灯が製造されなくなります。そのため街路灯や公園灯については、安全・安心の観点から、予防的措置として計画的に LED 化を図る必要がございます。

平成 31 年度の業務内容でございますが、現在、街路灯におきましては約 260 ヲ所、公

園灯については約 90 ヲ所ございます。そのうち、水銀灯を使用しているものについては現地調査を含めた詳細な実施設計を行うとともに、平成 32 年度以降の LED 化に向けた整備につきましては、財政状況も勘案しながら、速やかに移行できるよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「『橋梁長寿命化修繕計画』について」でございます。

本町では、平成 23 年度に策定いたしました「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁 24 橋につきまして、長寿命化に向けた補修工事を継続的に実施しております。進捗状況といたしまして、まず 24 橋のうち、12 橋につきましては、点検の結果、予防保全の段階ではなく経過観察レベルとなっておりますので、今後も定期点検に基づき対応してまいりたいと考えております。次に、平成 30 年度末時点で、残りの 12 橋のうち 8 橋におきまして、補修工事と大型地震に備えた耐震補強工事が完了いたします。また、桜井跨線橋につきましては、全体径間である 12 径間を計画的に整備しており、平成 30 年度は、対象径間である JR 京都線軌道上部につきまして、JR 西日本との詳細協議を行い、実施設計業務を行ってまいりました。

今後のスケジュールといたしましては、平成 31 年度に残りの 4 橋のうち、桜井跨線橋につきましては、平成 31 年度から平成 32 年度の 2 ヲ年で竣工予定となっており、また 3 橋につきましては補修工事が完了いたします。

続きまして、「コンビニ交付サービスについて」でございます。

夜間や休日においても各種証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」につきましては、平成 30 年 12 月末現在で、府内 43 自治体のうち 23 自治体が導入しております。コンビニ交付サービスは、多額の初期費用と導入後のランニングコストが必要となることから、先行自治体の導入状況等の調査及び研究を進め、導入の検討を行いました。本町のマイナンバーカードの普及率は本年 1 月末現在で 12.7%であり、現時点では低いことや、住民票の予約受け取りサービスを導入すると経費が低く抑えられることなどを勘案し、現時点での導入を見送ることとしたものでございます。

なお、夜間や休日における住民票の予約受け取りサービスにつきましては、開庁時間内にホームページ等にて事前に住民票の発行申請を受け付け、職員が発行した住民票を夜間や休日に警備室にて受領していただくことを想定しており、実施に向けて検討を進めてまいります。

続きまして、「『第五次総合計画』の策定について」でございます。

本年度の進捗状況といたしましては、まず住民ニーズの把握のため、16 歳以上の住民及び中学 2 年生を対象としたアンケートをそれぞれ実施したほか、地域住民・関係団体の参加によるワークショップを開催し、実施結果をまとめ、公表いたしました。

また庁内での基礎調査、計画素案の検討や資料作成を進め、11 月からは学識経験者・関係団体・公募住民等による総合計画審議会において、基本構想案の審議に着手したと

ころです。次年度においては、引き続き、審議会において基本構想、基本計画についての審議を進め、パブリックコメントを実施後、町議会に基本構想案を上程し、審議をいただき、ご可決いただけましたら、年度内に計画を策定する予定でございます。

続きまして、「『第6次行財政改革プラン』について」でございます。

昨年8月に、同プラン及び個人給付の見直しや補助金の適正運用に関する関連方針を策定し、事務事業の見直しや効率化、財源確保等に向けた取り組みを進めており、今回の定例会議におきましても、個人給付の見直しの一環として、福祉金の改廃にかかる議案を上程しているところでございます。

同プランにおける個人給付の見直しの趣旨といたしましては、介護・福祉サービス費の増加に対応するため、福祉金等の個人への金銭給付等については整理と見直しを行い、サービスの確保や基盤整備などに財源を集中するものでございます。

次に、「JR島本駅西地区まちづくりについて」でございます。

当地区におけるまちづくりに対する支援につきましては、「島本町都市計画マスタープラン」における位置づけ等を踏まえたよりよいまちづくりとなるよう、都市計画の手法を用いて誘導してまいりたいと考えております。また土地区画整理事業に関連し、町が防災機能の向上や環境保全の推進を最優先とし、安全・安心を基準に判断のうえ、汚水管の整備や既設水路の付け替え等を実施することといたしております。

次に、土地区画整理事業の進捗状況につきましては、現在、準備組合において、具体的な事業内容について精査されている段階であるものと認識いたしております。

最後に、今後の土地区画整理事業のスケジュールといたしましては、準備組合におかれましては、本町も含めた関係機関と協議を重ね、事業計画案を精査されるとともに、具体的な換地設計について検討されるものと認識いたしております。

また、都市計画のスケジュールといたしましては、6月頃に都市計画案の縦覧を行い、都市計画案に対する意見書の受付を行う予定といたしております。その後、島本町決定案件につきましては7月頃に島本町都市計画審議会に付議し、大阪府決定案件につきましては8月頃に大阪府都市計画審議会に付議される予定となっております。9月頃には、すべての都市計画の案件について正式に決定及び変更する予定といたしており、都市計画決定後は、準備組合において土地区画整理事業認可の取得に向けた手続きを進められる予定でございます。

続きまして、「公募型公益活動補助制度について」でございます。

公募型公益活動補助制度の創設につきましては、昨年8月に策定いたしました「第6次島本町行財政改革プラン」において、補助金の見直しの一つとして位置付けております。概要といたしましては、地域の住民が自主的に地域コミュニティの振興を目的として行う事業に対して補助を行うことで、希薄になりつつあると言われている地域コミュニティの再生を図るとともに、住民自治の推進に繋げてまいりたいと考えております。

具体的な内容などにつきましては、他団体の事例を調査研究し、また、より効果的な補助制度の運用を図るため、にぎわい創造補助金との統合も含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「空家等対策計画策定業務にかかる事業内容と今後のスケジュールについて」でございます。

「空家等対策計画」の内容につきましては、空家等の調査に関する事項、所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、特定空家等に対する措置に関する事項、空家等に関する対策の実施体制に関する事項など、「空家法」第6条第2項に掲げる事項を定め、空家等対策の基本的な取り組み方針を明らかにする予定でございます。計画策定にあたっては、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対処するだけでなく、空家等の発生抑制や空家等の利活用の観点についても検討してまいりたいと考えております。

スケジュールといたしましては、受託事業者の選定にあたっては、公募型企画提案（プロポーザル）方式とする方向で検討しており、業者選定後、本年度の調査結果を踏まえ、関係機関や庁内の関係部署と連携、調整を行ったうえで、素案についてパブリックコメントを実施後、年度末を目途に策定のうえ、公表してまいりたいと考えております。

続きまして、「大沢地区乗合タクシー配車サービス事業について」でございます。

本事業につきましては、公共施設等への外出が容易にできない大沢地区居住者の交通手段確保の一助とするため乗合タクシーを配車しており、平成24年度から実施いたしております。

予算内でご利用いただき、これまでの利用実績では平成28年度の95回が最多でございますが、当該地域につきましては高齢化が著しく進んでおり、また自動車運転免許の保持者も減少していることなどから、平均利用単価で換算して、20回程度分の拡充を行うものでございます。

続きまして、6点目の「森林保全について」でございます。

まず、「森林環境譲与税の内容と活用について」ですが、森林環境譲与税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）が国民に課せられ、これによって集められた森林環境税は市町村及び都道府県に譲与されるものでございます。

本町の来年度の森林環境譲与税額につきましては、国全体の譲与額の10分の2が都道府県に譲与され、残りの10分の8が市町村に譲与されることから、平成31年度の譲与額を200億円と想定した場合、市町村には160億円が譲与されます。次に、市町村に譲与される金額を、私有林人工林面積（10分の5）・林業就業者数（10分の2）・人口（10分の3）の、それぞれの割合を各市町村数値で按分した額が譲与されます。本町の場合、これらを算出いたしますと、年約180万円が譲与されると想定しています。

森林環境譲与税の活用につきましては、まずは基金に積み立てを行い、制度構築を進めながら、一定金額になった時点で、必要性を精査し事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、「森林整備に関する施策について」でございます。

現在、本町が管理する町道や林道、河川にかかる倒木処理については復旧が完了し、森林の整備のため林道や町道を使用される方が利用可能な状況にまでは復旧されたものと認識しております。しかしながら、奥地の人工林などの倒木処理については目途がついておらず、手つかずの状況となっていることから、大阪府が指定されている保安林の整備の中で復旧ができないかなど、協議を進めているところでございます。あわせて、サントリー天然水の森事業においても同様に、その事業内で復旧ができないかなどを協議させていただいているところであり、引き続き、国・府、企業、ボランティアなど多様な主体と連携しながら、森林整備に努めてまいります。

次に、7点目の「福祉・医療」について、ご答弁申し上げます。

まず、「障害者地域生活支援拠点施設について」でございます。

障害者地域生活支援拠点施設におきましては、主に昼間に、入浴・排泄・食事の介護等を行う「生活介護」、年齢や体力などの面で雇用契約を結んで働くことが困難な方が軽作業などの就労訓練を行う「就労継続支援B型」、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に障害者支援施設に短期間入所する「短期入所」、支援サービスの希望など暮らしについて相談ができる「相談支援事業」を実施するとともに、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の関係機関と連携し、地域全体で生活を支える「地域生活支援拠点施設」としまして、24時間相談支援や緊急時受入れなどの各事業を実施することとしております。

なお、開設時期につきましては本年4月を予定しておりますが、短期入所のみ5月になるとの連絡を、整備事業者である社会福祉法人南山城学園から受けております。

続きまして、「福祉ふれあいバスについて」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、平成30年度に福祉ふれあいバス検討プロジェクトチームを立ち上げ、運行目的、対象者のあり方等を検討してまいりました。平成31年4月から、運行目的につきましては、これまでの公共施設の巡回としていたものを高齢者等の町内への外出支援に拡充し、対象者につきましては、これまでの65歳以上の方、40歳から64歳の方で介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方、障害者手帳をお持ちの方、妊婦の方と同伴する就学前の児童、4ヵ月児健康診査受診児とその保護者に加え、新たに指定難病の特定医療費受給者証をお持ちの方と、BCG集団予防接種の受診児とその保護者も対象とし、介助される方につきましても1名まで一緒に利用できるよう拡大いたします。

さらに、停留箇所につきましては、運行ルートの一部見直しを行い、人権文化センタ

一へは1日2便であったものを、1日4便に拡大いたします。

続きまして、「三島救命救急センターについて」でございます。

大阪府三島救命救急センターの移転につきましては、平成30年5月16日付けで、学校法人大阪医科薬科大学、公益財団法人大阪府三島救急医療センター、大阪府並びに高槻市、茨木市、摂津市及び島本町の間で、大阪府三島救命救急センター移転に関する基本協定書を締結し、移転場所は学校法人大阪医科薬科大学で建て替え検討中の大阪医科大学附属病院の新本館A棟とすること、移転の時期は大阪医科大学附属病院の新本館A棟の完成後の早期に行うこととし、別途協議して決定することとしております。

なお、大阪府三島救命救急センターが入る予定の大阪医科大学附属病院の新本館A棟の完成時期につきましては、大阪医科大学附属病院の全体の工期によりますが、3年から4年後になると聞き及んでおります。

また、高槻島本夜間休日応急診療所の今後のあり方につきましても、大阪府三島救命救急センター移転に関する基本協定書に基づき、現行の初期救急医療体制を維持することや、地域医療のバランスに配慮した設置場所、小児初期救急医療体制の現行の広域体制の維持等について、3市1町（高槻市、茨木市、摂津市及び島本町）及び医師会等の関係機関とともに、大阪府三島救命救急センターの移転の時期に遅れないよう、検討を進めてまいります。

続きまして、9点目の「水道事業について」でございます。

まず、「『水道管路更新等計画』について」でございますが、同計画につきましては、平成26年度からの10年間の計画としており、現計画の完了時期については平成35年度となっております。10年間の概算費用の総額につきましては約13億2千万円を見込んでおり、平成30年度末までの進捗につきましては、約33%となる見込みでございます。

次に、「LINE Payについて」でございます。

現在、水道料金及び下水道使用料の支払いにつきましては、口座振替、銀行等での窓口支払い、そして、コンビニエンスストアでの支払いが可能となっております。このような状況の中、今般、コンビニ収納開始時から契約している収納代行サービス事業者において、LINE Payによるサービスが開始されたことを受けまして、本町水道事業におけるLINE Pay導入の可否について、導入に伴うメリット・デメリット、セキュリティ面などを踏まえ検証した結果、今回、平成31年4月からの導入を計画させていただいたところでございます。

導入に伴うメリットといたしましては、料金システムの改修等が不要であることやコンビニエンスストア等に出かける時間がないという方への利便性の向上が期待できること、また機能面においても、支払金額は事前に銀行口座等からスマートフォン等にチャージされたチャージ残高からの引落としとなるため、チャージ残高が支払金額に足りないときは支払いが成立しないことや、重複の払込みができない仕組みとなっていることか

ら、確実な収納と、二重納付を防止することができることなどがあげられます。次にデメリットといたしましては、一度に支払いができる金額は最大4万9,999円までであることや、領収証書の発行ができないことなどがあげられます。

セキュリティ面につきましては、コンビニ収納開始時から契約している収納代行サービス事業者を通じての利用となることから、すでに実施しているコンビニ収納と同様のセキュリティの内容となっており、安全性は担保されているものと考えております。

いずれにいたしましても、今回のLINE Pay導入につきましては、水道使用者にとって支払方法の選択肢が増加することや、ライフスタイルに応じた支払いが可能になることなど、お客さまサービスの維持・向上に繋がるものと考えております。

次に、「地下水100%のボトルドウォーターについて」でございます。

本町水道事業につきましては、昭和34年の供用開始から今年で60年目を迎えることとなります。この節目の年にあたり、より多くの皆さまに本町水道事業に興味を持っていただくためのPR活動の一つのツールとして、地下水100%のボトルドウォーターを製造させていただくものがございます。製品仕様として、容量は500mlで、デザインラベルには「みづまろくん」を使用する予定で、賞味期限は3年とし、本数として4,992本を予定しております。

現時点におきましては、6月1日から6月7日にかけての「水道週間」だけではなく、町内における他の各種イベントも対象とし、より効果的なPR活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、10点目の「公共下水道について」でございます。

まず、「事業計画について」でございますが、本年度予定しております事業計画の変更につきましては、JR島本駅西地区の都市計画決定と密接に関連することから、本年9月頃に予定されている都市計画決定の告示後、速やかに大阪府と「下水道法」及び「都市計画法」に基づく事業計画変更手続きについての協議を行うとともに、平成32年3月末までに事業計画変更に伴う知事認可を取得する予定としております。

続きまして、「汚水整備について」でございます。現状の進捗状況についてでございますが、平成29年度末時点での下水道処理人口普及率といたしまして約95.5%となっており、平成30年度につきましては、高浜地区の一部地域におきまして汚水管渠築造工事を実施し、同人口普及率の拡大に努めたところでございます。平成31年度の事業内容につきましては、高浜地区及び山崎地区における汚水管渠築造工事を予定しております。未整備地区の整備計画につきましては、平成33年度末までに高浜地区における汚水整備の完了を見込んでおります。

また、JR島本駅西地区における土地区画整理事業の進捗状況を注視しながら、平成31年度に事業計画の見直しを行い、桜井地区及び桜井台地区の未整備区域につきましても事業に着手するとともに、町域内の土地利用等の状況も踏まえ、引き続き社会資本整

備総合交付金を活用し、効果的かつ効率的な整備区域の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、「雨水水路整備について」でございます。流域下水道高槻・島本雨水幹線接続点（2-6）の工事進捗につきましては、平成29年度に、上牧新川水路と流域下水道高槻・島本雨水幹線との接続が完了しており、平成30年度につきましては上牧新川水路側の雨水取口の整備を行っており、平成31年度につきましては、引き続き雨水取口の整備工事を行うとともに、特殊マンホール、除塵機及びスライドゲート等の機械設備の整備を順次行い、平成32年度の完成予定となっております。

平成31年度の雨水に関する施策と今後のスケジュールについてでございますが、公共下水道五反田雨水幹線に関しては、平成30年12月27日の臨時会議にて、ご可決いただきました「東海道本線山崎・島本間529k444m付近公共下水道五反田雨水幹線整備工事の施行に関する基本協定書」に基づき、町道百山3号線内に新たに到達立坑を築造し、JR東海道本線の軌道横断部に、泥濃式推進工法による管渠築造を行う予定としております。

なお、発進立坑については、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第2期）にて築造した樋の尻公園内の立坑を活用することから、本工事については、軌道横断部の管渠築造が竣工するまでの間は休工する予定となっております。

その他の雨水に関する施策といたしましては、水無瀬川左岸地区の雨水排水につきましては、山崎ポンプ場を経由し桂川に放流しておりますが、降雨時における桂川の増水による逆流を防ぐ目的で設置しております放流渠のゲートが老朽化していることから、ゲートの取り替え工事を予定しております。

今後のスケジュールにつきましては、平成32年度に公共下水道五反田雨水幹線の完成を目指すとともに、国からの防災・安全交付金を活用しながら、公共下水道山崎雨水幹線の整備に着手し、さらなる雨水整備の進捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、11点目の「観光・商工業について」のうち、「商業団体支援補助金について」でございます。

平成30年度におきましては、一般財団法人地域活性化センターの地方創生アドバイザー事業助成金を活用し、水無瀬駅周辺を含め町内にある商店街の活性化を目的に、各関係機関や消費者にご参画いただき、「商店街元気づくり・タウンミーティング」を実施させていただきました。このタウンミーティングにおいては、参加者同士が現状と課題を共有したうえで、商店街はもとより金融機関や商工会、役場などの各機関が、地域の活性化のためにそれぞれの役割を明確化し、今後も課題解決に向けての協議を進めていくこととなりました。その際、行政に求められる役割として、商業団体への財政的な支援が必要であるというお声を多くいただいたことや、他市においても同様の制度を設けている自治体があることなどが補助制度創設に至った主な経緯でございます。

本制度では、商店街や一定店舗が集まり、新規イベントや空き店舗の活用、情報発信の強化や共同施設の整備などを実施する際に、補助率2分の1、20万円を上限として補助金を交付する予定としております。

続きまして、「ふるさと納税について」でございます。

本町のふるさと納税は平成20年度からスタートしており、最近の5年間の実績としましては、平成26年度は38万9千円、平成27年度は48万5,544円、28年度は439万7千円、29年度は56万5,001円、平成30年度は本年1月現在で46万4,002円となっております。

本町におきましては、本町への寄附額に比較して、他市町村への寄附額が大きく上回っている状況でございます。平成31年度につきましても、町内事業者からの返礼品の充実を図るとともに、クラウドファンディング型ふるさと納税につきましても事業を拡充し、より多くの方々から寄附をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「2025年大阪万博について」でございます。

6年後に開かれます大阪万博につきましては、多くの観光客が大阪を訪れ、経済産業省が平成29年4月に発表した想定来場者数は2,800万人、経済波及効果は1.1兆円が見込まれています。

こういった中、本年2月22日に、この大阪万博や東京オリンピックなどを見据え、高槻市との観光に関する連携協定を締結したところです。両市町が長期的な視野を持ち、相互の魅力を十分に発信できる施策を継続的に取り組んでいくため、今回の協定を締結したものでございます。今後におきましては、両市町の観光資源や情報媒体などを相互に活用、連携することで、両市町に訪れる観光客を増やし、新たな経済効果が見込めるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

初めに、「『保育基盤整備加速化方針』についての進捗状況と現状の課題、今後のスケジュールについて」でございます。

第四保育所の耐震化及び待機児童対策について、これまで以上にスピードアップして講じていくことを目的として、平成30年11月に「島本町保育基盤整備加速化方針」を策定し公表いたしました。本方針公表後には、子ども・子育て会議や第四保育所保護者会の説明会において様々のご意見をいただくとともに、事案ごとに関係機関と協議を進めながら、方針においてお示しいたしましたスケジュールに基づき、現在、事務を進めているところでございます。

第四保育所の転園先候補であるふれあいセンターでの保育につきましては、改修が多岐にわたる可能性があることから、設計を行うこととなり、本2月定例会議に係る補正予算を計上いたしました。これらの手続きにより、利用開始時期が平成31年7月から、

秋頃に延期する予定となりましたが、その他については、工事等の影響により若干の遅れが生じているものの、ほぼ予定通り進捗いたしております。

現状の主な課題でございますが、まずは、ふれあいセンターという保育施設でない施設で保育を実施していくことから、保育施設を整えるための施設整備が必要であるということでございます。保護者の皆さんや保育士の意見を参考にしながら、可能な限り保育環境を整えていきたいと考えております。

また、第二幼稚園跡地における民間認定こども園の整備・運営事業者の選定も課題でございます。昨年11月の公募では応募がなかったことから、本年2月19日から再募集を行っておりますが、今回の公募で、本町が求める保育水準を満たす保育事業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございます。平成31年度の取り組みといたしましては、第四保育所の転園先として、4月から第一幼稚園・高浜学園で受け入れをスタートし、新設小規模保育事業所、水無瀬神宮境内での新設保育所において施設整備以降、随時受け入れを行います。また秋頃のふれあいセンターでの受け入れをもって、第四保育所を閉園します。その他、役場前駐車場に整備予定の（仮称）新第四保育所の整備に向けた設計業務、第二幼稚園跡地の民間認定こども園の整備に向けた園舎解体工事、また第四保育所の園舎解体設計も同時に行っております。

いずれにいたしましても、「保育基盤整備加速化方針」にお示しいたしましたとおり、平成33年度当初には、第四保育所の耐震対策、待機児童の解消、保育所における定員数を大きく上回る受け入れの是正等、所期の目的を達成してまいりたいと考えております。次に、「『次期学習指導要領』の施策の内容とスケジュールについて」でございます。

現代社会は、変化が激しく、予測困難な時代であることから、子どもたちには社会的変化に積極的かつ柔軟に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力の獲得や、情報を見極めて再構築していく力、新たな価値を創造していく力が、これまで以上に求められております。

なお、「次期学習指導要領」では、社会に開かれた教育課程の実現を目指すため、「育成を目指す資質・能力」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」等をもとに、新しい時代に求められる資質や能力を子どもたちに育むことが求められております。現在は、「次期学習指導要領」全面実施への移行期間にあり、各学校におきまして研修や実践が行われているところであり、「次期学習指導要領」の全面実施は、小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度からとなっております。

次に、「第三小学校新A棟建築工事について」でございます。

第三小学校A棟建て替え工事のため、平成30年12月定例会議におきまして、第三小学校整備設計等業務の予算をご決頂き、事務を進めているところでございます。本設計業務では、省エネ適合性判定、構造適合性判定、建築確認申請、またA棟建て替え工事

で必要となる仮設校舎についての基本設計を行うこととしております。現在の進捗状況につきましては、A棟建て替え工事で必要となる仮設校舎の配置やプランについて、関係者と協議を行っているところでございます。

今後、仮設校舎の基本設計及びA棟建て替えにかかる各種申請手続き等を進め、順次必要となる工事費等予算を計上し、平成33年8月を目途として、一日でも早くA棟建て替えを終えることができるよう事務を進めてまいります。

以上でございます。

清水議員 今、ご答弁いただいた内容についての細部については、常任委員会で確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

川嶋議長 以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時12分～午前11時25分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、公明党の発言を許します。

岡田議員 (登壇) 任期4年間の折り返し年度となりました。町長は「議会や住民の皆様への理解、協力を」、また「皆様と話し合い、行動してまいります。」と言われております。この2年間、議員との対話はありませんでした。ね。「議員の皆様への指導とご鞭撻」とも言われておりましたが、頑固で、議員の意見には耳を貸されませんでした。ね。今後は島本町のため、職員、議員とも対話をされ、信頼されることが大切であると感じております。

1. 「森林ボランティアの養成講座」。

大山崎町と共同で開催するに至った経緯は。

2. 「清掃工場」。

施設の長寿命化に向けた維持補修等業務委託とは、包括民営と考えて良いのか。

3. 「地域防災計画」の見直し。

災害に強い地域づくり、タイムラインを作成すること。従来から、国の「防災基本計画」があり、自治体で作る「地域防災計画」などがあります。それに加え、町会、自治会、マンションの管理組合などの地域コミュニティが災害時の避難方法など、自ら立案する「地区防災計画」が、平成25年の「災害対策基本法」の改正で創設され、東日本大震災で自治体の行政機能がマヒしたのを教訓に、平成26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっております。

災害発生時は、自治体や消防の「公助」が行われますが、より減災と役割を担うのは「自助」「共助」です。小さな地域、地区防災計画単位は町会、自治会、マンションの管理組合、企業、商店街、学校、福祉施設など、主体となることができます。このような小さな単位での地区防災計画の策定が進むことで、町全体の災害対応力の向上に繋がるとは思いますが、これに関する認識はいかがですか。

また環境整備においても、耐震補強はもちろんのことですが、体育館のエアコン設置等も考えるべきではないでしょうか。

4. 「ファミリー農園制度」の見直し。

町が窓口になっていますが、責任の所在は地権者です。農園の利用者、周辺に住まわれている住民の苦情等、多く聞いています。見直されるとのこと。現在は、どのような内容になっているのでしょうか。

5. 「百山地区の用途地域の変更、良好な市街地形成」。

「良好な市街地形成」とは、どのようなことですか。町道の上に企業は空中通路を計画されているようですが、私的な建築に公の道路を使うことはいかがなものでしょうか。私有地の中で通路を設けられることに異議はございませんが、近隣住民が反対している中で、町は戒めるべきです。

地方公共団体の管理する通路の場合、設置及び管理を定める法令は存在しないため、個別に条例等で定めることになる、とあります。アメリカでは落下事故があったと聞いていますが、まちづくり条例、建築基本条例等、条例が必要ではないでしょうか。見解は。

6. 「風しん感染防止」。

妊婦が感染すると、赤ちゃんに白内障や難聴などの症状が出ると言われています。現在、39歳から56歳の男性を対象に、21年度末までの約3年間、抗体検査と予防接種が無料化されます。対象の男性は、子どもの頃に予防接種を受ける機会がなかったため、他の世代に比べて抗体の保有率が低く、昨年夏からの流行も、この世代の男性が中心のようです。

対象者の男性は働き盛りの年代で、平日の日中に検査を受けることが難しく、休日・夜間、職場での健診と一緒に受けられるように、受診しやすい環境はどのようにされているのでしょうか。

7番. 「地域包括支援センター」。

市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任看護支援専門員等を配置して、3種類のチームアプローチによる住民の健康の保持及び生活の安定のため必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている施設です。全国的にも直営が3割で委託が7割。委託が増加していると聞いています。

このような中、平成32年度より民間委託での事業実施は評価するところです。実施場所は決定されていますか。

私たち公明党は、昨年、100万人訪問調査を実施しました。「地域包括システムの言葉の意味がわからない」「センターが誰のために、何をやる施設なのか知らない」と、全国的にたくさんの声がありました。各議員がこのことを議会で訴え、自治体はサブ看板を設置、「高齢者のあんしん相談所 地域包括支援センター」などと書かれたようで

す。訪問者は倍に増えたとお聞きしています。町も、考えてみてはいかがでしょうか。

8番. 「子ども医療費助成」。

通院、入院、中学校3年生までに拡大されたこと、子どもの貧困対策を含む重要な子育て支援策であり、大変評価いたします。

府の対応が遅れている中において、各自治体では進んでいました。島本町は遅きではありましたが、財政的には負担はどのくらいですか。

9番. 「児童虐待」。

「いじめ・不登校（虐待）対策連絡会の組織的な取り組みを推進する」とありますが、虐待防止について、町の対応は。

千葉県野田市の小学4年生の女の子が自宅で死亡した事件と関連して、文科省と厚生省は欠席2週間以上続いている子どもの安否の緊急点検をすることになっています。また、2月1日から教職員やスクールソーシャルワーカーらが、一度も登校していない児童生徒・園児と、面会も必要になっています。対象となる児童は。

この事件があつて後、対策を話し合われましたか。通報や相談、24時間受付の全国共通ダイヤル189（いちはやく）が、システム改修など準備が整い次第開始され、通話が無料となります。現在、相談自体は無料で、通話料金がかかっていました。住民への徹底はどうされますか。

10番. 「就学援助費」。

経済的に苦しい家庭の子どもの負担を補うための制度です。対象者は、生活保護が必要な要保護者と、それに準じて市区町村が定める準要保護者で、要保護者の支給額の半分を国が補助。就学援助前倒しは、すでに70%を超える市区町村で拡大実施されています。

新たに卒業アルバム代を新設され、小学校で1万890円、中学校で8,710円となっております。修学旅行費が中学で5万7,590円から6万3,000円に引き上げられました。入学用品、小学校5万600円に、そして中学校が5万7,400円、これもいずれも1万円引き上げられました。町での対応は。

11番. 「近隣自治体との連携、協力、広域的な行政課題に努力」。

大阪で開催されるG20サミット首脳会議、万国博覧会等の機会を活かし、外国人観光客の増加及びニーズの多様化に対応すべく、通訳と観光ボランティアの人材育成を考えてはどうでしょうか。

高槻・島本で、一体的観光事業の推進の要となる観光局を立ち上げられたらどうでしょうか。

以上でございます。

山田町長 それでは、公明党を代表されての岡田議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

冒頭に、議員の皆様との「対話」についてのご意見をいただきました。確かに、議場や委員会、全員協議会等の場では活発にやりとりをさせていただいていたと思いますが、その他の場面で、お互いにじっくりと議論をしたり、自由闊達に意見交換するような機会を持たなかったのも事実でございます。今後は、そのような機会も持てるよう努め、住民はもとより議員の皆様、職員とも対話を重ねる努力をしてみたいと考えております。

次に、1点目の「森林ボランティア養成講座について」でございます。

本町では、平成18年度からフォレストサポーター養成講座をスタートしており、平成30年度までに計98名の方が受講され、多くの方が、本町の森林ボランティア団体に加入していただいているところでございます。しかしながら、昨今では受講者が減少傾向にあり、募集に苦慮しておりました。

そうした中、大山崎町でも同様の養成講座を実施されており、天王山で繋がる両町が共同で実施してはどうかと協議を重ねた結果、両町が隔年で持ち回り、実施することで合意したものでございます。これにより、毎年予算計上させていただいておりました養成講座の委託料を隔年にすることや、本町以外でも、森林ボランティアに興味のある方を多く取り込めることなど、メリットは大きいものと考えております。

次に、2点目の「清掃工場について」でございます。

まず、維持補修につきましては、本町の清掃工場が建設後すでに27年が経過していることから、施設運営に支障が出ないように、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、適切な維持管理に努めているところでございます。

現在のごみ処理業務に関する考え方といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、「清掃工場受付業務の一部業務委託」につきましては、施設勤務職員が高齢化しており、本年3月末をもって職員1名の再任用期間が終了することや、今後の職員配置も勘案し、町職員と委託業者従事者と協同で受付業務を行うことが望ましいと判断したものでございます。

包括運営委託の導入につきましては、平成26年度に、有識者4名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において、「包括運営委託を導入するのが望ましいものの、導入にあたっては、他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲を早急に決定する必要がある。また、施設整備の実施時期や範囲の決定に際しては、精密機能検査等の実施や、清掃工場の維持管理業者等と協議を行い、施設の状態を把握する必要がある。」と提言を受けております。

これを受け、本町では、平成27年度に実施した精密機能検査や毎年の保守点検の結果等を踏まえ、予算との整合性を図りながら施設整備を進めてきたところであり、また、

平成 30 年度におきましても、現時点における施設の機能状況を把握すべく精密機能検査を実施いたしました。現在、その結果を取りまとめているところであり、今後につきましても、当該検査結果を踏まえた検討が必要になってくるものと考えております。

以上のことから、本年度予算計上しております維持補修工事や受付業務は部分的な業務委託であり、包括的な運営の委託ではございませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、3 点目の「地域防災計画の見直しについて」でございます。

「地区防災計画」につきましては、平成 26 年 3 月に、内閣府により地区防災計画のガイドラインが示されており、地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に対して効果が期待されております。

本町におきましては、地域防災の中心的役割を担う自主防災会や自治会が主体となつて、地域での防災訓練など、防災に関する取り組みを実施されておりますが、これら地域の実情に即した防災対策は大変重要であると考えております。引き続き、地区防災力が向上するための支援を行い、「地区防災計画」の策定に繋がるよう努めてまいりたいと考えております。

また、避難所の環境整備につきましても、酷暑や酷寒時の対策として空調設備の導入が望まれるところでございますが、本町の山積する課題及び財政状況等を勘案いたしますと、早期の設置は厳しい状況にあると考えております。つきましては、学校内の他の施設の利用や備品の配置など、多様な方法を検討し、対応してまいりたいと考えております。

次に、4 点目の「ファミリー農園制度の見直しについて」でございます。

現在、本町のファミリー農園につきましては、地権者と利用者との契約に際し、町があっせんを行うことで、よりスムーズにマッチングが行えるよう、遊休農地解消の施策として取り組んでいるものでございます。

現在の本町の制度においては、関係法令に基づく手続きが必要とならない方法で各地権者と利用者間で契約をされているところでございます。しかしながら、その場合、現在の生産緑地の指定の条件に合致しないことや、国が求める必要な手続きについて明確な整理ができていないことから、それら制度の見直しを行っているところでございます。

平成 31 年度におきましては、各農地所有者及び利用者が引き続き制度を活用いただけるよう見直しを進め、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、5 点目の「百山地区の用途地域の変更、良好な市街地形成について」でございます。

本町におきましては、平成 31 年度に百山地区の都市計画の変更を予定しており、当地区につきましては、「島本町都市計画マスタープラン」に基づきまして、産業の拠点として研究施設などの集積を促進することを、まちづくりの方針といたしております。こ

の都市計画の変更により、緑豊かなゆとりある環境と、建築物の位置や形態、色彩に配慮された良好な都市景観が形成された研究施設等が配置され、周辺の住宅の居住環境と調和した良好な市街地形成となるよう誘導してまいりたいと考えております。

ご指摘の空中通路につきましては、他自治体においても同様の事例が多く見られますが、公道の上空に通路を設置することになりますので、「建築基準法」や「消防法」など各種法令に照らし合わせ、適法となるよう申請者と事前協議を行うとともに、新棟建設後、既存道路に日中多くの社員の方が往来されることにより、交通事故の発生リスクが増すことから、それらのリスク低減による安全面の向上も踏まえまして、慎重に検討を重ねているところでございます。

また、近隣にお住いの方々からのご意見につきましては、本年1月の都市計画説明会の際に、周辺自治会長から自治会を代表されてのご意見を頂戴いたしましたので、本町から申請者へ、その旨をお伝えしました。その後、申請者から改めて自治会長への説明及び自治会回覧などの対応がなされ、現時点においては、申請者及び自治会長宛てに特段のご意見をいただいていることのご報告をいただいていることから、近隣にお住いの方々からも一定の理解が得られているものと判断をしているところでございます。

なお、条例の制定等につきましては、現時点では予定しておりませんが、他の自治体の状況を調査・研究し、必要に応じ、検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目の「風しん感染防止について」でございます。

現在39歳から56歳の男性を対象とした、風しんの抗体検査及び定期の予防接種につきましては、平成30年7月以降に、特に関東地方において風しんの患者数が増加したこと、その大半が30代から50代の男性であったことから、追加的対策としまして、約3年間で、対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げることを目標として実施するものでございます。

風しんの抗体検査の実施におきましては、対象者の多くが働く世代の男性であるため、居住する市町村以外の医療機関での実施に加え、国民健康保険の被保険者等に対しては特定健康診査の機会を活用すること、事業所に使用される者に対しては事業所において定期に実施する健康診断の機会を活用して実施することなど、可能な限り、抗体検査を受けやすい体制を構築することとなっております。

今後、厚生労働省が作成した手引きに基づき、必要な方に、円滑に抗体検査を受けていただけるよう事務を進めてまいります。

次に、7点目の「地域包括支援センターについて」でございます。

地域包括支援センターにつきましては、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきまして、本町での地域包括支援センターの機能の強化を図るため、現在の直営方式から委託方式での事業運営の方向性を示し、平成32年度からの運營業務の委託に向け事務を進めているところで

ございます。

本町における運營業務の委託の具体的な内容につきましては、今後、進めていく事務の中で決定していくこととなりますが、他市町村の状況を参考にしますと、委託する地域包括支援センターの設置場所は、基本的には受託事業者が準備する事例が多くなっております。

また、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談の窓口としての役割を担う施設であり、その機能を十分に果たすためには、住民の方々に設置場所や開設時間、業務の内容など、広く知っていただくことが重要でありますことから、周知方法につきましては、他市町村の取り組み等も参考にしながら、受託事業者とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、8点目の「子ども医療費助成について」でございます。

本町におきましては、平成25年10月及び平成27年7月の2回にわたり、子ども医療費助成に関する制度改正を行い、所得制限を撤廃するとともに、通院は小学生、入院は中学生まで拡大しております。制度の改正前である平成24年度の実績額は約2,800万円でしたが、平成26年度の実績額は約4,400万円、平成28年度の実績額は約7,500万円となり、それぞれ改正前と比べ、約1.6倍、約2.7倍となっております。

本定例会に上程いたしております「島本町子どもの医療費の助成に関する条例」の一部改正により、平成32年1月から子ども医療費助成に係る通院費助成を中学生までに拡大するための医療費といたしまして、369万円を計上させていただいております。また影響額につきましては、マンション建設等によって転入される方々の年齢層により異なりますが、年間で約1,500万円程度になると見込んでおります。

次に、11点目の「近隣自治体との連携について」でございます。

6年後に開かれます大阪万博におきましては、多くの観光客が大阪を訪れ、経済産業省が平成29年4月に発表した想定来場者数は2,800万人、経済波及効果は1.1兆円が見込まれています。

こうした中、本年2月22日に、高槻市と「観光振興に関する連携協定」を締結させていただきましたが、これは、大阪万博など世界的に注目を集めるイベント開催を控え、今後、観光振興の分野におきまして、両市町が連携・協力して、より効果的に施策を実施することを目的とするものでございます。今後におきましては、両市町の観光資源や情報媒体などを相互に活用、連携することで、両市町に訪れる観光客を増やし、新たな経済効果が見込めるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ご指摘の「通訳等観光ボランティアの人材育成」につきましては、現在、案内ボランティアとして活動されている団体などと協議しながら、今後の外国人観光客の動向を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。また高槻市との連携体制のあり方につきましては、今後両市町の観光事業を進めていく中で協議してまいりたいと考えて

おります。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、9点目の「児童虐待について」でございます。

要保護児童等、いわゆる児童虐待事案に関して本町での中心となる部局といたしましては、教育委員会事務局教育こども部子育て支援課に「島本町要保護児童対策地域協議会」を設置しており、要保護児童や出産後児童虐待のリスクが高いと思われる特定妊婦ケース等について、適宜、小学校等児童が在籍する施設と情報共有を図り、大阪府子ども家庭センターとも連携して対応を行っております。

先般、千葉県野田市において発生した児童虐待に関しての死亡事案を受け、2月14日現在で、2月1日以降、学校・園・所等に一度も登校していない児童生徒等がないか、緊急点検を実施するよう求められており、本町においても該当する児童等の有無について、現在調査中でございます。

この事件があつてから、政府等における緊急安全確認、新たなルール設定や児童相談所等の抜本的な相談体制強化が方針として打ち出されており、本町要保護児童対策地域協議会の構成機関や学校、保育所及び幼稚園等に対し情報提供を行っており、本町でのあり方について引き続き協議してまいります。

また、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちやく）に関しましては、平成27年度に国において導入されてから、本町では子育て支援案内冊子やそのホームページへの掲載、ポスター掲示やチラシの配布を行い、周知に努めてまいりました。このダイヤルでは、相談窓口につながるまでに電話が切れてしまうことが多いことから、虐待情報を拾い上げる体制整備のため、国において平成31年度以降、通話料が無料となります。

本町では、確証がなくとも児童虐待の疑いがある場合の通告等に対し適切に対応し、着実に子どもの安全確認や支援につなげることができるよう、情報提供や啓発に今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、10点目の「就学援助費について」でございます。

本町では、就学援助制度として、経済的な理由により児童生徒の就学にお困りの保護者の方を対象に、学用品費や学校給食費などの援助を行っております。新入学児童生徒学用品費等の事前支給につきましては、新中学生に対しては平成30年度から、新小学生に対しては平成31年度から支給できるよう、事務を進めております。また、新たに国の補助対象となる卒業アルバム代や、新入学児童生徒学用品費等の支給額の変更につきましては、今後、他団体の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、修学旅行費につきましては、従前から保護者負担額の全額を支給しております。

いずれにいたしましても、今後も、児童生徒が経済的な理由により就学に支障をきたさないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 たくさん答弁いただきましたが、私が所管しているところにおきましては所管でしっかりと質問させていただきますが、所管していない箇所もございますので、その点を、時間が余っておりますので、質問させていただきたいと思っております。

「『地域防災計画』の見直し」でございますが、この中の答弁で「地区防災計画の策定に繋がるよう努めてまいります。」という答弁をいただきました。私は、「地域防災計画」の見直しの中で最も大切なことの一つに、地区の防災計画があるのではないかと思っております。この地区防災計画というのは、小さい範囲で、町会とか自治会とか、またコミュニティ、管理組合とか、私たちが住む地域で、災害が起こった場合、どう行動するのかということ、住民の皆さんが自発的に立てる計画になっております。しっかりと、この地区防災計画が立てられるように後押しを、町のほうでもしていただきたいなというふうに思っております。

例えば、昨年、災害がございました。それで、島本町に登録されていらっしゃる方があるんですね、1人住まいの方、高齢者の方。そこのお宅に、消防とか民生委員の方が安否確認はされていらっしゃるんですが、避難場所まで連れて行くというのはね、ほんとにこれは不可能なことだと思っております。そういう場所に連れて行くのは、近隣の住民の方が避難場所に連れて行ったというお声をたくさん、災害時にお聞きいたしました。

そういうところから見ますと、大きな目では「地域防災計画」、もちろん必要ですが、やはり地域のことは地域の住民の皆さんが計画を立てていくという、地区防災計画というのが大事じゃないかなというふうに感じましたので、しっかりとこの辺を後押ししていただきたいな、普及に繋げていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、私は前回、乳幼児の離乳食で、液体ミルクの件で一般質問をさせていただいておりますが、今年度から、この液体ミルクが発売できるようになりました。これも国のほうから粉ミルク用品、離乳食という形で、今までは粉ミルクというのが一つの例として書かれてたんですが、今年度から液体ミルクも加えるということが明記されるということになりましたので、ぜひ、これは各自治体で「地域防災計画」の中で反映していただきたいというふうに思ひますので、このこともよろしくお願ひいたします。

この液体ミルクは、乳児に必要な栄養素を加えた乳製品で、成分は母乳に近く、封を開ければ常温のまま飲ませることができる。また、粉ミルクのようにお湯で溶かして冷ます必要がなく、手軽に使えるというメリットがあるということで、災害時はお湯とか、そういうのが大変なところの場所に避難していらっしゃると思いますので、これはほんとに液体ミルクというのは海外では通常使っているということですので、ぜひ、この「地域防災計画」の見直しをされる中に、これを反映していただきたい。このように思っておりますが、いかがでしょうか。

二つ目ですが、ファミリー農園制度について質問させていただきます。私は、このファミリー農園というのは、土地は地権者の方の土地ですが、窓口が島本町になっていると思います。こういうところから、すごくトラブルが多いということも、このファミリー農園だと思っております。

ファミリー農園に関してはね、私はもう賛成するものでございます。例えば、ファミリー農園を借りている住民の方が、水路の水がどんどん雨が降ると入ってくるって。せっかく肥料を蒔いたのに、その肥料が全部、雨水で流されてしまう。それで、その雨水が引いたときにはぬめりがあって、足もとが悪くて、歩くこともできないくらいにぬめりがひどい、こういうような苦情も私は聞いておりました。

そしてまた、貸し農園されている周辺の住民の方からは、貸し農園の方というのは竹竿とかバケツとか、そういうのが一杯持ち込まれているんですね。私もあんまりよくわからないんですけど、お布団まで持ち込まれているファミリー農園なんかもあるんですよ。そういうのの使い古しを、その近辺の住民のお家のほう側に、みんな山積みして置いているとか、捨ててある状態なんですよ。それで、そこが高くなりますと、そこに登って泥棒に入ってしまったお家というのもあるんですね。

そういうようなところから、私は町のほうに、しっかりと、このことも言ってきましたが、町も、責任は地権者のほうにあるということで、ほんとに町と地権者の狭間に挟まれた、ファミリー農園をお借りしている住民の方は中途半端な状態になっていて、なかなか改善ができないという悪条件もございますので、ファミリー農園制度の中で、しっかりと一つひとつのことを丁寧に取り上げて、それで見直していただきたいなというふうに思いますので、この点もどうでしょうか。

それで、最後になりますが、今回のこれに関しては、空中通路に関しまして、私はしっかりと住民として言わせていただきたいと思います。

東大寺三丁目の自治会のほうで、1月の18日、19日にあったJR島本駅の説明会のおりに、反対ということ、しっかりと自治会長さんはおっしゃっているんですね。それにも関わらず、島本町は、その旨、空中通路を予定されている企業のほうに言われておりますが、企業のほうから自治会のほうにどういうふうに来られたかと言ったら、町のほうから、もうすでに承認を受けたとあって、自治会のほうに説明に来られているんですよ。そして、説明に来られたということ、回覧で東大寺三丁目の自治会長さんは回されているんですよ。そうすると住民の皆さんは、もうすでに町のほうが承認されているものをどうこう言うことはできないということで、黙ってしまったというのが経過なんですよ。

それで、今回、私はこの質問に関して、自治会の承認を得たというような答弁を、今回、都市創造部がされていらっしゃるんですけど、私はそれで、自治会長のところに行きまして、ほんとに企業が、町が承認をしたということで来られたかどうか、確認に行つてま

いりました。そうすると自治会長さんのほうは、やはり町のほうが承認されたということで企業が来られたということ、はっきりとおっしゃっておられます。でも、町に訊きますと、まだ承認をしていないということが町の答弁でもございます。ここの意見の食い違い、もう一度、確認させていただきたいと思います。

以上です。

総務部長 それでは、1点目の防災に関係するご質問に、ご答弁を申し上げます。

防災・減災のために地域の防災力の向上が大変重要であるという議員のご指摘については、それはもう当然のことであるというふうに私も認識をいたしておりますので、先ほど町長が答弁申し上げましたように、地域の防災力が向上する支援、これについては引き続き行っていきたいと考えておりますし、地区防災計画、これの策定に向けても、地域と連携をしていきたいというふうに考えております。

それから、液体ミルクの関係でございますけれども、その重要性につきましても、過日の議員のご質問にもご答弁させていただいたとおりでございます。 「地域防災計画」の中に反映するというご指摘につきましては、平成31年度に防災計画の見直しを予定いたしておりますので、その中で十分検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 大きく2点、ご質問を頂戴いたしております。

まず初めに、ファミリー農園についてでございます。議員からご紹介ございましたとおり、確かに利用者の方の使い方が、一定モラルに反しているのではないかとこの部分については、私どもも近隣の住民の方から苦情をいただく中で、一義的に私ども、すぐに現場に行って対応させていただいている状況もございます。そのようなご意見等については、以前からある状況ではございます。平成31年度におきましては、制度そのもの見直しに加えまして、やはり利用にあたってのモラル的な部分の周知徹底等含めて、一つひとつ、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目にごございました空中通路についてでございます。私ども、もうすでに空中通路の占有について許可しているのかしてないのか、再度の確認というご質問ととらまえさせていただきました。

実際、上空通路の設置を予定されている企業からの上空通路の設置にかかります道路占有申請につきましては、昨年12月20日付けで、文書そのものは収受いたしております。構造計算等にかかる耐震性能の審査に時間を要したことに加えまして、周辺自治会等への説明がまだ終わっていない、町としてはまだ未了であるという認識でございますことから、現時点におきましても、あくまでも審査中でございます。許可をさせていただいた案件とはなっておりませんので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。「地域防災計画」、総務部長のご答弁、了解いたしました。

ファミリー農園のほうも、ぜひ住民の皆さん等のトラブルがないようにね、よろしく
お願いしたいと思います。

空中通路のことですが、答弁の最後のほうにね、「近隣にお住まいの方々か
らも一定の理解が得られているものと判断しております。」ということですが、私ね、
やっぱり町の欠点は、両方からの意見を聞いて判断をするということが大事だと思うん
ですよ。片方だけの意見を聞くというのはね、絶対に誤解が生じますので、例えば空中
通路を予定されている企業なら企業に打診して、企業がああ言われました、了解されて
ますよって言ったら、それを全面的にまた信用して、住民の皆さんの理解を得られたとい
うふうな、こういう見方じゃなくって、意見というのは、私は両方から聞いて、はじめ
て正しい意見が出てくるというふうに思っておりますので、その辺はね、ぜひ今後とも
注意していただきたいと思っております。

私は東大寺三丁目に住んでおりますので、東大寺の住民の方がいかに、この空中通路
を反対されているかというのは十二分にわかっているつもりでございます。ほんとに、
めっちゃ言いにくいんですけども、関電クラウンドにもものすごい大きなマンションがで
きました。あれだけでも、ほんとにすごい、皆さん、住民にとっては圧力になっている
わけなんですよ。にもかかわらず、またその手前に空中通路をつけるということはね、
いかに住民の皆さんが、この環境に耐えなければならないということなんですよ。

まして、あそこのところはきれいな桜が咲いて、春になるとたくさんの方が桜の木の下で、
見に来たり、写真を撮ったりする、すごい、素晴らしい場所なんですよ。そういう
ところに、いつもいつも見えてた、この素晴らしい風景が、この大きなマンションとと
もに、向こうが全然見えなくなってしまう。その手前にまた空中通路を造るというこ
とはね、いかに住民の皆さんの圧迫感になるのか、そこら辺。また環境がすごく変わっ
てくるんですよ。そこら辺を考えると、やはり住民の皆さんの声はしっかりと受け止め
ていただきたい。ほんとに、住民の皆様の声を取るか、企業優先にするか。私はここ、
島本町にかかっていると思っておりますので、ぜひ、島本町は住民の皆さんの声を優先した、
そういう行政としての仕事をしていただきたい。このように思っております。

反対側は、食堂ができるということですので、食堂に向かわれる社員の方がその空中
通路を通るといことのようなのですが、下から通っていてもどうもないじゃないです
か。なんで空中通路だけを目的にするんですか。ほんとに、そうすると企業に来られて
いる社員の方は、朝出勤したら夜帰られますよ。でも、住民の皆さんは24時間、365日、
その地域に住んでいるんですよ。そういうことから考えたら、住民の声を無駄にして
は絶対にならない。私はそのように思いますが、再度、質問させていただきます。

それと、しっかりと捉えていただきたいのは、企業が、島本町が了解していないにも
関わらず、了解をしたというようなことを自治会に話を持ってくるというのも、やはり問
題があると思っておりますのでね、ぜひ、この辺もお聞かせください。

都市創造部長 先ほど議員からご指摘いただいたご意見も踏まえ、周辺住民の皆様からいただきました、ご紹介いただきましたご要望等については、真摯に受け止めさせていただく必要があるというふうに認識いたしております。されど一方で、やはり町内でご活躍されております企業のご意向等もお聞きする必要があると考えております。町といたしましては、両者のご意向等踏まえ、安全・安心に配慮した道路占用事務の遂行に努めてまいりたいと考えております。

あと、上空通路の設置を予定されている企業が、もうすでに町から許可を得られているということをお話しされたという分については、改めまして、当該企業にご確認のほうをさせていただきたく存じます。

以上でございます。

川嶋議長 以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時15分～午後1時15分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員(登壇) 日本共産党・河野恵子です。2019年度当初予算及び山田町長の施政方針演説に対しまして、大綱的な質疑を行います。

森友・加計疑惑の公文書の改ざん、南スーダンでの自衛隊日報隠し、「働き方改革法」を巡るデータ捏造、外国人労働者の劣悪な労働実態が記された調査結果の改ざんと隠蔽、そして毎月勤労統計調査の偽装など、これら国政が浄化をされないままにいます。消費税率10%への増税へと邁進し、これは家計を直撃し、消費不況をさらに深刻にし、暮らしも経済も壊す大增税となります。

低所得者ほど負担の重い消費税の増税は、アベノミクスで拡がった貧困と格差をさらに拡大します。増税の影響緩和とする政府の景気対策——目玉はポイント還元だそうですが、食料品を8%に据え置く複数税率とセットとなることで、買う商品、買う場所、買い方によって、実質的な税率が10%、8%、6%、5%、3%と、5段階にもなり、高額所得者ほど多くのポイント還元となるという、混乱と不公平を招きます。住宅や自動車の減税、公共事業の追加を合わせれば、6兆円もの国のばらまきです。複数税率に伴うインボイスの導入——実施は4年後と聞いておりますが、年間売り上げが数百万円しかない消費税免税事業者の皆さんに新たな税負担と事務負担をもたらし、その影響は請負労働者や建設職人など、最大で1千万人にも及ぶとされています。私は、消費税増税中止こそ最良の景気対策だと考えます。

さて、島本町の当初予算は、10月1日から消費税増税を前提にしつつ、教育無償化や保育所給食材料等の実費徴収分は含まれておらず、町民税個人分や町内中小企業者には打撃、子育て世代への消費税への還元は不透明という中での提案です。ここ大阪では、

2025年万博が、未だ人工島夢洲での不要不急の大型インフラ開発で推進されるという前提にあり、結果、島本町の役場庁舎及び保育所・認定こども園の建設という、切実、身近な公共事業の工期や費用に少なくない弊害が想定されます。

2019年度島本町予算議会は、不要不急の大型開発ではなく、生活密着・地域循環型に、そして防災・老朽化に備えた維持・更新を重点とした公共事業に転換し、カジノ誘致に反対、カジノでなく、地域の力を活かす地域経済振興策を進める論議をすべき場所だと考えております。そこで質問です。

1点目です。「核兵器廃絶平和都市宣言のまちとして、不断の努力・公正公平なまちづくりを次世代に継承しよう」。

①点目です。世界の非核化の流れ、「核兵器禁止条約」が国連で採択されています。2018年度、島本町がアメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市との姉妹都市の交流事業を実施されたことを受け、来る2020年のニューヨークで開催予定の核兵器不拡散条約（NPT）検討会議の開催のうちに、反核・平和、親善を目的とした若者の渡米派遣への支援の検討を求めます。答弁を求めます。

②点目です。公正公平な行政へ。公営住宅長寿命化の一環で、御茶屋住宅外壁改修について、今後、空家が発生した際には、島本町全域で募集することとすべきであると考えます。前回のときは、空家が発生した際に、「地域」と限定した募集を行っていることを認識しております。当時も指摘をしております。法の終結により、一般施策で行うという法の趣旨に反したやり方は終わるべきです。答弁を求めます。

2点目です。「島本町政80周年を前に——『持続可能な開発へ』『都市農業振興』という時代の変化に対応した町づくり」を求めます。

JR島本駅西地区、住宅ゾーンの50mの高さ制限をさらに引き下げ、低層住宅の用途地域に変更を、と求めています。島本町全体の眺望への配慮、ビル風、鉄道騒音の反響、小学校からの景観に配慮をすべきです。

貴重な町民の方々の意見や声に、真剣に、本当に耳を傾けているのか。聞くだけ聞いて時間切れでは、ますます町民と町行政の溝は深まり、不信感は増大する一方です。行政の基本を無視した行為とも取れます。今一度、自治体の原点に立ち戻り、住民の皆さんの声に誠実な対応を切に望みます。答弁を求めます。

3点目です。「国・府による水道民営化、府域一水道の押しつけ、カジノ推進をやめさせ、地域防災優先で安全で安心なまちづくり」を求めて、以下、質問いたします。

①点目です。津梅原水路の整備等の財源は、旧道路公団補償金を充てるなど予定しておられるのでしょうか。一般質問でかつて求めました、天王山タケノコ山枯れなどに苦勞されている山の地権者への説明、意見聴取はどのようにされていますか。答弁を求めます。

②点目です。東海自然歩道の改修など、大阪府で一步前進の施策が緒に着きました。

国・府の森林環境税実施に際し、土砂災害対策、災害復旧も視野に入れた国・府の対策が急務です。激甚災害指定からは外された島本町の森林被害・土砂災害に対して、特に大阪府からの支援、対策協議の進捗、詳細はいかがですか。説明を求めます。

③点目です。中小河川の整備、水無瀬川への流入土砂・堆積土砂の対策等、計画的な整備について、計画の前倒しなど、迅速な大阪府への対応が求められています。大阪府との協議の詳細を伺います。

④点目です。島本町の水道事業開始 60 周年、地下水 100%の水体験の発展形であると、施政方針のボトルドウォーターの取り組みは評価しております。地下水 100%の水道や、府営水導入の際の何 10 時間もの議会の論議、住民運動の末に、地下水 90%を堅持すると至った歴史があります。島本町民のアイデンティティでもある地下水が、100%の家庭用水道になるようにというのが住民の願いです。

広域水道企業団との統合・府域一水道の方向性について、現時点では島本町議会議長が議員として議事審査に加わっておられますが、この 2 年間、広域水道企業団から島本町議会への意見照会及び議員全員協議会での議題は、議員定数のことだけでした。ただ、わずかだが全協の論議や議員の選挙公約などを拝見するに至り、「複数水源は必要、しかし、島本町の地下水・自己水中心の水道事業については今後も持続させたい」と望む議員が多数であると、私は確信しております。今後も地下水・自己水中心の水道、公営企業で、が望ましいと私は考えますが、町長の見解を伺います。

⑤点目です。「地域水道ビジョン」策定について。厚生労働省作成の手引きでは、策定または改訂にあたっては、地域の水需要に精通した学識経験者、水道利用者である住民等、第三者の参加を得た検討会等を設置するとともに、パブリックコメント等の活用を通じて広く意見を聴取・反映することが望ましい、と示されております。昨今の水道企業団の統合や、国の「民営化推進法」成立を受けて、住民の関心は高く、情報提供と住民参加の論議に努めるべきです。答弁を求めます。

⑥. 北部地震の際の高槻市、茨木市の断水の実情や、現時点での企業団の検証内容も参考に、島本町の「管路更新計画」を見直すべき点はありませんか。耐用年数の 40 年を経過、耐震強度も不足、これらを小さな自治体の財政事情から見れば、事業経営圧迫は必然です。基本的に独立採算制にも無理があります。公共下水道も含め水道は社会基盤の一つです。財政支援を国にしっかりと要請すべきではありませんか。答弁を求めます。

4 点目です。「保育所待機児童・過密化、府内ワーストの『緊急事態宣言』を受けて——過去約 30 年間の保育施策へ猛省」を求めます。

この 30 年間、公立保育所を 2 ヶ所も廃止しました。就学人口をときには過少に見積もり、今回は J R 西側開発計画人口を上回る過大な見積もりを示しておられます。結果的に民間施設の誘致ばかりが先行し、公立施設の耐震化が著しく遅れたと考えます。行政の基本である人口推計をゆがめた運用した「第三次・第四次総合計画」の中での子育て

施策は猛省し、「第五次総合計画」策定は誠実な対応と、これ以上の公立保育所・幼稚園の規模縮小はせず、公的保育施策の堅持を求めます。答弁を求めます。

5点目です。「安心の福祉・介護・国保へ——国・府の制度改悪の影響について、町は説明責任を果たし、さらなる工夫」を求めます。

中学校卒業までの通院医療費助成などの拡充について。2016年度、大阪府が年齢を就学前まで引き上げた際に厳しい所得制限を引いたために、島本町の事務事業成果報告書を見れば、結果、この過去5年間で大阪府は助成額を900万円も減らしております。府が除外した0歳から就学前の一定の所得以上の負担分を島本町は強いられ、小学校修了の年齢引き上げ分を合わせると、この5年間で5,800万円もの負担を余儀なくされてきました。

日本共産党は、まず、大阪府の所得制限の緩和と年齢引き上げの抜本改正をしっかりと大阪府に求めたうえで、高校卒業までの助成拡充へ、段階的な検討を引き続き求めてまいりました。このように、住民の暮らしは国・府の制度設計が、自治体・住民負担を膨らませ、多方面に悪影響を及ぼしております。ここで質問です。

①点目です。国民健康保険、年間保険料11万618円、前年度比7,514円、7.3%のいきなりの値上げ再来です。国保制度そのものに対し、全国知事会からも声があがっています。島本町としては、府議会で知事答弁でも認めたような自治体独自の運用により、高槻市などが昨年、災害時に、一部損壊被害の罹災証明を受ければ保険料半額減免制度のような救済策を設けておりますが、島本町でも検討すべきではありませんか。答弁を求めます。

②点目です。介護保険です。地域包括支援センター民間委託には、未だ不安、懸念があります。介護保険運営委員会でも疑問・不安の声がありました。民間委託先は半永久的に一法人に委託し続けるということなののでしょうか。また機関センターの設置、あるいは中学校区に1ヵ所を圏域とする複数の配置、あるいは和泉市のように介護予防ケアプラン作成は他法人で実施する方式の採用などで、中立・公平なセンター運営を保障するなど、検討はされていますか。答弁を求めます。

6. 「どの子ども育ち、伸びる、安心の教育の充実したまちづくり」。

待ち望まれた40人を超える授業解消への一步の補助教員の制度導入、第二中学校の外壁塗装などは、評価いたします。本来は、国の教員定数改善をはじめ、他の都道府県では当たり前になっている35人以下学級を要望し、義務教育の基礎となる学校給食代に関わる就学援助制度の見直しは、保護者に十分周知したうえでの論議を踏まえるべきと考えます。ここで質問です。

①点目。第四・第一小学校給食の親子・兄弟方式導入の実施には、各校栄養教諭の配置が必須です。答弁を求めます。

7点目です。「専門的かつ丁寧な役場対応へ、職員の雇用環境改善で安心の行政運営

を」。

会計年度職員導入に向けて、第二幼稚園廃止に止まらず、第四保育所役場前移転は規模縮小となります。対四保育所跡地は民間を前提に進めるという方針だけが先走ると、これまで現場を担ってきた臨時保育士さんの大量解雇に繋がる可能性が大です。由々しき事態で、看過できません。

保育所、学童保育室、図書館の有資格専門職について、特に「時間給による臨時的任用職員」については、その労働時間、社会保険、育児・介護休暇等の取り扱い、正規職員と変わらない職責で働いておられるという今の課題について、大小関わらず労働組合、職員団体より、従前から示されてきた改善点、要求は何でしょうか。細部まで、この議場で明らかにしていただきたい。説明を求めます。

なお、常任委員会審査に向けまして資料請求をしております。取り計らいを、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

山田町長 それでは、河野議員の大綱質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目のうち、「世界の非核化の流れについて」でございます。

核兵器廃絶・平和都市宣言に関する決議にもございますとおり、世界の恒久平和は、全人類共通の願望であります。まちの将来を担う子どもたちに戦争のない平和な社会を引き継ぐことは、すべての人の願いであり、理念を共有する全国の自治体とも連携をさせていただきながら、核兵器の廃絶や戦争の悲惨さ、平和の尊さに関する啓発に努めているところでございます。

核不拡散条約（NPT）再検討会議代表団への参加等につきましては、核兵器廃絶に向けたアピール活動として重要な取り組みであると認識しております。日本非核宣言自治体協議会から実施内容の詳細が明らかではございませんが、過去3回の派遣が首長であった経緯や費用などを踏まえますと、派遣については困難であると考えております。

続きまして、「町営住宅の新規入居者募集について」でございます。

町営御茶屋住宅の入居者募集につきましては、前回は平成18年度に実施いたしております。当時、各種法令の施行状況、社会経済情勢を鑑み、新規入居者募集の際には「親子近居世帯入居者募集」として公募のうえ、入居者を決定いたしましたところでございます。この「親子近居世帯」の申込要件といたしましては、「親世帯又は子世帯等親族（3親等以内）が町営住宅の近隣地域に居住されている方」と定めておりましたが、「地域」を限定していたものではなく、島本町全域において申し込み可能であったものでございます。

町営御茶屋住宅につきましては、現在空き室がございますが、平成31年度に新たな入居者募集の予定はございません。今後、平成31年度実施予定の外壁等改修事業が完了した後、速やかに新規入居者募集を行う予定でございます。その際におきましては、当該

住宅周辺の公的賃貸住宅のストック戸数や公営住宅需要の動向を熟慮のうえ、わかりやすい申し込み要件とした募集要項の作成に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「時代の変化に対応したまちづくりについて」でございます。

ご指摘のようなご意見につきましては、これまでの意見募集やタウンミーティング、公聴会の場などにおいて多々いただいている一方で、本町といたしましては、土地区画整理事業を実施されております準備組合における地権者等のご意見につきましても住民の皆様のご意見と捉えており、すべての住民の皆様にご理解をいただきながら、円滑にまちづくりを進めていくことは、非常に難しいことであると認識しております。

このような状況を踏まえ、本町といたしましては様々な観点から熟議を重ね、JR島本駅西地区は、住民の皆様が暮らしやすい多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりを行うためのポテンシャルを十分に兼ね備えていることから、当該地区のまちづくりは必要であり、これからの人口減少社会においても、駅前という立地で人口を確保することは重要であるものと考えております。

なお、いただいたご意見につきましては、町としても重く受け止めさせていただいているところであり、町のまちづくりの参考とさせていただくとともに、より良いまちづくりを実施するために必要があると判断したものにつきましては、事業に反映していただけるよう、積極的に協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の「安全・安心なまちづくりについて」のうち、「津梅原水路整備の財源について」でございます。

当該負担金につきましては、平成10年3月31日付けで締結しております「名神高速道路改築に係る流末水路の整備に関する協定書」に基づき、対象水路の改修整備を目的に収入されたものでございます。なお、現時点におきまして、津梅原水路整備に関する財源の方針につきましては何ら決定しておりません。また当該負担金については、名神高速道路の下流域の水路を整備するためのものであり、議員ご指摘の意見聴取等については予定いたしておりません。

続きまして、「森林被害に対する大阪府からの支援、対策協議の進捗・詳細について」でございます。

台風第21号で発生した被害に対しましては、本町が管理する町道や林道、河川にかかる倒木処理については復旧が完了し、森林の整備のため林道や町道を使用される方が利用可能な状況にまでは復旧されたものと認識しております。しかしながら、奥地の人工林などの倒木処理については、手つかずの状況となっており、民有林についても本町による事業実施が行えない状況でございます。そこで、保安林指定箇所において、大阪府による治山事業が実施できないか協議を行いましたところ、平成31年度から大沢地区の保安林については事業の実施を予定している、との回答を得ております。今後におきましても、地元への説明や施行箇所の現場確認など、大阪府とも連携しながら復旧に努め

てまいりたいと考えております。

続きまして、「水無瀬川の整備や、堆積土砂対策について」でございます。

大阪府が管理する水無瀬川につきましては、平成 27 年度に現況測量を行われ、詳細に流況評価を実施された結果、部分的に余裕高が不足するものの、現況河川でほぼ流下断面は確保されていると聞き及んでおります。また堆積土砂対策につきましては、大阪府が 5 年ごとに河道内での堆積状況を調査され、その結果としては、水無瀬川は、洗掘箇所・堆積箇所が点在しているため、ただちに浚渫を行う状況ではないとのことでございます。

なお、現在、大阪府は府内河川について、優先順位をつけて順次対策を行っていると考えておりますことから、本町といたしましては、全国的に発生している超過洪水による被害を踏まえ、今後も引き続き大雨災害対策について、大阪府と連携しながら取り組んでまいります。

続きまして、「地下水・自己水中心の水道について」でございます。

本町水道事業といたしましては、複数水源による安全と安定給水を図るため、引き続き、大阪広域水道企業団から年間配水量のおよそ 10%の受水をしてまいりたいと考えております。また経営面では、現在、黒字経営を維持しておりますが、今後におきましては、送水管路等の更新及び耐震化など大規模な事業の実施が大きな課題になるものと認識しており、財政状況への影響も懸念されますことから、国や府、近隣市等の動向にも注視しながら、持続可能な事業経営に向けた取り組みについて調査・研究してまいりたいと考えております。

続きまして、「地域水道ビジョンについて」でございます。

今回策定を予定している「島本町水道事業ビジョン」につきましては、平成 24 年度に策定いたしました「島本町地域水道ビジョン」の内容を検証したうえで、改めて持続・安全・強靱という観点において、それぞれの抱える課題を抽出するとともに、今後の事業計画との整合を図るため、経営戦略もあわせて策定を予定しております。

議員ご指摘のとおり、策定にあたりましては、広く水道利用者等のご意見を取り入れる必要があると認識しておりますことから、パブリックコメント等を実施し、広く住民の皆様のご意見を取り入れながら、策定してまいりたいと考えております。

続きまして、「国への財政支援の要請について」でございます。

水道事業にかかる国への要望につきましては、過去から、府内自治体と連携し、大阪府町村長会や日本水道協会を通じて、要望活動を行っているところでございます。本年度につきましても、昨年度に引き続き府内自治体と連携し、大阪府町村長会や日本水道協会を通じて、老朽管更新事業・耐震化に関わる補助制度の創設、水質検査施設の新設、整備に関する補助制度の創設等、財政支援に関わる要望を行うこととしておりますので、ご理解賜りたく存じ上げます。

次に、5点目の「福祉・介護・国保」についてのうち、「国民健康保険について」で
ございます。

本年1月に、大阪府から平成31年度の市町村標準保険料率が示され、平成30年度と
比較しますと、保険料率が上昇しております。保険料率が上昇した主な要因につきまし
ては、推計被保険者数の減、保険給付費の自然増、後期高齢者支援金の増、介護納付金
の増があげられております。

大阪府におきましては、統一保険料率が採用され、6年後には完全統一が予定されて
おります。激変緩和期間中につきましては、各保険者において独自の激変緩和を講じる
ことが可能となっておりますが、完全統一が予定されている平成36年度に向け、大幅な
保険料の増額が生じないよう制度を運営していく必要があるものと認識しております。

また、減免制度も統一基準が設けられており、その財源につきましても保険料で賄う
こととなっております。本町で独自減免を行うには、財源を独自に確保する必要がある
ため、独自減免制度の導入にあたっては、確実な財源を確保したうえで、減免の必要性
について慎重に検討を進める必要があるものと認識しております。

続きまして、「介護保険について」でございます。

地域包括支援センターにつきましては、運営方式が直営であるか委託であるかに関わ
らず、その事業運営にあたっては、公平性・中立性が求められております。公平性・中
立性の確保やセンターの運営を効果的に行うために、市町村は、センターの運営状況に
ついて点検・評価を行い、必要な措置を講ずることが「介護保険法」で必須とされてお
り、運営状況の点検や評価を行うにあたっては、運営形態に関わらず、それぞれの市町
村において、センターの運営に関する方針を示すことが求められております。

また、「介護保険法施行規則」におきまして、地域包括支援センターは、市町村が設
置する地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営
を確保することとされておりますことから、本町におきましても、島本町地域包括支援
センター運営方針の策定作業を進めているところでございます。

今後につきましては、運営形態に関わらずセンターの適正かつ円滑な運営を確保する
ための指導や監督を行うために、当該運営方針に則り、地域包括支援センター運営協議
会の役割を担っている島本町介護保険事業運営委員会と連携してセンターの運営状況の
点検・評価を実施していくことで、センターの中立・公平な運営の担保を図ってまいり
たいと考えております。

次に、7点目の「職員の雇用環境改善について」でございます。

本町におきましては、多くの臨時・非常勤職員のご尽力により、行政運営ができてい
るものと認識しております。現在、平成32年度からの会計年度任用職員制度の導入に向
け、検討を行っておりますが、職員団体からは、給付や休暇面に関する処遇改善のご要
望をいただいております。給付につきましては、他市町村の状況等も考慮しつつ、適切

に報酬の水準を決定してまいりたいと考えておりますが、今回の制度改正に伴い、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となりますことから、一定の処遇改善に繋がるものと考えております。また休暇につきましても、国の非常勤職員との均衡の観点から踏まえることとされており、引き続き職員団体とも協議させていただきながら、制度の構築に向け、事務を進めてまいります。

なお、現在、「保育基盤整備基本方針」に基づく取り組みを進めておりますが、これに伴い大量の雇い止めが発生するような事態は、現時点では想定いたしておりません。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

4点目の「保育所待機児童・過密化について」でございます。

第四保育所の耐震化及び待機児童対策について、これまで以上にスピードアップして対策を講じていくことを目的として、平成30年11月に「島本町保育基盤整備加速化方針」を策定し、現在、整備に向けた事務を進めているところでございます。

本町の待機児童につきましては、平成25年度から発生しており、現在では比率の面で府内で最も多くの待機児童が発生しているという状況にありますが、平成33年4月を目途に本方針に基づく整備を進めて、待機児童の解消、保育所における定員数を大きく上回る受け入れの是正等、所期の目的を達成してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現時点におきましては、（仮称）新第四保育所を移転新築し、保育所2カ所と幼稚園1カ所を町立として堅持して行くこと、支援保育などにおいて、リーダーシップを発揮し保育・教育を進めていくことを念頭に、事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の「教育の充実したまちづくりについて」でございます。

本町における栄養教諭の配置につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び大阪府の「公立小・中義務教育学校教職員定数の配分方針」等に基づき、5月1日の時点で喫食数が550食以上の学校に1名、もしくは喫食数が550食未満の町立学校4校以内に1名、府費負担教職員を配置しております。

なお、議員がご指摘の小学校への栄養教諭の配置状況でございますが、平成30年度は、第一小学校に町費の栄養士1名、第二小学校に府費の栄養教諭1名、第三小学校に町費の栄養士1名及び第四小学校に府費で臨時的任用の栄養士を1名、配置いたしております。また平成31年度においても、2学期から第四小学校と第一小学校において、親子給食を実施いたしますが、平成30年度と同様に、いずれの学校にも栄養士を配置する予定といたしております。

以上でございます。

河野議員 再質問を、ちょっとさせていただきます。

1点目の②の御茶屋住宅の募集についてですけれども、これは、以前、募集をされたの

が、答弁にもありましたように2006年度、平成18年度だということでした。その募集をする以前に、この本会議場で、この住宅費住宅管理費140万円を増額するという一般会計補正予算の審議がありまして、そこで大きな議論になったわけです。そこからこれまで、もう12年間も経っているわけですから、いろいろと原課において手直しをされてきたということがあり、その後も、直後の募集においては、先ほどの答弁にもあったような親子近居ということで町内、「近隣地域」とは書いているものの、島本町内ということ、それは指しているということで間違いはありませんか、ということを再度確認させていただきます。

この補正予算の際にでも、この募集についての公正中立さを求める質疑が複数の議員からありまして、当時は「都市環境部長」と呼んでいたと思いますが、最後の最後まで一定の配慮が必要であるという答弁が繰り返され、それを理由に補正予算を反対したという議員も現れたぐらいの議論をしておりますが、その後、議論をされて、今の水無瀬川緑地公園住宅と同じ選定経過、選定要綱に基づく選考をされているということに修正をされて、その後の募集をかけておられるということで間違いはありませんか。それか、その当時はそうではなかった、別に募集要項が存在し、1987年、まだ法律が終結していない、そういった対策改善の法律が終結していないときに存在した要綱をもとに選考されてきたというものに基づいて、2006年度募集はされてないと思いますが、今現時点ではこういった募集要項、別立ての募集要項は存在していないという認識で間違いはないのか、答弁を求めます。

ですので、「近隣地域」というのは町内、島本町ということを目指すのかということでは、今回の募集においては、やはり、そういった理解に苦しむような表現は避けて、町営住宅なんですから、「近隣地域」と書く必要はないと私は思っております。そのことも含めまして、答弁を求めます。

あとは、再質問はちょっと難しいのでいたしません。水無瀬川の河川整備、森林整備のことで質問をさせていただきました。ここでも何度も申し上げましたが、水無瀬川の河川整備については、約5年前のときの大阪府の説明と、今日、答弁された内容とは大きく変わっております。特段大きな改修工事がなかったけれども、大阪府のほうの解釈を変えられたと私は思っております。

過日の3月1日の大阪府議会の本会議で、高槻・島本から選出されている日本共産党の宮原たけし府会議員が一般質問をし、遅れに遅れている大阪府の「河川整備計画」、ようやく計画は作ったけれども40年かかると言われている計画だそうです、今の予算措置では40年かかる。しかも、それが完成してはじめて時間雨量約50ミリを達成するという、この計画に40年かかるといって今の大阪府はなっているそうですが、先日のこの一般質問において、河川整備の予算の増額や、水無瀬川上流の整備、土砂除去に前進があったというふうに聞き及んでおります。

40年越しのこの「河川整備計画」実施について、30年に前倒しをするというような答弁なり態度表明があったと聞いておりますが、島本町民にとりましては、この大阪府の責任において整備されるべき1級河川水無瀬川ですね。やはり、カジノとかそういうことをチラチラさせるんじゃなくて、10年以内で、この「河川整備計画」は実施すべきものであると。

これについては、後日のまた常任委員会でも河川の安全・安心については議論されると思いますけれども、しっかりと要望をしていただきたい。もちろん議員、私たちもやるべき仕事だと思っております。このままでは30年もかかるということになりますので、その点について求めておきます。

1問目の②の御茶屋住宅の件については、答弁をお願いいたします。

都市創造部長 御茶屋住宅にかかりますご質問でございます。平成18年当時の公募において「近隣地域」とお示しさせていただいた部分について、町内全域か、とのお問い合わせでございます。議員からご紹介ありましたとおり、町内全域を指していたものでございます。

あと、平成18年度以降の募集について、募集要項は1本なのかどうなのか、とのお問い合わせもあったかと思えます。平成18年度以降、今日に至るまで、まだ募集をする事案は発生しておりませんでした。今後、募集をする際には、社会経済情勢とか、ほかの自治体における動向などを調査・研究のうえ、適切に募集してまいりたいと考えております。

あと、水無瀬川にかかります大阪府への要望でございますが、本町といたしましても、適切に要望等行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 今のご答弁、一度目のご答弁も含めて、何かすっきりしないものが私の中には残っておりますが、であれば、あれ以来、募集をしておられないからということですが、この島本町営住宅の入居者選考要項という、この御茶屋住宅に関わる入居者選考要項というものについては、もう廃止をされているということは理解してよろしいのかということが1点と、募集されるにあたって、島本町内で町民に対して募集をするわけですから、「近隣地域」と書く必要は全くないと思えます。その点は、やはり踏まえていただきたい。答弁を求めます。中立・公正なまちづくりということで言わせていただいております。

都市創造部長 要項につきましては、すでに平成18年度の段階で廃止いたしております。

あと、「近隣地域」との記載についてのご質問でございますが、書きぶり等については、一定、今後検討していくものという認識でございます。ただ、議員からただいまご指摘いただいた分も踏まえて、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 55 分～午後 1 時 57 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第 9 号議案から第 33 号議案までの 25 件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、第 9 号議案から第 33 号議案までの 25 件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 57 分～午後 2 時 55 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長 それでは、日程についてご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は 3 月 7 日 (木)・8 日 (金)・11 日 (月)、民生教育消防常任委員会は 3 月 13 日 (水)・14 日 (木)・15 日 (金)。開議時間は、いずれも午前 10 時でございます。

以上でございます。

川嶋議長 お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

日程第 2、第 34 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算 (第 7 号) を議題いたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長 (登壇) それでは、第 34 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算 (第 7 号) につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 34 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、大阪府知事選挙が 4 月 7 日の大阪府議会議員選挙と同日で執行される可能性があり、同日となった場合、告示日が 3 月 21 日であることから、早急に準備を進める必要があるため、補正させていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明を申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ231万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億5,160万8千円とするもので、款項別の内容は34の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

34の5ページをお開き願います。「第2表 繰越明許費補正」でございます。

繰越の理由につきましては、大阪府知事選挙ポスター掲示場作成等業務につきましては、年度をまたいで実施することから、繰越をさせていただくものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

34の8ページをお開き願います。「歳入」でございます。

第15款 府支出金、第3項 府委託金、第1目 総務費府委託金231万7千円の増額につきましては、大阪府知事選挙の執行にかかる特定財源でございます。

続きまして、34の9ページからの「歳出」でございます。

第2款 総務費、第4項 選挙費、第4目 大阪府知事選挙費231万7千円の増額につきましては、大阪府知事選挙の執行にかかる経費を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、第34号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第34号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第34号議案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月26日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から3月26日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、3月27日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後3時00分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 9 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第 10 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 11 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 12 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 13 号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について
- 第 14 号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 15 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 16 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17 号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 第 18 号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 第 19 号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について
- 第 20 号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について
- 第 21 号議案 平成 31 年度島本町一般会計予算
- 第 22 号議案 平成 31 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 23 号議案 平成 31 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 24 号議案 平成 31 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 25 号議案 平成 31 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 26 号議案 平成 31 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 27 号議案 平成 31 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 28 号議案 平成 31 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 29 号議案 平成 31 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 30 号議案 平成 31 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 31 号議案 平成 31 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 32 号議案 平成 31 年度島本町水道事業会計予算
- 第 33 号議案 平成 31 年度島本町下水道事業会計予算
- 第 34 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 7 号）

平成31年

島本町議会2月定例会議会議録

第5号

平成31年3月27日(水)

島本町議会 2 月定例会議 会議録 (第 5 号)

年 月 日 平成 3 1 年 3 月 2 7 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	小 田 哲 史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	都 市 創 造 部 理 事	柏 木 栄 一	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第5号

平成31年3月27日(水) 午前10時開議

- 日程第1 第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第15号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について
- 第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について
- 第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 平成31年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 平成31年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 平成31年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 平成31年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 平成31年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 平成31年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 平成31年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 平成31年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算

- 第 3 3 号議案 平成 3 1 年度島本町下水道事業会計予算
- 日程第 2 第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 日程第 3 第 3 5 号議案 平成 3 0 年度島本町一般会計補正予算（第 8 号）

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第1、第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてから、第33号議案 平成31年度島本町下水道事業会計予算までの25件を一括議題といたします。

なお、本案25件につきましては、去る3月5日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

平井委員長(登壇) おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました条例案6件、新年度予算案10件について、3月7日、8日及び11日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件については、すでに本会議において各々説明されたところではあります。委員会審査の万全を期するため執行部から補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、3月11日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、すべて全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

川嶋議長 次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

村上委員長(登壇) おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました条例案6件、新年度予算案4件について、3月13日、14日及び15日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件については、すでに本会議において各々説明されたところではあります。委員会審査の万全を期するため執行部からの補足説明を求め、

審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、3月15日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託案件のうち第13号議案、第19号議案、第20号議案及び第23号議案については賛成多数で可決すべきもの、そのほかの案件については全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧くださいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

川嶋議長 これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案25件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第9号議案から、順次、討論、採決を行います。

ただし、第27号議案から第31号議案までの各財産区特別会計予算の5件は一括して行いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

今回に関しましては、島本町社会福祉施設整備審査委員会において、島本町地域包括支援センターの運營業務の委託事業者の審査及び選定ができるようということが、大きな一部改正点だというふうに認識しております。この点について、現時点では反対と言わざるを得ません。

反対の最大の理由は、島本町地域包括支援センターの民間委託先の選定についての位置づけに資する、本条例の一部改正点については拙速すぎるというものです。また、過日の総務建設水道常任委員会では、保留1名、全員賛成という採決結果であったと記憶しております。慎重審査、判断をすべきは当該民生教育消防常任委員会が採決を取るためにとということにおいても、それに資する必要な執行部からの説明や情報提供が十分に行われていなかったことも大きな理由です。

百歩譲って、民間委託に仮に賛成であったとしても、委託期間を4年としたいということについては、3月13日の民生教育消防常任委員会での委員の質疑の答弁で初めて明らかにされております。民生教育消防常任委員会の条例・予算審査が終了した後の3月

18日の介護保険運営委員会で、初めて、この民間委託の仕様の案、参考例も含めて案や形が示されたという経緯を辿っております。また、その開設時間はあくまで月曜日から土曜日の日勤勤務の時間であることが、初めて示されました。民生教育消防常任委員会においても、民間委託の全容が十分示されていないということは、本条例を決定するには拙速であるということが理由です。

もともと、2016年9月14日、民生教育消防常任委員会の決算審査の中で、「突然」と私は思っておりますが、この民間委託の方向性を問う質問が飛び出しました。しかし、早速翌年度に策定された「第7期計画」には、この地域包括支援センターの運営主体についてを検討する、民間委託にするという方向性が打ち出されております。その時点においても、河野としましては、この運営委員会で示された仕様の案や概要を見る限りにおいて、現時点で島本町の福祉事務所、保険課、いきいき健康課などの緊密な連携と運営形態の工夫により、時間外緊急連絡体制などは町直営でも可能であるという考えに至っております。

仮に民間委託を是としても、相談業務の職員体制については、仮に障害者地域支援拠点施設に配置される予定になっている24時間電話対応を可能とする専門相談員の二人の配置、2名分を900万円と予算計上されていますが、この措置を、この地域包括支援センター民間委託に充てた場合、結果、介護報酬や保険料にどのように反映されるのか、保険料が幾らになるのか。さらに、現在の場所について民間法人には貸与しない、現時点で現地では地域包括支援センターは行わない、そういうことになっており、民間法人への負担など、当初期待された民間委託のメリットが見えなくなっております。この点も踏まえて、広く被保険者や介護の利用者、家族への周知とともに検証が必要であると考えます。

運営委員会では、一定認める方向での論議をされているようだと聞き及んでおりますが、私たちの当議会に対しては、この民間委託そのものの全容が明らかにはなっておりません。その後の論議が、全く、この予算議会ではできていないに等しいと私は考えております。その前に、本条例のみを通過させるというのは手続き上も問題があると考え、反対とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第9号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

社会福祉施設整備審査委員会において、地域包括支援センター運營業務の委託事業者の審査及び選定を行うための条例の一部改正です。

地域包括支援センターの運営は直営で行うことが理想、意義があると本来的には考えるものですが、すでに地域包括支援センターの設置運営を民間に委託する計画を進められていること、介護保険事業運営委員会を前提に丁寧な審議が積み重ねられていること

などから、本条例の一部改正そのものの必要性は認めざるを得ないと判断し、ここに賛成するものです。

先ほど河野議員から、反対の討論で数々のご指摘がありました。その部分は概ね傾聴に値するものと考えております。

なお、交付金を得てのセンターの運営事業と、単価で計算するケアプラン作成の受託事業は、本来、性質の異なる経費であり、同センターを民間に委託した場合、運営に関わる公的資金が、その事業者のケアプラン作成業務を間接的に支援することにもなり得る。ここは問題であると考えていますが、この点については担当課へのヒアリングにおいて、本町においては従前からそのような積算は行っていないという認識に至りましたので、このことを理由に委員会では保留としていましたが、問題がないと判断し、賛成いたします。

以上です。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第9号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第9号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

長時間労働の是正のための措置として、正規職員の超過勤務を命令できる上限を定めるものです。職員の心身の健康維持と、ワーク・ライフバランスを目的とするものでなければなりません。仕事が減らないのに超過勤務のみが抑制されていくと、逆効果にな

りかねません。

本町の時間外勤務の適正化方針を今一度庁内で徹底し、進行管理スケジュール、職務分担、事務事業の見直し、部内の横断的な対応に努められたい。総務建設水道委員会でも述べましたが、産業医の面接指導に関わる基準については、今回の条例改正に準じて適宜見直しが必要かと思っておりますので、改めて求めておきます。

なお、先ほどの第9号議案で「人びとの新しい歩みを代表して」という文言を申しそびれましたので、付け加えていただくよう、お願いいたします。

以上です。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対し、自由民主クラブを代表し討論を行います。

時間外勤務命令の上限の設定等に伴い改正、この4月1日から施行される予定です。背景としては過労死等に、働き方改革の必要性から、長時間労働の是正を図るため民間労働法制並びに国家公務員にかかる人事院規則において、時間外勤務命令を行うことができる上限を定める措置を講ずるため、島本町においては1ヵ月45時間以下、1年については360時間以下を原則とし、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員は1ヵ月について100時間未満、2月から6月平均で80時間以下、1年について720時間以下とするものであります。

働き方改革も、理想と現実との悩ましい問題が種々含まれる中、本町としては上限時間の特例を用いていらっしゃいます。災害にかかる重要性・緊急性が高い事業はわかりやすいのですが、他律的な業務の比重の高い部署における定義はなかなか難しいところであり、本町が進める施策によっても変わってくる状況であります。

さらには町民の意見も聞く町長の姿勢において、執務の時間以外にもご意見を伺う時間が増える状況であり、職員は執行側——執務本来をされる立場と、執行へのご意見を聞く立場の二元代表制の、二元の両方を培っていかねばならないということになるわけです。他律的な業務もまだ未知数的なところもある点や、執行側の実務を滞らせるわけにはいかない点に、人事の苦悩のさらなるご努力が必要となると思われませんが、頑張ってくださいたいとエールを贈り、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第10号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、コミュニティネットを代表いたしまして賛成の討論を行います。

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制及び国家公務員にかかる人事院規則において、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置が来月から適用されることによって、条例の一部を改正するものです。

職員の健康面や心の病等を防止するためには欠かせないというふうに思っていますが、実際に実行していくには、管理職のマネジメント能力が必要不可欠であるというふうに思っています。管理職は常に職員の業務内容を把握し、必要に応じて業務分担を見直すなど、日々チェックし、適切な指導をしていかれるように求めておきたいというふうに思っております。

また、職場のコミュニケーションを大切に、働きやすい職場環境に努めていくようお願いするとともに、有給休暇等の取得についても管理職自ら率先し、休みやすい職場の環境づくりに努められるように要望いたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第10号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第11号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第11号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する

る討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

保育所に新たに副所長を配置することについては、平成26年度組織改革で子ども・子育て関連事業を一元化して行うことになった際、速やかに改正が行われるべきでした。幼稚園には、園長と教頭が歴史的に配置されてきた。充足率が低下している幼稚園に比べ、定員数を上回る子ども達を受け入れてきた保育所は、保育時間が長期間にわたり、保育士の管理体制も複雑で、保育所長に重い負担となっただけでなく、保育士が確保できない要因になったと思わざるを得ません。遅きに失し、大変申しわけない思いです。

また、前の教育委員会で示された学校等文書取扱規程の改正内容によると、副所長の関わる事務は管理職の職務そのものです。

また、今後は早期に教育委員会に主任主事を配置することを求めておきます。その最大の理由は、未就学児の保育・教育の現場に精通しない施策方針が、子どもの最善の利益を遠ざけていると痛感しているからです。長期化する過密保育、ふれあいセンターで保育を行うに至った背景、大量の待機児童の発生がこれほどまでに深刻になる前に、保育所・幼稚園の現場の声が教育委員会での意思決定に活かされる必要がありました。保育士はプロとして、対等な立場で教育委員会に籍を置き、現場の声を施策に活かすべきなのです。今回の副所長の配置を高く評価し、今一步の意識改革を求めておきます。

補助教員については、本来的には職員の資質・能力を客観的に判断して採用できる競争試験を行い、なおかつ安定した雇用を目指すのが望ましいと考えていますが、今回の改善は評価すべきものです。

総じて、第12号議案については、いずれも保育・教育現場における大きな改善として評価、賛成いたします。

以上です。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第12号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

まずは、保育所副所長の配置、子ども・子育て新制度の導入や、小規模保育や認定こども園の創設など、めまぐるしく変動する子育て環境と、島本町の「保育緊急事態宣言」及び「基盤整備加速化方針」の推進の中で、多様・複雑化する子育てニーズへの高度な

対応が求められる中、必要な配置であり、また介護員から支援員への名称変更についても必要と認めるものです。

とりわけ、この中での補助教員の配置について、特に申し上げます。大阪府下において、小学校3年生以上の少人数学級の取り組みが、全国に比べて大きく立ち後れております。業を煮やした形で、やむを得ず町単独措置を取られるものであると私は認識しております。支援学級の生徒を概数と見なすために起こる授業の過密化、何年にもわたる過密化の中で小学校生活を過ごしてきた、今春、6年生を迎える当該小学校の学年の保護者より、安堵の声を聞いております。

ここ数年来、町村長会から大阪府宛てに、支援学級在籍児童を含めて40人以下の学級編制ができるよう要望を重ねてこられておられますが、未だ大阪府は着手をしておりません。また、教員定数に関しては国の責任であり、国及び府の学校教員の定数改善や、全国都道府県が独自で措置している少人数学級が一日も早く取り込まれることを切望するものですが、現時点においては国についても、また、この大阪府においても、全く見通しが見えない中、島本町としては精一杯の努力であると評価をいたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第12号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論を行います。

支給対象を児童扶養手当受給者から住民税非課税世帯に見直し、それに伴い対象世帯の支給額を増額するものです。予算総額はほぼそのまま、対象を絞り、より低所得の方に手厚い支給にするという意図は理解できます。しかし、今回、対象から外される児童扶養手当受給者90世帯について、条例の本来の目的であるひとり親家庭等の生活の安

定と児童福祉の増進が確保されたという確信が得られませんでした。

よって、この条例改正には疑義があるため、反対とさせていただきます。

以上です。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について、コミュニティネットを代表し賛成の討論を行います。

本条例の改正案は、「第6次行財政改革プラン」に基づいた個人給付の見直しによるものであり、支給の対象を児童扶養手当受給世帯から市町村民税非課税世帯に変更し、父母の両方がいない児童が月額2,000円から2,500円に、父母の一方がいない児童は月額1,000円から1,500円に増額されるものです。今回の見直しにより約90世帯が対象外となりますが、その差額は支給対象者の上乗せ分500円に充当されることから、より困難な方に、より手厚い手当てを行うものであると認識をしています。

31年度において、「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」が策定されますが、その中で実態把握を通じ、より良い施策の構築に今後も努力していただくことを要望し、賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第13号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について、日本共産党・河野より反対の討論を行います。

内閣府では、すでに景気の後退局面が発表されております。アベノミクスが進められた中で、就業者数の増加を安倍首相は、自分の政権になって就業者数が380万人も増えたと言っておりますが、実際には2012年から2018年の間で、15歳～24歳のうち学生が69万人、65歳以上が256万人と、外国人労働者が増えたことによる増であり、肝心の生産年齢人口の中心25歳～64歳では39万人の増に止まっていることが、前の国会でも指摘をされています。

また、子どもの貧困対策に資する議員立法が施行され約5年、子どもやひとり親家庭の貧困率は減少傾向の途にはありますが、さらなる解決へと法律の改正論議も始まろうとしております。過日、3月12日、参議院の予算委員会の公聴会で、公述人の公述を聞く機会がありました、ネットですが。子どもの貧困対策は、まだ緒に着いたばかりと言えます。資料・河1でも請求したように、今回の条例改正によって制度から外されるのは90世帯です。より、この「改正」によって低所得者に手厚くすることで、90世帯を外しながら、より低所得者へ手厚くすることについて、貧困ラインを解決することについては否定いたしません。しかし、今さらながら、他市との比較において2017年度決算ベースの試算では、90世帯を制度から外すということが貧困対策の向上に繋がるのか。未だ、合理的な理由は私たち議会に示されたとは到底言えません。

いよいよ、ひとり親家庭の計画策定に向けて実態調査も来年度始められます。本調査

を通じて、より詳しく実態を把握され、他法・他施策の構築との兼ね合い、10月からは消費税増税が、10%増税が行われる。これが、さしてひとり親家庭に悪影響がないと明らかに認められるのでしょうか。この条例改正については、施行は2020年度ということもあります。内容の見直しを求め、反対するものです。

ぜひ、こののち賛成の討論される予定の他の議員の皆様も、本条例を丸ごと成立させることには慎重になっていただきたい。反対の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第13号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第13号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

府内で、中学3年生までの医療費助成を行っていない唯一の市町村だった島本町です。やっと他の自治体並みに、子ども医療費助成を皆さんが受けることができます。これにかかる年間予算は1,476万円で、この予算は障害者福祉金、難病者福祉金、水道料金助成の廃止に伴う1,530万円から充当するとのことでした。

拡充を行うことには賛成ですが、この予算をどこから取ってきたのか、この点は納得がいきません。障害や難病者、高齢者、母子家庭、子どもすべては、当事者がなかなか声をあげることができない、社会的に不利な立場にある方々です。なぜ、その中でパイの奪い合いをしなくてはならないのか。子育て世代に手厚くというのであれば、予算を取ってくるべきは不要・不急の施策からにすべきだったと考えます。

医療費助成の拡充に伴い、「コンビニ受診」という言葉もあるように、医療費がかからないからと不必要で不適切な受診を招く可能性を懸念する考え方もあるようですが、一方で、医療費を気にせず早期に受診ができることは早期治療に繋がり、病気の長期化や重症化を抑え、結果的に受診件数の減や医療費の削減に繋がる効果は大きいのではないのでしょうか。

以上のことから、予算の付け替え先のもとについては疑義があるものの、健康保持・増進及び子育て支援の充実に有効な施策として、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第14号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

ようやく、島本町が大阪府の最後ということで、中学校卒業までの通院・入院医療費ともに助成をされるということに到達いたしました。しかしながら、大綱質疑でも申し上げましたが、2015年、前後して大阪府が0歳～6歳までの医療費助成制度に年齢の幅を上げた際に厳しい所得制限をしいたために、結果的に島本町は0歳～6歳の間の医療費助成制度の分も所得を超える人たちの分を肩代わりしなければならない。これを毎年、1千万近く続けているという必要に迫られている中で改善ということでは、その努力を認めるものです。

カジノよりも子育て・教育が、府民の当たり前の願いです。議会としても、いよいよ大阪府に対して、しっかり、ものを言うときだと。幾ら行革をしても、このような医療費助成制度の一部改悪を大阪府がされたとすれば、島本町が行革をしても、何回やっても間に合わない、財政にも大きな影響を与えるということにも繋がってしまいます。

遅きに失した改正であるとは言え、大阪府民であるがゆえに遅れている現状、自治体に大きな負担を抱えてきた中だということを、住民に対しても、しっかりと周知をする必要があると思われまます。

以上をもって、賛成の討論を終わります。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第14号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 14 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 15 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 15 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 15 号議案は委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第 16 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 16 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 16 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 17 号議案 島本町下水道条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第17号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第18号議案 島本町水道事業条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第18号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論を行います。

支援の必要な障がいのある方には、各種サービスが充実してきたことから、現金による給付を廃止することです。

現在、利用者は1,164名おられます。障がい者福祉に関する各種サービスが充実して

きたといっても、内容は幅広く、かつ細分化されており、また障がいのある方の中には各々様々な症状がある中で、それらのサービスは使えるようで使えないことが間々あるようです。また、障がいがある方にとって就労収入の確保が難しいことが課題となっている中で、現金の給付は将来の自立に向けた支えともなります。当事者の方のお声を聞くと、現金給付のほうが助かるという場合が多いようです。

以上の理由により、本条例の廃止については適切ではないと判断し、反対の討論とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

本議案は、「第6次行財政改革プラン」に基づき個人給付の見直しを行うものであり、サービス費増加、基盤整備、支援体勢の充実に対応し、給付型からサービスへの充実へ移行するためのものであり、福祉金の廃止については残念であるのも事実ではありますが、障害者福祉サービスの充実のための財源確保に必要なものであると理解をしています。

本条例は昭和44年に施行されており、今年で50年を迎え、この間、障害者の方達を取り巻く環境や施策は変化をするとともに、社会保障費である扶助費の傾向も右肩上がりであり、給付型からサービスの充実への移行については一定の理解をいたしますが、これからの事業にかかっていると思います。

本町において、この4月より障害者地域生活拠点等施設、地域福祉支援センター島本が開設され、生活介護、就労継続支援B型、短期入所、相談支援事業などの事業が実施され、支援策として重度重複障害者支援事業補助制度、また短期入所安心配置事業を新たに創設されたことも評価をいたします。

これまで、やまぶき園が行ってきた事業を継承するとともに、新たな事業者の特色を活かし、障害者福祉サービスがこれまで以上に充実されるように、緊密に連携を取り、取り組んでいただくことを要望し、賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について、日本共産党・河野として反対の討論をいたします。

障害者手帳のみ所持の方においては、この春より障がい者の福祉の拠点施設が整備をされ、先ほどの賛成討論にもありましたように、ショートステイや重度の加算についても、町として相当な努力をいただいていることも十分に承知しております。

しかしながら、民生教育消防常任委員会の審査の中で、この障害者福祉金については後に討論になりますが、難病者福祉金の対象者になっておられる方について、重複される方に関しては高額なほうを支給を受けておられるという実態も明らかになり、また、

そういう意味で難病者の方も、この本福祉金の支給に頼っておられるということ。一方で障がい者福祉サービスが拡充をされ、難病者でも利用できるものが増えているとは言え、これも答弁で明らかになりましたが、このサービスの利用については、島本町内ではほぼ一桁の利用に止まっているということも明らかになっております。

そういう意味では、障害者手帳のみお持ちの方については、先日、障害者施策推進協議会の論議も拝聴し、この福祉金条例の廃止について執行部のほうから説明をなされたということも確認はしておりますが、やむなしというふうな考えは持っておりますが、後の議論になる難病者にとっては最後の砦になるということを考えまして、廃止についてはまだ拙速であると言わざるを得ません。

障がい者の拠点施設が、今後、難病者の福祉においても何らかのサービス提供がある、あるいは国や大阪府において他法・他施策で保障されるという見通しがあってはじめて、この廃止に至るものではないかというふうに考えておりまして、廃止に対しては反対いたします。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員 第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

本制度は昭和44年から実施されている町単独の施策で、障害者に対するサービス支援制度を開始されました。これまで障害者手帳所持者に対し町独自で福祉金を支給されてきておりましたが、本年中で個人給付をやめ、サービス費や基盤整備の財源にされるということです。

障害のある人もない人も、住み慣れた地域で、互いに助け合い、認め合いながら、安心して暮らせるまちの実現に向けた必要なサービスの確保と提供を、限りある財源の中で対応していく必要があることから、第19号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第19号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第 19 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 20 号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第 20 号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論を行います。

支援の必要な難病者の方には、各種サービスが充実してきたことから現金による給付を廃止するとのことですが。

現在、利用者は 209 名おられます。新たにできる障害者地域生活拠点等施設で提供される事業や、ふれあいバスの拡充は評価できるものですが、それが難病者福祉金の廃止を補完する事業になり得るのか、疑問です。社会的に立場の弱い方にとっては、現金給付があることは生活の支えとして、より有効であるはずですが。

以上の理由により、条例の廃止は適切ではないと判断し、反対の討論とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第 20 号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について、コミュニティネットを代表し賛成の討論を行います。

先ほどの第 19 号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止と同様に、「第 6 次行財政改革プラン」に基づいた個人給付金の見直しによるものです。

本条例は昭和 50 年に施行され、44 年が経過をしています。この間、難病者の方達を取り巻く状況や施策も変化をしてきていること、また 30 年 4 月 1 日現在で「障害者総合支援法」の対象疾病者は 359 疾病となっており、対象疾病の方は障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業などのサービスが受けられるようになっています。

本条例の廃止についても、給付型からサービスの充実へ移行するものであり、適正であると認め、賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 20 号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について、反対の討論を行います。

先ほど第 19 号議案で申し上げたとおり、障害者福祉金に対して、拠り所にされている難病者の方がまだおられるということ、また特定疾患、様々な課題について十分に対応できていない国・府の現状もまだあるということと、前の 19 号議案が可決成立したことによって、障害者福祉金の支給を受けることができなくなる難病者にとっては、この福祉金しか残っていないというふうを考えまして、特に、これについては反対の討論とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員 第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

本制度は、指定難病医療受給者を対象に福祉金を支給する制度であり、本年中で個人給付をやめ、サービス費や基盤整備の財源にされるとのことです。

「難病法」に基づく医療費助成の対象となる疾病は、平成27年に110疾病が指定されて以降、現在では331疾病と拡大されてきていること、福祉ふれあいバス拡充実施予定など、必要なサービスの確保と提供を限りある財源の中で対応していく必要があることから、第20号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

川嶋議長 これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第20号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時52分～午前11時05分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算について、反対の討論を行います。

山田町政3年目の予算です。特に子育て・教育環境の充実に重点を据えた予算については評価するものです。

不登校相談支援業務についてです。島本町は、これまでもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが手厚く配置されていたにもかかわらず、不登校児童生徒に対しては支援や情報がうまく行き届いていなかった事例が散見されていました。そのため、

学校に行かないお子さんのおられるご家庭は孤立を強いられ、つらい思いをされてきました。今回の支援業務は、そういったご家庭の皆さんを支えるための有益な取り組みとして大変評価するものです。教育委員会として予算を確保し、サポートを行うことは先進的な取り組みだと聞いています。ご尽力、本当にありがとうございました。専門家の方から有益な情報を得る機会が定期的かつ身近なところにあること、また親同士の繋がりがや情報交換の場ができることは、当事者の方にとって心強いことと思います。この支援業務が、不登校の児童生徒の皆さんと親御さんの安心・安全に、そして社会との繋がりの場になればと、心から願います。

また教育発達相談の窓口の統一、早期の個別領域の取り組みも、教育相談事業を充実させるうえで素晴らしいものです。発達障がいがあるお子さんにとって、早期発見・早期支援が重要であることは多くの専門家から指摘されています。円滑な連携によって、取りこぼしなく早期の取り組みが行われることが、児童生徒の皆さんの発達・成長に繋がればと思います。

部活動ガイドラインについてです。文部科学省からガイドラインが示されて1年、本町でもガイドラインを策定することは大変評価するものです。部活動に参加する生徒のニーズは様々です。もっとうまくなりたい、試合に勝ちたいという生徒もいれば、ほどほどに運動を楽しみたいという生徒もいます。ガイドラインに示されている範囲で、適切な活動時間と休養が守られるならば、どちらもあっていいと思います。しかし、本町では試合に勝つことを過度に重視していると言わざるを得ない部活動が一部ありました。部活で休日がほとんどないという子ども達の状態に、保護者や住民の皆さんから苦情が寄せられていたほどです。また、顧問から暴言を浴びせられたという事例も多数耳にしました。中には、それが原因で学校に行けなくなったお子さんもいました。人格形成どころか人格を傷つけ、お子さんのその後の人生に大きな負の影響を及ぼしていた事実があります。あってはならないことです。今回のガイドラインの策定により、部活動が、あらゆる生徒にとって文化・運動活動にのびのび取り組める場の一つとなりますよう、運用については今後も注視していきたいと思えます。

もう1点、前の委員会では、ガイドラインを策定する側の行政から、部活動は生徒の人格形成にとって重要との発言が繰り返されました。確かに、文化・スポーツ活動を通して生徒が様々な経験をすることは、生徒の人格形成に重要な役割を果たすことは否定しません。しかし、これはあくまで結果的に人格形成に繋がるというだけのことです。人格形成は、部活動の目的ではありません。人格形成を錦の御旗として過剰な部活動に走ることがないように、注視が必要です。

予算編成のもう一つの柱、子育て環境の充実についてです。

保育施設の整備に重点的に予算を配分したことは、評価できるものです。しかし、施設が整備されるまでの当面の待機児童対策も重要です。2019年4月の入所見込み児童数

は 698 名、待機児童は 55 名、待機児童率は 7.3% とのことです。これは待機児童問題の深刻な東京や千葉で、昨年 4 月にワースト 1 となった自治体とほぼ同じ値です。この春の島本町の待機児童率は全国ワーストレベルということです。町内には、保育士が確保できず、充足率が 100% に満たない民間の保育所がまだあります。ですから、町は施設整備と同時に、まず待機児童対策として、こういった園の保育士確保のための支援策を講じてください。

一方で、待機児童の解消のためと、保育士配置基準を引き下げるべきだという質疑が委員会でありました。しかし、引き下げが現場の保育士や子ども達に負担を強いることは明らかです。待機児童解消という点では、第四保育所の耐震化において、ふれあいセンター移動ではなく仮設園舎を建てていれば、今年度、四保として新規 0 歳児の受け入れができていたはずで、それにより、0 歳児の待機児童の数は大幅に減っていたでしょう。ふれあいセンター移動案においては、行政や複数の議員から命が大事ということが再三述べられてきました。ならば、園児の安全性を犠牲にする保育士配置基準の引き下げはあり得ません。引き下げは、予算措置なしに待機児童を減らせる魔法の方法ではなく、待機児童となったご家庭の負担を、保育士と子どもの負担に付け替えるだけのことからです。もっと本質的な解決策が必要です。

待機児童問題が深刻な他の自治体では、施設整備と同時に、保育士確保のために思い切った処遇改善策も講じています。本町は、これまでも新規保育士への一時金の給付や、お子さんの保育所に優先的な入所など、対策を行ってきたことはよく理解しています。しかし、全国ワーストレベルの待機児童率となってしまった今、さらに有効かつ思い切った保育士確保策を講じる必要があるのではないのでしょうか。保育士不足を要因とした待機児の解消のためには、保育士の処遇改善策が有効です。保育士は今や全国各地で取り合いです。全国の自治体が少しでも保育士さんの条件をよくしようと競争している中で、処遇改悪に繋がる保育士配置基準を下げるなど、悪い冗談だとしか思えません。

本町でも、2 名の正規職員の保育士枠に 35 名の応募があったことが委員会質疑で明らかになりました。処遇の良いところには人が集まるのです。処遇改善のための具体策として、例えば家賃補助や奨学金返還支援金給付等、事業者ではなく、保育士として働く方に直接支給され、生活が保障されるものは特に有効と考えます。そのための予算として、保育士派遣業務の予算を付け替えることを検討されてはいかがでしょうか。予算 561 万円のうち、来てくださる保育士の方に支払われる額は幾らになるかわからないとのこと、質疑で明らかになりました。派遣業者に半分も持っていかれるかも知れないような使い方は、限りある予算の使い方として効率的ではありません。例えば、先ほど申し上げた保育士確保のための奨学金返還支援給付であれば、返還しなければならない奨学金は満額でも 1 人につき 160 万円ほどと聞いています。561 万円あれば、3 名分の奨学金返還を支援できます。早急に検討のうえ、保育士さんを確保してください。

今、島本町の保育環境は緊急事態です。今こそ、子ども達のためにお金を投じなければなりません、投じてください。また、本町の実情に応じた待機児童対策の検討のために、町に関係する子育てや保育の識者に相談することも有効と考えます。ぜひ、ご検討ください。

第四保育所のふれあいセンター改修案についてです。最初に示された案から大きく改善が見られていることは評価します。しかし、トイレが一般の利用者と共用であり、不特定多数がいつでも出入りできる空間に行かねばならない、という大きな問題が残っています。府の条例に示されている「危害の防止」が、十分になされた施設と言えるでしょうか。無理のある環境での保育は、どこかで思わぬ歪みが生まれます。それが子ども命に関わらないとは限りません。トイレも一体的に含まれる形で、ふれあいセンター改修案の再検討を強く要望します。また、保護者の方の要望にもあったように、ふれあいセンター改修にあたっては、安全性が保たれているか、保育を行う場として適切かどうか、保育を専門とする学識経験者などの第三者の意見を聞いて行っていただきたいと思えます。

「第五次総合計画」策定についてです。「総合計画」は、今後10年の島本町の方向性を決める、町の最上位計画です。住民の意向に基づいた計画を立てていただきたいと思えます。しかし、先日、傍聴した審議会では住民意向を軽んじるような発言や対応が、行政、一部の委員から行われていました。この状況には深い懸念を覚えます。人口減少、少子高齢化、右肩上がりの経済成長の時代は終わっています。そんな中、地方自治体が生き残るためには、地域住民の意向を的確に把握し、地域の実情に応じた施策を講じ、地域にすでにある魅力を高め、地域に即した住民サービスの提供を行うことが必須です。これら本町の進むべき道を「総合計画」にしっかりと書き入れ、それを目標として今後10年、行政と住民が協働して町をつくっていくのです。多くの住民が求めてもいない事業に予算を注ぎ込む余裕などありません。住民意向を基本にして計画を作るべきなのは当然なことですが、このことを行政も審議会委員の皆さんもしっかり認識し、計画作成に臨んでいただきたいと思えます。

最後に、「小さなまちの豊かな暮らし」というスローガンに基づくまちづくりについてです。このスローガンには強く共感するものの、残念ながら、このまちでそれが実行されているとは、とても言えない状況です。その最大の理由は、JR島本駅西の都市計画の変更に関する行政の姿勢です。

多くの住民が、駅西の都市計画の変更に納得していない状態で、既成事実を積み上げるかのような区域区分変更等業務や、津梅原水路付け替え実施設計業務を予算計上することは、ほとんど住民に対する背任行為です。これまで行われてきた説明会、意見募集、タウンミーティング、「私の声」、署名、公聴会からは、現行案に対する異議が噴出しています。また、無作為抽出による「総合計画」策定のためのアンケートの自由記入欄

には、これ以上の高層マンションの建設をやめて欲しいという町民の切実な要望が、他の意見を圧倒する数で寄せられています。駅西の都市計画の現行案は、多くの住民のまちづくりの意向と乖離しているのです。このような状況の中、粛々と手続きを進める町の姿勢は不誠実そのものですし、正当性を持ちません。住民は、このような行政運営に落胆しています。

「小さくても豊かさが感じられるまち」にするには、何が必要でしょうか。それには、第一に人と人との繋がりが重要です。人と人が優しく繋がっていれば、少しぐらいの不便があっても、人は豊かさを感じ、暮らすことができるものです。コンクリートで覆われた地面やビルの多さが、豊かさをもたらすではありません。人と人との繋がりのために最も大事なものは、お互いの信頼です。行政も、住民も、町を良くしていくための重要なプレーヤーのはずなのに、今の状況で、行政と住民に信頼関係できていると言えるのでしょうか。このような状況で、どうして「小さなまちの豊かな暮らし」を実現することができるのでしょうか。

以上、予算の中には空家等対策計画策定業務や、商業団体支援補助金の創設、コンビニ交付サービスの導入を見直しての夜間休日の住民票の予約受け取りサービス、障害者地域生活拠点施設の開所によるサービスの拡充など、進めていただきたい事業が多数含まれており、反対することは忍びがたいです。しかし、島本町のまちづくりという根幹において、例え法的に瑕疵がなくとも、住民との対話や合意形成をないがしろにし続ける行政の態度は不誠実であり、それが具現化した予算が含まれる本案に賛成することはできません。

また、駅西については多くの住民が高層マンションの建設が可能になる案を望んでいないだけでなく、さらなる急激な人口増は、今、島本町が抱える保育・教育問題をさらに悪化させます。現行の駅西の都市計画は、「計画」と言うにはほど遠いものです。ですから、その内容について、いったん時間をかけて考え直し、その間に保育の過密化や待機児童、教育環境の整備にもっと優先的に注力していただきたい。保育・教育問題に取り組みながら、一方でその問題を助長する都市計画の変更など、もってのほかです。

以上の理由により、本予算案には反対とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第21号議案 平成31年度島本町一般会計について、大阪維新の会を代表し賛成の討論を行います。

本予算は、歳入歳出総額115億2,900万円、前年度の骨格予算に比べて4億6,000万円、4.2%の増額となっております。

歳入については、町税は2億6,351万2千円、率にして5.5%増の総額50億4,012万9千円を計上されています。しかしながら、一般財源での歳出は増加しており、多額の財源不足を補うため、約5億円の基金を取り崩すなど、引き続き厳しい財政状況に変わり

はありません。

町長が、保育についての緊急事態を宣言され、保育基盤整備のための様々な施策が行われる予定の中、ふれあいセンターへ第四保育所が移転することについては、保護者の方はもちろん、これまでふれあいセンターを利用されてこられた方々に対しても大きく影響を与える年になります。年間約 14 万人が利用する島本町最大の公共施設であるふれあいセンターの利用制限に伴い、調理室等、活動に影響が出る団体、利用者への十分な説明と対応を、町長が先頭となり実施することを強く求めます。

清掃工場については、今年度に行った精密機能検査の結果を受け、改修工事が行われる年になります。耐用年数は超えているものの、種々のご答弁により、メンテナンスを丁寧に行っていることから、直ちに停止するものではないという点、理解いたしました。現段階におきまして、清掃工場の長寿命化は必須と考えますが、根本的な解決に向け、広域化等について早期に話し合いの場が持たれることを期待します。

平成 30 年度は、災害の多い年でありました。災害時、また災害後の復旧作業について、職員の皆様の対応に改めて感謝を申し上げます。「島本町地域防災計画」の見直しについては、昨年の災害対応の経験が反映され、より充実した計画になることを期待します。

空家対策計画の策定のための基礎資料となる空家等実態把握調査の結果について、空家の増加は災害リスクの上昇、治安の悪化、土地の有効活用ができなくなるなど、多くのマイナス要素を持つため、対策が迫られております。今回の調査で、一定の実態把握ができたことを確認させていただきました。危険度が高く解体が必要、老朽化が著しいと判断をされた空家が合わせて 10 軒あり、その中には特定空家に該当する可能性のある空家もあるとのことですので、適切な対応をお願いいたします。今後については、空家の利活用などについても検討のうえ、計画策定にご努力をお願いいたします。

公園整備については、決められたルールの中でボール遊びができる方向で、現在、最終の調整をされているということでありました。ボール遊びができる場所が少ないという声が昔から多くある中で、実現に向け、取り組みに感謝をいたします。まずは二つの公園で実施予定とのことでしたが、これを機に、ボール遊びのできる公園が今後も増えていくことを期待します。

民生費について。

前年度に比べ 5 億 7,197 万 5 千円、率にして 12.8%の 50 億 5,790 万 4 千円が計上されています。今後の自然増加も懸念されますが、今回は「保育基盤整備加速化方針」に基づき認定こども園の施設整備を計画するなど、子育て世帯への支援を重視し、予算が増額されたものと推察をします。厳しい財政の中、保育基盤の整備に知恵を絞り、ご尽力されたことは高く評価をし、よく理解できます。しかしながら、事業全般に感じることとは、将来を見込んだ計画性が欠けているように思えます。特に、保育や教育に関する事業は、保護者の方や現場の保育士さん、職員の皆様の目線に立ち、時間をかけ、意見

をしっかりと把握する必要があるのではないのでしょうか。今後も後手に回らないように、ご尽力をお願いいたします。

また、保育士不足は社会的問題であり、待機児童の解決は一番優先して解決すべき問題です。しかしながら、保育士不足は今後も解消される見込みが難しいと考えられます。そうであるならば、ご家庭でも保育をしていただける環境づくりも必要ではないのでしょうか。他市町村の事例も参考にされ、ご検討をお願いします。

地域包括支援センターの運営委託事業選択については、なるべくスムーズに業務の移行が実施されるよう、また設置場所においては運営委託業者の意向も十分に配慮し、選定業務を進めていただこうようお願いをいたします。

また、ふれあいセンターにスペースが取れる際には、新庁舎の床面積削減を十分に考慮され、有効な活用をお願いいたします。

衛生費について。

麻疹・風疹予防接種扶助につきましては、主に本年1月下旬に先天性風疹症候群の患者が報告され、これ以上の風疹の感染拡大を防ぐための予算と理解します。本町の職員の方からも感染報告が出ないよう、適切な対応をお願いいたします。

教育費について。

本町の教育相談事業の充実を図るため、教育センターに窓口を統一されるとのことです。このことにより情報が整理され、保育所、幼稚園、小学校、中学校との連携が円滑となり、お子さんに対する連続的な支援が可能になることを評価します。また、課題となっているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの業務内容、時間数の解決策の一つとして評価をします。しかしながら、いじめや虐待などの悲惨な事案が全国的に起こっており、今後も増加の懸念があります。教育相談事業や不登校相談支援業務も含めまして、今後の動向も注意し、必要があれば、さらなる拡充も今後の課題であると考えます。今後とも府への予算要望等を含め、しっかりとした手当てをお願いいたします。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する学校教育の取り組みについては、まだまだ時間を要する案件と推察し、残念であります。拉致問題は現在進行形であり、このような悲惨な事件が二度と起こらないよう、私たちの大切な子ども達に必ずや伝えていかなければならないと思います。今後のさらなる取り組みを、強く要望をいたします。

情報教育について。公立小・中学校で児童や生徒のスマートフォンや携帯電話の持ち込みを認めるにあたり、新たないじめ問題が起こらないよう、また子ども達が犯罪に巻き込まれないよう、保護者の方とともにしっかりとした準備、教育をお願いします。

消防費について。

今回の当初予算の施設整備には、女性用の勤務設備整備は残念ながら入っておりません。新しい女性隊員の採用を受けまして、施設整備が急務の課題であります。しっかりと

と準備・整備をされ、新しい女性隊員が支障なく勤務できるよう、よろしくお願いをします。

最後に、町長の「保育緊急事態宣言」を受け、民生教育消防委員会におきましても、第四保育所の耐震化や保育基盤整備について様々な議論がありました。町長のご発言から、本町においては保育サービスを受けられないご家族の方への配慮が著しく欠けていると言わざるを得ません。町長は、何のために「保育緊急事態宣言」を出されたのか、保育の質とは何か、今一度立ち止まり、お考えをください。

以上、要望事項等もありますが、予算編成にあたりましては概ね妥当と判断し、賛成の討論とします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算につき、私・戸田より賛成の討論を行います。

自主財源、地方交付税ともに歳入は増額しているものの、歳出もまた増額。多額の財源不足を補うため、約5億円の積立基金を取り崩す予算編成です。大雨、地震、台風と、大きな災害に見舞われた翌年度でもあり、また、今後数年にわたり保育基盤整備に多くの歳出が必要であることから、手堅く自粛した予算編成になっている印象ですが、防災、土木、民生、教育など、各分野において必要なものには必要な予算が計上されていると判断するものです。

具体的には、沈砂池の浚渫など優先すべき災害対策、「地域防災計画」の見直し、避難所の開設と運営タイムラインの作成など、これら事業の必要性を認めるとともに、その成果に期待します。防災と女性、男女共同参画、公募による補助金制度と、ボランティア情報センターの新たな展開などにも期待するところです。

大型集合住宅の開発に伴う交通量の増加や大阪青凌中高一貫校開校を控えての道路・歩道整備、桜井跨線橋の補修補強工事など、大規模かつ難解な公共工事に多く取り組まれます。常に検証を怠らず、歩行者の利便性を重視し、域内交通の安全と充実に努めてください。JR島本駅のホームドアについては、その必要性は明確であり、JR西日本との協議を必ず実現に結びつけていただきたい。

かねてより指摘していました水無瀬一丁目の五叉路の課題です。これについては、国費を得て通学路安全プログラム対策工事として着手されるとのこと。常に課題を目視しておられる周辺商店等との協議を怠らず取り組んでください。入札不調により工事に着手できていない町道水無瀬青葉2号幹線歩道整備も含めて、積年の課題への取り組みを高く評価します。

「第五次総合計画」は、総合計画審議会に諮問され、現在、基本構想案に対する審議

に入っています。「総合計画」は、まちづくりの最上位計画として市町村が目指すべき姿を明確にし、政策・施策・事務事業を網羅的にあげるといふ本来の性格上、総花的である、優先順位が明確ではない、財源の裏付けがなされていないなどなどのたくさんの批判、指摘があります。島本町が、このたび条例で定めて策定する「第五次総合計画」は、町の意思がより強く反映されるものです。従前の批判をいかに改善していくかが重要な課題と言えます。策定過程を通じて、その存在と重要性が市民に広く共有できるよう、また審議会委員間の闊達な意見交換を促すファシリテーターとしての進行を求めています。

その他、空家対策計画の策定、衛生化学処理場解体工事、清掃工場施設改修工事、河川水水質測定業務、河川・水路浚渫工事など、すべて必要なものと認めます。

通院費助成の対象を中学校までとした子ども医療費助成の拡充、新たな補助教員の任用により支援学級在籍児童を含めて40人以下の学級編成を可能にすること、不登校の子どもの保護者への支援、部活動ガイドラインの作成、子どもに関わる施策の充実を高く評価します。

障害者地域生活支援拠点施設、水無瀬神宮敷地内保育園、第二幼稚園跡地の認定こども園など、民間による施設運営については、公共公益性を保ち、住民に評価・歓迎されるものとなるよう、行政としての指導監査、その他の責務をしっかりと果たしていきたい。

昨年示された「第6次行財政改革プラン」に基づき、具体的な新項目として地域包括支援センターを民間に委託する、福祉大会も整理・効率化へと予算計上がされていないなど、改革を進めておられるわけです。時代とともにニーズは変化し、課題は多様化、細分化していくことは認識していますが、これら福祉にかかる経費や職員、役務の削減がさらなるサービスの充実、継続的なサービスの向上となるよう常に努めていただきたい。福祉大会については、多くの職員が休日出勤をしていることから見直しの必要性を感じておりました。今年度は、町からの委託ではなく、社会福祉協議会の独自事業とされること。その心意気に敬意を表するとともに、毎年、台風の到来が気になる時期でもあり、福祉と災害の視点なども盛り込んでいただきたいなど、新たな取り組みに期待しております。

以下、課題とを感じる点について述べます。

生涯学習課に申し上げたいことは、やはり学芸員の正規雇用です。後鳥羽上皇ゆかりの国宝複製2点をお披露目というか公表する、関連する企画展を開催予定と認識しています。水無瀬神宮の研究についても、埋蔵文化財調査における成果の積み重ねはもちろんのこと、考古学、歴史学、地理学といった様々な分野の情報収集に努め、西浦門前遺跡の発掘現場の報告書の刊行とその活用に努めてください。これらの業務を行うためには、学芸員を雇用される必要があります。国庫補助や原因者負担で国民の貴重な文化遺

産を発掘調査するのですから、それは行政に課せられた、「それは」というのは報告書の刊行とその活用は、行政に課せられた重い責務であり、必ず市民に還元されなければなりません。臨時的任用での募集を続けておられますが、多岐にわたる専門性を持って中長期的に取り組むことができない環境で、応じてくださる方はないと思ったほうが良いのではないのでしょうか。今年には昭和94年、島本の昭和史を聞き取る機会は、もう長く残されてはいません。町制80周年を記念に、これを機会に、学芸員を正規雇用されることを願ってやみません。

質疑では、都市計画にかかる課題を多く指摘しました。積水化学工業株式会社オープンイノベーションセンターの上空通路の道路占用の許可は、くれぐれも慎重に行われたい。広く市民が利用する通路ではなく、一企業の社員のみが利用する通路の道路占有許可がはたして理にかなっているのか。その可否はどこを根拠にするのか、精査が必要です。新棟建設も含めて、これまで地元説明会が一度も開かれていないことは極めて問題。開発指導においては、単に「説明」とはせず、必要に応じて説明会を開催する努力義務を課すよう、改善を強く求めておきます。

JR島本駅西地区の都市計画については、保留フレーム解除での市街化区域編入は時期尚早、慎重な対応が求められていると思います。例えば、JR向日町駅東口改札において行われている再開発と土地区画整理事業においては、「向日市まちづくり条例」を定め、協議会の申請、計画案の提案、認定に至るまでの流れを明記、そのうえで都市計画制度を活用するとされています。町長が認定した協議会でなければならない。

こういったプロセスを踏まえずに今日に至っていることは、それを容認、黙認してきた議会も含めて猛省すべき点であり、多くの住民が今、開発に強く反対されている大きな一因になっていると思います。まちづくりの市民的な議論を経ず、地権者のご意向により計画を進めた結果、地権者さえも望まれていないであろう50mの高層マンション建設を可能にする地区計画案に至っているのは明白です。このまま都市計画決定を進めることが妥当とは、どうしても思えません。また島本町の消防力で、これ以上の高層マンションの建設は避けるべきです。

何より今、必要なのは、住民、地権者、事業者、町が、互いに信頼関係を取り戻す、合意形成に努めるプロセスです。私は、「開発しない」という選択肢は大変厳しいと考えています。そういう状況にあると判断しています。だからこそ、開発しないことを含めて開発の議論ができる状況に軌道修正をする責務、これがあると考えています。私は、このためには最大の力を注ぎます、町のために精一杯頑張ります。都市計画の手続きは丁寧に、誠実に行っておられますが、決まったこと、あるいは決まってもいないことに理解を求めることに終始している状況では、結局、誰もが納得できない、夢も希望もない街区形成となってしまいます。このことによる町の損失は膨大です。50mの高さだけが問題ではありません。全体・面的整備として業者が描く街区形成ではなく、町のビジョ

ンによる街区形成を求めているのです。市街化区域に編入したものの、土地区画整理事業は成就しないというのが最悪のシナリオです。都市計画決定を急ぐべきではありません。

民生教育消防委員会においては、議論の中心になったのが保育士の配置基準であったと思います。待機児等対策は必要、しかし、現行の保育基準を国基準に下げること賛成することは到底できません。そのような主張をされる方が多くいらっしゃいましたが、私はそうは考えていません。

最低基準とは何か。例えば、町長は放課後児童健全育成事業に対し、最低基準を超えて、その整備及び運営を向上させるように勧告することができる立場にあります。整備及び運営については、最低基準を超えて、本来、常にその設備及び運営の水準を向上させなければならない。最低基準を超えて設備を有し、または運営をしている事業者は、最低基準を理由として、その整備または運営の水準を低下させてはならない、このように条例にあるのではありませんか。これが「基準」のあるべき考え方のはずです。近隣自治体が国基準であるのであるから島本町だけが上乘せしているのはおかしい、あるいは贅沢だとかいう議論は成り立たないのです。傾聴の姿勢を重視するならば、民間保育園の声も聞きなさいと具体的な名前をあげ、そのような主張をされる発言もありましたが、長く町の子育て支援を担ってこられた他の民間保育園の見解、意向も極めて重要です。

まして、保育士の確保の困難さを町独自の基準に求めるのは著しい論理の飛躍。町では、正規職員の2名の採用枠に35人の出願があり、受験された31人から3名を採用したとのこと。35歳～55歳に年齢制限を緩和された影響もあるようですが、そうでなくても、昨年は3人採用の公募に20人の出願、応募があったと認識しています。残る数十名は、どこかに就職されるか、潜在保育士となられるわけです。保育士不足の理由は社会的地位の低さ、より望ましい雇用環境、仕事の満足度、理想の保育理念を求める結果にほかなりません。国の示す最低基準にあわせて、これまで地域で培ってきた保育基準を下方修正するのは、基準が持つ本来の趣旨に反しています。仮に、これが一保育園の個別の課題を解決するもので、それにより待機児童とその家庭を数件、数人救えるとしても、町全体の保育基準の見直しに至るならば、それは筋が違ふというものです。全体に善意が行き届く、理にかなった判断を求めておきます。

さて、山田町長就任後折り返し地点、結局、何も変わらない、これまでであったものが多くなっていくという批判の声を耳にすることが少なくないのも事実です。批判を恐れず、これまで着手できていなかった課題に取り組む姿勢については、本来、評価されても良いのではないかと私は思っています。このことを、いかに丁寧に住民の方にかかっていただけるか。それは山田町長の大きな課題だと思います。さもなければ島本町政、あるいは政治への希望が失われてしまいます。歳出増についても、新人政治家にありがちな思いつきや目新しさで、予算規模を著しく膨らませているものでは決してあり

ません。このことをいかに住民に伝えていくか。それは大変重要な課題と思っています。

引き続き、教育長、副町長、各部長、そして職員の声をよく聞き、組織の運営をしていただきたい。また、議会との対話、民意の把握を背景にした町政運営に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の賛成の討論といたします。

(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 47 分～午前 11 時 51 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反対の方の発言がないようでありますので、続いて、本案に賛成の方の発言を許します。

河野議員 第 21 号議案 2019 年度島本町一般会計予算に対し、日本共産党・河野として賛成の討論を行います。

いよいよ、今年度末をもって三つの施設が歴史的な幕を閉じようとしております。一つ目は、大沢キャンプ場です。町立プール廃止に続き、2017 年の Y Y ワールドファイナルに続いた廃止です。町長ご本人もですが、かつて現在の生涯学習課を中心に、町職員や住民が、そして私も高校生時代、枕木を運び、道を造るボランティアなどに参加し、文字どおり手弁当で造り上げ、島本町大沢の自然の恩恵のもと、日常から閉ざされたエリアでの野外活動を通じ、自然との共存、自炊やキャンプファイヤーを通じての仲間との共同作業、何物にも代えがたい青少年健全育成の場が歴史の幕を閉じることになります。この点は、今後、教育こども部先頭にと、及び Y Y ワールド開催の年に生まれられたという野外活動・青少年教育の専門家でもある町長の見識も活かされ、全部局で横断的に、何らかの形で再生に取り組んでいただきたいと申し上げます。

二つ目は、町立第二幼稚園の廃止です。島本町の象徴とも言うべき幼稚園園舎が廃止、解体となります。子ども達を育んだ平屋の園舎もなくなります。耐震化、待機児童問題の解決のため、民間認定こども園 200 人定員を誘致する方針のもとであります。ただ、河野としましては、第 1 回目の募集に応募がゼロであった、この機を捉え、町立認定こども園を設置し、スタンダードを作る方向を主張しております。隣の高槻市も、民間を増設はするが、必ず公立の認定こども園を設置し、全体の保育・幼児教育のスタンダードを、公的に担保をしておられます。民間活力の導入は否定しませんが、間違っても、他市の保育士配置基準を国基準にするような、そういう島本町の保育の質をはき違えた保育方針の導入などは困ると考えています。

まさに今、大阪府、国を上回る保育士配置基準で第二幼稚園の跡地に民間認定こども園を募集中であり、このことを無事進めるためには、保育所の肝である保育士配置基準の改悪を迫る議論は厳に慎むべきと考えます。それは応募法人を遠のかせ、結果として

200 人分の待機児童対策が、結局議会の論議によって遅らせてしまったということに繋がりがねません。代わりの策としましては、先ほど中田議員がおっしゃったように、保育士の処遇改善ということです。専門学校や短期大学、大学の保育士を養成する学生さんへの支援としては、奨学金返還への支援なども急ぎ講じて欲しいというふうに考えております。

三つ目の施設としては、障害者通所施設やまぶき園が廃止となります。やまぶき園に関しましては、すでに前半の本会議で、町長、副町長にその歴史や意義を語っていただいたばかりです。

三つの施設は、当時、厳しい財政状況や環境のもとで開設をされ、以来、多くの職員、関係者の尽力により環境改善がされ、住民福祉の維持向上に貢献されてきたと考えます。関係者に対しては、心より敬意を表するものです。

さて、施政方針及び当初予算に対して討論をさせていただきます。

まず初めに、検討を加えるべき点です。大小種々ありますが、民主的な町政運営と今後のまちづくり、子どもの人権、ひとり親家庭と貧困対策に多大な影響を与えることが懸念される8点に限って、申し上げます。

都市計画費、都市計画審議会及び区域区分変更等業務です。今年1月末の都市計画説明会、2月の島本町初の公聴会開催と大阪府との連続開催に寄せられた、市街化、まちづくりへの意見は、賛成・反対関わらず、高層マンションが建って欲しいということは願っておられないということが明白になっております。また、市街化区域編入に消極的な賛成も含めれば、賛成側の多数に、高層マンション建設を望んでいないということです。当該地に高層マンションを建設することは、第三小学校側、青葉ハイツ側、広瀬、水無瀬駅方面からも、北摂山系の景観を壊しながら、地権者と地権者以外の住民を分断し続ける象徴となります。460万円を来年度投じて作られる空家等対策計画策定業務も、水の泡になってしまうということは容易に想像できます。

私・河野としましては、特に設置後、島本町の管理とランニングコストが発生する駅前広場——西側の駅前広場です——接続街路の事業について、より主体的かつ町の関与と住民参加での取り組みを進めることを、過日の一般質問や公聴会等で提案をしております。これらの実行によって地権者以外の住民参加が保障され、及びJR西日本や国・府の補助を得るべく町の交渉が可能になり、事業費収入の別の道が開ける。全体として、高層マンション建設の必要性をなくしていくというものに繋がると考えております。また、ようやく正式な協議が始まったJR島本駅ホームドア設置にあわせ、高槻・大山崎町執行部の経験を参考に、島本町の支出負担軽減に繋げていただきたいと思います。

ただ、もう1点、質疑はしてありませんでしたが、JR島本駅西地区、西側の現風景は生物多様性と密接な関係があることから、かねてから議会で他の議員が繰り返し提起をされておられました環境影響評価は実施すべきだと考えます。せめて、簡易なもので

も実施すべきだと考えております。

次に、住宅費・御茶屋住宅外壁改修関連 483 万円です。2006 年 6 月 29 日本会議で、一般会計補正予算論議で議論的になっておりました島本町営住宅同和向き入居者選考要綱が当時はまだ存在しており、その後の募集事務についても一定の配慮が必要と、当時の担当部長が本会議で答弁していたことについて、過日の大綱質疑で問うております。当該要綱については、すでに廃止されたということが明らかになりましたので、今後、空家を公募される場合においては中立公正な事務を強く求めておきます。

民生教育費です。社会福祉総務費に関しては、先ほど第 9 号議案、条例について反対討論で述べました。社会福祉施設等整備審査委員会の、この執行においては、やはり幅広い介護保険の被保険者、そして私たち議員に対しても、この仕様の概要について正式に説明をするべきではないでしょうか。それを終えないうちに、この審査会を開催する事務を進めるということは議会軽視にもなりかねませんので、強く求めておきます。

また、児童福祉費委託料に関わって申し上げます。今まで 30 年近く、女性の社会進出、非正規労働の拡大で夫婦ともに働かなくてはならない若年層の増大で、誰が見ても急増する保育ニーズを直視しようとせず、島本駅を誘致し、J R 島本駅西地区開発には邁進され、マンション開発ばかりを進めてきた結果として、第三小学校の耐震化も、第四保育所の耐震化も遅れ、児童生徒を危険にさらす結果を招いていると言わざるを得ません。過去 30 年近い、第三・第一保育所を廃止をするなど、町政、町議会の責任、これを今の現町長が一身に背負われた決断、「保育緊急事態宣言」と「基盤整備加速化方針」が出されました。続く職員の苦労も重く受け止めるもので、対しましては 18 年間も議員をしてきました私一人としては大変申しわけない、町政をチェックする役割の不十分さを痛感しております。

ただし、この「加速化方針」については、常任委員会審査などの議論を経て申し上げるべき点があると考えます。

児童福祉費の委託料です。第四保育所は、基本は現地の建て替えが必要だと考えております。役場前の駐車場に、定員を減らして新設。10 t トラックが通る、まさに島本町で言えば産業道路並みの道路に隣接し、日々の保育の質の維持向上が果たせるのか、疑問です。定員数の削減とあわせ、ふれあいセンター仮移転での第四保育所の子ども達、保育士さん、保護者の苦労が報われる施設となり得るのか。騒音・振動の測定を急ぎ求めております。

また、第四保育所跡地を、早晚民間認定こども園誘致と「加速化方針」によって発表されたことが、結果として、第二幼稚園跡地の民間公募に少なからず悪影響を及ぼしたと思われま。現在の待機児童にも、この遅れに対し不安が広がっています。実は、このことは、J R 島本駅西地区開発の高層マンションの人口増加まであわせて見込んで「加速化方針」を策定したことによる悪影響だと私は考えております。相変わらず、保育所

整備よりも開発推進を急がせる勢力や町政の名残りが見て取れる失政です。ここは人口見直しも含め、都市計画審議会での十分な論議も経たうえで見直しをかけるべきと考えます。

次に、条例等ですでに申し上げた点もありますが、以下は10月から実施予定の、国の消費税10%増税の影響を鑑みて、執行するには拙速であると言わざるを得ない点を申し上げます。

扶助費、難病者福祉金、障害者福祉金については、もう述べました。加えて水道料金助成の、特に年長者ひとり暮らしの対象分です。これの段階的廃止が予算にあげられています。衛生費、大阪府の老人医療助成制度が段階的に削減され、2年後には廃止をされます。昨年の補正予算審議の提出資料でも明らかなように、この制度の廃止後は、高齢者の1人当たり医療費負担が年間8万円近く増えると聞いております。今、高齢者の年金生活者支援給付金を国で創設され、低年金者への支援が始まろうと聞いておりますが、対象者は年金受給者の1割程度であると聞いております。年金生活者は、結局、年金削減と消費税増税の直撃を受けると聞き及んでおります。ふれあいセンターの保育所仮移転などで、高齢者への福祉事業に少なからず影響を及ぼすこの数年間、この制度の周知期間も含めて、存続を再考すべきと求めています。

次に教育費、就学援助の見直しについて申し上げます。これは施政方針で述べられており、まだ予算化はされておられません。しかし、この制度を仮に他市並みにすれば、現在の対象者がどれだけ制度から外されるのか明らかにしたうえで議論する必要があります。現在、大阪府知事選挙が始まっております。その中で、学校給食の無償化ということも言われ始めております。参議院予算委員会公聴会でも公述人より、子どもの貧困対策については、貧困率は下がりつつあるが、引き続き義務教育の完全給食、給食の無償化などの条件整備が述べられていたと記憶しております。もちろん、これら施策は国において実行されるべきものと考えておりますが、今、国によって就学前の保育・教育の無償化が始まろうとしている中で、島本町が就学援助を切り下げということは、あまりに性急だと考えます。ひとり親家庭の実態把握、今年度就学援助対象者への実態把握をはじめ貧困の実態把握を行うような中で、島本町の子どもの貧困を明らかにし、国・府の責任を求めながら判断すべきものと考えます。

最後の7点目ですが、これは歳入に関わります。保育の無償化に関わって、児童措置費・負担金、補助及び交付金の問題です。島本町の問題ではありませんが、保育無償化に関わって給食材料の実費徴収の導入の方向が国から示されております。厚生労働省の公定価格では、ご飯やパン、うどんなどの主食費が月3千円、おかずなどの副食費が月4,500円と示されております。仮に7,500円がそのまま徴収されることになれば、低所得者の場合、無償化される保育料よりも給食費のほうが高く、逆に負担増になるという事例も発生します。従前から、島本町では給食費を別途徴収しない方式を採用してきま

した。予算書にも主食費補助の予算が計上されています。この点については民間保育園ともしっかりと協議のもと、もちろん、この給食代別途徴収という国の方向性について異議を唱えるとともに、何らかの減免措置、独自措置を講じていただきたいと考えます。

検討すべき点ということではありませんが、民生教育消防常任委員会で相当な、保育士配置基準を国基準に戻すという議論がありました。しかしながら、委員会でも申し上げました。1960年に整備された「児童福祉法」、そしてこの児童福祉施設の最低基準が抜本的に全く改善されないまま、2000年度から弾力的運用によって、認可定員以上に入所させてもいいという国の方向性を導入してから20年近くが経っております。この間、何ら施設基準は改善されておられません。

劣悪としか言わざるを得ない状況下での人員配置及び施設基準をさらに緩和させる方向は、今、入所されている児童の安全や保育の質に直結いたします。また、今、働かれておられる、何とか頑張って保育の仕事が続けておられる職員さんに、大きな動揺を与えます。仮に一部の民間保育園が承知されていたのかも知れませんが、としても、民間保育園補助要綱に示した配置基準や、小規模保育事業A型などの基準にも大きく影響し、そして、そのことによって一時的に数人の児童を入所させることができたとしても、結果として保育士さんの労働の強化に繋がり、離職者を増やすことに繋がりがかねないと、大いに懸念しております。また、18日から始まっている第二幼稚園跡地の民間法人の募集要項に対しても、国や大阪府の基準を超えて、島本町基準をもって募集をされているということになりますので、この事務に大きな影響を与えるということを言わざるを得ません。

その点の、代わりの解決策については先ほど述べました。そのほうをぜひ、通年議会の制度を活用されて、年度末・年度初めに取り急ぎ取り組んでいただきたいと強く求めるものです。

最後に、賛成、評価すべき点について、主たるものだけ申し述べます。

総務建設水道所管においては、人権文化センター給配水管の改修ですが、これをもって、今後、使用時間の拡充を引き続き求めます。

土木費の通学路安全プログラム対策工事、桜井跨線橋補修補強工事、町道高浜1号線歩道拡幅設計などは非常に待たれており、急がれるものとして必要だと認めるものです。

民生教育消防の所管について申し上げます。

子ども医療費助成制度の通院医療費の中学卒業までの年齢引き上げ、理由については先ほど申し述べました。障害者福祉費の短期入所安心配置事業及び重度重複障害者支援事業補助、就学援助の小学校入学前の準備金としての前倒しの支給、また小学校6年生の少人数学級を保障するための補助教員の創設。

消防本部に関しては、後半の補正予算を待つものと聞いておりますが、女性職員の登用により施設改修を予定されているということと、総務省が示す「消防力の整備指針」

の職員の配置率にはまだまだ 50%を超えたぐらいで、条例定数の改善だけでは到底間に合わないという現状は十分にわかってはおりますが、女性職員の登用によって働き方の改善をすることが、ひいては最終的には男女ともに働きやすい職場に繋がることを真に願っております。

以上をもって、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第 21 号議案 平成 31 年度島本町一般会計予算に対し、コミュニティネットを代表し賛成の討論を行います。

今回、提案された予算全般について言えることですが、提案された各事業について、職員の皆さんが一丸となって業務を遂行していくことが必要であると考えております。そのためには町長の町政運営に取り組む姿勢、これにかかっているのではないかというふうに思います。また、住民の皆さんとの対話や議会での議論を踏まえ、意見を活かしていくことが求められているのではないかというふうに考えております。

続きまして、防災につきましては、昨年は大阪北部地震、台風 21 号などの自然災害により多くの被害が発生し、住民の防災意識も高まっているとは思いますが、それぞれの地域においても、自治会や自主防災組織の高齢化の進展により多くの課題がある中で、住民の皆さんの安全を守るために、出前講座の内容や防災訓練の内容にも工夫され、住民の皆さんが万が一のときに備えた取り組みを強化していただきたいと思っております。

空家対策につきましては、実態把握の結果を踏まえ、倒壊の危険性の高い空家に対しては、近隣住民に対しても住環境の悪化や衛生面の課題もあり、早急に対策を打っていただきたいと思っております。

福祉ふれあいバスの運行目的の変更に加え、運行ルート、停留箇所についても見直しをされることに評価をいたします。

地域包括支援センターの運営委託事業者の選定については、新しい取り組みであることから、事業者の選定の際には十分な注意を払い、引き継ぎの期間についても十分に取っていただくことを要望いたします。

この 4 月より障害者地域生活拠点等施設、地域福祉センター島本が開設されますが、障害者福祉金、難病者福祉金が廃止となり、個人給付から福祉サービスへの移行をする方針の中核を担っていただき、本町における障害者福祉施策がこれまで以上に充実したものとなるよう、事業者と緊密に連携を取っていただくことを要望いたします。

廃園となりましたやまぶき園については、被災建築物応急危険度判定で要注意と判定されていること、また利用していなくても年間約 90 万円ほどの経費がかかることから、施設の撤去後の方針も含め、早急な検討を求めます。

「保育基盤整備加速化方針」に基づいた第四保育所の耐震対策並びに就学前児童の待機児童対策については、児童の安全を最優先にふれあいセンターの整備を進めるととも

に、人員の配置については手厚い配置をすると、委員会の質疑で答弁をいただいております。これにつきましては、この後、改修工事案が提案されると思いますが、もし、それが可決された後でも、やってみなければわからないこと、利用してみなければわからないことも多々あると思いますので、現場の保育士さん達と密接に連携を取りあって、柔軟な対応を求めていきたいと思っております。

また、保育所に入れなければ働くことができない、育児休業の期間が過ぎれば復職ができないなど、生活に直結する切実な声を真摯に受け止め、ハード面での整備だけではなく、保育士の処遇改善や、定員に余裕がある施設などについては配置基準を国基準に見直すなどの特例的な対応を含め、あらゆる可能性を検討していただきたい。

この保育士の人材不足による待機児童の問題でございますが、保育士の処遇改善、これについては、これからもしっかりと行っていただきたいと思っております。当然のことながら、これについて処遇改善を行うことによって、全国的にも保育士の裾野が広がって、人材が豊富になるように頑張りたいとは思いますが、これが直ちに結果を出すのかと言われると、それは決定打になり得ないだろうというふうに思います。また、他の市町村でも同様の取り組みを行っていることから、本町だけが特化したことをやっても、また追いついて、また本町も追っかけてみたい、イタチごっこになっていくことが当然想定されますし、それで各自自治体が疲弊していても致し方ないというようなことになると思います。また、これにつきましては、今後、しっかりと取り組んでいただいて、処遇改善していただくのも当然です。

それと保育士の配置基準、これにつきましても、児童の皆さんに対して手厚い配置をしてやるというのは、当然、いいことだと思います。それと定員につきましても、今、厳しい状況でやっておりますけれども、手厚い保育士の配置、広々とした保育環境、これは当然私たちもやっていきたいですし、町長も委員会の質疑の中でも保育の質の担保というようなことをおっしゃっておられますけれども、目指すべきは保育の質の向上であります。これについては当然やっていきたいし、皆さんの理想とするところに否定をするものではございませんけれども、片や働くことができない人たちもいます。

保育所に入ることができなければ働くことができないというのは当然でございますし、もし働くことができなければ、保育所に入って働いている人たちとの間に明確な格差が生まれてくるであろうというふうに思います。これは大きな目で見えていきますと、当然、子どもの貧困の問題にも繋がっていくような問題でしょうし、働くことができなければ生活に直結した課題、これにどうやって対応していくのかということになると思います。いろんな方に向けて自立支援策というのをいろいろ施策をしていますが、自立支援を促進していったって、最終的に繋げていくのは、結局就労ですよね。この就労できることによって自立支援を進めていくのに、就労し得ない方々を置き去りにするというのは、絶対に許すことができないと考えております。

保育の質の担保も向上も、当然、私たちもやりたいですし、理想とするところではございますが、かといって誰一人、そのことによって置き去りにするというのは駄目であろうと。その人達の生活をしっかりと守っていく。それで頑張ってもらって、子ども達をしっかりと育てていただく。これを支援すべきであると思います。そして、「保育基盤整備加速化方針」、これを今、打ち出しております、これをしっかりとやっていただきたいとは思っております。それが一定整備されて、待機児童が解消されたら、もう一回、考えたらいいんじゃないんですか。その段階で、また新たに、配置基準もそうですし、広々とした場所で子ども育てて、今、そこで保育受けておられる方、当然いいですよ。そこを僕たちも子ども達のこと、しっかりと守ってあげたいし、良好な保育環境でしっかりと保育してあげたい、育ててあげたい、当たり前じゃないですか。その中で、片や置き去りにされている方、これを見過ごすというのはいかななものかというふうに思います。それこそ悪い冗談ですまない、生活に直結する課題であるというふうに考えております。それにつきましては、委員会でもいろんな議論ございましたので、今後、しっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

また、文化祭事業実行委員会につきましては、開催する施設であるふれあいセンターの状況が大きく変わるため、これまでと同様の事業をすることが難しいと想定されることから、例年よりも前倒しの日程で実行委員会を開催し、丁寧な説明をされるよう、お願いをいたします。

不登校相談支援事業については、月1回の開催で、不登校の児童の保護者の方々が情報交換できるように、新たな取り組みとして予算計上されていますが、短期間では問題の解決が難しいと想定されることから、継続的な取り組みを求めるとともに、児童への直接の対話を行うアウトリーチの取り組みも併行して行っていただくことを要望いたします。

補助教員の任用については、40人のクラス編成に支援学級の生徒が含まれないため、これまでは事実上40人以上になってしまうクラスが存在いたしましたが、本町独自施策として補助教員を任用することにより、小学校6年生のみではありますが、40人以下のクラス編成が可能となることとともに、積極的な姿勢を評価をいたします。

消防本部につきましては、救急救命士の適正な配置を進めるとともに、火災や救急のみならず、昨年の大阪北部地震や台風21号などの被害を受け、災害に対する意識がこれまで以上に高まっており、職員の皆さんには日々研さんをしていただき、安心・安全なまちづくりに貢献していただくことを、お願いをいたします。

委員会の予算審議において、待機児童対策の方向性について異議があるのも事実でございますが、予算計上されているものにつきましては適正であると認めるとともに、人員の配置、財政の整合性等、多くの制約がある中ではございますが、今回提案された各事業の実現に向け努力していただくことを要望し、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算におきまして、賛成の討論をさせていただきます。

歳入歳出総額115億2,900万円、予算規模といたしましては前年度の当初予算に比べ4億6,000万円、率にして4.2%増となっております。

土木費におきましては、主に町道高浜1号線歩道拡幅設計業務、また町道水無瀬鶴ヶ池4号線歩道拡幅設計業務には、大変評価いたします。特に町道高浜1号線におきましては、水路上に歩道を設置するための予算でございます。実施設計におきましては、長年、住民が望まれていたことでもあり、評価いたしたいと思っております。また企業の空中通路におきましては、近隣住民が反対する中、一企業だけのために行うことは、ぜひ、やめていただきたい。これは重ねて申し上げますが、ぜひ、よろしくお願いいたします。行うのは、やめていただきたい。

民生費では、子ども医療費助成の拡充では、平成32年1月1日施行でございます。通院費助成の対象を中学3年生までに拡大されました。また、それに伴いまして水道料金の助成、難病者福祉金、そして障害者福祉金は、「第6次行財政改革プラン」に基づき、この三つの事業に関しては廃止されるとのことです。

また、やまぶき園におきましては、31年度、取り壊しをしないため、光熱費ほか合わせて90万円が計上されておりました。今後は、早急なる取り壊しの検討を要望したいと思います。

地域包括支援センター運営委託のための審査委員会の事務が、計上されておりました。

また、ふれあいバス業務におきましては、運行目的が高齢者等の町内への外出支援に変わったことは評価いたしますが、タクシー会社、また阪急バス等の企業の意見もしっかりとお聞きしたうえで、事業を進めていただきたいと思っております。これに関しましては若山台行きの阪急バスの本数が非常に少なくなっているという、この原因もあげられますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。また、理解されての運行を、ぜひお願いいたします。

風しん感染防止、39歳～56歳男性の抗体検査と定期予報接種の、これは3年間は無料ということです。このことは国・府とも実現できたことは、良かったことだと思っております。

教育費に関しましては、小学校6年生におきまして、支援学級在籍児童を含めた40人以下学級を編成するための補助教員を任用することは、大変評価いたします。

第二幼稚園解体事業におきましては、アスベスト除去は十分に注意を払っていただきたい。また、申し上げておりましたが、桜の樹木はできるだけ残していただくよう要望いたします。

学校の非構造部材の点検は、3年に一度・目視とのことですが、高槻市で塀が落下、

幼い子どもの命が奪われてしまったこと。そのことを考えると、十分なる点検が必要かと思しますので、ぜひ、危険な場所、危険な塀の撤去は早急をお願いしたいと思います。

虐待におきましては、国からの緊急調査、本年に入って2週間以上休んでいる子どもの調査が行われたと思いますが、対象になる子どもさんがおられないとのことでありました。これに伴いまして、全国共通ダイヤル189が無料となりますので、ぜひ、このとも住民の皆さんへの徹底をよろしくをお願いしたいと思います。

委員会でも申し上げました。私は、委員会では保留にさせていただきました。このことは、私は質問はいたしませんでしたが、保育所の配置基準です。島本は町基準で手厚く行っておられます。これはほんとに素晴らしいことだと私は思っております。でも、今、島本では府下で一番多い待機児童を出しておりますので、落ち着くまでの間、5年間だけでも暫定的に国基準に返して、お母さんが働ける環境にしてあげることも必要ではないかと私は思っております。これをいつまでもするというわけではなく、一時、この5年間だけでもそのような形にして、また町基準に戻すということも十分考えられると思しますので、緊急的に、これはお願いしたいと思っております。

消防におきましては、全面的に賛成するものでございます。

最後になりますが、第四保育所の子ども達がふれあいセンターで保育されることとなりました。子ども達が安全で生活できるように、全面的に、これは町をあげて取り組んでいただきたい。このことを最後に要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第21号議案 平成31年度島本町一般会計予算に対し、自由民主クラブを代表し討論を行います。

平成31年度の当初の歳入歳出総額は115億2,900万円で、昨年度より4億6,000万円の増額となっております。この4億6,000万もの増額理由として、町は、子育て支援対策として実施する認定こども園の施設整備補助や民間保育園への運営補助、またし尿処理施設撤去費用等を示されております。また財源不足を補うため、財政調整基金より認定こども園の施設整備等の建設事業の増加や民間保育所への運営助成、社会保障関係の扶助費の増大などに3億4,055万6千円を繰り入れ、また緑地公園住宅にかかる町債償還に減債基金から5,000万円、そして清掃工場の整備や衛生化学処理場解体に、中・小学校施設の改修並びに橋りょうの改修にかかり公共施設整備積立基金から1億1,374万5千円。各基金から総額5億430万1千円を取り崩す見込みとなっております。次に町債においては、起債発行額を10億9,500万円、元利償還金額に10億300万円を見込まれております。年度末には、町債残高は116億5,200万円にもなる見込みとなっております。

こういった土台の予算編成の中、詳細においては、できるだけ絞り込んで述べるよう

にいたします。

私たち島本町民の生活のうえで、水の源であります、また自然災害においても一番山林が大きな影響を与える。島本町においては7割強を占める山間部ですが、森林環境税から譲与が31年度から、森林整備等に対し、毎年歳入されます。31年度は182万3千円の譲与見込み。森林整備においては多額の費用が必要となるため、本町とされては基金に積み立て、再度構築を進めながら一定金額になった時点で、の回答がありました。どういった事業にされるか、まだ今のところははっきりしておりませんが、もちろん森林保全整備基金に積み上げられて一定の金額という部分というのがわかりづらいところではありますが、現在では8,400万円ほどの基金となるということになると思われま

しかし、以前から申していますように、森林整備にするにも、根本的には境界明示がすべての課題にかかるということを訴えてまいりました。今でも遅いのですが、これ以上先延ばしにすれば、さらに境界明示ができなくなります。いつ起こるかわからない震災、自然災害等に、町民の安全・安心のために、町長に覚悟を決めていただいて、境界明示事業を進めていただきたいと指摘しておきます。

「第五次総合計画」の策定に向け、審議会等を進めていただいております。参画されている方々から、種々、いろんなお声をお聞きします。ご意見も多様化している時代です。町民の皆様の取りまとめというのは大変になろうかと存じますけれども、今後ともサポートの努力を願いたいと思います。

空家等実態把握調査の情報をもとに、空家等対策計画を策定されますが、委員会でも述べましたように、空家だけではなく空店舗において、現時代では活用の仕方によっては、空家なのか空店舗なのか、この点というのははっきりとした境目もありませんので、一定の視野を入れながら策定をしていただきたいと思います。

次に、水無瀬鶴ヶ池3号線や高浜1号線の歩道拡幅設計をされます。もともとは農道として活用されていた時代——高浜ですね、特に高浜の道路幅の狭さや見通しのしにくい道路であるという部分も、たくさん他にあります。この1号線以外でも、通行量が増加するだけではなく、お聞きしてるには耕耘機が曲がりきれない、また道路に入りきらないと、農業用の機械も苦心をされているという声をお聞きします。たしか25年ほど前だったか、20年か30年ほど前にも、一定、こういった時代を見据えて拡幅の案というのが話が出ていた時代があります。当時では、先々の必要性は感じられなかったであろうと、地元の意向は賛成しかねるお声のほうが多かったと認識しております。現在、農業をされている方々も高齢世代となり、機械に頼らずできていたことが、やはり機械に頼っていかなければやっていけない、持続していけないという状況にもなっておりま

ますので、さらには後継者不足の問題など含めます。

また、高浜のその道路の経年劣化もありますし、こういった高浜地区の道路の整備だけではなく、町全体ではありますが、拡幅には水路を活用する手法しかできないような

道もまだ多々残っております。今後も行政として、水利組合との交流、意見交換などもされ、また自治会とも連携を取っていただき、継続していただきたいと思っております。

次に、風しんが流行っている状況において、政府も、抗体保有率が80%と低い世代の39歳～56歳、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方々に、国からの補助率2分の1を活用し、風しん抗体検査と定期予防接種をされますことは、一定評価します。ただ、クーポン券となるという見込みのお声も結構聞いておりますので、事務的には大変な処理にもなってくるかと思っておりますが、今後とも努力を願いたいと思っております。

そして、先ほど条例改正もされました子ども医療費助成の拡充において、喜ばしいことと一定評価いたします。しかし、府の補助金は就学前であること、また市政レベルや町村レベルとの違い、そして助け合いの相互扶助のご負担いただく立場の方々の負担軽減にも、自主財源の確保のご努力、また健全財政運営のご努力を、引き続きお願いいたします。

地域包括支援センターの運営委託事業者の選定をされる31年度になりますが、32年度からの民間委託での事業実施に、慎重審査と、遅れが出ないように努めていただきたいと思っております。

障害者施策においては、安全・安心に、施設について訴えてまいりましたやまぶき園から、新たな障害者地域生活拠点等施設が間もなく開設されます。事業サービスを拡充される形でできることは何より喜ばしいことではありますが、地域密着となれるよう、初期期間は行政としてのフォローアップも必要であり、頼れる、まかされる、お互いのパートナーシップを構築する1年であるように、お願いしておきます。

また、先ほどもありましたように、やまぶき園の跡地は当面そのままであり、年間の維持管理に90万ほどのランニングコストがかかってまいります。早期に手を打っていただきたいという思いもありますが、以前の塵芥処理施設であったことも含め、庁議全体での議論を進めていただきたいと思っております。

ご要望が続いていた小学校新入学の生徒学用品等の支給において入学前に支給できるよう改善されることや、第一小学校屋上防水改修設計と、同じく第二中学校の外壁及び屋上防水改修することを、一定評価します。委員会でも述べましたが、校舎の維持管理においては、ちゃんと計画性を持っていただきたく、教育関係の施設の全体像でもかまわないので、まずは整備計画の策定を、教育委員会で策定を願いたいと要望をしておきます。

中学校のICT機器整備事業においては、後から「もったいない」という整備にならないように指摘、より種々の情報収集や台帳整備などを願います。

第二幼稚園の解体撤去において、解体事業者との現契約では、桜の樹木の伐採も含まれているのでしょうけども、桜の木の子孫の話も出ておりました。樹木は、すぐ育つわけでもないですし、移植するにも費用がかかりますので、老木と言えども、ぜひ活用し

たいという声が出てくるのか、また地域の方々の声もありますので、事業者が選定されたならば、解体事業者や町や、またその選定された事業者と一定の協議なり話し合いをされることを要望しておきます。

次に、町長の「保育緊急事態宣言」「保育基盤整備加速化方針」についてでございます。これが出るときに、大変なことになるということは安易に想定できましたので、拙速には反対したものの、町長としては、町長の権限でさせていただくという答弁に決意を感じたところではありました。

この町内に混乱を招いている状況ではありますが、町長の公約でもあります待機児童ゼロは、大阪府内でもワースト1の待機児童。この31年度でも待機児童になった方々からの声、生活に直結する問題に、我々も大変、声をいただいております。要は、箱物以外という対策が未だ示されていない状況であります。委員会でも、29年度の決算でも、一般質問でも、保育士の配置基準について、「例えば」ということで話も出ささせていただきましたが、他の自治体の配置基準の調査も答弁がもらえたところではあります。が、保育士不足の今、民間事業者でも保育士配置を国基準にすることにより、島本町の保育士処遇への補助金35%、これが減額されるなら民間も賛同はしないだろうというのは、我々でも安易に想定ができることであります。

しかし、町長の公約でもある「待機児童ゼロ」を、本来は目指さなければならないはずであります。委員会でも指摘されたように、例えば、我々は、皆さんのようにほんといじって欲しくない、同じように言いたいですが、保育所に入所・入園できなかった方々、この方々の生活もあります。要は、入れた方々と入れなかった方の格差というものがやはり生まれてくるというのが、今の島本町の現状でありますので、ここにおいて、町としては少人数だからと見捨てないでいただきたいと思えます。やっぱり島本町の相互扶助、助け合いの精神で、今までこの島本町が担ってきたことに、どうか、その精神を思い出してもらいたいということを申し上げます。

要は、今の補助金の使い方をもう少し柔軟性を持たすとか、緊急事態補助金を創設するなど、時限措置でもかまわないですし、一定の、せつかく町長の公約でもあげていらっしゃるんですから、行政としても、それをバックアップしていかなければならないと。我々としても、やはり保育所に入れたい皆様、親御様からの声をほんとに聞きますと、入れた方々だけでいいというわけではないということで、皆様に嫌われてでも、保育士基準に一定見直しをしなければならないのではないかとすることは投げかけさせていただいております。判断されるのは確かに行政ではありますが、せめて6対1と4対1の間の5対1を持ってくるとか、それとも今の民間に出している補助金の、先ほども述べたように、もうちょっと柔軟性を持たせた補助金にしていく。一定、こういったことを、とことん皆さん、あの手この手で議論をいただきたいということをお願いしておきます。

また、最後になりますが、この予算とは直接関係しませんが、平成31年度は10連休

とか、大型連休があるような状況において、ごみの問題や町内の病院等の問題があり、国から各自治体に対して万全を期していただきたいというような要請なりが、また降りてくるだろうと思われまます。その点も踏まえ、予算と関係ない部分であっても、島本町の町民の生活において一定の対策を期していただきたいと思ひます。

最後に、ほんとに保育士基準をいじらなくて済むのであれば、我々だっていじって欲しいと思ひているわけではないです。ただ、保育所に入れな方々と入れる方々の格差においてご努力をいただきたいということをお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 21 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第 21 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 0 時 41 分～午後 1 時 40 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川嶋議長 引き続き、第 22 号議案 平成 31 年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 22 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 22 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 23 号議案 平成 31 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 23 号議案 2019 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対しまして、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

2018 年度から、国民健康保険が都道府県化されております。都道府県が算定する標準保険料率を基礎にして、市町村が保険料を決定する仕組みに変わりました。これによって保険料引き上げが多発する事態を緩和するために、ここ数年来、政府は 3,400 億円の公費投入を行ってきていることは十分にわかっております。この結果、地域によっては保険料の増加が抑制されてきたということもありますし、2018 年度において島本町も一定、連続値上げがストップし、引き下げに転じたということに繋がっております。

ただし、この 2019 年度から、いよいよ 6 年かけて一気に保険料は値上げをするという様相が目立っております。首都圏 4 都県と、愛知・大阪・京都の 3 府県の市町村の状況の中で、島本町も例外ではありません。議員に配られております 2019 年度の国民健康保険事業特別会計予算案の説明書の 1 ページにもすでに示されているとおり、年間保険料 1 人当たりは 11 万 618 円、前年度比 7,514 円の値上げ、率としては 7.3% 増という、大幅な値上げというふうに私は認識しております。これは大阪府の統一保険料を先行した形が、早速、私たち島本町にも影響が及んでいるということであり、島本町としてはまだ検討の余地ありというふうに私は考えております。

人びとの新しい歩みの資料請求によって、国民健康保険運営協議会の要点録及び添付資料が閲覧資料として提起されています。その中を見ますと、ほぼ全階層が値上げという新たな年度を迎えようとしております。その点について、反対の理由として述べさせていただきます。

この件については、すでに全国知事会、市長会、町村長会からも、国の補助の大幅増額、公金の投入、そして子どもの対象者の軽減策を求める強い要望書があわせて出されていることは、新聞報道などにより明らかです。すでに地方公共団体すべてが、この国保の値下げに繋がる国の措置を求めているということ。あとは安倍首相と政府が判断すれば、この大幅値上げを抑制することができるというところまで至っております。それほど、今、国民健康保険会計の構造的な問題が明らかになる、この年度だというふうに思いますし、この変わり目のときには、やはり、いろいろ町の努力としては認めるところもありますが、反対とさせていただきます。

国民健康保険の被保険者にとっては、むしろ、消費税の増税よりも国保料のアップのほうが打撃になるという地域もある。そして、この島本町でも、そういった被保険者世帯が現れるということが容易に想像され、全国的にも今、懸念がされています。そのことを強く申し述べます。

また、これも人びとの新しい歩みの「要望がわかるもの」、資料を請求していただいた中でわかりました。高槻医師会から——これは保健事業に関して申し上げますが、胃がん検診の内視鏡検査の導入を島本町に求めるという要望書が出されておりました。これ

については、かねてから私も国保の、国保だけではありませんが、がん検診の無料化ということと言えますと、保健事業の中で胃がん検診の内視鏡検査は私1人が言っているわけではなく、高槻医師会が求めてきたということが、この資料によって明らかになっておりますが、従前では、その点は明らかにされてきませんでした。

その点については鋭意努力をしていただくことを強く求めまして、この値上げ初年度、統一保険料の値上げのスタート地点ということでは、やはり国や大阪府に声をあげていただきたいということも大きな理由として、反対討論とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

統一保険料2年目の国保の予算です。前年度に比べ年間1人当たり7,514円、保険料が増えます。昨年度、統一保険料導入の際に、保険料が一時的に下がった理由は、推計が甘く、算定値が過少に出た結果であるとの分析・説明でした。制度改革、統一保険料により持続可能な医療保険制度を構築し、より安定した保険料に繋がるはずでしたが、先行きが大変不安です。今後の保険料の変動、値上げが懸念されます。

国保は、加入者における高齢者の割合が多く1人当たりの医療費が高い、加入者の所得が低く保険料負担が重い、収納率が下がっているなど、財政上の構造的な問題の多い制度です。制度改革により、これらが解消されるかという点、はなはだ疑問ではありますが、公的医療保険の中では加入者の所得基準が最も低く、セーフティネットとして医療を保障している必要な事業予算です。

島本町としては、引き続き保健事業と医療費適正化に取り組んでいただきたい。また、医療費抑制、加入者の健康増進のため、これまで以上に禁煙に繋がる施策に取り組んでみてはいかがでしょうか。このことを求めて、賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第23号議案 平成31年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

本件については、保険者の大阪府から示された平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定にかかる係数等に基づいて編成された予算額33億50万円が計上されており、前年度に比べ1億5,900万円の減額になっており、率にして4.6%の減であります。

歳入の保険料については、大阪府から通知された市町村国保事業費納付金に必要な額を保険料として賦課する仕組みとなっています。本年度の保険料については、前年度に比べて一般被保険者の保険料総額は359万5千円の減額となっています。また、府補助金においても1億6,857万2千円の減額になっており、全体としては1億5,900万円の

減額になっております。

歳出において、総務費の増額については、平成 31 年度にオンライン資格確認システム導入に向けたシステム改修費などが計上されており、また保険給付については、大阪府から通知された医療費総額をもとに過去の実績を勘案して推計されており、その結果、一般被保険者医療給付については 19 億 2,290 万 2 千円を計上しており、前年度に比べ 1 億 1,127 万 4 千円の減額となっています。

疾病予防費については、本町が実施している各種健診の自己負担金助成、前立腺がん検査、ピロリ菌検査、人間ドック助成、医療費分析などの医療費適正化関係業務などに 1,399 万 8 千円が計上されており、今後、被保険者の特定健康診査の保健事業を一層充実させ、被保険者の健康づくりを推進していく中で、医療費の削減、被保険者の負担増の抑制に繋がる取り組みに期待をして、賛成の討論とします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 23 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第 23 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 24 号議案 平成 31 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 24 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 24 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 25 号議案 平成 31 年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第 25 号議案 平成 31 年度島本町介護保険事業特別会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

全国的な少子高齢化とともに、要介護・支援の高齢者が増加する一方で、それを支える現役世代が減少傾向にある中、介護保険については持続可能な制度設計と、介護支援サービスの質・量の充実が求められています。

本予算では、これまで町の直営でされてきた地域包括支援センターの民間委託に向けた取り組みが行われます。これに伴い、センターの公正かつ中立な運営を確保するため、島本町介護保険事業運営委員会が、地域包括支援センター運営協議会として明確に条例の中に位置づけられました。また、地域包括支援センターの運営方針も策定するなど、制度設計も進んでいます。

この民間委託がサービス利用者の利便性に繋がり、公平・公正性が保たれるよう、またセンターの機能強化が真に行われるよう、慎重に事務を進めていっていただくことを求めて賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 25 号議案 2019 年度島本町介護保険事業特別会計予算に対しまして、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

介護保険制度に予防給付、要支援 1・2 が導入されて以来、地域包括支援センターが設置をされています。私自身は設置されて以来今日に至るまで、例えば町内での年長者への家族による虐待、経済的な搾取などの事例、警察などの介入が困難な事案について、個人情報保護を守りつつ福祉事務所等との緊密な連携で救済を図る。あるいは認知症での徘徊事案での通報への対応、あるいはがん末期患者の退院後在宅生活の介護ベッド導入の手配などの迅速さ、さらに認知症や精神疾患を持つ要介護者と近隣とのトラブルの調整など、少なくない、迅速かつ専門性の高い業務を目の当たりにしてきた 1 人として、この予算については項目上には問題は見受けられませんが、この予算の最終的な、年度末に果たそうとされている地域包括支援センターの民間委託については警鐘を鳴らしたいと思っております。

先ほどの条例審議でも一部申し上げましたが、はたして時間外や休日の対応が困難だったからという主たる理由だけで、民間委託にしてしまって本当に良かったのか、その方向へ進めて良かったのか。先ほど紹介をいたしました一部の事例ではありますが、島本町直営だからこそ対応できた事例のほうが、かなりあったのではないかと推察をいたします。

また、思い切って民間委託にするのであれば、24時間・365日の対応を可能とする介護特別養護老人ホームや、介護老人保健施設との運営主体での施設の併設というふうなイメージを持っていた町会議員や、また運営委員会の関係者は少なくなかったと思われます。しかしながら、過日の3月18日の介護運営協議会で示された島本町地域包括支援センター運営業務仕様書の概要案、これは未だ傍聴された人以外は、町会議員の手元には明らかにされておられない内容ですが、この点について土曜日、そして日々18時までの開設時間の拡大に止められた仕様書については、当然、第一印象として、この仕様の範囲に違和感を持たれた運営委員の方は少なくなかったと思います。最終的には理解を得られているというふうに執行部のほうからは説明を受けておりますが、「第7期介護保険事業計画」に対しての明記をし、地域包括支援センター民間委託については拙速であるというふうに思われます。

ただし、予算に計上された費目に関しましては、「第7期介護保険事業計画」から始まっております総合事業の移行について、現時点では介護者、家族や利用者の実態に即した対応をされていること。他市のような強力な総合事業への移行というやり方ではなく、島本町の要支援者一人ひとりのニーズを見極めての進捗であるというふうに評価をするものであり、予算計上の費目については何ら反対する理由はありません。

ただ、民間委託については引き続きそういった点を、本来であれば一つひとつの事例について、町直営であれば、あるいは民間委託であればということ、しっかり検証してから先に進めていただきたいかったということ強く申し述べまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第25号議案 平成31年度島本町介護保険事業特別会計予算について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

本件については、予算総額が25億3,500万円となっており、前年度に比べて1億8,200万円の増額になっております。率にして7.7%の増額であります。平成31年度は「第7期島本町介護保険事業計画」の中間年度であり、計画に沿った予算計上をされたものと思えます。

高齢者が毎年増え続け、65歳以上の方は平成29年度では8,352人となっており、27.3%の高齢化率になっております。今後も、介護予防の視点に立ったサービス提供基盤の整備と給付の適正化に努めていただき、高齢者が健康で、安心して、住み慣れた地域で

暮らせるよう、在宅生活を支えていただきたいと思います。

また、本町では介護予防事業として「いきいき百歳体操」、また「かみかみ百歳体操」などのほかにも、長年にわたって行われている事業があることから賛成の討論とします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 25 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 25 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 26 号議案 平成 31 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 26 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 26 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 27 号議案から第 31 号議案までの平成 31 年度島本町各財産区特別会計予算(5件)に対する討論を一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案5件に対する委員長の報告は可決であります。

第27号議案から第31号議案までの5件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第27号議案から第31号議案までの5件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

給水開始から60年、水道事業は農村から都市へと島本町が発展する、その礎を築いてきました。洋酒づくりに最適と言われた地下水を水源とする水道水は、「島本の水はおいしい」との評判を生み、人口増に寄与してきたと、島本町史には記されています。

都市的機能の整備に、上水道の建設は必要不可欠でした。水道事業は、地域の水脈との関係性の中で培われてきたもので、今後もこのことに変わりはありません。全国的課題である老朽化対策は広域化で助け合い、効率化を図っていく。しかし、水道事業については、各地域の水源によって、各地域が決めることです。

「水道法」の一部改正により、民間企業による水道施設運営事業が可能になりました。地方公共団体が保有する水道インフラを使って民間企業が事業を行う権利を取得することが可能になりましたが、世界に誇る日本の水道事業を事実上手放すものであり、断じて認めがたいことです。水道事業はまさに日本の誇り、大きな強みなのです。上下水道部の皆様は、市民の命と暮らしを守っていることを、どうぞ、誇りとされてください。

上下水道事業は公共事業、民間に売り渡してはいけない、コンセッション方式など論外。「地域水道ビジョン」はそのことを十分以上に踏まえたくて策定されるよう、強く求めておきます。

以上をもって、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言

を求めます。

河野議員 第 32 号議案 2019 年度島本町水道事業会計予算に対しまして、日本共産党・河野として賛成の討論を行います。

まずは、この会計に対して検討すべき点を先に申し上げます。

大綱質疑でも申し上げましたように、「地域水道ビジョン」の策定業務が債務負担行為等に示されております。その点については、府域一水道に繋がってきたビジョンでもあると認識しております。広域水道企業団に統合の方向性が今、進められている中で、統合がバラ色ではないということや、また 6.18 の大阪北部地震の際、広域水道企業団の水道が 24 時間断水したこと。このことについては原因特定がされていなかったと聞いておりましたが、過日、2 月 28 日に技術研究発表会、報告会、大阪北部の地震における管路破損原因調査報告というものが出されたというふうに聞き及んでおまして、ちょっと手元に取り寄せております。専門的な詳細についてはまだまだこれから——私自身はそうですが、実質的には島本町以上に、布設後 50 年を経過するなどの管の腐食が進行しているなどが示されていたり、原因は特定されたところではありますけれども、水道の統合に伴って、今後、町村の持つ浄水場が遠隔操作などを検討されているという向きもあるように聞いております。

こういった課題も含めて、「地域水道ビジョン」については厚生労働省の示す指針のとおり、住民参加の仕組みを持って策定をしていただきたい。また、こういった課題があったことを歴史も含めて住民と共有しながら、前回ビジョン策定のときにはパブリックコメントを取られたと聞いておりますが、今回の策定においてはパブリックコメントだけに止まらず、住民参加で策定をする、国の指針どおりの進め方をやっていただきたいということを求めておきます。

もう 1 点、ございます。2016 年度から 2018 年度に、大藪浄水場や上下水道部庁舎周辺で様々な工事がありました。この工事での近隣住民からの多くの要望や苦情、紛争に繋がったというふうには今のところ認識しておりませんが、そういったことについては、水道事業については日常的に騒音測定をする、あるいは大がかりな周辺家屋に影響を与えるような工事の際には家屋調査を常に備えておくということを、平常業務の一端としていただくことを強く求めておきます。

最後に、賛成、評価すべき点ですが、大小様々ございますが、1 点はボトルドウォーター製造業務の 104 万でございます。地下水 100% の水道の体験をかねてから要望し、2 年前から水道週間の際に地下水 100% 体験に取り組んでいただき、そして来場者も 5 ～ 6 人だったものが一気に 200 人に増えるなど、島本町民や町外の方から、島本町の水への関心の高さを明らかにしたところです。

この点、ボトルドウォーターを普及されるにあたっては、島本町がかつては地下水 100% の水道を有していたという歴史を広く住民に周知していただきたいと思います。もう、

ご存じない方もたくさんおられますし、飲んだことがない方もたくさんおられます。ぜひ、その点はよろしく願いいたします。

また、子どもさんなどを対象に、琵琶湖の水、広域水道企業団の水道と、島本町の地下水とのメリット・デメリットなども情報共有できるような豆知識や葉を添えるというふうに、このボトルドウォーターに対しても可能な限り工夫をすることを検討していただきたいことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算について、自由民主クラブを代表しての討論をいたします。

主な平成31年度の施策については、第一曝気塔の新設工事、上下水道部庁舎や大藪浄水場管理棟の改修工事、若山台の低区配水場に関する諸工事といった工事実施などが予算計上されています。老朽配水管布設替え工事の実施は、平成26年度「水道管路更新等計画」により10年間で実施されるものですが、平成30年度末での進捗は約33%見込みであるとのこと。各重要設備の修理などが終了次第、平成35年度での計画終了に向けて残り約5年での速やかな対処を期待いたします。

新しい水道料金の支払いについて、LINEペイを選択肢として追加すること。現在、コンビニ収納が一定の選択肢として収納率に寄与している側面があります。メリット・デメリットを比較検討された際に、現在、コンビニ収納を運用いただいている収納代行サービス事業者を通じての利用でありまして、運用面での安全性は担保されているとのこと。ただ、各個人がお持ちの携帯電話やスマートフォンは電子決済機能が使用できる便利さがある反面、紛失や盗難、乗っ取りといった不安要素があるのも事実でありますので、4月からの実施に向けて緊密に事業者様との打ち合わせ、お願いいたします。

水道事業の60周年記念として地下水100%ボトルドウォーター500ml・4992本の予算計上もされております。6月の水道週間に向けて準備されるということですが、ほかに農林業祭や島本マラソンなどの町外の方が参加される際に使用されるといった、部署を超えて活用できるようにご配慮もお願いいたします。

今後も住民の皆様が安心して飲める水の安定供給、そして料金の維持にご努力いただきますとともに、島本町の魅力を伝える手段としての水資源活用に関しても注視してまいり、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第32号議案 平成31年度島本町水道事業会計予算に対しまして、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

今年は、水道水の給水開始から60年の節目の年を記念して、地下水100%のボトルドウォーターを作成し、水道事業のPRをされること。また、水道料金及び下水道使用料の支払いの利便性向上のためにLINEペイの導入をはじめ「水道管路更新等計画」に

基づき老朽配水管の布設替えを図るとともに、大藪浄水場管理棟の改修工事や施設の耐震化等に向けた取り組みを進められることに、一定評価をしております。

今後とも水道事業の使命である、安全で、おいしく、低廉な水道水の安定供給及び効率的な業務運営に努力をされることをお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 32 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 32 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 33 号議案 平成 31 年度島本町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 33 号議案 平成 31 年度島本町下水道事業会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

平成 31 年度は、「地方公営企業法」を適用し会計制度を変更する年度。これまでの特別会計から事業会計に移行します。営業費用、営業外費用、建設改良費等、必要なものと認め、概ね妥当な予算編成であると判断しております。

建設改良費約 7 億円弱のうち、五反田雨水幹線軌道横断部の工事については、J R 西日本に委託して行われますが、予算額 3 億 7,211 万 9 千円と、大変大きな規模になります。鉄道の軌道横断部という難工事に関わることは、若手職員にとって、自らの見識と経験値を高める滅多にない機会になると考えています。工事の進捗、鉄道事業者との協議内容など、課内での積極的な情報共有を求めておきます。

マンホール蓋の取り替え工事、島本 1 号汚水幹線改築工事、山崎ポンプ場放流にかかるゲート取り替え工事など、すべて安心・安全対策のために不可欠な事業です。特に、山崎ポンプ場放流に関わるゲートの不具合が今回確認されたことは、近年の桂川の水位上昇、バックウォーター現象に備える災害対策として極めて重要と考えます。完了が雨期までには間に合わないとのこと、現行のゲートの現状確認を怠らず、大雨に備えて対

策をお願いいたします。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第33号議案 平成31年度島本町下水道事業会計予算について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

平成31年4月1日から「地方公営企業法」の全部適用となるため、会計制度が変更され、前年と比べ、表現等が大きく変わりました。収益的収入は8億4,270万、支出は8億3,360万円で、910万円の黒字ですが、他会計からの補助金8,706万9千円が含まれています。

また、資本的収入は8億7,151万3千円、支出は12億500万円で、不足額3億3,348万7千円については引継現金等や当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度損益勘定保留金によって補てんするものとしています。また資本的収入には一般会計から1億8,595万6千円の補助が含まれ、下水道事業については使用料だけで対応できず、他会計からの補助金に頼っている現状です。本来、下水道事業の経営は独立採算制が原則で、その経費については、その事業に伴う収入によって、自主性を持って事業運営を継続していくことが原則です。

平成31年度の汚水整備については、山崎五丁目及び高浜二丁目の一部の区域の1.2haを整備し、排水区域を304.1haと拡大することを一定評価しますが、残りの未整備区域の大半を占める桜井地区についても、し尿処理量を削減できるよう、早期に効果的な整備を行うことを要望します。

資本的支出の委託料については、淀川右岸流域関連公共下水道事業計画変更業務、公共下水道五反田雨水幹線工事（軌道部分）工事委託、公共下水道島本2号汚水幹線ほか管内調査業務、また工事請負費については公共下水道汚水幹線築造工事、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第2期）、公共下水道マンホール蓋取り替え工事、公共下水道島本汚水幹線改築工事、山崎ポンプ場放流ゲート取り替え工事等があります。

既存の汚水幹線の改築工事や管内調査については早期に完了し、老朽化の進んだ他の汚水管についても先手管理で維持管理をお願いします。また、公共下水道五反田雨水幹線に関する工事については、水無瀬地区等の浸水被害に大きな効果をもたらす減災対策で必要なものと判断しますが、工事が安全第一で、遅延なく完了することを要望します。

また、他の予算についても住民の安全・安心に繋がるものと判断し、賛成の討論とします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第33号議案 2019年度島本町下水道事業会計予算に対しまして、日本共産党・河野として賛成の討論を行います。

全般的にわたって雨水幹線の整備等、必要な工事費用、委託料等が計上されているものとして賛成するものですが、そのうち、当年度に関わっては検討を加えるべき点もあります。

まず、債務負担行為に関する調書で、下水道事業経営戦略策定業務 1,300 万円が提示されています。これは総務建設水道常任委員会でも一定質疑があったというふうに記憶しておりますが、向こう 10 年間の事業及び収支の見通しまで含んだ戦略を策定するものだというふうに認識しております。

その点については、先ほどの「地域水道ビジョン」と同様の考えを要望として申し述べますが、この際、この策定にあたってはパブリックコメントを必須とすることや、また住民に対しての説明会、あるいは下水道施設についての学習会、講演会などの開催等を通じて、雨水公費・汚水私費の事業であることや、山崎ポンプ場設置の経緯なども、施設の見学会などを通じて、その存在意義、また現在大山崎町との協定による費用負担のあり方などについて、改めて住民が深く知る機会を設けていただきたいと思います。もちろん、下水道、公営企業の審議会の設置については、かねてから要望しているものですが、まずは、この戦略策定などを捉えて住民参加の機会を持っていただきたいと思いますことを要望いたします。

また、当年度から公営企業会計が導入されました。今回の公営企業会計化では、従前からの一般会計からの補助金が、公共下水道事業の中でどのような用途に使われているのかということが予算書でも明らかにされております。ただ、独立採算制と言われる公営企業会計ではありますが、もともとは都市計画税なども公共下水道に充当されるということや、また公共の福祉という観点から、これらの一般会計からの補助金については必要なものであるというふうに、私は現時点では考えております。

独立採算という公営企業会計の基本は基本として、これらのことも含めて、先ほどの戦略策定を通じて、住民と使用料などの現状について、今の現状を共有され、情報交換をし、そのうえで今後の下水道のあり方を決めていくという道筋を通っていただきたいと思いますことを強く申し述べまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第 33 号議案 平成 31 年度島本町下水道事業会計予算について、コミュニティネットを代表して討論を行います。

下水道事業は、河川の水質保全や環境面からしても欠かすことのできない事業であり、供用開始以来、供用開始区域の拡大に今日まで努めてこられたことに評価をしているところです。また雨水整備についても、平成 32 年度完成を目指しまして、五反田雨水幹線の整備をはじめ流域下水道高槻・島本雨水幹線の早期完成に向け、高槻市と協力して、ともに努力をしていただきたいと思いますというふうにお願いをしておきたいと思っております。

下水道事業は、住民生活に大きな影響を及ぼす事業であると同時に、多額の資金もか

かる事業でもあることから、今後とも計画的で、より一層の効率的な施設の維持管理に努めていただくようお願いを申し上げまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 33 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 33 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2、第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長 (登壇) それでは、第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成 29 年 7 月 31 日に島本町百山 1 番先路上において、公務のため公用車を運転していた教職員が発生させた交通事故につきまして、相手方である島本町若山台二丁目在住者と、平成 31 年 2 月 26 日付けで損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行ったため、報告させていただくものでございます。それでは、添付させていただいております参考資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

事故発生日時につきましては、平成 29 年 7 月 31 日 (月) 午前 8 時 38 分頃で、事故発生場所は、島本町百山 1 番先路上でございます。

事故の概況でございますが、町立第一中学校の講師が、公用車を運転し、部活動で使用する物品を運搬していたところ、前方から大型車両が走行してきたため、左路肩の電柱の手前に停車し、大型車両が通過した後、左路肩の電柱を避け右斜め方向に公用車を発進させたところ、公用車の右側後方から自転車で走行してきた相手方と公用車の右サイドミラーが接触したことにより、相手方が転倒され損害を与えたものでございます。

相手方は、両側膝打撲擦過傷、頭部外傷、胸部打撲、頸椎捻挫などの怪我を負われており、本町が加入する全国自治協会自動車共済保険を通じて示談交渉を行ってきた結果、平成 31 年 2 月 26 日付けで示談が成立したものでございます。

示談の内容でございますが、本事故の過失割合につきましては、本町が 95%、相手方

が5%で、本町の損害賠償額は360万2,797円となっております。本町の損害賠償額につきましては、自動車損害賠償責任保険及び全国自治協会自動車共済保険から支出され、本町の負担はありません。

以上、簡単でございますが、第1号報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員 事故当時、乙が取られた行動というものは把握されていますか。

教育こども部長 事故当時の乙の行動でございますが、先ほどありましたように7月31日の午前中ですが、事故が発生いたしまして直ちに警察に届けるなど、適切な対応を行っております。その後、学校長に連絡をし、教育委員会にもすぐ連絡をいただいております。午後から学校の管理職、そして本人を呼びまして、教育委員会で事情を聞いております。そして、翌日には学校で、校長、教頭の入った事故検討会を開催するとともに、本人から教育委員会に対して顛末書が提出されております。その後は、法定講習を受講するなど、安全運転に努めるよう、現在に至っておりますでございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第1号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第35号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第35号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算(第8号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の35の1ページでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入では、第三小学校A棟建替工事に対する国庫補助金、第三小学校整備事業債及び災害復旧事業債などを補正させていただくものでございます。また歳出では、プレミアム付商品券事業、消防庁舎改修工事設計業務、第三小学校A棟建替工事などを補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,359万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を116億520万7千円とするもので、款項別の内容は、35の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

35の5ページをお開き願います。「第2表 繰越明許費補正」でございます。繰越の理由につきましては、議案参考資料に記載をしておりますとおりでございます。

35の6ページをお開き願います。「第3表 地方債補正」でございます。まず、1点目の「学校教育施設等整備事業債」につきましては、第三小学校整備事業にかかる財源でございます。2点目の「災害復旧事業債」につきましては、昨年の台風第21号の被害に要した災害復旧費に係る財源として発行するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

35の9ページをお開き願います。「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 教育費国庫補助金809万3千円の増額につきましては、国の第二次補正予算において、第三小学校A棟建て替え工事のうち不適格改築分の交付金が内定したことによるものでございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金2,478万7千円の増額につきましては、財源調整のため増額するものでございます。

第19款 諸収入、第5項 雑入、第2目 消防団員退職報償金21万9千円の増額につきましては、歳出事業の特定財源として、消防団員等公務災害補償等共済基金から歳入するものでございます。

35の10ページ、第20款 町債、第1項 町債2,050万円の増額につきましては、「第3表 地方債補正」で、ご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、35の11ページからの「歳出」でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 財政調整基金等積立金1,100万円の増額につきましては、子育て支援協力金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

第6款 商工費、第1項 商工費、第3目 プレミアム付商品券事業費1,160万1千円の増額につきましては、平成31年度当初からシステム構築作業を開始するため、補正させていただくものでございます。

第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費21万9千円の増額につきましては、消防団員の退職に伴い退職報償金に不足が生じるため、増額させていただくものでございます。35の12ページ、第3目 消防施設費324万円の増額につきましては、女性消防職員の採用に伴い早急に施設整備を行う必要があるため、改修工事設計業務委託料を増額させていただくものでございます。

第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費のうち、第11節 需用費350万円の増額につきましては、光熱水費に予算不足が生じたため補正するものでございます。第15節 工事請負費2,403万9千円の増額につきましては、国の第二次補正予算において、第三小学校A棟建替工事のうち不適格改築分の交付金が内定したことに伴い、交付金の配分基礎額と同額の工事費を計上するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第35号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 37 分～午後 2 時 50 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 質問です。第三小A棟建替工事 2,403 万 9 千円についてです。三小A棟の最少 I s 値は 0.07、人びとの新しい歩みで資料請求をした 9 の中に書いてあります。これを見ると「三小A棟の I s 値がわかるもの」、1 階部分が X 方向が 0.29、Y 方向が 0.07 になっています。ほかの 2～4 階部分は、0.49 もありますが、耐震基準を満たしているものが多いんですが、ちょっと、この 0.07 という値が大変気になります。

例えば、公立学校施設の I s 値は概ね 0.7 を超えること、となっています。10 分の 1 ですね、三小の A 棟の 0.07 は。ちなみに、命が大事だからと、ふれあいセンターに急な転園を迫られた四保のそれは 0.29、0.3、0.31 だったということです。耐震指標が 0.3 未満の場合、震度 6 強から震度 7 程度の地震があったときに、「振動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性が高い」というのが 0.3 未満なんですね。

この場合、0.07 というのはどれぐらい危険なのか。ちょっと、パッと見、かなり危険なように感じるんですが、このあたり教育委員会としてどう捉えているのか、危険度をお聞かせください。

それから、財政調整基金積立、子育て支援協力金 1,100 万円についてです。財政調整基金に積み立てること自体はしてくださったらいいのですが、今、「保育緊急事態宣言」が出て、待機児童問題が大変なことになっているということで、ぜひ、この額は待機児童解消のため、保育士の処遇改善などの策に充てられたらいいかなと思うのですが、そういうお考えはありますか。

それから、光熱水費 350 万円があがっています。一から四小の小学校の光熱水費が足りなくて 350 万円上乗せということですが、児童数の増加とか猛暑もありましたし、先日の教育委員会で聞いたところによると漏水、一小に関しては漏水などがあった。ということがあって増額されているのは理解できるんですが、年間、小学校の光熱水費は大体今年度です、4,300 万円ぐらいがあがっているんですが、それに対し児童数、いろいろあるにしろ 350 万円も上乗せというのはかなりの額だと思うんですね。これに関しては、必要なものには使ったらいいと思うんですが、一方で省エネという観点が実は前から気になっていて。というのは、例えば保護者会とか——私は子どもがいるので小学校に出入りすると、トイレを使うと、暖房便座が真夏でもついていたり、真冬でも蓋が開いた状態で、すごく寒いところでつけっぱなしになっているようなことが、よくあるんですね。それも、かなり高い温度でついていることがあります。

これを機に、細かい話かも知れませんが、トイレの——島本町は割と公立学校のトイレが洋式化していて、しかも暖房便座がついているところが多くて、全部合わせたら、たぶん 100 個ぐらいあると思うんですね、小・中学校で。そういうところの、これを機

会に光熱水費に関しても省エネという観点でちょっと見直すというか、そういう観点で周知徹底されるのは、やったほうがいいのではないかと思います。暖房便座ね、夜もついてますね、きっと。休日もついてますよね。こういうところは COOL CHOICE の観点からも、地球温暖化対策ということも、今年度またすると思うので、教育こども部の観点も、ちょっとお聞かせ願いたいですし、都市創造部としての今年度の取り組みとして、そういう COOL CHOICE の中で小学生に対する啓発普及事業もされていたと思うので、そういうこともぜひ検討して、省エネ対策としてやっていただきたいなということを、この機会に言わせていただきたい。ご見解というか、予定をお伺いしたいと思います。

一つ目です、お願いします。

教育こども部長 3点、教育委員会、質問をいただいております。

まず、第1点目が第三小学校の I s 値の問題でございますが、人9で資料請求いただいて「第三小学校A棟 I s 値のわかるもの」ということで、1階の部分で I s 値が 0.07 ということ、お示しをさせていただいております。

これはA棟の建物は体育館側に校舎で、南北に建っておりますが、その東西、要は短辺のほうの I s 値でございます、その1階が 0.07 ということでございますが、先ほどご紹介いただきましたように、I s 値とは構造耐震仕様のことを言いまして、地震力に対する建物の強度等でございますが、震度6～7程度の規模の地震に対する I s 値の評価でございます。おっしゃっていただいたように、0.6 以上あれば倒壊の危険性は低い、0.3～0.6 未満であれば倒壊の危険性はある。そして、0.3 未満であれば危険性が高いとなっておりますので、その点から言えば、0.07 ということでございますので、相当危険度の高い状況に、今、1階の部分があるというふうには理解をいたしております。

2点目につきましては、子育て支援協力金でございますが、子育て支援協力金、平成27年7月に要綱を制定して制度整備をしたわけでございますが、その第5条におきまして、協力金の使途につきましては「地域型保育事業所の整備に充てる」、また「その他地域の子育て環境の充実のため、町長が必要と認めた事業に充てる」となっておりますので、この要綱の条項に基づいて利用していきたいと考えております。

そして、3点目でございますが、光熱水費の部分で、先ほどおっしゃっていただきましたように、今回、多額の補正予算を計上させていただいている中には、第二・第四小学校で児童数の増、また今夏の猛暑で電気代が相当伸びておる。また、四小については平成30年度から利用している施設が増えておる。これらの様々な要因や、第一小学校では漏水が一部発覚した。これは修繕させていただいたんですが、それらを含めて光熱水費が伸びておったということでございます。

ただ、先ほど中田議員おっしゃっていただいたように、暖房便座のほうは夏や夜ついている。その辺については私も今現在確認はできておりませんが、子どもの授業においても、当然、省エネ、環境に配慮した生活をおくっていくということについては、学びの

部分で大切であるというふうに考えておりますので、施設を含めて、そのような状況があるようであれば対応していきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 学校生活におきます小・中学生の省エネ、環境へ配慮した取り組みということで、ご質問を頂戴いたしております。平成31年度については、具体的な事業内容、業者の選定も含めて、これから制度設計のほう、予算ご可決賜った後なんですけども、進めていく予定としておりますので、先ほどいただきましたご意見も含めて、教育委員会とも一定相談して、制度のほうを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 わかりました。省エネのCOOL CHOICEのほうも、ぜひ、身近なところからできることということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、子育て支援金の件ですが、先ほどのご答弁だと、例えば保育士処遇改善策の予算として使えるというふうに理解していいのか、確認です。

それから、光熱水費について、今年度、もうすでに予算が4,377万円あがっているんですが、これは昨年度、いろんなことがあって、児童数増加とかもありましたが、こういうことは込みにしたもので、すでに予算計上されているのかという確認が一つ。

もう一つは、三小のA棟ですね。0.07というI s値は相当危険度が高いというふうに認識されているということでした。であれば、ちょっと確認ですが、その状態で、A棟は今のスケジュールでいくと、あとどれぐらいの期間、児童が使用することになるのでしょうか。また、A棟にはどんな教室が配置されていますか。教室及び校舎の中ですね。

それから、三小はB・C棟の仮設校舎は建つけれども、A棟は建たないですね。B・C棟の仮設校舎が建つのはいつのことですか。そうなれば、少なくともB・C棟の仮設に出れば、すでに耐震化が行われているB・C棟が空くわけですよ。相当危険度が高いというふうに認識されているのであれば、A棟を使わずに、空いたB・C棟のどこかの教室を使うということも、児童の安全を考えたら、してもいいことだと思うんですが、そういうお考えはありますか。

お願ひします。

教育こども部長 光熱水費についてのお尋ねでございますが、31年度につきましては、当然、それらのことも踏まえて予算措置はしておりますが、光熱水費のことでございますので、今年度、平成30年度のときに猛暑であったりとか、そういうものも含めて、どのようなイレギュラーなことが起こるかわかりませんので、今、私ども想定している中では予算の範囲内で必ず執行できるものというふうに考えております。

もう1点、改めてのお尋ねで、まず、先ほど数値的に言えば0.3未満、危険性が高い。これは「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づくと、そういう形ですが、あくまでも指標で出ているもので、当然、縦揺れであったり横揺れであったり、揺れ方によっ

てもどういうものかというのがありますので、一概に、これだけをもって指標で見れば危険性が高いということは、まず認識としてあります。また、A棟に配置されている諸室につきましては、特別教室や職員室、給食室などが配置されているものでございます。

そして、今後のスケジュールでございますが、今、補正予算を30年12月ですかね、可決いただいて、第三小学校整備設計等業務契約を2月に結びまして、32年1月まで設計業務に取りかかるという業務を進めております。スケジュールといたしましては、今の予定では新A棟が完成するのは33年の2学期から利用いただけるようにしていきたいと考えております。そして、仮設校舎につきましては、今の予定では仮設工事を行って、平成32年度の年度当初から利用ができるようにということで、現在、事務を進めておるところでございます。

以上でございます……（中田議員・自席から「子育て支援金」と発言）……。すみません。

子育て支援金の処遇改善についてということでございますが、あくまでも、先ほど申しましたように第5条で地域型保育事業所の整備事業、その他地域における子育て環境の充実のため町長が必要と認めた事業、ということでございますので、あくまでもこれに合致した使用しかできないということでございます。

以上でございます。

中田議員 わかりました。子育て支援協力金ですね、「地域の保育環境」の関係で町長が認めればよいということですかね、そういうふうに今、聞き取れたんですが、そういうことでよろしいですか、町長。それが一つと……、そういう解釈でいいのですか、できるのですか、町長が認めたらいいということなのかという。こういう使い方が可能かどうかということを確認したいだけなんです。ということが町長にかかっているのかどうか、ということを確認したいということです。別に、そのために使えって迫っているわけじゃないんですけど。用途としてできるのか、ということです。

それから、A棟には特別教室と職員室と、給食棟があるということですね。特別教室はほとんどすべての特別教室が入っていると聞いています。音楽室、調理室、理科室、児童が頻繁に使うところですね。職員室の場合は、児童がそこに入りますと思います。という状態ですよ。未耐震で命が大事ということで、四保がふれあいセンターにI s値が0.3、三小のA棟よりも——0.3未満というところでは同じなんです、移動したのであれば、この三小のA棟もそれ並みに危険であると私は感じるのです、これも整合性を取るのであれば、命が大事という意味では、三小のA棟も直ちに命のことを考えて代替の施設に移動してもらいなり、仮設のものを建てるなりということが必要なのではないのでしょうか。

例えば、奈良県の県立高校では、昨年度、体育館のI s値が0.05だった、ということが発覚しました。その当時、奈良県の県立高校は統合再編のことでいろんな計画があ

って、それにあわせて耐震化をするので、0.05ということがわかった時点で、もうあと3年半ほど、その体育館を使うということが当初判断されていたのですが、こういうことがあって、ほかの5校・9施設でも耐震基準に満たないものがあるということで、急遽、それらは使用停止になり、仮設校舎を建てるなり、代替施設を造るなり、移動するということが、奈良県では行われています。

そういう意味で、ちょっと三小に対する対応というのが私は理解できない、町の対応として。その整合性はどうか考えておられるのか、教育長及び町長にお尋ねします。

そしてもう一つは、私も実は、この0.07という値は気がついておらず、未耐震だということは知っていたんですが、保護者の方に指摘されて初めて知りました。文部科学省にもお尋ねしたんですが、0.3未満というくくりがあって、それ以下は危険があると。それ以下の0.3と0.07がどう違うかということまでは文科省としてもなかなか言えない、ということだったんですが——国土交通省がほんとは作っているんですね、I s値は。ですが、0.3と0.07、どちらが危険ですかと言えば、やっぱり0.07のほうが危険だということだったんですね、もちろん、そうですね。

ということであれば、その値がかなり低いということは周知していただきたいんです、三小の保護者なり、児童なり、先生なり、地域の方に。というのは、やっぱり知っているのと有事の対応が違うんですよ。そして、普段、どんなことに気をつければいいかということも考えると思うんです。なので、あと2年間ですよ、あのA棟を使うということであれば、そういった周知もぜひしていただきたい。特にI s値が低いところは1階のピロティですよ。ピロティというのは集団下校などで集合場所になっていますし、広がっているんで、何かあったら人は逃げ込むような行動を誘発しやすい場所だと思うんです。なので、未然にいろんな事故を防ぐという意味でも、このI s値が三小のA棟は1階部分がかかなり低いので、上がいかにかI s値が高くても、駄目です、ペチャッとなりますよね。ということは、ほんとに周知していただきたい、早急に。ということが1点。

もう一つは、学校施設というのは防災拠点でもあります。三小は体育館でしょうけども、A棟というのは体育館のすぐ横にありますよね、近いところにあります。そして住民の方が何かあったら避難という意味で集まってくる場所なんですよ。なので学校に関わらず、ちょっと近隣の防災拠点として使われる方にも、このことはぜひ周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

教育こども部長 支援協力金の内容でございますが、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、あくまでも要綱で「協力金の使途」という項目の中に、第5条で定めた内容をお伝えしておりますので、先ほど申しました地域型保育事業所の整備事業、その他地域における子育て環境充実のため町長が特に必要と認めた事業に充てていくという

ものでございます。

もう1点、第四保育所との整合という部分でございますが、先ほど来出ておりますように、いずれも、第四保育所も第三小学校も最も低いI s値が、倒壊危険性が高いとされる0.3を下回っているということ。そういう意味からも、早期の耐震対策が必要であることは、もう言うまでもございません。第三小学校は、これまで実施してきた基本構想、そして実施設計に基づきまして、まず平成29年度B・C棟の整備を行って、現在、A棟を何とか早く整備すべく事務を進めておるということでございます。

保育所につきましては、今回、緊急避難的に移動していただいた理由の一つとしては、まず、0歳、1歳、2歳児、それらの自分の意思で動くことができない子ども達を預かっているということが一つと、もう一つは、先ほど言いました、三小はもう耐震に向けて動き出していると。第四保育所については当初の予定、地震が起きる前は32年の秋にできる第二幼稚園の跡地の認定こども園を待つということで、まだ事業が動いていなかったということもありましたので、それらを踏まえて、今回、移動いただいて対応していったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そしてまた保護者への通知、そして近隣の皆さんへのご通知ということでございますが、その点の対応については、今後、事業が進捗するにあたって、一番近いときには12月21日に保護者の皆様にはご通知を、教育長、校長名で、耐震工事を今後進めていくことをご通知させていただきました。その際にも、詳しい内容が決まり次第、随時お知らせしますということで、保護者の皆さんにはできる限りの情報提供をしていくという方向を示しておりますので、先ほどおっしゃったI s値の問題等につきましては、どのような形で、広報するのか、また皆さんに対して工事の進捗も含めてアナウンスしていく方法については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

持田教育長 第三小学校の耐震化につきましては、前々から、この議会にもお諮りいたしまして進めているところでございます。できるだけ最短の時間を使って、速やかにしていきたいというふうに思っております。

それから、A棟の1階部分のピロティでございますけれども、それについては数値のほうが大変低いという、強度が弱いということは前々わかっておりまして、この間の6月の地震の折りにも、第三小学校の校長のほうも、避難をして、入れるときには大変苦労されて、その場から集団下校していったということもございまして、学校の職員については避難のときにも、それを配慮して行っているところでございます。ですけれども、ほかの職員、それから避難経路につきましても、今後、建て替えが完成するまで、そういったところについては十分配慮して進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

山田町長 まず、第三小学校の工事についてですけれども、これはもともと、いろいろな方策がないかということで、もともとは第四保育所と一体の整備をしていこうかというところから始まっているものでございまして、その過程で、それぞれ今回は別の道で耐震化をしていくというところになっておりますので、できるだけ急いでやっていくところでは、今、進めているところでございます。

I s 値の問題については 0.07 ということで、先ほども教育のほうからもありましたように、できるだけ運用面で、そこを使わないというとあれですけど、避難をするときでも、そこを避けるとか、できるだけ運用面のほうで対応できる部分でやっていきたいなというふうには思っております。

子育て支援協力金については町長の判断でということも書かれておりますので、種々、委員会のほうでもいろいろご意見いただいておりますので、来年度早急に何ができるかということ、すでに少し動き出してはいますけども、検討しながら、財源についても使えるものを使っていくという気持ちでやっていきたいと思っております。その際には、また議会のほうにあげさせていただいて、皆さんにご議論いただいて、ご可決いただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

岡田議員 ぜひ、第三小学校のA棟、急いでお願いしたいと思っております。

私の質問は、プレミアム付商品券事業に関してお尋ねしたいと思っております。これは 10 月に消費税が 10% に上がることに伴い、家計を支えるというところからプレミアム付商品券の事業ができるということをお聞きいたしております。

これは、プレミアムの商品券に関しましては、2015 年にも一度しているんですね。その商品券のお陰で地域消費を喚起することができたというふうに内閣府のほうも言っているんですが、島本町で、この 2015 年にプレミアム商品券によって、どれぐらいの経済効果があったのでしょうか。それ、まず 1 点、お尋ねしたいと思っております。

それで、今回ですが、事業の内容を見させていただきますと、3 歳未満の子どもが属する世帯の数が 800 世帯で 900 人ということでございますが、これは 0 歳の子どもも含めて、9 月 30 日現在までの日にちで計算された 900 人という対象者でよろしいのでしょうか。その辺も、お訊きしたいと思っております。できれば、簡素に事務が行われるように、子どもさんの出生の年月日等は町のほうでもわかると思っておりますので、申請しなくても自動的に商品券の交付ができるというような形を取っていただけたらなと思うんですが、島本町のほうではどのような体制を組まれているのでしょうか。その点、お訊きしたいと思っております。

都市創造部長 従前行いましたプレミアム付商品券にかかりますご質問で、どれだけ消費が喚起されたかというご質問でございます。

当時におきましては、1 億円分の商品券を販売させていただきまして、それで実際消

費いただいたのが1億2千万円分ということで、実際の使われた率で申しますと、99.89%が使用されているということ鑑みますと、約2千万円弱は、そのままプレミアムな分として消費のほうに流れて、要は、それが余分に積み上がって1億2千万、ほぼ全額消費されたというような認識でございます。

以上でございます。

健康福祉部長 プレミアム付商品券につきまして、2点、ご質問をいただいております。

現在、想定しております商品券の対象者でございますが、当初は、6月1日現在で予定をしておりましたので、3歳未満のお子様といたしましては約900人で、世帯としては800世帯と想定をしておりました。その後、国のほうから10月1日の消費税率の改正に向けて、9月30日までにお生まれになったお子様も対象にすべきではないかというふうな議論のもと、そういった動きがあることは承知をしております。もし、9月末までにお生まれになったお子様を対象といたしましたら、約900名というふうに想定をしておりましたが、約100名ほど増えられるのではないかと想定をしております。

また、子育て世代のプレミアム付商品券事業につきましては、特にご申請をいただくことなく、直接、購入券をお送りするような事業の実施体制で考えております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。対象者が住民税の非課税世帯とか、ちょっと生活がどっちか言えばしんどいのかなという方が対象になっていらっしゃるというケースもあると思うんですが、これに関しては2万円が2万5千円という形ですかね。分割等もできるというようなこともお聞きいたしておりますが、500円ですか、というような小口の形で島本町も考えていらっしゃるのか、その辺ですね。また、その期間に転居される場合とか、また入ってこられる場合というのがあると思うんですが、その辺のことは、どのような対応をされようとされていますか。

健康福祉部長 商品券につきましては、1枚500円を単位で、個口の単位でお作りさせていただくことを想定しております。また、プレミアム付商品券の購入券等につきまして、当然、転出入される場合もあるかと思っておりますので、実際の商品券の購入、商品券の引き替えの際は、例えば転出前の市町村で購入されていない場合は転出先の市町村で購入引換券等を再発行させていただいて、転出先で購入していただけるようなスキームが国から示されておりますので、本町といたしましても事務に遺漏がないように、きっちりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 3問目ですので、プレミアムに関しては、よくわかりました。

最後の質問でございますが、今回、消防庁舎の改修工事が計上されておりますが、女性職員の採用ということで、いつぐらい採用があつて、どのような形で改修工事をされるのか。その辺がわかれば、お聞かせいただきたいと思っております。

ぜひ、前回は女性消防士採用されて、途中でサヨナラという形でいらっしゃらなくなりましたので、できれば長くいていただきたい。そのためには、やはり庁舎においても不具合がないように、ぜひお願いして、気持ちよく女性消防士が長く勤めていただけるような、そういう体制というのが考えられての計上だとは思いますが、その辺、詳しく教えていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

消防長 女性消防士の採用でございますけども、4月1日に辞令を交付いたしまして、4月3日からは大阪府立の消防学校へ入校する予定をしております。6ヵ月間、9月末まで消防の基本的な、いろいろな勉強をして、帰ってきて、10月1日付けで警備課のほうに配属をする予定をしております。

警備課につきましては24時間勤務でございますので、今回、補正をあげさせていただいておりますとおり、女性職員の施設、風呂でありますとか仮眠室でありますとか、その辺の整備の設計を、今回、補正をさせていただいております。今回、ご可決いただきましたら、4月の初旬に入札をいたしまして、7月中には設計業務を完成していただいて、9月の議会におきまして工事の費用を補正させていただいて、その後、早急に工事にかかるという形で現在は予定をしております。

消防につきましては、岡田議員からありましたように平成19年に1名の女性の採用がございましたけども、学校へ行っている間に体調不良で退職ということになっておりました。今回につきましては、先ほどおっしゃっていただきました施設整備はもちろんでございますけども、他の職員、男性ばかりなんですけども、全体が互いを尊重して、気持ちよく職務に就いていただくように、私以下、全職員が配慮して対応していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

河野議員 幾つか出た点と重複するかも知れませんが、ちょっと2点ほど、お訊きします。

35号議案の商品券ですね、プレミアム付商品券事業費ですが、かつて地域振興券にはじまり消費税増税の折にはこういったものが行われるということが、もう通常になっております。ただ私自身、この議場でそういったことが過去に二度ほどあったんですけども、人びとの新しい歩みの会派で請求していただいた人5、この内訳書を見て思うのが、この委託料にかかる1,100万円のうち700万円が適用SE費用ということになります。これは一定人件費にあたる、スタッフ、システム構築にあたる職員の人件費——委託料としては委託料ですけども——にあたるのかということが1点。その下にパッケージ費用200万とありますけども、そもそも、これは物件費対応のソフトを買い取るとか、そういう方式で島本町では何とかならなかったのか。1回きりの支給で1,100万円という委託料が非常に痛いですし、国費で措置されるということかも知れませんが、それも含めて税金ですので、その点で、もっとほかの方法が取れなかったのかというこ

とが、当初、国はどのような示しがあつて、町としてこのような委託料を設けられたのかということ、1点、質問させていただきます。

それから、とは言つても委託をした後の事務ですね、先ほどの間違いのない事務を行うのは町の職員であろうと思いますが、どの程度の体制を考えておられるのか。今回、健康福祉部と総合政策部ですかね、2部局で対応されるようなことを聞いておりますが、人員配置及びその期間について、お示してください。

健康福祉部長 プレミアム付商品券について、2点、ご質問いただいております。

システム構築費用でございますが、議員ご指摘のとおり、適用SE費用といたしまして約700万あがっております。これらにつきましては、制度の詳細というもの、現時点において未だ示されてない部分もございまして、あくまでも概算費用としての設計でございます。確かに、費用的には若干高額かなというふうにも担当部局としても考えておりますので、また契約等、仕様を確認する中で、一定検討してまいりたいというふうを考えております。

また、当該システムにつきましては、当初、国のほうは臨時福祉給付金のシステム構築を行っておりますので、そういうシステムを活用して、当初のプレミアム付商品券も対応できないかということで、ちょっと考えておりましたが、やはりデータの仕様の容量等もございまして、臨時福祉給付金のシステムを、そのまま今回のプレミアム付商品券の対応業務に転用するのは一定難しいという判断に至りましたので、今回、新たに設計費用を計上させていただいたものでございます。

また、実施体制につきましては、総合政策部の調整のもと、臨時福祉給付金の一定経験といいますか、スキームを活用いたしまして、商品券の購入券の発行とか、あと対象者通知等にかかりますものにつきましては健康福祉部が所管いたしまして、その後の商品券の対応いただける事業所の登録であるとか換金につきましては都市創造部が対応いたしまして、あと総合政策部につきましては総合調整ということで、3部局共同のもとで実施をしたいと考えております。他の自治体の状況等も確認をいたしましたが、なかなか、規模の大きな自治体につきましてはプレミアム付商品券準備室というような一部局を設置しているところもあるかと思いますが、町村におきましては、本町のように各部局で協力をして実施するというふうな体制を取っているところもございましたので、今回につきましては、そういうような形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 先ほど他の議員の質問に対しての、交付とかの手続きが一定、子育て世代と高齢者の非課税世帯とは取り扱いが違ふというふう聞いております。その点を、ちょっと再度お示しいただくこととともに、特に高齢者世帯においては混乱が予測されます。私自身も街で、今日、帰って道ばたで訊かれたら、すぐに説明ようしないなというふうに思っておりますし、それが最終的にはクレームとなって、前回のプレミアム付商品券の

ときには私自身は議員生活の中で最大のクレームの電話をいただきましたし、街頭でも1時間以上苦情をお聞きすとか、今回は並んで買うわけではないんですけども、特に、この高齢者の部分の世帯数が多いと思われまますので、対象になる方、ならない方の格差感といいますか、相当あるだろうなと思います。

その点についての周知や、私たち議員に対してもそうですけれども、広報活動については、あんまり時間かけていただくのも気の毒なんですけども、1回でわかるような説明内容を考えていただきたいと。誰が見てもわかるような、もらえない人にはもらえないとはっきりわかるように、期待をさせないように、その点はやっていただきたいと思うんですが、その点はもう十分、国からの何かマニュアルなどの示しがあるのかどうかということを質問いたします。

それから、そうは言いましても適用SE費用700万というのは、この制度構築にあたる期間は1年もなかったと思います。支給までの間ということだと思いますので、それでも700万。上限だとは思いますが、1.5人か2人に近い人件費相当というふうに思いますが、その点はやはり、もう、これ以上言っても無理でしょうけれども、ほかの自治体同様、今後のことも考えて、庁内にそういった職員が要ということも考えざるを得ないのかなど。これから様々な、介護保険や後期高齢者医療とか、システム改修とか、相当ありますし、そういった業界は儲かるでしょうけれども、自治体としては、やはり独自の単費で支出を余儀なくされる分、たくさんあります。その点について、今後、もし考えておられることありましたら、お示してください。

それから、職員配置について、具体の人数はまだ明らかになってないと思いますが、概ね職員配置にかかる人件費をどのように見込んでおられるのか。それについての交付税措置はあるのか。答弁を求めます。

総合政策部長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、人員配置についてということなんですけども、今回のこのプレミアム商品券については、担当課を主に決めておりますけども、例えば商品券の販売することであったり、使われた商品券を換金したりする、そういった業務が発生するんですけども、そういった部分をすべて町でやるのか、それとも委託できるのかということも、まだ決まっておられません。その辺の調整とか、あと商品券が使える事業者さんについても事前登録をしていただくということになってますので、その辺の様々な業務がある中で、直営でやるとなると、相当、人が必要になるというふうに考えておりますので、その辺、ご協力いただける、例えば商工会さんであったり、町内の金融機関などにも、今、ちょっと調整をさせていただいておるところでして、その辺が決まり次第、またお示しをしたいというふうに考えております。

それから、この制度のPRについては、当然、パンフレットの的なものを作成する予定をしておまして、できるだけ一目でわかるような形のものに仕上げていきたいという

ふうに思っています。また、見本となるような部分についても国から今後示されると思っていますので、そういったものも参考にしていきたいというふうに思っております。

それとシステム改修と申しますか、システムにかかるSEの費用が高いという、非常に、私も高いというふうに思っておりますが、参考に、府内の自治体でも当然同じようなことをされて、ある自治体では3千万かかると言われてるところもあつたり様々でして、システムによって変わってくると思うんですけども、その辺、できるだけお金がかからないような方向で、今後、システムのほうについても調整をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

戸田議員 では、今のプレミアム付商品券事業からお尋ねします。

システム改修費とパソコンなどの賃借料に1,160万1千円ですか、これについては国の補助金が歳入に計上されていないと思います。その理由を詳細に説明していただきたいと思います。それを訊くのはなぜかという、補助内容が未確定なまま、この事業を国の示すスケジュールにあわせて、なおかつ極めて複雑な事務をしなければならない。基礎自治体に課せられたものとしては非常に重たい、人的、経済的に。よって、なぜ歳入に計上されていないのかということを確認したいと思います。

もう一つは、対象者がかなり絞り込まれているということで、なおかつ地域の事業者を対象としている。よって、これはプレミアム商品券を使うたび、私は低所得者ですと公表するというようなことにもなりかねない。政府によるアウトティングですよね。こういうことになるのではないのでしょうか、ということで見識を問います。

消防庁舎改修工事設計業務の324万円です。これについては女性消防士を採用され、必要な改修を行われるということで必要性を認めるものなんですけど、ハード面だけではなくて、パワハラ、セクハラ等、どういったことがそれに該当するのか。これについて、再度認識を深めておく必要がありませんか。お尋ねします。

そのほか、お尋ねしたいことが大きく2点ございます。

まず一つは、光熱水費です。電気代、ガス代等、特に電気代についてはご説明がございましたが、この中には第一小学校の漏水による水道料、水道費の増加があつたと。これについて確認したいことが幾つかあります。予算が不足する事態になったのはいつですか。どのように、そのことに気がつかれたのでしょうか。そして、予算が不足すると、その不足分をどのように会計上補われましたか。以上が、水道の漏洩に関して。

そして、光熱費全体については、子どもさんが増えているとか、猛暑であつたとかいうことが影響していると思うんですが、平成31年度当初予算にどのように反映されましたか。まず、以上を確認します。

もう一つは、最も大きなテーマである第三小学校のA棟の耐震化の問題です。これはまず、おわかりになれば、昨年6月の地震の後、A棟の応急危険度判定はどのようなものでしたでしょうか。もし、今、おわかりにならないければ、調べてお答えください。

次にお尋ねしたいのは、現A棟のI s 値を再度調べる必要がありませんか、ということです。それについては、過去のI s 値を測ったときと今と、条件が全く異なっています。その根拠は、一つは耐震化とは何か、I s 値とは何か、構造耐震指標をもう一度お勉強しました。強度や粘り強さ、形状、バランス、経年劣化、これらを総合的に診断する指標であるということです。すなわち、この総合性が大きく変化、崩れているわけです。つまり、B・C棟が耐震化されている。それにくっついているA棟は耐震化されていない。B・C棟の堅さがA棟に与える影響により、A棟は過去よりも耐震の基準が場所によって変わっている可能性がある。総合性が失われているという視点が1点。もう一つは、去年の地震により、一定ずれが生じたり、ゆがみが生じたりしている可能性があるやも知れない、もともと低いわけですから。そうすると、このことによってもI s 値は変わっているはずなんです。だから、もう一度I s 値を測って、それにより本当に必要な対策を検討する必要がないかということで確認します。

それまでにして……、いったん、それで終わります。

総合政策部長 まず、プレミアム付商品券について、ご答弁申し上げます。

今回、歳入予算については計上させていただいておりません。と言いますのは、今回はシステムとパソコン等の機器の借り上げということで、これ以外に、先ほど河野議員のご質問にもご答弁しましたように、直接、すべての業務を町でやるのか、それとも委託してできるのかという部分もまだ明確ではございませんので、全体的な形が固まって、費用もある程度固まった時点で、歳入については一括して、31年度の早い時期に補正予算という形で計上させていただく予定で、今、考えております。

国のほうからは、今回、必要な経費については国が補助するということを言われておりますので、ただ、それが上限がどの辺になるのかということら辺もまだ明らかではございません。その辺も調整をしながら、補正予算については計上させていただきたいというふうに思っております。

それから、今回の対象者が非課税世帯と子育て世帯が対象で、子育て世帯については2歳以下のお子さんがいらっしゃる家庭ですけれども、すべてが低所得者という認識というよりは、子育て世帯も含めた対象者になりますので、ご心配いただいておりますように、非課税世帯のほうが子育て世帯より多い数にはなると思っておりますので、その辺で推測をされるようなこともあろうかとは思いますが、全国的に、こういうプレミアム付商品券事業が実施をされておりますので、多くの方々が理解をされて実施をされるものというふうに思っておりますので、この辺については、さほど心配する必要はないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

消防長 女性職員の採用で、ハード面のみならずハラスメントに関する認識というご質問でございます。

消防本部につきましては、毎年、ハラスメントに関する研修を本部独自でやっておりまして、昨年は特にパワーハラスメントに関する内容に特化をしておりました。今年度につきましては、去る3月8日に開催をさせていただいたんですけども、講師の先生には、4月から女性職員が1人採用になりますので、セクシュアルハラスメントにつきましても、内容を充実した形でお願いします、という形でお願いいたしましたところ、パワーハラスメント、それからセクシュアルハラスメントについて、詳細な内容で全職員に対する研修を受講したところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 教育委員会に対する数点、お尋ねでございますが、まず、光熱水費の分でございます。不足することに気づいたのはいつか、ということでございますが、小学校4校分の電気代・ガス代・水道代を、この光熱水費で払っておりますが、3月11日締め切りの期限があった水道代の請求がございまして、そのときに、この30年度の残りの分が支払えないということに気づいたところでございます。

そして不足予算、どのように対応したかということでございますが、水道代の3月分の請求額がその時点で支払えないということになりましたので、工事費136万6千円を流用し、支払いに充てたということでございます。

そして、31年度当初予算でどのように反映しているのかということにつきましては、30年度だけではなく、過去の年度も含めた実績を踏まえて31年度予算編成をしておりますので、先ほど来申し上げておりますように、気候変動等によって、光熱水費ですから上下する場合がございますが、今現時点では当然、当初予算の中での対応が可能であるものというふうに認識をいたしております。

また、地震のときのA棟の応急危険度判定はどのようなものかということでございますが、応急危険度判定士によって、目視確認で大きな損傷はなしと、今後の使用には支障がないというふうに判定は、第三小学校されております。

また、もう一度耐震強度を測る必要はないかということでございますが、第三小学校、A棟・B・C棟があって、一連に繋がった、カタカナのコの字のようになっておりますが、あれはあくまでもそれぞれ独立した建物でございまして、B・C棟を耐震補強したことがA棟に及ぼすことはないというふうに考えております。それらを繋いでおるエキスパンドジョイントを介して、各階で行き来することができるようになっている建物でございます。

以上でございます。

戸田議員 プレミアム商品券については、もう明確ではない歳入というか、国の補助金のあり方が明確ではないまま、見切り発車のような形で進められると。もう、これは夏の国政選挙を見込んだ選挙対策ではないかというような気持ちさえあるわけです。それはともかく、職員の仕事の煩雑さが大変心配するところです。

消防については、わかりました。

一小的水道使用料です。これは3月の段階で請求の多さに気がつかれた、3月の時点で予算額の不足に気がつかれているわけですが、実際に漏水を疑って水道業者に確認してもらい、それを補修されたのはいつ頃のことだったのでしょうか。現在は改善されていると思いますが、確認しておきます。もう一つは、他の保育・教育施設における水道料についても、一度、全般チェックしておく必要はありませんか。そして、今回のことで見えてきた今後の課題は何でしょうか。学校、教育施設については、概ねすべてが老朽化しています。それを、漏水しました、直しましたということだけでよいのかどうか。このあたり、今後の課題をどう思われているか、確認します。

そして、三小のI s値です。私は、この総合性、それから震度5を経験したこと、すみやかにI s値を測って、本当に今のやり方でいいのか。これをもう1回、踏みとどまって考えて欲しいなと思っています。現在のI s値による判断と、先ほど中田議員が指摘されたような対応、どういった対応をするのが望ましいのか。その点をお願いしたい。このまま新A棟の建設に入ること、補助金を獲得してしまえば、見直しや後戻りができなくなるのです。もう、すでにそういう状態にはなっていますが、これをそのまま認めることは非常に難しい。I s値を測るべきではありませんかと、再度、お尋ねします。

教育子ども部長 何点か、いただいておりますが、漏水を把握したのはいつかということですが、8月請求分の明細が届いた時点で使用量が多かったということで、漏水を疑って、直ちに対応したというところがございます。

そして、2点目でございますか、今後、他施設への影響をどのようにするかということですが、あくまでも各施設の毎月の使用量とか過去の使用量について比較を行って確認していくこと。そのようなことをやっぱりしていかなあかんというふうに考えておりますので、それを含めて計画的な施設整備の更新も検討していきたいと考えております。

今後の課題でございますが、すべての校舎、建物が建設後40年程度経過してきておりますから、施設の計画的な維持補修が今後の課題であるというふうに認識をいたしております。基礎資料として各施設の補修履歴や長寿命化計画を、学校施設についても作成してまいりまして、施設の維持管理・更新等を着実に進めていく必要があるものと認識をいたしております。

第三小学校の耐震対策につきましては、もう今現在進んでおる方針の中で、一日でも早く耐震工事を終わられて、33年2学期から利用ができるように、全力で教育委員会、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 一小的水道水の漏水については、8月の段階で、もうすでにわかっておられた。今回、請求の多さに気づかれたのが3月と。別に、これを批判するわけではないけれど

も、漏水してたら金額が上がるだろうなという推測ができ、じゃ、ほかのところはどうなのかと、そういう事務をしていただきたいなど。非常にお忙しいというのはわかるんですけども、そういうことに気づくような、そういう余裕を教育委員会として持っていていただきたいなというふうに思っています。

長寿命化が必要となっている各学校の施設。これについては長寿命化計画を立てるためには、現在の状況把握と過去の改修の履歴というのが必ず要ると思うんですね。それはありますか。まず、それが必要。それなくして、どうやって長寿命化計画を立てるのか。そこのところのご説明をお願いしたいと思います。

三小については、ご答弁には納得できませんが、私自身の問題として、このことは本当に納得できかねるというか、慎重に考えたいと思います。

以上です。

教育こども部長 先ほどもご答弁させていただいたんですが、三小も含めて、すべての学校施設・校舎については建設後 40 年ほど経過していますので、今現時点では各施設の補修履歴などをまとめたものはありませんので、それらを含めて各施設ごとに、それらの補修履歴等をまとめて長寿命化計画を作成して、維持管理に努めていこうとしておるところでございます。

以上でございます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 52 分～午後 4 時 10 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

戸田議員 第 35 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算 (第 8 号) に、私・戸田より反対の討論をさせていただきます。

その大きな理由は、第三小学校 A 棟建替工事費についてです。これについては、いまからでも再度検討し、新たに建て替えることも含めて抜本的に見直すべきだというのが正直な気持ちです。すでに予算化されて耐震化工事が進められていること、そしてプレハブの基本設計に入っていることなど、重々承知しております。

その段階で、なぜ今と言われると、まさにそのとおりなのですが、今、補助金を獲得してこれを前に進めれば、再検討が不可能である。第三小学校の基本構想のときから、私は新築・建て替えを求めておりました。ここまで進んできたわけですけど、その後のかぶり圧不足やプレハブを建てることなど、当初とはどんどん違う方向に進んでい

く。今、ここで私がこの補正予算に賛成すれば、おそらく私は大きく後悔するのではないかと、私自身思っております。建て替えを主張していた者としてだけではありません。今回、その後の一連の経過を鑑みて、ここでは賛成としないという立場に立ちます。

そのほか、消防庁舎の改修工事、第二保育所本館の便所改修工事、さらに財務会計システム——元号対応業務ですか——はすべて必要なものと認めます。ただ、プレミアム商品券については基礎自治体に課せられた業務としてはあまりにも重く、これをもって反対するものではありませんが、地域振興の効果よりも情報システム業界への経済効果に期するものと思わざるを得ない点、ここで申し述べておきたいと思います。

以上をもって、反対の討論とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 第35号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第8号）について、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,359万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億520万7千円とするものです。

本一般会計補正予算の主な内容は、財務会計システム（元号対応業務）、第二保育所本館便所改修工事、プレミアム付商品券事業、消防庁舎改修工事設計業務、第三小学校A棟建替工事など、重要な予算が編成されているものと理解します。

特に、プレミアム付商品券事業に関しましては、予算執行にあたり、消費税10%への引き上げの動向をしっかりと踏まえられ、実施時期との整合性も考え、万が一、消費税の引き上げが凍結されるような事態も考慮し、しっかりと準備をお願いします。また、繁雑な事務により混乱が生じないよう、よろしくお願いをします。第二保育所本館便所改修工事に関しましては、これ以上改修工事が遅れることがないように、しっかりと工事を進めていただくようお願いをします。消防庁舎改修工事設計業務に関しましては、課題でもありました女性隊員の受け入れに万全を期されるように、お願いをします。

以上、要望事項もありますが、補正予算編成にあたりまして概ね妥当と判断し、賛成の討論とします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第35号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算について、賛成の討論を行います。

第三小学校A棟建替工事についてです。このA棟建替工事は必要なものと認めるのですが、幾つか、申し述べたい点があります。今回、資料請求により現三小A棟のI s値が0.07ということがわかりました。これはY方向に0.07ということは、特に縦揺れに弱いということで、例えば有馬高槻構造線の揺れが直下型であった場合に倒壊のおそれ

があるということがわかりました。それで幾つか述べたいのですが、耐震化に対する町の姿勢を教育長、町長に問うたわけですが、命が大事ということで四保に関してした対応と、今回の三小に対する対応の整合性が取れないという点でご答弁をお聞きしましたが、納得できない点が幾つかあります。

倒壊するときは、乳幼児であれ、小学生であれ、高校生であれ、同じなわけです。その場合、自分で動けるかどうかに関わらず、命の危険があるというのは同じなのです。もう一つ、すでに計画があったということも言われていましたが、例えば奈良県の高校の場合では、計画が動き出していたとしても使用停止にして、仮設校舎を建てたり代替施設に移動したりしているわけです。つまり、この件に関しては、四保に関しては「命が大事」を使ったにも関わらず、三小に関しては命とお金や手間を天秤にかけて、お金や手間のほうを町が取ったということが、私には理解されました。これは納得がいくものではありません。

また、それに関して、結局言われたことは、新A棟ができるまでは、このA棟を使っただけ、2年間ですね、当面2年間使うということでした。しかし、私が先ほど質疑で述べましたように、B・C棟の仮設校舎ができれば、耐震化されたB・C棟が空くわけです。ですので、命が大事と四保でしたように、あと1年後ではありますが、できるだけ安全なところへ児童に移動していただくという点でも、そういったB・C棟の活用の点も、ぜひ考えていただきたい。これは要望です。

それからもう一つ、それまで当面の間、相当I s値が低いということは周知していくということは前向きな答弁いただきました。これはぜひ、お願いしたい。というのも、事前に起きることを想定して、そのときに有事にどう動くかということを考えておくのとおかないのでは、生死を分けることに繋がるんですね、有事の際の。ですから、これはなるべく早く関係する方、地域の方に伝えていただきたい。できれば三小に関しては新学期もありますし、PTA総会などもあるので、そういう機会をとらまえて、ぜひ耐震化については早いうちに周知をしていただきたいということです。三小については、以上です。

ほかの予算については概ね妥当と思いますので、以上のことを申し述べまして、要望いたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第35号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第8号）に関して、賛成の討論を行います。

繰越明許費補正、主なものに第二保育所本館便所改修工事、プレミアム付商品券事業、消防庁舎改修工事設計業務、第三小学校A棟建替工事。特に、プレミアム付商品券に関しては、10月の消費税引き上げ対策として家計を応援するためのものです。購入額

2万円を上限として、2万5千円分の買い物のできる商品券。生活保護世帯を除く住民税非課税世帯と2歳以下の子育て世帯が購入できる対象者です。この件に関しましては、手続きの簡素化を要望したいと思います。また、消防庁舎改修工事におきましては、女性消防職員の採用に伴う改修工事ということで、長く勤務していただけますよう、職員全員で対応のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

また、各々の補正におきましては妥当と思ひ、賛成とさせていただきます。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第35号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第8号）について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

第8号補正は、歳入歳出にそれぞれ5,359万9千円を追加して、歳入歳出予算の総額を116億520万7千円とするもので、主な歳入は学校施設環境改善交付金809万3千円、あと財政調整基金繰入金2,478万7千円、消防団員退職報償金21万9千円、第三小学校整備事業債1,600万円、土木災害復旧事業債450万円です。

また、主な歳出については、財政調整基金積立金、プレミアム付商品券事業費、消防団員退職報償金、庁舎改修工事設計業務、第三小学校A棟建替工事です。

プレミアム付商品券事業は、消費税・地方消費税引き上げで、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響緩和を目的とするプレミアム付商品券の販売をするもので、後付けとなるが、国からの補助があります。対象となる世帯に丁寧な趣旨説明を行い、目的を達成できるよう、スムーズな事務処理を要望します。

また、第三小学校A棟建替工事については、耐震対策についての国からの補助金を受け入れるための項目と理解し、評価します。第三小学校A棟は、小学校で唯一未耐震の校舎です。児童の安全を確保するためにも、できる限り早期に耐震対策が完了することを要望し、賛成の討論とします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第35号議案 2018年度島本町一般会計補正予算（第8号）に対しまして、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

繰越明許費に示された財務会計システム、第二保育所便所の改修、消防庁舎の改修においては概ね必要、妥当なものと認めるものです。もちろん、第三小学校A棟の建て替えについても同様ですけれども、今回、資料人8で「ここに至るまでの事業費の積算がわかるもの」というのを資料をいただいております。

この一番上に示された町立第三小学校基本構想業務378万円、まだ現町長が就任される前のことですが、この時点についての議会での論議、住民への説明不足、その内容の不備等があり、紆余曲折を相当に辿ってきたということが、今の遅れと、それから遅れに伴って仮設校舎も必要であるということが後からわかるということと、その中に、第三小学校のグラウンドに第四保育所を建て替えるんだというプランまで、最後の最後ぎ

リギリまで、この構想を押し通そうとしたという町執行部の姿勢。それがなくなったやいなや、都市計画の西側開発で緑道を通すプランが浮上するというので、一体、この第三小学校の子ども達のことを一番に考えてきたのかということ、私たち議員も含めて何よりも第一に耐震化を優先しなければならなかったことのツケが、今、他の議員から指摘をされました、特にA棟については非常に耐震化について不備があり、まさにここはピロティという集合場所、児童生徒の日々の集団登下校などの拠点ともなり、私も卒業生ですが、下足箱がおいてある棟です。1階の、一番もろいところに下足箱があり、先日の北部地震の際にも、当該保護者から、あるいは関係者の方から、そういった日々必ず通る場所が一番危険であるということについて、議会や町執行部に対する非常に抗議や意見要望を聞いております。

そういった点では、確かに今すぐにでもどこかへ移動するという措置を取るということも、私としてもどこかで併行して考えることも考えなければいけないのではないかという思いに至ったのが、本会議での審議を経て感じていることです。すでに耐震化が済んでいる校舎を中心に授業を行う。100%完璧ではなくてもリスクを減らす、リスクを少なくするという事とか、下足箱の位置を考えると、その点については、私たち以上に教職員の皆さんが非常にその点は具体的に考えておられることがたくさんあると思いますので、教育長先頭に、そういった声も改めて聞き直しをしていただいて、必要な措置はすべて講じていただきたいということを申し添えます。

それから、プレミアム付商品券は、もう討論もしたくないというのが正直な気持ちですが、今回については、ほんとに消費税増税の際のバラマキということは、消費税導入のときの地域振興券のときから繰り返し行われた愚策であります。結局、今回は、前回のプレミアム付商品券も相当苦情がありましたけれども、景気対策が主な目的であったために都市創造部中心に担当され、商工会に事務を委託をされております。しかしながら、当時も、並んだあげく買えなかったということで、今まで行政に対して苦情を言ったことのなかったような住民も電話をしたという経験をされ、私自身も匿名、街頭などで、相当な苦情をいただきました。非常に不公正感が強く残るという商品券でありましたけれども、そのときも商工会の事務局は相当苦勞されて、商工会のところにも行列が並び、買えなかった方の苦情に対応されるという、商工会事務局の方のご苦勞も目の当たりにしております。

窓口を分散して委託をするということもおっしゃいましたが、こういった苦情が想像できるような制度を実行されるにあたっては、あちこちに分散されるのはいかがなものかという懸念もあります。この際ですから、国にフリーダイヤルを作っていただいて、「プレミアム付商品券の苦情はすべてこちらへ」というぐらいのことを、小規模自治体である島本町が1,100万も使う、後からお金が入ってくるとは言え、少なからず人件費の支出が予定されます。事務量もあります。今回は幼児教育・保育の無償化と低所得者

に限定したために、福祉部局と総合政策部が連携して行わなければいけないという、新たな行政側の負担も生じているということから、できるだけ責任は分散せずに、この際、集中してやるほうが、かえってうまくいくのではないかなというふうに、老婆心ながら申し上げます。

その点についても、本来は今、国がやるべきことは、もう消費税増税のストップであるということは日増しに高くなっておりますし、3月19日付けの朝日の世論調査では、消費税10%増税は反対が55%、賛成が38%。そういったこともはっきりしてきております。先ほど他の会派の議論もありましたけれども、消費税増税を今度も見送った場合にこの制度がどうなるのかということは、ちょっと私は明らかにしておりませんが、そういったことも含めて、本来、今一番の景気対策は消費税10%増税ストップであるということは多くの住民の声であり、また駅前商店街の皆さん、ポイント還元之恩恵を全く被れない商店街の皆さんや、今回、このプレミアム付商品券に1,700億円、0.17兆円投じられているということを考えてときに、ほかにやるべきことはまだまだあるということをおっしゃるを得ませんが、ここで幾ら吠えても難しい点はたくさんありますので、くれぐれも皆さん、健康に留意されまして、この繁雑な事務を通り過ぎていっていただくようお願いをしまして、討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第35号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第35号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、2月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成31年島本町議会2月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、6月24日午前10時から会議を開きます。
本日は長時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

(午後4時36分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 9 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第 10 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 11 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 12 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 13 号議案 島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について
- 第 14 号議案 島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 15 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 16 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17 号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 第 18 号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 第 19 号議案 島本町障害者福祉金条例の廃止について
- 第 20 号議案 島本町難病者福祉金支給条例の廃止について
- 第 21 号議案 平成 31 年度島本町一般会計予算
- 第 22 号議案 平成 31 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 23 号議案 平成 31 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 24 号議案 平成 31 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 25 号議案 平成 31 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 26 号議案 平成 31 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 27 号議案 平成 31 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 28 号議案 平成 31 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 29 号議案 平成 31 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 30 号議案 平成 31 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 31 号議案 平成 31 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 32 号議案 平成 31 年度島本町水道事業会計予算
- 第 33 号議案 平成 31 年度島本町下水道事業会計予算
- 第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第 35 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 8 号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 3 月 27日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（2番）

署名議員（12番）

平成31年島本町議会2月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 私立中学校・高校移転開校影響対策と地域貢献連携を問う 2. 地震・風水害への島本町の備えについて	2月27日 福嶋議員
	1. JR島本駅西・地区計画案の問題点 ～景観形成と適正人口規模をめざして その2～ 2. ココが問題！文科省の改訂・放射線副読本	〃 戸田議員
	1. 歩道のフラット化等―安全・安心の交通・道路施策について 2. JR島本駅西地区都市計画―駅前広場と保育所整備について 3. マンションライフの質向上へ―相談窓口と開発規制について	〃 河野議員
	1. 水無瀬駅周辺の商店の活性化について 2. 阪急水無瀬駅タクシー車庫跡地について	〃 村上議員
	住民は島本駅前に高層マンションができることをのぞんでいるのか？	〃 中田議員
	子育て世代・共働き家庭へのバックアップを！その1 ～保育所選考の兄弟加点・兄弟枠について～	〃 伊集院議員
	第1号議案	工事請負契約の締結について
第2号議案	町道路線の廃止及び認定について	2月27日 原案可決
第3号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について	2月27日 原案可決
第4号議案	島本町立やまぶき園設置条例の廃止について	2月28日 原案可決
第5号議案	平成30年度島本町一般会計補正予算（第6号）	3月1日 原案可決
第6号議案	平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃 原案可決
第7号議案	平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	〃 原案可決
第8号議案	平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）	〃 原案可決
第34号議案	平成30年度島本町一般会計補正予算（第7号）	3月5日 原案可決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 9 号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	3 月 2 7 日 原 案 可 決
第 1 0 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 1 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 2 号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 3 号議案	島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 4 号議案	島本町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 5 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 6 号議案	島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 7 号議案	島本町下水道条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 8 号議案	島本町水道事業条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 9 号議案	島本町障害者福祉金条例の廃止について	〃 原 案 可 決
第 2 0 号議案	島本町難病者福祉金支給条例の廃止について	〃 原 案 可 決
第 2 1 号議案	平成 3 1 年度島本町一般会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 2 号議案	平成 3 1 年度島本町土地取得事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 3 号議案	平成 3 1 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 4 号議案	平成 3 1 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 5 号議案	平成 3 1 年度島本町介護保険事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 6 号議案	平成 3 1 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 7 号 議 案	平成 3 1 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	3 月 2 7 日 原 案 可 決
第 2 8 号 議 案	平成 3 1 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 9 号 議 案	平成 3 1 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 0 号 議 案	平成 3 1 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 1 号 議 案	平成 3 1 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 2 号 議 案	平成 3 1 年度島本町水道事業会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 3 号 議 案	平成 3 1 年度島本町下水道事業会計予算	〃 原 案 可 決
第 1 号 報 告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	〃 報 告 を 承 る
第 3 5 号 議 案	平成 3 0 年度島本町一般会計補正予算 (第 8 号)	〃 原 案 可 決